愛知県水防計画

令　和　8　年　度

愛　知　県

はじめに

洪水、雨水出水、津波又は高潮による水害を防ぐには根本的な治水対策が必要であるが、この治水事業には巨額の費用を要するので、その早期完了は残念ながら、簡単にはできないのが現状である。

そこで、治水事業とあいまって、水害による被害を最小限にくいとめるため、水防活動が必要となる。

水防は、水との闘いであるばかりでなく、時間との闘いであるといわれている。

水害時における水防活動が最大の効果を発揮するには、的確で迅速な行動が要求される。

そのためには、まず第１に事前に綿密な計画をたて、十分な準備をしておかなければならない。

第２に、水防の効果を十分に確保するには、水防に関する情報を迅速的確に把握する必要があり、このためには、通信網及び連絡体制の整備強化を図らなければならない。また必要に応じて報道機関の協力を求める必要がある。

第３に、水防活動を円滑に実施するためには、必要な資材器具、施設の整備と運用を図る必要がある。

これら、水防の第一次的責任は、市町村等の水防管理団体であるが、それぞれ個々の判断に委ねるのみではなく、県内統一的な計画を策定することで一層効果が期待されるものである。

このため、県内の水防事務に関し、基本的かつ具体的な内容、すなわち、水防上必要な監視・警戒・通信連絡・水防組織等に関する事項を示す令和８年度の愛知県水防計画をここに策定する。

目　　次

本編

第一章　総則
- 第一節　目的 …… 1
- 第二節　用語の定義 …… 1
- 第三節　水防の責任 …… 3
- 第四節　安全確保 …… 8

第二章　水防組織
- 第一節　県の水防組織 …… 11
- 第二節　水防管理団体 …… 14

第三章　水防施設
- 第一節　水防倉庫及び水防資器材 …… 17
- 第二節　通信連絡 …… 18
- 第三節　非常輸送 …… 20

第四章　非常配備
- 第一節　県の非常配備 …… 21
- 第二節　水防管理団体の非常配備 …… 24

第五章　重要水防箇所
- 第一節　重要水防箇所 …… 25
- 第二節　重要工作物 …… 81

第六章　水防に関連する予報・警報
- 第一節　水防に関連する予報・警報の種類と発表基準 …… 151
- 第二節　水防に関連する予報・警報の伝達 …… 177

第七章　水防警報
- 第一節　水防警報の意義 …… 181
- 第二節　水防警報を行う河川及び海岸 …… 181
- 第三節　水防警報を発する基準 …… 184
- 第四節　水防警報伝達系統 …… 187
- 第五節　水防警報発表受報様式 …… 194

第八章　洪水予報
- 第一節　意義 …… 201
- 第二節　洪水予報を行う河川及び実施区域 …… 201
- 第三節　洪水予報に関する基準地点 …… 202
- 第四節　洪水予報の情報名と発表基準 …… 203
- 第五節　洪水予報伝達系統 …… 205
- 第六節　洪水予報発表文例 …… 210

第九章　水位情報の周知
- 第一節　意義 …… 217
- 第二節　水位情報の周知を行う河川・公共下水道等・海岸及びその区域 …… 217
- 第三節　水位情報周知を行う水位観測所における基準水位 …… 219
- 第四節　水位情報伝達系統 …… 223
- 第五節　水位情報等発表文例 …… 232

第十章　水防活動
- 第一節　雨量・水位・潮位の監視と通報 …… 243
- 第二節　監視及び警戒とその措置 …… 258
- 第三節　水防団等の出動 …… 258
- 第四節　水こう門・防潮扉・排水ポンプ場・ダム・ため池等の操作 …… 259
- 第五節　水防作業 …… 323

第六節　避難 …… 325
第七節　水防信号及び水防標識 …… 325
第八節　氾濫、決壊等の通報並びにその後の処理 …… 326
第九節　水防解除 …… 333
第十節　費用負担と公用負担 …… 333
第十一節　水防報告と水防記録 …… 334

第十一章　他の機関等の協力応援
第一節　洪水予報連絡会 …… 339
第二節　大規模氾濫減災協議会（水防災協議会） …… 339
第三節　応援及び応援等の相互協定 …… 340
第四節　河川管理者の協力事項 …… 341
第五節　河川管理者の備蓄資器材 …… 342
第六節　河川管理者からの情報提供（ホットライン） …… 342

第十二章　排水機の運転調整
第一節　排水機の運転調整の意義 …… 343
第二節　各河川における排水機の運転調整に係る要綱等 …… 343

第十三章　その他
第一節　水防訓練 …… 431
第二節　水防管理団体の水防計画の基準と指導方針 …… 431
第三節　水防協力団体 …… 432

資料編
第1　水防資器材の備蓄数量 …… 441
第2　名古屋港における推算潮位 …… 459
第3　愛知県水防計画付図（県管理河川水防情報）

第一章　総則

第一章　総則

第一節　目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）第７条第１項及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の趣旨に基づき、洪水、雨水出水、津波又は高潮による水災を警戒し防御し、これによる被害を軽減するため、県内の各河川、海岸及びため池等に対する水防上必要な監視、予防、警戒、通信連絡、輸送及びダム又は水門若しくはこう門の操作、水防のための水防団及び消防団（以下「水防団等」という。）の活動、水防管理団体相互間の応援並びに必要な器具資材、施設の整備と運用、避難立退きについて実施の大綱を示したものであり、愛知県地域防災計画と相まって水災の軽減に努めることを目的としたものである。

第二節　用語の定義

愛知県水防本部

県の地域に係る水防を統括するため設置するもので水防に関係の深い局課で編成し、本部事務局を県庁内（建設局河川課）に置くものをいう。

水防管理団体（法第２条第２項）

水防の責任を有する市町村又は水防事務組合若しくは水害予防組合をいう。

指定水防管理団体（法第４条）

水防上公共の安全に重大な関係があると認めて、知事が指定した水防管理団体をいう。

水防管理者（法第２条第３項）

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは水害予防組合の管理者をいう。

消防機関の長（法第２条第５項）

消防本部を置く市町村にあっては消防長を、消防本部を置かない市町村にあっては消防団の長をいう。

量水標等及び量水標管理者（法第２条第７項、法第12条）

量水標等とは、量水標、験潮儀その他の水位観測施設をいい、量水標管理者とは、それらの施設の管理者をいう。

河川管理者（法第２条第６項）

河川管理者（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。第七条第三項において同じ。）及び同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下同じ。）の管

理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長をいう。

水防警報（法第２条第８項、法第16条）

国土交通大臣又は知事が指定した水防警報河川等＊について、国土交通省又は都道府県の機関が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

＊水防警報河川等

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸。

洪水予報（法第10条第２項、法第11条第１項、気象業務法第14条の２第３項及び第４項）

洪水予報河川について、国土交通大臣又は都道府県知事が、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を、基準地点の水位又は流量を示して行う洪水の予報等をいう。

＊洪水予報河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。

水位情報の通知及び周知（法第13条、法第13条の２、法第13条の３）

国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた洪水特別警戒水位に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う。

都道府県知事又は市町村長は、水位周知下水道について、当該下水道の水位があらかじめ定めた雨水出水特別警戒水位に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う。

都道府県知事は、水位周知海岸について、当該海岸の水位があらかじめ定めた高潮特別警戒水位に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う。

＊水位周知河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。

＊水位周知下水道

都道府県知事又は市町村長が、雨水出水により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した公共下水道等の排水施設等。

＊水位周知海岸

都道府県知事が､高潮により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した海岸。

＊洪水特別警戒水位

法第13条第１項及び第２項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。

＊雨水出水特別警戒水位

法第13条の２第１項及び第２項に定める内水による災害の発生を特に警戒すべき水位。

＊高潮特別警戒水位

法第13条の３に定める高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位。

洪水浸水想定区域（法第14条第１項・第２項）

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川、水位周知河川その他の河川が氾濫した場合に浸水が想定されるとして指定する区域。

雨水出水浸水想定区域（法第14条の２第１項・第２項）

都道府県知事又は市町村長が、水位周知下水道その他の排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該排水施設から河川等に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定されるとして指定する区域。

高潮浸水想定区域（法第14条の３第１項）

都道府県知事が、水位周知海岸その他の海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定されるとして指定する区域。

浸水想定区域（法第15条第１項）

洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。

水防協力団体（法第36条）

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令（水防法施行規則第21条）で定める団体であって、水防管理者が指定したもの。

愛知県防災会議（災害対策基本法第14条）

県の地域に係る防災に関し国及び地方を通じて総合的かつ計画的な運営を図るため、災害対策基本法の規定に基づき設置されており、県地域防災計画の作成及びその実施、知事の諮問による防災に関する重要事項の審議、各機関の実施する災害復旧の連絡調整等を図る機関。

愛知県災害対策本部（災害対策基本法第23条）

災害対策に関する一元的体制を確立し、防災、災害救助、災害警備、災害応急復旧等の措置を迅速かつ強力に実施するため、災害が発生し又は発生するおそれがある場合で知事が必要と認めたとき災害対策基本法に基づき設置する機関。

第三節　水防の責任

１　県（知事）の水防法上の二次的責任又は権限

県は水防管理団体が行う水防が十分に行われるよう次の事項により水防能力の確保とその指導する責任を有し、水防のための権限を行使する。（法第３条の６）

(1) 水防計画の策定、要旨を公表すること（法第７条第１項・第５項・第７項）
(2) 水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定すること（法第４条）
(3) 水防管理団体に援助するための水防倉庫の設置及び資器材を備蓄すること（法第３条の６）
(4) 水防活動従事者の安全へ配慮すること（法第７条第２項）
(5) 水防管理団体へ助言、勧告すること（法第48条）
(6) 通信連絡系統を確立すること（法第27条、法第２条第６項）
(7) 優先通行の標識及び水防信号を制定すること（法第18条、法第20条）
(8) 洪水予報対象河川を指定すること（法第11条第１項）
(9) 洪水予報を発表、通知すること（法第10条第３項、法第11条第１項）
(10) 水位情報を通知し、一般へ周知すること（法第13条）
(11) 洪水予報、水位情報及び氾濫等又は決壊の通知に係る事項を関係市町村長へ通知すること（法第13条の４）
(12) 洪水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域を指定すること(法第14条第２項、法第14条の３第１項)
(13) 水防警報発表河川等を指定すること（法第16条第１項）
(14) 水防警報を発表し、又は通知すること（法第16条第１項・第３項）
(15) 氾濫等又は決壊の通報に係る事項の通知及び周知をすること（法第24条の２第２項、法第25条第２項）
(16) 水防上緊急を要する通信のために、電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設等を使用すること（法第27条）
(17) 危険が切迫しているときに必要な区域の居住者等に対して立退きを指示すること（法第29条）
(18) 水防上緊急を要するときに水防管理者等に対して指示すること（法第30条）
(19) 水防協力団体に対して必要な情報の提供又は指導若しくは助言をすること（法第40条）
(20) 水防に要する費用負担の協議が成立しない場合のあっせん及び他県知事との協議をすること（法第42条第３項、法第42条第４項）
(21) 費用の負担（法第43条、法第43条の２）
(22) 水防費用の補助（法第44条）
(23) 水防管理団体に水防に関する報告をさせること（法第47条）

２　知事の河川管理者等としての責任

知事は河川法に基づく河川管理者、一級河川における国土交通大臣の権限に属する事務の一部を行う知事および海岸法に基づく海岸管理者としての責任を有する。

３　水防管理団体（水防管理者）の水防法上の一次的責任又は権限

水防管理団体である市町村（水防事務組合又は水害予防組合の区域を除く）、水防事務組合又は水害予防組合は次の事項によりその管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任（法第５条の水防団等の所轄に係る事項を含む）を有する。（法第３条）
(1) 水防体制を確立すること（法第３条）
(2) 水防団を整備すること（法第５条）
(3) 水防倉庫の設置及び資器材の備蓄（法第２条第６項、法第３条）

(4) 通信連絡系統を確立すること（法第27条、法第２条第６項）
(5) 随時区域内の河川、海岸堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸等の管理者に連絡して必要な措置を求めること（法第９条）
(6) 水位状況の関係者への通報（法第12条）
(7) 洪水浸水想定区域（近接する区域を含む）で輪中堤防等の区域であって浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定すること（法第15条の６）
(8) 水防団又は消防団を出動させ、又は出動の準備をさせること（法第17条）
(9) 警戒区域を設定し、立入を禁止若しくは制限し、退去を命ずる水防団に指示すること（法第５条第３項、法第21条第１項）
(10) 警察官の出動を求めること（法第22条）
(11) 他の水防管理団体への応援要請及び応援に要する費用の要請者負担（法第23条）
(12) 水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させること（法第24条）
(13) 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときに、直ちにこれを関係者に通報すること（法第25条）
(14) 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めること（法第26条）
(15) 水防上緊急を要する通信のために、電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設等を使用すること（法第27条）
(16) 水防上緊急の必要があるときの公用負担権限を行使すること（法第28条）
(17) 危険が切迫しているときに必要と認める区域の居住者等に対して立退きを指示すること及びその場合当該区域を管轄する警察署長に通知すること（法第29条）
(18) 水防に要する費用を負担すること（法第41条）
(19) 法第24条により水防に従事した者に対する災害補償をすること（法第45条）
(20) 平常時における区域内の河川、遊水地、海岸等の巡視及び異常箇所の通報（法第９条）
(21) 消防事務との調整（法第50条）
(22) 水防協力団体の指定、監督（法第36条、法第39条）
(23) 水防協力団体に対する必要な情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）

４　指定水防管理団体の責任

指定水防管理団体は、３に加え次の事項の責任を有する。
(1) 消防機関が水防を十分行えない場合の水防団の設置（法第５条第２項）
(2) 水防計画の策定、要旨の公表、知事への届出（法第33条第１項・第３項、法第49条第１項）
(3) 水防活動従事者の安全への配慮（法第33条第４項）
(4) 水防事務組合及び水害予防組合における水防協議会の設置（法第33条第２項）
(5) 毎年の水防訓練（法第32条の２）

５　市町村防災会議の責任

(1) 市町村地域防災計画に、浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めること（法第15条第１項）

ア　洪水予報等の伝達方法

イ　避難場所及び避難経路に関する事項

ウ　災害対策基本法に基づく洪水等に係る避難訓練の実施に関する事項

エ　浸水想定区域内の次に掲げる施設の名称及び所在地

（ア）　利用者の洪水時等の避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められる地下街等

（イ）　利用者の洪水時等の避難の確保を図る必要があると認められる要配慮者利用施設

（ウ）　洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められる大規模工場等

オ　その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

(2) 市町村地域防災計画において、地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めること（法15条第２項）

６　市町村の長の責任

(1) 避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街、要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表をすること（法第15条の２第６項、第７項、法第15条の３第３項）

(2) 区域内に存する河川のうち洪水時の避難を確保することが特に必要と認められる河川について、過去の浸水状況等を把握することに努め、予想される水災の危険を住民等に周知すること（法第15条の11）

７　水防団（水防団長、水防団員）の責任又は権限

(1) 随時区域内の河川、海岸堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸等の管理者に連絡して必要な措置を求めること（法第９条）

(2) 水防上緊急の必要がある場所に赴くときに、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行すること（法第19条）

(3) 水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずること（法第21条）

(4) 水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させること（法第24条）

(5) 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときに、直ちにこれを関係者に通報すること（法第25条）

(6) 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めること（法第26条）

(7) 水防上緊急を要する通信のために、電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設等を使用すること（法第27条）

(8) 水防上緊急の必要があるときの公用負担権限を行使すること（法第28条）

８　市町村地域防災計画に定められた地下街、要配慮者利用施設の所有者又は管理者の責任

(1) 地下街等の利用者の洪水時等の避難の確保及び浸水の防止を図るために必要な訓練等に関する計画を作成すること（法第15条の２）
(2) 要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練、その他の措置に関する計画を作成すること（法第15条の３）

９　気象庁長官（名古屋地方気象台長）の水防の責任

(1) 気象等の状況により、洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び愛知県知事（水防本部長）に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させること（法第10条第１項、気象業務法第14条の２第１項）
(2) 国土交通大臣又は知事と共同して洪水予報を発表すること（法第10条第２項、法第11条第１項、気象業務法第14条の２第３項、第４項）

10　国土交通大臣（中部地方整備局長）の水防法上の責任、権限

(1) 指定した洪水予報河川について、気象庁長官（名古屋地方気象台長）と共同して洪水予報を発表し、愛知県知事（水防本部長）に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般住民に周知させること（法第10条第２項）
(2) 指定した水位周知河川について、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達した旨の情報を愛知県知事（水防本部長）又は水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求め、一般に周知させること（法第13条第１項）
(3) 洪水予報河川、水位周知河川その他の河川について、その浸水想定区域を指定すること（法第14条第１項）
(4) 洪水予報、氾濫等の通知を関係市町村長へ通知すること（法第13条の４）
(5) 指定した水防警報河川等について、水防警報を発表し、愛知県知事（水防本部長）に通知すること（法第16条）
(6) 氾濫等の通報の通知及び周知をすること（法第24条の２第２項）
(7) 水防上緊急を要する通信のために、電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設等を使用すること（法第27条）
(8) 都道府県又は水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせること（法第47条）

11　国土交通大臣の河川管理者としての責任

国土交通大臣は河川法に基づく河川管理者としての責任を有する。

12　ダム管理者の責任

(1) 洪水が発生し又は発生するおそれがある場合において、水位及び水量等の観測結果、当該ダムの操作の状況を河川管理者及び愛知県知事に通知すること（河川法第46条）
(2) ダムを操作することによって流水の状況に著しい変化を生ずると認められる場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認められるときに、下流住民等に周知する等の必要な措置をとること（河川法第48条）

13　量水標管理者の責任

(1) 洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は通知を受けた場合において、量水

標等の示す水位が知事の定める水防団待機水位（通報水位）＊を超えるときに、その水位の状況を関係者に通報すること（法第12条第１項）

＊水防団待機水位（通報水位）（法第12条第１項）

洪水又は高潮のおそれがある場合に、関係者に通報しなければならない水位であり、量水標の設置されている地点ごとに知事が定めるもので、各水防機関が水防体制に入る水位をいう。

(2) 量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）＊を超えるときに、その水位の状況を公表すること

＊氾濫注意水位（警戒水位）（法第12条第２項）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして知事が定める水位であり、水防管理者が水防団及び消防機関に出動させ、又は出動の準備をさせなければならない水位をいう。

14　その他水防上重要な施設の管理者の責任

水門、堰、えん堤、ため池、排水ポンプ場等その操作及び維持管理が水防上重要な施設を日常管理点検するとともに、水害が予想されるときは、応急措置を講じ、また必要に応じて水防管理者の指示に従うこと

15　水防協力団体（代表者）の業務又は権限

(1) 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときに、直ちにこれを関係者に通報すること（法第25条）
(2) 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めること（法第26条）
(3) 水防団及び水防を行う消防機関と密接に連携し、水防上必要な監視、警戒その他の水防活動へ協力すること（法第37条第１号、第38条）
(4) 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること（法第37条第２号）
(5) 水防に関する情報又は資料の収集、提供をすること（法第37条第３号）
(6) 水防に関する調査研究、知識の普及及び啓発をすること（法第37条第４号、第５号）

16　警察官の事務

水防上緊急の必要がある場所において、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときに、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずること（法第21条第２項）

第四節　安全確保

１　津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて‘遠地津波’と‘近地津波’に分類して

考えられる。遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能な場合がある。しかし、近地津波で、かつ安全な避難場所までの所要時間がかかる場合は、水防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。

したがって、あくまでも水防団員自身の避難時間を確保した上で、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

２　安全配慮

洪水、雨水出水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

第二章　水防組織

第二章　水防組織

第一節　県の水防組織

１　目的

県水防本部は、第一章第三節１に規定された県の水防責任を全うするために、円滑な情報伝達と迅速な対応をはかることを目的とする組織である。

２　概要

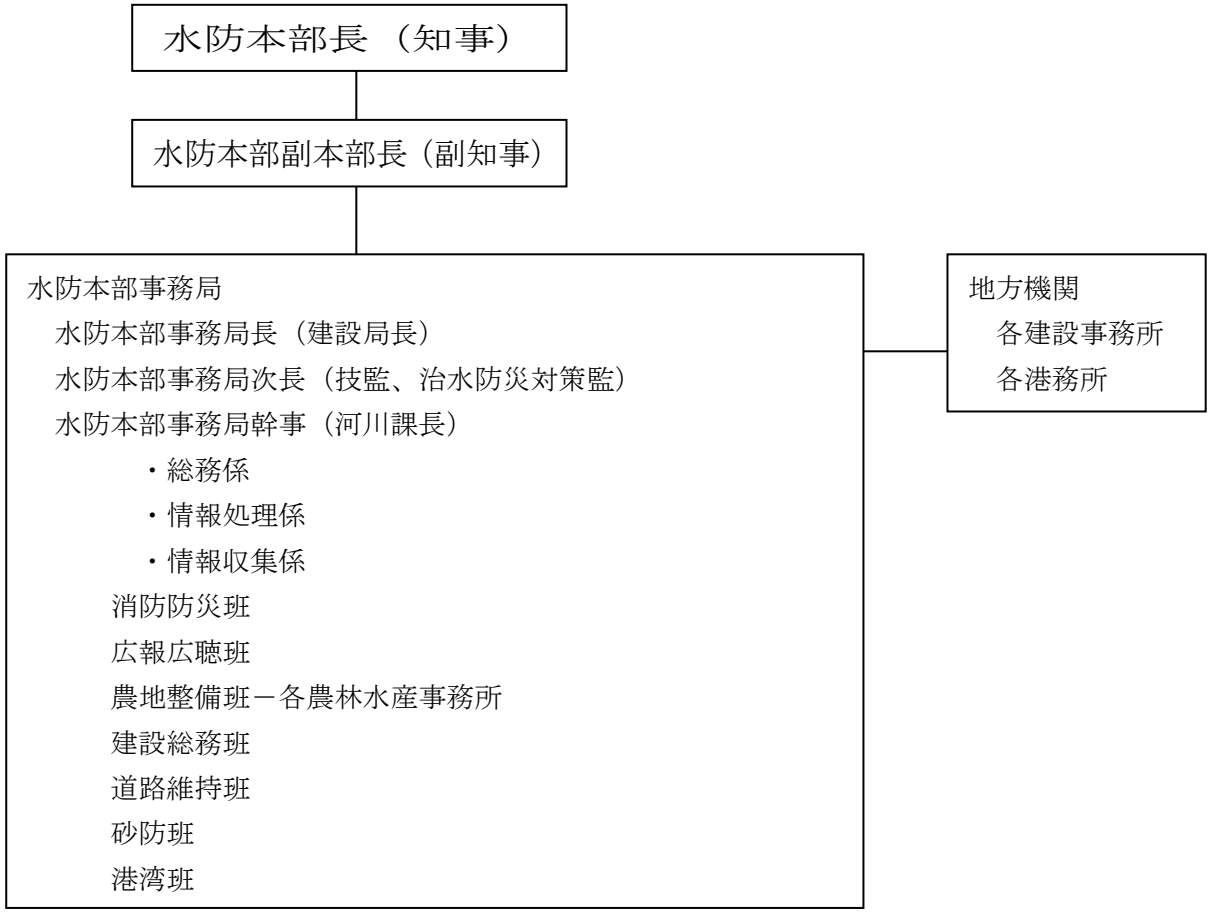
(1) 県水防本部は、愛知県災害対策本部（以下「県災害対策本部」という。）を構成する各部班のうち水防活動に特に関係の深い部班で編制する常設機関であり、水防業務の総括にあたり、事務局を建設局河川課に置く。

県水防本部は、本部長、副本部長、事務局並びに各部、各班及び支部・地方機関をもって構成する。

(2) 水防本部長を知事、水防本部副本部長を副知事とする。両者への水防活動報告及び被害状況報告は事務局長が行う。

(3) 県水防本部は、県災害対策本部が設置された場合は同本部に統合され、以後同本部の一元的組織において水防に係る事務を遂行する。

３　県水防本部組織図



４　県水防本部事務局の所掌事務

(1) 事務局長は県水防本部事務局の事務を統括する。事務局次長は事務局長を補佐し、事務局長が欠けたときは代わりにその職務を行う。事務局幹事は水防の対策方針を決定する。

(2) 事務局には総務係、情報処理係及び情報収集係を置く。

ア　総務係　　対策方針案の策定及び各部・各班・各支部への対策指示・調整。

イ　情報処理係　水防警報、洪水予報の通報管理。情報整理・簡素化、重複事項の統一。関係機関・課室（県災害対策本部設置時においては県災害対策本部）への連絡。

ウ　情報収集係　水防テレメーターの監視。気象情報・河川情報の収集。各部・各班・各支部からの情報収集。

(3) 県災害対策本部が設置されたときは、その災害対策本部事務局として上記事務を担当する。

５　県水防本部各班の所掌事務

(1) 消防防災班

ア　非常配備に関すること。

イ　気象警報、注意報、情報及び対策通報の受信及び伝達に関すること。

ウ　洪水予報の伝達に関すること。

エ　人・住家等被害の状況を把握すること（公共土木施設被害を除く）。

オ　自衛隊の活動状況の把握に関すること（県災害対策本部の解散後に限る）。

カ　緊急輸送車両の確認証明書の交付に関すること（他班に係るものを除く）。

(2) 広報広聴班

ア　県民の人心安定のための広報、その他県水防本部の水防対策についての報道に関すること。

イ　ラジオ、テレビ、新聞等報道機関との連絡及び相互協力に関すること。

ウ　事務局・各班が作成した水防に関する広報資料及び被害情報等その他広報資料の収集及び提供に関すること。

(3) 農地整備班

ため池、用排水路、樋門、干拓堤防等農業用施設の水防活動に関すること。

(4) 建設総務班

ア　水防用資器材の調達・供給に関すること。

イ　公共土木施設被害の取りまとめに関すること。

ウ　緊急輸送用車両の確認証明書の交付に関すること。

(5) 道路維持班

ア　交通の制限及び規制に関すること。

イ　水防時における通行路線の決定に関すること。

ウ　道路情報の収集に関すること。

(6) 砂防班

砂防施設、地すべりに関すること。

(7) 港湾班

港湾、漁港の水防活動に関すること。

６　県水防本部地方機関の所掌事務

各地方機関は、堤防の決壊、堤防から水が溢れた等水防上重大かつ緊急を要する情報を入手したときは、ファックス等書面により、関係市町村・水防本部事務局・管轄警察署・県民事務所に対し、他の事務に優先して迅速に通報しなければならない。なお、災害対策本部が設置されたときは、その地方機関として当該事務を所掌する。

(1) 各地方機関共通事項

ア　洪水予報、水防警報の発表、発令、伝達に関すること。

イ　管内の雨量情報、水位情報、河川状況の収集、伝達に関すること。

(2) 各建設事務所

ア　管内河川及び海岸の被災状況等を把握すること。

イ　管内市町村の水防活動状況に関する次の事項を把握すること。

・水防団等の出動時刻、出動人員、出動箇所

・水防活動地点

ウ　ア及びイに関する情報を事務局へ報告すること。

エ　水防本部からの情報を管内市町村に通知すること。

オ　応急対策を行うこと。

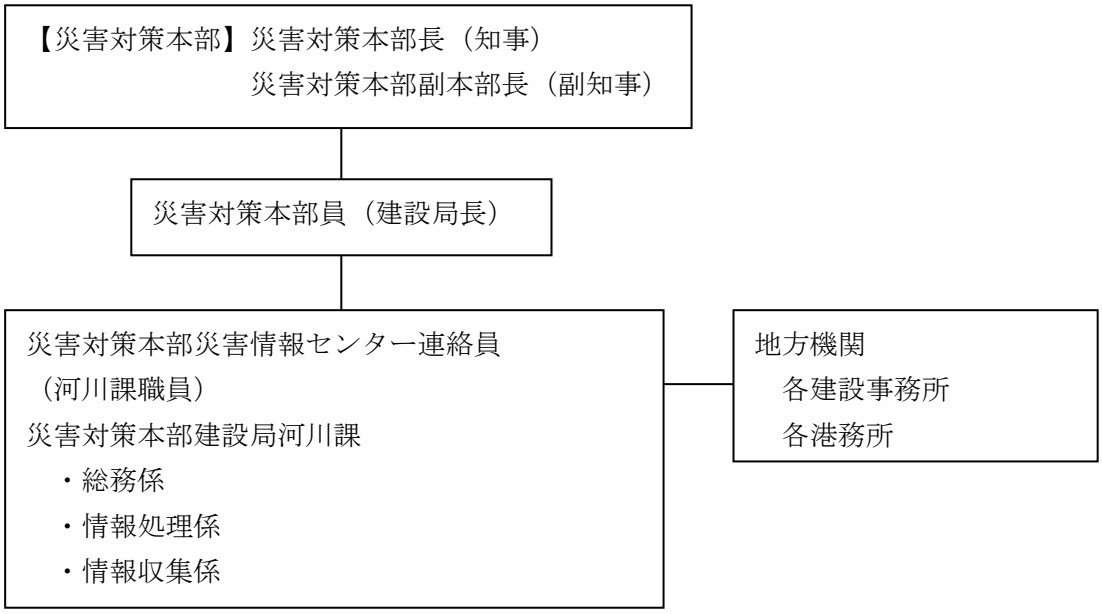
(3) 各港務所

ア　管理海岸における被災状況を把握すること。

イ　管理海岸の水防活動状況を把握すること。

７　県災害対策本部に統合後の組織及び所掌事務

県災害対策本部が設置された後は、愛知県災害対策実施要綱に定める災害対策本部機構の組織に統合されるものとする。前記の場合においても、水防に関する事務は災害対策本部建設局河川課及び各地方機関において従前のとおり担当する。



第二節　水防管理団体

１　水防管理団体の組織

水防管理団体は水防体制を確立し、水防団又は消防団を整備しなければならない（法第３条、第５条）。団体の内容は表１及び表２のとおり。

２　指定水防管理団体の事務

水防上公共の安全に重大な関係があるとして法第４条により知事が指定した水防管理団体は表１のとおりであり、指定水防管理団体は第一章第三節３、４に規定された事務を行うものする。

３　非指定水防管理団体の事務

非指定水防管理団体は表２のとおりであり、第一章第三節３に規定された事務を行うものとする。

表１　指定水防管理団体

指定水防管理団体名	管轄区域	水防区域					水防（消防）団員数（名：現員）	所管建設事務所
		堤防延長				水こう門（箇所）		
		河川（ｍ）	海岸（ｍ）	ため池(m)	計（ｍ）			
名古屋市	名古屋市の全域	392,638	264,000	490	657,128	118	4,995	尾張
春日井市	春日井市の全域	136,460	0	6,239	142,699	9	144	尾張
豊明市	豊明市の全域	26,426	0	4,513	30,939	0	144	尾張
清須市	清須市の全域	25,123	0	0	25,123	31	260	尾張
北名古屋市	北名古屋市の全域	43,728	0	0	43,728	33	143	尾張
豊山町	豊山町の全域	11,680	0	0	11,680	0	85	尾張
尾張水害予防組合	一宮市、犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市、丹羽郡の全域	443,800	0	9,300	453,100	143	1,369	一宮
海部地区水防事務組合	津島市、愛西市、弥富市、あま市、海部郡の一、二級河川及び弥富、飛島海岸	143,111	15,433	0	158,544	146	1,778	海部
半田市	半田市の全域	35,221	13,788	4,470	53,479	11	395	知多
常滑市	常滑市の全域	29,980	19,800	6,282	56,062	36	73	知多
東海市	東海市の全域	45,680	10,600	3,007	59,287	10	168	知多
大府市	大府市の全域	86,292	0	6,886	93,178	7	150	知多
知多市	知多市の全域	72,498	9,140	3,793	85,431	3	128	知多
東浦町	東浦町の全域	47,600	5,000	3,752	56,352	21	190	知多
美浜町	美浜町の全域	43,560	12,610	4,527	60,697	43	209	知多
武豊町	武豊町の全域	32,000	11,260	2,700	45,960	22	170	知多
岡崎市	岡崎市の全域	91,092	0	2,706	93,798	6	1,464	西三河
西尾市	西尾市の全域	236,600	49,131	3,798	289,529	191	524	西三河
碧南市	碧南市の全域	50,848	5,800	0	56,648	75	153	知立
刈谷市	刈谷市の全域	113,647	2,963	2,583	119,193	62	351	知立
安城市	安城市の全域	131,792	0	0	131,792	0	495	知立
知立市	知立市の全域	42,500	0	194	42,694	0	170	知立
高浜市	高浜市の全域	15,968	8,973	0	24,941	27	78	知立
豊田市	豊田市の全域	1,082,949	0	13,049	1,096,266	47	1,888	豊田加茂
みよし市	みよし市の全域	45,010	0	4,553	49,563	3	297	豊田加茂
豊橋市	豊橋市の全域	237,833	32,700	16,247	286,780	184	948	東三河
豊川市	豊川市の全域	238,990	4,100	4,362	247,452	41	631	東三河
蒲郡市	蒲郡市の全域	118,052	28,598	2,823	149,473	51	362	東三河
田原市	田原市の全域	165,570	84,400	14,463	264,433	51	669	東三河
合計	29 団体	4,186,648	578,296	120,737	4,885,949	1,371	18,431	

表２　非指定水防管理団体

非指定水防管理団体名	管轄区域	水防区域					水防（消防）団員数(名:現員)	所管建設事務所
		堤防延長				水こう門（箇所）		
		河川（m）	海岸（m）	ため池(m)	計（m）			
瀬戸市	瀬戸市の全域	224,240	0	1,197	225,437	3	245	尾張
小牧市	小牧市の全域	28,430	0	5,300	33,730	32	139	尾張
尾張旭市	尾張旭市の全域	22,180	0	1,668	23,848	0	115	尾張
日進市	日進市の全域	45,900	0	6,059	51,959	3	235	尾張
長久手市	長久手市の全域	50,950	0	2,640	53,590	1	117	尾張
東郷町	東郷町の全域	24,800	0	3,876	28,676	0	75	尾張
津島市	海部地区水防事務組合の管轄区域を除く区域	600	0	0	600	0	211	海部
愛西市	同上	22,754	0	0	22,754	3	350	海部
弥富市	同上	12,000	0	0	12,000	6	301	海部
あま市	同上	16,242	0	0	16,242	15	291	海部
大治町	同上	3,850	0	0	3,850	14	203	海部
蟹江町	同上	1,200	0	0	1,200	24	197	海部
飛島村	同上	8,885	0	0	8,885	5	139	海部
阿久比町	阿久比町の全域	45,590	0	3,110	48,700	2	75	知多
南知多町	南知多町の全域	38,659	34,318	3,950	76,927	23	299	知多
幸田町	幸田町の全域	213,237	0	5,255	218,492	19	147	西三河
新城市	新城市の全域	517,702	0	4,681	522,383	5	657	新城設楽
設楽町	設楽町の全域	102,824	0	0	102,824	2	240	新城設楽
東栄町	東栄町の全域	127,010	0	0	127,010	1	134	新城設楽
豊根村	豊根村の全域	202,064	0	0	202,064	0	66	新城設楽
合計	20 団体	1,709,117	34,318	37,736	1,781,171	158	4,236	

第三章　水防施設

第三章　水防施設

第一節　水防倉庫及び水防資器材

１　県の水防倉庫及び水防資器材

(1) 整備方針

県は、水防管理団体の備蓄する水防資器材に不足を生ずるような緊急事態に際し、応急支援するため整備するものとし、建設事務所長は、所管する水防資器材について水防管理者からの要請があった場合には状況を勘案して応急支援する。

(2) 備蓄基準

水防資器材は次表に掲げる基準により備蓄するよう努めるものとする。各数量は水防倉庫面積33平方メートルあたりのものとし、面積に応じて増減するが、強度・機能に優れた代用物がある場合、同じ機能を有するものに限り、表中の資器材に替えてそれらを備蓄して差し支えない。また、平野部・山間部の地理条件等により備蓄基準に係わらず適宜必要性を考慮し備蓄すること。

備蓄基準　表３

資器材名	単位	数量	資器材名	単位	数量
土のう用袋類	袋	5,000	のこぎり	丁	5
なわ・ロープ	Kg	300	おの	丁	5
ビニールシート	枚	100	ペンチ	丁	8
くい木（2m・3m）	本	200	なた・かま	丁	10
鉄線	Kg	100	つるはし	丁	10
ビニールパイプ	本	15	ハンマー	丁	15
鉄筋ぐい	本	150	クリッパー	丁	3
たこづち	丁	8	一輪車	台	2
掛矢	丁	16	照明灯	台	大型　3
ショベル	丁	30	発電器	台	1

(3) 備蓄数量

建設事務所別、水防倉庫別の備蓄数量は、資料編第１「水防資器材の備蓄数量　『１県の備蓄数量』」のとおりである。

２　水防管理団体の水防倉庫及び水防資器材

(1) 整備基準

ア　水防管理団体は水防倉庫を、次の基準により設置するよう努めるものとする。

区　　分	基　　準
木曽川、矢作川、豊川	水防区域延長１キロメートルにつき１棟
庄内川、矢田川、矢作古川	水防区域延長２キロメートルにつき１棟
その他の河川、海岸	水防区域延長３キロメートルにつき１棟

※注）水防倉庫の規模は１棟33平方メートル以上とする。

イ　水防資器材は、水防倉庫１棟につき表３に定めた基準により整備するよう努めるものとする。なお、平野部・山間部の地理条件等により備蓄基準に係わらず適宜必要性を考慮し備蓄すること。

(2) 備蓄数量

水防管理団体の倉庫別の備蓄数量は、資料編第１「水防資器材の備蓄数量　『２水防管理団体の備蓄数量』」のとおりである。

第二節　通信連絡

１　県の無線通信施設

(1) 全般情報

愛知県高度情報通信ネットワークは、災害時には県民の安心を確保する防災行政無線として、平常時には県民サービスの向上を図る行政通信システムとして機能している。

このネットワークは、地上系の有線光回線及び衛星系の無線回線による２ルートで構成しており、県庁、東三河総局、東三河総局新城設楽振興事務所、県民事務所、保健所、農林水産事務所、建設事務所、市町村を結び、電話、ファクシミリ、メール、データ通信、一斉指令、映像交換、ＷＥＢ情報等の機能を提供している。また、防災情報システム、水防テレメータシステム、土砂災害監視システム、道路情報システム、総合行政ネットワーク（ＬＧＷＡＮ）等の通信基盤として利用されている。

車載型、可搬型又は携帯型の無線機を備えた陸上移動局は、その機動性を発揮して、災害現場等の状況に応じ、正確な情報をリアルタイムで収集・伝達することができる。

(2) 水位・雨量情報

ア　水防テレメータシステム

イ　自動応答

一部の水位観測所に、一般加入回線からの通話に対して水位を自動応答する装置が設置してある。

２　水防管理団体の無線通信施設

水防管理団体は、迅速な通信連絡を図り、かつ、停電、電話不通、携帯電話使用不能等に備えるため、水防用無線機を備えるよう努めなければならない。無線機については防水型で移動可能な機種を選定し、電源の確保にも留意する。平常から使用方法の周知や運用訓練等を行い、緊急時に備えることとする。

３　電話・電報施設の優先利用

災害時の警報の伝達、必要な通知又は警告等を迅速に行うため、電話又は電報施設を優先利用することができる。

(1) 災害時優先電話の登録

各防災関係機関は、災害時における非常扱いの通話等の運用の迅速性及び電話の輻輳の回避のため、あらかじめ発信する電話番号を各通信事業者に「災害時優先電話」として登録する（「災害時優先電話」の登録にあたっては、各通信事業者において登録機関及び登録回線数を限定しているため、各通信事業者に相談すること。）。

(2) 非常扱いの電報

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を

内容とする電報については、非常扱いの電報として、すべての電報に優先して取扱われる。

電報発信に当たって、電話により非常扱いの電報を発信する場合は、市外局番なしの「115番」にダイヤルして、次の事項をオペレーターに告げる（受付時間は午前８時から午後７時まで）。

（ア） 非常扱いの電報の申込みであること。

（イ） 発信電話番号と機関などの名称

（ウ） 電報の宛先の住所と機関などの名称

（エ） 通信文と発信人名

(3) 携帯電話の活用

ア　災害時優先携帯電話の取扱

携帯電話から以下に規定された内容の通話を行う場合は、通信事業者との協議により定めた携帯電話から発信する通話に限り、優先的に取り扱われる。

天災その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合で次に掲げる事項を内容とする通話。

（ア）気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報を内容とする通話であって、気象庁及び出先機関相互に行うもの。

（イ）災害が発生し、又は発生することを知った者が、その災害の予防、救援に関して直接関係ある機関（消防機関、水防機関、警察機関、災害救助機関、鉄道機関）に対し行うもの。

イ　災害時優先携帯電話の登録

災害時優先携帯電話の台数は、各通信事業者が制限しているため、防災安全局が、通信事業者と協議の上、災害時優先携帯電話の確保に努める。

※県幹部に配布されている災害対策用携帯電話は全て災害時優先携帯電話である。

ウ　明示

災害時優先携帯電話には、当該携帯電話が災害時優先携帯電話であることがわかるように銘板等によりその旨を明示する。

(4) 専用電話の活用

災害時の通信連絡を行うにあたり、緊急を要するときは、各防災関係機関の所有する専用電話を利用して行う。利用できる施設としては、警察電話、消防電話、水防電話、航空保安電話、海上保安電話、気象電話、鉄軌道電話、電気事業電話があり、その利用方法としては、一般電話に準じて行う。

４　非常通信

無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならないこととなっている。ただし、災害時等において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信（このような無線通信を「非常通信」という。）については、当該無線局の目的以外にも使用することができる。

５　警察の通信設備の使用

警察の通信設備（警察電話、警察無線）は、警察事務専用に利用するため設けられたもので、

普通はその設備を他人の通信のために使用してはならないこととなっている。しかし、災害時の通信連絡を行うにあたり、緊急を要するときなどには、これを使用することができる。（愛知県地域防災計画附属資料第15「災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定について（県対県警察）」参照）

６　放送の活用

災害のため、有線電話及び無線電話の利用が不可能な場合等において、災害に関する通知等を行う特別の必要があるときは、ＮＨＫ等放送機関に対して放送を行うことを要請することができる。（愛知県地域防災計画附属資料第15「災害時における放送要請に関する協定（県対ＮＨＫ）」、「災害時の放送に関する協定（県対民放各社）」参照）

７　その他の通信手段

県、水防管理団体及び関係機関は、インターネットの防災・天候・ニュース事項等掲載ページ、電子メール、携帯電話、携帯電話のメール機能等最新の情報通信手段及び地域有線放送その他の様々な通信方法に精通し、よりよい手段を模索するよう努めるものとする。

第三節　非常輸送

１　県における非常輸送

輸送力の確保、交通規制については、「愛知県地域防災計画」及び「愛知県災害対策実施要綱」に定めるところによる。

２　水防管理団体における非常輸送

水防管理団体は、水防時における水防要員、水防資器材の輸送のために、車両、舟艇等の確保に努め、その運用について事前に計画しておくものとするが、状況によっては、県警察及び市町村が誘導を行う。

第四章　非常配備

第四章　非常配備

第一節　県の非常配備

県は、水害の防止及び軽減についての活動が他の防災活動と一体となって迅速かつ強力に推進できるよう「愛知県災害対策実施要綱」に基づく非常配備の体制を整える。なお、洪水等の災害が発生し、またはそのおそれがある等の場合、水防本部所属機関は、状況に応じ必要な人員を配置、増員すること。

１　非常配備の基準

(1) 第１非常配備

ア　次の予警報等のいずれかが発表されたとき（災害対策本部の設置に至らない場合）。

レベル２大雨注意報、レベル２土砂災害注意報、レベル２高潮注意報、波浪警報、「伊勢・三河湾」「愛知県外海」の津波注意報、木曽川中流レベル２氾濫注意報、木曽川下流レベル２氾濫注意報、長良川下流レベル２氾濫注意報、庄内川レベル２氾濫注意報、矢作川レベル２氾濫注意報、豊川及び豊川放水路レベル２氾濫注意報、新川レベル２氾濫注意報、天白川レベル２氾濫注意報、日光川レベル２氾濫注意報、境川・逢妻川レベル２氾濫注意報、気象防災速報（竜巻注意/竜巻目撃）（本庁防災安全局のみ）

ただし、レベル２大雨注意報及びレベル２土砂災害注意報は６月～10月の間発表された場合並びに知事（本部長）又は防災安全局長（統括指令長）が特に必要であると認める場合に限る。

イ　災害が発生するおそれがあり、災害の規模、態様又はその状況の推測が困難である場合で、今後の状況の推移に注意を要するとき、又はごく小規模の災害が発生したとき。

ウ　県内で震度４を観測した地震が発生したとき。

エ　原子力災害の緊急事態区分で「警戒事態」「施設敷地緊急事態」の事象が発生したとき。

オ　県外の原子力発電所等において、原子力災害対策特別措置法第10条の事象が発生したとき。

カ　南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき。

(2) 第１非常配備の解除

ア　災害が発生するおそれが解消したときで被害が生じなかったとき、又は被害の程度が軽微であったとき。

イ　災害応急対策がおおむね完了したとき。

ウ　南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の非常配備において、巨大地震注意、巨大地震警戒のいずれにも当てはまらない現象と評価され、調査終了の情報を受けたとき。

(3) 第２非常配備（準備体制）

ア　次の予警報のいずれかが発表されたとき（災害情報センターの開設に至らないとき）。

レベル３大雨警報、暴風警報、レベル３土砂災害警報、暴風雪警報、レベル３高潮警報、「伊勢・三河湾」「愛知県外海」の津波警報、大雪特別警報、木曽川中流レベル３氾濫警報、木曽川下流レベル３氾濫警報、長良川下流レベル３氾濫警報、庄内川レベル３氾濫警報、矢作川レベル３氾濫警報、豊川及び豊川放水路レベル３氾濫警報、新川レ

ベル３氾濫警報、天白川レベル３氾濫警報、日光川レベル３氾濫警報、境川・逢妻川レベル３氾濫警報、レベル４大雨危険警報、レベル４土砂災害危険警報、レベル４高潮危険警報、木曽川中流レベル４氾濫危険警報、木曽川下流レベル４氾濫危険警報、長良川下流レベル４氾濫危険警報、庄内川レベル４氾濫危険警報、矢作川レベル４氾濫危険警報、豊川及び豊川放水路レベル４氾濫危険警報、新川レベル４氾濫危険警報、天白川レベル４氾濫危険警報、日光川レベル４氾濫危険警報、境川・逢妻川レベル４氾濫危険警報

イ　その他小規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は小規模の災害が発生したとき。

ウ　原子力災害の緊急事態区分で、「全面緊急事態」の事象が発生したとき。

エ　県外の原子力発電所等において、原子力災害対策特別措置法第15条の事象が発生し、本県に災害が発生するおそれがあるとき、又は災害が発生したとき。

(4) 第２非常配備（準備体制）の解除

ア　災害が発生するおそれが解消したときで被害が生じなかったとき、又は被害の程度が軽微であったとき。

イ　災害応急対策がおおむね完了したとき。

(5) 第２非常配備（準備強化体制）

ア　次の予警報のいずれかが発表され、災害が発生するおそれのあるとき。

レベル３大雨警報、暴風警報、レベル３土砂災害警報、暴風雪警報、レベル３高潮警報、「伊勢・三河湾」「愛知県外海」の津波警報、大雪特別警報、木曽川中流レベル３氾濫警報、木曽川下流レベル３氾濫警報、長良川下流レベル３氾濫警報、庄内川レベル３氾濫警報、矢作川レベル３氾濫警報、豊川及び豊川放水路レベル３氾濫警報、新川レベル３氾濫警報、天白川レベル３氾濫警報、日光川レベル３氾濫警報、境川・逢妻川レベル３氾濫警報、レベル４大雨危険警報、レベル４土砂災害危険警報、レベル４高潮危険警報、木曽川中流レベル４氾濫危険警報、木曽川下流レベル４氾濫危険警報、長良川下流レベル４氾濫危険警報、庄内川レベル４氾濫危険警報、矢作川レベル４氾濫危険警報、豊川及び豊川放水路レベル４氾濫危険警報、新川レベル４氾濫危険警報、天白川レベル４氾濫危険警報、日光川レベル４氾濫危険警報、境川・逢妻川レベル４氾濫危険警報

イ　県内で震度５弱を観測した地震が発生したとき。

ウ　その他災害が発生したとき、又は発生するおそれのあるとき。

エ　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意・巨大地震警戒（事前避難対象地域を除く））が発表されたとき。

(6) 第２非常配備（準備強化体制）の解除

ア　災害が発生するおそれが解消したときで被害が生じなかったとき、又は被害の程度が軽微であったとき。

イ　災害応急対策がおおむね完了したとき。

ウ　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意・巨大地震警戒（事前避難対象地域を除く））が発表された場合の非常配備において、一定期間経過後に発表される国からの指示及び社会状況等を踏まえ、体制を縮小して対応できるとき。

(7) 第２非常配備（警戒体制）

次のいずれかの場合で、災害情報センターを開設する状況のとき。

ア　次の特別警報のいずれかが発表されたとき

レベル５大雨特別警報、暴風特別警報、レベル５土砂災害特別警報、レベル５高潮特別警報、波浪特別警報、暴風雪特別警報、木曽川中流レベル５氾濫特別警報、木曽川下流レベル５氾濫特別警報、長良川下流レベル５氾濫特別警報、庄内川レベル５氾濫特別警報、矢作川レベル５氾濫特別警報、豊川及び豊川放水路レベル５氾濫特別警報、新川レベル５氾濫特別警報、天白川レベル５氾濫特別警報、日光川レベル５氾濫特別警報、境川・逢妻川レベル５氾濫特別警報

イ　相当規模の災害が発生するおそれがある場合で次の予警報のいずれかが県内に発表されたとき。

レベル３大雨警報、暴風警報、レベル３土砂災害警報、暴風雪警報、レベル３高潮警報、「伊勢・三河湾」「愛知県外海」の大津波警報、木曽川中流レベル３氾濫警報、木曽川下流レベル３氾濫警報、長良川下流レベル３氾濫警報、庄内川レベル３氾濫警報、矢作川レベル３氾濫警報、豊川及び豊川放水路レベル３氾濫警報、新川レベル３氾濫警報、天白川レベル３氾濫警報、日光川レベル３氾濫警報、境川・逢妻川レベル３氾濫警報、レベル４大雨危険警報、レベル４土砂災害危険警報、レベル４高潮危険警報、木曽川中流レベル４氾濫危険警報、木曽川下流レベル４氾濫危険警報、長良川下流レベル４氾濫危険警報、庄内川レベル４氾濫危険警報、矢作川レベル４氾濫危険警報、豊川及び豊川放水路レベル４氾濫危険警報、新川レベル４氾濫危険警報、天白川レベル４氾濫危険警報、日光川レベル４氾濫危険警報、境川・逢妻川レベル４氾濫危険警報

ウ　その他相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は相当規模の災害が発生したとき。

エ　県内で震度５強を観測した地震が発生したとき。

オ　東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたとき。

カ　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒（事前避難対象地域））が発表されたとき。

(8) 第２非常配備（警戒体制）の解除

ア　災害が発生するおそれが解消したときで被害が生じなかったとき、又は被害の程度が軽微であったとき。

イ　災害応急対策がおおむね完了したとき。

ウ　東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合の非常配備において、東海地震に直ちに結びつくものではないと判断され、東海地震に関連する調査情報（終了）を受けたとき。

エ　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒（事前避難対象地域））が発表された場合の非常配備において、一定期間経過後に発表される国からの指示及び社会状況等を踏まえ、体制を縮小して対応できるとき。

(9) 第３非常配備

ア　大規模な災害が発生するおそれがあるとき。

イ　大規模な災害が発生したとき。

ウ　県内で震度６弱以上を観測した地震が発生したとき。

エ　東海地震注意情報が発表されたとき。
オ　警戒宣言が発せられたとき。
カ　県外の原子力発電所等において、原子力災害対策特別措置法第１５条の事象が悪化し、大規模の災害が発生し、本県に重大な被害が発生するおそれがあるとき、または重大な被害が発生したとき。
キ　特に知事が必要と認めたとき。

(10) 第３非常配備の解除
ア　災害が発生するおそれが解消したときで被害の程度が軽微であったとき。
イ　体制を縮小して対応できるとき。
ウ　東海地震注意情報が発表された場合の非常配備において、東海地震注意情報の解除情報を受けたとき。
エ　警戒宣言が発せられている場合の非常配備において、地震災害に関する警戒解除宣言に伴い、地震防災応急対策等に係る措置を中止すべき旨を受けたとき。

２　非常配備員の編成と報告

各局長及び地方機関の長は、あらかじめ非常配備の各段階における非常配備員の編成を定めておくものとする。

非常配備の編成を行ったときは、速やかにその非常配備員数を防災安全局長に報告するものとする。

第二節　水防管理団体の非常配備

１　水防管理団体の水防本部の非常配備

(1) 水防管理団体は、県水防本部に準じた非常配備体制を備え水防管理団体の水防計画書（作成していない場合は地域防災計画書）に明記するものとする。
(2) 非常配備につく時期及び解除については、水防管理者が、水防情報、気象情報等状況判断の上自主的に行うものとする。

２　水防団等の非常配備

(1) 水防団等の非常配備体制は、準備体制と出動体制とに分けて定めるものとし、水防管理団体の水防計画に明記するものとする。

準　備	水防資器材の整備、点検、水門等開閉の準備と幹部が出動する体制
出　動	水防団員等が出動して水防活動を行う体制

(2) 準備、又は出動の各体制につく時期については、第七章水防警報、第八章洪水予報及び第十章水防活動に示すとおりである。

第五章　重要水防箇所

第五章　重要水防箇所

第一節　重要水防箇所

1　評定基準

(1) 国管理区間

種　別	重　要　度		要　注　意　区　間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越　水 (溢　水)	計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤体漏水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
基盤地盤漏水	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基盤漏水に関係する変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生	

	漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤跡・旧川跡			新堤防で築造後３年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸閘			陸閘が設置されている箇所。

(2) 県及び市町村管理区間

区分番号	種別	重要性			選定理由（例示）
		A 水防上最も重要な区間	B 次に重要な区間	C やや危険な区間	
1	堤防高・河川	計画高水流量に対して計画堤防余裕高が１／５以下の場合であり計画高水流量を疎通せしめるには最も危険な箇所、または高潮区間の堤防にあっては計画高潮位が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量に対して計画堤防余裕高が１／５～１／２の場合であり計画高水流量を疎通せしめるには危険な箇所、または高潮区間の堤防にあっては、現況の堤防高が計画高潮位を上回るものの、計画堤防高に満たない箇所。	計画高水流量に対して計画堤防余裕高が１／２以上であり計画堤防余裕高より低い箇所。	・堤防高不足
	堤防高・海岸	設計高潮位が現況の堤防高を越える箇所。	現況の堤防高が設計高潮位を上回るものの、著しく設計堤防高に満たない箇所。		・堤防高不足
2	堤防断面	一連の堤防のうち計画堤防断面に対して特に断面が狭小である箇所。または、堤防の上端幅（天端幅）が狭い箇所。(堤防断面積あるいは堤防の上端幅（天端幅）が計画の１／２以下の区間)。パラペットが設置されており、その高さが30ｃｍ以上の箇所。	一連の堤防のうち計画堤防断面に対して断面が狭小である箇所。または、堤防の上端幅（天端幅）が狭い箇所。(堤防断面積あるいは堤防の上端幅（天端幅）が計画の２／３以下の区間)。パラペットが設置されており、その高さが30ｃｍ未満の箇所。		・堤防断面不足 ・堤防の上端幅（天端幅）不足 ・パラペット
3	堤防強度	堤体あるいは基礎地盤の土質が軟弱で法面が急勾配である箇所。法面の急勾配等により、法面崩壊、すべり、沈下等の実績がある箇所。水衝箇所の新堤で完成後３年以下で安全面に不安が感じられる箇所。	堤体あるいは基礎地盤の土質が軟弱である箇所。土質等により、法面崩壊、すべり、沈下等が予想される箇所。新堤で完成後３年以下で安全面に不安が感じられる箇所。		・堤体土質軟弱 ・基礎地盤軟弱 ・法面不良 ・水衝部の新堤防 ・新堤防
4	漏水	堤体あるいは基礎地盤より漏水の実績があるもの又はその恐れが十分ある箇所。	漏水の実績があり、これに対して応急措置を講じられた箇所。	漏水等の不安が考えられる箇所。	・漏水実績、おそれ

5	水衝	水衝部において、低水護岸等が度々破損され、あるいは破堤、破堤寸前程度までの実績があるもの。	水衝部において、低水護岸や高水護岸があるが完全とは考えられない箇所あるいは護岸等が古くなって効用が著しく減じている箇所。		・水衝部破堤実績 ・水衝部低水護岸破損 ・水衝部護岸老朽
6	深掘れ（洗堀）	堤防と接近している河岸が深掘れ（洗掘）されているところで、堤脚護岸の根固めが現在洗われており危険が予想される箇所。又、橋台取付部やその他の工作物の突出による堤体の深掘れ(洗掘)についても考慮する。なお波浪による河岸決壊により危険に瀕した実績があるものを含む。	低水路の河岸が深掘れ（洗掘）されているか河床の深掘れ（洗掘）の著しい箇所で堤脚護岸の根固め水制等が一部破損しており危険の生ずることが予想される箇所。		・河岸深掘れ（洗掘） ・河床深掘れ（洗掘） ・河岸波浪
7	工事施工	国債工事等でやむなく出水期間中も樋門、樋管等の工作物を施工中のもので堤防を横断して開削している箇所その他工事施工に伴い一時的ではあるが危険が予想される場合。	樋管、橋台等施工箇所で堤防護岸が未施工の箇所。		・工事中
8	工作物	取水堰、樋門、樋管等の堤防横断工作物で設置時期が古く、不等沈下、漏水等により不慮の事故が予想される箇所。 陸閘が設置されている箇所。	取水堰、樋門、樋管等工作物の護岸等の補強措置が未施工の箇所。		・工作物老朽 ・疎通能力不足 ・余裕高不足 ・陸閘 ・補強措置未施工

2　評定基準参考資料

(1) 基本事項

ア　前記評定基準により種別、重要度、及び選定理由を評定する。

イ　各種別の考え方は上下流一連の堤防の状況を比較して判断する。（左右岸の比較も含む）

ウ　計画高水位は、かならずしも全体計画の値ではなく上記により判断する。

エ　評定基準日は毎年３月31日現在とし、現在工事中でも工事完了が確実な箇所は対応する。

(2) 参考図

次頁の図を参照

(3) 評定基準の説明

区分番号	種別	重要度	選定理由	注意事項	備考
2	堤防断面	B	堤防の上端幅（天端幅）不足	「堤防断面積」とあるが堤防の上端（天端）幅で読む。	
3	堤防強度	A・B	堤体土質軟弱	堤体と基礎地盤の軟弱とする。	
			堤防斜面（法面）不良	堤防斜面（法）崩壊、すべり、急激な沈下とする。	
			新堤	新堤と堤体盛土（既設堤防の上端（天端）幅の土）とする。	
6	深掘れ（洗掘）	A・B	深掘れ(洗掘)	根固等がなく護岸の基礎工が露出している場合をいう。	
			河床低下	河床が全体に低下したことにより根固等がなく護岸の基礎工が露出している場合をいう。	
8	工作物	A	工作物老朽	工作物老朽、不等沈下、工作物の漏水等含む。	
			疎通能力不足	堤防横断工作物の疎通能力の不足とする。	
			余裕高不足	橋梁等により余裕高に不足を生じている場合とする。	

3　低地域の分布状況

県内における海抜１メートル以下の分布状況は資料編第３「愛知県水防計画付図」のとおりである。

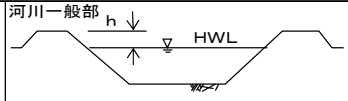
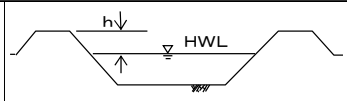
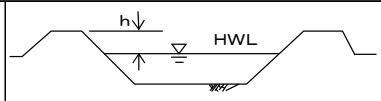
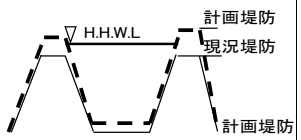
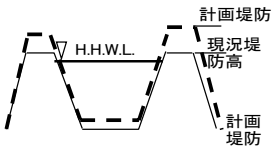
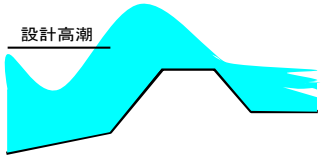
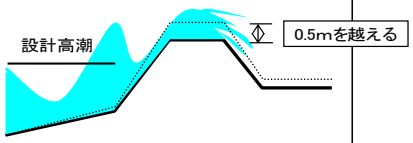
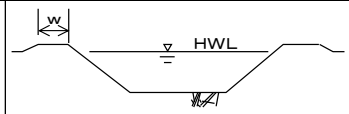
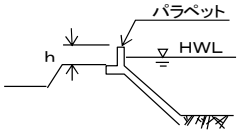
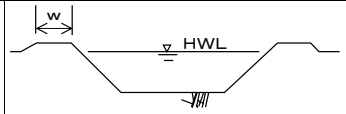
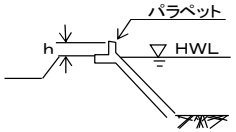
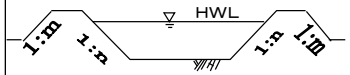
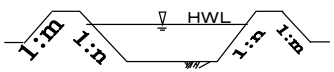
4　重要水防箇所

(1) 県内の河川、海岸及びため池で水防上注意を要する箇所は、次頁以下の別表「５　重要水防箇所表」に示すとおりである。

(2) 水防管理団体は常に当該箇所の現況把握に努め、その水防対策を確立し、水防計画書又は地域防災計画書に明記しなければならない。また、平常時の巡視の際に異常を発見したときは直ちに当該河川、海岸等の管理者に通報するものとする。

(3) 河川、海岸又はため池の管理者は、予想される危険の防止、軽減等当該施設の保全に努めなければならない。

参考図

種別＼重要度	A	B	C	備　　考
堤防高	河川一般部  h≦H×1／5	 H×1／5＜h＜H×1／2	 H×1／2≦h＜H	H：余裕高〔計画〕 h：余裕高〔現況〕 HWL：計画高水位 HHWL：計画高潮位
	河川高潮区間  	 		
	海岸  	 		
堤防断面	 W≦1／2×W〔A〕  h≧0.30m	 w＞1／2×W〔A〕～w≦2／3W〔A〕  h＜0.30m		W：天端幅 A：堤防断面積 w：天端幅〔現況〕 h：パラペット高
堤体強度	 n＜2 m＜2	 n≧2 m≧2		法面不良A：一連勾配にくらべ、いちじるしく急勾配の箇所。ただし勾配は1：2未満とする。 法面不良B：勾配が1：2以上であるが、法崩壊、すべりが発生すると思われる箇所

5 重要水防箇所表

(1) 河川海岸（国土交通省管理区間）

注）表中、重要度欄の「A」は水防上最も重要な区間を、「B」は水防上重要な区間を、「要」は要注意区間をいう。
位置欄の数値は、河口からの距離を示す。位置のSは南派川、Lは左岸距離標、適用のSは昭和、Hは平成、Rは令和の略。

ア 木曽川水系（木曽川上流河川事務所）

	河川名	左右岸別	位置	地先名	延長(m)	重要度	種別	摘要（水防工法）
1	木曽川	左	22.8k +90m ～ 23.6k +100m	稲沢市祖父江町神明津	832	A	堤体漏水	堤防の脆弱性、すべり破壊
2	木曽川	左	25.6k ～ 26.2k +107m	稲沢市祖父江町馬飼	653	A	堤体漏水	すべり破壊
3	木曽川	左	29.2k ～ 29.6k	一宮市西中野	351	A	堤体漏水	堤防の脆弱性、すべり破壊
4	木曽川	左	30.0k ～ 30.2k +30m	一宮市東加賀野井	217	A	堤体漏水	堤防の脆弱性
5	木曽川	左	30.8k ～ 31.4k	一宮市東加賀野井	661	A	堤体漏水	すべり破壊
6	木曽川	左	43.2k ～ 44.2k +102m	一宮市更屋敷～各務原市川島北山町	1,310	A	堤体漏水	断面不足（旧堤防断面）
7	木曽川	左	43.6k ～ 44.0k	一宮市光明寺神明前～羽島郡笠松町無動寺	600	A	越水・溢水	河積不足
8	木曽川	左	59.8k +115m ～ 60.8k +103m	犬山市栗栖古屋敷～栗栖野口	1,090	A	越水・溢水	河積不足
9	木曽川	左	22.8k +90m ～ 23.4k	稲沢市祖父江町神明津	534	B	基礎地盤漏水	パイピング破壊
10	木曽川	左	24.0k ～ 24.2k +60m	稲沢市祖父江町神明津	258	B	堤体漏水	堤防の脆弱性、すべり破壊
11	木曽川	左	24.4k +40m ～ 25.4k	稲沢市祖父江町神明津	889	B	堤体漏水	堤防の脆弱性、すべり破壊
12	木曽川	左	24.2k ～ 24.2k +60m	稲沢市祖父江町神明津	60	B	基礎地盤漏水	パイピング破壊
13	木曽川	左	24.4k +40m ～ 25.4k	稲沢市祖父江町神明津	687	B	基礎地盤漏水	パイピング破壊
14	木曽川	左	26.2k +107m ～ 29.2k	稲沢市祖父江町～一宮市西中野	3,261	B	堤体漏水	すべり破壊
15	木曽川	左	29.6k ～ 30.0k	一宮市西中野	333	B	堤体漏水	堤防の脆弱性、すべり破壊
16	木曽川	左	29.8k +80m ～ 30.8k	一宮市西中野～東加賀野井	872	B	基礎地盤漏水	パイピング破壊
17	木曽川	左	30.2k +70m ～ 30.4k +27m	一宮市東加賀野井	150	B	水衝洗掘	洗掘の未施工
18	木曽川	左	30.4k ～ 30.8k	一宮市東加賀野井	414	B	堤体漏水	堤防の脆弱性
19	木曽川	左	32.4k +108m ～ 36.6k	一宮市冨田～一宮市奥町	4,103	B	基礎地盤漏水	パイピング破壊
20	木曽川	左	32.8k ～ 33.0k	一宮市冨田	197	B	堤体漏水	堤防の脆弱性
21	木曽川	左	33.2k +144m ～ 35.0k	一宮市冨田～一宮市小信	1,636	B	堤体漏水	すべり破壊
22	木曽川	左	36.8k ～ 37.6k	一宮市木曽川町玉ノ井～里小牧	886	B	堤体漏水	堤防の脆弱性
23	木曽川	左	37.8k ～ 39.0k +90m	一宮市木曽川町里小牧	1,304	B	堤体漏水	すべり破壊
24	木曽川	左	39.0k +90m ～ 39.8k	一宮市木曽川町里小牧	669	B	基礎地盤漏水	パイピング破壊
25	木曽川	左	39.8k ～ 40.0k +107m	一宮市木曽川町里小牧～北方町北方	334	B	堤体漏水	堤防の脆弱性
26	木曽川	左	40.2k ～ 40.4k	一宮市北方町北方	193	B	堤体漏水	堤防の脆弱性
27	木曽川	左	40.6k ～ 40.8k	一宮市北方町北方	153	B	堤体漏水	堤防の脆弱性
28	木曽川	左	41.2k ～ 41.4k	一宮市北方町北方	153	B	堤体漏水	堤防の脆弱性
29	木曽川	左	41.6k ～ 41.8k	一宮市北方町北方	146	B	堤体漏水	堤防の脆弱性
30	木曽川	左	41.8k −50m ～ 42.4k +170m	一宮市北方町北方	770	B	水衝洗掘	洗掘の暫定施工
31	木曽川	左	42.0k ～ 42.6k +176m	一宮市北方町北方	776	B	基礎地盤漏水	パイピング破壊
32	木曽川	左	42.6k +205m ～ 43.2k	一宮市北方町北方	395	B	基礎地盤漏水	パイピング破壊
33	木曽川	左	49.6k +158m ～ 54.4k	江南市鹿子島町～丹羽郡扶桑町山那	4,975	B	基礎地盤漏水	パイピング破壊

34	木曽川	左	51.0k	～	54.4k	江南市鹿子島町～丹羽郡扶桑町山那	3,410	B	堤体漏水	堤防の脆弱性、すべり破壊
35	木曽川	左	55.2k	～	55.4k	犬山市木津	202	B	堤体漏水	堤防の脆弱性
36	木曽川	左	55.8k	～	56.0k	犬山市木津	208	B	堤体漏水	堤防の脆弱性
37	木曽川	左	56.0k	～	57.0k +35m	犬山市犬山西古券	1,063	B	堤体漏水	断面不足（旧堤防断面）
38	木曽川	左	56.2k	～	56.6k +127m	犬山市犬山西古券	570	B	越水・溢水	河積不足、越水危険箇所
39	木曽川	左	59.8k +115m	～	60.8k +103m	犬山市栗栖古屋敷～栗栖野口	1,095	B	堤体漏水	断面不足（旧堤防断面）
40	南派川	左	S0.4k	～	S0.6k	一宮市北方町	40	B	水衝・洗掘	護岸損傷L=40m（応急復旧工事施工済、令和6年度本復旧予定）
41	南派川	左	S0.8k	～	S4.6k	一宮市光明寺大日下～江南市宮田町本田島	3,983	B	堤体漏水	すべり破壊
42	南派川	左	S0.8k	～	S4.6k	一宮市光明寺大日下～江南市宮田町本田島	3,983	B	基礎地盤漏水	パイピング破壊
43	南派川	左	S5.4k	～	S6.8k	江南市宮田町四ッ谷～宮田神明町	1,417	B	堤体漏水	堤防の脆弱性
44	南派川	左	S5.4k	～	S7.4k	江南市宮田町四ッ谷～宮田町鹿子島	2,082	B	基礎地盤漏水	パイピング破壊
45	木曽川	左右	L40.0k −42m			一宮市北方町北方～羽島郡笠松町田代	1箇所	B	工作物	橋脚根入不足（P5）、桁下不足（県道木曽川橋）
46	木曽川	左右	L40.8k +35m			一宮市北方町北方～羽島郡笠松町若葉町	1箇所	B	工作物	橋脚根入不足（P6）、桁下不足（名鉄木曽川橋）
47	南派川	左右	LS6.4k +100m			江南市宮田神明−羽島郡川島町小網島	1箇所	B	工作物	桁下不足、神明小網橋
48	木曽川	左	24.0k +140m	～	25.0k +140m	稲沢市祖父江町神明津	650	要	旧川跡	
49	木曽川	左	26.0k +30m	～	26.0k +120m	稲沢市祖父江町馬飼	90	要	旧川跡	
50	木曽川	左	27.2k	～	27.4k −10m	稲沢市祖父江町祖父江	220	要	旧川跡	
51	木曽川	左	30.8k +120m	～	32.6k +100m	一宮市東加賀野井～冨田	2,010	要	旧川跡	
52	木曽川	左	33.6k −25m			一宮市起	1箇所	要	陸閘	起　第2陸閘
53	木曽川	左	34.0k +46m			一宮市起	1箇所	要	陸閘	No.101　角落とし
54	木曽川	左	34.0k +98m			一宮市起	1箇所	要	陸閘	No.103　角落とし
55	木曽川	左	34.0k +105m			一宮市起	1箇所	要	陸閘	No.104　角落とし
56	木曽川	左	34.2k +8m			一宮市起	1箇所	要	陸閘	起　第1陸閘
57	木曽川	左	34.2k +151m			一宮市起	1箇所	要	陸閘	No.105　角落とし
58	木曽川	左	34.4k +33m			一宮市小信中島	1箇所	要	陸閘	No.106　角落とし
59	木曽川	左	34.4k +40m			一宮市小信中島	1箇所	要	陸閘	No.107　角落とし
60	木曽川	左	34.6k +104m			一宮市小信中島	1箇所	要	陸閘	No.109　角落とし
61	木曽川	左	34.8k +25m			一宮市小信中島	1箇所	要	陸閘	No.110　角落とし
62	木曽川	左	34.8k +32m			一宮市小信中島	1箇所	要	陸閘	No.111　角落とし
63	木曽川	左	35.0k +35m			一宮市小信中島	1箇所	要	陸閘	No.112　角落とし
64	木曽川	左	35.0k +42m			一宮市小信中島	1箇所	要	陸閘	No.113　角落とし
65	木曽川	左	36.8k +120m	～	40.4k	一宮市木曽川町里小牧～北方町北方	3,560	要	旧川跡	
66	木曽川	左	40.8k +100m	～	41.2k +60m	一宮市北方町北方	280	要	旧川跡	
67	木曽川	左	50.2k +30m	～	52.6k +50m	江南市鹿子島～中般若	2,550	要	旧川跡	
68	木曽川	左	53.4k	～	54.2k	丹羽郡扶桑町小渕～山那	860	要	水衝洗掘	根固ブロック有、水衝の恐れ
69	木曽川	左	54.8k +70m	～	55.0k +30m	丹羽郡扶桑町山那	180	要	破堤跡	
70	木曽川	左	57.0k −100m	～	57.0k +80m	犬山市犬山北古券	180	要	堤防高	堤外地民家有
71	木曽川	左	57.4k +65m			犬山市犬山西畑	1箇所	要	陸閘	No.115　角落とし
72	木曽川	左	57.4k +79m			犬山市犬山西畑	1箇所	要	陸閘	No.116　角落とし
73	木曽川	左	57.4k +131m			犬山市犬山西大門先	1箇所	要	陸閘	No.117　角落とし
74	木曽川	左	57.4k +145m			犬山市犬山西大門先	1箇所	要	陸閘	No.118　角落とし
75	木曽川	左	57.4k +196m			犬山市犬山西大門先	1箇所	要	陸閘	No.119　角落とし

76	木曽川	左	57.6k +87m	犬山市犬山大門先	1箇所	要	陸閘	No.120　角落とし
77	木曽川	左	57.6k +98m	犬山市犬山大門先	1箇所	要	陸閘	No.121　角落とし
78	南派川	左	S0.6k ～ S4.8k	一宮市北方町大日～浅井町黒岩	3,780	要	旧川跡	
79	南派川	左	S4.8k ～ S8.0k	江南市宮田町～鹿子島	2,500	要	旧川跡	
計			79 箇所		64,775			

イ 木曽川水系(木曽川下流河川事務所)

	河川名	左右岸別	位置	地先名	延長(m)	重要度	種別	摘要 (水防工法)
1	木曽川	左	9.0k ～ 13.8k	弥富市小島町～愛西市立田町松田	4,626	A	堤体漏水	堤防の脆弱性、すべり破壊
2	木曽川	左	14.4k ～ 18.8k	愛西市立田町郷附～愛西市塩田町大森	4,442	A	堤体漏水	堤防の脆弱性、すべり破壊
3	木曽川	左	20.0k ～ 21.0k	愛西市下大牧町塩田～愛西市高畑町村中	1,065	A	堤体漏水	すべり破壊
4	木曽川	右	11.6k +40m ～ 12.0k	愛西市福原新田町郷前～愛西市福原新田町弐反歩	384	A	堤体漏水	堤防の脆弱性、すべり破壊
5	長良川	左	11.8k ～ 13.6k	愛西市立田町福原	1,868	A	堤体漏水	すべり破壊
6	木曽川	左	8.2k +170m ～ 8.4k	弥富市小島町附新田	100	B	越水・溢水	河積不足(積土のう工)
7	木曽川	左	8.2k +170m ～ 8.4k +170m	弥富市小島町附新田～弥富市小島町上新田	260	B	堤体漏水	断面不足
8	木曽川	左	8.4k +130m ～ 8.4k +170m	弥富市小島町上新田	40	B	基礎地盤漏水	旧川・破堤跡以外、履歴有の暫定施工(月の輪工)
9	木曽川	左	8.4k +170m ～ 9.0k	弥富市小島町上新田	447	B	基礎地盤漏水	旧川・破堤跡以外、履歴有の暫定施工(月の輪工)
10	木曽川	左	11.6k ～ 12.0k +14m	愛西市森川町重兵～愛西市立田町松田	414	B	基礎地盤漏水	パイピング破壊
11	木曽川	左	12.0k +146m ～ 13.8k	愛西市立田町松田	1,498	B	基礎地盤漏水	パイピング破壊
12	木曽川	左	13.8k ～ 14.4k	愛西市立田町松田～愛西市立田町郷附	494	B	堤体漏水	堤防の脆弱性
13	木曽川	左	18.8k ～ 19.6k	愛西市塩田町大森～愛西市塩田町池田	838	B	基礎地盤漏水	旧川・破堤跡以外、履歴有の暫定施工(月の輪工)
14	木曽川	左	18.8k ～ 19.2k	愛西市塩田町大森	403	B	堤体漏水	断面不足
15	木曽川	左	21.0k ～ 22.4k	愛西市高畑町村中～愛西市給父町南部	1,446	B	堤体漏水	被災履歴・点検結果
16	木曽川	右	11.6k +40m ～ 11.8k	愛西市福原新田町郷前～愛西市福原新田町弐反歩	175	B	基礎地盤漏水	パイピング破壊
17	木曽川	右	12.4k ～ 13.6k	愛西市立田町十六石山～愛西市立田町	1,351	B	堤体漏水	堤防の脆弱性
18	木曽川	右	13.8k ～ 19.0k	愛西市立田町～愛西市塩田町大森	5,400	B	堤体漏水	断面不足(中堤)
19	長良川	左	11.8k ～ 11.8k +150m	愛西市立田町福原	150	B	堤体漏水	断面不足
20	長良川	左	11.8k ～ 12.4k	愛西市立田町福原	862	B	越水・溢水	河積不足(積土のう工)
21	長良川	左	13.4k ～ 13.6k	愛西市立田町福原	234	B	越水・溢水	河積不足(積土のう工)
22	長良川	左	13.8k ～ 16.6k	愛西市立田町福原～愛西市後江町	2,818	B	越水・溢水	河積不足(積土のう工)
23	長良川	左	18.0k ～ 18.2k	愛西市葛木町	233	B	越水・溢水	河積不足(積土のう工)
24	木曽川	左右	8.2k +130m ～ 8.2k +243m	弥富市小島町～桑名市長島町押付	1箇所	A	工作物	桁下不足(尾張大橋)
25	木曽川	左右	8.4k +33m ～ 8.4k +15m	弥富市小島町～桑名市長島町押付	1箇所	B	工作物	桁下不足(近鉄木曽川橋)
26	木曽川	左右	22.6k +70m ～ 22.6k +50m	愛西市給父町北部～海津市海津町秋江	1箇所	B	工作物	桁下不足(東海大橋)
27	木曽川	左	7.8k +85m ～ 8.2k −70m	弥富市前ヶ須町	310	要	旧川跡	三川分流工事で締切
28	木曽川	左	10.2k +100m ～ 11.8k −50m	愛西市森川町東柳～愛西市森川町杁先	1,370	要	旧川跡	三川分流工事で締切
29	木曽川	左	10.6k ～ 11.4k	愛西市森川町杁先	710	要	法崩れ・すべり	
30	木曽川	左	12.2k ～ 12.6k +100m	愛西市立田町船頭平～愛西市立田町松田	470	要	法崩れ・すべり	
31	木曽川	左	17.0k +136m ～ 17.2k +43m	愛西市葛木地先	90	要	工事施工	「令和5年度 葛木樋管新設工事」が令和8年8月まで継続して実施される予定のため、工事施工として追加
32	木曽川	右	11.6k +40m ～ 12.0k −15m	愛西市福原新田町郷前	370	要	旧川跡	三川分流工事で締切

33	長良川	左	11.8k −50m ～ 11.8k +160m	愛西市福原新田町郷前	210	要	旧川跡	三川分流工事で締切
34	長良川	左	13.0k +80m ～ 13.6k −35m	愛西市立田町福原	540	要	旧川跡	三川分流工事で締切
計			34 箇所		33,618			

ウ 庄内川水系(庄内川河川事務所)

	河川名	左右岸別	位 置	地 先 名	延長(m)	重要度	種 別	摘 要 (水防工法)
1	庄内川	左	21.8k +110m ～ 21.8k +150m	名古屋市守山区瀬古	40	A	越水(溢水)	暫定堤防、河積不足(積土のう工)
2	庄内川	左	22.0k ～ 22.4k +100m	名古屋市守山区瀬古	500	A	基礎地盤漏水	局所動水勾配i≧0.5、被災履歴あり(対策未施工)(月の輪工)
3	庄内川	左	22.6k +40m ～ 22.8k +10m	名古屋市守山区瀬古	170	A	基礎地盤漏水	旧川・破堤跡以外、履歴有の未施工(月の輪工)
4	庄内川	左	27.4k +50m ～ 27.6k +150m	名古屋市守山区竜泉寺町	280	A	水衝洗掘	暫定堤防(木流し工)
5	庄内川	左	36.2k +10m ～ 36.4k	瀬戸市鹿乗町	140	A	越水(溢水)	暫定堤防、堤防高不足(積土のう工)
6	庄内川	左	36.4k +30m ～ 36.4k +130m	瀬戸市鹿乗町	100	A	越水(溢水)	暫定堤防、堤防高不足(積土のう工)
7	庄内川	左	36.4k +150m ～ 36.6k +130m	瀬戸市鹿乗町	260	A	越水(溢水)	暫定堤防、堤防高不足(積土のう工)
8	庄内川	左	36.8k +100m ～ 37.0k +180m	瀬戸市鹿乗町	240	A	越水(溢水)	暫定堤防、河積不足(積土のう工)
9	庄内川	左	37.2k ～ 37.6k +120m	瀬戸市鹿乗町	510	A	越水(溢水)	暫定堤防、堤防高不足(積土のう工)
10	庄内川	左	38.0k +30m ～ 38.2k +160m	瀬戸市鹿乗町	370	A	越水(溢水)	暫定堤防、河積不足(積土のう工)
11	庄内川	右	21.8k +125m ～ 21.8k +195m	名古屋市北区楠味鋺	70	A	基礎地盤漏水	局所動水勾配i≧0.5、被災履歴あり(対策未施工)(月の輪工)
12	庄内川	右	23.8k −30m ～ 23.8k +60m	春日井市長塚町	90	A	基礎地盤漏水	局所動水勾配i≧0.5、被災履歴あり(対策未施工)(月の輪工)
13	庄内川	右	34.4k −10m ～ 34.6k +100m	春日井市気噴町	190	A	越水(溢水)	暫定堤防、堤防高不足(積土のう工)
14	庄内川	右	39.0k +100m ～ 39.4k +100m	春日井市玉野町	360	A	越水(溢水)	暫定堤防、堤防高不足(積土のう工)
15	矢田川	右	6.4k +60m ～ 6.6k +100m	名古屋市守山区町南	160	A	越水(溢水)	暫定堤防、堤防高不足(積土のう工)
16	庄内川	左	4.0k +130m ～ 5.4k +150m	名古屋市中川区下之一色町～中須町	1,420	B	堤体漏水	詳細点検Fs OUT(シート張り工)
17	庄内川	左	4.0k +130m ～ 5.4k +150m	名古屋市中川区下之一色町～中須町	1,420	B	基礎地盤漏水	局所動水勾配i≧0.5(月の輪工)
18	庄内川	左	4.4k −100m ～ 4.4k +100m	名古屋市中川区下之一色町	200	B	越水(溢水)	堤防高不足(積土のう工)
19	庄内川	左	4.6k +100m ～ 5.4k	名古屋市中川区下之一色町～中須町	680	B	越水(溢水)	堤防高不足(積土のう工)
20	庄内川	左	4.8k +110m ～ 5.0k +120m	名古屋市中川区下之一色町～中須町	210	B	水衝洗掘	洗掘の未施工(木流し工)
21	庄内川	左	5.4k +170m ～ 5.6k +100m	名古屋市中川区中須町	150	B	越水(溢水)	河積不足(積土のう工)
22	庄内川	左	5.8k +100m ～ 6.0k +100m	名古屋市中川区中須町	170	B	越水(溢水)	河積不足(積土のう工)
23	庄内川	左	6.4k +50m ～ 6.6k −20m	名古屋市中川区富田町前田	190	B	堤体漏水	発生する恐れ、川裏(シート張り工)
24	庄内川	左	6.4k +50m ～ 6.6k −20m	名古屋市中川区富田町前田	190	B	基礎地盤漏水	局所動水勾配i≧0.5(月の輪工)
25	庄内川	左	6.4k +50m ～ 6.6k +130m	名古屋市中川区富田町前田	340	B	越水(溢水)	河積不足(積土のう工)
26	庄内川	左	6.6k +130m ～ 6.8k +40m	名古屋市中川区本前田町～横井	120	B	越水(溢水)	H26.5築堤(嵩上げ)、河積不足(積土のう工)
27	庄内川	左	6.8k +70m ～ 6.8k +100m	名古屋市中川区横井・横井町	30	B	越水(溢水)	H26.7築堤(嵩上げ)、河積不足(積土のう工)
28	庄内川	左	7.2k +120m ～ 9.4k +100m	名古屋市中村区横井町～岩塚町	2,330	B	越水(溢水)	堤防高・河積不足(積土のう工)
29	庄内川	左	8.4k +50m ～ 8.6k	名古屋市中村区岩塚町	360	B	水衝洗掘	洗掘の未施工(木流し工)
30	庄内川	左	8.8k +100m ～ 9.4k +100m	名古屋市中村区岩塚町	710	B	堤体漏水	詳細点検Fs OUT(シート張り工)
31	庄内川	左	8.8k +100m ～ 9.4k +100m	名古屋市中村区岩塚町	710	B	基礎地盤漏水	局所動水勾配i≧0.5(月の輪工)
32	庄内川	左	9.4k +100m ～ 10.2k +100m	名古屋市中村区岩塚町～稲葉地町	590	B	堤体漏水	t＊≧0.01 詳細点検Fs OUT(シート張り工)
33	庄内川	左	9.4k +100m ～ 10.6k	名古屋市中村区岩塚町～稲葉地町	820	B	基礎地盤漏水	局所動水勾配i≧0.5(月の輪工)
34	庄内川	左	9.6k +100m ～ 10.2k +100m	名古屋市中村区稲葉地町	410	B	越水(溢水)	河積不足(積土のう工)
35	庄内川	左	10.2k +100m ～ 10.6k	名古屋市中村区稲葉地町	230	B	堤体漏水	詳細点検Fs OUT(シート張り工)

36	庄内川	左	10.4k +100m	～	10.8k +2m	名古屋市中村区稲葉地町	300	B	越水(溢水)	河積不足(積土のう工)
37	庄内川	左	11.6k	～	11.8k +40m	名古屋市中村区稲葉地町	240	B	堤体漏水	詳細点検Fs OUT(シート張り工)
38	庄内川	左	10.8k +2m	～	11.6k +100m	名古屋市中村区稲葉地町	900	B	越水(溢水)	H24築堤護岸(嵩上げ)、堤防高・河積不足(積土のう工)
39	庄内川	左	11.6k +100m	～	13.6k +100m	名古屋市中村区稲葉地町～日比津町	1,900	B	越水(溢水)	H23築堤(嵩上げ)、堤防高・河積不足(積土のう工)
40	庄内川	左	11.6k	～	11.8k +40m	名古屋市中村区稲葉地町	240	B	堤体漏水	局所動水勾配i≧0.5 被災履歴あり(暫定対策)(月の輪工)
41	庄内川	左	13.4k +20m	～	13.6k -20m	名古屋市中村区日比津町	160	B	堤体漏水	t＊≧0.01 詳細点検Fs OUT(シート張り工)
42	庄内川	左	13.4k +20m	～	13.6k -20m	名古屋市中村区日比津町	160	B	基礎地盤漏水	局所動水勾配i≧0.5(月の輪工)
43	庄内川	左	13.8k	～	14.6k +130m	名古屋市中村区枇杷島町～西区南堀越	1,010	B	堤体漏水	詳細点検Fs OUT(シート張り工)
44	庄内川	左	14.4k +100m	～	15.8k +40m	名古屋市中村区枇杷島町、堀越町	1,460	B	越水(溢水)	H23築堤(嵩上げ)、堤防高・河積不足(積土のう工)
45	庄内川	左	13.8k +40m	～	14.0k +80m	名古屋市中村区枇杷島町、西区枇杷島町	240	B	基礎地盤漏水	局所動水勾配i≧0.5 被災履歴あり(暫定対策)(月の輪工)
46	庄内川	左	14.2k +20m	～	14.6k -120m	名古屋市中村区枇杷島町～堀越	340	B	基礎地盤漏水	局所動水勾配i≧0.5 被災履歴あり(暫定対策)(月の輪工)
47	庄内川	左	14.6k -50m	～	14.6k +130m	名古屋市西区南堀越	180	B	基礎地盤漏水	局所動水勾配i≧0.5 被災履歴あり(暫定対策)(月の輪工)
48	庄内川	左	14.6k +170m	～	15.2k -30m	名古屋市西区南堀越	450	B	堤体漏水	詳細点検Fs OUT H26.5築堤(嵩上げ)、(シート張り工)
49	庄内川	左	14.6k +170m	～	15.2k -30m	名古屋市西区南堀越	450	B	基礎地盤漏水	局所動水勾配i≧0.5 H26.5築堤(嵩上げ)、(月の輪工)
50	庄内川	左	15.6k +60m	～	16.0k	名古屋市西区堀越	340	B	堤体漏水	t＊≧0.01 詳細点検Fs OUT(シート張り工)
51	庄内川	左	15.6k +60m	～	15.8k +190m	名古屋市西区堀越	320	B	基礎地盤漏水	局所動水勾配i≧0.5(月の輪工)
52	庄内川	左	15.8k +120m	～	16.2k +100m	名古屋市西区堀越	370	B	越水(溢水)	暫定堤防、堤防高不足・河積不足(積土のう工)
53	庄内川	左	16.2k -40m	～	16.4k +80m	名古屋市西区堀越	310	B	堤体漏水	t＊≧0.01 詳細点検Fs OUT(シート張り工)
54	庄内川	左	16.2k -40m	～	16.4k +80m	名古屋市西区堀越	310	B	基礎地盤漏水	局所動水勾配i≧0.5(月の輪工)
55	庄内川	左	16.2k +100m	～	17.2k +170m	名古屋市西区堀越～名塚町	1,010	B	越水(溢水)	堤防高・河積不足(積土のう工)
56	庄内川	左	17.2k +170m	～	17.8k +100m	名古屋市西区名塚町～稲生町	490	B	越水(溢水)	暫定堤防、堤防高・河積不足(積土のう工)
57	庄内川	左	17.6k +60m	～	18.0k	名古屋市西区稲生町、北区福徳町	300	B	堤体漏水	詳細点検Fs OUT(シート張り工)
58	庄内川	左	18.2k +100m	～	18.2k +170m	名古屋市北区福徳町	70	B	水衝洗掘	水衝の暫定施工(木流し工)
59	庄内川	左	18.6k +20m	～	18.6k +170m	名古屋市北区福徳町	150	B	水衝洗掘	水衝の暫定施工(木流し工)
60	庄内川	左	20.8k +100m	～	21.6k	名古屋市北区成願寺～守山区川西	680	B	越水(溢水)	H24築堤(嵩上げ)、河積不足(積土のう工)
61	庄内川	左	21.6k +50m	～	21.8k +110m	名古屋市守山区川西	280	B	越水(溢水)	河積不足(積土のう工)
62	庄内川	左	21.8k +80m	～	22.0k -60m	名古屋市守山区川西～瀬古	130	B	堤体漏水	t＊≧0.01 詳細点検Fs OUT(シート張り工)
63	庄内川	左	21.8k +80m	～	22.0k -60m	名古屋市守山区川西～瀬古	130	B	基礎地盤漏水	局所動水勾配i≧0.5(月の輪工)
64	庄内川	左	21.8k +150m	～	22.4k +80m	名古屋市守山区川西～瀬古	600	B	越水(溢水)	暫定堤防、堤防高不足・河積不足(積土のう工)
65	庄内川	左	22.0k -60m	～	23.2k -20m	名古屋市守山区瀬古～幸心	1,210	B	堤体漏水	t＊≧0.01 詳細点検Fs OUT(シート張り工)
66	庄内川	左	22.0k -60m	～	22.0k	名古屋市守山区瀬古	60	B	基礎地盤漏水	局所動水勾配i≧0.5(月の輪工)
67	庄内川	左	22.4k +80m	～	23.0k +70m	名古屋市守山区瀬古～大字瀬古	590	B	越水(溢水)	河積不足(積土のう工)
68	庄内川	左	22.4k +100m	～	22.6k +40m	名古屋市守山区瀬古	140	B	基礎地盤漏水	局所動水勾配i≧0.5(月の輪工)
69	庄内川	左	22.8k +10m	～	23.2k -20m	名古屋市守山区大字瀬古～幸心	340	B	基礎地盤漏水	局所動水勾配i≧0.5(月の輪工)
70	庄内川	左	23.0k +170m	～	23.2k +30m	名古屋市守山区大字瀬古～幸心	30	B	越水(溢水)	河積不足(積土のう工)
71	庄内川	左	23.2k +30m	～	23.8k +40m	名古屋市守山区幸心～川宮町	610	B	越水(溢水)	暫定堤防、堤防高不足(積土のう工)
72	庄内川	左	23.2k +30m	～	24.4k +50m	名古屋市守山区幸心～川宮町	1,260	B	堤体漏水	t＊≧0.01(シート張り工)
73	庄内川	左	23.8k +40m	～	25.0k +100m	名古屋市守山区川宮町～川上町	1,240	B	越水(溢水)	河積不足(積土のう工)
74	庄内川	左	23.8k +60m	～	24.4k	名古屋市守山区川宮町	590	B	基礎地盤漏水	被災履歴あり(暫定施工)(月の輪工)
75	庄内川	左	24.4k +50m	～	24.8k +170m	名古屋市守山区川宮町～川上町	450	B	堤体漏水	t＊≧0.01 詳細点検Fs OUT(シート張り工)
76	庄内川	左	24.4k +50m	～	24.8k +170m	名古屋市守山区川宮町～川上町	450	B	基礎地盤漏水	局所動水勾配i≧0.5(月の輪工)
77	庄内川	左	25.2k +120m	～	25.6k +160m	名古屋市守山区川上町～川東山	440	B	越水(溢水)	河積不足(積土のう工)

78	庄内川	左	25.2k +160m	～	25.4k +50m	名古屋市守山区川上町	100	B	水衝洗掘	洗掘の暫定施工(木流し工)
79	庄内川	左	27.8k +100m	～	30.2k	名古屋市守山区大字吉根	1,780	B	堤体漏水	詳細点検Fs OUT(シート張り工)
80	庄内川	左	27.8k +100m	～	30.2k	名古屋市守山区大字吉根	1,780	B	基礎地盤漏水	局所動水勾配i≧0.5(月の輪工)
81	庄内川	左	27.8k +100m	～	28.0k +100m	名古屋市守山区大字吉根	300	B	越水(溢水)	河積不足(積土のう工)
82	庄内川	左	28.2k +100m	～	29.2k +80m	名古屋市守山区大字吉根	690	B	越水(溢水)	河積不足(積土のう工)
83	庄内川	左	29.4k +140m	～	29.6k +100m	名古屋市守山区大字吉根	90	B	越水(溢水)	河積不足(積土のう工)
84	庄内川	左	31.2k +50m	～	31.2k +190m	名古屋市守山区深沢	140	B	水衝洗掘	洗掘の未施工(木流し工)
85	庄内川	左	31.4k +100m	～	31.8k +100m	名古屋市守山区大字下志段味	370	B	越水(溢水)	河積不足(積土のう工)
86	庄内川	左	32.2k	～	32.2k +100m	名古屋市守山区大字下志段味	100	B	越水(溢水)	暫定堤防、河積不足(積土のう工)
87	庄内川	左	34.2k +100m	～	34.6k +100m	名古屋市守山区大字上志段味	270	B	堤防高	H26.5築堤(嵩上げ)、河積不足(積土のう工)
88	庄内川	左	34.6k +80m	～	34.6k +100m	名古屋市守山区大字上志段味	20	B	水衝洗掘	洗掘の未施工(木流し工)
89	庄内川	左	34.8k +100m	～	35.0k +100m	名古屋市守山区大字上志段味	260	B	越水(溢水)	堤防高不足(積土のう工)
90	庄内川	左	38.0k +150m	～	38.2k +150m	瀬戸市鹿乗町	240	B	水衝洗掘	洗掘の未施工(木流し工)
91	庄内川	左	37.6k +57m	～	37.6k +83m	瀬戸市鹿乗町	50	B	水衝洗堀	被災履歴(R5.6洪水)_根固め工実施済
92	庄内川	左	38.2k +160m	～	38.4k +40m	瀬戸市鹿乗町	80	B	越水(溢水)	暫定堤防、堤防高不足(積土のう工)
93	庄内川	右	3.4k	～	3.8k	名古屋市中川区下之一色町	430	B	堤体漏水	詳細点検Fs OUT(シート張り工)
94	庄内川	右	3.4k	～	3.8k	名古屋市中川区下之一色町	430	B	基礎地盤漏水	局所動水勾配i≧0.5(月の輪工)
95	庄内川	右	4.0k +100m	～	4.4k +100m	名古屋市中川区下之一色町	390	B	越水(溢水)	堤防高不足(積土のう工)
96	庄内川	右	4.2k +120m	～	4.4k +100m	名古屋市中川区下之一色町	160	B	基礎地盤漏水	局所動水勾配i≧0.5 被災履歴あり(暫定施工)(月の輪工)
97	庄内川	右	4.4k +140m	～	4.6k +100m	名古屋市中川区下之一色町	180	B	基礎地盤漏水	局所動水勾配i≧0.5 被災履歴あり(暫定施工)(月の輪工)
98	庄内川	右	4.6k +100m	～	5.4k	名古屋市中川区下之一色町～大当郎	700	B	越水(溢水)	堤防高不足(積土のう工)
99	庄内川	右	5.4k -30m	～	5.6k -30m	名古屋市中川区大当郎	170	B	基礎地盤漏水	局所動水勾配i≧0.5 被災履歴あり(暫定施工)(月の輪工)
100	庄内川	右	5.4k +160m	～	6.2k +130m	名古屋市中川区大当郎～前田西町	660	B	越水(溢水)	暫定堤防、河積不足、(積土のう工)
101	庄内川	右	7.2k +40m	～	7.2k +100m	名古屋市中川区長須賀	60	B	堤体漏水	詳細点検Fs OUT(シート張り工)
102	庄内川	右	7.2k +40m	～	7.6k +100m	名古屋市中川区長須賀	470	B	基礎地盤漏水	局所動水勾配i≧0.5(月の輪工)
103	庄内川	右	7.2k +100m	～	7.6k +100m	名古屋市中川区長須賀	410	B	堤体漏水	t＊≧0.01(シート張り工)
104	庄内川	右	7.2k +120m	～	7.4k +150m	名古屋市中川区長須賀	220	B	越水(溢水)	河積不足(積土のう工)
105	庄内川	右	7.4k +150m	～	7.6k +150m	名古屋市中川区長須賀	230	B	越水(溢水)	暫定堤防、河積不足(積土のう工)
106	庄内川	右	7.8k -100m	～	7.8k +120m	名古屋市中川区長須賀	220	B	堤体漏水	t＊≧0.01 詳細点検Fs OUT(シート張り工)
107	庄内川	右	7.8k -100m	～	7.8k +120m	名古屋市中川区長須賀	220	B	基礎地盤漏水	局所動水勾配i≧0.5(月の輪工)
108	庄内川	右	7.6k +150m	～	8.6k +100m	名古屋市中川区長須賀～万場	1,090	B	堤体漏水	堤防高・河積不足(積土のう工)
109	庄内川	右	8.8k +100m	～	9.6k +20m	名古屋市中川区富田町～大地	710	B	越水(溢水)	河積不足(積土のう工)
110	庄内川	右	8.6k +60m	～	9.6k +40m	名古屋市中川区富田町～大地	970	B	基礎地盤漏水	局所動水勾配i≧0.5 被災履歴あり(暫定施工)(月の輪工)
111	庄内川	右	9.2k +50m	～	9.8k	名古屋市中川区大地	570	B	水衝洗掘	洗掘の未施工(木流し工)
112	庄内川	右	9.6k +20m	～	9.8k	名古屋市中川区大地	210	B	越水(溢水)	暫定堤防、河積不足(積土のう工)
113	庄内川	右	9.6k +40m	～	9.8k +150m	名古屋市中川区大地	340	B	堤体漏水	t＊≧0.01 詳細点検Fs OUT(シート張り工)
114	庄内川	右	9.6k +40m	～	10.0k +90m	名古屋市中川区大地～海部市大治町	460	B	基礎地盤漏水	局所動水勾配i≧0.5 被災履歴あり(暫定施工)(月の輪工)
115	庄内川	右	9.8k	～	10.2k +50m	名古屋市中川区大地～海部市大治町	420	B	越水(溢水)	河積不足(積土のう工)
116	庄内川	右	10.2k +100m	～	10.6k +100m	海部市大治町	470	B	越水(溢水)	河積不足、(積土のう工)
117	庄内川	右	10.6k	～	10.8k -30m	海部市大治町	160	B	基礎地盤漏水	被災履歴あり(暫定施工)(月の輪工)
118	庄内川	右	10.6k +100m	～	11.0k +100m	海部市大治町	400	B	越水(溢水)	堤防高不足(積土のう工)
119	庄内川	右	11.0k +100m	～	11.8k	海部市大治町～あま市下萱津	740	B	越水(溢水)	暫定堤防、堤防高・河積不足(積土のう工)

120	庄内川	右	11.8k	～	11.8k +80m	あま市下萱津	80	B	越水(溢水)	暫定堤防、堤防高不足(積土のう工)
121	庄内川	右	11.8k +80m	～	11.8k +190m	あま市下萱津	110	B	越水(溢水)	堤防高不足(積土のう工)
122	庄内川	右	11.8k +190m	～	12.6k +100m	あま市下萱津～清須市下川原	710	B	越水(溢水)	堤防高・河積不足(積土のう工)
123	庄内川	右	12.2k +20m	～	12.6k +100m	清須市下河原	450	B	堤体漏水	t*≧0.01、詳細点検Fs OUT(シート張り工)
124	庄内川	右	12.2k +20m	～	12.6k +100m	清須市下河原	450	B	基礎地盤漏水	局所動水勾配i≧0.5(月の輪工)
125	庄内川	右	13.0k +100m	～	13.6k +100m	清須市下川原～清須市西・南・北枇杷島町	600	B	越水(溢水)	堤防高・河積不足(積土のう工)
126	庄内川	右	13.4k −30m	～	14.6k +10m	清須市下河原～橘詰	1,350	B	堤体漏水	詳細点検Fs OUT(シート張り工)
127	庄内川	右	13.4k −30m	～	14.6k +10m	清須市下河原～橘詰	1,350	B	基礎地盤漏水	局所動水勾配i≧0.5(月の輪工)
128	庄内川	右	13.8k +100m	～	14.4k +30m	清須市西・南・北枇杷島～南問屋	570	B	越水(溢水)	暫定堤防、堤防高不足(積土のう工)
129	庄内川	右	14.4k +30m	～	15.2k +130m	清須市南問屋～下新	950	B	越水(溢水)	堤防高・河積不足(積土のう工)
130	庄内川	右	14.6k +175m	～	15.4k −75m	清須市橘詰～上新	580	B	基礎地盤漏水	被災履歴有(暫定施工)(月の輪工)
131	庄内川	右	14.6k +175m	～	15.4k −75m	清須市橘詰～上新	580	B	堤体漏水	詳細点検Fs OUT(シート張り工)
132	庄内川	右	15.2k +130m	～	15.8k +40m	清須市下新～小田井	450	B	越水(溢水)	暫定堤防、河積不足(積土のう工)
133	庄内川	右	15.8k +80m	～	16.0k +140m	清須市小田井	300	B	堤体漏水	t*≧0.01、詳細点検Fs OUT(シート張り工)
134	庄内川	右	15.8k +130m	～	16.0k +140m	清須市小田井	250	B	越水(溢水)	暫定堤防、河積不足(積土のう工)
135	庄内川	右	16.0k +140m	～	16.2k +140m	清須市小田井	300	B	越水(溢水)	河積不足(積土のう工)
136	庄内川	右	16.2k +140m	～	17.4k +140m	清須市小田井～名古屋市西区山田町	1,660	B	越水(溢水)	暫定堤防、堤防高不足(積土のう工)
137	庄内川	右	17.4k +180m	～	17.4k +310m	名古屋市西区山田町	150	B	越水(溢水)	暫定堤防、堤防高不足(積土のう工)
138	庄内川	右	17.6k +10m	～	17.8k +70m	名古屋市西区坂井戸町	240	B	水衝洗掘	洗掘の暫定施工(木流し工)
139	庄内川	右	18.0k	～	19.0k +50m	名古屋市西区坂井戸町～大野木	950	B	越水(溢水)	暫定堤防、堤防高不足(積土のう工)
140	庄内川	右	18.4k +81m	～	19.2k	名古屋市西区坂井戸町～大野木	1,010	B	堤体漏水	詳細点検Fs OUT(シート張り工)
141	庄内川	右	18.4k +81m	～	19.2k	名古屋市西区坂井戸町～大野木	1,010	B	基礎地盤漏水	局所動水勾配i≧0.5(月の輪工)
142	庄内川	右	19.0k +50m	～	19.2k +60m	名古屋市西区大野木	290	B	越水(溢水)	河積不足(積土のう工)
143	庄内川	右	19.2k	～	19.4k −90m	名古屋市西区大野木～北区西味鋺	350	B	堤体漏水	詳細点検Fs OUT(シート張り工)
144	庄内川	右	19.2k	～	19.4k −90m	名古屋市西区大野木～北区西味鋺	350	B	基礎地盤漏水	G／W≧1.0(月の輪工)
145	庄内川	右	19.2k +60m	～	19.4k −90m	名古屋市西区大野木～北区西味鋺	290	B	越水(溢水)	暫定堤防、河積不足(積土のう工)
146	庄内川	右	19.4k −30m	～	19.4k +80m	名古屋市北区西味鋺	110	B	越水(溢水)	暫定堤防、河積不足(積土のう工)
147	庄内川	右	19.4k −30m	～	20.4k +120m	名古屋市北区西味鋺	1,250	B	堤体漏水	詳細点検Fs OUT(シート張り工)
148	庄内川	右	19.4k −30m	～	20.4k +120m	名古屋市北区西味鋺	1,250	B	基礎地盤漏水	局所動水勾配i≧0.5(月の輪工)
149	庄内川	右	19.6k +100m	～	20.4k +30m	名古屋市北区西味鋺	810	B	越水(溢水)	堤防高・河積不足(積土のう工)
150	庄内川	右	20.4k +100m	～	21.6k	名古屋市北区西味鋺～楠味鋺	930	B	越水(溢水)	河積不足(積土のう工)
151	庄内川	右	21.6k +50m	～	22.0k +40m	名古屋市北区楠味鋺～東味鋺	430	B	越水(溢水)	河積不足(積土のう工)
152	庄内川	右	21.8k −60m	～	22.2k +170m	名古屋市北区楠味鋺～東味鋺	620	B	堤体漏水	詳細点検Fs OUT(シート張り工)
153	庄内川	右	21.8k −60m	～	21.8k +125m	名古屋市北区楠味鋺	190	B	基礎地盤漏水	局所動水勾配i≧0.5(月の輪工)
154	庄内川	右	21.8k +195m	～	22.2k +170m	名古屋市北区楠味鋺	360	B	基礎地盤漏水	局所動水勾配i≧0.5(月の輪工)
155	庄内川	右	22.0k +40m	～	22.2k +150m	名古屋市北区東味鋺	290	B	越水(溢水)	河積不足(積土のう工)
156	庄内川	右	22.4k −120m	～	23.0k +80m	春日井市御幸町～勝川町	780	B	越水(溢水)	堤防高・河積不足(積土のう工)
157	庄内川	右	22.4k +20m	～	22.8k −30m	春日井市御幸町	360	B	堤体漏水	詳細点検Fs OUT(シート張り工)
158	庄内川	右	22.4k +20m	～	22.8k −30m	春日井市御幸町	360	B	基礎地盤漏水	局所動水勾配i≧0.5(月の輪工)
159	庄内川	右	22.8k −30m	～	23.6k +100m	春日井市御幸町～長塚町	830	B	堤体漏水	詳細点検Fs OUT(シート張り工)
160	庄内川	右	22.8k −30m	～	23.6k +100m	春日井市御幸町～長塚町	830	B	基礎地盤漏水	G／W≧1.0(月の輪工)
161	庄内川	右	22.8k +100m	～	23.0k +75m	春日井市御幸町～勝川町	150	B	水衝洗掘	洗掘の暫定施工(木流し工)

162	庄内川	右	23.2k +20m	～	24.0k +150m	春日井市勝川町～松河戸町	930	B	越水(溢水)	暫定堤防、堤防高・河積不足(積土のう工)
163	庄内川	右	23.6k +100m	～	24.2k −80m	春日井市長塚町～松河戸町	540	B	堤体漏水	詳細点検Fs OUT(シート張り工)
164	庄内川	右	23.6k +100m	～	23.8k −30m	春日井市長塚町	100	B	基礎地盤漏水	G／W≧1.0(月の輪工)
165	庄内川	右	23.8k +60m	～	24.2k −80m	春日井市長塚町～松河戸町	360	B	基礎地盤漏水	G／W≧1.0(月の輪工)
166	庄内川	右	24.2k −80m	～	25.6k	春日井市松河戸町	1,300	B	堤体漏水	詳細点検Fs OUT(シート張り工)
167	庄内川	右	24.0k +150m	～	24.2k +100m	春日井市松河戸町	220	B	越水(溢水)	河積不足(積土のう工)
168	庄内川	右	24.2k +100m	～	24.4k +30m	春日井市松河戸町	140	B	越水(溢水)	暫定堤防、堤防高不足(積土のう工)
169	庄内川	右	24.4k +30m	～	25.0k +100m	春日井市松河戸町	590	B	越水(溢水)	河積不足(積土のう工)
170	庄内川	右	25.2k +120m	～	25.4k +120m	春日井市松河戸町	120	B	越水(溢水)	河積不足(積土のう工)
171	庄内川	右	25.6k +160m	～	26.2k +100m	春日井市松河戸町～中切町	450	B	越水(溢水)	河積不足(積土のう工)
172	庄内川	右	25.8k +120m	～	26.6k +50m	春日井市松河戸町～中切町	710	B	堤体漏水	詳細点検Fs OUT(シート張り工)
173	庄内川	右	25.8k +120m	～	26.6k +50m	春日井市松河戸町～中切町	710	B	基礎地盤漏水	局所動水勾配i≧0.5(月の輪工)
174	庄内川	右	26.4k +140m	～	26.6k +155m	春日井市中切町	240	B	水衝洗掘	洗掘の未施工(木流し工)
175	庄内川	右	27.0k −80m	～	27.0k +100m	春日井市下津町	180	B	堤体漏水	詳細点検Fs OUT(シート張り工)
176	庄内川	右	27.0k −80m	～	27.0k +100m	春日井市下津町	180	B	基礎地盤漏水	局所動水勾配i≧0.5(月の輪工)
177	庄内川	右	27.2k +100m	～	28.0k +100m	春日井市上条町	510	B	越水(溢水)	河積不足(積土のう工)
178	庄内川	右	27.6k	～	28.0k	春日井市上条町	370	B	堤体漏水	詳細点検Fs OUT(シート張り工)
179	庄内川	右	27.6k	～	28.0k	春日井市上条町	370	B	基礎地盤漏水	局所動水勾配i≧0.5(月の輪工)
180	庄内川	右	28.2k	～	29.0k +170m	春日井市上条町	970	B	水衝洗掘	洗掘の暫定施工(木流し工)
181	庄内川	右	28.2k +100m	～	29.0k +40m	春日井市上条町	740	B	越水(溢水)	河積不足(積土のう工)
182	庄内川	右	29.0k +40m	～	29.0k +100m	春日井市上条町	60	B	越水(溢水)	暫定堤防、河積不足(積土のう工)
183	庄内川	右	29.0k +160m	～	29.8k +100m	春日井市上条町～熊野町	810	B	越水(溢水)	暫定堤防、河積不足(積土のう工)
184	庄内川	右	29.4k +150m	～	29.6k +90m	春日井市桜佐町	150	B	水衝洗掘	洗掘の暫定施工(木流し工)
185	庄内川	右	30.2k +100m	～	30.4k +30m	春日井市熊野町	70	B	越水(溢水)	暫定堤防(積土のう工)
186	庄内川	右	30.4k +30m	～	30.8k +100m	春日井市熊野町	370	B	越水(溢水)	河積不足(積土のう工)
187	庄内川	右	30.8k +100m	～	32.2k +100m	春日井市熊野町～神領町	1,230	B	堤体漏水	t*≧0.01(シート張り工)
188	庄内川	右	30.8k +100m	～	32.4k +100m	春日井市熊野町～大留町	1,520	B	基礎地盤漏水	局所動水勾配i≧0.5(月の輪工)
189	庄内川	右	31.2k +120m	～	32.0k +100m	春日井市熊野町～神領町	720	B	越水(溢水)	河積不足(積土のう工)
190	庄内川	右	32.0k +150m	～	32.2k +50m	春日井市神領町	100	B	越水(溢水)	暫定堤防、河積不足(積土のう工)
191	庄内川	右	32.2k +50m	～	32.2k +100m	春日井市神領町	50	B	越水(溢水)	河積不足(積土のう工)
192	庄内川	右	32.6k	～	33.2k +100m	春日井市大留町	700	B	堤体漏水	詳細点検Fs OUT(シート張り工)
193	庄内川	右	33.2k +100m	～	33.6k +100m	春日井市大留町	360	B	越水(溢水)	暫定堤防、堤防高不足(積土のう工)
194	庄内川	右	35.6k +30m	～	35.8k +100m	春日井市高蔵寺町	280	B	越水(溢水)	暫定堤防、堤防高不足(積土のう工)
195	庄内川	右	35.8k +100m	～	36.0k +100m	春日井市高蔵寺町	170	B	越水(溢水)	暫定堤防、堤防高不足(積土のう工)
196	庄内川	右	36.0k +100m	～	36.2k +100m	春日井市高蔵寺町	190	B	越水(溢水)	暫定堤防、堤防高不足(積土のう工)
197	庄内川	右	36.0k +180m	～	36.2k	春日井市高蔵寺町	10	B	水衝洗掘	洗掘の未施工(木流し工)
198	庄内川	右	38.8k +50m	～	39.0k +100m	春日井市玉野町	230	B	越水(溢水)	洗掘の未施工(木流し工)
199	矢田川	左	0.4k +140m	～	0.6k +100m	名古屋市北区福徳町	150	B	堤体漏水	詳細点検Fs OUT(シート張り工)
200	矢田川	左	0.4k +140m	～	0.6k +100m	名古屋市北区福徳町	150	B	基礎地盤漏水	G／W≧1.0(月の輪工)
201	矢田川	左	1.4k +40m	～	1.6k +170m	名古屋市北区中切町	270	B	堤体漏水	詳細点検Fs OUT(シート張り工)
202	矢田川	左	1.4k +40m	～	1.6k +170m	名古屋市北区中切町	270	B	基礎地盤漏水	G／W≧1.0(月の輪工)
203	矢田川	左	1.6k +100m	～	1.8k +100m	名古屋市北区中切町～成願寺	200	B	越水(溢水)	河積不足

204	矢田川	左	2.4k +100m	～	2.6k +100m	名古屋市北区成願寺	190	B	堤体漏水	詳細点検Fs OUT(シート張り工)
205	矢田川	左	2.4k +100m	～	2.6k +100m	名古屋市北区成願寺	190	B	基礎地盤漏水	局所動水勾配i≧0.5(月の輪工)
206	矢田川	左	3.0k −60m	～	3.0k +90m	名古屋市北区成願寺	150	B	堤体漏水	詳細点検Fs OUT(シート張り工)
207	矢田川	左	3.4k −60m	～	3.8k +100m	名古屋市北区辻町	530	B	堤体漏水	詳細点検Fs OUT(シート張り工)
208	矢田川	左	3.4k −60m	～	3.8k +100m	名古屋市北区辻町	530	B	基礎地盤漏水	局所動水勾配i≧0.5(月の輪工)
209	矢田川	左	3.4k +70m	～	4.2k +80m	名古屋市北区辻町～上飯田北町	780	B	越水(溢水)	暫定堤防、堤防高・河積不足(積土のう工)
210	矢田川	左	3.8k +100m	～	4.8k +100m	名古屋市北区辻町～上飯田北町	940	B	堤体漏水	t*≧0.01、詳細点検Fs OUT(シート張り工)
211	矢田川	左	3.8k +100m	～	4.8k +100m	名古屋市北区辻町～上飯田北町	940	B	基礎地盤漏水	局所動水勾配i≧0.5(月の輪工)
212	矢田川	左	4.2k +80m	～	4.8k +100m	名古屋市北区上飯田北町	560	B	越水(溢水)	堤防高不足(積土のう工)
213	矢田川	左	4.8k +100m	～	5.4k +100m	名古屋市北区上飯田北町～山田	640	B	堤体漏水	t*≧0.01(シート張り工)
214	矢田川	左	4.8k +100m	～	5.6k +100m	名古屋市北区上飯田北町～東区矢田	810	B	基礎地盤漏水	局所動水勾配i≧0.5(月の輪工)
215	矢田川	左	6.0k +100m	～	7.0k	名古屋市東区矢田町～大幸	880	B	基礎地盤漏水	局所動水勾配i≧0.5(月の輪工)
216	矢田川	左	6.6k +100m	～	6.8k +100m	名古屋市東区大幸	210	B	越水(溢水)	堤防高不足
217	矢田川	左	6.6k +100m	～	6.8k +100m	名古屋市東区大幸	210	B	堤体漏水	t*≧0.01(シート張り工)
218	矢田川	右	3.4k +70m	～	4.8k +150m	名古屋市北区米が瀬町～守山区瀬古東	1,510	B	越水(溢水)	暫定堤防、堤防高・河積不足(積土のう工)
219	矢田川	右	3.0k +100m	～	3.6k +160m	名古屋市北区成願寺～守山区川西	640	B	堤体漏水	t*≧0.01(シート張り工)
220	矢田川	右	3.0k +100m	～	3.6k +100m	名古屋市北区成願寺～守山区川西	580	B	基礎地盤漏水	局所動水勾配i≧0.5(月の輪工)
221	矢田川	右	4.0k −20m	～	5.0k +100m	名古屋市守山区川西～瀬古東	1,170	B	堤体漏水	t*≧0.01、詳細点検Fs OUT(シート張り工)
222	矢田川	右	4.0k −20m	～	5.0k +100m	名古屋市守山区川西～瀬古東	1,170	B	基礎地盤漏水	局所動水勾配i≧0.5(月の輪工)
223	矢田川	右	4.8k +150m	～	5.0k +50m	名古屋市守山区瀬古東	100	B	越水(溢水)	河積不足(積土のう工)
224	矢田川	右	5.2k	～	5.2k +100m	名古屋市守山区瀬古東	100	B	越水(溢水)	河積不足(積土のう工)
225	矢田川	右	5.2k	～	5.4k +150m	名古屋市守山区瀬古東	350	B	堤体漏水	t*≧0.01、詳細点検Fs OUT、被災履歴あり(暫定施工)(シート張り工)
226	矢田川	右	5.2k	～	5.4k +150m	名古屋市守山区瀬古東	350	B	基礎地盤漏水	局所動水勾配i≧0.5(月の輪工)
227	矢田川	右	5.2k +100m	～	5.4k +130m	名古屋市守山区瀬古東	230	B	越水(溢水)	暫定堤防、河積不足(積土のう工)
228	矢田川	右	5.6k	～	5.8k +150m	名古屋市守山区鳥羽見～市場	300	B	堤体漏水	詳細点検Fs OUT、被災履歴あり(暫定施工)(シート張り工)
229	矢田川	右	5.6k	～	5.8k +150m	名古屋市守山区鳥羽見～市場	300	B	基礎地盤漏水	局所動水勾配i≧0.5、被災履歴あり(暫定施工)(月の輪工)
230	矢田川	右	6.0k	～	7.0k	名古屋市守山区市場～町南	910	B	堤体漏水	詳細点検Fs OUT(シート張り工)
231	矢田川	右	6.0k +30m	～	6.4k +60m	名古屋市守山区市場～町南	420	B	越水(溢水)	堤防高・河積不足(積土のう工)
232	矢田川	右	6.6k +100m	～	7.0k	名古屋市守山区町南	290	B	越水(溢水)	暫定堤防、堤防高不足(積土のう工)
233	庄内川	左右	14.4k +4m			名古屋市西区枇杷島～清須市南問屋	1箇所	A	工作物	桁下不足(枇杷島橋)
234	庄内川	右	29.0k +88m			名古屋市守山区大字吉根～春日井市上条町	1箇所	A	工作物	応対基準(桜佐用水樋管)
235	庄内川	左右	38.4k +30m			瀬戸市鹿乗町～春日井市玉野町	1箇所	A	工作物	桁下不足(玉野橋)、H26.5築堤(嵩上げ)
236	庄内川	左右	40.0k +75m			瀬戸市川平町～春日井市玉野町	1箇所	A	工作物	桁下不足(城嶺橋)
237	庄内川	左右	4.4k +130m			名古屋市中川区下之一色町	1箇所	B	工作物	余裕高不足(一色大橋)
238	庄内川	左右	5.6k −70m			名古屋市中川区中須町～大当郎	1箇所	B	工作物	余裕高不足(大当郎橋)
239	庄内川	左右	6.6k +161m			名古屋市中川区本前田町～前田西町	1箇所	B	工作物	余裕高不足(近鉄名古屋線庄内川橋梁)
240	庄内川	左右	6.8k +86m			名古屋市中川区横井～伏屋	1箇所	B	工作物	余裕高不足(関西本線庄内川橋梁)
241	庄内川	左右	7.2k +56m			名古屋市中村区横井町～中川区長須賀	1箇所	B	工作物	余裕高不足(横井大橋)
242	庄内川	左右	8.8k +40m			名古屋市中村区岩塚町～中川区富田町	1箇所	B	工作物	余裕高不足(万場大橋)
243	庄内川	左右	10.4k +13m			名古屋市中村区稲葉地町～海部市大治町	1箇所	B	工作物	余裕高不足(新大正橋)
244	庄内川	左右	11.0k +146m			名古屋市中村区稲葉地町～海部市大治町	1箇所	B	工作物	余裕高不足(大治水管橋)
245	庄内川	左右	11.8k +36m			名古屋市中村区稲葉地町～あま市下萱津	1箇所	B	工作物	余裕高不足(豊公橋)

246	庄内川	左右	14.2k +18m			名古屋市中村区枇杷島町～清須市南六軒	1箇所	B	工作物	余裕高不足(新幹線庄内川橋梁)
247	庄内川	左右	14.2k +33m			名古屋市中村区枇杷島町～清須市南六軒	1箇所	B	工作物	余裕高不足(東海道本線枇杷島橋梁)
248	庄内川	左右	14.6k +19m			名古屋市西区南堀越～清須市橋詰	1箇所	B	工作物	余裕高不足(名鉄名古屋本線庄内川橋梁)
249	庄内川	左右	15.8k +82m			名古屋市西区堀越～清須市小田井	1箇所	B	工作物	余裕高不足(新名西橋)
250	庄内川	左右	17.4k +85m			名古屋市西区名塚町～山田町	1箇所	B	工作物	余裕高不足(新庄内川橋)、H26.5築堤(嵩上げ)
251	庄内川	左右	19.4k +170m			名古屋市北区中切町～西味鋺	1箇所	B	工作物	余裕高不足(新川中橋)
252	庄内川	左右	20.4k +80m			名古屋市北区成願寺～西味鋺	1箇所	B	工作物	余裕高不足(ふれあい橋)
253	庄内川	左右	21.6k +30m			名古屋市守山区川西～北区楠味鋺	1箇所	B	工作物	余裕高不足(水分水管橋)
254	庄内川	左右	21.8k +123m			名古屋市守山区川西～北区楠味鋺	1箇所	B	工作物	余裕高不足(水分橋)
255	庄内川	左右	23.2k −45m			名古屋市守山区幸心～春日井市勝川町	1箇所	B	工作物	余裕高不足(勝川橋)
256	庄内川	左右	23.8k −58m			名古屋市守山区川宮町～春日井市長塚町	1箇所	B	工作物	余裕高不足不足(中央本線庄内川橋梁)
257	庄内川	左右	25.2k +39m			名古屋市守山区川上町～春日井市松河戸町	1箇所	B	工作物	余裕高不足不足(松川橋)
258	庄内川	左右	32.2k −150m			名古屋市守山区上志段味～春日井市神領町	1箇所	B	工作物	余裕高不足(下志段味橋)
259	庄内川	左右	32.2k +126m			名古屋市守山区上志段味～春日井市神領町	1箇所	B	工作物	余裕高不足(庄内川橋)
260	庄内川	左右	35.2k +150m			名古屋市守山区上志段味～春日井市高蔵寺町	1箇所	B	工作物	余裕高不足(東谷橋)
261	庄内川	左右	36.4k +4m			瀬戸市鹿乗町～春日井市高蔵寺町	1箇所	B	工作物	余裕高不足(愛知用水高蔵寺サイフォン橋)、H24築堤護岸(嵩上げ)
262	矢田川	左右	3.8k +15m			名古屋市北区辻町～守山区川西	1箇所	B	工作物	余裕高不足(三階橋)
263	矢田川	左右	5.0k +100m			名古屋市北区山田北町～守山区瀬古東	1箇所	B	工作物	余裕高不足(天神橋)、H23築堤(嵩上げ)
264	矢田川	左右	6.2k +178m			名古屋市東区矢田町～守山区市場	1箇所	B	工作物	余裕高不足(矢田川橋)
265	矢田川	左右	7.0k +70m			名古屋市東区大幸～守山区町南	1箇所	B	工作物	余裕高不足(宮前橋・水道管橋)、H26.5築堤(嵩上げ)
266	庄内川	左	0.8k	～	0.8k +100m	名古屋市港区宝神町	100	要	破堤跡	S34
267	庄内川	左	3.4k	～	3.6k	名古屋市港区小碓町	190	要	破堤跡	S34
268	庄内川	左	5.4k +140m	～	6.4k +180m	名古屋市中川区中須町	990	要	旧川跡	H21再点検実施
269	庄内川	左	6.8k +110m	～	7.0k +90m	名古屋市中川区横井～中村区横井町	200	要	旧川跡	H21再点検実施
270	庄内川	左	14.2k −25m	～	14.4k +175m	名古屋市中村区枇杷島町～西区枇杷島町	400	要	工事施工	県道枇杷島橋迂回橋
271	庄内川	左	17.6k +120m	～	18.0k +20m	名古屋市西区稲生町～北区福徳町	260	要	旧川跡	
272	庄内川	左	20.8k +20m	～	21.4k +50m	名古屋市北区成願寺～守山区川西	640	要	旧川跡	
273	庄内川	左	24.0k +160m	～	24.2k +180m	名古屋市守山区川宮町	210	要	旧川跡	H21再点検実施
274	庄内川	左	24.8k +110m	～	24.8k +170m	名古屋市守山区川上町	60	要	旧川跡	H21再点検実施
275	庄内川	左	25.0k +80m	～	25.0k +190m	名古屋市守山区川上町	110	要	旧川跡	H21再点検実施
276	庄内川	左	25.6k +90m	～	25.6k +190m	名古屋市守山区川東山	100	要	旧川跡	H21再点検実施
277	庄内川	右	5.6k +95m	～	5.8k +100m	名古屋市中川区大当郎	160	要	旧川跡	H21再点検実施
278	庄内川	右	6.0k +90m	～	6.0k +190m	名古屋市中川区前田西町	100	要	旧川跡	
279	庄内川	右	7.4k +120m	～	8.6k	名古屋市中川区長須賀～万場	1,240	要	旧川跡	H21再点検実施
280	庄内川	右	8.8k +100m	～	9.0k +50m	名古屋市中川区富田町～大地	160	要	旧川跡	H21再点検実施
281	庄内川	右	9.8k +20m	～	10.0k +50m	名古屋市中川区大地～海部市大治町	210	要	旧川跡	H21再点検実施、河積不足
282	庄内川	右	14.2k −25m	～	14.4k +175m	名古屋市中村区枇杷島町～西区枇杷島町	400	要	工事施工	県道枇杷島橋迂回橋
283	庄内川	右	16.0k +100m	～	17.4k +130m	清須市小田井～名古屋市西区山田町	1,990	要	旧川跡	河積不足
284	庄内川	右	16.2k +214m	～	16.6k +2m	名古屋市西区山田町	390	要	新堤防	R7小田井整備工事
285	庄内川	右	16.6k +2m	～	17.0k +88m	名古屋市西区山田町～名古屋市西区坂井戸町	550	要	新堤防	R4小田井築堤
286	庄内川	右	17.6k −88m	～	17.9k	名古屋市西区坂井戸町	309	要	新堤防	R4山田地区築堤工事
287	庄内川	右	18.6k +157m	～	19.2k +58m	名古屋市西区坂井戸町～名古屋市西区大野木	591	要	新堤防	R7大野木地区築堤工事

288	庄内川	右	19.2k +60m ～ 19.4k +20m	名古屋市西区大野木～北区西味鋺	400	要	旧川跡	H21再点検実施、断面不足
289	庄内川	右	20.6k +70m ～ 20.6k +150m	名古屋市北区中味鋺	80	要	旧川跡	
290	庄内川	右	21.2k +110m ～ 21.6k +30m	名古屋市北区中味鋺～楠味鋺	290	要	旧川跡	H21再点検実施
291	庄内川	右	24.8k +160m ～ 25.0k +80m	春日井市松河戸町	120	要	旧川跡	H21再点検実施
292	庄内川	右	25.8k +50m ～ 27.0k +160m	春日井市松河戸町～下津町	1,350	要	旧川跡	H21再点検実施、区間統合
293	庄内川	右	28.2k +160m ～ 28.4k +60m	春日井市上条町	100	要	旧川跡	H21再点検実施
294	庄内川	右	28.6k +160m ～ 29.0k +150m	春日井市上条町	400	要	旧川跡	H21再点検実施、H20川裏腹付(ドレーン工)、28.0～29.0対策済(未検証)
295	庄内川	右	29.2k +23m ～ 30.2k +142m	春日井市桜佐町～春日井市熊野町	1,180	要	新堤防	R4上条築堤
296	庄内川	右	29.8k +80m ～ 30.0k +30m	春日井市熊野町	170	要	旧川跡	H21再点検実施
297	庄内川	右	30.4k +180m ～ 30.6k +80m	春日井市熊野町	140	要	旧川跡	H21再点検実施
298	庄内川	右	31.4k +110m ～ 31.8k +70m	春日井市神領町	340	要	旧川跡	H21再点検実施
299	庄内川	右	32.4k +60m ～ 32.6k +60m	春日井市大留町	220	要	旧川跡	H21再点検実施
300	庄内川	右	33.8k +100m ～ 33.8k +180m	春日井市大留町	80	要	旧川跡	H21再点検実施
301	矢田川	左	2.6k +100m ～ 3.0k +180m	名古屋市北区成願寺	480	要	旧川跡	H21再点検実施
302	矢田川	左	3.6k +130m ～ 3.6k +60m	名古屋市北区辻町	70	要	旧川跡	H21再点検実施
303	矢田川	左	4.0k +160m ～ 4.2k +90m	名古屋市北区上飯田北町	140	要	旧川跡	H21再点検実施
304	矢田川	左	4.4k +80m ～ 5.6k +120m	名古屋市北区上飯田北町～東区矢田	1,190	要	旧川跡	H21再点検実施
305	矢田川	左	6.0k +20m ～ 6.4k +170m	名古屋市東区矢田町～大幸	530	要	旧川跡	H21再点検実施
306	矢田川	右	2.8k +150m ～ 3.4k +60m	名古屋市北区成願寺～米が瀬町	400	要	旧川跡	H21再点検実施
307	矢田川	右	5.2k +50m ～ 5.2k +110m	名古屋市守山区瀬古東	60	要	旧川跡	H21再点検実施
308	矢田川	右	6.0k +70m ～ 6.6k +40m	名古屋市守山区市場～町南	480	要	旧川跡	H21再点検実施
計			308 箇所		129,730			

エ 矢作川水系(豊橋河川事務所)

	河川名	左右岸別	位 置	地 先 名	延長(m)	重要度	種 別	摘 要 (水防工法)
1	矢作川	左	13.6k −100m ～ 14.4k +100m	西尾市西浅井町～高落町	1,010	A	基礎地盤漏水	旧川・破堤跡以外、履歴有の暫定施工、パイピング破壊に対する安全性
2	矢作川	左	16.0k ～ 16.4k +100m	岡崎市合歓木町	460	A	基礎地盤漏水	旧川・破堤跡以外、履歴有の暫定施工、パイピング破壊に対する安全性(月の輪工)
3	矢作川	左	20.8k −100m ～ 20.8k +100m	岡崎市天白町	200	A	堤体漏水	旧川・破堤跡以外、履歴有の未施工、堤防脆弱性、すべり破壊に対する安全性
4	矢作川	左	20.8k ～ 20.8k +100m	岡崎市天白町	100	A	基礎地盤漏水	旧川・破堤跡以外、履歴有の未施工、重点監視区間(月の輪工)
5	矢作川	左	28.8k +70m ～ 28.8k +170m	岡崎市西蔵前町	100	A	水衝洗掘	洗掘の未施工(捨て石工)
6	矢作川	左	29.0k +120m ～ 29.2k −60m	岡崎市西蔵前町	50	A	基礎地盤漏水	旧川・破堤跡以外、履歴有の暫定施工、パイピング破壊に対する安全性
7	矢作川	左	29.6k −100m ～ 29.6k +100m	岡崎市仁木町	200	A	堤体漏水	暫定堤防(積土のう工)
8	矢作川	左	31.4k ～ 31.8k	岡崎市細川町	310	A	越水	暫定堤防(積土のう工)
9	矢作川	左	31.6k ～ 31.8k +100m	岡崎市細川町	290	A	基礎地盤漏水	S34被災履歴有の暫定施工、パイピング破壊に対する安全性
10	矢作川	左	32.8k −100m ～ 32.8k +100m	岡崎市細川町	200	A	越水	暫定堤防(積土のう工)
11	矢作川	左	33.4k ～ 33.6k	岡崎市細川町～豊田市渡合町	180	A	越水	暫定堤防(積土のう工)
12	矢作川	左	33.8k ～ 34.6k	豊田市渡合町～室町	800	A	越水	暫定堤防(積土のう工)
13	矢作川	左	34.8k −100m ～ 34.8k +100m	豊田市室町	200	A	越水	河積不足(積土のう工)
14	矢作川	左	35.2k −100m ～ 36.8k +100m	豊田市室町～宮前町	1,800	A	越水	暫定堤防(積土のう工)
15	矢作川	左	37.2k ～ 37.6k	豊田市野見山町～野見町	440	A	越水	河積不足(積土のう工)
16	矢作川	左	37.8k ～ 39.2k +100m	豊田市野見町～森町	1,450	A	越水	河積不足(積土のう工)

17	矢作川	左	39.6k -100m	～	39.6k +100m	豊田市千石町	200	A	越水	河積不足(積土のう工)
18	矢作川	左	40.0k	～	41.0k +100m	豊田市千石町～川田町	1,090	A	越水	河積不足(積土のう工)
19	矢作川	右	12.4k -100m	～	12.8k	安城市藤井町	460	A	基礎地盤漏水	S34被災履歴有の暫定施工(月の輪工)、パイピング破壊に対する安全性
20	矢作川	右	14.2k -100m	～	14.2k +100m	安城市小川町	200	A	堤体漏水	旧川・破堤跡以外、履歴有の暫定施工、堤防脆弱性、すべり破壊に対する安全性
21	矢作川	右	14.6k -100m	～	14.6k +100m	安城市小川町	200	A	堤体漏水	H12被災履歴有の暫定施工、堤防脆弱性
22	矢作川	右	15.0k -100m	～	15.0k +100m	安城市小川町	200	A	堤体漏水	H12被災履歴有の暫定施工、堤防脆弱性
23	矢作川	右	15.4k -100m	～	15.4k +100m	安城市小川町	200	A	堤体漏水	H12被災履歴有の暫定施工、堤防脆弱性
24	矢作川	右	15.6k -100m	～	15.6k	安城市小川町	100	A	基礎地盤漏水	旧川・破堤跡以外の履歴有の未施工(月の輪工)、パイピング破壊に対する安全性
25	矢作川	右	15.6k +181m	～	15.8k +120m	安城市小川町	180	A	基礎地盤漏水	旧川・破堤跡以外の履歴有の未施工(月の輪工)、重点監視区間(堤防詳細点検に基づき設定)
26	矢作川	右	15.8k -100m	～	15.8k +100m	安城市小川町	200	A	堤体漏水	H12被災履歴有の暫定施工、堤防脆弱性
27	矢作川	右	16.2k -100m	～	16.2k +100m	安城市小川町	200	A	堤体漏水	H12被災履歴有の暫定施工、堤防脆弱性
28	矢作川	右	16.4k	～	16.6k	安城市小川町～川島町	220	A	越水	暫定堤防(積土のう工)
29	矢作川	右	16.6k	～	17.4k	安城市川島町～村高町	830	A	基礎地盤漏水	S47被災履歴有の暫定施工、パイピング破壊に対する安全性
30	矢作川	右	18.2k -100m	～	18.2k +100m	岡崎市下佐々木町	200	A	堤体漏水	堤防脆弱性
31	矢作川	右	18.6k +50m	～	18.8k +20m	岡崎市下佐々木町	210	A	基礎地盤漏水	旧川・破堤跡以外の履歴有の暫定施工、パイピング破壊に対する安全性(月の輪工)
32	矢作川	右	19.6k -100m	～	19.6k +100m	岡崎市東牧内町	200	A	堤体漏水	堤防脆弱性、すべり破壊に対する安全性
33	矢作川	右	21.0k -100m	～	21.0k +100m	岡崎市渡町	200	A	基礎地盤漏水	S58被災履歴有の暫定施工、パイピング破壊に対する安全性
34	矢作川	右	22.0k +100m	～	22.2k -80m	岡崎市渡町	50	A	基礎地盤漏水	旧川・破堤跡以外の履歴有の暫定施工、パイピング破壊に対する安全性
35	矢作川	右	22.6k -100m	～	22.6k +100m	岡崎市渡町	200	A	基礎地盤漏水	S46被災履歴有の暫定施工、パイピング破壊に対する安全性
36	矢作川	右	23.8k -100m	～	23.8k +100m	岡崎市矢作町	200	A	堤体漏水	H12被災履歴有の暫定施工、堤防脆弱性、すべり破壊に対する安全性
37	矢作川	右	24.4k -100m	～	24.4k +100m	岡崎市中園町	200	A	基礎地盤漏水	S34被災履歴有の暫定施工、パイピング破壊に対する安全性
38	矢作川	右	34.4k -100m	～	34.4k +100m	豊田市今町	200	A	越水	暫定堤防(積土のう工)
39	矢作川	右	34.8k	～	36.8k	豊田市水源町～秋葉町	1,960	A	越水	河積不足(積土のう工)
40	矢作川	右	37.6k	～	39.4k	豊田市竜宮町～白浜町	1,930	A	越水	河積不足(積土のう工)
41	矢作川	右	39.4k -100m	～	39.4k +100m	豊田市白浜町	200	A	基礎地盤漏水	H12被災履歴有の暫定施工、パイピング破壊に対する安全性
42	矢作川	右	39.6k	～	39.8k	豊田市白浜町	180	A	越水	河積不足(積土のう工)
43	矢作川	右	40.0k	～	40.4k	豊田市中島町	390	A	越水	暫定堤防(積土のう工)
44	矢作川	右	40.6k	～	41.4k	豊田市中島町～落合町	970	A	越水	暫定堤防(積土のう工)
45	矢作川	右	41.6k	～	41.8k	豊田市落合町	290	A	越水	河積不足(積土のう工)
46	矢作川	左	2.2k	～	3.2k	西尾市小栗町～西小椋町	980	B	堤体漏水	堤防脆弱性、すべり破壊に対する安全度
47	矢作川	左	3.2k -100m	～	3.2k +100m	西尾市西小椋町	200	B	越水	河積不足(積土のう工)
48	矢作川	左	3.6k -100m	～	3.6k +100m	西尾市西小椋町	200	B	越水	河積不足(積土のう工)
49	矢作川	左	4.4k	～	4.6k	西尾市中畑町	170	B	堤体漏水	すべり破壊に対する安全度(築き回し工)
50	矢作川	左	4.8k -100m	～	4.8k +100m	西尾市中畑町	200	B	越水	河積不足(積土のう工)
51	矢作川	左	5.2k	～	6.8k	西尾市中畑町～上町	1,680	B	越水	河積不足(積土のう工)
52	矢作川	左	5.6k	～	5.8k	西尾市田貫町	230	B	堤体漏水	堤防脆弱性
53	矢作川	左	6.2k -100m	～	6.2k +100m	西尾市小間町	200	B	堤体漏水	堤防脆弱性
54	矢作川	左	6.6k -100m	～	6.6k +100m	西尾市上町	200	B	堤体漏水	堤防脆弱性
55	矢作川	左	7.0k	～	8.0k	西尾市上町	760	B	堤体漏水	堤防脆弱性
56	矢作川	左	7.8k	～	7.8k +30m	西尾市上町	30	B	基礎地盤漏水	旧川・破堤跡以外、履歴有の暫定施工(月の輪工)
57	矢作川	左	8.0k	～	8.2k	西尾市上町	210	B	越水	暫定堤防(積土のう工)
58	矢作川	左	8.6k	～	8.8k	西尾市上町	220	B	越水	暫定堤防(積土のう工)

59	矢作川	左	9.4k	～	9.6k	西尾市新渡場町	200	B	越水	暫定堤防(積土のう工)
60	矢作川	左	12.4k	～	12.8k +100m	西尾市志貴野町～西浅井町	590	B	基礎地盤漏水	パイピング破壊に対する安全性
61	矢作川	左	12.4k -100m	～	17.8k +100m	西尾市志貴野町～岡崎市上青野町	5,830	B	越水	河積不足(積土のう工)
62	矢作川	左	13.4k -100m	～	13.4k +100m	西尾市西浅井町	200	B	基礎地盤漏水	パイピング破壊に対する安全性
63	矢作川	左	14.6k -100m	～	14.6k +100m	西尾市高落町	200	B	基礎地盤漏水	旧川・破堤跡以外、履歴有の暫定施工
64	矢作川	左	14.6k -100m	～	17.0k +100m	西尾市高落町～岡崎市合歓木町	2,550	B	堤体漏水	堤防脆弱性
65	矢作川	左	15.4k +150m	～	16.0k	岡崎市合歓木町	350	B	基礎地盤漏水	旧川・破堤跡以外、履歴有の暫定施工(月の輪工)
66	矢作川	左	16.6k -100m	～	19.6k	岡崎市合歓木町～中之郷町	2,960	B	基礎地盤漏水	パイピング破壊に対する安全性
67	矢作川	左	17.4k -100m	～	20.6k +100m	岡崎市高橋町～天白町	3,450	B	堤体漏水	堤防脆弱性、すべり破壊に対する安全性(築き回し口)
68	矢作川	左	18.2k -100m	～	18.8k +100m	岡崎市上青野町～岡崎市中之郷町	780	B	越水	河積不足(積土のう工)
69	矢作川	左	19.2k -100m	～	22.2k +100m	岡崎市中之郷町～八帖南町	3,630	B	越水	河積不足(積土のう工)
70	矢作川	左	20.6k	～	20.8k +50m	岡崎市天白町	290	B	基礎地盤漏水	パイピング破壊に対する安全性
71	矢作川	左	21.0k -100m	～	21.6k	岡崎市天白町～八帖南町	990	B	堤体漏水	堤防脆弱性、すべり破壊に対する安全性
72	矢作川	左	21.0k	～	21.6k	岡崎市天白町～八帖南町	890	B	基礎地盤漏水	パイピング破壊に対する安全性
73	矢作川	左	22.0k	～	22.8k	岡崎市八帖南町	770	B	基礎地盤漏水	パイピング破壊に対する安全性
74	矢作川	左	22.2k -100m	～	22.2k +100m	岡崎市八帖南町	200	B	堤体漏水	堤防脆弱性
75	矢作川	左	23.0k -100m	～	26.6k +100m	岡崎市八帖町～大門二丁目	3,800	B	堤体漏水	堤防脆弱性、すべり破壊に対する安全性
76	矢作川	左	23.8k	～	24.6k	岡崎市日名本町	640	B	基礎地盤漏水	パイピング破壊に対する安全性
77	矢作川	左	24.2k -100m	～	24.2k +100m	岡崎市日名本町	200	B	越水	河積不足(積土のう工)
78	矢作川	左	26.8k	～	28.0k -80m	岡崎市大門三丁目～上里三丁目	1,030	B	基礎地盤漏水	旧川・破堤跡以外、履歴有の暫定施工(月の輪工)
79	矢作川	左	27.0k	～	28.4k	岡崎市大門三丁目～上里一丁目	1,420	B	堤体漏水	H12被災履歴有の暫定施工、堤防脆弱性、すべり破壊に対する安全性
80	矢作川	左	28.6k	～	29.0k +120m	岡崎市上里一丁目～西蔵前町	600	B	基礎地盤漏水	旧川・破堤跡以外、履歴有の暫定施工、パイピング破壊に対する安全性
81	矢作川	左	30.2k -100m	～	30.4k +100m	岡崎市仁木町	400	B	越水	暫定堤防(積土のう工)
82	矢作川	左	29.2k -60m	～	29.6k -60m	岡崎市西蔵前町～仁木町	500	B	基礎地盤漏水	旧川・破堤跡以外、履歴有の暫定施工(月の輪工)
83	矢作川	左	29.4k -100m	～	29.4k +100m	岡崎市岩津町	200	B	堤体漏水	旧川・破堤跡以外、履歴有の暫定施、堤防脆弱性
84	矢作川	左	29.8k	～	30.2k -40m	岡崎市仁木町	350	B	水衝洗掘	洗掘の暫定施工(捨て石工)
85	矢作川	左	29.8k -100m	～	30.2k +100m	岡崎市仁木町	590	B	堤体漏水	堤防脆弱性(築き回し工)
86	矢作川	左	30.2k -100m	～	30.2k +100m	岡崎市仁木町	200	B	基礎地盤漏水	旧川・破堤跡以外、履歴有の暫定施
87	矢作川	左	30.4k +60m	～	30.6k +60m	岡崎市仁木町	210	B	水衝洗掘	洗掘の未施工(捨て石工)
88	矢作川	左	30.8k -100m	～	30.8k +100m	岡崎市仁木町	200	B	堤体漏水	堤防脆弱性
89	矢作川	左	30.8k	～	31.4k	岡崎市仁木町～細川町	690	B	越水	暫定堤防(積土のう工)
90	矢作川	左	31.2k -100m	～	32.6k	岡崎市細川町	1,300	B	堤体漏水	堤防脆弱性、すべり破壊に対する安全性
91	矢作川	左	31.8k	～	32.6k +100m	岡崎市細川町	820	B	越水	暫定堤防(積土のう工)
92	矢作川	左	32.0k -100m	～	32.6k	岡崎市細川町	670	B	基礎地盤漏水	パイピング破壊に対する安全性
93	矢作川	左	33.0k	～	33.4k	岡崎市細川町	490	B	越水	暫定堤防(積土のう工)
94	矢作川	左	33.6k	～	33.8k	豊田市渡合町	210	B	越水	暫定堤防(積土のう工)
95	矢作川	左	35.0k -100m	～	35.0k +100m	豊田市室町	200	B	越水	河積不足(積土のう工)
96	矢作川	左	37.0k -100m	～	37.0k +100m	豊田市宮前町	200	B	越水	河積不足(積土のう工)
97	矢作川	左	37.4k	～	37.6k	豊田市野見町	190	B	基礎地盤漏水	パイピング破壊に対する安全性
98	矢作川	左	38.4k	～	38.8k	豊田市野見町～御立町	410	B	堤体漏水	H12被災履歴有の暫定施工
99	矢作川	左	38.4k	～	39.0k	豊田市野見町～御立町	590	B	基礎地盤漏水	パイピング破壊に対する安全性
100	矢作川	左	39.4k -100m	～	39.4k +100m	豊田市森町	200	B	越水	河積不足(積土のう工)

101	矢作川	左	39.8k −100m	～	39.8k +100m	豊田市千石町	200	B	越水	河積不足(積土のう工)
102	矢作川	左	40.0k −100m	～	40.2k +100m	豊田市千石町	440	B	堤体漏水	堤防脆弱性
103	矢作川	左	40.0k −100m	～	40.2k +100m	豊田市千石町	440	B	基礎地盤漏水	パイピング破壊に対する安全性
104	矢作川	左	40.8k −100m	～	41.0k +100m	豊田市寺部町～川田町	340	B	基礎地盤漏水	パイピング破壊に対する安全性
105	矢作川	左	41.2k −100m	～	41.6k +100m	豊田市川田町	540	B	越水	河積不足(積土のう工)
106	矢作川	右	1.6k −100m	～	5.6k +100m	碧南市前浜町～流作町	4,210	B	堤体漏水	すべり破壊に対する安全性(築き回し工)
107	矢作川	右	4.8k	～	6.6k	碧南市流作町～鷲林町	1,760	B	越水	暫定堤防、河積不足(積土のう工)
108	矢作川	右	6.8k	～	7.2k	碧南市鷲林町～鷲塚町	410	B	越水	暫定堤防、河積不足(積土のう工)
109	矢作川	右	7.0k −100m	～	7.0k +100m	碧南市鷲塚町	200	B	堤体漏水	堤防脆弱性
110	矢作川	右	7.0k	～	7.0k +60m	碧南市鷲塚町	60	B	基礎地盤漏水	旧川・破堤跡以外、履歴有の暫定施工(月の輪工)、重点監視区間、堤防詳細点検に基づき設定)
111	矢作川	右	8.8k +90m	～	11.0k	西尾市米津町～安城市藤井町	2,110	B	越水	暫定堤防(積土のう工)
112	矢作川	右	9.0k +114m	～	9.0k +133m	西尾市米津町	20	B	堤体漏水	H30.9.4被災履歴有の暫定施工(矢板工)
113	矢作川	右	9.2k +162m	～	9.4k +1m	西尾市米津町	30	B	堤体漏水	H30.9.4被災履歴有の暫定施工(矢板工)
114	矢作川	右	11.0k −100m	～	11.0k +100m	安城市藤井町	200	B	堤体漏水	R3.8裏法崩れ
115	矢作川	右	11.4k −100m	～	11.4k +100m	安城市藤井町	200	B	越水	暫定堤防(積土のう工)
116	矢作川	右	12.0k −100m	～	12.2k +100m	安城市藤井町	410	B	基礎地盤漏水	パイピング破壊に対する安全性
117	矢作川	右	12.0k	～	12.2k	安城市藤井町	210	B	越水	暫定堤防、河積不足(積土のう工)
118	矢作川	右	12.4k	～	16.4k	安城市藤井町～小川町	3,880	B	越水	暫定堤防、河積不足(積土のう工)
119	矢作川	右	12.4k +100m	～	12.6k −40m	安城市藤井町	50	B	水衝洗掘	洗掘の未施工(捨て石工)
120	矢作川	右	12.6k +20m	～	12.8k −80m	安城市藤井町	70	B	水衝洗掘	洗掘の未施工(捨て石工)
121	矢作川	右	13.0k −100m	～	14.0k +100m	安城市小川町	1,160	B	堤体漏水	堤防脆弱性、すべり破壊に対する安全性
122	矢作川	右	13.0k	～	13.2k	安城市小川町	200	B	基礎地盤漏水	パイピング破壊に対する安全性
123	矢作川	右	14.0k +100m	～	15.0k +100m	安城市小川町	910	B	基礎地盤漏水	パイピング破壊に対する安全性
124	矢作川	右	14.4k −100m	～	14.4k +100m	安城市小川町	200	B	堤体漏水	H12被災履歴有の暫定施工
125	矢作川	右	14.8k −100m	～	14.8k +100m	安城市小川町	200	B	堤体漏水	H12被災履歴有の暫定施工
126	矢作川	右	15.2k −100m	～	15.2k +100m	安城市小川町	200	B	堤体漏水	H12被災履歴有の暫定施工
127	矢作川	右	15.6k −100m	～	15.6k +100m	安城市小川町	200	B	堤体漏水	H12被災履歴有の暫定施工
128	矢作川	右	16.0k	～	16.4k	安城市小川町	450	B	基礎地盤漏水	パイピング破壊に対する安全性
129	矢作川	右	16.0k −100m	～	16.0k +100m	安城市小川町	200	B	堤体漏水	H12被災履歴有の暫定施工
130	矢作川	右	16.4k −100m	～	16.4k +100m	安城市小川町	200	B	堤体漏水	H12被災履歴有の暫定施工
131	矢作川	右	16.6k	～	18.0k	安城市川島町～村高町	1,400	B	越水	暫定堤防、河積不足(積土のう工)
132	矢作川	右	17.6k −100m	～	17.8k	安城市村高町	280	B	基礎地盤漏水	パイピング破壊に対する安全性
133	矢作川	右	18.2k −100m	～	20.2k +100m	岡崎市下佐々木町～渡町	2,300	B	越水	暫定堤防、河積不足(積土のう工)
134	矢作川	右	18.4k −100m	～	18.4k +100m	岡崎市下佐々木町	200	B	基礎地盤漏水	S50被災履歴有の暫定施工
135	矢作川	右	18.4k	～	19.4k	岡崎市下佐々木町～東牧内町	1,160	B	堤体漏水	S57被災履歴有の暫定施工、堤防脆弱性、すべり破壊に対する安全性
136	矢作川	右	19.0k −100m	～	19.0k +100m	岡崎市下佐々木町	200	B	基礎地盤漏水	パイピング破壊に対する安全性
137	矢作川	右	20.2k −100m	～	20.2k +100m	岡崎市渡町	200	B	堤体漏水	堤防脆弱性
138	矢作川	右	20.6k −100m	～	20.6k +100m	岡崎市渡町	200	B	堤体漏水	堤防脆弱性
139	矢作川	右	20.6k	～	22.8k	岡崎市渡町～矢作町	2,110	B	越水	暫定堤防、河積不足(積み土のう工)
140	矢作川	右	20.8k −100m	～	20.8k +100m	岡崎市渡町	200	B	基礎地盤漏水	旧川・破堤跡履歴有の暫定施工
141	矢作川	右	21.0k	～	23.6k +100m	岡崎市渡町～矢作町	2,660	B	堤体漏水	堤防脆弱性、すべり破壊に対する安全性(築き回し工)
142	矢作川	右	21.2k −100m	～	22.0k +100m	岡崎市渡町	1,010	B	基礎地盤漏水	パイピング破壊に対する安全性

143	矢作川	右	22.2k −80m	～	22.4k +100m	岡崎市渡町	400	B	基礎地盤漏水	パイピング破壊に対する安全性
144	矢作川	右	22.8k −100m	～	22.8k +100m	岡崎市矢作町	200	B	基礎地盤漏水	パイピング破壊に対する安全性
145	矢作川	右	23.2k	～	23.4k	岡崎市矢作町	160	B	越水	暫定堤防、河積不足(積土のう工)
146	矢作川	右	24.0k −100m	～	24.8k +100m	岡崎市矢作町～舳越町	1,130	B	堤体漏水	堤防脆弱性、すべり破壊に対する安全性
147	矢作川	右	25.2k −100m	～	26.6k	岡崎市舳越町～北野町	1,510	B	堤体漏水	堤防脆弱性、すべり破壊に対する安全性
148	矢作川	右	24.0k	～	24.2k +100m	岡崎市矢作町	350	B	基礎地盤漏水	パイピング破壊に対する安全性
149	矢作川	右	24.6k −100m	～	26.6k	岡崎市舳越町～北野町	2,090	B	基礎地盤漏水	パイピング破壊に対する安全性
150	矢作川	右	26.6k +120m	～	27.0k +120m	岡崎市北野町	570	B	越水	暫定堤防、河積不足(積土のう工)
151	矢作川	右	27.8k	～	28.4k	豊田市畝部東町	550	B	越水	暫定堤防(積土のう工)
152	矢作川	右	27.2k	～	31.8k	豊田市畝部東町～渡刈町	4,520	B	堤体漏水	堤防脆弱性、すべり破壊に対する安全性(築き回し工)
153	矢作川	右	28.6k	～	29.4k	豊田市畝部東町	630	B	越水	暫定堤防、河積不足(積土のう工)
154	矢作川	右	28.8k −100m	～	28.8k +100m	豊田市畝部東町	200	B	基礎地盤漏水	S34被災履歴有の暫定施工
155	矢作川	右	30.2k	～	30.8k	豊田市畝部東町～配津町	590	B	越水	暫定堤防、河積不足(積土のう工)
156	矢作川	右	30.4k +130m	～	30.6k +50m	豊田市畝部東町	110	B	水衝洗掘	洗掘の未施工(捨て石工)
157	矢作川	右	30.6k −100m	～	30.6k +100m	豊田市畝部東町	200	B	基礎地盤漏水	S34被災履歴有の暫定施工
158	矢作川	右	30.8k +180m	～	31.0k +20m	豊田市配津町	40	B	基礎地盤漏水	S34被災履歴有の暫定施工(月の輪工)
159	矢作川	右	31.2k	～	32.6k	豊田市幸町～渡刈町	1,570	B	越水	暫定堤防(築き回し工)
160	矢作川	右	31.2k +100m	～	31.4k −110m	豊田市幸町	30	B	基礎地盤漏水	S34被災履歴有の暫定施工(月の輪工)
161	矢作川	右	31.4k +10m	～	31.4k +60m	豊田市幸町	50	B	基礎地盤漏水	旧川・破堤跡履歴有の暫定施工(月の輪工)
162	矢作川	右	32.2k −100m	～	32.2k +100m	豊田市渡刈町	200	B	堤体漏水	堤防脆弱性(築き回し工)
163	矢作川	右	33.2k −100m	～	33.2k +100m	豊田市渡刈町	200	B	越水	暫定堤防、河積不足(積土のう工)
164	矢作川	右	33.6k −100m	～	33.6k +100m	豊田市河合町	200	B	堤体漏水	堤防脆弱性(築き回し工)
165	矢作川	右	34.0k −100m	～	34.0k +100m	豊田市今町	200	B	堤体漏水	堤防脆弱性(築き回し工)
166	矢作川	右	33.8k	～	34.2k	豊田市今町	410	B	越水	暫定堤防(積土のう工)
167	矢作川	右	34.6k −100m	～	34.6k +100m	豊田市水源町	200	B	越水	暫定堤防、河積不足(積土のう工)
168	矢作川	右	38.0k +50m	～	38.8k +100m	豊田市竜宮町～長興寺町	860	B	基礎地盤漏水	S34被災履歴有の暫定施工
169	矢作川	右	38.6k	～	41.4k	豊田市長興寺～落合町	3,040	B	堤体漏水	堤防脆弱性、すべり破壊に対する安全性(築き回し工)
170	矢作川	右	39.4k	～	39.6k	豊田市白浜町	220	B	越水	暫定堤防、河積不足(積土のう工)
171	矢作川	右	39.6k	～	41.4k	豊田市白浜町～落合町	1,950	B	基礎地盤漏水	パイピング破壊に対する安全性
172	矢作川	右	39.8k	～	40.0k	豊田市白浜町～中島町	200	B	越水	暫定堤防、河積不足(積土のう工)
173	矢作川	右	40.4k	～	40.6k	豊田市中島町	200	B	越水	暫定堤防、河積不足(積土のう工)
174	矢作川	右	41.4k	～	41.6k	豊田市落合町	220	B	越水	暫定堤防、河積不足(積土のう工)
175	矢作川	右	6.4k +109m			碧南市三角町	1箇所	A	工作物	管理橋、操作台、取付護岸(鷲塚放水口ひ管)
176	矢作川	左	35.2k +146m			豊田市室町	1箇所	A	工作物	河道の流下能力不足(山室橋)
177	矢作川	左右	37.2k +72m			豊田市野見山町	1箇所	A	工作物	河道の流下能力不足(鵜の首橋)
178	矢作川	左右	37.4k +191m			豊田市野見町	1箇所	A	工作物	河道の流下能力不足(竜宮橋)
179	矢作川	右	38.4k +60m			豊田市長興寺	1箇所	A	工作物	浸透路長B(中部ポンプ場吐出ひ管)
180	矢作川	左右	39.4k +15m			豊田市森町	1箇所	A	工作物	河道の流下能力不足(久澄橋)
181	矢作川	左右	39.8k +15m			豊田市千石町	1箇所	A	工作物	河道の流下能力不足(豊田大橋)
182	矢作川	左右	40.4k +63m			豊田市千石町	1箇所	A	工作物	桁下不足架け替え予定(高橋)(1期線竣工　2期線未舗装)
183	矢作川	左右	6.8k +130m			西尾市上町	1箇所	B	工作物	桁下不足(上塚橋)
184	矢作川	右	9.8k +60m			西尾市米津町	1箇所	B	工作物	河道の流下能力不足(米津橋)

185	矢作川	左右	9.8k +190m	西尾市新渡場町	1箇所	B	工作物	桁下不足(名鉄西尾線矢作川橋)
186	矢作川	左右	16.4k +30m	岡崎市合歓木町	1箇所	B	工作物	河道の流下能力不足(矢作川橋梁東海道新幹線)
187	矢作川	左右	17.8k +190m	岡崎市上青野町	1箇所	B	工作物	桁下不足(美矢井橋)
188	矢作川	左右	20.4k +121m	岡崎市天白町	1箇所	B	工作物	河道の流下能力不足(渡橋)
189	矢作川	左右	20.8k +120m	岡崎市天白町	1箇所	B	工作物	桁下不足(JR東海道本線矢作橋梁)
190	矢作川	左右	22.8k +52m	岡崎市八帖南町	1箇所	B	工作物	河道の流下能力不足(名鉄名古屋本線矢作川橋梁)
191	矢作川	左右	23.0k +138m	岡崎市八帖町	1箇所	B	工作物	河道の流下能力不足(矢作橋)
192	矢作川	右	31.6k +70m	豊田市幸町	1箇所	B	工作物	河道の流下能力不足(葵大橋)
193	矢作川	左右	34.6k +30m	豊田市室町	1箇所	B	工作物	河道の流下能力不足(水源橋)
194	矢作川	左	9.8k +172m	西尾市新渡場町	1箇所	要	工作物	橋梁根入不足(名鉄西尾線)
195	矢作川	左	27.6k ～ 27.8k	岡崎市大門三丁目	220	要	漏水	旧川・破堤後以外履歴有り未施工　平成27年度地元からの情報により追加(出張所現地確認済み)(月の輪工)
196	矢作川	左	38.2k +20m	豊田市野見町	10	要	新川	堤防開口部
197	矢作川	右	11.6k +58m ～ 12.4k +32m	安城市藤井町	830	要	新堤防	藤井引堤工事関連、引堤工事完了後削除
198	矢作川	右	12.8k +47m ～ 12.8k +93m	安城市藤井町	50	要	新堤防	藤井引堤工事関連、引堤工事完了後削除
199	矢作川	右	12.8k +182m	安城市藤井町	1箇所	要	工作物	鹿乗川排水機場吐出樋管
計			199 箇所		120,850			

オ　豊川水系(豊橋河川事務所)

	河川名	左右岸別	位　置	地 先 名	延長(m)	重要度	種　別	摘　　要 (水防工法)
1	豊　川	左	6.2k +160m ～ 6.6k +130m	豊橋市牛川町	670	A	越水	牛川霞開口部
2	豊　川	左	9.4k ～ 10.2k +30m	豊橋市牛川町	810	A	越水	下条霞開口部
3	豊　川	左	15.4k +60m ～ 15.6k +120m	豊川市三上町	190	A	越水	賀茂霞開口部
4	豊　川	左	19.2k +100m ～ 20.0k	豊橋市賀茂町～豊川市金沢町	730	A	越水	金沢霞開口部
5	豊　川	左	24.4k ～ 24.6k	新城市一鍬田	170	A	越水	無堤防
6	豊　川	左	25.4k ～ 26.8k	新城市一鍬田～庭野	1,330	A	越水	無堤防
7	豊　川	左	27.2k ～ 27.4k	新城市庭野	190	A	越水	無堤防
8	豊　川	右	26.4k ～ 27.0k	新城市野田	620	A	越水	無堤防(積土のう工)
9	間　川	左	0.8k ～ 1.0k	豊川市三上町	200	A	越水	暫定堤防(積土のう工)
10	間　川	右	0.0k +80m ～ 0.4k −90m	豊川市三上町	230	A	越水	賀茂霞開口部
11	豊　川	左	4.0k ～ 4.2k	豊橋市三ツ相町～野田町	220	B	堤体漏水	堤防脆弱性
12	豊　川	左	6.6k ～ 7.8k	豊橋市牛川町	910	B	堤体漏水	堤防脆弱性、すべり破壊に対する安全性
13	豊　川	左	6.6k ～ 7.8k	豊橋市牛川町	910	B	基礎地盤漏水	パイピング破壊に対する安全性
14	豊　川	左	8.8k −56m ～ 9.2k	豊橋市牛川町	700	B	堤体漏水	堤防脆弱性、すべり破壊に対する安全性
15	豊　川	左	8.6k ～ 8.8k +213m	豊橋市牛川町	410	B	基礎地盤漏水	パイピング破壊に対する安全性
16	豊　川	左	9.2k +14m ～ 9.2k +77m	豊橋市牛川町	60	B	越水	下条霞開口部、暫定堤防
17	豊　川	左	10.0k ～ 10.2k	豊橋市牛川町	200	B	堤体漏水	堤防脆弱性
18	豊　川	左	10.2k ～ 10.4k	豊橋市牛川町～下条西町	200	B	越水	暫定堤防(積土のう工)
19	豊　川	左	10.6k ～ 12.0k	豊橋市下条西町	1,400	B	堤体漏水	堤防脆弱性
20	豊　川	左	11.4k ～ 11.8k	豊橋市下条西町	390	B	越水	暫定堤防(積土のう工)
21	豊　川	左	12.6k ～ 14.6k	豊橋市下条西町～石巻本町	2,040	B	堤体漏水	堤防脆弱性
22	豊　川	左	13.8k ～ 15.4k	豊橋市石巻本町～豊川市三上町	1,550	B	越水	暫定堤防(積土のう工)

23	豊　川	左	16.0k +60m	～	17.8k	豊川市三上町～豊橋市賀茂町	1,700	B	堤体漏水	堤防脆弱性、すべり破壊に対する安全性
34	豊　川	左	15.8k	～	16.4k	豊川市三上町	550	B	基礎地盤漏水	パイピング破壊に対する安全性
25	豊　川	左	20.0k	～	20.2k	豊川市金沢町	260	B	越水	暫定堤防(積土のう工)
26	豊　川	左	20.8k	～	23.0k	豊川市松原町～新城市八名井	2,190	B	堤体漏水	すべり安全度、堤防脆弱性
27	豊　川	左	20.8k	～	22.0k	豊川市松原町～豊川市江島町	1,130	B	基礎地盤漏水	パイピング破壊に対する安全性
28	豊　川	左	23.0k	～	24.0k	新城市八名井	980	B	基礎地盤漏水	パイピング破壊に対する安全性
29	豊　川	左	24.2k	～	24.4k	新城市八名井～一鍬田	160	B	越水	無堤防
30	豊　川	左	24.6k	～	24.8k	新城市一鍬田	190	B	越水	無堤防
31	豊　川	左	25.0k	～	25.2k	新城市一鍬田	150	B	越水	無堤防
32	豊　川	左	27.0k	～	27.2k	新城市庭野	210	B	越水	暫定堤防(積土のう工)
33	豊　川	左	27.4k	～	27.6k	新城市庭野	200	B	越水	無堤防
34	豊　川	右	0.8k	～	1.2k	豊橋市前芝町	360	B	基礎地盤漏水	パイピング破壊に対する安全性、被災履歴
35	豊　川	右	6.4k	～	7.2k	豊橋市下地町	920	B	堤体漏水	堤防脆弱性、すべり破壊に対する安全性
36	豊　川	右	7.4k	～	7.6k	豊橋市大村町	160	B	越水	余裕高不足
37	豊　川	右	9.6k	～	9.8k	豊橋市大村町	280	B	基礎地盤漏水	パイピング破壊に対する安全性
38	豊　川	右	9.8k	～	10.6k	豊橋市大村町	780	B	堤体漏水	堤防脆弱性
39	豊　川	右	11.6k	～	11.8k	豊川市行明町	420	B	越水	余裕高不足
40	豊　川	右	11.6k	～	15.2k	豊川市行明町～豊川市三上町	3,430	B	堤体漏水	堤防脆弱性
41	豊　川	右	13.2k	～	15.2k	豊川市当古町～豊川市三上町	1,520	B	基礎地盤漏水	パイピング破壊に対する安全性
42	豊　川	右	14.0k	～	14.4k	豊川市当古町	140	B	越水	余裕高不足
43	豊　川	右	18.0k	～	21.2k	豊川市橋尾町～豊川市松原町	3,500	B	堤体漏水	堤防脆弱性
44	豊　川	右	18.0k	～	18.4k	豊川市橋尾町	730	B	基礎地盤漏水	パイピング破壊に対する安全性
45	豊　川	右	21.4k	～	22.0k	豊川市東上町	850	B	越水	無堤防
46	豊　川	右	22.4k	～	24.2k	豊川市東上町～新城市豊島	1,720	B	基礎地盤漏水	パイピング破壊に対する安全性
47	豊　川	右	22.6k	～	23.0k	豊川市東上町	420	B	堤体漏水	堤防脆弱性
48	豊　川	右	24.2k	～	24.6k	新城市豊島	420	B	堤体漏水	堤防脆弱性
49	豊　川	右	26.2k	～	26.4k	新城市野田	200	B	越水	無堤防
50	間　川	左	0.2k	～	0.4k	豊川市三上町	200	B	越水	堤防脆弱性
51	間　川	左	0.2k	～	1.4k	豊川市三上町～豊橋市石巻小野田町	1,220	B	堤体漏水	堤防脆弱性、被災履歴
52	間　川	右	0.2k	～	1.4k	豊川市三上町～豊橋市賀茂町	1,170	B	基礎地盤漏水	パイピング破壊に対する安全性
53	間　川	右	0.4k	～	1.4k	豊川市三上町～豊橋市賀茂町	980	B	堤体漏水	堤防脆弱性
54	豊川放水路	左	1.4k	～	2.2k	豊橋市清須町	790	B	堤体漏水	堤防脆弱性
55	豊川放水路	左	1.6k	～	1.8k	豊橋市清須町	200	B	基礎地盤漏水	パイピング破壊に対する安全性
56	豊川放水路	左	2.4k	～	2.8k	豊橋市清須町～川崎町	420	B	堤体漏水	堤防脆弱性
57	豊川放水路	左	2.8k	～	4.4k	豊橋市川崎町～下五井町	1,600	B	基礎地盤漏水	パイピング破壊に対する安全性
58	豊川放水路	左	4.4k	～	6.2k	豊橋市下五井町～大村町	1,820	B	堤体漏水	堤防脆弱性
59	豊川放水路	左	6.4k	～	6.6k	豊橋市大村町～豊川市行明町	180	B	堤体漏水	堤防脆弱性
60	豊川放水路	右	1.4k	～	2.2k	豊川市平井町	810	B	堤体漏水	堤防脆弱性
61	豊川放水路	右	2.4k	～	2.8k	豊川市平井町	400	B	堤体漏水	堤防脆弱性
62	豊川放水路	右	3.0k	～	3.4k	豊川市小坂井町	410	B	堤体漏水	堤防脆弱性
63	豊川放水路	左	1.0k			豊橋市大村町	1箇所	A	工作物	浸透路長B、ゲート取替(前芝船溜樋門)
64	豊川放水路	右	0.2k +20m			豊橋市前芝町	1箇所	A	工作物	ローラーゲート化(青木船溜樋門)

65	豊川放水路	右	4.4k +33m	豊川市篠束町	1箇所	A	工作物	浸透路長B(正岡樋門)
66	豊　川	左	13.2k +156m	豊橋市石巻本町	1箇所	B	工作物	桁下不足(当古橋)
67	豊　川	左	22.0k +133m	豊川市行明町	1箇所	B	工作物	桁下不足(江島橋)
68	豊　川	右	22.0k +133m	豊川市正岡町	1箇所	B	工作物	桁下不足(江島橋)
69	豊川放水路	左	0.8k +94m	豊橋市前芝町	1箇所	B	工作物	桁下不足(前芝大橋)
70	豊川放水路	右	0.8k +94m	豊橋市日色野町	1箇所	B	工作物	桁下不足(前芝大橋)
71	豊　川	左	2.4k +80m	豊橋市高洲町	1箇所	要	工作物	橋脚根入不足(渡津橋)
72	豊　川	左	20.8k +94m	豊川市松原町	50	要	破堤跡	S44.8.5(台風7号)により発生
73	豊川放水路	右	0.0k +2m	豊橋市前芝町	1箇所	要	工作物	前芝第10陸閘
74	豊川放水路	右	0.0k +100m	豊橋市前芝町	1箇所	要	工作物	前芝第9陸閘
75	豊川放水路	右	0.0k +157m	豊橋市前芝町	1箇所	要	工作物	前芝第8陸閘
76	豊川放水路	右	0.2k +55m	豊橋市前芝町	1箇所	要	工作物	前芝第7陸閘
77	豊川放水路	右	0.2k +89m	豊橋市前芝町	1箇所	要	工作物	前芝第6陸閘
78	豊川放水路	右	0.2k +153m	豊橋市前芝町	1箇所	要	工作物	前芝第5陸閘
79	豊川放水路	右	0.2k +197m	豊橋市前芝町	1箇所	要	工作物	前芝第4陸閘
80	豊川放水路	右	0.4k +42m	豊橋市前芝町	1箇所	要	工作物	前芝第3陸閘
81	豊川放水路	右	0.4k +69m	豊橋市前芝町	1箇所	要	工作物	前芝第2陸閘
82	豊川放水路	右	0.4k +131m	豊橋市前芝町	1箇所	要	工作物	前芝第1陸閘
計			82 箇所		47,950			
国管理区間合計			702 箇所		396,923			

（２）　河川海岸（県管理区間）

注）表中、重要度欄の「A」は水防上最も重要な区間を、「B」は次に重要な区間を、「C」はやや危険な区間をいう。() 書きは、重複箇所及びその延長を示す。
　位置欄の数値は、河口からの距離を示す。例えば7.8k+86mは7,886mのことである。
注）重要水防箇所の位置については、「重要水防箇所図」(https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kasen/jyuyousuiboukashozu.html)を参照。

ア　尾張建設事務所管内

番　号	水系名 沿岸名	河川名 海岸名	位　置			左右 岸別	地　名	延 長 (m)	種　別	重要度	選定理由	摘　　要 (水防工法)
1	庄内川	新川	3.1k+75m			右	名古屋市港区南陽町福田（日の出橋下流:16号陸閘）	1箇所	工作物	A	陸閘	(積土のうエ)
2	庄内川	新川	3.5k+83m			左	名古屋市中川区下之一色町（両郡橋下流:15号陸閘）	1箇所	工作物	B	陸閘	(積土のうエ)
3	庄内川	新川	3.8k+20m			左	名古屋市中川区下之一色町（両郡橋下流:12号陸閘）	1箇所	工作物	A	陸閘	(積土のうエ)
4	庄内川	新川	3.8k+35m			左	名古屋市中川区下之一色町（両郡橋下流:11号陸閘）	1箇所	工作物	A	陸閘	(積土のうエ)
5	庄内川	新川	3.8k+65m			左	名古屋市中川区下之一色町（両郡橋下流:10号陸閘）	1箇所	工作物	A	陸閘	(積土のうエ)
6	庄内川	新川	3.8k+80m			左	名古屋市中川区下之一色町（両郡橋下流:9号陸閘）	1箇所	工作物	A	陸閘	(積土のうエ)
7	庄内川	新川	3.9k+10m			左	名古屋市中川区下之一色町（両郡橋下流:8号陸閘）	1箇所	工作物	A	陸閘	(積土のうエ)
8	庄内川	新川	3.9k+55m			左	名古屋市中川区下之一色町（両郡橋下流:7号陸閘）	1箇所	工作物	A	陸閘	(積土のうエ)
9	庄内川	新川	4.0k+12m			左	名古屋市中川区下之一色町（両郡橋下流）	1箇所	工作物	A	排水用ゲート	(積土のうエ)
10	庄内川	新川	4.0k+42m			左	名古屋市中川区下之一色町（両郡橋下流）	1箇所	工作物	A	排水用ゲート	(積土のうエ)
11	庄内川	新川	4.0k+72m			左	名古屋市中川区下之一色町（両郡橋下流）	1箇所	工作物	A	排水用ゲート	(積土のうエ)
12	庄内川	新川	4.1k+20m			左	名古屋市中川区下之一色町（両郡橋:5号陸閘）	1箇所	工作物	B	陸閘	(積土のうエ)
13	庄内川	新川	4.1k+25m			右	名古屋市港区南陽町（両郡橋:6号陸閘）	1箇所	工作物	B	陸閘	(積土のうエ)
14	庄内川	新川	4.1k+80m			左	名古屋市中川区下之一色町（両郡橋上流:4号陸閘）	1箇所	工作物	A	陸閘	(積土のうエ)
15	庄内川	新川	4.1k+90m			左	名古屋市中川区下之一色町（両郡橋上流:3号陸閘）	1箇所	工作物	A	陸閘	(積土のうエ)
16	庄内川	新川	4.3k+85m			左	名古屋市中川区下之一色町（両郡橋上流:2号陸閘）	1箇所	工作物	A	陸閘	(積土のうエ)
17	庄内川	新川	3.5k	～	4.0k+75m	左	名古屋市中川区下之一色町（日の出橋上流）～同（両郡橋下流）	575	堤防高	B	堤防高不足(高潮)	(積土のうエ)
18	庄内川	新川	4.0k+75m	～	4.9k	左	名古屋市中川区下之一色町（両郡橋）～同（三日月橋下流）	825	堤防高	B	堤防高不足(高潮)	(積土のうエ)
19	庄内川	新川	4.0k+75m	～	5.0k	右	名古屋市港区船頭場一丁目（両郡橋）～江松三丁目（三日月橋下流）	925	堤防高	B	堤防高不足(高潮)	(積土のうエ)
20	庄内川	新川	6.4k+90m	～	6.5k+10m	左	名古屋市中川区富田町大字榎津字腰懸（近鉄橋）	20	堤防高	B	堤防高不足(高潮)	(積土のうエ)
21	庄内川	新川	6.4k+90m	～	6.5k+10m	右	名古屋市中川区富田町大字榎津字腰懸（近鉄橋）	20	堤防高	B	堤防高不足(高潮)	(積土のうエ)
22	庄内川	五条川	2.9k+50m	～	3.3k	右	清須市清洲（船枕橋上下流）	350	漏水	A	漏水実績	(月の輪工)
23	庄内川	五条川	3.4k	～	3.4k+50m	右	清須市清洲（船枕橋上下流）	50	漏水	A	漏水実績	(月の輪工)
24	庄内川	五条川	8.1K+30m			左	清須市春日宮重	10	工作物	B	補強措置未施工	(積土のうエ)
25	境川	皆瀬川	4.5k+50m	～	4.7k+50m	左	豊明市前後町五軒屋（名鉄本線より上流）	200	堤防高	A	堤防高不足	(積土のうエ)
26	日光川	福田川	4.3k+70m	～	4.5k+10m	左	名古屋市中川区富田町戸田	140	堤防断面	B	堤防断面不足 法面不良	(積土のうエ)
27	日光川	福田川	4.3k+80m	～	4.5k	右	名古屋市中川区富田町戸田(柳瀬橋)	120	工作物	B	疎通能力不足	(積土のうエ)
28	庄内川	八田川	0.5k	～	0.7k	左	春日井市御幸町	200	堤防高	B	堤防高不足	(積土のうエ)
29	庄内川	八田川	0.5k	～	0.6k	左	春日井市御幸町	100	堤防断面	B	堤防断面不足	(積土のうエ)
30	庄内川	八田川	0.7k	～	1.8k+70m	左	春日井市御幸町～知多町(知多橋)	1170	堤防高	A	堤防高不足	(積土のうエ)
31	庄内川	八田川	0.7k	～	1.8k	左	春日井市御幸町～知多町	1100	堤防断面	A	堤防断面不足 パラペット	(積土のうエ)
32	庄内川	八田川	0.6k	～	0.7k	右	名古屋市北区東味鋺	100	堤防高	B	堤防高不足	(積土のうエ)
33	庄内川	八田川	0.7k	～	1.7k	右	名古屋市北区東味鋺～春日井市花長町	1000	堤防高	A	堤防高不足	(積土のうエ)
34	庄内川	八田川	0.7k	～	1.0k	右	名古屋市北区東味鋺～春日井市花長町	300	堤防断面	B	堤防断面不足	(積土のうエ)

35	庄内川	八田川	1.1k	～ 1.7k	右	名古屋市北区東味鋺～春日井市花長町	600	堤防断面	A	堤防断面不足 パラペット	(積土のう工)
36	庄内川	八田川	1.7k	～ 1.8k	右	春日井市花長町	100	堤防高	C	堤防高不足	(積土のう工)
37	庄内川	八田川	1.8k	～ 1.8k+70m	右	春日井市花長町(知多橋)	70	堤防高	B	堤防高不足	(積土のう工)
38	庄内川	八田川	3.7k+50m	～ 3.9k	左	春日井市柏原町	150	堤防高	C	堤防高不足	(積土のう工)
39	庄内川	八田川	4.3k	～ 4.4k+10m	左	春日井市柏原町	110	堤防高	C	堤防高不足	(積土のう工)
40	庄内川	八田川	3.7k+50m	～ 3.9k	右	春日井市如意申町	150	堤防高 堤防断面	C B	堤防高不足 パラペット	(積土のう工) (積土のう工)
41	庄内川	八田川	3.9k	～ 4.1k	右	春日井市如意申町	200	堤防高 堤防断面	C A	堤防高不足 パラペット	(積土のう工) (積土のう工)
42	庄内川	八田川	4.1k	～ 4.3k	右	春日井市如意申町～朝宮町	200	堤防高	C	堤防高不足	(積土のう工)
43	庄内川	八田川	4.3k	～ 4.4k+20m	右	春日井市朝宮町	120	堤防高	A	堤防高不足	(積土のう工)
44	庄内川	八田川	4.5k+50m	～ 4.7k	右	春日井市朝宮町	150	堤防高	C	堤防高不足	(積土のう工)
45	庄内川	八田川	0.7k+70m	～ 0.9k	左	春日井市御幸町	130	堤防強度	B	法面不良	(シート張り工)
46	庄内川	八田川	4.4k	～ 4.4k+10m	左	春日井市柏原町	10	堤防強度	B	法面不良	(シート張り工)
47	庄内川	八田川	0.7k+20m	～ 0.7k+40m	右	名古屋市北区東味鋺	20	堤防強度	B	法面不良	(シート張り工)
48	庄内川	八田川	0.6k+60m	～ 0.7k+30m	右	名古屋市北区東味鋺	70	漏水	C	漏水のおそれ	(月の輪工)
49	庄内川	八田川	1.9k+6m		左右	春日井市知多町～花長町(上水道水管橋)	1箇所	工作物	A	疎通能力不足	(積土のう工)
50	庄内川	八田川	1.9k+33m		左右	春日井市知多町～花長町(花長橋)	1箇所	工作物	A	疎通能力不足	(積土のう工)
51	庄内川	八田川	2.1k+42m		左右	春日井市知多町～花長町(十五丁橋)	1箇所	工作物	A	疎通能力不足	(積土のう工)
52	庄内川	八田川	2.2k+23m		左右	春日井市知多町～味美町(NTT専用橋)	1箇所	工作物	A	疎通能力不足	(積土のう工)
53	庄内川	八田川	2.4k+82m		左右	春日井市知多町～味美町(東漸寺橋)	1箇所	工作物	A	疎通能力不足	(積土のう工)
54	庄内川	八田川	3.4k+26m		左右	春日井市旭町～稲口町(稲口橋)	1箇所	工作物	A	疎通能力不足	(積土のう工)
55	庄内川	八田川	4.4k+22m		左右	春日井市柏原町～朝宮町(朝宮橋)	1箇所	工作物	A	疎通能力不足	(積土のう工)
56	庄内川	八田川	4.5k+36m		左右	春日井市朝宮町(広田橋)	1箇所	工作物	A	疎通能力不足	(積土のう工)
57	庄内川	八田川	4.7k+14m		左右	春日井市朝宮町(御殿橋)	1箇所	工作物	A	疎通能力不足	(積土のう工)
計			57 箇所				9,285				

イ 一宮建設事務所管内

番 号	水系名 沿岸名	河川名 海岸名	位 置		左右 岸別	地 名	延 長 (m)	種 別	重要度	選定理由	摘 要 (水防工法)
1	庄内川	青木川	7.1k	～ 9.5k	右	一宮市千秋町天摩～江南市五明町(町佐橋付近～五明橋付近)	2,400	堤防高	C	堤防高不足	(積土のう工)
2	庄内川	青木川	7.0k	～ 9.5k	左	一宮市千秋町天摩～江南市五明町(町佐橋付近～五明橋付近)	2,500	堤防高	C	堤防高不足	(積土のう工)
3	庄内川	青木川	10.2k+50m	～ 10.3k	左	江南市五明町(尾張水防布袋倉庫付近)	50	堤防高	C	堤防高不足	(積土のう工)
4	庄内川	青木川	10.2k+50m	～ 10.3k	右	江南市五明町(尾張水防布袋倉庫付近)	50	堤防高	C	堤防高不足	(積土のう工)
5	日光川	野府川	5.6k	～ 7.3k	左	一宮市木曽川町内割田～一宮市木曽川町黒田(終点から下流へ)	1,700	堤防高	B	堤防高不足	(積土のう工) (せき板工)
6	日光川	野府川	5.6k	～ 7.3k	右	一宮市木曽川町内割田～一宮市木曽川町黒田(終点から下流へ)	1,700	堤防高	B	堤防高不足	(積土のう工) (せき板工)
7	日光川	領内川	0.3k+90m		左右	稲沢市平和町勝幡新田(平六橋)	1箇所	工作物	B	疎通能力不足	(積土のう工)
8	日光川	領内川	0.6k+30m	～ 0.6k+50m	左右	稲沢市平和町勝幡新田(巡見橋)	1箇所	工作物	B	疎通能力不足	(積土のう工)
9	日光川	領内川	1.1k+50m		左右	稲沢市平和町塩川(塩川橋)	1箇所	工作物	B	疎通能力不足	(積土のう工)
10	日光川	三宅川	2.5k	～ 3.1k	左	稲沢市平和町中三宅～稲沢市平和町上三宅	800	堤防高	C	堤防高不足	(積土のう工)
11	日光川	福田川	12.8k		右	稲沢市中之庄海道町(東源寺杁)	1箇所	工作物	A	疎通能力不足	(積土のう工)
計			11 箇所				9,200				

ウ 海部建設事務所管内

番 号	水系名 沿岸名	河川名 海岸名	位 置			左右 岸別	地 名	延 長 (m)	種 別	重要度	選定理由	摘 要 (水防工法)
1	日光川	日光川	1.1k+70m	～	1.5k+90m	左	海部郡蟹江町大字蟹江新田(大海用橋から上下流へ)	420	漏水	C	漏水のおそれ	(月の輪工)
2	日光川	日光川	2.0k+43m			左右	海部郡蟹江町(近鉄線)	1箇所	工作物	B	疎通能力不足	(積土のう工)
3	日光川	日光川	3.3k+55m	～	3.3k+80m	左	海部郡蟹江町(関西線上下流)	25	漏水	A	漏水のおそれ	(月の輪工)
4	日光川	日光川	3.3k+55m	～	3.3k+80m	右	海部郡蟹江町(関西線上下流)	25	漏水	A	漏水のおそれ	(月の輪工)
5	日光川	日光川	3k+342m			左右	海部郡蟹江町(関西線)	1箇所	工作物	B	疎通能力不足	(積土のう工)
6	日光川	福田川	2.6k	～	2.9k+50m	右	海部郡蟹江町本町(近鉄上下流)	350	堤防断面	B	堤防断面不足 法面不良	(積土のう工)
7	日光川	福田川	2.7k+40m	～	2.8k	左	海部郡蟹江町本町～名古屋市中川区戸田(近鉄上下流)	60	堤防断面	B	堤防断面不足 法面不良	(積土のう工)
8	日光川	福田川	2k+785m			左右	海部郡蟹江町本町(近鉄線)	1箇所	工作物	B	疎通能力不足	(積土のう工)
9	日光川	福田川	8.3k	～	8.3k+30m	左	海部郡大治町西條字壱町田(円楽寺排水機場周辺)	30	漏水	C	漏水実績	(月の輪工)
10	日光川	福田川	10.2k+8m			左右	あま市新居屋(名鉄鉄道橋)	1箇所	工作物	A	疎通能力不足	(積土のう工)
11	日光川	蟹江川	5.3k+13m			左右	あま市七宝町鷹居江向(鷹居橋)	1箇所	工作物	A	疎通能力不足	(積土のう工)
12	日光川	蟹江川	7k+220m			左右	あま市七宝町下田地内(弓掛橋)	1箇所	工作物	B	余裕高不足	(積土のう工)
13	日光川	蟹江川	9.2k+45m			左右	あま市篠田堤添(篠田橋)	1箇所	工作物	A	疎通能力不足	(積土のう工)
14	日光川	蟹江川	9.8k+30m	～	9.8k+90m	右	あま市木田東江西下(名鉄線下流)	60	堤防断面	B	堤防断面不足	(積土のう工)
15	日光川	蟹江川	9.9k			左右	あま市金岩前浪(名鉄橋)	1箇所	工作物	A	疎通能力不足	(積土のう工)
16	日光川	蟹江川	9.9k	～	9.9k+40m	左	あま市金岩前浪(名鉄橋上流)	40	堤防断面	B	堤防断面不足	(積土のう工)
17	日光川	領内川	1.7k+50m			左右	愛西市町方町(名鉄線)	1箇所	工作物	A	疎通能力不足	(積土のう工)
18	日光川	領内川	2.4k+20m			左右	愛西市草平町(草平橋)	1箇所	工作物	A	疎通能力不足	(積土のう工)
計			18 箇所					1,010				

エ 知多建設事務所管内

番 号	水系名 沿岸名	河川名 海岸名	位 置			左右 岸別	地 名	延 長 (m)	種 別	重要度	選定理由	摘 要 (水防工法)
1	神戸川	神戸川	0.0k	～	0.7k	左	半田市有楽町(神戸川樋門～昭和橋)	700	堤防断面	B	堤防断面不足	(積土のう工)
2	阿久比川	阿久比川	0.0k	～	1.1k	右	半田市瑞穂町～半田市東洋町(下流部)	1,100	堤防断面	A	堤防断面不足	(杭打積土のう工)
3	阿久比川	阿久比川	1.1k	～	1.5k	右	半田市東洋町(東雲橋下流)	400	堤防断面	B	堤防断面不足	(杭打積土のう工)
4	阿久比川	阿久比川	1.5k	～	1.8k	右	半田市東洋町～半田市東本町(東雲橋上流)	300	堤防断面	A	堤防断面不足	(杭打積土のう工)
5	阿久比川	阿久比川	6.9k	～	7.2k	左	阿久比町大字卯坂(福山川合流点下流)	300	堤防強度	A	法面不良	(杭打積土のう工)
6	須賀川	須賀川	1.2k	～	1.3k+50m	左	東浦町大字藤江(藤江橋～蕨橋)	150	堤防断面	B	堤防断面不足	(杭打積土のう工)
7	須賀川	須賀川	1.2k	～	1.3k+50m	右	東浦町大字藤江(藤江橋～蕨橋)	150	堤防断面	B	堤防断面不足	(杭打積土のう工)
8	境川	皆瀬川	1.4k	～	2.0k	右	大府市北崎町(夫婦橋上下流)	600	堤防高	C	堤防高不足	(杭打積土のう工)
9	境川	明神川	0.0k	～	0.0k+10m	左	大府市横根町(境川合流点)	10	堤防断面	B	堤防断面不足 (樋門)	(積土のう工)
10	境川	明神川	0.0k	～	0.0k+10m	右	大府市横根町(境川合流点)	10	堤防断面	B	堤防断面不足 (樋門)	(積土のう工)
11	境川	五箇村川	3.9k	～	5.4k+50m	右	大府市横根町	1,550	堤防高	C	堤防高不足	(積土のう工)
12	境川	明徳寺川	0.1k+50m	～	0.1k+70m	左	東浦町大字石浜(水門上流)	20	堤防高	B	堤防高不足	(積土のう工)
13	境川	明徳寺川	0.1k+50m	～	0.1k+70m	右	東浦町大字石浜(水門上流)	20	堤防高	B	堤防高不足	(積土のう工)
14	大田川	大田川	2.6k+50m	～	3.0k+40m	右	東海市加木屋町(内堀橋上流～栄橋)	390	堤防強度	B	法面不良	(積土のう工) (杭打積土のう工)
15	山王川	山王川	0.0k	～	1.4k+50m	左	美浜町奥田(樋門～押六橋)	1,450	堤防断面	B	堤防断面不足	(積土のう工)
16	山王川	山王川	0.0k	～	1.4k+50m	右	美浜町奥田(樋門～押六橋)	1,450	堤防断面	B	堤防断面不足	(積土のう工)

17	内海川	内海川	0.5k	～ 1.1k	左	南知多町大字内海(内海橋～芳庵橋)	600	堤防断面	B	堤防断面不足	(積土のう工)
18	内海川	内海川	0.5k	～ 1.1k	右	南知多町大字内海(内海橋～芳庵橋)	600	堤防断面	B	堤防断面不足	(積土のう工)
19	信濃川	信濃川	0.4k	～ 6.0k	左	知多市八幡(信濃川樋門～法河川上流端)	5,600	堤防断面	B	堤防断面不足	(杭打積土のう工)
20	信濃川	信濃川	0.4k	～ 6.0k	右	知多市八幡(信濃川樋門～法河川上流端)	5,600	堤防断面	B	堤防断面不足	(杭打積土のう工)
21	三河湾沿岸	衣浦港 (藤江・生路地区)	－		－	東浦町大字藤江	1,250	堤防高	A	堤防高不足	(積土のう工)
計			21 箇所				22,250				

オ 西三河建設事務所管内

番 号	水系名 沿岸名	河川名 海岸名	位 置		左右 岸別	地 名	延 長 (m)	種 別	重要度	選定理由	摘 要 (水防工法)
1	矢作川	矢作古川	2.2k	～ 2.7k	左	西尾市吉良町大島(松大橋から上流へ)	500	堤防高	B	堤防高不足	(積土のう工)
2	矢作川	矢作古川	2.7k	～ 3.4k	右	西尾市一色町大塚(大富橋から下流へ)	700	堤防高	C	堤防高不足	(積土のう工)
3	矢作川	広田川	0.2k	～ 1.9k	左	西尾市吉良町下横須賀(矢作古川合流点から上流へ)	1,700	堤防高	B	堤防高不足	(積土のう工)
4	矢作川	広田川	13.6k+70m	～ 13.7k+70m	右	岡崎市福岡町(新田橋から下流)	100	漏水	B	漏水のおそれ	(月の輪工)
5	矢作川	広田川	16.0k	～ 17.2k	左	額田郡幸田町大字菱池、六栗(観音橋から上流へ)	1,200	堤防高	A	堤防高不足	(積土のう工)
6	矢作川	広田川	16.0k	～ 17.2k	右	額田郡幸田町大字菱池、六栗(観音橋から上流へ)	1,200	堤防高	A	堤防高不足	(積土のう工)
7	矢作川	砂川	2.5k		左右	岡崎市福岡町(砂川橋)	1箇所	工作物	A	疎通能力不足	(積土のう工)
8	矢作川	砂川	2.8k+10m		左右	岡崎市若松町(若砂橋)	1箇所	工作物	A	疎通能力不足	(積土のう工)
9	矢作川	砂川	3.0k+50m		左右	岡崎市若松町(無名橋)	1箇所	工作物	A	疎通能力不足	(積土のう工)
10	矢作川	砂川	3.2k+20m		左右	岡崎市若松町(JR)	1箇所	工作物	A	疎通能力不足	(積土のう工)
11	矢作川	乙川	6.1k+50m	～ 6.2k	左	岡崎市美合町(六斗目川合流部)	50	堤防高	A	堤防高不足	(積土のう工)
12	矢作川	乙川	6.6k	～ 6.7k	左	岡崎市美合町(山綱川合流部)	100	堤防高	A	堤防高不足	(積土のう工)
13	矢作川	乙川	7.3k	～ 7.3k+50m	左	岡崎市岡町(丸岡橋下流)	50	堤防高	A	堤防高不足	(積土のう工)
14	矢作川	乙川	7.4k	～ 7.5k	右	岡崎市丸山町(丸岡橋下流)	100	堤防高	A	堤防高不足	(積土のう工)
15	矢作川	相見川	0.6k	～ 1.0k	右	額田郡幸田町大字菱池(宮前橋上下流)	400	洗掘	B	河岸洗掘	(捨て土のう工)
16	矢作川	相見川	0.6k	～ 1.0k	左	額田郡幸田町大字菱池(宮前橋上下流)	400	洗掘	B	河岸洗掘	(捨て土のう工)
17	矢作川	相見川	1.0k+60m	～ 1.6k+40m	右	額田郡幸田町大字菱池(内宮橋から高力橋まで)	580	堤防高	A	堤防高不足	(積土のう工)
18	矢作川	相見川	1.6k+50m		右	額田郡幸田町大字高力(高力橋下流)	10	漏水	B	漏水のおそれ	(月の輪工)
19	矢作川	赤川	0.0k	～ 0.4k+40m	左	額田郡幸田町大字野場(広田川合流点から沙川合流点まで)	440	堤防高	A	堤防高不足	(積土のう工)
20	矢作川	赤川	0.0k	～ 0.4k+40m	右	額田郡幸田町大字野場(広田川合流点から沙川合流点まで)	440	堤防高	A	堤防高不足	(積土のう工)
21	矢作川	安藤川	1.1k+70m		左	西尾市大和田町(古川小橋上流)	1箇所	工作物	B	疎通能力不足	(積土のう工)
22	矢作川	安藤川	2.6k+70m		右	西尾市江原町(江原橋から上流へ)	1箇所	工作物	B	疎通能力不足	(積土のう工)
23	鳥羽川	鳥羽川	0.3k+60m	～ 0.5k	左	西尾市鳥羽町(鳥羽橋から中橋まで)	140	堤防強度	B	堤体土質軟弱	(杭打積土のう工)
24	鳥羽川	鳥羽川	0.4k	～ 0.6k+60m	右	西尾市鳥羽町(鳥羽橋から上流へ)	260	護岸老朽	B	すべり	(杭打積土のう工)
25	矢崎川	矢崎川	0.9k+80m	～ 1.0k+60m	左	西尾市吉良町富好新田(吉田橋)	80	堤防高	B	堤防高不足	(積土のう工)
26	矢崎川	矢崎川	1.3k+30m	～ 1.6k	左	西尾市吉良町饗庭(血洗橋)	270	堤防高	B	堤防高不足	(積土のう工)
27	矢崎川	矢崎川	0.9k+80m	～ 1.0k+60m	右	西尾市吉良町吉田(吉田橋)	80	堤防高	B	堤防高不足	(積土のう工)
28	矢崎川	矢崎川	1.5k+50m	～ 1.6k	右	西尾市吉良町吉田(血洗橋)	50	堤防高	B	堤防高不足	(積土のう工)
29	矢崎川	矢崎川	2.2k+90m	～ 2.3k+20m	左	西尾市吉良町饗庭、荻原(饗荻橋)	30	堤防高	B	堤防高不足	(積土のう工)
30	矢崎川	矢崎川	2.2k+90m	～ 2.3k+20m	右	西尾市吉良町饗庭、荻原(饗荻橋)	30	堤防高	B	堤防高不足	(積土のう工)
31	矢崎川	矢崎川	2.7k+50m		右	西尾市吉良町饗庭(赤坂橋から下流へ)	1箇所	水衝	B	水衝部護岸老朽	(捨て土のう工)
32	矢崎川	矢崎川	2.8k		左	西尾市吉良町饗庭(赤坂橋から下流へ)	1箇所	水衝	B	水衝部護岸老朽	(捨て土のう工)
33	矢崎川	矢崎川	3.0k	～ 3.3k	左	西尾市吉良町饗庭、荻原、酒井(赤坂橋から上流へ)	300	堤防高	B	堤防高不足	(積土のう工)

34	矢崎川	矢崎川	3.0k	～	3.3k	右	西尾市吉良町饗庭、荻原、酒井(赤坂橋から上流へ)	300	堤防高	B	堤防高不足	(積土のう工)
35	矢崎川	矢崎川	3.4k+99m	～	3.8k+11m	右	西尾市吉良町酒井(寺後橋から上流へ)	312	堤防高	B	堤防高不足	(積土のう工)
36	矢崎川	矢崎川	3.6k	～	3.8k+11m	左	西尾市吉良町酒井(寺後橋から上流へ)	211	堤防高	A	堤防高不足	(積土のう工)
37	矢崎川	矢崎川	3.8k+37m	～	3.9k	左	西尾市吉良町酒井(酒井橋から下流へ)	63	堤防高	B	堤防高不足	(積土のう工)
38	矢崎川	矢崎川	3.8k+37m	～	3.9k	右	西尾市吉良町酒井(酒井橋から下流へ)	63	堤防高	B	堤防高不足	(積土のう工)
39	矢崎川	矢崎川	3.9k+60m	～	4.1k+53m	左	西尾市吉良町酒井(酒井橋から上流へ)	193	堤防高	B	堤防高不足	(積土のう工)
40	矢崎川	矢崎川	3.9k+60m	～	4.1k+53m	右	西尾市吉良町酒井(酒井橋から上流へ)	193	堤防高	B	堤防高不足	(積土のう工)
41	矢崎川	矢崎川	4.1k+80m	～	4.3k	左	西尾市吉良町酒井(水管橋から上流へ)	120	堤防高	B	堤防高不足	(積土のう工)
42	矢崎川	矢崎川	4.1k+80m	～	4.3k	右	西尾市吉良町酒井(水管橋から上流へ)	120	堤防高	B	堤防高不足	(積土のう工)
43	矢崎川	矢崎川	4.3k+40m	～	4.6k	左	西尾市吉良町酒井(中野橋から上流へ)	260	堤防高	B	堤防高不足	(積土のう工)
44	矢崎川	矢崎川	4.3k+40m	～	4.5k	右	西尾市吉良町酒井(中野橋から上流へ)	160	堤防高	B	堤防高不足	(積土のう工)
45	矢崎川	矢崎川	5.0k	～	5.05k	左	西尾市吉良町友国(一本橋から上流へ)	1箇所	工作物	B	疎通能力不足	(積土のう工)
46	高浜川	朝鮮川	1.18k	～	1.2k+50m	右	西尾市南中根町(樋崎橋から上流へ)	70	水衝	B	水衝部護岸老朽	(捨て土のう工)
47	高浜川	朝鮮川	1.2k	～	1.2k+50m	左	西尾市米津町郷西(樋崎橋から上流へ)	50	水衝	B	水衝部護岸老朽	(捨て土のう工)
48	高浜川	朝鮮川	2.0k			右	西尾市南中根町(水中橋から下流へ)	1箇所	水衝	B	水衝部護岸老朽	(捨て土のう工)
49	高浜川	朝鮮川	3.0k			左	西尾市米津町(石津橋から上流へ)	20	水衝	B	水衝部護岸老朽	(捨て土のう工)
50	三河湾沿岸	衣浦港海岸 (西尾地区)	東堤			右	西尾市南奥田町	106	堤防強度	B	新堤防	(積土のう工)
51	三河湾沿岸	西尾海岸 (奥田・平坂地区)		－		－	西尾市奥田町	3,115	堤防強度	B	堤体土質軟弱	(杭打積土のう工)
52	三河湾沿岸	西尾海岸 (寺津地区)		－		－	西尾市寺津町	17	堤防強度	B	堤体土質軟弱	(杭打積土のう工)
53	三河湾沿岸	西尾海岸 (中根地区)		－		－	西尾市中根町	247	堤防強度	B	堤体土質軟弱	(杭打積土のう工)
54	三河湾沿岸	西幡豆漁港海岸		－		－	西尾市鳥羽町	127	堤防強度	B	堤体土質軟弱	(杭打積土のう工)
55	三河湾沿岸	一色漁港海岸		－		－	西尾市一色町一色	154	堤防強度	B	堤体土質軟弱	(杭打積土のう工)
56	三河湾沿岸	幡豆海岸 (鳥羽・西幡豆地区)		－		－	西尾市鳥羽町～西幡豆町	457	堤防強度	B	堤体土質軟弱	(杭打積土のう工)
57	三河湾沿岸	衣浦港海岸 (平坂地区)		－		－	西尾市平坂町	382	堤防強度	B	護岸老朽	(シート張工)
計			57 箇所					15,950				

カ 知立建設事務所管内

番 号	水系名 沿岸名	河川名 海岸名	位 置			左右岸別	地 名	延 長 (m)	種 別	重要度	選定理由	摘 要 (水防工法)
1	境川	境川	1.6k	～	3.1k	左	刈谷市司町～逢妻町	1,500	水衝	B	水衝部護岸老朽	(シート張工)
2	境川	逢妻川	0.0k	～	2.0k+50m	左	刈谷市衣崎町1丁目、刈谷市司町8丁目(境川合流点から市原稲荷神社上流)	2,050	水衝	B	水衝部護岸老朽	(立てかご工)
3	猿渡川	猿渡川	5.3k+50m	～	5.4k+50m	左	知立市上重原町(新幹線)	100	堤防断面	B	堤防断面不足	(積土のう工)
4	猿渡川	猿渡川	7.9k	～	8.5k+60m	右	知立市昭和1丁目～知立市牛田町	660	水衝	B	水衝部護岸老朽	(木流し工)
5	猿渡川	猿渡川	8.3k	～	8.6k	左	知立市昭和1丁目	300	水衝	B	水衝部護岸老朽	(木流し工)
6	境川	発杭川	5.9k	～	5.9k+50m	右	刈谷市東境町	50	水衝	B	水衝部護岸老朽	(木流し工)
7	高浜川	稗田川	3.1k	～	3.3k	左	高浜市清水町2丁目(鮫川合流点～中根橋)	200	堤防強度	B	新堤防(R6)	(積土のう工)
8	高浜川	長田川	4.5k	～	5.0k	左	安城市福釜町	500	堤防高	B	堤防高不足	(積土のう工)
9	高浜川	長田川	6.8k	～	7.5k	左	安城市箕輪町	700	堤防高	B	堤防高不足	(積土のう工)
10	高浜川	長田川	6.8k	～	7.5k	右	安城市箕輪町	700	堤防高	B	堤防高不足	(積土のう工)

11	高浜川	半場川	3.6k+50m	～ 3.7k	左	安城市和泉町	50	水衝	B	水衝部護岸老朽	（木流し工）
12	高浜川	半場川	6.7k	～ 6.8k	左	安城市赤松町	100	堤防高	B	堤防高不足	（積土のう工）
13	高浜川	油ヶ淵	長田川河口		左右	碧南市湖西町、安城市東端町（水管橋）	2	工作物	B	堤防断面不足	（積土のう工）
14	三河湾沿岸	衣浦港海岸（碧南地区）	－		－	碧南市川口町	234	堤防強度	B	基礎地盤軟弱	（積土のう工）
15	三河湾沿岸	衣浦港海岸（大津崎地区）	－		－	刈谷市小垣江町大津崎	1,378	堤防高	A	堤防高不足	（積土のう工）
16	三河湾沿岸	大浜漁港海岸（北川地区）	－		－	碧南市築山町1～3丁目	1,451.1	堤防高	A	堤防高不足	（積土のう工）
17	三河湾沿岸	衣浦港海岸（衣崎地区）	－		－	刈谷市衣崎町	985	堤防高	A	堤防高不足	（積土のう工）
18	三河湾沿岸	高浜海岸（吉浜・高浜地区）	－		－	高浜市吉浜町	20	堤防高	A	堤防高不足	（積土のう工）
計			18 箇所				10,980				

キ 豊田加茂建設事務所管内

番 号	水系名 沿岸名	河川名 海岸名	位 置		左右 岸別	地 名	延 長 (m)	種 別	重要度	選定理由	摘 要 (水防工法)
1	矢作川	矢作川	41.7k	～ 44.4k	左	豊田市川田町～扶桑町	2,700	堤防高	A	堤防高不足	（積土のう工）
2	矢作川	矢作川	41.7k	～ 44.4k	右	豊田市荒井町～平戸橋町	2,700	堤防高	A	堤防高不足	（積土のう工）
3	矢作川	矢作川	70.6k+100m	～ 71.2k+100m	右	豊田市下切町（日の出橋下流60mから上流へ）	600	堤防高	C	堤防高不足	（積土のう工）
4	矢作川	籠川	0.0k	～ 0.5k	右	豊田市荒井町（矢作川合流点から名鉄三河線鉄道橋まで）	500	堤防高	C	堤防高不足	（積土のう工）
5	矢作川	巴川	3.1k+50m	～ 3.4k+50m	右	豊田市岩倉町山ノ内（神明橋上流150mから上流へ）	300	堤防高	C	堤防高不足	（積土のう工）
6	矢作川	巴川	5.0k+70m	～ 5.2k+70m	右	豊田市岩倉町平子（港橋下流100mから下流へ）	200	堤防高	C	堤防高不足	（積土のう工）
7	矢作川	家下川	4.4k	～ 4.5k	左右	豊田市鴛鴨町葭池（明治用水下）	1箇所	工作物	A	疎通能力不足	（流下物除去）
8	矢作川	阿摺川	0.1k	～ 0.7k	左	豊田市月原町（矢作川合流点から100m上流）	600	堤防高	B	堤防高不足	（積土のう工）
9	矢作川	阿摺川	0.1k	～ 0.7k	右	豊田市月原町（矢作川合流点から100m上流）	600	堤防高	B	堤防高不足	（積土のう工）
10	猿渡川	猿渡川	16k+50m	～ 16. 1k	右	豊田市大成町（けやき橋下流400m）	50	漏水	B	漏水実績	（月の輪工）
計			10 箇所				8,250				

ク 新城設楽建設事務所管内

番 号	水系名 沿岸名	河川名 海岸名	位 置		左右 岸別	地 名	延 長 (m)	種 別	重要度	選定理由	摘 要 (水防工法)
1	豊川	豊川	48.4k+40m	～ 48.9k+40m	左	新城市只持（出合橋から下流へ）	500	堤防高	B	堤防高不足	（積土のう工）
2	豊川	巴川	18.0k	～ 18.0k+60m	左	新城市作手保永（旭橋上流）	60	堤防断面	A	天端巾不足 パラペット	（積土のう工）
3	豊川	宇連川	16.1k+63m	～ 16.1k+81m	左	新城市川合（大橋下流）	18	堤防断面	A	天端巾不足 パラペット	（積土のう工）
4	豊川	宇連川	16.1k+44m	～ 16.1k+81m	右	新城市川合（大橋下流）	37	堤防断面	A	天端巾不足 パラペット	（積土のう工）
5	豊川	亀淵川	0.0k+41m	～ 0.0k+69m	右	新城市川合（混合橋上下流）	28	堤防断面	A	天端巾不足 パラペット	（積土のう工）
6	豊川	巴川	8.5k+9m 8.6k+9m	～ 8.5k+59m	右	新城市作手大和田（大和田橋下流）	3箇所	工作物	A	陸閘	（積土のう工）
7	豊川	巴川	8.9k+41m	～ 9.0k+41m	左	新城市作手大和田（上宮橋下流）	2箇所	工作物	A	陸閘	（積土のう工）
8	豊川	巴川	15.5k+86m		左	新城市作手杉平（杉平橋下流）	1箇所	工作物	A	陸閘	（積土のう工）
計			8 箇所				643				

ケ 東三河建設事務所管内

番 号	水系名 沿岸名	河川名 海岸名	位 置			左右 岸別	地 名	延 長 (m)	種 別	重要度	選定理由	摘 要 (水防工法)
1	豊川	神田川	0.0k	～	1.1k	左	豊橋市牛川町(豊川合流点から上流へ)	1,100	水衝	B	水衝部護岸老朽	(捨て石工)
2	豊川	神田川	0.0k	～	1.1k	右	豊橋市牛川町(豊川合流点から上流へ)	1,100	水衝	B	水衝部護岸老朽	(捨て石工)
3	豊川	神田川	3.0k	～	3.02k	左	豊橋市石巻本町	20	水衝	B	堤体浸食	護岸工
4	豊川	善光寺川	0.30k	～	0.45k	左	豊川市小坂井町欠田	150	洗掘	B	河岸洗掘	かごﾏｯﾄ工
5	豊川	江川	1.50k	～	1.73k	左右	豊橋市横須賀町	230	堤防強度	A	護岸基礎沈下	護岸工
6	豊川	間川	5.94k	～	6.0k	左右	豊橋市石巻西川町	60	洗掘	B	河床洗掘	護岸工
7	豊川	間川	6.08k	～	6.3k	左右	豊橋市石巻西川町	220	堤防強度	B	法面不良	(杭打積土のう工)
8	豊川	安川	1.42k	～	1.43k	左右	豊橋市石巻平野町	10	洗掘	B	河床洗掘	護床ﾌﾞﾛｯｸ工
9	免々田川	免々田川	2.2k	～	2.25k	左	田原市古田町岡ノ越(川坂橋上流180mから上流へ)	50	堤防強度	B	法面不良	(杭打積土のう工)
10	免々田川	免々田川	2.65k	～	2.70k	左	田原市古田町梵木下(長州田橋下流200mから下流へ)	50	堤防強度	B	法面不良	(杭打積土のう工)
11	汐川	汐川	5.0k	～	6.39k	左	田原市大草町(坪井橋上流200mから上流へ)	1,390	堤防強度	A	法面不良	(杭打積土のう工)
12	汐川	汐川	5.0k	～	6.39k	右	田原市大草町(坪井橋上流200mから上流へ)	1,390	堤防強度	A	法面不良	(杭打積土のう工)
13	汐川	汐川	5.04k	～	5.05k	左	田原市加治町	10	洗掘	A	河床洗掘	護岸工
14	汐川	汐川	4.98k	～	5.10k	右	田原市大草町	120	洗掘	B	河床洗掘	護岸工
15	紙田川	紙田川	0.61k	～	0.64k	左	豊橋市老津町、杉山町(境橋上流120mから上流へ)	30	堤防高	B	堤防高不足	(積土のう工)
16	紙田川	紙田川	0.61k	～	0.64k	右	豊橋市老津町、杉山町(境橋上流120mから上流へ)	30	堤防高	B	堤防高不足	(積土のう工)
17	梅田川	梅田川	5.4k	～	6.89k	左右	豊橋市浜道町	1,490	堤防高	B	堤防高不足	(積土のう工)
18	梅田川	梅田川	10.1k	～	10.3k	左	豊橋市二川町	200	洗掘	B	河岸洗掘	護岸工
19	梅田川	梅田川	9.3k	～	9.31k	右	豊橋市大岩町	10	洗掘	B	河岸洗掘	護岸工
20	梅田川	梅田川	9.38k			右	豊橋市大岩町	5	堤防強度	B	法面不良	護岸工
21	梅田川	西ノ川	0.0k	～	1.64k	左右	豊橋市植田町、野依町(西ノ川橋まで)	1,640	洗掘	B	河岸洗掘・河床洗掘	護岸工
22	梅田川	西ノ川	2.2k	～	2.25k	右	豊橋市野依町	50	水衝	B	護岸破損	護岸工
23	梅田川	浜田川	3.35k	～	3.37k	左右	豊橋市東七根町	25	洗掘	B	河岸洗掘・河床洗掘	護岸工・護床工
24	梅田川	浜田川	3.63k	～	3.66k	左	豊橋市東七根町	30	洗掘	B	河床洗掘	護岸工
25	梅田川	落合川	0.0k	～	0.02k	右	豊橋市二川町	20	水衝	B	護岸破損	ﾌﾞﾛｯｸ積工
26	梅田川	境川	0.035k	～	0.5k	左	豊橋市中原町、原町(梅田川合流点から上流へ)	465	堤防高	C	堤防高不足	(積土のう工)
27	梅田川	境川	3.35k	～	3.36k	左	豊橋市東細谷町	10	洗掘	B	護岸破損	護岸補修工
28	梅田川	半尻川	1.465k	～	1.72k	右	豊橋市雲谷町(県境上流300mから上流へ)	255	堤防強度	B	法面不良	(杭打積土のう工)
29	柳生川	柳生川	4.8k	～	5.12k	右	豊橋市南松山町(JR東海道本線交点から上流へ)	320	堤防高	A	堤防高不足	(積土のう工)
30	柳生川	柳生川	4.9k	～	5.121k	左	豊橋市南松山町(JR東海道本線交点から上流へ)	321	水衝	B	水衝部護岸老朽	(捨て石工)
31	柳生川	柳生川	6.4k	～	6.42k	右	豊橋市向山町	20	堤防強度	A	法面不良	護岸工
32	柳生川	柳生川	6.77k	～	6.78k	右	豊橋市向山町	10	堤防強度	A	法面不良	護岸工
33	佐奈川	佐奈川	1.61k	～	1.63k	右	豊川市伊奈町野川	20	水衝	B	堤体浸食	護岸工
34	音羽川	音羽川	3.8k	～	4.8k	左	豊川市国府町、為当町(御国橋～豊成橋)	1,000	堤防高	C	堤防高不足	(積土のう工)
35	音羽川	音羽川	3.92k	～	4.8k	右	豊川市国府町、為当町(御国橋～豊成橋)	880	堤防高	C	堤防高不足	(積土のう工)
36	音羽川	音羽川	8.43k	～	8.44k	右	豊川市赤坂町	10	堤防強度	A	法面不良	護岸工
37	音羽川	音羽川	9.5k	～	9.9k	右	豊川市長沢町(明ヶ沢橋～八王子橋)	400	堤防高	C	堤防高不足	(積土のう工)
38	音羽川	音羽川	11.3k	～	11.32k	左	豊川市長沢町	20	洗掘	B	河床洗掘	護岸工
39	音羽川	白川	2.76k	～	2.79k	左	豊川市小田渕町2丁目	30	堤防強度	A	護岸老朽	護岸工
40	音羽川	白川	4.95k	～	5.935k	左	豊川市市田町(白川橋～下野橋)	985	堤防強度	B	法面不良	(杭打積土のう工)
41	音羽川	白川	4.95k	～	5.935k	右	豊川市市田町(白川橋～下野橋)	985	堤防強度	B	法面不良	(杭打積土のう工)

42	音羽川	西古瀬川	0.54k	～ 0.58k	右	豊川市八幡町(名鉄上流100m)	45	堤防強度	B	護岸老朽	護岸工
43	音羽川	西古瀬川	1.5k	～ 1.53k	左	豊川市白鳥町	30	水衝	B	低水位護岸損傷	ﾌﾞﾛｯｸ積工
44	音羽川	西古瀬川	1.63k	～ 1.73k	右	豊川市白鳥町	100	水衝	A	堤体浸食	護岸工
45	音羽川	山陰川	2.25k	～ 3.15k	左	豊川市萩町(中山橋から上流へ)	900	堤防高	B	堤防高不足	(積土のう工)
46	音羽川	山陰川	2.25k	～ 3.15k	右	豊川市萩町(中山橋から上流へ)	900	堤防高	B	堤防高不足	(積土のう工)
47	御津川	御津川	1.92k	～ 2.32k	右	豊川市御津町広石(高根橋下流30mから下流へ)	400	堤防強度	A	法面不良	(杭打積土のう工)
48	西田川	西田川	1.83k	～ 2.91k	左	蒲郡市清田町橋詰(西郷橋から下流へ)	1,080	水衝	B	水衝部護岸老朽	(捨て石工)
49	西田川	西田川	1.83k	～ 2.91k	右	蒲郡市清田町橋詰(西郷橋から下流へ)	1,080	水衝	B	水衝部護岸老朽	(捨て石工)
50	西田川	西田川	2.1k	～ 2.135k	右	蒲郡市平田町	35	洗掘	B	河床洗掘	護岸工
51	西田川	西田川	2.14k	～ 2.19k	右	蒲郡市平田町	55	洗掘	B	河床洗掘	護岸工
52	泉港海岸	泉地区		－	－	田原市江比間町	400	堤防高	A	堤防高不足	(積土のう工)
53	田原海岸	波瀬・大原・片浜地区		－	－	田原市波瀬町・浦町	4,200	堤防高	A	堤防高不足	(積土のう工)
54	田原海岸	野田・仁崎地区		－	－	田原市野田町・仁崎町	400	堤防高	A	堤防高不足	(積土のう工)
55	田原海岸	野田地区		－	－	田原市野田町	95	堤防高	A	堤防高不足	(積土のう工)
56	三河湾沿岸	三河港海岸西浦地区		－	－	蒲郡市西浦町	737	堤防高	A	堤防高不足	(積土のう工)
57	三河湾沿岸	形原漁港海岸		－	－	蒲郡市西浦町～蒲郡市形原町	543	堤防高	A	堤防高不足	(積土のう工)
58	三河湾沿岸	三河港海岸蒲郡地区		－	－	蒲郡市栄町～蒲郡市港町～蒲郡市松原町	1,109	堤防高	A	堤防高不足	(積土のう工)
59	三河湾沿岸	三谷漁港海岸三谷地区		－	－	蒲郡市三谷町	1,375	堤防高	A	堤防高不足	(積土のう工)
60	三河湾沿岸	三河港海岸三谷地区		－	－	蒲郡市三谷町	306	堤防高	A	堤防高不足	(積土のう工)
61	三河湾沿岸	三河港海岸大塚地区		－	－	蒲郡市三谷町	336	堤防高	A	堤防高不足	(積土のう工)
62	三河湾沿岸	三河港海岸大崎地区		－	－	豊橋市船渡町～豊橋市大崎町	2,052	堤防高	A	堤防高不足	(積土のう工)
63	三河湾沿岸	三河港海岸老津地区		－	－	豊橋市老津町	2,420	堤防高	A	堤防高不足	(積土のう工)
計			63 箇所				33,759				
県管理区間　合計			263 箇所				111,327				

（３）　河川海岸（市町村等管理区間）

注）表中、重要度欄の「A」は水防上最も重要な区間を、「B」は次に重要な区間を、「C」はやや危険な区間をいう。（）書きは、重複箇所及びその延長を示す。
　位置欄の数値は、河口からの距離を示す。例えば7.8k+86mは7,886mのことである。

ア　尾張建設事務所管内

番号	水系名	河川名	位置	左右岸別	地名	延長(m)	重要度	理由	摘要（水防工法）
1	山崎川	二級河川 山崎川	4.9k+20m	左	名古屋市南区呼続元町	1箇所	A	陸閘	積土のう工
2	山崎川	二級河川 山崎川	4.9k+20m	右	名古屋市瑞穂区河岸町3丁目	1箇所	A	陸閘	積土のう工
3	庄内川	普通河川 紺屋田川		左	瀬戸市紺屋田町（市道品野36号線橋梁下流250m）	250	B	水衝	木流し工 積土のう工
4	庄内川	普通河川 紺屋田川		右	瀬戸市紺屋田町（市道品野36号線橋梁下流250m）	250	B	水衝	木流し工 積土のう工
5	境川	準用河川 天王川		右	豊明市新田町郷下（県道岡崎豊明線下流150m）	150	A	堤防高不足	積土のう工
6	境川	準用河川 小口川	0.0k ～ 0.2k+100m	左	東郷町大字諸輪 （県道岩作諸輪線下流300m）	300	A	堤防高不足	積土のう工
7	境川	準用河川 小口川	0.0k ～ 0.2k+100m	右	東郷町大字諸輪 （県道岩作諸輪線下流300m）	300	A	堤防高不足	積土のう工
計		7 箇所				1,250			

イ　一宮建設事務所管内

番号	水系名	河川名	位置	左右岸別	地名	延長(m)	重要度	理由	摘要（水防工法）
1	日光川	稲島南 排水路	0.0k ～ 1.0k+30m	左	稲沢市稲島町東弁才から同市同町東狭間	1,030	B	堤防高不足	積土のう工
2	日光川	稲島南 排水路	0.0k ～ 1.0k+30m	右	稲沢市稲島町東弁才から同市同町東狭間	1,030	B	堤防高不足	積土のう工
3	日光川	稲島南1 号排水路	0.0k ～ 0.4k+70m	左	稲沢市稲島十二丁目から同市同町坪田	470	B	堤防高不足	積土のう工
4	日光川	稲島南1 号排水路	0.0k ～ 0.4k+70m	右	稲沢市稲島十二丁目から同市同町坪田	470	B	堤防高不足	積土のう工
5	日光川	稲島南1 号排水路	0.0k ～ 0.4k	左	稲沢市稲島町仏供田から同市同町北前田	400	B	堤防高不足	積土のう工

6	日光川	稲島南1号排水路	0.0k	～	0.4k	右	稲沢市稲島町仏供田から同市同町北前田	400	B	堤防高不足	積土のう工
7	日光川	伊勢木川	2.2k	～	3.3k	左	稲沢市東緑町一丁目から同市奥田天目寺町	1,100	B	堤防高不足	積土のう工
8	日光川	伊勢木川	2.2k	～	3.3k	右	稲沢市大塚南五丁目から同市幸町	1,100	B	堤防高不足	積土のう工
9	日光川	観音川				左	稲沢市船橋町江向から同市船橋町観音寺	600	B	堤防高不足	積土のう工
10	日光川	観音川				右	稲沢市船橋町江向から同市船橋町観音寺	600	B	堤防高不足	積土のう工
11	庄内川	千間堀川				左	一宮市あずら2丁目から同市丹陽町外崎まで	31	B	堤防断面不足	積土のう工
12	庄内川	千間堀川				右	一宮市あずら2丁目から同市丹陽町外崎まで	31	B	堤防断面不足	積土のう工
13	日光川	川崎川				左	一宮市奥町字川崎から同市奥町字七丁まで	140	B	断面不足	積土のう工
14	日光川	川崎川				右	一宮市奥町字川崎から同市奥町字七丁まで	140	B	断面不足	積土のう工
計		14 箇所						7,542			

ウ 海部建設事務所管内

番号	水系名	河川名	位置			左右岸別	地名	延長(m)	重要度	理由	摘要(水防工法)
1	庄内川	萱津用水	0.0k	～	2.8k+50m	左	海部郡大治町大字長牧、北間島、東條、三本木、砂子地内	2,850	B	越水、漏水	積土のう工 月の輪工
2	庄内川	萱津用水	0.0k	～	2.8k+50m	右	海部郡大治町大字長牧、北間島、東條、三本木、砂子地内	2,850	B	越水、漏水	積土のう工 月の輪工
3	庄内川	萱津用水	10.8k+50m	～	12.9k	左	あま市上萱津、中萱津、下萱津地内	2,050	B	越水、漏水	積土のう工 月の輪工
4	庄内川	萱津用水	10.8k+50m	～	12.9k	右	あま市上萱津、中萱津、下萱津地内	2,050	B	越水、漏水	積土のう工 月の輪工
計		4 箇所						9,800			

エ 知多建設事務所管内

番号	水系名	河川名	位置			左右岸別	地名	延長(m)	重要度	理由	摘要(水防工法)
1	境川	石根川	0.0k	～	1.8k	左	大府市長草町	1,800	B	堤防断面不足	積土のう工
2	境川	石根川	0.0k	～	1.8k	右	大府市長草町	1,800	B	堤防断面不足	積土のう工
3	境川	長草川	0.7k+80m	～	1.4k	左	大府市長草町	620	B	堤防断面不足	積土のう工
4	境川	長草川	0.7k+80m	～	1.4k	右	大府市長草町	620	B	堤防断面不足	積土のう工
5	天白川	大高川	1.0k	～	1.1k+90m	左	大府市共和町	190	B	堤防断面不足	積土のう工
6	天白川	大高川	1.0k	～	1.1k+90m	右	大府市共和町	190	B	堤防断面不足	積土のう工
7	境川	新川	0.0k	～	1.2k	左	大府市朝日町	1,200	B	堤防断面不足	積土のう工

8	境川	新川	0.0k	～	1.2k	右	大府市朝日町	1,200	B	堤防断面不足	積土のう工
9	境川	横根川	0.0k	～	2.0k	左	大府市横根町	2,000	B	堤防断面不足	積土のう工
10	境川	横根川	0.0k	～	2.0k	右	大府市横根町	2,000	B	堤防断面不足	積土のう工
11	境川	半月川	0.4k	～	1.3k	左	大府市吉田町	900	B	堤防断面不足	積土のう工
12	境川	半月川	0.5k	～	1.3k	右	大府市吉田町	900	B	堤防断面不足	積土のう工
13	境川	汐田川	0.0k	～	1.5k	左	大府市北崎町	1,500	B	堤防断面不足	積土のう工
14	境川	汐田川	0.0k	～	1.5k	右	大府市北崎町	1,500	B	堤防断面不足	積土のう工
15	土留木川	土留木川	2.1k+20m	～	2.4k	左	東海市名和町	280	C	堤防高不足	積土のう工
16	土留木川	土留木川	2.1k+20m	～	2.4k	右	東海市名和町	280	C	堤防高不足	積土のう工
17	大谷川	大谷川	0.0k	～	0.8k	左	常滑市大谷	800	B	堤防高不足	積土のう工
18	大谷川	大谷川	0.0k	～	0.8k	右	常滑市大谷	800	B	堤防高不足	積土のう工
19	樽水川	樽水川	0.1k+50m	～	0.1k+80m	左	常滑市樽水町	30	B	堤防高不足	積土のう工
20	樽水川	樽水川	0.1k+50m	～	0.1k+80m	右	常滑市樽水町	30	B	堤防高不足	積土のう工
21	杉谷川	杉谷川	1.4k+50m	～	2.3k	左	知多郡美浜町大字野間	850	A	堤防断面不足 工作物老朽	積土のう工
22	杉谷川	杉谷川	0.2k 1.4k+50m	～	0.4k+39m 2.3k	右	知多郡美浜町大字野間	1,089	A	堤防断面不足 工作物老朽	積土のう工 積土のう工
23	冨具崎川	冨具崎川	1.1k+69m	～	1.4k	左	知多郡美浜町大字野間	231	A	天端巾不足	積土のう工
24	冨具崎川	冨具崎川	1.1k+69m	～	1.4k	右	知多郡美浜町大字野間	231	A	天端巾不足	積土のう工
25	新江川	西谷川	0.0k	～	0.0k+40m	左	知多郡美浜町大字河和	40	A	天端巾不足	積土のう工
26	新江川	西谷川	0.0k	～	0.0k+40m	右	知多郡美浜町大字河和	40	A	天端巾不足	積土のう工
27	北方川	北方川	0.0k	～	0.2k	左	知多郡美浜町大字北方	200	0	天端高不足	積土のう工
28	北方川	北方川	0.0k	～	0.2k	右	知多郡美浜町大字北方	200	B	天端高不足	積土のう工
29	時志川	時志川	0.18k	～	0.2k	左	知多郡美浜町大字時志	20	A	水衝部破堤実績	積土のう工
30	時志川	時志川	0.18k	～	0.2k	右	知多郡美浜町大字時志	20	A	水衝部破堤実績	積土のう工
31	高浜谷川	高浜谷川	0.3k	～	0.5k	左	知多郡南知多町大字豊浜	200	B	天端高不足	積土のう工
32	片名川	片名川	0.5k+80m	～	1.2k+30m	右	知多郡南知多町大字片名	650	B	天端高不足	積土のう工
33	大井川	大井川	0.4k+70m	～	0.5k+50m	左	知多郡南知多町大字大井	80	B	堤防高不足	積土のう工
34	山ノ手川	山ノ手川	1.2k+40m	～	1.3k+80m	左	知多郡南知多町大字大井	140	B	洗掘	表蔺張り工
35	十ケ川	英比川				左	知多郡阿久比町大字横松	540	B	堤防高不足	積土のう工
36	境川	大府江川				左	知多郡東浦町大字緒川	1,100	B	堤防断面不足	積土のう工
37	境川	大府江川				右	知多郡東浦町大字緒川	1,100	B	堤防断面不足	積土のう工
38	境川	新池川				右	知多郡東浦町大字緒川	430	B	断面不足	積土のう工
39	阿久比川	石亀川				左	知多郡阿久比町大字板山	500	B	洗掘	表蔺張り工

40	石田川	石田川		左	知多郡武豊町大字富貴	300	A	天端巾不足	積土のう工
41	石田川	石田川		右	知多郡武豊町大字富貴	300	A	天端巾不足	積土のう工
42	浦島川	浦島川		左	知多郡武豊町大字東大高	561	A	天端巾不足	積土のう工
43	浦島川	浦島川		右	知多郡武豊町大字東大高	561	A	天端巾不足	積土のう工
計		43 箇所				28,023			

オ 西三河建設事務所管内

番号	水系名	河川名	位置	左右岸別	地名	延長(m)	重要度	理由	摘要(水防工法)
1	矢作川	青木川		左	岡崎市桜井寺町・下衣文町(男川合流点から上流へ)	470	B	堤防高不足	積土のう工
2	矢作川	青木川		右	岡崎市桜井寺町・下衣文町(男川合流点から上流へ)	470	B	堤防高不足	積土のう工
3	矢作川	平針川		左	岡崎市夏山町(松立寺から上流へ)	1,000	C	堤防高不足	積土のう工
4	矢作川	平針川		右	岡崎市夏山町(松立寺から上流へ)	1,000	C	堤防高不足	積土のう工
5	矢作川	河原川		左	岡崎市東河原町(山王橋から上流へ)	1,000	C	堤防高不足	積土のう工
6	矢作川	河原川		右	岡崎市東河原町(山王橋から上流へ)	1,000	C	堤防高不足	積土のう工
7	矢作川	保久川		左	岡崎市保久町(引木石川合流点から下流へ)	750	C	堤防高不足	積土のう工
8	矢作川	保久川		右	岡崎市保久町(引木石川合流点から下流へ)	750	C	堤防高不足	積土のう工
9	矢作川	向山川		左	額田郡幸田町大字桐山(国道23号を中心に上下流)	790	B	洗掘	捨石工
10	矢作川	須美川		左	額田郡幸田町大字須美(元屋敷橋を中心に上下流)	250	B	洗掘	捨て土のう土
11	矢作川	須美川		右	額田郡幸田町大字須美(元屋敷橋を中心に上下流)	250	B	洗掘	捨て土のう土
12	矢作川	猪ノ入川	0.0k ～ 0.3k	左	西尾市平原町(須美川合流点から上流へ)	300	A	洗掘	蓆張工
13	矢作川	猪ノ入川	0.0k ～ 1.0k+20m	右	西尾市平原町(須美川合流点から上流へ)	1,020	A	洗掘	蓆張工
14	拾石川	大沢川		左	額田郡幸田町大字深溝(洗心川から上流へ)	670	A	洗掘	捨石工
15	拾石川	大沢川		右	額田郡幸田町大字深溝(洗心川から上流へ)	670	A	洗掘	捨て土のう土
16	矢作川	恵下入川	0.0k ～ 1.1k+10m	右	西尾市平原町～家武町(深篠川合流点から上流へ)	1,110	A	洗掘	蓆張工
17	矢崎川	矢崎川		左	西尾市吉良町宮迫(市道厨57号線から下流へ)	170	B	水衝部洗掘	積土のう工
18	矢崎川	矢崎川		右	西尾市吉良町宮迫(市道厨57号線から下流へ)	170	B	水衝部洗掘	積土のう工
19	矢崎川	猪ノ谷川		左	西尾市吉良町宮迫(市道厨57号線から上流へ)	400	B	水衝部洗掘	積土のう工
20	矢崎川	猪ノ谷川		右	西尾市吉良町宮迫(市道厨57号線から上流へ)	400	B	水衝部洗掘	積土のう工
21	白浜川	黒岩川		左	西尾市吉良町乙川(子馬橋から上流へ)	240	B	堤防高不足	積土のう工
22	白浜川	黒岩川		右	西尾市吉良町乙川(子馬橋から上流へ)	240	B	堤防高不足	積土のう工
23	清水川	清水川		左	西尾市吉良町宮崎(2号水路合流点上流81mから上流)	69	B	水衝部洗掘	積土のう工
24	清水川	清水川		右	西尾市吉良町宮崎(2号水路合流点上流81mから上流)	69	B	水衝部洗掘	積土のう工
25	小野ヶ谷川	小野ヶ谷川		左	西尾市寺部町・西幡豆(天王下橋より名鉄蒲郡線まで)	280	A	堤防高不足	積土のう工

26	小野ヶ谷川	小野ヶ谷川		右	西尾市寺部町・西幡豆（天王下橋より名鉄蒲郡線まで）	280	A	堤防高不足	積土のう工
27	―	古川東部線水路		左	西尾市一色町大塚（松木島地内から上流へ）	2,300	B	越水	積土のう工
28	―	古川東部線水路		右	西尾市一色町大塚（松木島地内から上流へ）	2,300	B	越水	積土のう工
29	―	東部幹水路		右	西尾市吉良町富田（浜田橋から上流）	890	B	護岸不良	積土のう工
計		29 箇所				19,308			

カ 知立建設事務所管内

番号	水系名	河川名	位置			左右岸別	地名	延長（m）	重要度	理由	摘要（水防工法）
1	境川	草野川	0.1K+50m	～	0.1K+95m	左	刈谷市井ケ谷町草野（草野橋上流）	45	B	堤防高不足	積土のう工
2	猿渡川	法信川	0.2k+50m	～	0.3k+30m	右	刈谷市重原本町5丁目（法信川橋上流）	80	B	堤防断面不足	積土のう工
3	猿渡川	薬師川	1.0k+30m	～	1.2k+30m	左	刈谷市一色町2丁目（最上流部）	200	B	堤防高不足	積土のう工
4	猿渡川	薬師川	1.0k+30m	～	1.2k+30m	右	-	200	B	堤防高不足	積土のう工
5	前川	折戸川	0.6k+50m	～	0.8k	左	刈谷市小垣江町泥障（小垣江中橋付近）	150	C	堤防高不足	積土のう工
6	前川	折戸川	0.6k+50m	～	0.8k	右	刈谷市小垣江町泥障（小垣江中橋付近）	150	C	堤防高不足	積土のう工
計		6 箇所						825			

キ 豊田加茂建設事務所管内

番号	水系名	河川名	位置			左右岸別	地名	延長（m）	重要度	理由	摘要（水防工法）
1	境川	砂後川	0.8k+20m	～	2.1k+30m	左	みよし市莇生町（国道153号線から上流）	1,310	A	堤防高不足	積土のう工
2	境川	砂後川	0.8k+20m	～	2.7k+70m	右	みよし市莇生町（国道153号線から上流）	1,310	A	堤防高不足	積土のう工
3	境川	寺田川	0.0k	～	1.9k+20m	左	みよし市福谷町（砂後川合流点から上流）	1,920	B	堤防高不足	積土のう工
4	境川	寺田川	0.0k	～	1.9k+20m	右	みよし市福谷町（砂後川合流点から上流）	1,920	B	堤防高不足	積土のう工
5	矢作川	折平川				左	豊田市折平町（県道大平折平線交点から上流400m下流30m）	430	B	堤防高不足	積土のう工
6	矢作川	折平川				右	豊田市折平町（県道大平折平線交点から上流400m下流30m）	430	B	堤防高不足	積土のう工
7	矢作川	摺小川				右	豊田市摺町（弥生橋上流200mから上流）	200	B	堤防強度不足	シート張工
8	矢作川	則定川	0.0k	～	0.2k+50m	左	豊田市則定町（巴川合流点から上流）	250	B	堤防高不足	積土のう工
9	矢作川	則定川	0.0k	～	0.2k+50m	右	豊田市則定町（巴川合流点から上流）	250	B	堤防高不足	積土のう工
計		9 箇所						8,020			

ク 新城設楽建設事務所管内

番号	水系名	河川名	位置			左右岸別	地名	延長(m)	重要度	理由	摘要(水防工法)
1	豊川	杉川	0.0k	～	0.1k	左	新城市豊島(豊川合流点から上流へ)	100	B	堤防高不足	積土のう工
2	天竜川	大沢川	0.1k+50m	～	0.6k+50m	左	北設楽郡豊根村上黒川(老人憩いの家上流)	500	A	堤防高不足	積土のう工
3	天竜川	大沢川	0.1k+50m	～	0.3k	右	北設楽郡豊根村上黒川(老人憩いの家上流)	150	A	堤防高不足	積土のう工
4	天竜川	舟沢川	1.3k	～	2.0k	左	北設楽郡豊根村下三沢 (古真立川合流点上流1300mから上流)	700	A	堤防高不足	積土のう工
5	天竜川	舟沢川	1.3k	～	1.7k	右	北設楽郡豊根村下三沢 (古真立川合流点上流1300mから上流)	400	A	堤防高不足	積土のう工
6	天竜川	宝地川	0.0k	～	0.3k+50m	左	北設楽郡豊根村下黒川(間黒川合流点から上流)	350	A	洗掘	積土のう工
7	天竜川	宝地川	0.0k	～	0.2k	右	北設楽郡豊根村下黒川(間黒川合流点から上流)	200	A	洗掘	積土のう工
計		7 箇所						2,400			

ケ 東三河建設事務所管内

番号	水系名	河川名	位置			左右岸別	地名	延長(m)	重要度	理由	摘要(水防工法)
1	梅田川	高塚川				左右	豊橋市野依町(浜田川合流点上流280mから上流へ)	100	A	工作物老朽 補強措置未施行	積土のう工
2	紙田川	清水川				左	豊橋市老津町(紙田川合流点上流760mから上流へ)	50	B	堤防高不足	積土のう工
3	紙田川	清水川				右	豊橋市老津町(紙田川合流点上流760mから上流へ)	50	B	堤防高不足	積土のう工
4	尺地川	尺地川	0.0k+80m	～	0.0k+100m	左	蒲郡市竹谷町蟹洗(県道豊橋幸田線上流)	20	B	工作物 疎通能力不足	積土のう工
5	尺地川	尺地川	0.0k+80m	～	0.2k	右	蒲郡市竹谷町蟹洗(県道豊橋幸田線上流)	120	B	工作物 疎通能力不足	積土のう工
6	中野川	中野川	0.2k+120m	～	0.2k+170m	左右	蒲郡市形原町広田(名鉄蒲郡線から下流)	50	B	堤防断面不足	積土のう工
7	汐川	蓼川	0.5k+94m	～	0.9k	左	田原市西神戸町(郷中橋から汐川合流点)	306	B	堤防強度不足	積土のう工
8	汐川	蓼川	0.5k+94m	～	0.9k	右	田原市西神戸町(郷中橋から汐川合流点)	306	B	堤防高不足	積土のう工
9	汐川	越水川	0.0k	～	0.3k+40m	左	田原市西神戸町(汐川合流点から上流へ)	340	B	堤防高不足	積土のう工
10	汐川	越水川	0.0k	～	0.3k+40m	右	田原市西神戸町(汐川合流点から上流へ)	340	B	堤防高不足	積土のう工
計		10 箇所						1,682			
市町村管理 区間合計		129 箇所						78,850			

（4） ため池

ア 尾張建設事務所管内

番号	ため池名	地　　名	延長(m)	重要度	理由	管理者	摘要(水防工法)
1	牧野ヶ池	名古屋市名東区猪高町大字高針字前山	300	B	天端巾不足	愛知県	杭打積土のう工
2	新池(高針)	名古屋市名東区山香町	140	B	余裕高不足	個人	積土のう工
3	緑ヶ池	名古屋市守山区大字牛牧字長根・大字小幡字北山	50	B	天端巾不足	愛知県	積土のう工
4	岩藤新池	日進市岩藤町	385	B	堤体土質軟弱	岩藤区長	押え盛土工法
5	新池	長久手市岩作浮江	110	B	堤体土質軟弱	長久手市	押さえ盛土工法
6	杁ノ洞上池	長久手市杁ノ洞	96	C B	漏水 堤体土質軟弱	長久手市	月の輪工
7	汐見坂池	長久手市茨ケ廻間	137.2	B	堤体土質軟弱	長久手市	押さえ盛土工法
8	鯉ケ廻間上池	長久手市茨ケ廻間	53	C B	漏水 堤体土質軟弱	長久手市	月の輪工 押さえ盛土工法
9	鯉ヶ廻間下池	長久手市茨ケ廻間	66	C B	漏水 堤体土質軟弱	長久手市	月の輪工 押さえ盛土工法
10	一ノ井池	長久手市前熊一ノ井	140	B	堤体土質軟弱	長久手市	押さえ盛土工法
11	二ノ池	長久手市前熊一ノ井	90	B	堤体土質軟弱	長久手市	押さえ盛土工法
12	維摩池	尾張旭市新居町今池下	210	C	漏水	尾張旭市	月の輪工
13	濁池	尾張旭市旭ヶ丘町濁池	200	C	漏水	尾張旭市	月の輪工
14	大森池	尾張旭市平子町中通	250	C	漏水	尾張旭市	月の輪工
15	長池	尾張旭市城山町長池下	185	C	漏水	尾張旭市	月の輪工
16	雨池	尾張旭市下井町前の上	265	C	漏水	尾張旭市	月の輪工
17	新池	尾張旭市南栄町旭ヶ丘	203	C	漏水	尾張旭市	月の輪工
18	平池	尾張旭市東大道町原田	355	C	漏水	尾張旭市	月の輪工
19	与兵池	春日井市桃山町2-46外	540	B	洪水吐能力不足	春日井市	積土のう工
20	柿ノ木池	春日井市西山町字西山1559-1	140	A	洪水吐能力不足	春日井市	積土のう工
21	下原大池	春日井市西山町字大池1612-1外	384	B	洪水吐能力不足	春日井市	積土のう工
22	落合池	春日井市東野町字落合池1	30	C	洪水吐能力不足	春日井市	積土のう工
23	茨池	春日井市東山町字東山2339外	249	B	洪水吐能力不足	春日井市	積土のう工
24	中池	春日井市東山町字東山2340-1外	140	A	洪水吐能力不足	春日井市	積土のう工

25	篭池	春日井市大泉町字大西593-2	537	B	洪水吐能力不足	春日井市	積土のう工
26	鉄小池	春日井市大泉町字大池下294	135	B	洪水吐能力不足	春日井市	積土のう工
27	鉄池	春日井市大泉町字大池下293	135	B	洪水吐能力不足	春日井市	積土のう工
28	大泉寺大池	春日井市大泉町字大池下255-4	128	A	洪水吐能力不足	春日井市	積土のう工
29	奥池	春日井市大泉町字大池下291	169	B	洪水吐能力不足	春日井市	積土のう工
30	金ヶ口池	春日井市金ヶ口町字彦六新田1529-1外	255	B	洪水吐能力不足	春日井市	積土のう工
31	庄名新池	春日井市庄名町字山之田993-1	185	C	洪水吐能力不足	春日井市	積土のう工
32	西ヶ洞池	春日井市明知町字西之洞1189-13外	181	B	洪水吐能力不足	春日井市	積土のう工
33	無名池 (畦地洞池)	春日井市明知町字畔知洞9	45	C	洪水吐能力不足	春日井市	積土のう工
34	五ヶ村池	春日井市西尾町字欠ノ下947-4	40	B	洪水吐能力不足	春日井市	積土のう工
35	尼ヶ池	春日井市明知町字尼ヶ洞460-1、460-2	158	B	洪水吐能力不足	春日井市	積土のう工
36	岩ヶ根上池	春日井市西尾町字岩ヶ根656	65	B	洪水吐能力不足	春日井市	積土のう工
37	無名池	春日井市明知町字尼ヶ洞427-2、428外	65	A	洪水吐能力不足	春日井市	積土のう工
38	無名池	春日井市西尾町字駒返418	45	B	洪水吐能力不足	春日井市	積土のう工
39	宮滝西池	春日井市廻間町字宮滝1084-2	38	B	洪水吐能力不足	春日井市	積土のう工
40	宮滝大池	春日井市廻間町字高森1103、1104、1105-4	143	B	洪水吐能力不足	春日井市	積土のう工
41	築水池	春日井市廻間町字奥山1115-1外	77	B	洪水吐能力不足	春日井市	積土のう工
42	大久手池	春日井市細野町大久手3249-1外	160	B	洪水吐能力不足	春日井市	積土のう工
43	柿ノ木池	春日井市細野町字大久手3201-4外	45	C	洪水吐能力不足	春日井市	積土のう工
44	北之見山池	春日井市細野町字半之木2979	86	C	洪水吐能力不足	春日井市	積土のう工
45	新田池	春日井市玉野台1-27-5	100	C	洪水吐能力不足	春日井市	積土のう工
46	木附新池	春日井市木附町字隠山80-2外	39	A	洪水吐能力不足	春日井市	積土のう工
47	隠山池	春日井市木附町字隠山20	83	B	洪水吐能力不足	春日井市	積土のう工
48	八池	春日井市玉野町字北山1657-1	193	B	洪水吐能力不足	春日井市	積土のう工
49	東山新池	春日井市東山町字平橋2301外	92	C	洪水吐能力不足	春日井市	積土のう工
50	庄名古池	春日井市庄名町字堤下735	102	C	洪水吐能力不足	春日井市	積土のう工
51	無名池	春日井市明知町字西ノ洞1208	75	A	洪水吐能力不足	春日井市	積土のう工
52	無名池	春日井市西尾町字駒返402	25	C	洪水吐能力不足	春日井市	積土のう工
53	岩ヶ根洞池	春日井市西尾字岩ヶ根645	17	C	洪水吐能力不足	春日井市	積土のう工
54	無名池	春日井市西尾町字駒返419-1	27	C	洪水吐能力不足	春日井市	積土のう工

55	木附新々池	春日井市玉野町字東谷1658-62	69	C	洪水吐能力不足	春日井市	積土のう工
56	馬不入下池	春日井市廻間町字馬不入1102-14	92	A	洪水吐能力不足	春日井市	積土のう工
57	若王子池	豊明市沓掛町若王子	358	B	堤体土質軟弱・ 洪水吐能力不足	豊明市	地盤改良補強及び腰積擁壁の施工、洪水吐改修（積土のう工）
58	荒巻上池	豊明市二村台7丁目46	140	B	堤体土質軟弱・ 洪水吐能力不足	豊明市	地盤改良補強及び腰積擁壁の施工、洪水吐改修（積土のう工）
59	荒巻下池	豊明市西川町荒巻102-1	169	B	工作物老朽	豊明市	洪水吐改修
60	皿池	豊明市沓掛町恵畑1	140	B	堤体土質軟弱・ 洪水吐能力不足	豊明市	地盤改良補強及び腰積擁壁の施工、洪水吐改修（積土のう工）
61	長間地池	豊明市沓掛町長間地44	84	B	新堤体	豊明市	地盤改良補強及び腰積擁壁の施工（積土のう工）
62	道池	豊明市沓掛町荒神ケ根1	110	B	新堤体	豊明市	地盤改良補強及び腰積擁壁の施工（積土のう工）
63	洞洼洞池	豊明市沓掛町天白17	70	B	堤体土質軟弱・ 洪水吐能力不足	豊明市	地盤改良補強及び腰積擁壁の施工、洪水吐改修（積土のう工）
64	金山池	豊明市沓掛町金山45	80	B	洪水吐能力不足	豊明市	洪水吐改修（積土のう工）
65	三ツ池	豊明市栄町三ツ池下69	170	B	堤体土質軟弱	豊明市	地盤改良補強及び腰積擁壁の施工（積土のう工）
66	天白池	豊明市沓掛町天白24-1	25	B	堤体土質軟弱・ 洪水吐能力不足	豊明市	地盤改良補強及び腰積擁壁の施工、洪水吐改修（積土のう工）
67	濁池	豊明市間米町峠下12-1	251	B	堤体土質軟弱・ 洪水吐能力不足	豊明市	地盤改良補強及び腰積擁壁の施工、洪水吐改修（積土のう工）
68	大原池	豊明市栄町大原18-7	167	B	洪水吐能力不足	豊明市	余水吐改修（積土のう工）
69	大蔵池	豊明市新栄町三丁目460外	195	B	洪水吐能力不足	豊明市	余水吐改修（積土のう工）
70	住吉池	豊明市沓掛町住吉4-1	79	B	洪水吐能力不足	豊明市	余水吐改修（積土のう工）
計		70 箇所	10,362				

イ 一宮建設事務所管内

番号	ため池名	地　　名	延長(m)	重要度	理由	管理者	摘要(水防工法)
1	北洞池	犬山市大字善師野字北洞11	54	B	漏水・崩壊	犬山市	積土のう工
2	上峠ノ池	犬山市大字善師野字上峠7-2	48	B	漏水・崩壊	犬山市	積土のう工
3	徳ヶ池	犬山市大字犬山字北別祖101-1	100	B	漏水・崩壊	犬山市	積土のう工
4	馬堤池	犬山市大字犬山字北別祖102-1	90	B	漏水・崩壊	犬山市	積土のう工
5	西ノ池	犬山市大字富岡字洞田1160	130	B	漏水・崩壊	犬山市	積土のう工
6	小野洞第三池	犬山市大字富岡字小野洞1092	73	B	漏水・崩壊	犬山市	積土のう工

7	小野洞第四池	犬山市大字富岡字小野洞1092	92	B	漏水・崩壊	犬山市	積土のう工
8	大洞池	犬山市大字富岡字小野洞1085	50	B	漏水・崩壊	犬山市	積土のう工
9	模助池	犬山市大字塔野地字田口洞8-1	25	B	漏水・崩壊	犬山市	積土のう工
10	平谷第二池	犬山市大字善師野字中平谷1	57	B	漏水・崩壊	犬山市	積土のう工
11	平谷第一池	犬山市大字善師野字奥平谷1	30	B	漏水・崩壊	犬山市	積土のう工
12	田洞池	犬山市大字善師野字奥田洞1-1外	62	A	漏水・崩壊	犬山市	積土のう工
13	田ノ洞池	犬山市大字善師野字奥田洞6	30	B	漏水・崩壊	犬山市	積土のう工
14	奥下屋下池	犬山市大字善師野字奥下屋7	30	A	漏水・崩壊	犬山市	積土のう工
15	奥下屋上池	犬山市大字善師野字奥下屋6	20	B	漏水・崩壊	犬山市	積土のう工
16	雑木池	犬山市大字善師野字奥雑木洞19-1	70	A	漏水・崩壊	犬山市	積土のう工
17	新池	犬山市大字塔野地字大畔57-2	347	B	漏水・崩壊	犬山市	積土のう工
18	中島池	犬山市大字塔野地字田口洞21-1	238	B	漏水・崩壊	犬山市	積土のう工
19	丸山池	犬山市大字今井字喜八洞1-1	120	B	漏水・崩壊	犬山市	積土のう工
20	喜八洞池	犬山市大字今井字喜八洞88	97	B	漏水・崩壊	犬山市	積土のう工
21	割洞第一池	犬山市大字今井字割洞65	60	A	漏水・崩壊	犬山市	積土のう工
22	大畔池	犬山市大字塔野地字大畔8-1	150	A	漏水・崩壊	犬山市	積土のう工
23	孫山池	犬山市大字前原字橋爪山28	60	B	漏水・崩壊	犬山市	積土のう工
24	明治池	犬山市大字前原字橋爪山14	130	B	漏水・崩壊	犬山市	積土のう工
25	大鹿新田一号池	犬山市大字前原字橋爪山1-1	50	B	漏水・崩壊	犬山市	積土のう工
26	橋爪池	犬山市大字塔野地字大畔364	130	B	漏水・崩壊	犬山市	積土のう工
27	大黒池	犬山市大字塔野地字大畔1	18	A	漏水・崩壊	犬山市	積土のう工
28	平内洞池	犬山市大字今井字平内洞43-2	125	B	漏水・崩壊	犬山市	積土のう工
29	畑ヶ平池	犬山市大字今井字畑ヶ平17	71	B	漏水・崩壊	犬山市	積土のう工
30	畑ヶ平池	犬山市大字今井字畑ヶ平1	35	B	漏水・崩壊	犬山市	積土のう工
31	祢宜洞第一池	犬山市大字今井字祢宜洞97-1	81	B	漏水・崩壊	犬山市	積土のう工
32	祢宜洞第二池	犬山市大字今井字祢宜洞106	25	B	漏水・崩壊	犬山市	積土のう工
33	虎熊大池	犬山市大字今井字牛ヶ洞59-1	87	B	漏水・崩壊	犬山市	積土のう工
34	北洞南池	犬山市大字今井字北洞26	45	B	漏水・崩壊	犬山市	積土のう工
35	亀割大池	犬山市大字今井字東山88	105	B	漏水・崩壊	犬山市	積土のう工
36	一ツ橋大池	犬山市大字今井字一ツ橋31	56	B	漏水・崩壊	犬山市	積土のう工
37	二ツ沢池	犬山市大字前原字向屋敷88	129	A	漏水・崩壊	犬山市	積土のう工
38	大黒下池	犬山市大字前原字大黒1	136	B	漏水・崩壊	犬山市	積土のう工

39	新池	犬山市大字前原字橋爪山1外	30	B	漏水・崩壊	犬山市	積土のう工
40	中池	犬山市大字羽黒字根比敷5-1	216	B	漏水・崩壊	犬山市	積土のう工
41	空池	犬山市大字羽黒字根比敷4	200	B	漏水・崩壊	犬山市	積土のう工
42	朝日池	犬山市大字羽黒字根比敷2	110	B	漏水・崩壊	犬山市	積土のう工
43	堂ヶ洞下池	犬山市大字羽黒字堂ヶ洞15外	130	B	漏水・崩壊	犬山市	積土のう工
44	堂ヶ洞上池	犬山市大字羽黒字堂ヶ洞16	65	B	漏水・崩壊	犬山市	積土のう工
45	宮浦二ツ池(南)	犬山市字宮浦26	40	B	漏水・崩壊	犬山市	積土のう工
46	宮浦二ツ池(北)	犬山市字宮浦27	60	B	漏水・崩壊	犬山市	積土のう工
47	宮裏池	犬山市字宮裏28	40	B	漏水・崩壊	犬山市	積土のう工
48	稲干場池	犬山市字稲干場2-1	45	B	漏水・崩壊	犬山市	積土のう工
49	岩池	犬山市字富士山4	40	B	漏水・崩壊	犬山市	積土のう工
50	物置洞下池	犬山市大字今井字物置1-1	75	B	漏水・崩壊	犬山市	積土のう工
51	物置洞上池	犬山市大字今井字成沢91-45	60	B	漏水・崩壊	犬山市	積土のう工
52	落洞下池	犬山市大字今井字奥落洞45	63	B	漏水・崩壊	犬山市	積土のう工
53	落洞南池	犬山市大字今井字奥落洞44	78	B	漏水・崩壊	犬山市	積土のう工
54	落洞池	犬山市大字今井字成沢91-12	50	A	漏水・崩壊	犬山市	積土のう工
55	不動寺池	犬山市字北洞39	35	B	漏水・崩壊	犬山市	積土のう工
56	明治第五池	犬山市洞田24-1外	50	B	漏水・崩壊	犬山市	積土のう工
57	宮池下池	犬山市字宮下7	40	B	漏水・崩壊	犬山市	積土のう工
58	宮池上池	犬山市字宮下8	35	B	漏水・崩壊	犬山市	積土のう工
59	前池	犬山市字前田面167	30	B	漏水・崩壊	犬山市	積土のう工
60	蓮池	犬山市字蓮池83	53	B	漏水・崩壊	犬山市	積土のう工
61	宮下南池	犬山市大字今井字宮下2	20	A	漏水・崩壊	犬山市	積土のう工
計		61 箇所	4,821				

ウ 知多建設事務所管内

番号	ため池名	地　　名	延長(m)	重要度	理由	管理者	摘要(水防工法)
1	三郷池	半田市桃山町	120	A	天端巾不足	石川ケイスケ他	積土のう工
2	八鬼山池	半田市新野町	60	A	天端巾不足	八鬼山組	積土のう工
3	新居池	半田市新居町	40	A	天端巾不足	半田市	積土のう工

4	上定光池	半田市上定光町	80	A	天端巾不足	半田市	積土のう工
5	上苗代池	半田市横松上町	90	A	天端巾不足	半田市	積土のう工
6	藪ヶ池	大府市吉川町	69	B	余水吐・断面不足	大府市	積土のう工
7	才田池	大府市共和町	83	B	堤体土質軟弱	大府市	押え盛土工法
8	神様池	大府市宮内町	100	B	堤体土質軟弱	大府市	押え盛土工法
9	藤治池	大府市米田町	150	B	堤体土質軟弱	大府市	押え盛土工法
10	骨田池	大府市米田町	100	B	堤体土質軟弱	大府市	押え盛土工法
11	アカ池	大府市北山町	88	B	堤体土質軟弱	大府市	押え盛土工法
12	種廻間池	知多市日長字上種廻間	199	A	堤体土質軟弱	知多市	押え盛土工法
13	地極池	知多市岡田字地極池	92	A	堤体土質軟弱	知多市	押え盛土工法
14	新舞子大池	知多市新舞子字奥新曽	80	A	堤体土質軟弱	知多市	押え盛土工法
15	親池	知多市南粕谷本町4丁目	76	A	堤体土質軟弱	知多市	押え盛土工法
16	下南池	阿久比町大字福住	110	A	堤体土質軟弱	福住区長	押え盛土工法
17	熊田ヶ池	阿久比町大字卯坂	69	A	堤体土質軟弱	卯之山区長	押え盛土工法
18	大池脇池	阿久比町大字宮津	94	A	堤体土質軟弱	宮津区長	押え盛土工法
19	清水廻間池	美浜町大字布土	60	A	漏水	美浜町	積土のう工
20	布土小池	美浜町大字布土	45	A	漏水	美浜町	積土のう工
21	大池脇池	美浜町大字布土	53	B	漏水	美浜町	積土のう工
22	祭山新池	美浜町大字布土	93	B	漏水	美浜町	積土のう工
23	祭山池	美浜町大字布土	116	B	漏水	美浜町	積土のう工
24	入道池	美浜町大字時志	80	B	漏水	美浜町	積土のう工
25	南谷池	美浜町大字時志	60	A	漏水	美浜町	積土のう工
26	猿田下池	美浜町大字時志	100	B	漏水	美浜町	積土のう工
27	猿田上池	美浜町大字時志	58	A	漏水	美浜町	積土のう工
28	尾木毛池	美浜町大字北方	55	A	漏水	美浜町	積土のう工
29	立戸池	美浜町大字北方	130	B	漏水	美浜町	積土のう工
30	岡ノ脇池	美浜町大字河和	60	A	漏水	美浜町	積土のう工
31	棒山池	美浜町大字河和	124	B	漏水	美浜町	積土のう工
32	八反田池	美浜町大字河和	95	B	漏水	美浜町	積土のう工
33	姥八反田池	美浜町大字河和	60	B	漏水	美浜町	積土のう工
34	小田池	美浜町大字河和	120	B	漏水	美浜町	積土のう工
35	細田池	美浜町大字河和	100	A	漏水	美浜町	積土のう工

36	南橘田池	美浜町大字河和	103	B	漏水	美浜町	積土のう工
37	亀ヶ坪池	美浜町大字河和	94	B	漏水	美浜町	積土のう工
38	落合池	美浜町大字浦戸	60	A	漏水	美浜町	積土のう工
39	大沢池	美浜町大字古布	60	A	漏水	美浜町	積土のう工
40	じょうね池	美浜町大字古布	25	A	漏水	美浜町	積土のう工
41	しょうぶ池	美浜町大字古布	35	B	漏水	美浜町	積土のう工
42	はんのき池	美浜町大字古布	60	B	漏水	美浜町	積土のう工
43	楠池	美浜町大字古布	57	B	漏水	美浜町	積土のう工
44	砂行池	美浜町大字古布	40	B	漏水	美浜町	積土のう工
45	樹木池	美浜町大字豊丘	40	A	漏水	美浜町	積土のう工
46	新池上池	美浜町大字豊丘	35	A	漏水	美浜町	積土のう工
47	元林池	美浜町大字豊丘	33	A	漏水	美浜町	積土のう工
48	新池下池	美浜町大字豊丘	50	B	漏水	美浜町	積土のう工
49	新池	美浜町大字豊丘	95	B	漏水	美浜町	積土のう工
50	西ノ脇池	美浜町大字上野間	55	A	漏水	美浜町	積土のう工
51	五入道池	美浜町大字上野間	65	B	漏水	美浜町	積土のう工
52	鵜の池	美浜町大字上野間	174	B	漏水	美浜町	積土のう工
53	谷池	美浜町大字奥田	55	A	漏水	美浜町	積土のう工
54	東寸田池	美浜町大字上野間	80	B	漏水	美浜町	積土のう工
55	小廻間池	美浜町大字奥田	60	A	漏水	美浜町	積土のう工
56	足廻間池	美浜町大字奥田	55	A	漏水	美浜町	積土のう工
57	源命池	美浜町大字奥田	80	B	漏水	美浜町	積土のう工
58	小原池	美浜町大字奥田	130	A	漏水	美浜町	積土のう工
59	笑廻間池	美浜町大字奥田	98	B	漏水	美浜町	積土のう工
60	白沢下池	美浜町大字奥田	113	B	漏水	美浜町	積土のう工
61	白沢上池	美浜町大字奥田	88	B	漏水	美浜町	積土のう工
62	青山池	美浜町大字奥田	220	B	漏水	美浜町	積土のう工
63	坪山池	美浜町大字奥田	139	B	漏水	美浜町	積土のう工
64	新入道池	美浜町大字奥田	80	B	漏水	美浜町	積土のう工
65	滝谷池	美浜町大字奥田	60	B	漏水	美浜町	積土のう工
66	中山池	美浜町大字奥田	150	B	漏水	美浜町	積土のう工
67	奥杉谷下池	美浜町大字奥田	73	B	漏水	美浜町	積土のう工

68	奥杉谷上池	美浜町大字奥田	67	B	漏水	美浜町	積土のう工
69	東谷池	美浜町大字野間	55	A	漏水	美浜町	積土のう工
70	南前田池	美浜町大字野間	40	A	漏水	美浜町	積土のう工
71	杉谷池	美浜町大字野間	277	B	漏水	美浜町	積土のう工
72	高峠池	美浜町大字野間	90	B	漏水	美浜町	積土のう工
73	須別当池	美浜町大字野間	30	B	漏水	美浜町	積土のう工
74	長端池	美浜町大字野間	43	B	漏水	美浜町	積土のう工
75	菅廻間池	美浜町大字小野浦	40	A	漏水	美浜町	積土のう工
76	奥法池	美浜町大字小野浦	35	A	漏水	美浜町	積土のう工
77	御子廻間池	美浜町大字小野浦	35	A	漏水	美浜町	積土のう工
78	大廻間池	美浜町大字小野浦	40	B	漏水	美浜町	積土のう工
79	下別所池	南知多町大字内海	75	A	堤体土質軟弱	南知多町	押え盛土工法
80	阿麻池	南知多町大字内海	55	A	堤体土質軟弱・ 基礎地盤軟弱	南知多町	押え盛土工法・地盤改良
81	福谷池	南知多町大字内海	118	A	洪水吐能力不足	南知多町	積土のう工
82	野田池	南知多町大字内海	55	B	堤体土質軟弱	南知多町	押え盛土工法
83	下今池	南知多町大字内海	87	B	堤体土質軟弱	南知多町	押え盛土工法
84	上今池	南知多町大字内海	50	B	堤体土質軟弱・ 基礎地盤軟弱	南知多町	押え盛土工法・地盤改良
85	清水廻間池	南知多町大字内海	40	B	基礎地盤軟弱	南知多町	地盤改良
86	叺池	南知多町大字内海	48	A	堤体土質軟弱	南知多町	押え盛土工法
87	丸田池	南知多町大字内海	44	B	堤体土質軟弱	南知多町	押え盛土工法
88	久須池	南知多町大字山海	28	B	堤体土質軟弱	南知多町	押え盛土工法
89	土々坊中池	南知多町大字山海	67	B	洪水吐能力不足	南知多町	積土のう工
90	土々坊下池	南知多町大字山海	105	B	洪水吐能力不足	南知多町	積土のう工
91	河廻間池	南知多町大字山海	35	B	堤体土質軟弱・ 基礎地盤軟弱	南知多町	押え盛土工法・地盤改良
92	中池上池	南知多町大字豊丘	50	B	堤体土質軟弱	南知多町	押え盛土工法
93	中池下池	南知多町大字豊丘	83	B	堤体土質軟弱	南知多町	押え盛土工法
94	牛ヶ谷池	南知多町大字豊丘	51	A	基礎地盤軟弱	南知多町	地盤改良
95	駒帰下池	南知多町大字豊丘	36	A	堤体土質軟弱	南知多町	押え盛土工法
96	田の奥池	南知多町大字豊丘	87	A	堤体土質軟弱・ 基礎地盤軟弱	南知多町	押え盛土工法・地盤改良
97	高浜谷下池	南知多町大字豊浜	65	A	洪水吐能力不足	南知多町	積土のう工

98	共同池	南知多町大字大井	52	B	堤体土質軟弱	南知多町	押え盛土工法
99	八町池	南知多町大字豊丘	35	B	堤体土質軟弱	南知多町	押え盛土工法
100	三月平池	南知多町大字大井	45	B	堤体土質軟弱・ 基礎地盤軟弱	南知多町	押え盛土工法・地盤改良
101	上苗代池	南知多町大字大井	103	B	堤体土質軟弱	南知多町	押え盛土工法
102	銭亀池	南知多町大字大井	46	B	堤体土質軟弱・ 基礎地盤軟弱	南知多町	押え盛土工法・地盤改良
103	片名新池	南知多町大字片名	53	B	堤体土質軟弱・ 基礎地盤軟弱	南知多町	押え盛土工法・地盤改良
104	東山池	南知多町大字豊浜	34	B	堤体土質軟弱	南知多町	押え盛土工法
計		104 箇所	7,970				

エ 西三河建設事務所管内

番号	ため池名	地　　名	延長(m)	重要度	理由	管理者	摘要(水防工法)
1	城山池(上)	岡崎市舞木町字城山	55	B	漏水・堤体土質軟弱	東部土地改良区	杭打積土俵工
2	新池(秦梨町)	岡崎市秦梨町字神谷	26	B	堤体土質軟弱	秦梨生産組合	杭打積土俵工
3	小草池	西尾市家武町小草	160	B	漏水	西尾市	月の輪工
4	烏ヶ池	西尾市平原町稲荷	74	B	堤体強度・法面不良	西尾市	月の輪工
5	平原池	西尾市平原町家下入	65	A	堤体強度・法面不良	西尾市	月の輪工
6	深篠池	西尾市家武町深篠	105	B	堤体強度・法面不良	西尾市	月の輪工
7	汗尾池	西尾市吉良町駮馬鴻巣	137	C	堤体強度・法面不良	西尾市	月の輪工
8	左長池	西尾市吉良町宮迫左長	70	C	老朽化	西尾市	事前に水位を下げる
9	勝迫池	西尾市吉良町宮迫勝迫	51	C	堤体強度・法面不良	西尾市	月の輪工
10	文道池 (吉良調整池)	西尾市吉良町津平	97	B	堤体強度・法面不良	西尾市	月の輪工
11	板迫池	西尾市吉良町津平大入	45	A	堤体強度・法面不良	西尾市	月の輪工
12	天神池	西尾市吉良町津平大入	51	C	漏水	西尾市	月の輪工
13	王池	西尾市吉良町友国池下	96	C	堤体強度・法面不良	西尾市	月の輪工
14	一・二番池	西尾市吉良町小山田北山	65	C	堤体強度・法面不良	西尾市	月の輪工
15	三番池	西尾市吉良町小山田北山	30	B	堤体強度・法面不良	西尾市	月の輪工
16	四番池	西尾市吉良町小山田北山	41	B	堤体強度・法面不良	西尾市	月の輪工
17	上の池	西尾市吉良町乙川東山	53	C	堤体強度・法面不良	西尾市	月の輪工
18	下の池	西尾市吉良町乙川東山	42	C	堤体強度・法面不良	西尾市	月の輪工

19	浄土池	西尾市吉良町乙川訳出	25	A	堤体強度・法面不良	西尾市	月の輪工
20	南溜池	西尾市吉良町乙川坏山	95	C	堤体強度・法面不良	西尾市	月の輪工
21	茅場池	西尾市鳥羽町名幸寺	107	C	堤体強度・法面不良	西尾市	月の輪工
22	鳥羽下池	西尾市鳥羽町北迫	30	A	堤体強度・法面不良	西尾市	月の輪工
23	鳥羽中池	西尾市鳥羽町馬ノ坂	57	C	堤体強度・法面不良	西尾市	月の輪工
24	八幡池	西尾市西幡豆町池下	158	B	堤体強度・法面不良	矢作南部土地改良区連合	月の輪工
25	千石池	西尾市西幡豆町奥山	110	B	漏水	西尾市	月の輪工
26	八幡東上池	西尾市西幡豆町奥山	55	A	堤体強度・法面不良	西尾市	月の輪工
27	寺池	西尾市西幡豆町幸ノケ谷	48	A	堤体強度・法面不良	西尾市	月の輪工
28	小野ヶ谷西上池	西尾市西幡豆町東奥山	34	A	堤体強度・法面不良	西尾市	月の輪工
29	小野ケ谷東池	西尾市西幡豆町欠橋	74	A	堤体強度・法面不良	西尾市	月の輪工
30	黒松池	西尾市西幡豆町黒松	40	C	堤体強度・法面不良	西尾市	月の輪工
31	門内池	西尾市西幡豆町小操美	76	A	堤体強度・法面不良	西尾市	月の輪工
32	桑畑池	西尾市東幡豆町西神田	116	C	堤体強度・法面不良	西尾市	月の輪工
33	桑畑東池	西尾市東幡豆町金剛童子	45	A	堤体強度・法面不良	西尾市	月の輪工
34	彦田池	西尾市東幡豆町池上	60	A	堤体強度・法面不良	西尾市	月の輪工
35	谷村池	西尾市東幡豆町紺屋谷戸	86	C	堤体強度・法面不良	西尾市	月の輪工
36	谷池	西尾市東幡豆町知狭間	49	C	老朽化	西尾市	事前に水位を下げる
37	山口下池	西尾市東幡豆町中川原	106	C	堤体強度・法面不良	西尾市	月の輪工
38	山口上池	西尾市東幡豆町中川原	72	C	堤体強度・法面不良	西尾市	月の輪工
39	宮地池	西尾市東幡豆町宮下	33	A	堤体強度・法面不良	西尾市	月の輪工
40	洲崎池	西尾市東幡豆町中根	15	A	堤体強度・法面不良	西尾市	月の輪工
41	中ノ浜池	西尾市東幡豆町中ノ浜	15	A	堤体強度・法面不良	西尾市	月の輪工
42	森池	西尾市東幡豆町大平	110	A	堤体強度・法面不良	西尾市	月の輪工
43	宇頭池	西尾市寺部町宇頭	68	A	堤体強度・法面不良	西尾市	月の輪工
44	浜田池	西尾市寺部町浜田	22	A	堤体強度・法面不良	西尾市	月の輪工
45	樋ケ入池	岡崎市小美町字樋ケ入	40	B	漏水・堤体土質軟弱	小美生産組合	杭打積土俵工
46	月星池	額田郡幸田町大草字南入21	83	B	堤体土質軟弱	幸田土地改良区	杭打積土のう工
47	かぎ堤池	額田郡幸田町菱池字黒方37	40	B	堤体土質軟弱	幸田土地改良区	杭打積土のう工
48	稲基池	額田郡幸田町荻字稲基12-1	132	B	堤体土質軟弱	幸田土地改良区	杭打積土のう工
49	古堤池	額田郡幸田町芦谷字祢宜山23	108	B	堤体土質軟弱	幸田土地改良区	杭打積土のう工
50	西深溝池	額田郡幸田町深溝字小井文字51	88	B	堤体土質軟弱	幸田土地改良区	杭打積土のう工

51	鬼鹿毛池	額田郡幸田町久保田字国峯26	30	B	堤体土質軟弱	幸田土地改良区	杭打積土のう工
52	横落池	額田郡幸田町横落字長根43-1	163	B	堤体土質軟弱	幸田土地改良区	杭打積土のう工
53	切畑池	額田郡幸田町深溝字西切畑21-2	48	B	堤体土質軟弱	幸田土地改良区	杭打積土のう工
54	西長根池	額田郡幸田町坂崎字西長根1-5	104	B	堤体土質軟弱	幸田土地改良区	杭打積土のう工
55	六栗新池	額田郡幸田町六栗字古御堂17	41	B	堤体土質軟弱	幸田土地改良区	杭打積土のう工
56	万五郎池	額田郡幸田町大草字万五郎24	217	B	堤体土質軟弱	幸田土地改良区	杭打積土のう工
57	伯楽池	額田郡幸田町芦谷字伯楽31-1	60	B	堤体土質軟弱	幸田土地改良区	杭打積土のう工
58	大岨池	額田郡幸田町野場字大岨17	42	B	堤体土質軟弱	幸田土地改良区	杭打積土のう工
59	境ヶ嶺池	岡崎市竜泉寺町字境ヶ嶺大入	112	B	堤体土質軟弱	東部土地改良区	杭打積土俵工
60	小池	岡崎市羽栗町字大入	63	B	堤体土質軟弱	東部土地改良区	杭打積土俵工
61	大入池(羽栗町)	岡崎市羽栗町字大入	143	B	堤体土質軟弱	東部土地改良区	杭打積土俵工
62	神明池	岡崎市桑谷町字山側	50	B	堤体土質軟弱	東部土地改良区	杭打積土俵工
63	堤ヶ入1号池	岡崎市藤川町字堤ヶ入	49	B	堤体土質軟弱	東部土地改良区	杭打積土俵工
64	堤ヶ入3号池	岡崎市藤川町字堤ケ入	38	B	堤体土質軟弱	東部土地改良区	杭打積土俵工
65	堤ヶ入4号池	岡崎市藤川町字堤ケ入	35	B	堤体土質軟弱	東部土地改良区	杭打積土俵工
66	堤ヶ入5号池	岡崎市藤川町字堤ケ入	36	B	堤体土質軟弱	東部土地改良区	杭打積土俵工
67	城山池(下)	岡崎市市場町字大狭間	52	B	堤体土質軟弱	東部土地改良区	杭打積土俵工
68	いもじ池	岡崎市池金町字上落合	83	B	堤体土質軟弱	東部土地改良区	杭打積土俵工
69	大沢池	岡崎市池金町字下大沢	63	B	堤体土質軟弱	東部土地改良区	杭打積土俵工
70	西三田ヶ入池	岡崎市若松町字西三田ヶ入	123	B	新堤防	岡崎市(若松生産組合)	杭打積土俵工
71	足延池	岡崎市欠町字足延	103	B	堤体土質軟弱	岡崎市(欠東生産組合)	杭打積土俵工
72	石塚池	岡崎市美合町字石塚	69	B	堤体土質軟弱	東部土地改良区	杭打積土俵工
73	荒子池	岡崎市美合町字京ヶ嶺	99	B	堤体土質軟弱	東部土地改良区	杭打積土俵工
74	神明宮池	岡崎市美合町字道ヶ根	47	B	堤体土質軟弱	東部土地改良区	杭打積土俵工
75	道ヶ根池	岡崎市美合町字道ヶ根	70	B	堤体土質軟弱	東部土地改良区	杭打積土俵工
76	山ノ田5号池	岡崎市岡町字原山	90	B	堤体土質軟弱	東部土地改良区	杭打積土俵工
77	大谷池(岡町)	岡崎市岡町字下大谷	81	B	新堤防	東部土地改良区	杭打積土俵工
78	河野池	岡崎市小美町字河野	60	B	堤体土質軟弱	小美生産組合	杭打積土俵工
79	師走田池	岡崎市小美町字師走田	38	B	堤体土質軟弱	小美生産組合	杭打積土俵工
80	山中沢池	岡崎市小美町字山中沢	77	B	堤体土質軟弱	小美生産組合	杭打積土俵工
81	椿立池	岡崎市小美町字椿立	52	B	堤体土質軟弱	小美生産組合	杭打積土俵工
82	吉ガ沢池(上)	岡崎市小美町字吉ガ沢	27	B	堤体土質軟弱	小美生産組合	杭打積土俵工

83	吉ガ沢池(下)	岡崎市小美町字吉ガ沢	55	B	堤体土質軟弱	小美生産組合	杭打積土俵工
84	井ノ木沢池	岡崎市小美町字井ノ木沢	49	B	堤体土質軟弱	小美生産組合	杭打積土俵工
85	広見池	岡崎市洞町字大久後	71	B	堤体土質軟弱	欠東生産組合	杭打積土俵工
86	上越地池	岡崎市保母町字上越地	33	B	堤体土質軟弱	東部土地改良区	杭打積土俵工
87	池ノ入1号池	岡崎市保母町字池ノ入	38	B	堤体土質軟弱	東部土地改良区	杭打積土俵工
88	大入池(保母町)	岡崎市保母町字大入	51	B	堤体土質軟弱	東部土地改良区	杭打積土俵工
89	北大狭間池(上)	岡崎市保母町字坊ヶ坂	35	B	堤体土質軟弱	東部土地改良区	杭打積土俵工
90	北大狭間池(中)	岡崎市保母町字坊ヶ坂	34	B	堤体土質軟弱	東部土地改良区	杭打積土俵工
91	行事池	岡崎市板田町字行事	57	B	堤体土質軟弱	岡崎市(板田生産組合)	杭打積土俵工
92	灰畑池	岡崎市秦梨町字灰畑	52	B	堤体土質軟弱	秦梨生産組合	杭打積土俵工
93	牧野池	岡崎市牧平町字長ハイ	53	B	堤体土質軟弱	額田土地改良区	杭打積土俵工
94	上平池	岡崎市樫山町字儀入	80	B	堤体土質軟弱	新居野生産組合	杭打積土俵工
95	山田池	岡崎市奥山田町字山田	45	B	堤体土質軟弱	岡崎市(奥山田生産組合)	杭打積土俵工
96	中萩沢池	岡崎市片寄町字中萩沢	41	B	堤体土質軟弱	額田土地改良区	杭打積土俵工
97	恩賜池	岡崎市丸山町字馬山	116	B	堤体土質軟弱	岡崎市,丸山生産組合	杭打積土俵工
98	深沢池	岡崎市桑谷町字深沢	45	B	堤体土質軟弱	東部土地改良区	杭打積土俵工
99	赤岩池	岡崎市上衣文町字赤岩93-1	70	B	堤体土質軟弱	東部土地改良区	杭打積土俵工
計		99 箇所	6,750				

オ 知立建設事務所管内

番号	ため池名	地　名	延長(m)	重要度	理由	管理者	摘要(水防工法)
1	洲原池	刈谷市井ケ谷町洲原	485	C	漏水・溢水	刈谷市	積土のう工、月の輪工
2	広沢池	刈谷市井ケ谷町広沢	130	B	基礎地盤軟弱	刈谷市	積土のう工、月の輪工
3	沼田池	刈谷市井ケ谷町孫六	107	B	基礎地盤軟弱	刈谷市	積土のう工、月の輪工
4	草野池	刈谷市井ケ谷町草野	435	C	漏水・溢水	刈谷市	積土のう工、月の輪工
5	上すり池	刈谷市東境町焼田	70	B	基礎地盤軟弱	刈谷市	積土のう工、月の輪工
6	岩ヶ池	刈谷市東境町焼田	317	B	基礎地盤軟弱	刈谷市	積土のう工、月の輪工
7	南池	刈谷市東境町堀池	193	B	基礎地盤軟弱	刈谷市	積土のう工、月の輪工
8	馬池	刈谷市東境町松ケ枝	385	C	漏水・溢水	刈谷市	積土のう工、月の輪工
9	花池	刈谷市今川町花池	225	B	基礎地盤軟弱	刈谷市	積土のう工、月の輪工

10	下池	刈谷市今川町上池	70	B	基礎地盤軟弱	刈谷市	積土のう工、月の輪工
11	丸岡池	刈谷市井ケ谷町丸岡	45	B	基礎地盤軟弱	刈谷市	積土のう工、月の輪工
12	竜ヶ根池	刈谷市東境町緑ヶ丘	121	B	基礎地盤軟弱	刈谷市	積土のう工、月の輪工
計		12 箇所	2,583				

カ　豊田加茂建設事務所管内

番号	ため池名	地　　名	延長(m)	重要度	理由	管理者	摘要(水防工法)
1	椀貸池	豊田市八草町丁田	58	B	新堤防	八草町	杭打積土のう工
2	坂ノ上3号池	豊田市加納町鈴ヶ嶺	27	B	工作物老朽	加納町	月の輪工
3	八木池下池	豊田市貝津町床立	97	B	新堤防	貝津町	杭打積土のう工
4	八木池上池	豊田市貝津町床立	144	B	新堤防	貝津町	杭打積土のう工
5	竜ヶ池下池	豊田市舞木町笠松	90	B	工作物老朽	亀首町	月の輪工
6	竜ヶ池上池	豊田市舞木町笠松	107	B	堤体土質軟弱	亀首町	杭打積土のう工
7	東広瀬新池	豊田市東広瀬町稲場	50	B	工作物老朽	水利組合	月の輪工
8	中の池	豊田市勘八町勘八	35	B	工作物老朽	成合川用水地区かんがい施設維持管理組合	月の輪工
9	成合川池	豊田市力石山田	36	B	工作物老朽	成合川用水地区かんがい施設維持管理組合	月の輪工
10	孫目池	豊田市大平町牛込	125	B	新堤防	豊田土地改良区	杭打積土のう工
11	本地新池	豊田市本地町4丁目	125	B	新堤防	豊田土地改良区	杭打積土のう工
12	阿知和池	豊田市西岡町星ヶ丘	246	B	新堤防	西岡町	杭打積土のう工
13	西の池	豊田市中田町高砂	198	B	堤体土質軟弱	中田町	杭打積土のう工
14	徳間池	豊田市篠原町徳間	25	B	工事中	篠原町	月の輪工
15	飯野新池	豊田市藤岡飯野町田ノ平	110	B	新堤防	藤岡飯野町	杭打積土のう工
16	小狭間池	豊田市藤岡飯野町田ノ平	80	B	工作物老朽	藤岡飯野町	月の輪工
17	西ノ入池	豊田市迫町風張	61	B	堤体土質軟弱	迫町	杭打積土のう工
18	小倉池	豊田市西中山町別所	60	B	工作物老朽	西中山町	月の輪工
19	大沢池	豊田市下川口町大沢	80	B	堤体土質軟弱	下川口町	杭打積土のう工
20	柳沢池	豊田市北一色町柳沢	57	B	堤体土質軟弱	北一色町	杭打積土のう工
21	綾渡池	豊田市綾渡町上谷	37	B	新堤防	綾渡町	月の輪工
22	新池下池	みよし市莇生町	100	A	余裕高不足	みよし土地改良区	積土のう工
計		22 箇所	1,948				

キ 新城設楽建設事務所管内

番号	ため池名	地　　名	延長(m)	重要度	理由	管理者	摘要(水防工法)
1	三ツ合池	新城市富岡	39	B	漏水	新城市	月の輪工
2	源衛池	新城市富岡	40	B	漏水	新城市	月の輪工
3	中堤池	新城市富岡	27	B	漏水	新城市	月の輪工
4	大場サコ池	新城市一鍬田	37	B	漏水	新城市	月の輪工
5	小畑池	新城市小畑	40	B	漏水	新城市土地改良区	月の輪工
6	大溜池	新城市一鍬田	73	B	洪水吐能力不足	新城市	積土のう工
計		6 箇所	256				

ク 東三河建設事務所管内

番号	ため池名	地　　名	延長(m)	重要度	理由	管理者	摘要(水防工法)
1	長楽池	豊橋市石巻本町字大地10－1	50	B	堤防強度・漏水	個人	杭打積土のう工
2	北ノ池	豊橋市石巻小野田町字滝沢19	55	B	洪水吐能力不足	自治会	杭打積土のう工
3	(馬越)大池	豊橋市石巻本町字本郷19-1	85	B	洪水吐能力不足	自治会	杭打積土のう工
4	上池	豊橋市嵩山町字山桂士33-1	90	B	洪水吐能力不足	自治会	杭打積土のう工
5	追間池	豊橋市嵩山町字公護89	86	B	洪水吐能力不足	個人	杭打積土のう工
6	利兵池	豊橋市岩田町字曽銀106-1	445	B	洪水吐能力不足	豊橋北部土地改良区	杭打積土のう工
7	上庄池	豊橋市岩田町字上庄23-1	430	B	工事中	豊橋市	堤体・洪水吐改修
8	中浜池	豊橋市中浜町42	170	B	洪水吐能力不足	豊橋市	杭打積土のう工
9	天皇池	豊橋市藤並町字藤並86-1	77	B	洪水吐能力不足	豊橋市	杭打積土のう工
10	昭和池	豊橋市草間町字東山143-1外	175	B	劣化	豊橋市	築き廻し工
11	蓮池	豊橋市大崎町字南出口1-1	32	B	洪水吐能力不足	豊橋市	杭打積土のう工
12	植田大池	豊橋市植田町字大池120-2外	135	B	洪水吐能力不足	豊橋市	杭打積土のう工
13	精進池	豊橋市植田町字蛤沢1-1	87	B	堤防強度	豊橋市	築き廻し工
14	待池	豊橋市植田町字上海津田56	69	B	洪水吐能力不足	豊橋市	杭打積土のう工
15	中池	豊橋市植田町字中池21	93	B	洪水吐能力不足	豊橋市	杭打積土のう工
16	尾池	豊橋市植田町字中池55	99	B	洪水吐能力不足	豊橋市	杭打積土のう工
17	椎ノ木下池	豊橋市畑ヶ田町字芦川83	47	B	洪水吐能力不足	豊橋市	杭打積土のう工
18	頭谷池	豊橋市雲谷町字上ノ山25-1	135	B	洪水吐能力不足	豊橋市	杭打積土のう工
19	西池(下)	豊橋市中原町字東荒神46-1外	140	B	堤体強度・洪水吐能力不足	豊橋市	築き廻し工・杭打積土のう工
20	大口池(1)	豊橋市三弥町字大口17	169	B	洪水吐能力不足	豊橋市	杭打積土のう工

21	大口池(2)	豊橋市三弥町字大口16	99	B	洪水吐能力不足	豊橋市	杭打積土のう工
22	大口池(3)	豊橋市三弥町字大口18	71	B	洪水吐能力不足	豊橋市	杭打積土のう工
23	反茂池	豊橋市大岩町字反茂6-1	269	B	堤防強度	豊橋市	杭打積土のう工
24	南ノ池	豊橋市三弥町字大口16	77	B	洪水吐能力不足	自治会	杭打積土のう工
25	鳴沢池	豊橋市三弥町字大口18	40	B	洪水吐能力不足	個人	杭打積土のう工
26	上唐池	豊橋市二川町字東向山15	57	B	洪水吐能力不足	豊橋市	杭打積土のう工
27	唐池	豊橋市二川町字東向山95-1	83	B	洪水吐能力不足	豊橋市	杭打積土のう工
28	空池	豊橋市豊清町字茶屋ノ下80	90	B	洪水吐能力不足	豊橋市	杭打積土のう工
29	新池(植田)	豊橋市植田町字新池80	35	B	洪水吐能力不足	豊橋市	杭打積土のう工
30	東池	豊橋市豊清町字茶屋ノ下93	60	B	洪水吐能力不足	豊橋市	杭打積土のう工
31	無名池(久保田)	豊橋市大岩町字久保田1	10	B	洪水吐能力不足	豊橋市	杭打積土のう工
32	銭亀池	豊橋市牛川町字池下11-1	107	B	劣化・洪水吐能力不足	個人	築き廻し工・杭打積土のう工
33	沢渡池	豊橋市大岩町字沢渡5-1	168	B	堤体強度・洪水吐能力不足	豊橋市	築き廻し工・杭打積土のう工
34	高当池	豊橋市賀茂町字高当池43-1	54	B	洪水吐能力不足	豊橋市	杭打積土のう工
35	七股池	豊橋市杉山町字七股池1-1	164	B	洪水吐能力不足	豊橋市	杭打積土のう工
36	三ツ池(大岩)	豊橋市大岩町字火打坂1	77	B	洪水吐能力不足	豊橋市	杭打積土のう工
37	山神池	豊橋市飯村町字寺前100-1	69	B	洪水吐能力不足	豊橋市	杭打積土のう工
38	赤坂大池	豊川市赤坂町池下	100	B	洪水吐能力不足	豊川市	杭打積土のう工
39	市田中池	豊川市市田町中堤上1	52	C	漏水	豊川市	月の輪工
40	市田宮池	豊川市市田町崩41	76	B	洪水吐能力不足	豊川市	杭打積土のう工
41	野口池	豊川市野口町字当4-1	168	B	洪水吐能力不足	豊川市	杭打積土のう工
42	八幡大池	豊川市八幡町大池5	122	B	堤体強度	豊川市	築き廻し工
43	愛染池	豊川市八幡町寺前9	36	B	堤体強度	豊川市	築き廻し工
44	長谷池	豊川市御油町当座山11外	97	B	工事中	豊橋市	堤体・洪水吐改修
45	中池	豊川市大崎町門9	55	C	漏水	豊川市	月の輪工
46	大正池	豊川市東上町勝川80-6外	113	B	堤体強度	豊川市	築き廻し工
47	大沢池	豊川市大木町鑓水41外	67	C	漏水	豊川市	月の輪工
48	大池(金沢池)	豊川市金沢町池川11-1	130	B	洪水吐能力不足	豊川市	杭打積土のう工
49	和久地池(上)	豊川市東上町権現115	50	B	洪水吐能力不足	豊川市	杭打積土のう工
50	小間沢池	豊川市足山田町小間沢4-2外	40	B	堤体強度・洪水吐能力不足	豊川市	築き廻し工・杭打積土のう工
51	向山大池	豊川市萩町向山1外	85	C	漏水	豊川市	月の輪工
52	新堤池(上)	豊川市赤坂町新堤39	50	B	洪水吐能力不足	豊川市	杭打積土のう工

53	新堤池(下)	豊川市赤坂町新堤36-4外	55	B	洪水吐能力不足	豊川市	杭打積土のう工
54	赤坂台池	豊川市赤坂台1607	90	B	洪水吐能力不足	豊川市	杭打積土のう工
55	宝池	豊川市御油町長谷23-2	35	B	堤体強度・洪水吐能力不足	豊川市	築き廻し工・杭打積土のう工
56	荒井池	蒲郡市相楽町荒井	56	B	堤体強度	蒲郡市	築き廻し工
57	豊岡古池	蒲郡市豊岡町曲り田	88	B	堤体強度	蒲郡市	築き廻し工
58	黒別当池	蒲郡市三谷町黒別当	97	B	洪水吐能力不足	蒲郡市	杭打積土のう工
59	大池	蒲郡市五井町小井戸	131	B	劣化	蒲郡市	築き廻し工
60	マスミ池	蒲郡市清田町膳棚	110	B	洪水吐能力不足	蒲郡市	杭打積土のう工
61	上名取池	蒲郡市神ノ郷町上名取	35	B	堤体強度・洪水吐能力不足	蒲郡市	築き廻し工・杭打積土のう工
62	桑原池	蒲郡市三谷町門立	37	B	洪水吐能力不足	蒲郡市	杭打積土のう工
63	大久古池	蒲郡市竹谷町大久古	140	B	工事中	蒲郡市	堤体・洪水吐改修
64	松田池	蒲郡市竹谷町松田	56	B	洪水吐能力不足	蒲郡市	杭打積土のう工
65	本郷池	蒲郡市西迫町本郷	54	B	洪水吐能力不足	蒲郡市	杭打積土のう工
66	下池	蒲郡市鹿島町堂ノ下	67	B	工事中	蒲郡市	堤体・洪水吐改修
67	八郷池	蒲郡市鹿島町八子	48	B	堤体強度・洪水吐能力不足	蒲郡市	築き廻し工・杭打積土のう工
68	遊名田池	蒲郡市金平町遊名田	58	B	堤体強度	蒲郡市	築き廻し工
69	井杭池	蒲郡市形原町井杭	52	B	堤体強度	蒲郡市	築き廻し工
70	上堂前池	蒲郡市西浦町堂前	59	B	堤体強度	蒲郡市	築き廻し工
71	西浦新池	蒲郡市西浦町地蔵堂	220	B	工事中	蒲郡市	堤体改修
72	宇佐野池	蒲郡市大塚町大田	69	B	堤体強度・洪水吐能力不足	蒲郡市	築き廻し工・杭打積土のう工
73	星越池	蒲郡市三谷町星越	54	B	洪水吐能力不足	蒲郡市	杭打積土のう工
74	細田池	蒲郡市西浦町細田	65	B	工事中	蒲郡市	堤体・洪水吐改修
75	谷熊新池	田原市谷熊町	60	B	洪水吐能力不足	谷熊区	杭打積土のう工
76	柳沢池	田原市田原町	55	B	洪水吐能力不足	田原市土地改良区	杭打積土のう工
77	谷熊長池	田原市谷熊町	80	B	堤体強度・洪水吐能力不足	谷熊区	築き廻し工・杭打積土のう工
78	清明池	田原市大草町	20	B	洪水吐能力不足	田原市土地改良区	築き廻し工・杭打積土のう工
79	赤松新池下池	田原市西神戸町	39	B	洪水吐能力不足	田原市土地改良区	杭打積土のう工
80	平沢池	田原市野田町	294	B	洪水吐能力不足	田原市土地改良区	杭打積土のう工
81	アラコ池	田原市芦町	163	B	工事中	田原市土地改良区	堤体・洪水吐改修
82	前田池	田原市野田町	125	B	堤体強度・洪水吐能力不足	田原市土地改良区	築き廻し工・杭打積土のう工
83	運昌寺池	田原市野田町	50	B	堤体強度・洪水吐能力不足	田原市土地改良区	築き廻し工・杭打積土のう工
84	栗ノ木池	田原市野田町	110	B	洪水吐能力不足	田原市土地改良区	杭打積土のう工

85	庚申池	田原市大久保町	214	B	洪水吐能力不足	田原市土地改良区	杭打積土のう工
86	大久保池(水上池)	田原市大久保町	182	B	洪水吐能力不足	田原市土地改良区	杭打積土のう工
87	神池	田原市大久保町	35	B	洪水吐能力不足	田原市土地改良区	杭打積土のう工
88	小洞池	田原市大久保町	20	B	洪水吐能力不足	田原市土地改良区	杭打積土のう工
89	黒川池	田原市加治町	85	B	堤体強度	田原市土地改良区	築き廻し工
90	西光寺池	田原市西神戸町	110	B	洪水吐能力不足	田原市土地改良区	杭打積土のう工
91	鷹取池	田原市神戸町	34	B	劣化・堤体強度・洪水吐能力不足	田原市土地改良区	築き廻し工・杭打積土のう工
92	神戸大池	田原市神戸町	258	B	洪水吐能力不足	田原市土地改良区	杭打積土のう工
93	赤松新池	田原市西神戸町	97	B	洪水吐能力不足	田原市土地改良区	杭打積土のう工
94	滝頭上池	田原市田原町	102	B	工事中	田原市土地改良区	堤体・洪水吐改修
95	滝頭下池	田原市田原町	129	B	工事中	田原市土地改良区	洪水吐改修
96	大池	田原市高松町	100	B	劣化・洪水吐能力不足	田原市土地改良区	築き廻し工・杭打積土のう工
97	尾郎池	田原市高松町	200	B	堤体強度・洪水吐能力不足	田原市土地改良区	築き廻し工・杭打積土のう工
98	猿田池	田原市若見町	341	B	劣化・堤体強度	田原市土地改良区	築き廻し工
99	大ヶ口池(上)	田原市赤羽根町	150	B	洪水吐能力不足	赤中区	杭打積土のう工
100	黒見池	田原市高木町	95	B	工事中	田原市土地改良区	堤体・洪水吐改修
101	清田池	田原市山田町	97	B	劣化・堤体強度	田原市土地改良区	築き廻し工
102	宮場池	田原市豊島町	45	B	洪水吐能力不足	豊島区	杭打積土のう工
103	権現池	田原市田原町	40	B	洪水吐能力不足	田原区	杭打積土のう工
104	五軒丁池	田原市田原町	35	B	洪水吐能力不足	田原区	杭打積土のう工
105	釜鋳硲池	田原市豊島町	35	B	洪水吐能力不足	豊島区	杭打積土のう工
106	中明池	田原市長沢町	176	B	堤体強度	田原市土地改良区	築き廻し工
	計	106 箇所	10,692				
	ため池合計	480 箇所	45,382				

（5） 堤外（堤防の川側）民有地

番号	水系名	河川名	位置			左右岸別	地名	延長（m）
1	木曽川	木曽川	39.2k	～	40.2k	左	一宮市木曽川町玉ノ井～一宮市北方町	1,140
2	木曽川	木曽川	61.0k	～	62.6k	左	犬山市栗栖	1,300
3	木曽川	南派川	6.6k-50m	～	6.8k+50m	左	江南市宮田神明町	300
4	庄内川	庄内川	3.2k-50m	～	3.8k+50m	右	名古屋市中川区下之一色町	620
5	庄内川	庄内川	36.2k-70m	～	38.4k	左	瀬戸市十軒町～内田町	2,200
6	庄内川	庄内川	39.0k	～	39.4k	右	春日井市玉野町	370
7	豊川	豊川	6.2k-230m	～	7.6k+10m	左	豊橋市牛川町	1,430
8	豊川	豊川	9.0k	～	10.2k+30m	左	豊橋市下条西町	1,340
9	豊川	豊川	15.2k-170m	～	15.6k+344m	左	豊川市三上町	650
10	豊川	豊川	19.2k	～	20.0k	左	豊橋市賀茂町～豊川市金沢町	840
11	豊川	豊川	21.2k	～	22.5k+205m	右	豊川市江島町	1,620
12	豊川	豊川	25.6k	～	26.8k	左	新城市一鍬田～庭野	1,310
13	豊川	間川	0.0k	～	0.4k+50m	右	豊川市三上町	360 (360)
計			13 箇所					13,480

第二節　重要工作物

水防上重要な工作物は、次表「重要工作物表」のとおりである。

水防管理団体は、水防上重要な工作物の規模及び能力等並びに堤内民地の状況を熟知するとともに緊急時に対応できる応急対策を確立し、水防計画書又は防災計画書に明記しなければならない。

工作物の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるように努めなければならない。特に水防時において、事前に定めた操作規則を遵守して適正な操作を行うこととし、工作物の設置箇所及びその上下流の河川に対して危険が及ばないようにするとともに、操作状況を必要に応じ水防管理者に報告するものとする。

1　重要工作物表

(1) 尾張建設事務所管内

番号	河川海岸名	名　　称	所　在　地	構　　造	管　理　者
1	庄内川	上志段味排水樋管	名古屋市守山区大字上志段味	自動扉1門	名古屋市
2	庄内川	天白樋門	名古屋市守山区大字上志段味	手動巻上1門	名古屋市
3	庄内川	神明樋門	名古屋市守山区大字吉根	手動巻上1門	名古屋市
4	庄内川	吉根排水樋門	名古屋市守山区大字吉根	動力巻上2門	名古屋市
5	庄内川	至来川排水樋門	名古屋市守山区大字吉根	動力巻上1門	名古屋市
6	庄内川	八ケ村用水杁	名古屋市守山区大字川	動力巻上1門	名古屋市
7	庄内川	川北ポンプ所樋門	名古屋市守山区川北町	手動捲揚3門	名古屋市上下水道局
8	庄内川	川北ポンプ所	名古屋市守山区川北町	雨水ポンプ5台　合計能力19．7m3/s	名古屋市上下水道局
9	庄内川	元杁樋門	名古屋市守山区大字瀬古	動力巻上2門	名古屋市
10	庄内川	守山水処理センター樋門	名古屋市北区米が瀬町	手動巻上2門	名古屋市上下水道局
11	庄内川	守山水処理センター	名古屋市北区米が瀬町	雨水ポンプ3台　合計能力15．0m3/s	名古屋市上下水道局
12	庄内川	落合ポンプ所樋門	名古屋市北区落合町	電動捲揚2門	名古屋市上下水道局
13	庄内川	落合ポンプ所	名古屋市北区落合町	雨水ポンプ5台　合計能力17．0m3/s	名古屋市上下水道局
14	庄内川	山西用水樋門	名古屋市西区山田町大野木	手動巻上1門	清須市
15	庄内川	城北ポンプ所樋門	名古屋市西区南堀越二丁目	手動捲揚2門	名古屋市上下水道局
16	庄内川	城北ポンプ所	名古屋市西区南堀越二丁目	雨水ポンプ4台　合計能力20．0m3/s	名古屋市上下水道局
17	庄内川	中村ポンプ所樋門	名古屋市中村区宿跡町	手動捲揚3門	名古屋市上下水道局
18	庄内川	中村ポンプ所	名古屋市中村区宿跡町	雨水ポンプ6台　合計能力37．7m3/s	名古屋市上下水道局
19	庄内川	岩塚水処理センター樋門	名古屋市中村区岩塚町字本陣屋敷	手動捲揚2門	名古屋市上下水道局
20	庄内川	岩塚水処理センター	名古屋市中村区岩塚町字本陣屋敷	雨水ポンプ7台　合計能力22．3m3/s	名古屋市上下水道局
21	庄内川	打出水処理センター樋門	名古屋市中川区中須町	手動捲揚4門	名古屋市上下水道局
22	庄内川	打出水処理センター	名古屋市中川区中須町	雨水ポンプ8台　合計能力66．2m3/s	名古屋市上下水道局
23	庄内川	当知ポンプ所樋門	名古屋市港区当知四丁目	手動捲揚2門	名古屋市上下水道局

24	庄内川	当知ポンプ所	名古屋市港区当知四丁目	雨水ポンプ6台　合計能力12．7m3/s	名古屋市上下水道局
25	庄内川	宝神水処理センター樋門	名古屋市港区宝神四丁目	手動捲揚4門	名古屋市上下水道局
26	庄内川	宝神水処理センター	名古屋市港区宝神四丁目	雨水ポンプ8台　合計能力49．7m3/s	名古屋市上下水道局
27	新川	喜惣治ポンプ所樋門	名古屋市北区喜惣治一丁目	手動巻上3門	名古屋市上下水道局
28	新川	喜惣治ポンプ所	名古屋市北区喜惣治一丁目	雨水ポンプ5台　合計能力19．7m3/s	名古屋市上下水道局
29	新川	比良樋門	名古屋市北区玄馬町	手動巻上1門	名古屋市
30	新川	比良樋門	名古屋市西区比良三丁目	手動巻上1門	名古屋市
31	新川	渋池樋門	名古屋市西区二方町	手動巻上1門	名古屋市
32	新川	上小田井ポンプ所	名古屋市西区二方町	雨水ポンプ8台　合計能力21．0m3/s	名古屋市
33	新川	上小田井ポンプ所樋門	名古屋市西区二方町	手動捲揚4門	名古屋市
34	新川	第二平田ポンプ所	名古屋市西区山田町平田松池	雨水ポンプ2台　合計能力1．0m3/s	名古屋市
35	新川	第二平田ポンプ所樋門	名古屋市西区山田町平田松池	自動扉1門	名古屋市
36	新川	平田ポンプ所樋門	名古屋市西区丸野二丁目	手動捲揚3門	名古屋市上下水道局
37	新川	平田ポンプ所	名古屋市西区丸野二丁目	雨水ポンプ5台　合計能力19．7m3/s	名古屋市上下水道局
38	新川	中小田井ポンプ所	名古屋市西区中小田井三丁目	雨水ポンプ5台　合計能力15．6m3/s	名古屋市上下水道局
39	新川	中小田井ポンプ所樋門	名古屋市西区中小田井三丁目	手動捲揚4門	名古屋市上下水道局
40	新川	第一平田ポンプ所	名古屋市西区山田町平田丸野	雨水ポンプ2台　合計能力1．0m3/s	名古屋市
41	新川	第一平田ポンプ所樋門	名古屋市西区山田町平田丸野	自動扉2門	名古屋市
42	新川	埜田樋門	名古屋市西区中小田井三丁目	自動扉1門	名古屋市
43	新川	こも原樋門	名古屋市西区こも原町	自動扉1門	名古屋市
44	新川	助光ポンプ所樋門	名古屋市中川区一色新町二丁目	手動巻上2門	名古屋市上下水道局
45	新川	助光ポンプ所	名古屋市中川区一色新町二丁目	雨水ポンプ4台　合計能力23．6m3/s	名古屋市上下水道局
46	新川	万場川東ポンプ所	名古屋市中川区万場四丁目	雨水ポンプ2台　合計能力0.4m3/s	名古屋市
47	新川	万場川東ポンプ所樋門	名古屋市中川区万場四丁目	自動扉1門	名古屋市
48	新川	万場ポンプ所	名古屋市中川区吉津二丁目	雨水ポンプ2台　合計能力5．4m3/s	名古屋市
49	新川	万場ポンプ所樋門	名古屋市中川区吉津二丁目	電動捲揚2門	名古屋市
50	新川	伏屋ポンプ所	名古屋市中川区伏屋四丁目	雨水ポンプ3台　合計能力11．4m3/s	名古屋市上下水道局
51	新川	富田ポンプ所樋門	名古屋市中川区富田町榎津下鵜垂	手動捲揚4門	名古屋市上下水道局
52	新川	伏屋ポンプ所樋門	名古屋市中川区伏屋四丁目	手動巻上2門	名古屋市上下水道局
53	新川	富田ポンプ所	名古屋市中川区富田町榎津下鵜垂	雨水ポンプ5台　合計能力20．3m3/s	名古屋市上下水道局
54	新川	藤前ポンプ所	名古屋市港区藤前二丁目	雨水ポンプ4台　合計能力15．0m3/s	名古屋市上下水道局
55	新川	藤前ポンプ所樋門	名古屋市港区藤前二丁目	動力巻上2門	名古屋市上下水道局
56	新川	藤高その1排水機場	名古屋市港区藤高二丁目	φ500㎜×40KW×1台 φ700㎜×75KW×1台、1.38m3/s	藤高土地改良区

57	新川	藤高その2排水機場	名古屋市港区藤高二丁目	φ200㎜×7.5KW×1台、0.10m3/s	藤高土地改良区
58	新川	藤高ポンプ所樋門	名古屋市港区藤高二丁目	手動巻上1門	藤高土地改良区
59	新川	七島排水機場	名古屋市港区七島二丁目	φ500㎜×37KW×1台 φ400㎜×30KW×1台、0.83m3/s	藤高土地改良区
60	新川	七島ポンプ所樋門	名古屋市港区七島二丁目	手動巻上1門	藤高土地改良区
61	矢田川	宮前ポンプ所樋門	名古屋市東区砂田橋二丁目	手動捲揚4門	名古屋市上下水道局
62	矢田川	宮前ポンプ所	名古屋市東区砂田橋二丁目	雨水ポンプ6台　合計能力28．3m3/s	名古屋市上下水道局
63	新川	福田ポンプ所	名古屋市港区小賀須二丁目	雨水ポンプ4台　合計能力20．8m3/s	名古屋市上下水道局
64	新川	福田ポンプ所樋門	名古屋市港区小賀須二丁目	手動巻上3門	名古屋市上下水道局
65	矢田川	溜樋門	名古屋市北区辻町	手動巻上2門	名古屋市
66	矢田川	福徳ポンプ所樋門	名古屋市北区福徳町	手動捲揚4門	名古屋市上下水道局
67	矢田川	福徳ポンプ所	名古屋市北区福徳町	雨水ポンプ4台　合計能力25．0m3/s	名古屋市上下水道局
68	矢田川	大森樋門	名古屋市守山区大字大森字六反田	電動捲揚1門	名古屋市
69	矢田川	守西ポンプ所樋門	名古屋市守山区瀬古一丁目	手動巻上3門	名古屋市上下水道局
70	矢田川	守西ポンプ所	名古屋市守山区瀬古一丁目	雨水ポンプ7台　合計能力34．4m3/s	名古屋市上下水道局
71	矢田川	三階橋ポンプ所樋門	名古屋市北区辻町字古新田	手動捲揚4門	名古屋市上下水道局
72	矢田川	三階橋ポンプ所	名古屋市北区辻町字古新田	雨水ポンプ6台　合計能力40．0m3/s	名古屋市上下水道局
73	矢田川	守山排水樋門	名古屋市守山区大字守山字町南	動力巻上1門	国土交通省
74	矢田川	神守樋門	名古屋市守山区瀬古一丁目	手動巻上2門	名古屋市
75	矢田川	猪子石原樋門	名古屋市名東区猪子石原	動力巻上1門	名古屋市
76	矢田川	小幡樋門	名古屋市守山区小幡太田	手動捲揚1門	名古屋市
77	矢田川	天子田樋門	名古屋市守山区大字大森字天子田	動力捲揚1門	名古屋市
78	矢田川	大森雨水幹線放流樋門	名古屋市守山区大字大森字欠ノ下	動力捲揚1門	名古屋市上下水道局
79	長戸川	下志段味ポンプ所	名古屋市守山区下志段味三丁目	雨水ポンプ6台　合計能力6．5m3/s	名古屋市
80	長戸川	下志段味ポンプ所樋門	名古屋市守山区下志段味三丁目	動力捲上3門	名古屋市
81	荒子川	港北ポンプ所樋門	名古屋市港区寛政町	手動巻上3門	名古屋市上下水道局
82	荒子川	港北ポンプ所	名古屋市港区寛政町	雨水ポンプ5台　合計能力22．0m3/s	名古屋市上下水道局
83	名古屋港	大手ポンプ所樋門	名古屋市港区大手町	手動捲揚2門	名古屋市上下水道局
84	名古屋港	大手ポンプ所	名古屋市港区大手町	雨水ポンプ3台　合計能力11．8m3/s	名古屋市上下水道局
85	名古屋港	荒子川ポンプ所	名古屋市港区十一屋一丁目	雨水ポンプ6台　合計能力59．0m3/s	名古屋市
86	名古屋港	荒子川ポンプ所樋門	名古屋市港区十一屋一丁目	動力捲揚6門	名古屋市
87	大江川	逆止第2号門	名古屋市南区大同町1丁目	自動扉2門	名古屋市
88	大江川	船見ポンプ所	名古屋市南区滝春町	雨水ポンプ4台　合計能力11．3m3/s	名古屋市
89	大江川	船見ポンプ所樋門	名古屋市南区滝春町	手動捲揚3門	名古屋市

90	新地蔵川	生棚川樋門	名古屋市北区楠木一丁目	動力巻上2門	名古屋市
91	新地蔵川	境川樋門	名古屋市北区大我麻町	自動巻上1門	名古屋市
92	山崎川	釜塚樋門	名古屋市瑞穂区釜塚町	手動巻上1門	名古屋市
93	山崎川	外山樋門	名古屋市南区駈上一丁目	自動扉1門	名古屋市
94	山崎川	土市ポンプ所樋門	名古屋市瑞穂区土市町	手動捲揚3門	名古屋市上下水道局
95	山崎川	土市ポンプ所	名古屋市瑞穂区土市町	雨水ポンプ4台　合計能力14．3m3/s	名古屋市上下水道局
96	山崎川	内浜ポンプ所樋門	名古屋市南区豊四丁目	手動捲揚4門	名古屋市上下水道局
97	山崎川	内浜ポンプ所	名古屋市南区豊四丁目	雨水ポンプ6台　合計能力34．4m3/s	名古屋市上下水道局
98	山崎川	山崎水処理センター樋門	名古屋市南区忠次二丁目	動力捲揚3門	名古屋市上下水道局
99	山崎川	山崎水処理センター	名古屋市南区忠次二丁目	雨水ポンプ4台　合計能力4．0m3/s	名古屋市上下水道局
100	山崎川	道徳ポンプ所樋門	名古屋市南区泉楽通	手動捲揚3門	名古屋市上下水道局
101	山崎川	道徳ポンプ所	名古屋市南区泉楽通	雨水ポンプ5台　合計能力31．7m3/s	名古屋市上下水道局
102	天白川	地蔵川1号樋門	名古屋市天白区島田一丁目	自動扉2門	名古屋市
103	天白川	大根川樋門	名古屋市天白区原二丁目	手動巻上2門	名古屋市
104	天白川	原1号樋門	名古屋市天白区原二丁目	手動巻上1門	名古屋市
105	天白川	忠兵衛川樋門	名古屋市天白区原一丁目	手動巻上1門	名古屋市
106	天白川	原2号樋門	名古屋市天白区原一丁目	自動扉1門	名古屋市
107	天白川	平針原樋門	名古屋市天白区原一丁目	手動巻上1門	名古屋市
108	天白川	天白川排水樋門	名古屋市港区船見町	自動扉3門	名古屋市
109	天白川	大高西部ポンプ所	名古屋市緑区大高町川添	雨水ポンプ6台　合計能力20．2m3/s	名古屋市
110	天白川	大高西部ポンプ所樋門	名古屋市緑区大高町川添	動力捲揚2門	名古屋市
111	天白川	菅田ポンプ所樋門	名古屋市天白区保呂町	手動捲揚2門	名古屋市上下水道局
112	天白川	菅田ポンプ所	名古屋市天白区保呂町	雨水ポンプ4台　合計能力13．2m3/s	名古屋市上下水道局
113	天白川	弥富ポンプ所樋門	名古屋市瑞穂区関取町	手動捲揚3門	名古屋市上下水道局
114	天白川	弥富ポンプ所	名古屋市瑞穂区関取町	雨水ポンプ5台　合計能力22．8m3/s	名古屋市上下水道局
115	天白川	野並ポンプ所樋門	名古屋市天白区中坪町	手動捲揚3門	名古屋市上下水道局
116	天白川	野並ポンプ所	名古屋市天白区中坪町	雨水ポンプ5台　合計能力8．6m3/s	名古屋市上下水道局
117	天白川	笠寺ポンプ所樋門	名古屋市南区砂口町	手動捲揚4門	名古屋市上下水道局
118	天白川	笠寺ポンプ所	名古屋市南区砂口町	雨水ポンプ7台　合計能力32．8m3/s	名古屋市上下水道局
119	天白川	鳴海水処理センター樋門	名古屋市緑区浦里五丁目	動力捲揚6門	名古屋市上下水道局
120	天白川	鳴海水処理センター	名古屋市緑区浦里五丁目	雨水ポンプ6台　合計能力37．9m3/s	名古屋市上下水道局
121	天白川	鳴尾ポンプ所樋門	名古屋市南区上浜町	手動捲揚3門	名古屋市上下水道局
122	天白川	鳴尾ポンプ所	名古屋市南区上浜町	雨水ポンプ4台　合計能力26．3m3/s	名古屋市上下水道局
123	天白川	柴田水処理センター樋門	名古屋市南区元柴田西町	手動捲揚4門	名古屋市上下水道局

124	天白川	柴田水処理センター	名古屋市南区元柴田西町	雨水ポンプ4台　合計能力25．9m3/s	名古屋市上下水道局
125	大高川	鶴田ポンプ所	名古屋市緑区大高町下塩田	雨水ポンプ4台　合計能力10．9m3/s	名古屋市
126	大高川	鶴田ポンプ所樋門	名古屋市緑区大高町下塩田	動力捲揚1門	名古屋市
127	植田川	植田水処理センター樋門	名古屋市天白区植田南	動力捲揚4門	名古屋市上下水道局
128	植田川	植田水処理センター	名古屋市天白区植田南	雨水ポンプ5台　合計能力20．2m3/s	名古屋市上下水道局
129	扇川	六条ポンプ所樋門	名古屋市緑区六田一丁目	手動捲揚3門	名古屋市上下水道局
130	扇川	六条ポンプ所	名古屋市緑区六田一丁目	雨水ポンプ4台　合計能力11．8m3/s	名古屋市上下水道局
131	扇川	汐田ポンプ所樋門	名古屋市緑区鳴海町下汐田	動力捲揚4門	名古屋市上下水道局
132	扇川	汐田ポンプ所	名古屋市緑区鳴海町下汐田	雨水ポンプ4台　合計能力22．2m3/s	名古屋市上下水道局
133	扇川	会下樋門	名古屋市緑区六田一丁目	手動巻上1門	名古屋市
134	扇川	曽根田樋門	名古屋市緑区曽根一丁目	手動巻上1門	名古屋市
135	堀川	名城水処理センター樋門	名古屋市北区名城町一丁目	動力捲揚5門	名古屋市上下水道局
136	堀川	白鳥橋ポンプ所樋門	名古屋市熱田区熱田西町	手動捲揚4門	名古屋市上下水道局
137	堀川	白鳥橋ポンプ所	名古屋市熱田区熱田西町	雨水ポンプ5台　合計能力32．5m3/s	名古屋市上下水道局
138	堀川	中島ポンプ所樋門	名古屋市熱田区白鳥町	手動捲揚2門	名古屋市上下水道局
139	堀川	中島ポンプ所	名古屋市熱田区白鳥町	雨水ポンプ3台　合計能力6．8m3/s	名古屋市上下水道局
140	堀川	堀川口防潮水門	名古屋市港区東築地町	動力開閉5門（通航水門4門、排水水門1門）	名古屋港管理組合
141	堀川	堀川口防潮水門ポンプ所	名古屋市港区東築地町	排水ポンプ3台　合計能力61．3m3/s	名古屋港管理組合
142	新堀川	堀留水処理センター樋門	名古屋市中区千代田一丁目	動力捲揚3門	名古屋市上下水道局
143	新堀川	熱田水処理センター樋門	名古屋市熱田区花表町	動力捲揚2門	名古屋市上下水道局
144	新堀川	伝馬町水処理センター樋門	名古屋市瑞穂区桃園町	動力捲揚1門	名古屋市上下水道局
145	新堀川	伝馬町水処理センター	名古屋市瑞穂区桃園町	雨水ポンプ3台　合計能力11．0m3/s	名古屋市上下水道局
146	新堀川	高蔵ポンプ所樋門	名古屋市熱田区六野一丁目	手動捲揚5門	名古屋市上下水道局
147	新堀川	高蔵ポンプ所	名古屋市熱田区六野一丁目	雨水ポンプ6台　合計能力26．7m3/s	名古屋市上下水道局
148	中川運河	中川口通船門	名古屋市港区中川本町五丁目	動力開閉1門	名古屋港管理組合
149	中川運河	中川口ポンプ所	名古屋市港区中川本町五丁目	排水ポンプ5台　合計能力45．3m3/s	名古屋港管理組合
150	名古屋港	名港ポンプ所樋門	名古屋市港区熱田前新田字中川東	手動捲揚3門	名古屋市上下水道局
151	名古屋港	名港ポンプ所	名古屋市港区熱田前新田字中川東	雨水ポンプ5台　合計能力18．6m3/s	名古屋市上下水道局
152	中川運河　東支線 北支線	露橋水処理センター樋門	名古屋市中川区広住町	手動捲揚4門	名古屋市上下水道局
153	中川運河　東支線	露橋水処理センター	名古屋市中川区広住町	雨水ポンプ3台　合計能力10．2m3/s	名古屋市上下水道局
154	中川運河	広川ポンプ所樋門	名古屋市中川区広川町	雨水ポンプ3台　合計能力2．9m3/s	名古屋市上下水道局
155	荒子川運河	品川樋門（東）	名古屋市港区品川町	動力巻上1門	名古屋市
156	荒子川運河	品川樋門（西）	名古屋市港区品川町	手動巻上1門	名古屋市

157	荒子川	篠原ポンプ所樋門	名古屋市中川区中島新町	手動捲揚2門	名古屋市上下水道局
158	荒子川	篠原ポンプ所	名古屋市中川区中島新町	雨水ポンプ4台　合計能力16．5m3/s	名古屋市上下水道局
159	日光川	協和排水機場	名古屋市港区福前二丁目	φ700㎜×66KW×1台　φ300×11Kw×1台 φ500㎜×37KW×1台、1.77m3/s	協和土地改良区
160	日光川	福田川河口排水機場	名古屋市港区福前二丁目	φ2,600㎜×750KW×2台 φ2,600㎜×1150PS×2台、60m3/s	福田悪水土地改良区
161	日光川	福田川河口第2排水機場	名古屋市港区福前二丁目	φ2,600㎜×1150PS×2台、30m3/s	愛知県(建設)
162	日光川	蟹江川排水機場	名古屋市港区南陽町福田前新田	φ3,600㎜×2,400PS×1台　φ2,000㎜×900PS×1台 φ2,000㎜×1,200PS×1台、52.0m3/s	愛知県(建設)
163	日光川	工場排水排水機場	名古屋市港区天目町	φ450㎜×45KW×2台 φ125㎜×55KW×2台、0.935m3/s	名古屋中川金属工業団地協同組合
164	日光川	戸田川排水機場	名古屋市港区小川三丁目	雨水ポンプ5台　合計能力50m3/s	名古屋市
165	日光川	戸田川排水機場樋門	名古屋市港区小川三丁目	動力捲揚3門	名古屋市
166	日光川	東小川排水機場	名古屋市港区藤前五丁目	雨水ポンプ3台　合計能力15．6m3/s	名古屋市
167	日光川	東小川排水機場樋門	名古屋市港区藤前五丁目	動力捲揚1門	名古屋市
168	日光川	新茶屋排水機場	名古屋市港区天目町	φ1,200㎜×210PS×1台　φ300㎜×18.5KW×1台 φ700㎜×55KW×1台、3.87m3/s	茶屋後土地改良区
169	大江川	大江ポンプ所樋門	名古屋市港区本星崎町南	手動捲揚3門	名古屋市上下水道局
170	大江川	大江ポンプ所	名古屋市港区本星崎町南	雨水ポンプ7台　合計能力29．3m3/s	名古屋市上下水道局
171	福田川	名西団地ポンプ所樋門	名古屋市中川区富田町千音寺上之坪	自動扉1門	名古屋市
172	福田川	千音寺ポンプ所	名古屋市中川区富田町千音寺川原田	雨水ポンプ2台　合計能力0．13m3/s	名古屋市
173	福田川	千音寺ポンプ所樋門	名古屋市中川区富田町千音寺川原田	自動扉1門	名古屋市
174	福田川	福屋第一排水機場	名古屋市港区福屋一丁目	φ400㎜×22KW×1台、0.33m3/s	西福田土地改良区
175	福田川	福屋第一排水機場	名古屋市港区福屋一丁目	φ600㎜×30KW×1台 φ900㎜×80KW×1台、2.3m3/s	西福田土地改良区
176	福田川	福屋第一排水機場樋門	名古屋市港区福屋一丁目	手動巻上1門	西福田土地改良区
177	福田川	福屋排水機場	名古屋市港区寺前町76	φ500㎜×22KW×1台 φ300㎜×11KW×1台、0.7m3/s	西福田土地改良区
178	福田川	西福田1号樋門	名古屋市港区寺前町	手動巻上1門	西福田土地改良区
179	福田川	茶屋後1号樋門	名古屋市港区新茶屋五丁目	手動巻上1門	茶屋後土地改良区
180	福田川	福田川樋門	名古屋市港区福前二丁目	動力巻上7門	福田悪水土地改良区
181	福田川	井箱排水機場	名古屋市港区協和一丁目	φ300㎜×11KW×1台、0.16m3/s	協和土地改良区
182	戸田川	戸田ポンプ所樋門	名古屋市中川区戸田明正一丁目	手動捲揚4門	名古屋市上下水道局
183	戸田川	戸田ポンプ所	名古屋市中川区戸田明正一丁目	雨水ポンプ4台　合計能力16．3m3/s	名古屋市上下水道局

184	戸田川	富永排水機場	名古屋市中川区水里一丁目	φ250㎜×7.5KW×1台 φ800㎜×30KW×1台、1.36m3/s	富田町土地改良区
185	戸田川	戸田5号樋門	名古屋市中川区戸田五丁目	手動巻上1門	名古屋市
186	戸田川	水里ポンプ所樋門	名古屋市中川区水里二丁目	手動巻上2門	名古屋市上下水道局
187	戸田川	水里ポンプ所	名古屋市中川区水里二丁目	雨水ポンプ4台　合計能力8．4m3/s	名古屋市上下水道局
188	戸田川	海東北排水機場	名古屋市港区西福田一丁目	φ300㎜×11KW×1台、0.24m3/s	海東土地改良区
189	戸田川	海東南排水機場	名古屋市港区西福田三丁目	φ300㎜×7.5KW×1台 φ400㎜×15KW×1台、0.47m3/s	海東土地改良区
190	戸田川	西蟹田1号樋門	名古屋市港区南陽町西蟹田	手動巻上1門	東福田土地改良区
191	戸田川	西蟹田2号樋門	名古屋市港区南陽町西蟹田	手動巻上1門	東福田土地改良区
192	戸田川	西蟹田3号樋門	名古屋市港区南陽町西蟹田	手動巻上1門	東福田土地改良区
193	戸田川	春田野樋門	名古屋市港区春田野三丁目	手動巻上2門	名古屋市
194	戸田川	小川排水機場	名古屋市港区小川三丁目	φ300㎜×15KW×1台 φ450㎜×22KW×1台、0.54m3/s	小川土地改良区
195	戸田川	小川1号樋門	名古屋市港区小川一丁目	手動巻上1門	小川土地改良区
196	戸田川	小川2号樋門	名古屋市港区小川二丁目	手動巻上1門	小川土地改良区
197	戸田川	小川3号樋門	名古屋市港区小川三丁目	手動巻上1門	小川土地改良区
198	戸田川	小川4号樋門	名古屋市港区小川三丁目	手動巻上1門	小川土地改良区
199	戸田川	茶屋後樋門	名古屋市港区新茶屋三丁目	手動巻上1門	茶屋後土地改良区
200	蟹江川	西福田第二排水機場	名古屋市港区六軒家	φ500㎜×30KW×2台　0.87m3/s	協和地区湛水防除協議会
201	日光川	福田前第二排水機場	名古屋市港区福前二丁目	φ250㎜×15KW×1台、0.17m3/s	協和土地改良区
202	瀬戸川	水源地樋門	瀬戸市馬ヶ城町地内	手動式	瀬戸市
203	矢田川	山口樋門	瀬戸市若宮町地内	手動式	瀬戸市
204	蛇ケ洞川	水源地樋門	瀬戸市上半田川町地内	自動開閉式	瀬戸市
205	庄内川	御幸排水樋門	春日井市御幸町	電動巻上	国土交通省
206	庄内川	勝西ポンプ場	春日井市御幸町	雨水ポンプ2台　合計能力2.419m3/s	春日井市
207	庄内川	勝西排水樋管	春日井市御幸町	吐出槽(コンクリート造)、吐出水路(コンクリート造)	春日井市
208	庄内川	松河戸排水樋管	春日井市松河戸町	電動鋼製ゲート2門	春日井市
209	庄内川	南部ポンプ場	春日井市松河戸町	雨水ポンプ7台　合計能力29.0m3/s	春日井市
210	内津川	熊野桜佐ポンプ場	春日井市桜佐町	雨水ポンプ3台　合計能力12.412m3/s	春日井市
211	内津川	熊野桜佐排水樋門	春日井市桜佐町	□3.5m×2.5m	春日井市
212	庄内川	松河戸(上)排水樋門	春日井市松河戸町	手動巻上	国土交通省
213	庄内川	南部暫定ポンプ場排水樋管	春日井市中切町	電動巻上	春日井市
214	庄内川	南部暫定ポンプ場	春日井市中切町	φ800㎜×2台、84m3/min	春日井市

215	庄内川	上条用水第二樋管	春日井市上条町	手動巻上	上条用水土地改良区
216	庄内川	桜佐排水樋管	春日井市桜佐町	木製フラップゲート	春日井市
217	庄内川	神明上条用水取水樋管	春日井市熊野町	電動スルースゲート	上条用水土地改良区
218	庄内川	神領排水樋管	春日井市神領町	鋼製手動スルースゲート	春日井市
219	庄内川	大留上排水樋管	春日井市大留町	□1.0m×1.0m	春日井市
220	庄内川	高貝用水取水樋管	春日井市大留町	手動巻上	高貝用水土地改良区
221	内津川	桜佐排水樋門	春日井市桜佐町	鋼製電動スルースゲート	春日井市
222	内津川	堀ノ内2号排水樋門	春日井市熊野町	鋼製電動スルースゲート	春日井市
223	内津川	堀ノ内1号排水樋門	春日井市熊野町北	鋼製電動スルースゲート	春日井市
224	内津川	大留ポンプ場	春日井市大留町	φ800㎜×2台、80m3/mi φ1000㎜×1台、140m3/min	春日井市
225	内津川	上条桜佐樋門	春日井市桜佐町	鋼製電動スルースゲート	上条用水土地改良区
226	新木津用水	高山制水門	春日井市朝宮町四丁目	中央電動式(鋼製電動スルースゲート)	木津用水土地改良区
227	地蔵川	転倒堰	春日井市勝川町	木製転倒式	愛知県(建設)
228	地蔵川	林島樋管	春日井市林島町4丁目	ステンレス製フロートゲート・鋼製スライドゲート手動巻上併設	愛知県(建設)
229	合瀬川	間々原	小牧市岩崎原二丁目	鋼製電動スライドゲート	木津用水土地改良区
230	合瀬川	自才ポンプ場	小牧市小牧原1丁目257	φ600㎜ 0.623㎥/s×2台	小牧市
231	合瀬川	山北	小牧市小牧一丁目19先	鋼製スルースゲート	木津用水土地改良区
232	合瀬川	土手	小牧市堀の内三丁目	鋳鉄製スルースゲート	木津用水土地改良区
233	合瀬川	小木	小牧市川西二丁目102地先	鋼製スルースゲート	木津用水土地改良区
234	合瀬川	重兵	小牧市外堀一丁目69－1先	鋳鉄製スルースゲート	木津用水土地改良区
235	合瀬川	六丁	小牧市外堀四丁目3先	鋼製スルースゲート	木津用水土地改良区
236	合瀬川	花塚	小牧市小木東二丁目293先	鋼製スルースゲート	木津用水土地改良区
237	合瀬川	多気新田	小牧市下小針中島三丁目518先	鋼製スルースゲート	木津用水土地改良区
238	合瀬川	藤島	小牧市小木南二丁目7先	鋼製スルースゲート	木津用水土地改良区
239	新境川	市之久田樋門	小牧市大字市之久田一丁目784先	電動油圧転倒堰	小牧市
240	中江川	中江川第4樋門	小牧市大字多気東町47先	電動スルースゲート	小牧市
241	中江川	中江川取水堰	小牧市多気中町446－1先	電動油圧転倒堰	小牧市
242	巾下川	樋門№15	小牧市大字横内字割子196－1先	鋼製スルースゲート	小牧市
243	巾下川	樋門№17	小牧市大字村中字洞木236－1先	鋼製スルースゲート	小牧市
244	巾下川	藤島ポンプ場	小牧市藤島二丁目57番地	φ700㎜ 1.5㎥/s×2台	小牧市
245	後川	樋門№20	小牧市大字久保一色南一丁目393先	電動油圧転倒堰	小牧市
246	後川	樋門№21	小牧市大字久保一色字北浦1587－2先	電動油圧転倒堰	小牧市

247	佐久間川	樋門№23	小牧市大字久保一色字佃977－1先	電動スルースゲート	小牧市
248	杲洞寺川	樋門№26	小牧市小牧原二丁目97先	油圧式転倒堰	小牧市
249	小針新川	樋門№27	小牧市大字多気東町116先	油圧式転倒堰	小牧市
250	西行堂川	樋門№28	小牧市東二丁目441先	鋼製スルースゲート	小牧市
251	新木津用水	小牧原堰№29	小牧市大字岩崎字町屋289先	鋼製電動2段式スルースゲート	木津用水土地改良区
252	小木東雨水幹線	樋門№31	小牧市大字小木三丁目102先	油圧式転倒ゲート	小牧市
253	安田川	樋門№35	小牧市安田町98先	電動スルースゲート	小牧市
254	巾下川	小牧小木排水機場	小牧市小木西三丁目77番地	φ900㎜×110PS×2台	小牧市
255	原川	大輪ポンプ場	小牧市小牧一丁目	横軸水中軸流ポンプφ500×2台	小牧市
256	原川	向町ポンプ場	小牧市小牧一丁目	横軸水中軸流ポンプφ400×2台	小牧市
257	天白川	大原堰	日進市米野木町大原	油圧式転倒堰	日進市
258	天白川	福成堰	日進市米野木町福成	油圧式転倒堰	日進市
259	天白川	梅森頭首堰	日進市野方町後口	手動巻上式	日進市
260	香流川	猪ノ鼻水門	長久手市岩作	手動巻上式スライドゲート	長久手市
261	西行堂川	西行堂川堰	小牧市東二丁目422先	油圧式転倒堰	豊山町
262	大山川	大山川神明堰	豊山町大字青山字神明	油圧式転倒堰	豊山町
263	大山川	大山川東栄堰	豊山町大字青山字東栄	油圧式転倒堰	豊山町
264	久田良木川	久田良木川排水機場	豊山町大字豊場字八反	φ1,100㎜×3.3m3/s×3基	豊山町
265	新川	久地野牧野排水第1樋門	北名古屋市久地野牧野	手動巻上式	北名古屋市
266	新川	久地野権現第2排水樋門	北名古屋市久地野権現	手動巻上式	北名古屋市
267	新川	久地野ポンプ場	北名古屋市久地野郷廻	φ1,200㎜×3.06㎥/s×2基　Φ800㎜×1.3㎥/s×1基	北名古屋市
268	合瀬川	六ツ師堰西側樋門	北名古屋市熊之庄牛流	電動巻上式	北名古屋市
269	合瀬川	片場天王森樋門	北名古屋市片場天王森	手動巻上式	北名古屋市
270	合瀬川	六ツ師堰東側樋門	北名古屋市熊之庄石原	電動巻上式	北名古屋市
271	合瀬川	訓原用水樋門	北名古屋市六ツ師道毛	手動巻上式	北名古屋市
272	合瀬川	十五ケ用水取入樋門	北名古屋市熊之庄牛流	電動巻上式	十五ケ用水土地改良区
273	合瀬川	十五ケ堰	右岸　北名古屋市熊之庄 左岸　小牧市藤島町	ステンレス鋼製電動油圧式転倒堰 油圧式電動転倒ゲート2門	木津用水土地改良区
274	合瀬川	六ツ師堰	北名古屋市熊之庄牛流	ステンレス鋼製電動油圧式転倒堰 右岸:油圧式電動転倒ゲート1門	木津用水土地改良区
275	合瀬川	片場堰	北名古屋市六ツ師道毛	ステンレス鋼製電動油圧式転倒堰 右岸:油圧式転倒ゲート1門	木津用水土地改良区
276	中江川	六ツ師大島樋門	北名古屋市六ツ師大島	電動巻上式	北名古屋市
277	鴨田川	鴨田第1樋門	北名古屋市鹿田東村前	電動巻上式	北名古屋市

278	合瀬川	高田寺起返排水樋門	北名古屋市高田寺起返	手動巻上式	北名古屋市
279	合瀬川	片場第2樋門	北名古屋市六ツ師疲榎	手動巻上式	北名古屋市
280	合瀬川	高田寺砂場樋門	北名古屋市高田寺砂場	手動巻上式	北名古屋市
281	合瀬川	久地野幟立排水樋門	北名古屋市久地野幟立	手動巻上式	北名古屋市
282	合瀬川	高田寺排水機場	北名古屋市高田寺起返	φ450㎜×0.84m3/s×2基	北名古屋市
283	合瀬川	久地野排水機場	北名古屋市久地野権現	φ400㎜×0.68m3/s×2基	北名古屋市
284	合瀬川	岩崎原堰	右岸　小牧市岩崎原二丁目 左岸　小牧市寺西	ゴム布製起伏堰	木津用水土地改良区
285	合瀬川	岩崎原	小牧市岩崎原二丁目	鋼製電動スライドゲート	木津用水土地改良区
286	合瀬川	久佐	小牧市岩崎原二丁目	鋼製電動スライドゲート	木津用水土地改良区
287	合瀬川	間々原堰	右岸　小牧市岩崎原二丁目 左岸　小牧市岩崎原三丁目	ステンレス鋼製電動油圧式転倒堰	木津用水土地改良区
288	合瀬川	山北堰	小牧市小牧一丁目	①ファブリダム　②右岸角落し	木津用水土地改良区
289	合瀬川	常普請堰	右岸　小牧市川西二丁目 左岸　小牧市外堀四丁目	①ファブリダム　②左岸角落し	木津用水土地改良区
290	合瀬川	善光寺	小牧市外堀一丁目	鋳鉄製スルースゲート	木津用水土地改良区
291	合瀬川	花塚堰	右岸　小牧市小木東二丁目 左岸　小牧市外堀四丁目	①鋼製油圧式転倒堰　②両岸角落し2角	木津用水土地改良区
292	合瀬川	藤島堰	右岸　小牧市小木南二丁目 左岸　小牧市下小針中島三丁目	鋼製油圧式転倒堰	木津用水土地改良区
293	新川	電車川排水機場	北名古屋市加島新田南田面	φ1,100㎜×2.50m3/s×3基	北名古屋市
294	新川	鴨田川排水機場	北名古屋市九之坪	φ1,000㎜×200PS×1台	北名古屋市
295	水場川	白川樋門	北名古屋市石橋五反田	電動巻上式	北名古屋市
296	水場川	白川樋門	北名古屋市石橋白目	電動巻上式	北名古屋市
297	水場川	神ノ川樋門	北名古屋市石橋惣作	電動巻上式	北名古屋市
298	水場川	白弓川樋門	北名古屋市沖村五反	電動巻上式	北名古屋市
299	水場川	五反地川樋門	北名古屋市沖村五反	電動巻上式	北名古屋市
300	五条川	鍛治ケ一色調整池	北名古屋市鍛治ケ一色	φ400㎜×11KW×2基　φ100㎜×3.7KW	北名古屋市
301	五条川	下之郷立切	清須市春日	電動巻上式　鉄筋コンクリート	宮田用水土地改良区
302	五条川	下之郷元杁樋門	清須市春日神明	手動巻上式	宮田用水土地改良区
303	五条川	落合五ケ村元杁樋門	清須市春日上河原	手動巻上式	宮田用水土地改良区
304	五条川	落合上丑分水元杁樋門	清須市春日上高畑	手動巻上式	宮田用水土地改良区
305	五条川	須ケ田用水樋門	清須市春日須ケ田	手動巻上式	清須市
306	五条川	落合用水樋門	清須市春日落合	手動巻上式	清須市

307	五条川	鉄砲用水樋門	清須市春日社子地	手動巻上式	清須市
308	水場川	流川樋門	清須市春日流	手動巻上式	清須市
309	水場川	鳥出樋門	清須市春日島出	手動巻上式	清須市
310	五条川	春日排水機場	清須市春日杁前	φ1000㎜×59KW φ600㎜×30KW	清須市
311	五条川	春日第2排水機場	清須市春日新田畑	φ800㎜×80KW×1台	清須市
312	水場川	白弓樋門	清須市春日白弓	手動巻上式	清須市
313	水場川	新田樋門	清須市春日新田	手動巻上式	清須市
314	五条川	宮重町樋門	清須市春日宮重町	手動巻上式	清須市
315	五条川	古城樋門	清須市伊勢町公園内	手動巻上式	清須市
316	五条川	古城ポンプ場	清須市清洲古城	雨水ポンプ3台(φ600×2台、φ400) 合計能力1.50m3/s	清須市
317	五条川	西清洲ポンプ場	清須市清洲上長者町	雨水ポンプ1台(φ350) 能力0.42m3/s	清須市
318	五条川	土田用水樋門	清須市清洲上長者町	手動巻上式	清須市
319	五条川	上条用水樋門	清須市上条	手動巻上式	清須市
320	新川	東出樋門	清須市阿原	自動扉2門	清須市
321	新川	芳花樋門	清須市阿原	自動扉2門	清須市
322	新川	助七樋門	清須市助七	自動扉2門	清須市
323	新川	助七ポンプ場	清須市助七	雨水ポンプ2台(φ1200×2台) 合計能力6.40m3/s	清須市
324	新川	豊田川ポンプ場	清須市土器野本山	雨水ポンプ5台(φ1200×3台、φ600×2台) 合計能力12.58m3/s	清須市
325	新川	小場塚ポンプ場	清須市西枇杷島町小場塚	雨水ポンプ4台(φ1650×2台、φ800×2台) 合計能力14.40m3/s	清須市
326	新川	芳野ポンプ場	清須市西枇杷島町芳野	雨水ポンプ4台(φ1200×2台、φ400×2台) 合計能力6.22m3/s	清須市
327	新川	二ツ杁ポンプ場	清須市土器野北中野	雨水ポンプ5台(φ1000、φ900、φ700、φ350×2台) 合計能力5.68m3/s	清須市
328	新川	土器野ポンプ場	清須市土器野南中野	雨水ポンプ4台(φ1000×2台、φ300、φ350) 合計能力5.13m3/s	清須市
329	新川	千石樋門	清須市土器野	自動扉1門	清須市
330	新川	二字樋門	清須市中河原	自動扉1門	清須市
331	新川	下河原樋門	清須市下河原	自動扉1門	清須市
332	新川	下河原ポンプ場	清須市下河原	雨水ポンプ3台(φ150×2台、φ200) 合計能力0.14m3/s	清須市
333	五条川	馬場樋門	清須市西須ケ口	手動巻上1門	清須市
334	五条川	弥宜野樋門	清須市須ケ口	手動巻上1門	清須市
335	五条川	堀江樋門	清須市西堀江	手動巻上1門	清須市
336	五条川	堀江ポンプ場	清須市西堀江	雨水ポンプ6台(φ900×3台、φ300×3台) 合計能力5.75m3/s	清須市

337	庄内川	庄内樋門	清須市下河原	自動扉1門	清須市
338	水場川	水場1号	清須市阿原	電動扉1門	清須市
339	水場川	水場2号	清須市阿原	手動巻上1門	清須市
340	水場川	水場川排水機場	清須市阿原	φ1,500㎜×355PS×4台　φ2,000㎜×830PS×2台	愛知県(建設)
341	鴨田川	鴨田川排水機場	北名古屋市九之坪	φ1,650㎜×440PS×2台　φ1,650㎜×449PS×2台	愛知県(建設)
342	中江川	中江川排水機場	北名古屋市片場	φ2,000㎜×440PS×2台　φ1,800㎜×353PS×1台	愛知県(建設)
343	地蔵川	地蔵川排水機場	春日井市御幸町三丁目	φ2,000㎜×500kw×3台	愛知県(建設)
344	名古屋港海岸	築地 №2 防潮扉	名古屋市港区千鳥二丁目	アルミ製　片引戸	名古屋港管理組合
345	名古屋港海岸	築地 №8 防潮扉	名古屋市港区千鳥二丁目	アルミ製　片引戸	名古屋港管理組合
346	名古屋港海岸	築地 №12 防潮扉	名古屋市港区千鳥二丁目	アルミ製　片引戸	名古屋港管理組合
347	名古屋港海岸	築地 №16 防潮扉	名古屋市港区千鳥二丁目	アルミ製　片引戸	名古屋港管理組合
348	名古屋港海岸	ガーデン №5 防潮扉	名古屋市港区入船一丁目	アルミ製　片引戸	名古屋港管理組合
349	名古屋港海岸	ガーデン №9 防潮扉	名古屋市港区入船一丁目	アルミ製　片引戸	名古屋港管理組合
350	名古屋港海岸	ガーデン E－1 防潮扉	名古屋市港区港町	鋼製　電動片引戸	名古屋港管理組合
351	名古屋港海岸	ガーデン E－2 防潮扉	名古屋市港区港町	鋼製　電動片引戸	名古屋港管理組合
352	名古屋港海岸	ガーデン E－3 防潮扉	名古屋市港区港町	鋼製　電動片引戸	名古屋港管理組合
353	名古屋港海岸	ガーデン E－4 防潮扉	名古屋市港区港町	鋼製　電動両引戸	名古屋港管理組合
354	名古屋港海岸	ガーデン E－5 防潮扉	名古屋市港区西倉町	鋼製　電動片引戸	名古屋港管理組合
355	名古屋港海岸	ガーデン №34 防潮扉	名古屋市港区港町	鋼製　片引戸	名古屋港管理組合
356	名古屋港海岸	大手 №1 防潮扉	名古屋市港区築三町	アルミ製　片引戸	名古屋港管理組合
357	名古屋港海岸	大手 №3 防潮扉	名古屋市港区築三町	アルミ製　片引戸	名古屋港管理組合
358	名古屋港海岸	築地東 №1 防潮扉	名古屋市港区東築地町	アルミ製　片引戸	名古屋港管理組合
359	名古屋港海岸	大江 №1 防潮扉	名古屋市港区大江町	アルミ製　片引戸	名古屋港管理組合
360	名古屋港海岸	大江 №2 防潮扉	名古屋市港区大江町	アルミ製　片引戸	名古屋港管理組合
361	名古屋港海岸	大江 №4 防潮扉	名古屋市港区大江町	アルミ製　片開き	名古屋港管理組合
362	名古屋港海岸	大江 №5 防潮扉	名古屋市港区大江町	アルミ製　片引戸	名古屋港管理組合
363	名古屋港海岸	大江 №25 防潮扉	名古屋市港区大江町	アルミ製　片開き	名古屋港管理組合
364	名古屋港海岸	昭和 №2 防潮扉	名古屋市港区昭和町	アルミ製　片引戸	名古屋港管理組合
365	名古屋港海岸	昭和 №9 防潮扉	名古屋市港区昭和町	アルミ製　片引戸	名古屋港管理組合
366	名古屋港海岸	昭和 №13 防潮扉	名古屋市港区昭和町	アルミ製　片引戸	名古屋港管理組合
367	名古屋港海岸	昭和 №16 防潮扉	名古屋市港区昭和町	アルミ製　片引戸	名古屋港管理組合
368	名古屋港海岸	昭和 №17 防潮扉	名古屋市港区昭和町	アルミ製　片引戸	名古屋港管理組合
369	名古屋港海岸	昭和 №18 防潮扉	名古屋市港区昭和町	アルミ製　片引戸	名古屋港管理組合
370	名古屋港海岸	昭和 №26 防潮扉	名古屋市港区昭和町	アルミ製　片開き	名古屋港管理組合

371	名古屋港海岸	潮見 No.1 防潮扉	名古屋市港区潮見町	アルミ製 片引戸	名古屋港管理組合
372	名古屋港海岸	潮見 No.2 防潮扉	名古屋市港区潮見町	アルミ製 片引戸	名古屋港管理組合
373	名古屋港海岸	潮見 No.3 防潮扉	名古屋市港区潮見町	アルミ製 片開き	名古屋港管理組合
374	名古屋港海岸	潮見 No.5 防潮扉	名古屋市港区潮見町	アルミ製 片引戸	名古屋港管理組合
375	名古屋港海岸	一州町 No.4 防潮扉	名古屋市港区一州町	アルミ製 片引戸	名古屋港管理組合
376	名古屋港海岸	野跡 No.1 防潮扉	名古屋市港区野跡三丁目	アルミ製 片引戸	名古屋港管理組合
	計	376 箇所			

(2) 一宮建設事務所管内

番号	河川海岸名	名　　称	所　在　地	構　　造	管　理　者
1	木曽川	犬山第1取水口	犬山市大字継鹿尾字川端	電動巻上式	名古屋市
2	木曽川	犬山共同取水口	犬山市大字犬山字官林	電動巻上式	愛知県・名古屋市
3	木曽川	犬山市上水道取水口	犬山市大字犬山字白山平	手動巻上式	犬山市
4	木曽川	犬山第3取水口	犬山市大字犬山字北古券	電動巻上式	名古屋市
5	木曽川	犬山頭首工取水口	犬山市大字犬山字北古券	電動巻上式	農林水産省
6	木曽川	左岸取水口門	犬山市大字木津字官前	電動巻上式	農林水産省
7	木曽川	東洋紡吐出口	丹羽郡扶桑町大字山那	コンクリート管	東洋紡(株)
8	木曽川	鹿子島排水樋管	江南市鹿子島町	手動巻上式	国土交通省
9	木曽川	北方排水樋管	一宮市北方町北方字宝江	手動巻上式	国土交通省
10	木曽川	宝江里小牧排水樋管	一宮市木曽川町里小牧	電動巻上式	国土交通省
11	木曽川	玉ノ井排水樋管	一宮市木曽川町玉ノ井	電動巻上式	国土交通省
12	木曽川	玉ノ井新屋敷樋管	一宮市木曽川町玉ノ井	手動巻上式	一宮市
13	木曽川	起排水樋管	一宮市小信中島	電動巻上式	国土交通省
14	木曽川	起管渠	一宮市起(3箇所)	自然圧力式鉄板扉	一宮市
15	木曽川	陸こう	一宮市起(2箇所)	手動観音開き扉及び角材	一宮市
16	木曽川	冨田排水樋管	一宮市冨田	手動巻上式	国土交通省
17	木曽川	東加賀野井排水樋管	一宮市祐久	手動巻上式	国土交通省
18	木曽川	朝日取水口	一宮市東加賀野井	電動巻上式	名古屋市上下水道局
19	木曽川	尾西取水口	一宮市東加賀野井	電動巻上式	愛知県企業庁
20	木曽川	西中野排水機場	一宮市西中野	φ2,100㎜×3,300PS×4台	愛知県(建設)
21	木曽川	西中野樋管	一宮市西中野	鋼製ゲート5門	愛知県(建設)
22	木曽川	尾西排水機場	一宮市明地	φ2,000㎜×3,000PS×2台 φ1,800㎜×2,100PS×2台	愛知県(農水)
23	木曽川	王子マテリア(㈱)吐出口	稲沢市祖父江町祖父江	コンクリート管	王子マテリア(㈱)

24	木曽川	濃尾第2堰堤	稲沢市祖父江町馬飼	電動巻上式	独立行政法人水資源機構
25	木曽川	佐屋川用水樋門	稲沢市祖父江町馬飼	電動巻上式	独立行政法人水資源機構
26	木曽川南派川	黒岩樋管	江南市宮田町本田島	電動巻上式	宮田用水土地改良区
27	木曽川南派川	大野排水樋管	一宮市浅井町大野	電動巻上式	一宮市
28	木曽川南派川	光明寺排水樋管	一宮市光明寺	手動巻上式	国土交通省
29	木曽川南派川	大日排水樋管	一宮市北方町北方	手動巻上式	国土交通省
30	木曽川南派川	青木川放水路排水機場	江南市宮田神明町春日	φ1,650㎜×900PS×4台、25.0m3/s	愛知県(建設)
31	木曽川南派川	大江排水機場	一宮市浅井町西浅井	φ1,500㎜×1,000PS×1台、5.0m3/s φ1,200㎜×480PS×1台、2.5m3/s φ1,200㎜×330KW×1台、2.5m3/s	大江排水機場等運営協議会
32	合瀬川	合瀬川転倒堰	丹羽郡大口町中小口四丁目	自動転倒堰及び電動ローラーゲート	木津用水土地改良区
33	合瀬川	岩倉用水元入樋門	丹羽郡大口町中小口四丁目	電動スルースゲート	木津用水土地改良区
34	合瀬川	河内屋堰	丹羽郡大口町萩島一丁目	積石堰	木津用水土地改良区
35	五条川	大山寺排水機場	岩倉市大山寺町高畑	φ900㎜×55KW×1台	岩倉市
36	五条川	川井排水機場	岩倉市川井町萱野南	φ600㎜×50KW×1台、0.75m3/s	岩倉市
37	五条川	曽野排水機場	岩倉市曽野町隅田	φ500㎜×22KW×1台、0.5m3/s	岩倉市
38	五条川	野寄排水機場	岩倉市川井町江崎	φ1,200㎜×80KW×1台、3.0m3/s	岩倉市
39	五条川	北島排水機場	岩倉市北島町権現山	φ1,200㎜×125KW×1台、2.8m3/s	岩倉市
40	五条川	伝法寺排水機場	一宮市丹陽町伝法寺12丁目	φ400㎜×30KW×2台、0.7m3/s	一宮市
41	五条川	五日市場排水機場	一宮市丹陽町五日市場	φ1,200㎜×180PS×1台、3.0m3/s φ1,200㎜×132KW×1台、3.0m3/s	一宮市
42	五条川	下津排水機場	稲沢市下津下町東4丁目96	φ1,350㎜×139KW×1台、3.80m3/s φ900㎜×75KW×2台、1.90m3/s	福田川排水対策協議会
43	五条川	五条川分水	犬山市大字羽黒字水井戸	手動巻上式	入鹿用水土地改良区
44	五条川	神明堰	犬山市大字羽黒字神明	鋼製油圧式転倒堰	犬山市
45	五条川	本田用水堰	丹羽郡大口町河北一丁目	自動転倒堰	大口町
46	五条川	小口用水堰	丹羽郡大口町河北二丁目	自動転倒堰	大口町
47	五条川	馬喰島堰	丹羽郡大口町河北二丁目	自動転倒堰	大口町
48	五条川	馬渕堰	丹羽郡大口町上小口三丁目	自動転倒堰	大口町
49	五条川	五条川転倒堰	丹羽郡大口町上小口三丁目	電動スルースゲート及び電動油圧式転倒堰	木津用水土地改良区
50	五条川	天神堰	丹羽郡大口町下小口三丁目	電動油圧式転倒堰	木津用水土地改良区
51	五条川	大屋敷第1堰	丹羽郡大口町下小口七丁目	電動油圧式転倒堰	木津用水土地改良区
52	五条川	大屋敷第2堰	丹羽郡大口町大屋敷二丁目	電動油圧式転倒堰	木津用水土地改良区
53	五条川	曽本堰	丹羽郡大口町堀尾跡一丁目	ファブリダム(空膨張式)	木津用水土地改良区

54	五条川	石仏堰	岩倉市井上町	電動油圧式転倒堰	木津用水土地改良区
55	五条川	四ヶ堰	岩倉市八剣町(左岸)・神野町(右岸)	電動油圧式転倒堰	木津用水土地改良区
56	青木川	佐野立切	一宮市千秋町佐野	電動スルースゲート及び転倒堰	一宮市
57	青木川	三重用水堰	一宮市丹陽町重吉(左岸) 一宮市千秋町浅野羽根(右岸)	電動油圧式転倒堰	木津用水土地改良区
58	縁葉川	猿海道排水機場	一宮市猿海道2丁目	φ400㎜×13KW×1台	一宮市
59	縁葉川	新川排水機場	一宮市猿海道3丁目	φ350㎜×22KW×1台	一宮市
60	縁葉川	あずら排水機場	一宮市あずら1丁目	φ300㎜×22KW×2台	一宮市
61	巾下川	巾下川堰	丹羽郡大口町外坪三丁目	電動転倒堰	大口町
62	巾下川	外坪堰	丹羽郡大口町外坪四丁目	自動転倒堰	大口町
63	巾下川	大市場排水機場	岩倉市大市場町郷東	φ1,200㎜×90KW×1台、3.0m3/s φ900㎜×50KW×1台、1.6m3/s	岩倉市
64	矢戸川	東町排水機場	岩倉市東町掛目	φ500㎜×22KW×1台、0.5m3/s	岩倉市
65	境川	東苗田堰	丹羽郡大口町外坪一丁目	自動転倒堰	大口町
66	境川	西苗田堰	丹羽郡大口町外坪一丁目	自動転倒堰	大口町
67	境川	大瀬川堰	丹羽郡大口町外坪五丁目	自動転倒堰	大口町
68	日光川	稔川排水機場	一宮市萩原町萩原字橋上	φ1,350㎜×20KW×1台、3.2m3/s φ900㎜×40KW×1台、1.6m3/s	一宮市
69	日光川	萩原排水機場	一宮市萩原町萩原字橋下	φ600㎜×15KW×1台、0.6m3/s	一宮市
70	日光川	片原一色排水機場	稲沢市平和町丸渕上3	φ800㎜×37KW×1台、1.2m3/s	稲沢市日光川水系排水対策協議会
71	日光川	丸渕排水機場	稲沢市祖父江町三丸渕甲新田上ノ切8-1	φ1,000㎜×90KW×1台、2.5m3/s	稲沢市日光川水系排水対策協議会
72	日光川	西光坊排水機場	稲沢市平和町西光坊新町50	φ350㎜×37KW×1台、0.22m3/s	領内川用悪水土地改良区
73	日光川	西光坊排水機場	稲沢市平和町西光坊海原阿原81－1	φ400㎜×22KW×2台、0.76m3/s	稲沢市日光川水系排水対策協議会
74	日光川	下起排水機場	稲沢市平和町下起中	φ150㎜×7.5KW×1台、0.04m3/s	領内川用悪水土地改良区
75	日光川	宮浦排水機場	稲沢市平和町嫁振75－2	φ600㎜×45KW×1台、0.8m3/s φ800㎜×70KW×1台、1.4m3/s	領内川用悪水土地改良区
76	日光川	平和排水機場	稲沢市平和町嫁振東121－1	φ1,000㎜×135PS×2台、4.8m3/s φ700㎜×37KW×1台、1.0m3/s	稲沢市日光川水系排水対策協議会
77	日光川	半六排水機場	稲沢市平和町嫁振北63	φ900㎜×65KW×1台、1.5m3/s	稲沢市日光川水系排水対策協議会
78	日光川	黒田排水機場	稲沢市平和町城之内45、46、47	φ1,000㎜×110KW×2台、2.50m3/s	稲沢市日光川水系排水対策協議会

79	日光川	嫁振排水機場	稲沢市平和町城西75	φ300㎜×15KW×1台、0.16m3/s φ300㎜×15KW×1台、0.12m3/s	領内川用悪水土地改良区
80	日光川	城西排水機場	稲沢市平和町城西384	φ200㎜×7.5KW×1台、0.08m3/s φ300㎜×11KW×1台、0.18m3/s	領内川用悪水土地改良区
81	日光川	須ヶ谷川樋門	稲沢市平和町嫁振北	電動巻上式	平和土地改良区
82	日光川	西光坊杁上排水機場	稲沢市平和町西光坊杁上552	φ600㎜×30KW×1台、0.60m3/s	稲沢市日光川水系排水対策協議会
83	福田川	井ノ上立切	稲沢市奥田井ノ下町	手動巻上式	宮田用水土地改良区
84	福田川	一本木立切	稲沢市奥田町流町	電動巻上式	宮田用水土地改良区
85	福田川	弥次郎立切	稲沢市奥田立長町	電動巻上式	宮田用水土地改良区
86	目比川	千代田排水機場	稲沢市目比町南出1476－1	φ800㎜×70KW×1台、1.50m3/s φ1,000㎜×140PS×2台、4.50m3/s	稲沢市日光川水系排水対策協議会
87	目比川	千代田第2排水機場	稲沢市目比町土井1467	φ1,000㎜×90KW×1台、2.3m3/s φ1,650㎜×360PS×2台、12.0m3/s	稲沢市日光川水系排水対策協議会
88	三宅川	池部樋門	稲沢市池部町二丁目	手動巻上式	稲沢市
89	三宅川	法花寺立切	稲沢市法花寺町	手動巻上式	宮田用水土地改良区
90	三宅川	三宅立切	稲沢市平和町三宅	自動転倒堰	宮田用水土地改良区
91	三宅川	東城立切	稲沢市平和町東城	自動転倒堰	宮田用水土地改良区
92	三宅川	黒田樋門	稲沢市平和町城之内	電動巻上式	平和土地改良区
93	三宅川	須ヶ谷東排水機場	稲沢市井堀下郷町148－3	φ800㎜×40KW×1台、1.43m3/s	稲沢市日光川水系排水対策協議会
94	三宅川	中三宅排水機場	稲沢市平和町中三宅宮南41－4	φ450㎜×37KW×1台、0.4m3/s	稲沢市日光川水系排水対策協議会
95	三宅川	三宅川排水機場	稲沢市平和町下三宅前浪1034－1	φ700㎜×48PS×1台、1.0m3/s φ700㎜×45KW×1台、1.0m3/s	稲沢市日光川水系排水対策協議会
96	三宅川	井堀排水機場	稲沢市井堀橋下町	φ900㎜×75KW×1台、1.75m3/s φ500㎜×30KW×1台、0.55m3/s	稲沢市日光川水系排水対策協議会
97	三宅川	儀長東排水機場	稲沢市儀長四丁目	φ200㎜×7.5KW×1台、0.07m3/s	稲沢市日光川水系排水対策協議会
98	三宅川	儀長排水機場	稲沢市儀長五丁目151	φ500㎜×18.5KW×2台、0.6m3/s	稲沢市日光川水系排水対策協議会
99	領内川	牧川第一排水機場	稲沢市祖父江町大枚北沼101	φ900㎜×44PS×1台、1.5m3/s	領内川用悪水土地改良区
100	領内川	牧川第一第2排水機場	稲沢市祖父江町大枚北沼102	φ1,200㎜×75KW×1台、2.5m3/s φ450㎜×18.5KW×1台、0.4m3/s	領内川用悪水土地改良区
101	領内川	二俣排水機場	稲沢市祖父江町二俣下川原	φ800㎜×60KW×1台、1.5m3/s φ800㎜×63KW×1台、1.5m3/s	領内川用悪水土地改良区

102	領内川	二俣第二排水機場	稲沢市祖父江町甲新田甲上	φ500㎜×30KW×1台、0.55m3/s φ900㎜×75KW×1台、1.75m3/s	領内川用悪水土地改良区
103	領内川	牧川第二排水機場	稲沢市祖父江町大枚三反田	φ1,000㎜×65KW×1台	領内川用悪水土地改良区
104	領内川	牧川第二第2排水機場	稲沢市祖父江町大枚三反田	φ900㎜×55KW×1台、1.5m3/s	領内川用悪水土地改良区
105	領内川	甲新田排水機場	稲沢市祖父江町甲新田イ八	φ700㎜×45kW×2台	領内川用悪水土地改良区
106	領内川	甲新田第二排水機場	稲沢市祖父江町甲新田イハ	φ900㎜×75KW×1台、1.85m3/s φ500㎜×22KW×1台、0.55m3/s	領内川用悪水土地改良区
107	領内川	五ツ屋排水機場	稲沢市祖父江町甲新田イハ	φ200㎜×11KW×2台、0.16m3/s	領内川用悪水土地改良区
108	領内川	五ツ屋第三排水機場	稲沢市祖父江町甲新田円通寺前	φ150㎜×7.5KW×1台、0.05m3/s	領内川用悪水土地改良区
109	領内川	六輪第一排水機場	稲沢市平和町須ヶ脇	φ400㎜×22KW×1台、0.37m3/s	領内川用悪水土地改良区
110	領内川	六輪第二排水機場	稲沢市平和町須ヶ脇	φ400㎜×18.5KW×1台、0.31m3/s φ500㎜×30KW×1台、0.53m3/s	領内川用悪水土地改良区
111	領内川	塩川第二排水機場	稲沢市平和町勝幡新田	φ300㎜×11KW×2台、0.36m3/s	領内川用悪水土地改良区
112	領内川	塩川第一排水機場	稲沢市平和町塩川	φ300㎜×19KW×1台、0.17m3/s φ300㎜×22KW×1台、0.18m3/s	領内川用悪水土地改良区
113	領内川	六輪見取排水機場	稲沢市平和町塩川	φ200㎜×11KW×1台、0.07m3/s	領内川用悪水土地改良区
114	領内川	三ヶ月排水機場	稲沢市平和町城西	φ700㎜×80PS×1台 φ700㎜×60KW×1台	領内川用悪水土地改良区
115	領内川	須ヶ脇第1排水機場	愛西市草平町元足立	φ1,000㎜×150KW×1台、2.5m3/s	領内川用悪水土地改良区
116	領内川	須ヶ脇排水機場	稲沢市平和町須ヶ脇	φ400㎜×18.5KW×1台、0.17m3/s φ400㎜×7.3KW×1台、0.17m3/s φ150㎜×20PS×1台	領内川用悪水土地改良区
117	領内川	西川端第2排水機場	愛西市草平町中阿原	φ1,350×180 KW×1　φ700×40KW×1	領内川用悪水土地改良区
118	領内川	西川端排水機場	愛西市草平町中阿原	φ500×30KW×1　φ1,000×129KW×1	領内川用悪水土地改良区
119	領内川	元足立排水機場	愛西市草平町西足立	φ500㎜×30KW×1台、0.5m3/s	領内川用悪水土地改良区
120	領内川	平六排水機場	稲沢市平和町平六	φ100㎜×5.5KW×1台　φ400㎜×22KW×1台 φ300㎜×22KW×1台　φ200㎜×30PS×1台	稲沢市
121	領内川	流新田排水機場	稲沢市祖父江町大牧砂田	φ250㎜×7.5KW×1台、0.117m3/s	領内川用悪水土地改良区
122	光堂川	北高井立切	一宮市大和町北高井	電動巻上式	宮田用水土地改良区
123	光堂川	東宮重立切	一宮市萩原町東宮重	電動巻上式	宮田用水土地改良区
124	光堂川	流立切	一宮市萩原町中島	手動巻上式及び一部電動巻上式	宮田用水土地改良区
125	光堂川	薮先立切	一宮市萩原町西御堂	手動巻上式及び一部電動巻上式	宮田用水土地改良区
126	光堂川	平立切	稲沢市平江向町	手動巻上式及び一部電動巻上式	宮田用水土地改良区
127	光堂川	中野立切	稲沢市中野川端町	手動巻上式	宮田用水土地改良区

128	光堂川	片原一色留立切	稲沢市一色上方町	手動巻上式及び一部電動巻上式	宮田用水土地改良区
129	光堂川	光堂川第2排水機場	稲沢市西島東町114	φ600㎜×22KW×2台、1.3m3/s	稲沢市日光川水系排水対策協議会
130	光堂川	光堂川第1排水機場	稲沢市片原一色町元六9	φ800㎜×37KW×1台、1.3m3/s φ900㎜×45KW×1台、1.5m3/s	稲沢市日光川水系排水対策協議会
131	準用河川新堀川	新堀川排水機場	一宮市萩原町築込	φ2,000㎜×430PS×2台、20m3/s	一宮市
132	準用河川新堀川	築込樋門	一宮市玉野	電動巻上式	一宮市
133	準用河川新堀川	新堀立切	一宮市萩原町中島	電動巻上式	一宮市
134	準用河川観音川	安楽寺南立切	稲沢市船橋町観音寺	手動巻上式	稲沢市
135	普通河川 千間堀川	島崎排水機場	一宮市島崎1丁目	φ500㎜×37KW×1台、0.5m3/s	一宮市
136	普通河川 新般若排水路	下浅野排水機場	一宮市浅野字立野東	φ600㎜×37KW×1台、0.7m3/s	一宮市
137	普通河川 小渕排水路	小渕排水機場	丹羽郡扶桑町大字小渕字本郷	φ400㎜×22KW×1台、0.33m3/s	扶桑町
138	愛知用水	郷瀬川放水口	犬山市大字塔野地	データーゲート自動ノルチック	水資源機構
139	濃尾用水	左岸分水口	犬山市大字木津字宮前	データーゲート自動ノルチック	農林水産省
140	新木津用水	新木津用水元入樋門	丹羽郡大口町中小口四丁目	電動ローラーゲート	木津用水土地改良区
141	宮田用水導水路	余水吐転倒堰	江南市宮田町	油圧式起立ゲート	宮田用水土地改良区
142	宮田用水導水路	宮田取入樋門	江南市宮田町	電動巻上式	宮田用水土地改良区
143	入鹿池	余水吐	犬山市池野字堤下	固定堰自動反転式	入鹿用水土地改良区
	計	143 箇所			

(3) 海部建設事務所管内

番号	河川海岸名	名　　称	所　在　地	構　　造	管　理　者
1	木曽川	立田排水機場	愛西市森川町弥左屋敷	φ2,200㎜×1,200PS×1台 φ1,000㎜×200KW×2台 φ2,200㎜×1,350PS×1台、24.83m3/s	立田輪中悪水土地改良区
2	木曽川	立田輪中逆水止樋門	愛西市森川町東柳	鉄筋コンクリート造電動扉	立田輪中悪水土地改良区
3	木曽川	立田輪中第2排水機場	愛西市森川町弥左屋敷	φ1,500㎜×460KW×2台、9.8m3/s	立田輪中悪水土地改良区
4	木曽川	佐屋川排水機場	愛西市森川町梶島	φ1,800㎜×720PS×1台 φ1,350㎜×250KW×1台、12.0m3/s	筏川地区湛水防除事業運営協議会
5	木曽川	鍋田上水門	弥富市前ヶ須	コンクリート造電動扉	国土交通省
6	長良川	福原用水樋門	愛西市立田町福原	手動扉	立田村土地改良区
7	長良川	福原排水機場	愛西市立田町福原	φ350㎜×15KW×2台 φ600㎜×80PS×1台、1.55m3/s	立田村土地改良区

8	新川	八ツ屋第二排水機場	海部郡大治町大字八ツ屋	φ350㎜×15KW×1台、0.25m3/s	大治町
9	新川	八ツ屋第一排水機場	海部郡大治町大字八ツ屋	φ500㎜×37KW×1台 φ600㎜×37KW×1台、1.1m3/s	大治町
10	新川	砂子第一排水機場	海部郡大治町大字砂子	φ400㎜×22KW×1台　φ600㎜×55KW×1台 φ500㎜×37KW×1台、1.414m3/s	大治町
11	新川	三本木排水機場	海部郡大治町大字三本木	φ1,000㎜×180PS×1台 φ700㎜×75KW×1台、3.0m3/s	福田川排水対策協議会
12	五条川	梶村ポンプ場	あま市西今宿	φ600㎜×39KW×2台 φ800㎜×85KW×2台、4.0m3/s	あま市
13	新川	萱津排水機場	あま市下萱津	φ600㎜×80KW×2台、1.60m3/s	福田川排水対策協議会
14	日光川	勝幡排水機場	愛西市勝幡町竪切	φ350㎜×18.5KW×1台 φ1,200㎜×200KW×1台 φ800㎜×90KW×1台、4.58m3/s	勝幡地域排水機運営協議会
15	日光川	渕高排水機場	愛西市渕高町河原	φ500㎜×37KW×1台、0.5m3/s	愛西市
16	日光川	津島市下水終末処理場	津島市中一色町字北山76	φ800㎜×200PS×3台 φ350㎜×45KW×2台、 Φ250mm×18.5kw×1台　0.28m3/s	津島市
17	日光川	越津排水機場	津島市越津町字新田87	φ1,400㎜×350PS×1台、4.16m3/s	十三沖永悪水土地改良区
18	日光川	十三沖永越津排水機場	津島市百町字みどり台243	φ1,500㎜×280KW×2台　φ800㎜×75KW×1台 φ400㎜×22KW×1台、11.583m3/s	十三沖永悪水土地改良区
19	日光川	市場新排水機場	津島市中一色町字市場222	φ800㎜×90KW×1台 φ1,200㎜×200KW×2台、7.29m3/s	日光川西悪水土地改良区
20	日光川	市場排水機場	津島市中一色町字市場275	φ1,200㎜×90KW×2台、4.54m3/s	日光川西悪水土地改良区
21	日光川	十三沖永神明排水機場	津島市中一色町字神明61	φ1,500㎜×310KW×2台 φ2,000㎜×920PS×1台、18.9m3/s	十三沖永悪水土地改良区
22	日光川	観音寺排水機場	海部郡蟹江町大字蟹江新田字佐屋川西2－3	φ1,350㎜×260KW×1台 φ1,000㎜×160KW×1台、6.50m3/s	蟹江大澪悪水土地改良区
23	日光川	大膳排水機場	海部郡蟹江町大字蟹江新田字銭袋18－2	φ800㎜×110KW×2台、3m3/s	日光川西悪水土地改良区
24	日光川	大海用排水機場	海部郡蟹江町大字蟹江新田字道東136	φ500㎜×37KW×1台、0.5m3/s	蟹江大澪悪水土地改良区
25	日光川	蟹江大澪第3排水機場	海部郡蟹江町大字蟹江新田字吉左ヱ門裏	φ1,650㎜×400KW×1台 φ1,000㎜×150KW×1台、9.00m3/s	蟹江大澪悪水土地改良区
26	日光川	蟹江大澪排水機場	海部郡蟹江町大字蟹江新田字吉左ヱ門裏	φ1,350㎜×300PS×1台 φ1,500㎜×380PS×1台、9.00m3/s	蟹江大澪悪水土地改良区
27	日光川	服岡排水機場	海部郡飛島村大字服岡	φ800㎜×90KW×1台　φ1,200㎜×160KW×1台 φ250㎜×22KW×2台、4.4m3/s	飛島土地改良区
28	日光川	日光川水こう門	海部郡飛島村大字梅之郷	水門4門、こう門1通	愛知県(建設)

29	日光川	鍋蓋新田排水機場(二)	海部郡蟹江町南二丁目359	φ300㎜×22KW×1台、0.20m3/m	鍋蓋水利組合
30	日光川	鍋蓋新田排水機場	海部郡蟹江町南二丁目361	φ700㎜×120PS×1台 φ400mm×22KW×1台、1.40m3/s	鍋蓋地区湛水防除協議会
31	日光川 (並列)	日光川排水機場 日光川河口排水機場	海部郡飛島村大字梅之郷 海部郡飛島村大字梅之郷	φ4,600㎜×5,800PS×1台 φ3,300㎜×2,900PS×2台、150m3/s(高潮時100m3/s) φ4,600㎜×5,800PS×2台、150m3/s(高潮時100m3/s)	愛知県(建設) 愛知県(農林水産)
32	宝川	孫宝第2排水機場	弥富市四郎兵衛二丁目	φ2,000㎜×630KW×1台 φ2,000㎜×900PS×1台、19.8m3/s	孫宝排水土地改良区
33	宝川	大神場第一排水機場	弥富市神戸八丁目	φ900㎜×177PS×1台 φ900㎜×130KW×1台 φ300㎜×25KW×1台 φ300㎜×22KW×1台、4.30m3/s	十四山土地改良区
34	宝川	六箇排水機場	弥富市亀ヶ地	φ1,000㎜×140KW×1台 φ600㎜×50KW×1台、3.10m3/s	十四山土地改良区
35	宝川	大神場第2排水機場	弥富市神戸八丁目	φ600㎜×55KW×1台 φ1,000㎜×200PS×1台、2.73m3/s	十四山土地改良区
36	宝川	新孫宝排水機場	弥富市四郎兵衛二丁目	φ2,400㎜×900KW×1台 φ2,400㎜×1,200PS×1台、28.0m3/s	孫宝排水土地改良区
37	善太川	善太第3排水機場	海部郡蟹江町大字新千秋字後東412	φ1,500㎜×440KW×2台、10.90m3/s	日光川西悪水土地改良区
38	善太川	善太(新)排水機場	海部郡蟹江町大字新千秋字後東412	φ1,800㎜×581KW×3台、23.49m3/s	日光川西悪水土地改良区
39	善太川	善太第2排水機場	海部郡蟹江町大字新千秋字後東412	φ1,650㎜×480KW×2台、13.0m3/s	日光川西悪水土地改良区
40	福田川	甚目寺第3排水機場	あま市新居屋	φ900㎜×80PS×1台、1.75m3/s	福田川排水対策協議会
41	福田川	甚目寺第2排水機場	あま市甚目寺	φ1,100㎜×90KW×1台 φ700㎜×30KW×1台、3.35m3/s	福田川排水対策協議会
42	福田川	甚目寺第1排水機場	あま市新居屋	φ800㎜×37KW×1台 φ500㎜×18.5KW×1台、1.70m3/s	福田川排水対策協議会
43	福田川	円楽寺排水機場	海部郡大治町大字西條	φ1,500㎜×230PS×1台 φ800㎜×50KW×1台、5.82m3/s	福田川排水対策協議会
				φ400㎜×22KW×1台 φ350㎜×15KW×1台、0.54m3/s	大治町
44	福田川	円楽寺第2排水機場	海部郡大治町大字西條	φ900㎜×90KW×2台、3.02m3/s	福田川排水対策協議会
45	福田川	土吐川排水場	あま市七宝町沖之島	φ1,000㎜×85KW×2台、5.0m3/s	福田川排水対策協議会
46	福田川	西條排水機場	海部郡大治町大字西條	φ1,100㎜×120PS×1台、2.56m3/s	福田川排水対策協議会

47	福田川	西條第1排水機場	海部郡大治町大字西條	φ500㎜×37KW×2台 φ600㎜×37KW×1台、1.64m3/s	大治町
48	福田川	西條第3排水機場	海部郡大治町大字西條	φ700㎜×37KW×1台 φ500㎜×22KW×1台、1.5m3/s	大治町
49	福田川	沖之島立切	あま市七宝町沖之島	鉄筋コンクリート鉄扉電動巻上2門	稲沢市
50	福田川	西条小切戸排水機場	海部郡大治町大字西條地内	φ1,000㎜×150KW×2台　φ800㎜×55KW×1台　7．3m3/s	愛知県(建設)
51	蟹江川	木田排水機場	あま市木田	φ700㎜×37KW×2台 φ300㎜×15KW×1台、1.86m3/s	木田排水機組合
52	蟹江川	篠田排水機場	あま市篠田森南28	φ1,650㎜×390PS×1台　φ1,650㎜×280KW×1台 φ1,000㎜×90KW×1台 φ350㎜×15KW×2台、14.48m3/s	篠田悪水土地改良区
53	蟹江川	篠田第2排水機場	あま市篠田棚田72－1	φ1,350㎜×230KW×2台 φ1,000㎜×110KW×1台、10.7m3/s	篠田悪水土地改良区
54	蟹江川	神尾排水機場	あま市七宝町鷹居7丁目1－3	φ600㎜×37KW×1台、0.65m3/s	蟹江大澪悪水土地改良区
55	蟹江川	鷹居排水機場	あま市七宝町鯰橋一丁目1	φ1,000㎜×144KW×1台 φ700㎜×55KW×1台、3.06m3/s	宝南悪水土地改良区
56	蟹江川	小切戸排水機場	蟹江町大字須成字東阿原地先	φ1,200㎜×129PS×1台 φ700㎜×45KW×1台、3.64m3/s	小切戸湛水防除事業協議会
57	蟹江川	小切戸第二排水機場	あま市七宝町鯰橋四丁目38－1	φ600㎜×37KW×1台 φ1,000㎜×110KW×1台、3.0m3/s	小切戸湛水防除事業協議会
58	蟹江川	鯰橋排水機場	あま市七宝町鯰橋四丁目	φ700㎜×45KW×2台 φ400㎜×22KW×1台、2.14m3/s	宝南悪水土地改良区
59	蟹江川	四ヶ村排水機場	あま市七宝町川部北ノ町7－1	φ700㎜×55KW×1台、1.05m3/s	宝南悪水土地改良区
60	蟹江川	小切戸樋門	あま市七宝町鯰橋	鉄筋コンクリート造、鉄扉電動巻上1門、鉄扉手動巻上1門	小切戸湛水防除事業協議会
61	蟹江川	蟹宝排水機場	海部郡蟹江町須成字下之割南1221－2	φ800㎜×114PS×1台 φ500㎜×37KW×1台、2.01m3/s	小切戸湛水防除事業協議会
62	蟹江川	蟹宝第二排水機場	海部郡蟹江町大字今字伊勢苗代5	φ1,000㎜×120KW×1台　φ600㎜×40KW×1台 φ400㎜×22KW×1台、3.52m3/s	小切戸湛水防除事業協議会
63	蟹江川	今排水機場	海部郡蟹江町城一丁目92	φ400㎜×22KW×1台　φ500㎜×22KW×1台 φ600㎜×30KW×1台、1.50m3/s	蟹江町土地改良区
64	蟹江川	宝排水機場	海部郡蟹江町宝一丁目69	φ700㎜×55KW×1台 φ1,000㎜×101KW×1台、3.20m3/s	蟹江町土地改良区
65	蟹江川	本町舟入(四)排水機場	海部郡蟹江町宝一丁目204	φ700㎜×37KW×1台 φ900㎜×70KW×1台、2.50m3/s	蟹江町土地改良区

66	蟹江川	本町舟入(五)排水機場	海部郡蟹江町宝一丁目203	φ350㎜×18.5KW×1台、0.27m3/s	蟹江町
67	蟹江川	舟入排水機場	海部郡蟹江町舟入三丁目315	φ700㎜×55KW×1台 φ400㎜×22KW×1台、1.45m3/s	蟹江町土地改良区
68	蟹江川	蟹江川排水機場	海部郡蟹江町大字蟹江本町字栄花野	φ3,600㎜×2,400PS×1台　φ2,000㎜×900PS×1台 φ2,000㎜×1,200PS×1台、52.00m3/s	愛知県
69	小切戸川	秋竹排水機場	あま市七宝町秋竹字西屋敷688地先	φ400㎜×15KW×1台 φ500㎜×30KW×1台、0.91m3/s	秋竹排水機組合
70	小切戸川	川部立切	あま市七宝町川部	鉄筋コンクリート造、鉄扉電動巻上	小切戸用悪水土地改良区
71	目比川	花ノ木排水機場	あま市蜂須賀花木前	φ450㎜×22KW×1台 φ250㎜×7.5KW×1台、0.41m3/s	蜂須賀区
72	目比川	蜂須賀排水機場	あま市蜂須賀	φ600㎜×30KW×1台　φ800㎜×70PS×1台 φ250㎜×7.5KW×1台、2.00m3/s	蜂須賀区
73	目比川	源左橋排水機場	愛西市勝幡町堀田	φ400㎜×22KW×1台、0.33m3/s	勝幡地域排水機運営協議会
74	目比川	佐折排水機場	愛西市佐折町東川	φ300㎜×18.5KW×1台、0.19m3/s	勝幡地域排水機運営協議会
75	目比川	葉苅東排水機場	津島市葉苅町字綿掛14	φ300㎜×15KW×1台、0.18m3/s	十三沖永悪水土地改良区
76	目比川	千引排水機場	愛西市千引町長畑	φ600㎜×37KW×1台、0.39m3/s	勝幡地域排水機運営協議会
77	目比川	五八排水機場	津島市葉苅町字綿掛86－1	φ1,200㎜×136PS×1台 φ800㎜×55KW×2台、4.9m3/s	五八悪水土地改良区
78	目比川	五八第2排水機場	津島市葉苅町字稲葉5	φ1,000㎜×100KW×1台 φ1,350㎜×210KW×1台、6.6m3/s	五八悪水土地改良区
79	目比川	葉苅西排水機場	津島市葉苅町南町126	φ400㎜×18.5KW×1台、0.3m3/s	十三沖永悪水土地改良区
80	目比川	古瀬排水機場	愛西市諸桑町塩田	φ700㎜×75KW×1台　φ1,000㎜×130KW×1台 φ400㎜×30KW×1台、3.55m3/s	勝幡地域排水機運営協議会
81	目比川	目比川河口排水機場	愛西市諸桑町塩田	φ2,000㎜×560PS×3台、30m3/s	目比川流域排水対策協議会
82	目比川	目比川河口水門	愛西市諸桑町塩田	鋼製ローラーゲート2門	目比川流域排水対策協議会
83	領内川	西川端第2排水機場	愛西市草平町中阿原	φ1,350㎜×180KW×1台 φ700㎜×40KW×1台、5.0m3/s	領内川用悪水土地改良区
84	領内川	八開排水機場	愛西市上東川町新七前	φ400㎜×22KW×2台、0.7m3/s	領内川用悪水土地改良区
85	領内川	八開第2排水機場	愛西市上東川町新七前	φ800mm×55KW×1台、1.2m3/s	領内川用悪水土地改良区
86	領内川	東川排水機場	愛西市上東川町新七前	φ600㎜×30KW×1台 φ900㎜×115PS×1台、2.3m3/s	領内川用悪水土地改良区
87	領内川	下東川排水機場	愛西市下東川町蔵之段	φ250mm×15KW×1台 φ400mm×22KW×1台、0.49m3/s	領内川用悪水土地改良区
88	領内川	開治排水機場	愛西市下東川町大崎	φ1,000㎜×75KW×2台、4.0m3/s	領内川用悪水土地改良区

89	領内川	開治第2排水機場	愛西市下東川町大崎	φ800mm×75PS×1台、1.2m3/s	領内川用悪水土地改良区
90	領内川	丸島排水機場	愛西市二子町上丸島	φ300mm×11KW×1台、0.2m3/s	領内川用悪水土地改良区
91	領内川	杁ノ戸排水機場	愛西市西川端町南須原	φ150mm×7.5KW×1台、0.05m3/s	領内川用悪水土地改良区
92	領内川	上兼排水機場	愛西市西川端町上兼	φ250㎜×11KW×2台、0.24m3/s	領内川用悪水土地改良区
93	領内川	鷹場排水機場	愛西市二子町丸島	φ800㎜×57KW×2台、2.4m3/s	領内川用悪水土地改良区
94	領内川	鷹場第2排水機場	愛西市二子町丸島	φ1200mm×200PS×1台、3.0m3/s	領内川用悪水土地改良区
95	領内川	草平排水機場	愛西市草平町元足立	φ300㎜×11KW×1台、0.18m3/s	領内川用悪水土地改良区
96	領内川	西川端排水機場	愛西市草平町中阿原	φ1,000㎜×129PS×1台、φ500㎜×30PS×1台、2.75m3/s	領内川用悪水土地改良区
97	領内川	川田排水機場	愛西市草平町川田	φ450㎜×22KW×1台 φ400㎜×22KW×1台、0.84m3/s	領内川用悪水土地改良区
98	領内川	根高排水機場	愛西市町方町五軒家東	φ1350㎜×200KW×1台 φ900㎜×110KW×2台、7.0m3/s	領内川用悪水土地改良区
99	領内川	根高第2排水機場	愛西市町方町五軒家東	φ1,350㎜×250PS×2台、7.0m3/s	領内川用悪水土地改良区
100	領内川	須ヶ脇第一排水機場	愛西市草平町元足立	φ1,000㎜×150KW×1台、2.5m3/s	領内川用悪水土地改良区
101	領内川	須ヶ脇排水機場	愛西市草平町元足立	φ800㎜×73KW×1台、φ400㎜×18.5KW×1台、1.63m3/s	領内川用悪水土地改良区
102	領内川	元足立排水機場	愛西市草平町元足立	φ500㎜×30KW×1台 ,0.5m3/s	領内川用悪水土地改良区
103	領内川	五軒家排水機場	愛西市町方町足立川	φ100㎜×3.7KW×1台 φ500㎜×30KW×1台 φ300㎜×11KW×1台、0.65m3/s	領内川用悪水土地改良区
104	三宅川	大縄場排水機場	愛西市勝幡町塩畑	φ400㎜×22KW×1台、0.33m3/s	勝幡地域排水機運営協議会
105	新堀川	向島排水機場	津島市又吉町1丁目4番1	φ800㎜×67KW×2台、2.8m3/s	領内川用悪水土地改良区
106	新堀川	向島第2排水機場	津島市寿町	φ1,000㎜×110PS×2台、4.3m3/s	領内川用悪水土地改良区
107	新堀川	又吉排水機場	津島市又吉町3丁目24番2	φ200㎜×7.5KW×1台、0.1m3/s	領内川用悪水土地改良区
108	筏川	稲元第2排水機場	弥富市稲元	φ800㎜×70PS×1台 φ350㎜×22KW×1台、1.7m3/s	鍋田土地改良区
109	筏川	松名排水機場	弥富市松名	φ550㎜×30KW×2台、1.28m3/s	鍋田土地改良区
110	筏川	筏川排水機場	海部郡飛島村新政成、弥富市東末広	φ1,500㎜×300KW×2台 φ1,000㎜×200KW×2台、13.0m3/s	愛知県(建設)
111	鍋田川	鍋田川上樋門	弥富市中山町	鉄扉電動巻上式1門	愛知県(建設)、三重県
112	鍋田川	芝井川排水機場	弥富市森津	φ900㎜×75KW×1台 φ900㎜×55KW×1台 φ900㎜×90PS×1台、5.05m3/s	鍋田土地改良区
113	鍋田川	鍋田川下樋門	弥富市稲荷崎	鉄扉自在式1門	愛知県(建設)、三重県
114	鍋田川	鍋田川中水門	弥富市稲荷崎	鉄扉自家発電電動巻上式2門 鉄扉自在式2門	愛知県(建設)、三重県
115	鍋田川	鍋田川下水門	弥富市境町	鉄扉自家発電電動巻上式1門	愛知県(建設)、三重県
116	鍋田川	和富樋門	桑名郡木曽岬町大字和泉	鉄扉自家発電電動巻上式1門	愛知県(建設)、三重県

117	鍋田川	鍋田川上流排水機場	桑名郡木曽岬町大字加路戸	φ1,000㎜×330PS×2台、5.0m3/s	愛知県(建設)、三重県
118	鍋田川	鍋田川下流排水機場	桑名郡木曽岬町源緑輪中	φ1,500㎜×490PS×2台、9.5m3/s	愛知県(建設)、三重県
119	伊勢湾沿岸	飛島第1排水機場	海部郡飛島村大字梅之郷	φ1,500㎜×580KW×1台、φ1,500㎜×621KW×1台 φ300㎜×22KW×2台、13.46m3/s	飛島土地改良区
120	伊勢湾沿岸	飛島第2排水機場	海部郡飛島村大字梅之郷	φ1,800㎜×560KW×2台、500㎜×45KW×1台、14.42m3/s	飛島土地改良区
121	伊勢湾沿岸	鍋田南部排水機場	弥富市鍋田町八穂	φ900㎜×135KW×1台 φ1,500㎜×490KW×2台、11.0m3/s	鍋田土地改良区
122	伊勢湾沿岸	鍋田南部第2排水機場	弥富市鍋田町八穂	φ900㎜×130KW×1台 φ1,200㎜×200KW×1台、5.0m3/s	鍋田土地改良区
123	伊勢湾沿岸	末広川排水機場	弥富市東末広	φ1350㎜×315KW×1台 φ1350㎜×430PS×1台、7.00m3/s	鍋田土地改良区
124	伊勢湾沿岸	末広第2排水機場	弥富市東末広	φ1,000㎜×150KW×2台、4.0m3/s	鍋田土地改良区
125	伊勢湾沿岸	鍋田4号樋門	弥富市鍋田町地先	ステンレス製2段式ローラーゲート(ポータブル発電機)	愛知県(農水)
	計	125 箇所			

(4) 知多建設事務所管内管内

番号	河川海岸名	名　　称	所　在　地	構　　造	管　理　者
1	神戸川	神戸川樋門	半田市川崎町・新浜町	鋼製ローラーゲート(電動)	愛知県(建設)
2	新浜新田入江	新浜排水樋門	半田市新浜町	ステンレス製ローラーゲート(エンジン)	愛知県(建設)
3	半田海岸	稗田川水門	半田市東億田町・西億田町	鋼製ローラーゲート(電動)	愛知県(建設)
4	半田海岸	みなと陸閘門	半田市十一号地	ステンレス製横引扉	愛知県(建設)
5	衣浦港海岸 (半田地区)	1号防潮扉	半田市港町2丁目	アルミ合金製横引扉	愛知県(衣浦港務所)
6	衣浦港海岸 (半田地区)	2号防潮扉	半田市港町2丁目	鉄製横引扉	愛知県(衣浦港務所)
7	衣浦港海岸 (半田地区)	3号防潮扉	半田市港町2丁目	アルミ合金製横引扉	愛知県(衣浦港務所)
8	衣浦港海岸 (半田地区)	4号防潮扉	半田市港町2丁目	アルミ合金製横引扉	愛知県(衣浦港務所)
9	衣浦港海岸 (半田地区)	6号防潮扉	半田市港町2丁目	アルミ合金製横引扉	愛知県(衣浦港務所)
10	衣浦港海岸 (半田地区)	10号防潮扉	半田市港町2丁目	鉄製横引扉	愛知県(衣浦港務所)
11	衣浦港海岸 (半田地区)	11号防潮扉	半田市港町2丁目	アルミ合金製横引扉	愛知県(衣浦港務所)
12	衣浦港海岸 (半田地区)	13号防潮扉	半田市港町2丁目	鉄製横引扉	愛知県(衣浦港務所)

13	衣浦港海岸 (半田地区)	24号防潮扉	半田市港町2丁目	アルミ合金製電動式横引扉	愛知県(衣浦港務所)
14	衣浦港海岸 (半田地区)	28号防潮扉	半田市港町2丁目	アルミ合金製電動式横引扉	愛知県(衣浦港務所)
15	衣浦港海岸 (半田地区)	29号防潮扉	半田市港町1丁目	鉄製横引扉	愛知県(衣浦港務所)
16	衣浦港海岸 (半田地区)	30号防潮扉	半田市港町1丁目	アルミ合金製電動式横引扉	愛知県(衣浦港務所)
17	衣浦港海岸 (半田地区)	31号防潮扉	半田市港町1丁目	アルミ合金製電動式横引扉	愛知県(衣浦港務所)
18	衣浦港海岸 (半田地区)	33号防潮扉	半田市港町1丁目	アルミ合金製横引扉	愛知県(衣浦港務所)
19	衣浦港海岸 (半田地区)	36号防潮扉	半田市港町1丁目	鉄製横引扉	愛知県(衣浦港務所)
20	衣浦港海岸 (半田地区)	37号防潮扉	半田市港町1丁目	鉄製横引扉	愛知県(衣浦港務所)
21	衣浦港海岸 (半田地区)	38号防潮扉	半田市港町1丁目	鉄製横引扉	愛知県(衣浦港務所)
22	衣浦港海岸 (半田地区)	39号防潮扉	半田市港町1丁目	鉄製横引扉	愛知県(衣浦港務所)
23	衣浦港海岸 (半田地区)	43号防潮扉	半田市港町1丁目	アルミ合金製横引扉	愛知県(衣浦港務所)
24	衣浦港海岸 (半田地区)	46号防潮扉	半田市港町1丁目	鉄製横引扉	愛知県(衣浦港務所)
25	衣浦港海岸 (半田地区)	48号防潮扉	半田市浜町	鉄製横引扉	愛知県(衣浦港務所)
26	衣浦港海岸 (半田地区)	49号防潮扉	半田市浜町	アルミ合金製横引扉	愛知県(衣浦港務所)
27	衣浦港海岸 (半田地区)	50号防潮扉	半田市浜町	アルミ合金製横引扉	愛知県(衣浦港務所)
28	衣浦港海岸 (半田地区)	51号防潮扉	半田市浜町	アルミ合金製横引扉	愛知県(衣浦港務所)
29	衣浦港海岸 (半田地区)	52号防潮扉	半田市浜町	アルミ合金製横引扉	愛知県(衣浦港務所)
30	衣浦港海岸 (半田地区)	53号防潮扉	半田市浜町	鉄製横引扉	愛知県(衣浦港務所)
31	衣浦港海岸 (半田地区)	55号防潮扉	半田市船入町	アルミ合金製横引扉	愛知県(衣浦港務所)
32	衣浦港海岸 (半田地区)	56号防潮扉	半田市船入町	アルミ合金製横引扉	愛知県(衣浦港務所)
33	衣浦港海岸 (半田地区)	57号防潮扉	半田市船入町	アルミ合金製電動式横引扉	愛知県(衣浦港務所)
34	衣浦港海岸 (半田地区)	58号防潮扉	半田市東浜町1丁目	アルミ合金製横引扉	愛知県(衣浦港務所)

35	衣浦港海岸 (半田地区)	59号防潮扉	半田市東浜町1丁目	アルミ合金製横引扉	愛知県(衣浦港務所)
36	衣浦港海岸 (半田地区)	60号防潮扉	半田市東浜町2丁目	アルミ合金製横引扉	愛知県(衣浦港務所)
37	衣浦港海岸 (半田地区)	61号防潮扉	半田市東浜町2丁目	アルミ合金製横引扉	愛知県(衣浦港務所)
38	衣浦港海岸 (半田地区)	62号防潮扉	半田市東浜町2丁目	アルミ合金製横引扉	愛知県(衣浦港務所)
39	衣浦港海岸 (半田地区)	63号防潮扉	半田市東浜町2丁目	アルミ合金製横引扉	愛知県(衣浦港務所)
40	衣浦港海岸 (半田地区)	64号防潮扉	半田市東浜町2丁目	鉄製横引扉	愛知県(衣浦港務所)
41	衣浦港海岸 (半田地区)	71号防潮扉	半田市東浜町1丁目	アルミ合金製横引扉	愛知県(衣浦港務所)
42	衣浦港海岸 (半田地区)	72号防潮扉	半田市幸町1丁目	アルミ合金製横引扉	愛知県(衣浦港務所)
43	衣浦港海岸 (半田地区)	73号防潮扉	半田市新栄町	アルミ合金製横引扉	愛知県(衣浦港務所)
44	衣浦港海岸 (半田地区)	74号防潮扉	半田市新栄町	アルミ合金製横引扉	愛知県(衣浦港務所)
45	衣浦港海岸 (亀崎地区)	66号防潮扉	半田市亀崎町4丁目	アルミ合金製横引扉	愛知県(衣浦港務所)
46	衣浦港海岸 (亀崎地区)	68号防潮扉	半田市新居町5丁目	アルミ合金製横引扉	愛知県(衣浦港務所)
47	衣浦港海岸 (亀崎地区)	69号防潮扉	半田市亀崎町2丁目	アルミ合金製横引扉	愛知県(衣浦港務所)
48	衣浦港海岸 (亀崎地区)	70号防潮扉	半田市亀崎町2丁目	アルミ合金製横引扉	愛知県(衣浦港務所)
49	衣浦港海岸 (亀崎地区)	67号防潮扉	半田市亀崎町6丁目	アルミ合金製横引扉	愛知県(衣浦港務所)
50	衣浦港海岸 (亀崎地区)	亀崎排水樋門	半田市亀崎町5丁目	鉄製落戸	半田市
51	衣浦港海岸 (半田地区)	半田水門	半田市東浜町1丁目	鉄扉動力巻上式	愛知県(衣浦港務所)
52	衣浦港海岸	西億田樋門	半田市西億田町	前面ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ扉水位差ｽｲﾝｸﾞｹﾞｰﾄ 背面ｽﾃﾝﾚｽ扉電動ｽﾙｰｽｹﾞｰﾄ	愛知県(農水)、半田市
53	衣浦港海岸	乙川防潮樋門	半田市中午町・新居町	鉄扉動力引揚式ﾛｰﾗｰｹﾞｰﾄ	愛知県(農水)、半田市
54	衣浦港海岸	高砂樋門	半田市高砂町	前面ｽﾃﾝﾚｽ扉水位差ｽｲﾝｸﾞｹﾞｰﾄ 背面ｽﾃﾝﾚｽ扉電動ｽﾙｰｽｹﾞｰﾄ	愛知県(農水)、半田市
55	衣浦港海岸	康衛樋門	半田市瑞穂町	前面ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ扉水位差ｽｲﾝｸﾞｹﾞｰﾄ 背面ｽﾃﾝﾚｽ扉電動ｽﾙｰｽｹﾞｰﾄ	愛知県(農水)、半田市
56	阿久比川	末広樋門	半田市乙川末広町	鉄扉手動巻上式	半田市
57	衣浦港海岸	衣浦排水機場	半田市州の崎町	横軸斜流ポンプ	半田市

58	杁廻間池	杁廻間池樋門	半田市緑ヶ丘	鉄扉手動巻上式	半田市
59	葭池	葭池樋門	半田市南大矢知町	鉄扉手動巻上式	半田市
60	上池	上池樋門	半田市西生見町	鉄扉手動巻上式	半田市
61	七本木池	七本木池樋門	半田市一本木町	鉄扉手動巻上式	半田市
62	篭池	篭池樋門	半田市北大矢知町	鉄扉手動巻上式	半田市
63	池田大池	池田大池樋門	半田市池田町	鉄扉手動巻上式	半田市
64	古池	古池樋門	半田市大湯町	鉄扉手動巻上式	半田市
65	大曽池	大曽池樋門	半田市大湯町	鉄扉手動巻上式	半田市
66	椎ノ木大池	椎ノ木大池樋門	半田市椎ノ木町	鉄扉手動巻上式	半田市
67	親池	親池樋門	半田市清城町	鉄扉手動巻上式	半田市
68	浜池	浜池樋門	半田市柊町	鉄扉手動巻上式	半田市
69	東午ケ池	東午ケ池樋門	半田市岩滑西町	鉄扉手動巻上式	半田市
70	西午ケ池	西午ケ池樋門	半田市岩滑西町	鉄扉手動巻上式	半田市
71	横川池	横川池樋門	半田市横川町	鉄扉手動巻上式	半田市
72	新池	新池樋門	半田市新池町	鉄扉手動巻上式	半田市
73	宮池(成岩)	宮池樋門	半田市南二ツ板町	鉄扉手動巻上式	半田市
74	吉田池	吉田池樋門	半田市田代町	鉄扉手動巻上式	半田市
75	宮池(住吉)	宮池樋門	半田市宮路町	鉄扉手動巻上式	半田市
76	稗田川左岸	東億田排水樋門	半田市東億田町	鉄製手動巻上式	半田市
77	稗田川左岸	中億田排水樋門	半田市中億田町	鉄製手動巻上式	半田市
78	十ケ川右岸	五番川防潮樋門	半田市東本町	鉄製手動巻上式	半田市
79	阿久比川	北浜田排水ポンプ場	半田市住吉町4丁目	立軸斜流ポンプ	半田市
80	阿久比川	吉野排水ポンプ場	半田市乙川吉野町	立軸斜流ポンプ	半田市
81	稗田川	若宮排水ポンプ場	半田市乙川稗田町	立軸斜流ポンプ・水中ブレードレスポンプ・水中渦巻斜流ポンプ	半田市
82	稗田川	億田排水機場	半田市中億田町	水中軸流ポンプ	半田市
83	新居入江	中午排水機場	半田市中午町	水中軸流ポンプ・水中ブレードレスポンプ	半田市
84	新居入江	新居排水ポンプ場	半田市新居町6丁目	立軸斜流ポンプ	半田市
85	衣浦港海岸	瑞穂排水ポンプ場	半田市瑞穂町7丁目	立軸斜流ポンプ	半田市
86	半田港入江	新川排水機場	半田市南末広町	水中軸流ポンプ・水中ブレードレスポンプ	半田市
87	衣浦港海岸	北新田排水機場	半田市港町3丁目	立型軸流ポンプ・水中軸流ポンプ	半田市
88	衣浦港海岸	東成岩排水ポンプ場	半田市新浜町	立軸斜流ポンプ	半田市
89	神戸川	有楽排水ポンプ場	半田市川崎町1丁目	立軸斜流ポンプ	半田市
90	神戸川	宮本排水機場	半田市宮本町3丁目	水中渦巻斜流ポンプ・水中ブレードレスポンプ	半田市
91	衣浦港海岸	旭排水ポンプ場	半田市川崎町1丁目	立軸斜流ポンプ	半田市

92	須賀川	須賀川樋門	東浦町大字藤江字川北	鋼製ローラーゲート(エンジン)	愛知県(建設)
93	豆搗川	豆搗川樋門	東浦町大字石浜・生路	鋼製ローラーゲート(エンジン)	愛知県(建設)
94	明徳寺川	明徳寺川樋門	東浦町大字石浜	鋼製ローラーゲート(エンジン)	愛知県(建設)
95	五箇村川	五ケ村川樋門	東浦町大字緒川字流作	鋼製ローラーゲート(電動)	愛知県(建設)
96	東浦海岸	成実新田排水樋門	東浦町大字石浜字成実新田・六ノ切	前面ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ扉水位差ｽｲﾝｸﾞｹﾞｰﾄ 背面ｽﾃﾝﾚｽ扉手動ｽﾙｰｽｹﾞｰﾄ	愛知県(農水)
97	衣浦港海岸	新々田排水樋門	東浦町大字生路字新々田	前面ｽﾃﾝﾚｽ扉水位差ｽｲﾝｸﾞｹﾞｰﾄ 背面ｽﾃﾝﾚｽ扉手動ｽﾙｰｽｹﾞｰﾄ	愛知県(農水)
98	衣浦港海岸	鍋屋新田排水樋門	東浦町大字藤江字鍋屋新田	前面ｽﾃﾝﾚｽ扉水位差ｽｲﾝｸﾞｹﾞｰﾄ 背面ｽﾃﾝﾚｽ扉電動巻上式ｽﾙｰｽｹﾞｰﾄ	愛知県(農水)
99	衣浦港海岸	亥子新田排水樋門	東浦町大字藤江字亥子新田	前面ｽﾃﾝﾚｽ扉水位差ｽｲﾝｸﾞｹﾞｰﾄ 背面鉄扉手動ｽﾙｰｽｹﾞｰﾄ	愛知県(農水)
100	衣浦港海岸 (洲の崎東浦地区)	防潮樋門	東浦町大字藤江字南栄町	スルースゲート　1門 マイターゲート　2門	東浦町
101	東浦海岸	石浜排水機場	東浦町大字石浜字南成実	φ350㎜×15KW×1台	東浦町
102	東浦海岸	生路排水機場	東浦町大字生路字新々田	φ700㎜×55KW×1台　φ1,000㎜×96KW×1台	東浦町
103	東浦海岸	鍋屋新田排水機場	東浦町大字藤江字稲栄二区	φ1,200㎜×170KW×1台　φ700㎜×55KW×1台	東浦町
104	境川	村木江川排水機場	東浦町大字緒川字流作	φ1,200㎜×147KW×1台　φ800㎜×75KW×1台	東浦町
105	東浦海岸	南栄排水機場	東浦町大字藤江字皆栄新田	φ600㎜×37KW×1台　φ900㎜×88KW×1台	東浦町
106	東浦海岸	藤江ポンプ場	東浦町大字藤江字亥子新田	φ900mm×150Kw×3台 φ700mm×90Kw×1台	東浦町
107	五箇村川	緒川ポンプ場	東浦町大字緒川字旭	φ1,200mm×280Kw×2台	東浦町
108	五箇村川	五ケ村川第1排水機場	東浦町大字緒川字北新田	φ1,000㎜×130KW×1台 φ1350㎜×221KW×1台	東浦町
109	五箇村川	辰新田排水機場	東浦町大字緒川字辰新田1区	φ500㎜×22KW×1台	東浦町
110	五箇村川	緒川第2排水機場	東浦町大字緒川字東新町	φ700㎜×45KW×1台　φ600㎜×37KW×1台	東浦町
111	五箇村川	成実新田排水機場	東浦町大字石浜字北成実	φ1,000㎜×120KW×1台 φ1,200㎜×147KW×1台	東浦町
112	石ヶ瀬川	森岡ポンプ場	東浦町大字森岡字栄北	φ700mm×97Kw×1台 φ700mm×101Kw×3台	東浦町
113	境川	五ケ村川第3排水機場	大府市北崎町東新田	φ1,000㎜×130KW×1台 φ1,500㎜×400PS×1台	大府市
114	石ケ瀬川	島田排水機場	大府市月見町2丁目	φ300㎜×19KW×2台	大府市

115	境川	横根川排水機場	大府市横根町新江	φ900㎜×140KW×1台 φ1,350㎜×360PS×1台 φ700㎜×80KW×1台 φ1,000㎜×210PS×1台 φ250㎜×11KW×1台	大府市
116	境川	五ケ村川第2排水機場	大府市大東町5丁目	φ700mm×75kw×1台 φ1,200mm×228kw×1台(大府江川工区) φ1,350mm×353kw×1台(横根川工区)	大府市
117	鞍流瀬川	江端ポンプ場	大府市月見町4丁目	φ800mm×原動機120kW(電動機110kW)×1台 φ1,000mm×300ps×2台	大府市
118	鞍流瀬川	伊勢木ポンプ場	大府市柊山町一丁目	φ800mm×140ps×3台	大府市
119	石ヶ瀬川	深田ポンプ場	大府市森岡町七丁目	φ500mm×21kw×2台	大府市
120	東海海岸 (東海北地区)	土留木川樋門	東海市名和町	鋼製スルールゲート(エンジン)	愛知県(建設)
121	大田川	大田川樋門	東海市大田町	鋼製ローラーゲート(電動)	愛知県(建設)
122	信濃川	信濃川樋門	東海市養父町	鋼製ローラーゲート(電動)	愛知県(建設)
123	土留木川	南柴田樋門	東海市南柴田町	前面ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ扉水位差ｽｲﾝｸﾞｹﾞｰﾄ 背面ｽﾃﾝﾚｽ扉電動ｽﾙｰｽｹﾞｰﾄ	愛知県(農水) 東海市
124	東海海岸	元浜陸閘	東海市元浜町	ステンレス手動横引式	愛知県(建設)
125	東海海岸	天宝新田排水機場	東海市横須賀町天宝新田	φ1,000㎜×145PS×1台 φ700㎜×60～64PS×1台 φ600㎜×45KW×1台 φ400㎜×30KW×1台 φ350㎜×15KW×1台	東海市
126	大田川	川北新田排水機場	東海市大田町川北新田	φ900㎜×100PS×1台 φ500㎜×30KW×1台 φ400㎜×22KW×1台	東海市
127	大田川	川北第2排水機場	東海市大田町上浜田	φ500㎜×30KW×2台	東海市
128	信濃川	養父新田排水機場	東海市養父町中川	φ400㎜×30KW×1台 φ600㎜×45KW×1台	東海市
129	大田川	加木屋第3排水機場	東海市加木屋町裾	φ500㎜×30KW×1台 φ400㎜×22KW×1台	東海市
130	知多海岸	日長川水門	知多市日長	鋼製ローラーゲート(電動)	愛知県(建設)
131	美濃川	美濃川防潮樋門	知多市新知	鉄扉動力巻上式	知多市
132	新川	大草排水機場	知多市大草四方田	φ1,000㎜×130PS×1台 φ900㎜×75KW×1台 φ700㎜×75KW×1台 φ150㎜×11KW×1台 φ250㎜×11KW×1台	知多市
133	矢田川	矢田川水門	常滑市大野町4丁目	鋼製ローラーゲート(電動)	愛知県(建設)
134	常滑海岸 (多屋地区)	大和川樋門	常滑市多屋町2丁目	ステンレス製スルースゲート(手動)	愛知県(建設)
135	常滑海岸 (りんくう町地区)	浜田川樋門	常滑市りんくう町1丁目	ステンレス製ローラーゲート(電動)	愛知県(建設)

136	常滑海岸 (西阿野熊野地区)	唐崎川樋門	常滑市阿野町2丁目	鋼製ローラーゲート(エンジン)	愛知県(建設)
137	常滑海岸 (小鈴谷坂井地区)	坂井海岸樋門	常滑市坂井字西側	ステンレス製スルースゲート(手動)	愛知県(建設)
138	常滑海岸 (坂井地区)	坂井川樋門	常滑市坂井字落田	ステンレス製スルースゲート(手動)	愛知県(建設)
139	常滑港海岸 (常滑地区)	北条橋2号樋門	常滑市新開町5丁目	ステンレス扉巻上式	愛知県(衣浦港務所)
140	常滑港海岸 (常滑地区)	口田川樋門	常滑市本町1丁目	ステンレス扉巻上式	愛知県(衣浦港務所)
141	常滑港海岸 (常滑地区)	大落川樋門	常滑市本町1丁目	ステンレス扉巻上式	愛知県(衣浦港務所)
142	常滑港海岸 (常滑地区)	湊川樋門	常滑市市場町1丁目	ステンレス扉巻上式	愛知県(衣浦港務所)
143	常滑港海岸 (常滑地区)	新居川樋門	常滑市樽水町1丁目	ステンレス扉巻上式	愛知県(衣浦港務所)
144	常滑港海岸 (常滑地区)	樽水川樋門	常滑市樽水町2丁目	ステンレス扉巻上式	愛知県(衣浦港務所)
145	常滑港海岸 (常滑地区)	ボートレース常滑門扉	常滑市新開町5丁目	アルミ合金製横引ゲート	愛知県(衣浦港務所)
146	常滑港海岸 (常滑地区)	常滑港6号門扉	常滑市新開町5丁目	アルミ電動式引戸	愛知県(衣浦港務所)
147	常滑港海岸 (常滑地区)	常滑港9号門扉	常滑市新開町5丁目	アルミ引戸	愛知県(衣浦港務所)
148	常滑港海岸 (常滑地区)	常滑港10号門扉	常滑市新開町5丁目	アルミ電動式引戸	愛知県(衣浦港務所)
149	常滑港海岸 (常滑地区)	常滑港11号門扉	常滑市本町1丁目	アルミ電動式引戸	愛知県(衣浦港務所)
150	常滑港海岸 (常滑地区)	常滑港12号門扉	常滑市市場町1丁目	アルミ電動式引戸	愛知県(衣浦港務所)
151	常滑港海岸 (常滑地区)	常滑港13号門扉	常滑市市場町1丁目	アルミ電動式引戸	愛知県(衣浦港務所)
152	常滑港海岸 (常滑地区)	常滑港14号門扉	常滑市保示町1丁目	アルミ電動式引戸	愛知県(衣浦港務所)
153	常滑港海岸 (常滑地区)	常滑港15号門扉	常滑市保示町1丁目	アルミ電動式引戸	愛知県(衣浦港務所)
154	常滑港海岸 (常滑地区)	常滑港16号門扉	常滑市保示町1丁目	アルミ電動式引戸	愛知県(衣浦港務所)
155	常滑港海岸 (常滑地区)	常滑港17号門扉	常滑市保示町3丁目	アルミ電動式引戸	愛知県(衣浦港務所)
156	常滑港海岸 (常滑地区)	りんくう1号門扉	常滑市りんくう町3丁目	アルミ引戸	愛知県(衣浦港務所)
157	常滑港海岸 (常滑地区)	りんくう2号門扉	常滑市りんくう町3丁目	アルミ引戸	愛知県(衣浦港務所)

158	常滑港海岸 （常滑地区）	りんくう3号門扉	常滑市りんくう町3丁目	アルミ引戸	愛知県（衣浦港務所）
159	常滑港海岸 （常滑地区）	りんくう4号門扉	常滑市りんくう町3丁目	アルミ引戸	愛知県（衣浦港務所）
160	常滑港海岸 （常滑地区）	りんくう5号門扉	常滑市新開町6丁目	アルミ引戸	愛知県（衣浦港務所）
161	常滑港海岸 （常滑地区）	常滑港角落し	常滑市保示町1丁目	アルミ角落し	愛知県（衣浦港務所）
162	常滑海岸 (西之口蒲池地区)	蒲池海岸門扉	常滑市小林町1丁目	アルミニウム合金製横引ゲート	愛知県（建設）
163	常滑海岸 (りんくう町地区)	浜田川西陸閘	常滑市りんくう町1丁目	アルミニウム合金製横引ゲート	愛知県（建設）
164	常滑海岸 (西阿野地区)	常滑港19号門扉	常滑市阿野町2丁目	アルミニウム合金製横引ゲート	愛知県（建設）
165	常滑海岸 (小鈴谷坂井地区)	坂井海岸1号門扉	常滑市坂井字落田	アルミニウム合金製横引ゲート	愛知県（建設）
166	矢田川	小倉1号樋門	常滑市小倉町1丁目	鉄扉巻上式	常滑市
167	矢田川	小倉2号樋門	常滑市小倉町6丁目	ステンレス扉電動巻上式	常滑市
168	前山川	小倉4号樋門	常滑市小倉町7丁目	鉄扉巻上式	常滑市
169	前山川	宮山樋門	常滑市金山字堀田	鉄扉巻上式	常滑市
170	常滑海岸 (西之口蒲池地区)	西之口雨水幹線樋門	常滑市西之口8丁目	ステンレス扉電動巻上式	常滑市
171	常滑海岸 (西之口蒲池地区)	押切雨水幹線樋門	常滑市住吉町2丁目	ステンレス扉巻上式	常滑市
172	鬼崎漁港海岸	鬼崎雨水幹線1号樋門	常滑市小林町3丁目	ステンレス扉巻上式	常滑市
173	鬼崎漁港海岸	鬼崎雨水幹線2号樋門	常滑市蒲池町3丁目	鉄扉巻上式	常滑市
174	鬼崎漁港海岸	玉越下水路樋門	常滑市新田町2丁目	ステンレス扉発動巻上式	常滑市
175	鬼崎漁港海岸	榎戸2号樋門	常滑市港町3丁目	ステンレス扉巻上式	常滑市
176	鬼崎漁港海岸	井口川樋門	常滑市新浜町1丁目	ステンレス扉巻上式	常滑市
177	常滑海岸 (多屋地区)	多屋1号樋門	常滑市末広町2丁目	ステンレス扉巻上式	常滑市
178	常滑海岸 (多屋地区)	多屋2号樋門	常滑市多屋町2丁目	木扉巻上式	常滑市
179	常滑海岸 (多屋地区)	多屋北部雨水幹線樋門	常滑市多屋町2丁目	ステンレス扉巻上式	常滑市
180	常滑港	塩田水路樋門	常滑市塩田町1丁目	鉄扉巻上式	常滑市
181	常滑港	忠田雨水幹線樋門	常滑市塩田町5丁目	鉄扉巻上式	常滑市
182	常滑海岸 （西阿野・熊野地区）	馬場川樋門	常滑市熊野町1丁目	ステンレス扉発動巻上式	常滑市
183	苅屋漁港海岸	北前川樋門	常滑市古場町4丁目	合成木材扉巻上式	常滑市

184	苅屋漁港海岸	境川樋門	常滑市古場町5丁目	ステンレス扉巻上式	常滑市
185	苅屋漁港海岸	城下川樋門	常滑市苅屋町4丁目	ステンレス扉巻上式	常滑市
186	小鈴谷漁港海岸(大谷地区)	輪ノ内下水路樋門	常滑市大谷字輪ノ内	ステンレス扉巻上式	常滑市
187	小鈴谷漁港海岸(大谷地区)	大谷川樋門	常滑市大谷字奥条	鉄扉電動巻上式	常滑市
188	小鈴谷漁港海岸(大谷地区)	大谷川2号樋門	常滑市大谷字奥条	ステンレス扉巻上式	常滑市
189	小鈴谷漁港海岸(小鈴谷地区)	小鈴谷川樋門	常滑市小鈴谷字赤松	ステンレス扉巻上式	常滑市
190	大野漁港海岸	大野海岸門扉	常滑市大野町1丁目	アルミ引戸	常滑市
191	大野漁港海岸	大野漁港防潮門扉	常滑市大野町8丁目	アルミ引戸	常滑市
192	鬼崎漁港海岸	蒲池1号門扉	常滑市蒲池町3丁目	アルミ引戸	常滑市
193	鬼崎漁港海岸	鬼崎防潮門扉	常滑市港町1丁目	アルミ引戸	常滑市
194	鬼崎漁港海岸	榎戸2号防潮門扉	常滑市港町2丁目	鉄扉引戸	常滑市
195	鬼崎漁港海岸	榎戸3号防潮門扉	常滑市港町2丁目	鉄扉引戸	常滑市
196	鬼崎漁港海岸	榎戸4号防潮門扉	常滑市港町2丁目	鉄扉引戸	常滑市
197	苅屋漁港海岸	古場1号防潮門扉	常滑市古場町1丁目	鉄扉引戸	常滑市
198	苅屋漁港海岸	苅屋4号防潮門扉	常滑市苅屋町1丁目	アルミ引戸	常滑市
199	苅屋漁港海岸	苅屋1号防潮門扉	常滑市苅屋町3丁目	鉄扉引戸	常滑市
200	小鈴谷漁港海岸(大谷地区)	大谷防潮門扉	常滑市大谷字奥条	アルミ引戸	常滑市
201	小鈴谷漁港海岸(小鈴谷地区)	小鈴谷2号防潮門扉	常滑市小鈴谷字ヘリ地	アルミ引戸	常滑市
202	矢田川	小倉排水機場	常滑市小倉町6丁目	φ1,000㎜×60KW×1台（モーター） φ1,000㎜×60KW×1台(ディーゼル)	常滑市
203	前山川	西之口ポンプ場	常滑市大野町10丁目	φ400㎜×22KW×2台 φ600㎜×45KW×1台	常滑市
204	前山ダム貯水池	前山ダム貯水池	常滑市金山字出地田	スルースゲート	水資源機構
205	常滑北部排水	常滑北部ポンプ場	常滑市鯉江本町3丁目	φ500㎜×40KW×1台(モーター) φ900㎜×130KW×2台(ディーゼル)	常滑市
206	榎戸排水	榎戸ポンプ場	常滑市港町1丁目	φ1,000㎜×120KW×1台(モーター) φ1,000㎜×175PS×2台(ディーゼル)	常滑市
207	多屋南部排水	多屋南部ポンプ場	常滑市末広町3丁目	φ1,000㎜×150KW×1台(モーター) φ1,000㎜×230PS×1台(ディーゼル)	常滑市
208	石川	石川浅水川樋門	武豊町字北曲輪	鋼製フラップ付ローラーゲート(エンジン)	愛知県(建設)

209	新川	新川水門	武豊町大字東大高	鋼製ローラーゲート(電動)	愛知県(建設)
210	衣浦港海岸 (冨貴・武豊地区)	武豊水門	武豊町字沢田新田	鉄扉動力巻上式	愛知県(衣浦港務所)
211	衣浦港海岸 (冨貴・武豊地区)	7号防潮扉	武豊町字五号地	鉄製横引扉	愛知県(衣浦港務所)
212	衣浦港海岸 (冨貴・武豊地区)	6号防潮扉	武豊町字明神戸	アルミ合金製横引扉	愛知県(衣浦港務所)
213	衣浦港海岸 (冨貴・武豊地区)	5号防潮扉	武豊町字明神戸	アルミ合金製横引扉	愛知県(衣浦港務所)
214	衣浦港海岸 (冨貴・武豊地区)	4号防潮扉	武豊町字明神戸	アルミ合金製横引扉	愛知県(衣浦港務所)
215	衣浦港海岸 (冨貴・武豊地区)	3号防潮扉	武豊町字道仙田	アルミ合金製横引扉	愛知県(衣浦港務所)
216	衣浦港海岸 (冨貴・武豊地区)	2号防潮扉	武豊町字一号地	鉄製横引扉	愛知県(衣浦港務所)
217	衣浦港海岸 (冨貴・武豊地区)	浦島樋門	武豊町大字東大高字中浜田 字浦之島	ステンレス扉動力巻上式	愛知県(衣浦港務所)
218	衣浦港海岸 (冨貴・武豊地区)	北川樋門	武豊町大字富貴字北側 字森万新田	ステンレス扉動力巻上式	愛知県(衣浦港務所)
219	衣浦港海岸 (冨貴・武豊地区)	石田川樋門	武豊町大字富貴字市場 字南側	鉄扉動力巻上式	愛知県(衣浦港務所)
220	衣浦港海岸 (冨貴・武豊地区)	篭田川樋管	武豊町大字富貴字篭田	鉄扉手動巻上式	愛知県(衣浦港務所)
221	衣浦港海岸 (冨貴・武豊地区)	笠松川樋門	武豊町大字富貴字蔵ノ内 字笠松	ステンレス扉手動巻上式	愛知県(衣浦港務所)
222	衣浦港海岸 (冨貴・武豊地区)	小松川樋門	武豊町大字富貴字笠松	鉄扉手動巻上式	愛知県(衣浦港務所)
223	衣浦港海岸 (冨貴・武豊地区)	旭樋門	武豊町字旭 大字東大高字中浜田	ステンレス扉動力巻上式	愛知県(衣浦港務所)
224	石川	川鉄樋門	武豊町字北曲輪	鉄扉手動巻上式	武豊町
225	武豊海岸	上ケ第1ポンプ場	武豊町字七号地	φ1,100㎜×310PS×2台 φ900㎜×220PS×2台	武豊町
226	武豊海岸	上ケ第2ポンプ場	武豊町字沢田新田	φ900㎜×110PS×2台	武豊町
227	武豊海岸	中浜田樋門	武豊町大字東大高	木扉手動巻上式	武豊町
228	武豊海岸	大足第1ポンプ場	武豊町字明神戸	φ1,000㎜×220PS×2台 φ400㎜×33PS×1台	武豊町

229	美浜海岸	布土川樋門	美浜町大字布土	鋼製ローラーゲート(エンジン)	愛知県(建設)
230	美浜海岸	大池川樋門	美浜町大字布土	ステンレス製スライドゲート(電動)	愛知県(建設)
231	美浜海岸	和田川樋門	美浜町大字布土	ステンレス製スライドゲート(電動)	愛知県(建設)
232	美浜海岸	時志川樋門	美浜町大字時志	鋼製ローラーゲート(エンジン)	愛知県(建設)
233	河和港	北方川樋門	美浜町大字北方	ステンレス製ローラーゲート(手動)	愛知県(建設)
234	河和港	桟橋入口門扉	美浜町大字北方	ステンレス製スイングゲート(電動)	愛知県(建設)
235	河和港	新江川樋門	美浜町大字河和	鋼製ローラーゲート(電動)	愛知県(建設)
236	河和港	中川樋門	美浜町大字河和	ステンレス製スライドゲート(手動)	愛知県(建設)
237	美浜海岸	上前田川樋門	美浜町大字河和	木製スルースゲート(手動)	愛知県(建設)
238	美浜海岸	古江川樋門	美浜町大字河和	ステンレス製ローラーゲート(電動)	愛知県(建設)
239	美浜海岸	大川樋門	美浜町大字浦戸	鋼製ローラーゲート(エンジン)	愛知県(建設)
240	美浜海岸	古布樋門	美浜町大字古布	ステンレス製ローラーゲート(手動)	愛知県(建設)
241	美浜海岸	五宝川樋門	美浜町大字豊丘	鋼製ローラーゲート(エンジン)	愛知県(建設)
242	山王川	山王川樋門	美浜町大字奥田	鋼製桁構造ローラーゲート(電動)	愛知県(建設)
243	美浜海岸	杉谷川樋門	美浜町大字野間	鋼製桁構造ローラーゲート(電動)	愛知県(建設)
244	冨具崎港	冨具崎川樋門	美浜町大字野間	アルミ合金製ローラーゲート(エンジン)	愛知県(建設)
245	美浜海岸	小野浦樋門	美浜町大字小野浦	鋼製ローラーゲート(電動)	愛知県(建設)
246	上野間漁港	上野間漁港防潮樋門	美浜町大字上野間	鋼製ローラーゲート(電動)	美浜町
247	内海川	内海川水門	南知多町大字内海	鋼製シェル構造ローラーゲート(電動)	愛知県(建設)
248	山海川	山海川水門	南知多町大字山海	鋼製プレートガータ式ローラーゲート(電動)	愛知県(建設)
249	豊浜漁港	百々川樋門	南知多町大字豊浜	ステンレス製ローラーゲート(電動)	愛知県(建設)
250	豊浜漁港	鳥居川樋門	南知多町大字豊浜	ステンレス製ローラーゲート(電動)	愛知県(建設)
251	豊浜漁港	高浜谷川樋門	南知多町大字豊浜	鋼製ローラーゲート(電動)	愛知県(建設)
252	豊浜漁港	小佐川樋門	南知多町大字豊浜	鋼製ローラーゲート(電動)	愛知県(建設)
253	師崎漁港	師崎川樋門	南知多町大字師崎	鋼製ローラーゲート(電動)	愛知県(建設)
254	師崎漁港	旭川樋門	南知多町大字片名	ステンレス製ローラーゲート(電動)	愛知県(建設)
255	師崎漁港	片名川樋門	南知多町大字片名	ステンレス製ローラーゲート(電動)	愛知県(建設)
256	師崎海岸	山田川樋門	南知多町大字大井	ステンレス製ローラーゲート(電動)	愛知県(建設)
257	師崎海岸	浜辺排水樋門	南知多町大字大井	ステンレス製スルースゲート(手動)	愛知県(建設)
258	浜田川	浜田川2号樋門	南知多町大字内海	鉄扉手動巻上式	南知多町
259	大清水川	大清水川樋門	南知多町大字内海	鉄扉手動巻上式	南知多町
260	井ヶ奥川	井ヶ奥川樋門	南知多町大字大井	ステンレス扉手動巻上式	南知多町
261	大井川	大井川樋門	南知多町大字大井	ステンレス扉電力巻上式	南知多町
262	塩屋川	塩屋川樋門	南知多町大字大井	鉄扉手動巻上式	南知多町

263	木川	木川樋門	南知多町大字豊丘	ステンレス扉電力巻上式	南知多町
264	境川	境川樋門	南知多町大字豊丘	ステンレス扉手動巻上式	南知多町
265	長谷川	長谷川樋門	南知多町大字片名	ステンレス扉手動巻上式	南知多町
266	山海川	後田樋門	南知多町大字山海	ステンレス扉手動巻上式	南知多町
267	内海川	内海川楠樋門	南知多町大字内海	鉄扉手動巻上式	南知多町
268	大井海岸	南知多町1号樋門	南知多町大字大井	ステンレス扉手動スルースゲート	南知多町
269	大井海岸	南知多町2号樋門	南知多町大字大井	ステンレス製手動スルースゲート	南知多町
270	十ケ川	阿久比地区調整樋門	阿久比町大字横松	鉄製ローラーゲート	阿久比町
271	阿久比川	阿久比排水機場	阿久比町大字横松	φ1,200㎜×260KW×1台 φ1,100㎜×210KW×1台	阿久比町
	計	271 箇所			

(5) 西三河建設事務所管内

番号	河川海岸名	名　　称	所　在　地	構　　造	管　理　者
1	巴川	細川頭首工取入樋門	岡崎市細川町	油圧巻上式	愛知県(農水)
2	矢作古川	古川頭首工	西尾市鵜ヶ池町	鋼製ローラーゲート電動	愛知県(農水)
3	広田川	吉良頭首工	西尾市吉良町岡山	ステンレス製ローラーゲート電動	愛知県(農水)
4	乙川	乙川頭首工取入樋門	岡崎市天白町	電動巻上式	愛知県(農水)
5	矢作川	渡放流樋門	岡崎市渡町	電動巻上式	岡崎市
6	矢作古川	古川用水取入樋門	西尾市鵜ヶ池町	ステンレス製スルースゲート電動(手)	愛知県(農水)
7	矢作古川	古川放流樋門	西尾市鵜ヶ池町	鋼製スルースゲート電動(手)	農林水産省
8	広田川・矢作古川	(吉良頭首工) 調整樋門	西尾市吉良町岡山	広田川側 ステンレス製スルースゲート電動(手) 矢作古川側 マイターゲート水位差	愛知県(農水)
9	広田川	吉良用水取入樋門	西尾市吉良町岡山	ステンレス製スルースゲート電動(手)	愛知県(農水)
10	衣浦港海岸 (平坂地区)	平坂樋門	西尾市平坂町	鉄扉自家発電動式	愛知県(建設)
11	衣浦港海岸 (平坂地区)	1号防潮扉	西尾市平坂町丸山	鉄製横引扉	愛知県(港務所)
12	衣浦港海岸 (平坂地区)	南浜屋敷樋管	西尾市楠村町南浜屋敷	表フラップゲート水位差 裏スルースゲート手動	愛知県(港務所)
13	衣浦港海岸 (平坂地区)	寺津北部樋門	西尾市寺津町五十間	表マイターゲート水位差 裏スルースゲート電動(手)	西尾市
14	衣浦港海岸 (市川地区)	市川樋門	西尾市平坂町	表スイングゲート水位差 裏スルースゲート電動(手)	愛知県(農水)

15	衣浦港海岸 (西小椰地区)	西小椰樋門	西尾市西小椰町	表スイングゲート水位差 裏スルースゲート電動(手)	愛知県(農水)
16	衣浦港海岸 (小栗地区)	小栗樋門	西尾市小栗町	表スイングゲート水位差 裏スルースゲート電動(手)	愛知県(農水)
17	衣浦港海岸 (奥田地区)	奥田樋門	西尾市奥田町	表スイングゲート水位差 裏スルースゲート電動(手)	愛知県(農水)
18	衣浦港海岸 (西尾地区)	南奥田第1樋門	西尾市南奥田町	表スイングゲート水位差 裏スルースゲート電動(手)	愛知県(農水)
19	寺津漁港海岸	古居樋門	西尾市寺津町	表スイングゲート水位差 裏スルースゲート電動(手)	愛知県(農水)
20	寺津漁港海岸	巨海樋門	西尾市巨海町	表スイングゲート水位差 裏スルースゲート手動	西尾市
21	衣浦港海岸 (中根地区)	中根樋門	西尾市中根町	表スイングゲート水位差 裏スルースゲート電動(手)	愛知県(農水)
22	栄生漁港海岸	北浜川樋門	西尾市中根町 西尾市一色町治明	表鋼製ローラーゲート 裏ｽﾃﾝﾚｽ製ローラーゲート(ｽｲﾝｸﾞ付)電動	愛知県(農水)
23	広田川・安藤川	御鍬樋門	西尾市高河原町	電動捲上式	西尾市
24	広田川	岡島樋門	西尾市岡島町	表スイングゲート水位差 裏スルースゲート手動	西尾市
25	広田川	家武駒場樋門	西尾市駒場町	表スイングゲート水位差 裏スルースゲート手動	西尾市
26	須美川	室善樋門	西尾市花蔵寺町	裏スルースゲート手動	西尾市
27	須美川	平原樋門	西尾市室町	表スイングゲート水位差 裏スルースゲート電動(手)	西尾市
28	北浜川	刈宿(堰)樋門	西尾市刈宿町	ローラーゲート電動	西尾土地改良区
29	北浜川	深池(堰)樋門	西尾市深池町	ローラーゲート電動	西尾土地改良区
30	北浜川	恵善排水機場	西尾市菱池町	φ450㎜×18.5KW×2台(M)	西尾市
31	北浜川	下矢田排水機場	西尾市下矢田町	φ400㎜×11KW×2台(M)	西尾市
32	北浜川	行用排水機場	西尾市行用町	φ1,000㎜×74KW×1台(E) φ1,000×75KW×1台(M)	西尾市
33	北浜川	深池排水機場	西尾市深池町	φ1,000㎜×61KW×1台(E) φ350mm×11KW×1台(M)	西尾市
34	衣浦港海岸 (奥田平坂地区)	平坂排水機場	西尾市平坂町下縄	φ1,000㎜×110PS×1台(E) φ800㎜×80PS×1台(E)	西尾市
35	衣浦港海岸 (市川地区)	市川排水機場	西尾市平坂町堤根敷	φ900㎜×120PS×1台(E) φ600㎜×37KW×1台(M)	西尾市

36	衣浦港海岸 (西小椰地区)	西小椰排水機場	西尾市西小椰町8丁目	φ1,000㎜×90KW×1台(E) φ700㎜×55KW×1台(M)	西尾市
37	衣浦港海岸 (奥田地区)	奥田排水機場	西尾市奥田町1丁目	φ1,200㎜×160PS×1台(M) φ800㎜×75KW×1台(M)	西尾市
38	衣浦港海岸 (奥田平坂地区)	南奥田第2排水機場	西尾市南奥田町	φ1,000㎜×135PS×1台(E)	西尾市
39	衣浦港海岸 (西尾地区)	南奥田排水機場	西尾市南奥田町	φ500㎜×37KW×2台(M)	西尾市
40	衣浦港海岸 (小栗地区)	小栗東排水機場	西尾市小栗町6丁目	φ1200㎜×175PS×1台(E) φ700㎜×45KW×1台(M)	西尾市
41	寺津漁港海岸	古居第2排水機場	西尾市寺津町	φ1,350㎜×140PS×1台(E)	西尾市
42	寺津漁港海岸	古居第1排水機場	西尾市寺津町	φ900㎜×80PS×1台(E) φ600㎜×30KW×1台(M)	西尾市
43	衣浦港海岸 (中根地区)	中根排水機場	西尾市中根町三ノ割南	φ800㎜×56KW×1台(E) φ800㎜×52KW×1台(M)	西尾市
44	栄生漁港海岸	巨海排水機場	西尾市巨海町	φ800㎜×90KW×2台(M) φ400㎜×30KW×1台(M)	西尾市
45	栄生漁港海岸	北浜川排水機場	西尾市一色町治明	φ2,000㎜×490KW×1台(M) φ2000×540KW×1台(E)	西尾市
46	矢作川	堀割排水機場	西尾市中畑町	φ1,000㎜×170PS×1台(E) φ1,000㎜×120KW×1台(M)	西尾市
47	矢作川	西奥田排水機場	西尾市西奥田町	φ600㎜×90KW×1台(M)	西尾市
48	矢作古川	北浜古川排水機場	西尾市八ツ面町	φ1200㎜×270KW×1台(M) φ1200㎜×280KW×1台(E)	西尾市
49	広田川	高河原排水機場	西尾市高河原町	φ1,000㎜×170PS×1台(E) φ300mm×22KW×1台(M)	西尾市
50	広田川	岡島第1排水機場	西尾市岡島町	φ1,300㎜×255PS×1台(E) φ900㎜×95KW×1台(M) φ500mm×22KW×1台(M)	西尾市
51	広田川	岡島第2排水機場	西尾市駒場町	φ1,200㎜×140KW×1台(M) φ800㎜×65KW×1台(M)	西尾市
52	広田川	駒場第2排水機場	西尾市駒場町	φ600㎜×50KW×2台(M)	西尾市
53	広田川	下羽角排水機場	西尾市下羽角町	φ400㎜×22KW×2台(M)	西尾市
54	須美川	室善排水機場	西尾市花蔵寺町	φ800㎜×115PS×1台(E)	西尾市
55	広田川	駒場第1排水機場	西尾市駒場町	φ800㎜×145PS×1台(E)	西尾市
56	広田川	貝吹排水機場	西尾市貝吹町	φ700㎜×50KW×1台(M)	西尾市
57	広田川	上羽角排水機場	西尾市上羽角町	φ200㎜×11KW×1台(M)	西尾市
58	須美川	室場南部排水機場	西尾市花蔵寺町	φ1,000㎜×160KW×1台(M)	西尾市
59	須美川	花蔵寺排水機場	西尾市花蔵寺町	φ200㎜×11KW×1台(M) φ400㎜×30KW×1台(M)	西尾市
60	須美川	平原排水機場	西尾市室町	φ1,000㎜×150PS×1台(E) φ700㎜×55KW×2台(M)	西尾市
61	須美川	家武排水機場	西尾市家武町	φ600㎜×75PS×1台(E)	西尾市

62	須美川	善明排水機場	西尾市善明町	φ400㎜×30KW×1台(M)	西尾市
63	安藤川	小島排水機場	西尾市小島町	φ600㎜×15KW×1台(M) φ1,000㎜×55KW×1台(M)	西尾市
64	矢作川	上町排水樋管	西尾市上町	スルースゲート手動	西尾市
65	矢作川	荒子排水樋管	西尾市米津町	スルースゲート手動	西尾市
66	矢作川	万日排水樋管	西尾市新渡場町	自動扉	西尾市
67	矢作川	小栗排水機場	西尾市小栗町	φ400㎜×45PS×2台	国土交通省
68	鹿乗川	荒井用水樋管	西尾市米津町	手動捲上式	西尾土地改良区
69	鹿乗川	米津排水樋管	西尾市米津町	スルースゲート手動	西尾市
70	鹿乗川	米中排水機場	西尾市米津町	φ900㎜×230KW×1台(M) φ900㎜×240KW×1台(M)	西尾市
71	朝鮮川	前田第1樋門	西尾市南中根町	マイターゲート	西尾市
72	朝鮮川	前田第2樋門	西尾市米津町	マイターゲート	西尾市
73	矢崎川	饗庭樋門	西尾市吉良町饗庭	表自動開閉　裏捲上扉	西尾市
74	矢崎川	小山田樋門	西尾市吉良町小山田	表自動開閉　裏捲上扉	西尾市
75	矢崎川	富好樋門	西尾市吉良町富好新田	表自動開閉　裏捲上扉	西尾市
76	矢崎川	荻原排水機樋門	西尾市吉良町荻原	表自動開閉　裏捲上扉	西尾市
77	矢崎川	酒井樋門	西尾市吉良町酒井	表自動開閉　裏捲上扉	西尾市
78	矢崎川	不動樋門	西尾市吉良町饗庭	表自動開閉　裏捲上扉	西尾土地改良区
79	矢崎川	津平樋門	西尾市吉良町友国	表自動開閉　裏捲上扉	西尾市
80	吉良海岸	高島新田樋門	西尾市吉良町吉田	表スイングゲート水位差 裏スルースゲート電動(手)	愛知県(農水)
81	吉良海岸	高島樋門	西尾市吉良町吉田	表マイターゲート水位差 裏ローラーゲート電動(手)	愛知県(農水)
82	吉良海岸	豊岡新田樋門	西尾市吉良町吉田	表スイングゲート水位差 裏スルースゲート電動(手)	愛知県(農水)
83	吉良海岸	大島排水機場樋門	西尾市吉良町吉田	表スイングゲート水位差 裏スルースゲート電動(手)	西尾市
84	吉良海岸	吉田樋門	西尾市吉良町吉田	表マイターゲート水位差 裏スルースゲート電動(手)	愛知県(農水)
85	吉良海岸	吉田新田樋門	西尾市吉良町吉田	表スイングゲート水位差及び スルースゲート電動(手) 裏スルースゲート電動(手)	愛知県(農水)
86	吉良海岸	白浜新田樋門	西尾市吉良町白浜新田	表スイングゲート水位差 裏スルースゲート電動(手)	愛知県(農水)

87	吉良海岸	白浜排水機樋門	西尾市吉良町白浜新田	表自動開閉　裏捲上扉	西尾市
88	吉田港海岸	西港防潮樋門	西尾市吉良町宮崎	ステンレス製手動巻上式	愛知県(建設)
89	吉田港海岸	吉運SS－06	西尾市吉良町宮崎	アルミ合金製横引扉	愛知県(建設)
90	吉田港海岸	吉運SS－07	西尾市吉良町宮崎	アルミ合金製横引扉	愛知県(建設)
91	吉田港海岸	吉運SS－08	西尾市吉良町宮崎	アルミ合金製横引扉	愛知県(建設)
92	吉田港海岸	吉運SS－13	西尾市吉良町宮崎	アルミ合金製横引扉	愛知県(建設)
93	矢作古川	防潮扉MS－18	西尾市吉良町吉田	ステンレス製スイングゲート	愛知県(建設)
94	矢作古川	防潮扉SS－21	西尾市吉良町大島	ステンレス製横引ゲート	愛知県(建設)
95	矢作古川	防潮扉SS－16	西尾市吉良町大島	ステンレス製横引ゲート	愛知県(建設)
96	矢崎川	酒井頭首工	西尾市吉良町酒井	自動捲上式	西尾土地改良区
97	矢崎川	津平頭首工	西尾市吉良町津平	ファブリダム	西尾土地改良区
98	矢崎川	宮迫頭首工	西尾市吉良町宮迫	ファブリダム	西尾土地改良区
99	矢崎川	吉建MS－05	西尾市吉良町吉田	ステンレス製スイングゲート	愛知県(建設)
100	矢崎川	吉建SS－03	西尾市吉良町吉田	ステンレス製横引ゲート	愛知県(建設)
101	矢崎川	中野樋門	西尾市吉良町中野	表自動開閉　裏捲上式	西尾市
102	矢崎川	友国(Ⅰ)樋門	西尾市吉良町友国	フラップゲート	西尾市
103	矢崎川	友国(Ⅱ)樋門	西尾市吉良町友国	フラップゲート	西尾市
104	矢崎川	友国(Ⅲ)樋門	西尾市吉良町友国	フラップゲート	西尾市
105	矢崎川	小牧樋門	西尾市吉良町寺嶋	表自動開閉式 裏手動捲上式	西尾土地改良区
106	矢崎川	都市下水荻原樋門	西尾市吉良町吉田	表裏自動捲上式	西尾市
107	中央幹線	離島頭首工	西尾市吉良町大島	ローラーゲート	西尾土地改良区
108	中央幹線	中央幹線連絡樋門	西尾市吉良町吉田	電動巻上式	西尾市
109	宮崎漁港海岸	1号陸閘	西尾市吉良町宮崎	手動式ステンレス製横引扉	西尾市
110	宮崎漁港海岸	2号陸閘	西尾市吉良町宮崎	手動式ステンレス製横引扉	西尾市
111	宮崎漁港海岸	3号陸閘	西尾市吉良町宮崎	手動式アルミ合金製横引扉	西尾市
112	宮崎漁港海岸	4号陸閘	西尾市吉良町宮崎	手動式アルミ合金製横引扉	西尾市
113	宮崎漁港海岸	6号陸閘	西尾市吉良町宮崎	手動式ステンレス製片開扉	西尾市
114	吉良海岸	吉田排水機場	西尾市吉良町吉田	φ1,200㎜×160PS×1台(E) φ1,000㎜×100PS×1台(E)	西尾市
115	吉良海岸	大島排水機場	西尾市吉良町吉田	φ1,000㎜×100PS×1台(E)　φ800㎜×70PS×1台(E)	西尾市
116	吉良海岸	横須賀排水機場	西尾市吉良町吉田	φ1,000㎜×80PS×1台(E)	西尾市
117	吉良海岸	白浜排水機場	西尾市吉良町白浜新田	φ1,000㎜×80KW×2台(E)	西尾市
118	吉良海岸	白浜第2排水機場	西尾市吉良町白浜新田	φ1,000㎜×150PS×1台(E) φ1,000㎜×110KW×1台(M)	西尾市

119	吉良海岸	高島排水機場	西尾市吉良町吉田	φ1,350㎜×196KW×2台(E)	西尾市
120	吉良海岸	高島第2排水機場	西尾市吉良町吉田	φ1,500㎜×260KW×1台(M)	西尾市
121	吉良海岸	吉田新田排水機場	西尾市吉良町吉田	φ1,350㎜×115KW×1台(M)	西尾市
122	矢崎川	饗庭排水機場	西尾市吉良町小山田	φ800㎜×45KW×1台(E) φ600㎜×30KW×1台(M)	西尾市
123	矢崎川	荻原排水機場	西尾市吉良町荻原	φ500㎜×30KW×1台(M) φ1,000㎜×112KW×1台(E)	西尾市
124	矢崎川	酒井排水機場	西尾市吉良町酒井	φ800㎜×80PS×1台(E) φ600㎜×30KW×1台(M)	西尾市
125	矢崎川	都市下水荻原排水機場	西尾市吉良町吉田	φ1,350㎜×310PS×1台 φ350㎜×15KW×1台	西尾市
126	矢崎川	小山田排水機場	西尾市吉良町小山田	φ1,200㎜×140KW×1台(M)	西尾市
127	矢作古川	内野排水機場	西尾市吉良町大島	φ600㎜×50PS×2台(E)	西尾市
128	矢作古川	桟敷排水機場	西尾市吉良町大島	φ250㎜×11KW×1台	西尾土地改良区
129	矢崎川	富好排水機場	西尾市吉良町富好新田	φ900㎜×60KW×1台(M)	西尾市
130	矢崎川	津平排水機場	西尾市吉良町津平	φ900㎜×90KW×1台(M) φ1,100㎜×132KW×1台(M)	西尾市
131	矢崎川	荻原第2排水機場	西尾市吉良町荻原	φ1350㎜×150KW×1台(M)	西尾市
132	矢崎川	饗庭排水機場	西尾市吉良町小山田	φ250㎜×15KW×1台	西尾市
133	矢崎川	酒井排水機場	西尾市吉良町酒井	φ200㎜×7.5KW×1台	西尾市
134	広田川	冨八排水機場	西尾市吉良町八幡川田	φ700㎜×110PS×1台(E)	西尾市
135	白浜遊水池	白浜五六排水機場	西尾市吉良町白浜新田	φ200㎜×15KW×1台	西尾土地改良区
136	吉良海岸	高山排水機場	西尾市吉良町吉田	φ250㎜×15KW×1台	西尾土地改良区
137	吉田遊水池	二割排水機場	西尾市吉良町吉田	φ300㎜×11KW×1台	西尾土地改良区
138	吉田遊水池	東高島排水機場	西尾市吉良町吉田	φ150㎜×3.7KW×1台	西尾土地改良区
139	吉田遊水池	万田排水機場	西尾市吉良町吉田	φ250㎜×5.5KW×1台	西尾土地改良区
140	一色海岸	千生新田樋門	西尾市一色町千間	表スイングゲート水位差 裏スルースゲート電動(手)	愛知県(農水)
141	一色海岸	千生排水機場	西尾市一色町千間	φ400㎜×22KW×2台(M)	西尾市
142	衣崎漁港海岸	真野(入江)樋門	西尾市一色町生田	表スイングゲート水位差 裏スルースゲート電動	西尾市
143	衣崎漁港海岸	中萱野樋門	西尾市一色町生田	表マイター及びスイングゲート水位差 裏スルースゲート電動(手)	愛知県(農水)
144	衣崎漁港海岸	生田排水機場	西尾市一色町生田	φ800㎜×110KW×1台(M) φ400㎜×30KW×1台(M)	西尾市
145	一色海岸	生田第2排水機場	西尾市一色町生田	φ1,350㎜×200PS×1台(E) φ700㎜×45KW×2台(M)	西尾市

146	一色海岸	竹生新田樋門	西尾市一色町生田	表スイングゲート水位差 裏スルースゲート電動(手)	愛知県(農水)
147	一色海岸	竹生新田排水機場	西尾市一色町生田	φ350㎜×22KW×1台(M) φ600㎜×50PS×1台(E)	西尾市
148	一色漁港海岸	酒手島樋門	西尾市一色町酒手島	表スイングゲート水位差 裏スルースゲート電動(手)	愛知県(農水)
149	一色漁港海岸	酒手島第1排水機場	西尾市一色町酒手島	φ800㎜×50KW×1台(M)	西尾市
150	一色漁港海岸	酒手島排水機場	西尾市一色町酒手島	φ800mm×78KW×1台(E)	西尾市
151	一色漁港海岸	鳥山樋門	西尾市一色町酒手島	表マイターゲート水位差 裏スルースゲート手動	愛知県(農水)
152	一色漁港海岸	鳥山排水機場	西尾市一色町酒手島	φ600㎜×37KW×1台(M)	西尾市
153	一色漁港海岸	坂田樋門	西尾市一色町坂田新田	表スイングゲート水位差 裏スルースゲート電動(手)	愛知県(農水)
154	一色漁港海岸	坂田排水機場	西尾市一色町坂田新田	φ400㎜×22KW×2台(M) φ300㎜×11KW×1台(M)	西尾市
155	一色漁港海岸	藤江樋門	西尾市一色町藤江	表スイングゲート水位差 裏スルースゲート電動(手)	愛知県(農水)
156	一色漁港海岸	藤江第1排水機場	西尾市一色町藤江	φ800㎜×75KW×1台(M) φ600㎜×45KW×1台(M)	西尾市
157	一色漁港海岸	藤江排水機場	西尾市一色町藤江	φ900㎜×72KW×1台(E) φ900㎜×75KW×1台(M)	西尾市
158	一色漁港海岸	一色悪水樋門	西尾市一色町一色	表マイターゲート水位差 裏ローラーゲート電動(手)	西尾土地改良区
159	一色漁港海岸	前野排水機場	西尾市一色町一色	φ1,300㎜×160KW×2台(M) φ1,300㎜×215PS×1台(E)	西尾市
160	一色漁港海岸	東実録第1樋門	西尾市一色町小藪	表スイングゲート水位差 裏スルースゲート手動	愛知県(建設)
161	一色漁港海岸	東実録第2樋門	西尾市一色町小藪	表スイングゲート水位差 裏スルースゲート電動(手)	愛知県(農水)
162	一色漁港海岸	一色西部排水機場	西尾市一色町小藪	φ1,000㎜×95KW×1台(E)	西尾市
163	一色漁港海岸	東実録第1排水機場	西尾市一色町小藪	φ600㎜×30KW×1台(M)	西尾市
164	一色漁港海岸	東実録第2排水機場	西尾市一色町小藪	φ1350㎜×150KW×1台(M) φ900㎜×70KW×1台(M)	西尾市

165	一色海岸	西実録第1樋門	西尾市一色町細川	表スイングゲート水位差 裏スルースゲート電動(手)	愛知県(農水)
166	一色海岸	西実録第2樋門	西尾市一色町細川	表スイングゲート水位差 裏スルースゲート電動(手)	愛知県(農水)
167	一色海岸	西実録排水機場	西尾市一色町細川	φ600㎜×45KW×1台(M)	西尾市
168	衣浦港海岸 (細川地区)	細川樋門	西尾市一色町細川	表スイングゲート水位差 裏スルースゲート電動(手)	愛知県(農水)
169	衣浦港海岸 (細川地区)	細川排水機場	西尾市一色町細川四番割	φ600㎜×30KW×1台(M) φ400㎜×18.5KW×1台(M) φ800㎜×75KW×1台(M)	西尾市
170	一色海岸	大岡第2樋門	西尾市一色町細川	表スイングゲート水位差 裏スルースゲート電動(手)	愛知県(農水)
171	一色海岸	大岡排水機場	西尾市一色町細川	φ800㎜×75KW×1台(M) φ900㎜×74KW×1台(E)	西尾市
172	栄生漁港海岸	治明排水機場	西尾市一色町治明	φ900㎜×75KW×1台(M) φ700㎜×37KW×1台(M)	西尾土地改良区
173	矢作古川	防潮扉SS－15	西尾市一色町千間	アルミ合金製横引扉	愛知県(建設)
174	矢作古川	防潮扉MS－16	西尾市一色町松木島	ステンレス製スイングゲート	愛知県(建設)
175	矢作古川	防潮扉SS－06	西尾市一色町松木島	ステンレス製横引ゲート	愛知県(建設)
176	矢作古川	防潮扉SS－07	西尾市一色町松木島	ステンレス製横引ゲート	愛知県(建設)
177	矢作古川	大塚排水機場	西尾市一色町大塚	φ800㎜×80KW×1台(M)	西尾市
178	矢作古川	下汐田排水機場	西尾市一色町松木島	φ300㎜×2.2KW×1台(M)	西尾市
179	一色漁港海岸	西部ポンプ場	西尾市一色町小藪	φ800㎜×132KW×2台(M)	西尾市
180	古川用水西部幹線	赤羽排水機場	西尾市一色町赤羽	φ342㎜×3.7KW×1台(M)	西尾市
181	寺津漁港海岸	寺津1号防潮扉	西尾市寺津町	手動式ステンレス製横引扉	西尾市
182	寺津漁港海岸	寺津2号防潮扉	西尾市寺津町	手動式ステンレス製片開扉	西尾市
183	寺津漁港海岸	寺津3号防潮扉	西尾市巨海町	手動式ステンレス製片開扉	西尾市
184	寺津漁港海岸	寺津4号防潮扉	西尾市巨海町	手動式ステンレス製横引扉	西尾市
185	栄生漁港海岸	色建SS－01	西尾市一色町治明	手動式ステンレス製横引扉	西尾市
186	栄生漁港海岸	色建SS－02	西尾市一色町治明	手動式ステンレス製横引扉	西尾市
187	栄生漁港海岸	色建SS－03	西尾市一色町治明	手動式ステンレス製横引扉	西尾市
188	栄生漁港海岸	色建SS－04	西尾市一色町治明	手動式ステンレス製横引扉	西尾市
189	栄生漁港海岸	色建SS－05	西尾市一色町治明	手動式ステンレス製横引扉	西尾市
190	栄生漁港海岸	色建SS－07	西尾市一色町治明	手動式ステンレス製横引扉	西尾市

191	栄生漁港海岸	色建SS－08	西尾市一色町治明	手動式ステンレス製横引扉	西尾市
192	一色漁港海岸	色農SS－09	西尾市一色町一色	アルミ合金製横引扉	愛知県(建設)
193	一色漁港海岸	色農SS－10	西尾市一色町一色	アルミ合金製横引扉	愛知県(建設)
194	一色漁港海岸	色農SS－11	西尾市一色町一色	アルミ合金製横引扉	愛知県(建設)
195	一色漁港海岸	色農SS－12	西尾市一色町一色	アルミ合金製横引扉	愛知県(建設)
196	一色漁港海岸	色農SS－13	西尾市一色町一色	アルミ合金製横引扉	愛知県(建設)
197	一色漁港海岸	色農SS－14	西尾市一色町一色	アルミ合金製横引扉	愛知県(建設)
198	佐久島漁港海岸	佐久島漁港1号門扉	西尾市一色町佐久島	手動式横引扉	西尾市
199	佐久島漁港海岸	佐久島漁港2号門扉	西尾市一色町佐久島	手動式横引扉	西尾市
200	佐久島漁港海岸	佐久島漁港3号門扉	西尾市一色町佐久島	手動式横引扉	西尾市
201	佐久島漁港海岸	佐久島漁港4号門扉	西尾市一色町佐久島	手動式横引扉	西尾市
202	佐久島漁港海岸	佐久島漁港5号門扉	西尾市一色町佐久島	手動式横引扉	西尾市
203	佐久島漁港海岸	佐久島漁港6号門扉	西尾市一色町佐久島	手動式横引扉	西尾市
204	佐久島漁港海岸	佐久島漁港7号門扉	西尾市一色町佐久島	手動式横引扉	西尾市
205	佐久島漁港海岸	佐久島漁港8号門扉	西尾市一色町佐久島	手動式横引扉	西尾市
206	幡豆海岸	鳥羽東川樋門	西尾市鳥羽町	鋼製自動捲上式	愛知県(建設)
207	幡豆海岸	八幡川松原新田樋門	西尾市西幡豆町	鋼製自動捲上式	愛知県(建設)
208	幡豆海岸	松原排水機場	西尾市西幡豆町	φ800㎜×75PS×1台(E) φ300㎜×22KW×1台(M)	西尾市
209	幡豆海岸	松原第二排水機場	西尾市西幡豆町	φ500㎜×30KW×1台(M)	西尾市
210	幡豆海岸	松原新田樋門	西尾市西幡豆町	表スイングゲート水位差 裏スルースゲート電動(手)	愛知県(農水)
211	幡豆海岸	古新田樋門	西尾市鳥羽町	表スイングゲート水位差 裏スルースゲート手動	愛知県(農水)
212	鳥羽川	鳥羽排水機場	西尾市鳥羽町	φ300㎜×15KW×2台(M)	西尾市
213	八幡川	八幡川ゴム堰	西尾市西幡豆町	ゴム堰	西尾市
214	西幡豆漁港海岸	幡豆干拓樋門	西尾市鳥羽町	木製手動捲上式	愛知県(建設)
215	西幡豆港港海岸	幡農MS－18	西尾市鳥羽町	アルミ合金製片開扉	愛知県(建設)
216	西幡豆港港海岸	幡農MS－17	西尾市鳥羽町	ｽﾃﾝﾚｽ製横引扉	愛知県(建設)
217	西幡豆漁港海岸	幡農SS－16	西尾市鳥羽町	アルミ合金製横引扉	愛知県(建設)
218	西幡豆港港海岸	幡農SS－19	西尾市鳥羽町	鋼製電動横引扉	愛知県(建設)
219	西幡豆港港海岸	幡農SS－20	西尾市鳥羽町	鋼製電動横引扉	愛知県(建設)
220	西幡豆漁港海岸	幡農SS－01	西尾市西幡豆町	アルミ合金製横引扉	愛知県(建設)
221	西幡豆港港海岸	幡農SS－02	西尾市西幡豆町	アルミ合金製横引扉	愛知県(建設)
222	西幡豆港港海岸	幡農SS－03	西尾市西幡豆町	アルミ合金製横引扉	愛知県(建設)

223	西幡豆漁港海岸	幡農SS－04	西尾市西幡豆町	アルミ合金製横引扉	愛知県(建設)
224	西幡豆港港海岸	幡農SS－06	西尾市西幡豆町	アルミ合金製横引扉	愛知県(建設)
225	西幡豆漁港海岸	幡農MS－07	西尾市西幡豆町	アルミ合金製両開扉	愛知県(建設)
226	西幡豆港港海岸	幡農SS－08	西尾市西幡豆町	アルミ合金製横引扉	愛知県(建設)
227	西幡豆港港海岸	幡農MS－09	西尾市寺部町	アルミ合金製片開扉	愛知県(建設)
228	西幡豆漁港海岸	幡農SS－10	西尾市寺部町	アルミ合金製横引扉	愛知県(建設)
229	西幡豆港港海岸	幡農SS－11	西尾市寺部町	アルミ合金製横引扉	愛知県(建設)
230	西幡豆港港海岸	幡農SS－12	西尾市寺部町	アルミ合金製横引扉	愛知県(建設)
231	西幡豆漁港海岸	幡農SS－13	西尾市寺部町	アルミ合金製横引扉	愛知県(建設)
232	西幡豆港港海岸	幡農SS－14	西尾市寺部町	アルミ合金製横引扉	愛知県(建設)
233	西幡豆港港海岸	幡農SS－15	西尾市寺部町	アルミ合金製横引扉	愛知県(建設)
234	東幡豆港海岸	森川防潮樋門	西尾市東幡豆町	ステンレス製自動開閉式	愛知県(建設)
235	東幡豆港海岸	中柴川防潮樋門	西尾市東幡豆町	ステンレス製自動開閉式	愛知県(建設)
236	東幡豆港海岸	洲崎川防潮樋門	西尾市東幡豆町	ステンレス製手動巻上式	愛知県(建設)
237	東幡豆港海岸	神田川防潮樋門	西尾市東幡豆町	木製手動捲上式	愛知県(建設)
238	東幡豆港海岸	幡運SS－17	西尾市東幡豆町	ステンレス製横引扉	愛知県(建設)
239	東幡豆港海岸	幡運SS－18	西尾市東幡豆町	アルミ合金製横引扉	愛知県(建設)
240	東幡豆港海岸	幡運SS－19	西尾市東幡豆町	アルミ合金製横引扉	愛知県(建設)
241	東幡豆港海岸	幡運SS－20	西尾市東幡豆町	アルミ合金製横引扉	愛知県(建設)
242	東幡豆港海岸	幡運MS－21	西尾市東幡豆町	アルミ合金製片開扉	愛知県(建設)
243	東幡豆港海岸	幡運MS－22	西尾市東幡豆町	ステンレス製横引扉	愛知県(建設)
244	東幡豆港海岸	幡運SS－23	西尾市東幡豆町	アルミ合金製横引扉	愛知県(建設)
245	東幡豆港海岸	幡運SS－24	西尾市東幡豆町	アルミ合金製横引扉	愛知県(建設)
246	東幡豆港海岸	幡運MS－26	西尾市東幡豆町	アルミ合金製片開扉	愛知県(建設)
247	東幡豆港海岸	幡運SS－28	西尾市東幡豆町	アルミ合金製横引扉	愛知県(建設)
248	東幡豆港海岸	幡運SS－30	西尾市東幡豆町	ステンレス製横引扉	愛知県(建設)
249	東幡豆港海岸	幡運SS－31	西尾市東幡豆町	ステンレス製横引扉	愛知県(建設)
250	東幡豆港海岸	幡運SS－32	西尾市東幡豆町	ステンレス製横引扉	愛知県(建設)
251	東幡豆港海岸	幡運MS－33	西尾市東幡豆町	アルミ合金製片開扉	愛知県(建設)
252	東幡豆港海岸	幡運KS－34	西尾市東幡豆町	ステンレス製角落し	愛知県(建設)
253	東幡豆港海岸	幡運SS－35	西尾市東幡豆町	ステンレス製横引扉	愛知県(建設)
254	東幡豆港海岸	幡運SS－36	西尾市東幡豆町	ステンレス製横引扉	愛知県(建設)
255	東幡豆港海岸	幡運SS－37	西尾市東幡豆町	鋼製横引扉	愛知県(建設)
256	東幡豆港海岸	幡運SS－38	西尾市東幡豆町	ステンレス製横引扉	愛知県(建設)

257	東幡豆港海岸	幡運SS－39	西尾市東幡豆町	ステンレス製横引扉	愛知県(建設)
258	東幡豆港海岸	幡運SS－40	西尾市東幡豆町	鋼製横引扉	愛知県(建設)
259	東幡豆港海岸	幡運MS－41	西尾市東幡豆町	アルミ合金製両開扉	愛知県(建設)
260	東幡豆港海岸	幡運SS－44	西尾市東幡豆町	アルミ合金製横引扉	愛知県(建設)
261	東幡豆港海岸	幡運SS－45	西尾市東幡豆町	アルミ合金製横引扉	愛知県(建設)
262	東幡豆港海岸	幡運SS－46	西尾市東幡豆町	アルミ合金製横引扉	愛知県(建設)
263	東幡豆港海岸	幡運SS－47	西尾市東幡豆町	アルミ合金製横引扉	愛知県(建設)
264	東幡豆港海岸	幡運SS－48	西尾市東幡豆町	アルミ合金製横引扉	愛知県(建設)
265	東幡豆港海岸	幡運SS－49	西尾市東幡豆町	ステンレス製横引扉	愛知県(建設)
266	東幡豆港海岸	幡運SS－50	西尾市東幡豆町	アルミ合金製横引扉	愛知県(建設)
267	東幡豆港海岸	幡運MS－51	西尾市東幡豆町	ステンレス製片開扉	愛知県(建設)
268	東幡豆港海岸	幡運MS－52	西尾市東幡豆町	アルミ合金製片開扉	愛知県(建設)
269	東幡豆港海岸	幡運MS－53	西尾市東幡豆町	ステンレス製横引扉	愛知県(建設)
270	東幡豆港海岸	幡運MS－54	西尾市東幡豆町	アルミ合金製片開扉	愛知県(建設)
271	東幡豆港海岸	幡運KS－57	西尾市東幡豆町	アルミ製角落し	愛知県(建設)
272	東幡豆港海岸	幡運KS－58	西尾市東幡豆町	鋼製角落し	愛知県(建設)
273	東幡豆港海岸	幡運KS－59	西尾市東幡豆町	鋼製角落し	愛知県(建設)
274	東幡豆港海岸	幡運KS－60	西尾市東幡豆町	アルミ製角落し	愛知県(建設)
275	東幡豆港海岸	幡運KS－61	西尾市東幡豆町	アルミ製角落し	愛知県(建設)
276	東幡豆港海岸	幡運MS－62	西尾市東幡豆町	アルミ合金製片開扉	愛知県(建設)
277	東幡豆港海岸	幡運MS－63	西尾市東幡豆町	アルミ合金製両開扉	愛知県(建設)
278	東幡豆港海岸	幡運SS－64	西尾市東幡豆町	アルミ合金製横引扉	愛知県(建設)
279	東幡豆港海岸	幡運MS－65	西尾市東幡豆町	アルミ合金製片開扉	愛知県(建設)
280	東幡豆港海岸	幡運SS－66	西尾市東幡豆町	ステンレス製横引扉	愛知県(建設)
281	東幡豆港海岸	幡運KS－67	西尾市東幡豆町	ステンレス製角落し	愛知県(建設)
282	東幡豆港海岸	幡運SS－68	西尾市東幡豆町	アルミ合金製横引扉	愛知県(建設)
283	東幡豆港海岸	幡運SS－69	西尾市東幡豆町	アルミ合金製横引扉	愛知県(建設)
284	矢作川	高落排水樋管	西尾市高落町	電動捲上式	岡崎市
285	巴川	細川樋門	岡崎市細川町	フラップゲート	国土交通省
286	於御所川	天神樋門	岡崎市岩津町	手動巻上式	岡崎市
287	早川	早川樋門	岡崎市八帖南町	表スイングゲート水位差・裏ローラーゲート手動	岡崎市
	計	287 箇所			

(6) 知立建設事務所管内

番号	河川海岸名	名　　称	所　在　地	構　　造	管　理　者
1	境川	草野川水門	刈谷市井ケ谷町稲葉崎	鋼製ローラーゲート 電動ラック式	刈谷市
2	境川	今川排水機場	刈谷市泉田町北中浜	φ1,650mm× 6.50㎥/s×1台 φ1,350mm× 4.10㎥/s×1台 鋼製スルースゲート	刈谷市
3	境川	井ケ谷排水機場	刈谷市井ケ谷町稲葉崎	φ900mm×1.50㎥/s×1台 φ500mm× 0.50㎥/s×1台	刈谷市
4	逢妻川	吹戸川水門	刈谷市今岡町新田	鋼製ローラーゲート 電動ワイヤドラム式	刈谷市
5	逢妻川	泉田排水機場	刈谷市泉田町宮前	φ1000mm×2.25㎥/s×1台 φ600mm×0.70㎥/s×1台 (外)鋼製スルースゲート (内)鋼製マイターゲート	刈谷市
6	逢妻川	弁天排水機場	刈谷市三田町一丁目	φ900mm×1.67㎥/s×1台 φ600mm×0.75㎥/s×1台 鋼製スルースゲート	刈谷市
7	逢妻川	旧城廓樋門	刈谷市司町九丁目	(外)鋼製マイターゲート (内)鋼製スルースゲート	刈谷市
8	逢妻川	市原樋門	刈谷市司町七丁目	(外)ステンレス製スイングゲート (内)鋼製スルースゲート	刈谷市
9	逢妻川	中市流作新田排水機場	刈谷市浜町四丁目	φ700mm×1.00㎥/s×1台 φ600mm×0.72㎥/s×2台 (外)ステンレス製ローラーゲート (内)ステンレス製ローラーゲート	刈谷市
10	逢妻川	馬瀬口排水機場	刈谷市今川町帆落田	φ600mm×0.62㎥/s×1台	刈谷市
11	逢妻川	新馬瀬口排水機場	刈谷市今川町帆落田	φ900mm×1.85㎥/s×2台	刈谷市
12	逢妻川	小山排水機場	刈谷市一番町六丁目	φ500mm×0.60㎥/s×2台 φ500mm×0.54㎥/s×1台	刈谷市
13	逢妻川	高津波排水機場	刈谷市三田町一丁目	φ350mm×0.23㎥/s×1台	刈谷市
14	逢妻川	弁天第2排水機場	刈谷市三田町一丁目	φ1350mm×3.90㎥/s×1台 φ900mm×1.60㎥/s×1台 φ800mm×1.50㎥/s×1台 φ700mm×1.13㎥/s×1台 鋼製マイターゲート	刈谷市

15	逢妻川	熊排水機場	刈谷市逢妻町二丁目	φ350mm×0.27㎥/s×1台 (外)鋼製ローラーゲート (内)鋼製スルースゲート	刈谷市
16	逢妻川	亀城ポンプ場	刈谷市城町一丁目	φ800mm×2台 φ350mm×1台	刈谷市
17	逢妻川	市原ポンプ場	刈谷市司町八丁目	φ800mm×2台 φ350mm×1台	刈谷市
18	発杭川	発杭川樋門	刈谷市泉田町乗末	鉄製昇降扉	愛知県(建設)
19	発杭川	泉田絵下城排水樋門	刈谷市泉田町絵下城	(外)鋼製スルースゲート (内)鋼製マイターゲート	刈谷市
20	発杭川	発杭川排水機場	刈谷市泉田町森裾	φ1,650㎜×710KW×2台、15.3m3/s 立軸斜流ポンプ(ガスタービンエンジン)	愛知県(建設)
21	発杭川	九郎兵衛排水機場	刈谷市泉田町南新田	φ300mm×0.16㎥/s×2台	刈谷市
22	茶屋川	茶屋川樋門	刈谷市井ケ谷町川原	鋼製スルースゲート 鋼製マイターゲート	刈谷市
23	水干川	水干川排水機場	刈谷市一ツ木町西田	鋼製ローラーゲート 電動式 φ1,000㎜×160PS×2.3m3/s×1台 φ1,000㎜×205PS×2.0m3/s×2台 φ800mm×105PS×1.4m3/s×1台	愛知県(建設)
24	流れ川	流れ川第1排水機場	刈谷市今岡町新田	φ800㎜×100PS×2台×1.2m3/s φ500㎜×50PS×1台×0.6m3/s	愛知県(建設)
25	流れ川	流れ川第2排水機場	刈谷市今岡町新田	φ600㎜×50KW×1台、0.8m3/s φ1,500㎜×430PS×1台、5.2m3/s	愛知県(建設)
26	猿渡川	猿渡川左岸第二排水樋管	刈谷市高須町さかのぼり	(外)ステンレス製スイングゲート (内)鋼製スルースゲート	刈谷市
27	猿渡川	中川樋門	刈谷市中川町三丁目	(外)鋼製スイングゲート (内)鋼製スルースゲート	刈谷市
28	猿渡川	猿渡川防潮扉	刈谷市小垣江町半崎	鋼製横引扉	愛知県(建設)
29	猿渡川	重原排水機場	刈谷市重原本町三丁目	φ300mm×0.19㎥/s×1台 φ200mm×0.09㎥/s×1台	刈谷市
30	猿渡川	五新田排水機場	刈谷市田町五丁目	φ700mm×1.10㎥/s×1台	刈谷市
31	猿渡川	三ツ又排水機場	刈谷市半城土町三ツ又	φ500mm×0.60㎥/s×2台	刈谷市
32	猿渡川	高須排水機場	刈谷市高須町懸貝	φ500mm×0.52㎥/s×2台 φ200mm×0.07㎥/s×1台	刈谷市

33	猿渡川	高須三橋排水機場	刈谷市高須町三橋	φ300mm×0.18㎥/s×2台	刈谷市
34	猿渡川	神明排水機場	刈谷市小垣江町大高	φ500mm×0.60㎥/s×3台	刈谷市
35	猿渡川	北浦排水機場	刈谷市小垣江町北浦	φ500mm×0.67㎥/s×2台 φ300mm×0.22㎥/s×1台	刈谷市
36	猿渡川	前新田排水機場	刈谷市中川町四丁目	φ800mm×1.3㎥/s×2台	刈谷市
37	下り松川	下り松川水門	刈谷市中川町三丁目	鋼製ローラーゲート	愛知県(建設)
38	下り松川	天王樋管	刈谷市浜町五丁目	鋼製マイターゲート	刈谷市
39	下り松川	高松排水機場	刈谷市高松町四丁目	φ500mm×0.64㎥/s×1台 φ300mm×0.20㎥/s×2台	刈谷市
40	下り松川	天王排水機場	刈谷市天王町五丁目	φ350mm×0.26㎥/s×1台	刈谷市
41	前川	前川水門	刈谷市小垣江町塩浜	鋼製ローラーゲート	愛知県(建設)
42	前川	湯揚排水機	刈谷市小垣江町惣作	φ300mm×0.22㎥/s×1台	刈谷市
43	前川	浜田第1排水機場	刈谷市小垣江町御茶屋下	φ1,350mm× 4.00㎥/s×2台 φ1,200mm× 3.00㎥/s×1台 φ1,200mm× 2.58㎥/s×1台 φ500mm× 0.45㎥/s×2台	刈谷市
44	前川	浜田第2排水機場	刈谷市小垣江町御茶屋下	φ1000mm×2.00㎥/s×1台 φ500mm×0.50㎥/s×1台	刈谷市
45	前川	小垣江排水機場	刈谷市小垣江町下半ノ木	φ500mm×0.57㎥/s×1台 φ350mm×0.28㎥/s×1台 φ350mm×0.25㎥/s×1台	刈谷市
46	前川	小犬排水機場	刈谷市小垣江町亥新田	φ700mm×0.87㎥/s×1台 φ300mm×0.19㎥/s×1台	刈谷市
47	前川	小垣江ポンプ場	刈谷市小垣江町亥新田	φ1200mm×3.33㎥／S×1台 φ700mm×1.07㎥／S×1台 φ500mm×0.38㎥／S×1台	刈谷市
48	衣浦港海岸 (衣崎地区)	中市樋門	刈谷市衣崎町二丁目	(外)プラスチック製スイングゲート (内)ステンレス製スルースゲート	愛知県(農水)
49	江添川	前川左岸樋門	高浜市新田町三丁目	ステンレス製スライドゲート	愛知県(建設)
50	高浜海岸 (吉浜高浜地区)	鞆1号防潮扉	高浜市新田町一丁目	アルミ合金製横引扉	高浜市
51	高浜海岸 (吉浜高浜地区)	中吉樋門	高浜市新田町三丁目	(外)FRP製スイングゲート (内)ステンレス製スルースゲート	高浜市土地改良区

52	高浜海岸 (吉浜高浜地区)	流作新田樋門	高浜市新田町四丁目	ステンレス製スライドゲート	愛知県(建設)
53	高浜海岸 (吉浜高浜地区)	腰落樋門	高浜市新田町四丁目	(外)プラスチック製スイングゲート (内)ステンレス製スルースゲート	愛知県(農水)
54	高浜海岸 (吉浜高浜地区)	芳川樋門	高浜市芳川町四丁目	ステンレス製巻上機	高浜市
55	高浜海岸 (吉浜高浜地区)	服部新田樋門	高浜市芳川町四丁目	(外)木製スイングゲート (内)スルースゲート鋼製	高浜市土地改良区
56	高浜海岸 (吉浜高浜地区)	赤松陸閘	高浜市春日町一丁目	アルミ合金製横引扉	愛知県(建設)
57	衣浦港海岸 (高浜地区)	10号防潮扉	高浜市春日町七丁目	鉄製横引扉	愛知県(港務所)
58	衣浦港海岸 (高浜地区)	9号防潮扉	高浜市春日町七丁目	鉄製横引扉	愛知県(港務所)
59	衣浦港海岸 (高浜地区)	北浦1号防潮扉	高浜市春日町七丁目	鉄製扉	愛知県(港務所)
60	衣浦港海岸 (高浜地区)	北浦2号防潮扉	高浜市春日町七丁目	鉄製横引扉	愛知県(港務所)
61	衣浦港海岸 (高浜地区)	北浦3号防潮扉	高浜市青木町九丁目	鉄製横引扉	愛知県(港務所)
62	衣浦港海岸 (高浜地区)	E樋門	高浜市青木町一丁目	ステンレス製巻上式	愛知県(港務所)
63	衣浦港海岸 (高浜地区)	11号防潮扉	高浜市青木町一丁目	アルミ合金製電動式横引扉	愛知県(港務所)
64	衣浦港海岸 (高浜地区)	14号防潮扉	高浜市青木町一丁目	鉄製横引扉	愛知県(港務所)
65	衣浦港海岸 (高浜地区)	15号防潮扉	高浜市碧海町一丁目	鉄製横引扉	愛知県(港務所)
66	衣浦港海岸 (高浜地区)	16号防潮扉	高浜市碧海町一丁目	鉄製横引扉	愛知県(港務所)
67	衣浦港海岸 (高浜地区)	2号防潮扉	高浜市碧海町二丁目	アルミ合金製電動式横引扉	愛知県(港務所)
68	衣浦港海岸 (高浜地区)	3号防潮扉	高浜市碧海町二丁目	アルミ合金製電動式横引扉	愛知県(港務所)

69	衣浦港海岸 (高浜地区)	A樋管	高浜市碧海町二丁目	ステンレス製巻上式	高浜市
70	衣浦港海岸 (高浜地区)	B樋門	高浜市碧海町四丁目	ステンレス製巻上式	愛知県(港務所)
71	衣浦港海岸 (高浜地区)	12号防潮扉	高浜市碧海町五丁目	アルミ合金製電動式横引扉	愛知県(港務所)
72	衣浦港海岸 (新川地区)	19号防潮扉	高浜市田戸町二丁目	鉄製横引扉	愛知県(港務所)
73	衣浦港海岸 (新川地区)	東海樋管	高浜市田戸町一丁目	FRP製巻上式	高浜市
74	衣浦港海岸 (新川地区)	13号防潮扉	高浜市田戸町六丁目	アルミ合金製横引扉	愛知県(港務所)
75	衣浦港海岸 (新川地区)	C樋管	高浜市田戸町六丁目	鉄製巻上式	愛知県(港務所)
76	高浜川	高浜川水門	碧南市丸山町	鉄製桁式ローラーゲート アルミ製スイングゲート付 ステンレス製ローラーゲート	愛知県(建設)
77	高浜川	西端1号排水機	碧南市古川町	φ300㎜水中ポンプ×15KW×2台 (外)マイターゲート (内)スルースゲート	碧南市
78	高浜川	西端2号排水機	碧南市広見町	φ300㎜水中ポンプ×15KW×2台 (外)マイターゲート (内)スルースゲート	碧南市
79	高浜川	中田川ポンプ場	碧南市洲先町	φ700㎜×95PS×2台 φ1200㎜×265PS×2台 スライドゲート	碧南市
80	高浜川	丸山1号樋管	碧南市丸山町	フラップゲート	碧南市
81	高浜川	丸山2号樋管	碧南市丸山町	スライドゲート フラップゲート	碧南市
82	高浜川	覆成樋管	碧南市山下町	フラップゲート	碧南市
83	高浜川	山下1号樋管	碧南市山下町	フラップゲート	碧南市
84	高浜川	山下3号樋管	碧南市山下町	フラップゲート	碧南市
85	稗田川	広見排水機場	碧南市広見町	φ400㎜水中ポンプ×18.5KW×2台 (外)マイターゲート (内)スルースゲート	碧南市
86	長田川	吹上ポンプ場	碧南市吹上町	φ400㎜水中ポンプ×2台 フラップゲート φ500㎜水中ポンプ×1台	碧南市
87	長田川	長田川2号樋管	碧南市吹上町	鋼製スライドゲート ステンレス製スイングゲート	碧南市
88	油ヶ淵	陣屋樋管	碧南市湖西町	鋼製ローラーゲート ステンレス製マイターゲート	碧南市

89	油ヶ淵	無名樋管	碧南市湖西町	フラップゲート	碧南市
90	油ヶ淵	陣屋ポンプ場	碧南市湖西町	φ700㎜ゲートポンプ×2台	碧南市
91	高浜川	山下2号樋管	碧南市山下町	スライドゲート マイターゲート	碧南市
92	新川	金山3号樋管	碧南市金山町	フラップゲート	碧南市
93	新川	曳舟橋樋管	碧南市平和町	スライドゲート スイングゲート	碧南市
94	油ヶ淵	油ヶ渕1号排水樋管	碧南市油渕町	フラップゲート	碧南市
95	油ヶ淵	油ヶ渕2号排水樋管	碧南市油渕町	フラップゲート	碧南市
96	油ヶ淵	油ヶ渕3号排水樋管	碧南市油渕町	鋼製スライドゲート ステンレス製スイングゲート	碧南市
97	油ヶ淵	金山1号樋管	碧南市金山町	管径φ600㎜	碧南市
98	油ヶ淵	金山2号樋管	碧南市金山町	管径φ600㎜	碧南市
99	油ヶ淵	市民病院雨水排水用樋管	碧南市平和町	スライドゲート フラップゲート	碧南市
100	高浜川	古江川水門	碧南市古川町	電動式鋼製ローラーゲート 鋼製マイターゲート	碧南市
101	長田川	長田川7号樋管	碧南市長田町	鋼製スライドゲート ステンレス製スイングゲート	碧南市
102	長田川	沢渡川合流樋管	碧南市長田町	鋼製ローラーゲート ステンレス・マイターゲート	碧南市
103	新川	新川水門	碧南市道場山町、浅間町	自家発電装置44KW 鉄製昇降扉	愛知県(建設)
104	新川	新川樋門	碧南市金山町、新道町	木製スライドゲート 木製マイターゲート	愛知県(建設)
105	新川	新川ポンプ場	碧南市新川町	φ800㎜×45KW×1台 φ350㎜×15KW×1台 (外)マイターゲート (内)ローラーゲート	碧南市
106	油ヶ淵	北浦1号排水機	碧南市見合町	φ300㎜水中ポンプ×15KW×2台 (外)マイターゲート (内)スルースゲート	碧南市
107	油ヶ淵	北浦2号排水機	碧南市平和町	φ300㎜水中ポンプ×15KW×2台 (外)マイターゲート (内)スルースゲート	碧南市
108	油ヶ淵	北浦3号排水機	碧南市北浦町	φ300㎜水中ポンプ×15KW×2台 (外)マイターゲート (内)スルースゲート	碧南市
109	油ヶ淵	北浦1号排水樋管	碧南市北浦町	スライドゲート マイターゲート	碧南市
110	油ヶ淵	北浦2号排水樋管	碧南市北浦町	スライドゲート マイターゲート	碧南市
111	油ヶ淵	北浦3号排水樋管	碧南市北浦町	スライドゲート マイターゲート	碧南市
112	油ヶ淵	北浦4号排水樋管	碧南市北浦町	スライドゲート マイターゲート	碧南市
113	油ヶ淵	北浦5号排水樋管	碧南市北浦町	スライドゲート マイターゲート	碧南市
114	油ヶ淵	平和1号排水樋管	碧南市平和町	スライドゲート マイターゲート	碧南市
115	油ヶ淵	平和2号排水樋管	碧南市平和町	スライドゲート マイターゲート	碧南市
116	油ヶ淵	平和3号排水樋管	碧南市平和町	スライドゲート マイターゲート	碧南市
117	油ヶ淵	平和4号排水樋管	碧南市平和町	スライドゲート マイターゲート	碧南市
118	油ヶ淵	見合1号排水樋管	碧南市見合町	スライドゲート マイターゲート	碧南市

119	油ヶ淵	見合2号排水樋管	碧南市見合町	スライドゲート マイターゲート	碧南市
120	油ヶ淵	見合3号排水樋管	碧南市見合町	スライドゲート マイターゲート	碧南市
121	油ヶ淵	縄手1号排水樋管	碧南市縄手町	スライドゲート マイターゲート	碧南市
122	油ヶ淵	二艘入樋門	碧南市縄手町	スライドゲート マイターゲート	碧南市
123	堀川	音羽樋管	碧南市音羽町	ステンレス製スライドゲート ステンレス製フラップゲート	碧南市
124	堀川	堀川ポンプ場	碧南市塩浜町	φ800㎜×210HP×2台 φ1,100㎜×420HP×2台	碧南市
125	堀川	源氏ポンプ場	碧南市源氏町	φ500㎜水中ポンプ1台	碧南市
126	堀川	汐田ポンプ場	碧南市汐田町	φ350㎜水中ポンプ1台	碧南市
127	蜆川	権現ポンプ場	碧南市権現町	φ400㎜水中ポンプ1台 スルースゲート	碧南市
128	蜆川	一ツ橋ポンプ場	碧南市岬町	φ1,000㎜×200PS×4台 ローラーゲート	碧南市
129	蜆川	亥新田排水機	碧南市中江町	φ500㎜水中ポンプ×22KW×1台、φ400㎜水中ポンプ×15KW×1台 (外)マイターゲート (内)スルースゲート	碧南市
130	蜆川	蜆川排水機	碧南市中江町	口径1500mm 410kwディーゼル縦軸軸流Ⅱ型 ×2台	愛知県(建設)
131	蜆川	伏見屋樋門	碧南市雨池町	鋼製スライドゲート 鋼製マイターゲート	愛知県(建設)
132	蜆川	伏見屋排水機	碧南市雨池町	φ800㎜×48PS×2台 φ500㎜×22PS×1台 φ1,350㎜×160KW×1台	碧南市
133	蜆川	下洲排水機	碧南市下洲町	φ500㎜水中ポンプ×22KW×2台 アームコゲート	碧南市
134	蜆川	下洲樋門	碧南市下洲町	(外)マイターゲート (内)ローラーゲート	碧南市
135	蜆川	雨池ポンプ場	碧南市雨池町	φ1,000㎜×300PS×5台 ローラーゲート	碧南市
136	蜆川	平七ポンプ場	碧南市平七町	φ600mmゲートポンプ×2台	碧南市
137	碧南海岸 (前浜新田地区)	前浜排水機	碧南市潮見町	φ700㎜×70PS×1台 φ700㎜×60KW×2台	碧南市土地改良区
138	碧南海岸 (前浜新田地区)	前浜樋門	碧南市潮見町	(外)プラスチック製スイングゲート3門 (内)ステンレス製スルースゲート3門	愛知県(農水)
139	衣浦港海岸 (碧南地区)	碧南干拓排水機	碧南市川口町	φ800㎜×100PS×1台 φ500㎜×22KW×1台 φ800㎜×55KW×1台	碧南市土地改良区
140	衣浦港海岸 (碧南地区)	碧南干拓樋門	碧南市川口町	(外)プラスチック製スイングゲート2門、スルースゲート1門 (内)ステンレス製ローラーゲート1門	愛知県(農水)
141	衣浦港海岸 (碧南地区)	川口排水機場	碧南市川口町	φ1000㎜×150PS×1台	碧南市
142	大浜海岸	築山樋門	碧南市港本町	ステンレス鋼製スライドゲート、ラック式電動開閉装置	碧南市
143	大浜漁港海岸 (北川地区)	2号防潮扉	碧南市築山町三丁目	アルミ合金製横引扉	愛知県(港務所)
144	大浜漁港海岸 (北川地区)	4号防潮扉	碧南市築山町二丁目	アルミ合金製横引扉	愛知県(港務所)

145	大浜漁港海岸 (北川地区)	5号防潮扉	碧南市築山町一丁目	アルミ合金製横引扉	愛知県(港務所)
146	大浜漁港海岸 (北川地区)	6号防潮扉	碧南市築山町一丁目	アルミ合金製横引扉	愛知県(港務所)
147	大浜漁港海岸 (北川地区)	7号防潮扉	碧南市築山町一丁目	アルミ合金製横引扉	愛知県(港務所)
148	大浜漁港海岸 (北川地区)	8号防潮扉	碧南市築山町一丁目	アルミ合金製横引扉	愛知県(港務所)
149	大浜漁港海岸 (北川地区)	10号防潮扉	碧南市築山町一丁目	アルミ合金製横引扉	愛知県(港務所)
150	大浜漁港海岸 (北川地区)	大浜水門	碧南市築山町一丁目 浜寺町一丁目	ディーゼル発電機1台(78PS　60KVA) 油圧式鋼製ローラーゲート1門	愛知県(港務所)
151	大浜漁港海岸 (北川地区)	浜家樋管	碧南市浜寺町一丁目	ステンレス昇降扉、ベベルギヤー	愛知県(港務所)
152	大浜漁港海岸 (北川地区)	35号防潮扉	碧南市浜寺町一丁目	アルミ合金製横引扉	愛知県(港務所)
153	大浜漁港海岸 (北川地区)	38号防潮扉	碧南市築山町三丁目	アルミ合金製電動式横引扉	愛知県(港務所)
154	碧南海岸 (竜宮権現地区)	39号防潮扉	碧南市権現町	ｽﾃﾝﾚｽ製横引扉	愛知県(建設)
155	衣浦港海岸 (浜寺地区)	37号防潮扉	碧南市本郷町二丁目	アルミ合金製横引扉	愛知県(港務所)
156	衣浦港海岸 (浜寺地区)	本郷樋門	碧南市本郷町二丁目	鉄製昇降扉ピンジャッキ	愛知県(港務所)
157	衣浦港海岸 (浜寺地区)	17号防潮扉	碧南市中松町三丁目	鉄製横引扉	愛知県(港務所)
158	衣浦港海岸 (新須磨地区)	上人樋管	碧南市中松町一丁目	ステンレス製捲上式	愛知県(港務所)
159	衣浦港海岸 (新須磨地区)	33号防潮扉	碧南市大浜上町一丁目	鉄製横引扉	愛知県(港務所)
160	衣浦港海岸 (新須磨地区)	那智樋門	碧南市大浜上町一丁目	ステンレス製捲上式、フラップゲート付	愛知県(港務所)
161	衣浦港海岸 (新須磨地区)	21号防潮扉	碧南市宮後町三丁目	アルミ合金製横引扉	愛知県(港務所)
162	衣浦港海岸 (新須磨地区)	新須磨樋門	碧南市宮後町三丁目	ステンレス製捲上式、フラップゲート付	愛知県(港務所)
163	衣浦港海岸 区域外	22号防潮扉	碧南市道場山町一丁目	鉄製横引扉	愛知県(港務所)

164	衣浦港海岸 区域外	24号防潮扉	碧南市浅間町五丁目	鉄製横引扉	愛知県(港務所)
165	衣浦港海岸 (新川地区)	28号防潮扉	碧南市明石町	アルミ合金製横引扉	愛知県(港務所)
166	衣浦港海岸 (新川地区)	30号防潮扉	碧南市明石町	鉄製横引扉	愛知県(港務所)
167	衣浦港海岸 (新川地区)	36号防潮扉	碧南市松江町五丁目	鉄製横引扉	愛知県(港務所)
168	衣浦港海岸 (新川地区)	34号防潮扉	碧南市田尻町一丁目	鉄製横引扉	愛知県(港務所)
169	衣浦港海岸 (新川地区)	浅間樋管	碧南市浅間町	鉄製昇降扉、ベベルギヤー、フラップゲート	碧南市
170	鹿乗川	鹿乗頭首工取入樋門	碧南市野銭町	電動巻上式	愛知県(農水)
171	前浜海岸 (前浜新田地区)	前浜第2排水機場	碧南市潮見町	φ1,200㎜×155PS×1台	碧南市土地改良区
172	矢作川	前浜排水樋管	碧南市中江町	自動カンノン扉　裏扉スルースゲート	碧南市土地改良区
	計	172 箇所			

(7) 豊田加茂建設事務所管内

番号	河川海岸名	名　　称	所　在　地	構　　造	管　理　者
1	矢作川	御立排水ひ門	豊田市御立町	鋼製ローラーゲート	国土交通省
2	矢作川	野見排水ひ管	豊田市野見町	鋼製スライドゲート	豊田市(農地整備課)
3	矢作川	門田排水ひ管	豊田市野見町	鋼製スライドゲート	豊田市(農地整備課)
4	矢作川	八尻川排水樋管	豊田市水源町	電動鋼製引上式ゲート	豊田市(河川課)
5	矢作川	加茂川水門	豊田市御立町	鋼製スルースゲート	国土交通省
6	矢作川	渡刈排水樋管	豊田市渡刈町	電動鋼製引上式ゲート	豊田市(河川課)
7	矢作川	神明排水樋管	豊田市今町	電動鋼製引上式ゲート	豊田市(河川課)
8	矢作川	大谷川排水樋管	豊田市河合町	電動鋼製引上式ゲート	豊田市(河川課)
9	矢作川	野見2号排水樋管	豊田市野見町	手動鋼製引上式ゲート	豊田市(河川課)
10	矢作川	渡合川排水樋管	豊田市渡合町	鋼製フラップゲート	豊田市(河川課)
11	矢作川	越戸排水樋管	豊田市越戸町	手動鋼製引上式ゲート	豊田市(下水道施設課)
12	矢作川	荒井排水樋門	豊田市荒井町	手動鋼製引上式ゲート	豊田市(河川課)
13	矢作川	岩本川樋門	豊田市扶桑町	電動鋼製引上式ゲート	豊田市(河川課)
14	矢作川	天王川樋門	豊田市扶桑町	電動鋼製引上式ゲート	豊田市(河川課)

15	逢妻女川	乳母子川樋門	豊田市駒場町	手動鋼製引上式ゲート	豊田市(河川課)
16	逢妻男川	駒場川樋門	豊田市駒場町	川表:鋼製マイターゲート 川裏:手動鋼製引上式ゲート	豊田市(河川課)
17	巴川	羽布ダム	豊田市羽布町	コンクリート可動式	愛知県(農林水産事務所)
18	枝下用水	1号放水門	豊田市平戸橋町波岩	電動式鋼製ローラーゲート	豊田市(農地整備課)
19	枝下用水	2号放水門	豊田市平戸橋町石平	電動式鋼製スルースゲート	豊田市(農地整備課)
20	枝下用水	3号放水門	豊田市花本町字津木	電動式鋼製ローラーゲート	豊田市(農地整備課)
21	枝下用水(籠川)	3号河川門	豊田市花本町横枕	電動式鋼製スルースゲート	豊田市(農地整備課)
22	枝下用水	4号放水門	豊田市井上町14丁目	電動式鋼製ローラーゲート	豊田市(農地整備課)
23	枝下用水	5号放水門	豊田市四郷町六反田	電動式鋼製スルースゲート	豊田市(農地整備課)
24	枝下用水	5号制水門	豊田市四郷町松本	電動式鋼製スルースゲート	豊田市・豊田土地改良区
25	枝下用水	5号河川門	豊田市四郷町松本	電動式鋼製スルースゲート	豊田市(農地整備課)
26	枝下用水	6号放水門	豊田市四郷町松本	電動式鋼製スルースゲート	豊田市(農地整備課)
27	枝下用水	7号放水門	豊田市上原町殿上	電動式鋼製ローラーゲート	豊田市(農地整備課)
28	枝下用水	8号河川門	豊田市東梅坪町4丁目	電動式鋼製スルースゲート	豊田市(農地整備課)
29	枝下用水	8－1号放水門	豊田市梅坪町1丁目	電動式鋼製スルースゲート	豊田市(農地整備課)
30	枝下用水	8－2号放水門	豊田市梅坪町6丁目	電動式鋼製スルースゲート	豊田市(農地整備課)
31	枝下用水	9号放水門	豊田市小坂町2丁目	電動式鋼製ローラーゲート 手動式鋼製転倒ゲート	豊田市(農地整備課)
32	枝下用水 (矢作川)	9号河川門	豊田市八幡町2丁目	電動式鋼製ローラーゲート	豊田市(農地整備課)
33	枝下用水	10号放水門	豊田市御幸町1丁目	電動式鋼製ローラーゲート	豊田市(農地整備課)
34	枝下用水 (矢作川)	10号河川門	豊田市竜宮町	電動式鋼製ローラーゲート	豊田市(農地整備課)
35	枝下用水	根川放水門	豊田市丸山町4丁目	電動式鋼製スルースゲート	豊田土地改良区
36	枝下用水	大堤放水門	豊田市広田町谷口	手動式鋼製スルースゲート	豊田土地改良区
37	枝下用水	広田放水門	豊田市広田町広田	手動式鋼製スルースゲート	豊田土地改良区
38	枝下用水	永覚放水門	豊田市永覚新町5丁目	手動式鋼製スルースゲート	豊田土地改良区
39	矢作川	宗定ひ門	豊田市畝部東町	鋼製ローラーゲート	国土交通省
40	矢作川	上郷柳川瀬排水機場	岡崎市北野町字押廻	φ1,500mm×600PS×2台、10m3/s φ1,500mm×450KW×1台、5m3/s	豊田市(農地整備課)
41	矢作川	上郷柳川瀬排水機場排水ひ門	岡崎市北野町字押廻	電動式鋼製スルースゲート2連	豊田市(農地整備課)
42	矢作川	家下川ひ門	岡崎市北野町字押廻	鋼製スルースゲート	国土交通省
43	家下川	溢流堰	岡崎市北野町字押廻	溢流堰	豊田土地改良区
44	砂後川	笠松放水門	みよし市三好町笠松	鋼製ローラーゲート 2.8m×2.0m	みよし市

45	市木川	水間排水機場	豊田市水間町1－31	φ1,000mm×130KW×1台、2.5m3/s	豊田市(農地整備課)
46	市木川	川田排水機場	豊田市寺部町1－1－13	φ800mm×100KW×1台、1.5m3/s	豊田市(農地整備課)
47	矢作川	千石排水機場	豊田市千石町5－32	φ1,000mm×180KW×1台、2.5m3/s	豊田市(農地整備課)
48	矢作川	御立排水機場	豊田市御立町9－45	φ1,000mm×140KW×1台、2.5m3/s	豊田市(農地整備課)
49	籠川	荒井排水機場	豊田市荒井町寿田34	φ1,000mm×95KW×1台、2.3m3/s	豊田市(農地整備課)
50	逢妻女川	不毛排水機場	豊田市駒新町不毛69	φ250mm×15KW×1台、0.12m3/s	豊田市(農地整備課)
51	安永川	安永川樋門	豊田市今町4丁目	鋼製ローラゲート	愛知県(豊田加茂建設事務所)
52	境川	福田第2雨水ポンプ場	みよし市福田町清水地内	雨水ポンプ4台、合計能力2．07m3/s	みよし市
53	境川	樋門	愛知郡東郷町大字諸輪	鋼製スルースゲート	みよし市
54	矢作川	室町水門	豊田市室町	鉄製自動開閉式	豊田市(河川課)
	計	54 箇所			

(8) 新城設楽建設事務所管内

番号	河川海岸名	名　　称	所　在　地	構　　造	管　理　者
1	宇利川	余松自動堰	新城市一鍬田	ステンレス製自動開閉式	新城市
2	杉川	杉川樋門	新城市豊島	鉄製自動開閉式	新城市
3	杉川	杉川自動堰	新城市豊島	鉄製自動転倒式自動堰	新城市
4	殿田川	殿田川樋門	新城市川田	鉄製自動開閉式発動機	新城市
5	堀切川	堀切自動堰	新城市富岡	鉄製自動開閉式	新城市
6	名倉川	森上堰	北設楽郡設楽町西納庫	鉄製自動転倒式	設楽町
7	名倉川	川口堰	北設楽郡設楽町西納庫	鉄製自動転倒式	設楽町
	計	7 箇所			

(9) 東三河建設事務所管内

番号	河川海岸名	名　　称	所　在　地	構　　造	管　理　者
1	御津豊橋海岸	西浦樋管	豊橋市梅薮西町	ステンレス製自動片開式　ステンレス製手動巻上式	豊橋市(河川)
2	御津豊橋海岸	梅薮第1樋管	豊橋市梅薮西町	ステンレス製自動片開式　ステンレス製手動巻上式	豊橋市(河川)
3	豊橋海岸	第2元屋敷樋管	豊橋市梅薮町	ステンレス製自動片開式　ステンレス製手動巻上式　機能停止中	豊橋市(河川)
4	豊川放水路	加藤新田樋管	豊橋市前芝町	ステンレス製手動巻上式	豊橋市(河川)
5	豊橋海岸	吉前樋門	豊橋市吉前町	ステンレス製自動合掌式　ステンレス製電動巻上式	豊橋市(河川)
6	豊橋海岸	五号樋門	豊橋市神野新田町	ステンレス製自動合掌式　ステンレス製電動巻上式	愛知県(農水)
7	豊橋海岸	四号樋門	豊橋市神野新田町	ステンレス製自動合掌式　ステンレス製電動巻上式	愛知県(農水)
8	豊橋海岸	西部排水機場樋門	豊橋市神野新田町	ステンレス製自動合掌式　ステンレス製電動巻上式	豊橋市(河川)

9	豊橋海岸	三郷樋門	豊橋市神野新田町	ステンレス製自動合掌式　ステンレス製電動巻上式	愛知県(農水)
10	三河港海岸 (大崎地区)	船渡1号立切	豊橋市船渡町	木製角落し	愛知県(港務所)
11	三河港海岸 (大崎地区)	船渡2号門扉	豊橋市船渡町	鉄製片開扉	愛知県(港務所)
12	三河港海岸 (大崎地区)	船渡5号門扉	豊橋市船渡町	アルミ合金製横引扉	愛知県(港務所)
13	三河港海岸 (大崎地区)	船渡船倉門扉	豊橋市船渡町	アルミ合金製横引扉	愛知県(港務所)
14	三河港海岸 (大崎地区)	高打場1号門扉	豊橋市船渡町	アルミ合金製横引扉	愛知県(港務所)
15	三河港海岸 (大崎地区)	高打場2号門扉	豊橋市船渡町	鉄製片開扉	愛知県(港務所)
16	三河港海岸 (大崎地区)	城戸中1号立切	豊橋市船渡町	木製角落し	愛知県(港務所)
17	三河港海岸 (大崎地区)	城戸中2号立切	豊橋市船渡町	木製角落し	愛知県(港務所)
18	三河港海岸 (大崎地区)	笠松陸閘	豊橋市大崎町	アルミ合金製横引扉	愛知県(港務所)
19	三河港海岸 (老津地区)	中尾第2陸閘	豊橋市老津町	アルミ合金製横引扉	愛知県(港務所)
20	三河港海岸 (老津地区)	中尾第3陸閘	豊橋市老津町	アルミ合金製横引扉	愛知県(港務所)
21	三河港海岸 (老津地区)	中北陸閘	豊橋市老津町	アルミ合金製横引扉	愛知県(港務所)
22	三河港海岸 (老津地区)	大津中陸閘	豊橋市老津町	アルミ合金製横引扉	愛知県(港務所)
23	三河港海岸 (老津地区)	新田第2陸閘	豊橋市老津町	アルミ合金製横引扉	愛知県(港務所)
24	三河港海岸	船渡第4号樋管	豊橋市船渡町	ステンレス製自動招戸式　ステンレス製手動巻上式	豊橋市(河川)
25	三河港海岸	地下第2樋管	豊橋市大崎町	ステンレス製自動招戸式	豊橋市(河川)
26	三河港海岸	笠松第5樋管	豊橋市大崎町	アルミ製自動フラップゲート　鋼製手動巻上式	豊橋市(河川)
27	三河港海岸	笠松第4樋管	豊橋市大崎町	アルミ合金製自動招戸式	豊橋市(河川)
28	三河港海岸	笠松第3樋管	豊橋市大崎町	アルミ製自動招戸式　鋼製手動巻上式	豊橋市(河川)
29	三河港海岸	後田樋門	豊橋市老津町	ステンレス製自動片開式　ステンレス製手動巻上式	豊橋市(河川)
30	三河港海岸	中尾第1樋管	豊橋市老津町	アルミ製フラップゲート　ステンレス製手動巻上式	豊橋市(河川)
31	三河港海岸	中北樋門	豊橋市老津町	アルミ製フラップゲート　ステンレス製手動巻上式	豊橋市(河川)
32	三河港海岸	森崎第2樋管	豊橋市老津町	アルミ製自動招戸式　ステンレス製手動巻上式	豊橋市(河川)
33	三河港海岸	岩中樋門	豊橋市老津町	アルミ製自動招戸式　ステンレス製手動巻上式	豊橋市(河川)
34	豊橋海岸	森多樋門	豊橋市老津町	ステンレス製手動巻上式	豊橋市(河川)

35	豊橋海岸	多門田第1樋門	豊橋市老津町	ステンレス製手動巻上式	豊橋市(河川)
36	豊橋海岸	多門田第2樋門	豊橋市老津町	ステンレス製手動巻上式	豊橋市(河川)
37	豊橋海岸	多門田第3樋門	豊橋市老津町	ステンレス製手動巻上式	豊橋市(河川)
38	紙田川	新田水神樋門	豊橋市老津町	ステンレス製自動招戸式 ステンレス製手動巻上式	豊橋市(河川)
39	豊橋海岸	天津樋門	豊橋市杉山町	ステンレス製自動合掌式 ステンレス製手動巻上式	愛知県(農水)
40	豊橋海岸	天津排水機場樋門	豊橋市杉山町	ステンレス製自動合掌式	豊橋市(河川)
41	豊橋海岸	新々田樋門	豊橋市杉山町	ステンレス製自動片開式 ステンレス製手動巻上式	愛知県(農水)
42	豊橋海岸	新々田排水機場樋門	豊橋市杉山町	ステンレス製自動合掌式	豊橋市(河川)
43	豊橋海岸	新々田非常用樋門	豊橋市杉山町	ステンレス製自動合掌式 ステンレス製手動巻上式	愛知県(農水)
44	豊橋海岸	福住船溜樋門	豊橋市杉山町	ステンレス製自動合掌式 鋼製手動巻上式	豊橋市(河川)
45	豊橋海岸	宇塚樋門	豊橋市西浜町	ステンレス製自動片開式 ステンレス製手動巻上式	豊橋市(河川)
46	豊橋海岸	福住樋門	豊橋市杉山町	ステンレス製自動合掌式 ステンレス製電動・手動巻上式	愛知県(農水)
47	三河港海岸 (大崎地区)	笠松防汐水門	豊橋市大崎町	鋼製自動巻上式	愛知県(港務所)
48	豊川	小水尾樋門	豊橋市高洲町	ステンレス製自動片開式 ステンレス製電動巻上式	豊橋市(河川)
49	豊川	加藤新田排水機場樋門	豊橋市前芝町	ステンレス製電動巻上式	豊橋市(河川)
50	豊川	中の森樋管	豊橋市川崎町	ステンレス製自動片開式 ステンレス製手動巻上式	豊橋市(河川)
51	豊川	為金樋管	豊橋市大村町	ステンレス製自動片開式 ステンレス製手動巻上式	豊橋市(河川)
52	豊川	小見堂樋管	豊橋市大村町	鋼製ローラー製電動巻上式	豊橋市(河川)
53	豊川	西郷廻り樋管	豊橋市下条西町	鋼製手動巻上式	豊橋市(河川)
54	豊川	下条排水樋管	豊橋市下条西町	ステンレス製自動片開式 ステンレス製動力巻上式	豊橋市(河川)
55	豊川	大村樋門	豊橋市大村町	鋼製自動合掌式 鋼製電動巻上式	豊橋市(河川)
56	豊川放水路	青木船溜樋門	豊橋市前芝町	ステンレス製電動巻上式	豊橋市(河川)
57	豊川放水路	前芝船溜樋門	豊橋市清須町	ステンレス製電動巻上式	豊橋市(河川)
58	豊川放水路	藤井船溜樋門	豊橋市日色野町	ステンレス製手動巻上式	豊橋市(河川)
59	豊川放水路	清須第1樋管	豊橋市清須町	ステンレス製自動合掌式 ステンレス製電動巻上式	豊橋市(河川)
60	豊川放水路	清須第2樋管	豊橋市清須町	ステンレス製自動合掌式 ステンレス製電動巻上式	豊橋市(河川)
61	豊川放水路	江川樋門	豊橋市川崎町	ステンレス製自動合掌式 鋼製電動巻上式	国土交通省
62	豊川放水路	東江川排水樋門	豊橋市下五井町	鋼製電動巻上式	豊橋市(河川)
63	江川	高見樋門	豊橋市川崎町	ステンレス製自動合掌式	豊橋市(河川)
64	江川	北川崎樋管	豊橋市川崎町	FRP製自動片開式	豊橋市(河川)
65	江川	白川樋管	豊橋市下五井町	ステンレス製自動片開式	豊橋市(河川)
66	江川	天王樋管	豊橋市下五井町	ステンレス製自動合掌式 ステンレス製手動巻上式	豊橋市(河川)
67	江川	南田樋管	豊橋市下五井町	ステンレス製手動巻上式	豊橋市(河川)

68	江川	稗田樋管	豊橋市横須賀町	アルミ製自動招戸式	豊橋市(河川)
69	江川	宮元樋管	豊橋市横須賀町	アルミ製自動招戸式	豊橋市(河川)
70	江川	林樋管	豊橋市横須賀町	ステンレス製自動招戸式　ステンレス製手動巻上式	豊橋市(河川)
71	江川	植松樋管	豊橋市横須賀町	ステンレス製自動片開式	豊橋市(河川)
72	江川	玄宗樋管	豊橋市下五井	ステンレス製手動巻上式	豊橋市(河川)
73	佐奈川	梅薮樋管	豊橋市梅薮町	FRP製自動招戸式　ステンレス製電動巻上式	豊橋市(河川)
74	三河港海岸 (豊橋地区)	二回地樋門	豊橋市神野新田町	(海側)ステンレス製自動合掌式 (陸側)ステンレス製電動巻上式	愛知県(港務所)
75	豊橋海岸	柳生川第2号樋門	豊橋市神野新田町	ステンレス製自動合掌式　ステンレス製電動巻上式	愛知県(農水)
76	八間川	八間川第1樋管	豊橋市神野新田町	ステンレス製手動巻上式	豊橋市(河川)
77	八間川	八間川第2樋管	豊橋市青竹町	ステンレス製手動巻上式	豊橋市(河川)
78	八間川	八間川第3樋管	豊橋市青竹町	ステンレス製手動巻上式	豊橋市(河川)
79	八間川	八間川第4樋管	豊橋市青竹町	ステンレス製手動巻上式	豊橋市(河川)
80	八間川	八間川第5樋管	豊橋市高洲町	ステンレス製手動巻上式	豊橋市(河川)
81	八間川	八間川第6樋管	豊橋市高洲町	ステンレス製手動巻上式	豊橋市(河川)
82	八間川	八間川第7樋管	豊橋市高洲町	ステンレス製手動巻上式	豊橋市(河川)
83	柳生川	二回排水機場樋門	豊橋市神野新田町	ステンレス製自動片開式　ステンレス製電動巻上式	豊橋市(河川)
84	柳生川	柳生川第1樋門	豊橋市神野新田町	ステンレス製自動合掌式　ステンレス製電動巻上式	豊橋市(河川)
85	豊橋海岸	柳生川第1排水機場樋門	豊橋市神野新田町	ステンレス製自動合掌式　ステンレス製電動巻上式	豊橋市(河川)
86	柳生川	牟呂用水樋管	豊橋市神野新田町	ステンレス製自動合掌式　ステンレス製電動巻上式	豊橋市(河川)
87	柳生川	北汐田樋管	豊橋市牟呂町	ステンレス製片開式　ステンレス製巻上式	豊橋市(河川)
88	梅田川	船渡逆水止樋管	豊橋市船渡町	ステンレス製自動合掌式	豊橋市(河川)
89	梅田川	船渡第4樋管	豊橋市船渡町	ステンレス製自動招戸式　ステンレス製手動巻上式	豊橋市(河川)
90	梅田川	内張川樋門	豊橋市大山町	ステンレス製自動合掌式　ステンレス製電動巻上式	愛知県(建設)
91	梅田川	法事堂樋管	豊橋市植田町	ステンレス製自動片開式　ステンレス製手動巻上式	豊橋市(河川)
92	梅田川	大山排水機場樋管	豊橋市大山町	ステンレス製自動招戸式　FRP製電動巻上式	豊橋市(河川)
93	梅田川	稲新田樋管	豊橋市船渡町	ステンレス製自動招戸式　ステンレス製手動巻上式	豊橋市(河川)
94	梅田川	船渡第1樋管	豊橋市船渡町	ステンレス製自動招戸式　ステンレス製手動巻上式	豊橋市(河川)
95	梅田川	船渡第2樋門	豊橋市船渡町	ステンレス製自動合掌式　ステンレス製電動巻上式	豊橋市(河川)
96	梅田川	船渡排水機場樋管	豊橋市船渡町	ステンレス製自動合掌式　FRP製電動巻上式	豊橋市(河川)
97	梅田川	西大山樋管	豊橋市大山町	ステンレス製自動招戸式　ステンレス製手動巻上式	豊橋市(河川)
98	梅田川	植田第1樋管	豊橋市植田町	ステンレス製自動招戸式	豊橋市(河川)
99	梅田川	植田排水機場樋管	豊橋市植田町	FRP製自動片開式　FRP製電動巻上式	豊橋市(河川)
100	梅田川	太七坪樋管	豊橋市大山町	ステンレス製自動合掌式	豊橋市(河川)

101	梅田川	西坪樋管	豊橋市大山町	ステンレス製自動招戸式 ステンレス製手動巻上式	豊橋市(河川)
102	梅田川	磯辺第1排水機場樋管	豊橋市大山町	ステンレス製自動片開式 ステンレス製電動巻上式	豊橋市(河川)
103	梅田川	磯辺第2排水機場樋門	豊橋市磯辺下地町	ステンレス製自動片開式 鋼製電動巻上式	豊橋市(河川)
104	梅田川	木野依樋管	豊橋市芦原町	ステンレス製自動片開式	豊橋市(河川)
105	梅田川	野依排水機場樋門	豊橋市野依町	鋼製自動招戸式 鋼製電動巻上式	豊橋市(河川)
106	梅田川	高師第1排水機場樋門	豊橋市西高師町	ステンレス製自動合掌式 ステンレス製電動巻上式	豊橋市(河川)
107	梅田川	高師第2排水機場樋門	豊橋市西高師町	ステンレス製自動片開式 鋼製電動巻上式	豊橋市(河川)
108	梅田川	松割樋管	豊橋市野依町	ステンレス製自動招戸式	豊橋市(河川)
109	梅田川	野依樋門	豊橋市野依町	ステンレス製自動片開式 鋼製手動巻上式	豊橋市(河川)
110	梅田川	天伯排水樋管	豊橋市西高師町	鋼製自動合掌式 鋼製電動巻上式	豊橋市(河川)
111	梅田川	八坂第3樋管	豊橋市浜道町	ステンレス製自動片開式	豊橋市(河川)
112	梅田川	船原第3樋管	豊橋市浜道町	ステンレス製自動片開式 ステンレス製手動巻上式	豊橋市(河川)
113	梅田川	天伯樋管	豊橋市天伯町	ステンレス製自動片開式	豊橋市(河川)
114	梅田川	浜道樋管	豊橋市浜道町	ステンレス製自動片開式	豊橋市(河川)
115	梅田川	麻耶樋管	豊橋市藤並町	鋼製自動招戸式 鋼製手動巻上式	豊橋市(河川)
116	梅田川	菅池樋管	豊橋市大岩町	鋼製自動招戸式	豊橋市(河川)
117	梅田川	堤下第1樋管	豊橋市中原町	ステンレス製自動片開式 ステンレス製手動巻上式	豊橋市(河川)
118	梅田川	堤下第2樋管	豊橋市中原町	ステンレス製手動巻上式	豊橋市(河川)
119	梅田川	中原第1樋管	豊橋市中原町	ステンレス製自動招戸式	豊橋市(河川)
120	梅田川	中原第2樋管	豊橋市中原町	ステンレス製自動片開式	豊橋市(河川)
121	梅田川	中原第3樋管	豊橋市中原町	鋼製手動巻上式	豊橋市(河川)
122	梅田川	中原第4樋管	豊橋市中原町	ステンレス製自動片開式	豊橋市(河川)
123	梅田川	中原第5樋管	豊橋市中原町	ステンレス製自動片開式	豊橋市(河川)
124	内張川	塩浜樋管	豊橋市大山町	ステンレス製自動招戸式 ステンレス製手動巻上式	豊橋市(河川)
125	内張川	退松樋管	豊橋市駒形町	アルミ製自動招戸式	豊橋市(河川)
126	二十間川	二十間川第3樋門	豊橋市問屋町	ステンレス製手動巻上式 鋼製巻上式＋鋼製自動招戸式	豊橋市(河川)
127	二十間川	二十間川第4樋門	豊橋市牟呂町	ステンレス製手動巻上式	豊橋市(河川)
128	二十間川	神野新田メノ割樋門	豊橋市神野新田町	ステンレス製自動片開式 ステンレス製手動巻上式	豊橋市(河川)
129	豊橋海岸	二十間川樋門	豊橋市神野新田町	ステンレス製自動合掌式 ステンレス製電動巻上式	愛知県(農水)
130	間川	小野田排水樋管	豊橋市石巻小野田町	鋼製自動合掌式 鋼製手動巻上式	豊橋市(河川)
131	間川	西川排水樋管	豊橋市賀茂町	鋼製動力巻上式	豊橋市(河川)
132	間川	坂井排水樋管	豊橋市賀茂町	鋼製動力巻上式	豊橋市(河川)
133	間川	新田下排水樋管	豊橋市賀茂町	ステンレス製手動巻上式	豊橋市(河川)
134	境川	笠松樋管	豊橋市大崎町	アルミ製自動招戸式 ステンレス製手動巻上式	豊橋市(河川)

135	三河港海岸	山崎川バイパス放水路樋管	豊橋市大崎町	ステンレス製自動合掌式	豊橋市(河川)
136	紙田川	老津第二排水機場樋門	豊橋市老津町	ステンレス製自動合掌式 ステンレス製電動巻上式	豊橋市(河川)
137	紙田川	高縄樋管	豊橋市老津町	アルミ製自動招戸式	豊橋市(河川)
138	紙田川	天津前樋門	豊橋市杉山町	ステンレス製自動片開式 鋼製手動巻上式	豊橋市(河川)
139	清水川	丸山排水路防潮樋門	豊橋市老津町	鋼製自動招戸式 鋼製電動巻上式	豊橋市(河川)
140	清水川	老津排水機場樋門	豊橋市老津町	ステンレス製電動巻上式	豊橋市(河川)
141	五間川	青竹樋門	豊橋市青竹町	ステンレス製手動巻上式	豊橋市(河川)
142	六間川	圦裏樋門	豊橋市牟呂町	ステンレス製手動巻上式	豊橋市(河川)
143	西ノ川	西の川合流樋管	豊橋市植田町	ステンレス製自動片開式 ステンレス製手動巻上式	豊橋市(河川)
144	西ノ川	米野第3樋管	豊橋市野依町	ステンレス製自動招戸式 ステンレス製手動巻上式	豊橋市(河川)
145	西ノ川	郷西第一樋管	豊橋市野依町	ステンレス製自動合掌式	豊橋市(河川)
146	西ノ川	郷西第二樋管	豊橋市野依町	アルミ製自動招戸式	豊橋市(河川)
147	西ノ川	郷西第三樋管	豊橋市野依町	ステンレス製自動合掌式	豊橋市(河川)
148	西ノ川	郷西第四樋管	豊橋市野依町	アルミ製自動招戸式	豊橋市(河川)
149	西ノ川	郷西第五樋管	豊橋市野依町	アルミ製自動招戸式	豊橋市(河川)
150	西ノ川	藤山第一樋管	豊橋市野依町	アルミ製自動招戸式	豊橋市(河川)
151	西ノ川	藤山第二樋管	豊橋市野依町	アルミ製自動招戸式	豊橋市(河川)
152	宮井戸川	池田樋管	豊橋市下地町	アルミ製自動招戸式	豊橋市(河川)
153	梅田川	海中樋管	豊橋市大山町	ステンレス製自動合掌式	豊橋市(河川)
154	豊橋海岸	老津新田樋門	豊橋市老津町	ステンレス製自動招戸式 ステンレス製手動巻上式	豊橋市(河川)
155	二十間川	二十間川非常用樋門	豊橋市神野新田町	ステンレス製電動巻上式	豊橋市(河川)
156	三河港海岸	船渡第6号樋管	豊橋市船渡町	ステンレス製自動招戸式	豊橋市(河川)
157	三河港海岸	船渡第7号樋管	豊橋市船渡町	アルミ製自動招戸式	豊橋市(河川)
158	三河港海岸	船渡第8号樋管	豊橋市船渡町	アルミ製自動招戸式	豊橋市(河川)
159	三河港海岸	船渡第9号樋管	豊橋市船渡町	アルミ製自動招戸式	豊橋市(河川)
160	三河港海岸	船渡第10号樋管	豊橋市船渡町	アルミ製自動招戸式	豊橋市(河川)
161	三河港海岸	平地第1樋管	豊橋市大崎町	アルミ製自動招戸式	豊橋市(河川)
162	三河港海岸	平地第2樋管	豊橋市大崎町	アルミ製自動招戸式	豊橋市(河川)
163	三河港海岸	平地第3樋管	豊橋市大崎町	銅製自動招戸式	豊橋市(河川)
164	三河港海岸	平地第4樋管	豊橋市大崎町	アルミ製自動招戸式	豊橋市(河川)
165	三河港海岸	平地第5樋管	豊橋市大崎町	アルミ製自動招戸式	豊橋市(河川)
166	三河港海岸	平地第6樋管	豊橋市大崎町	アルミ製自動招戸式	豊橋市(河川)
167	三河港海岸	平地第7樋管	豊橋市大崎町	アルミ製自動招戸式	豊橋市(河川)
168	三河港海岸	平地第8樋管	豊橋市大崎町	アルミ製自動招戸式	豊橋市(河川)

169	三河港海岸	平地第9樋管	豊橋市大崎町	アルミ製自動招戸式	豊橋市(河川)
170	三河港海岸	浪入第1樋管	豊橋市大崎町	アルミ製フラップゲート	豊橋市(河川)
171	三河港海岸	浪入第3樋管	豊橋市大崎町	アルミ製フラップゲート	豊橋市(河川)
172	三河港海岸	笠松第2樋管	豊橋市大崎町	ステンレス製自動片開式　ステンレス製手動巻上式	豊橋市(河川)
173	豊橋海岸	中尾第3樋管	豊橋市老津町	アルミ製フラップゲート	豊橋市(河川)
174	豊橋海岸	中尾第4樋管	豊橋市老津町	アルミ製フラップゲート	豊橋市(河川)
175	豊川	シャラ川樋管	豊川市東上町添畑	電動機巻上式(手動可)	国土交通省
176	豊川	清水川樋門	豊川市東上町下手	電動機巻上式(手動可)	国土交通省
177	豊川	下ノ郷排水機場	豊川市金沢町上川原	排水ポンプφ1,200㎜×1 ﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ2.7㎥/s×1	豊川市(農務)
178	豊川	下ノ郷排水機場樋管	豊川市金沢町上川原	エンジン巻上式(手動可)	豊川市(農務)
179	豊川	橋尾排水樋管	豊川市橋尾町高砂	手動巻上式	豊川市(下水整備)
180	豊川	橋尾排水機場	豊川市橋尾町小川通	排水ポンプφ800㎜×2 ﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ1.3㎥/s×1 ﾓｰﾀｰ1.3㎥/s×1	豊川市(農務)
181	豊川	向河原樋門	豊川市向河原町大柳	フラップゲート	豊川市(道路河川管理)
182	豊川	二葉樋管	豊川市三上町楽内	電動機巻上式	国土交通省
183	豊川	古川排水機場	豊川市行明町籠瀬	排水ポンプφ1,000㎜×3 ﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ2.0㎥/s×3	国土交通省
184	間川	間川勝山樋管	豊川市三上町札田	電動機巻上式	国土交通省
185	豊川放水路	行明排水機場	豊川市行明町大井後	排水ポンプφ1,000㎜×2 ﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ2.3㎥/s×1 ﾓｰﾀｰ2.3㎥/s×1	豊川市(農務)
186	豊川放水路	行明排水機場樋管	豊川市行明町大井後	電動巻上式(手動可)	豊川市(農務)
187	豊川放水路	安原樋管	豊川市平井町安原	電動巻上式	豊川市(下水整備)
188	豊川放水路	平井排水機場	豊川市平井町安原	排水ポンプφ1,000㎜×2 ﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ1.94㎥/s×2	豊川市(下水整備)
189	豊川放水路	平井調整池樋管	豊川市平井町上藤井	電動巻上式(手動可)	豊川市(道路河川管理)
190	豊川放水路	小坂井樋管	豊川市小坂井町八幡田	電動巻上式	国土交通省
191	豊川放水路	小坂井排水機場樋管	豊川市小坂井町広見島	電動巻上式	国土交通省
192	豊川放水路	小坂井排水機場	豊川市小坂井町広見島	排水ポンプφ1,200㎜×3 ﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ2.67㎥/s×3	国土交通省
193	豊川放水路	西江川樋管	豊川市小坂井町笹見原	電動巻上式	国土交通省
194	豊川放水路	正岡樋管	豊川市篠束町平飯	手動巻上式	豊川市(農務)

195	豊川放水路	正岡第二樋管	豊川市篠束町荒木	電動巻上式	豊川市(下水整備)
196	江川	江川樋門	豊川市御津町御馬	手動巻上式	豊川市(道路河川管理)
197	御津海岸	紫川樋門	豊川市御津町赤根	電動巻上式	愛知県(建設)
198	御津海岸	堺川排水樋門	豊川市御津町泙野	電動巻上式	愛知県(建設)
199	御津海岸	西方川排水樋門	豊川市御津町西方	電動巻上式	愛知県(建設)
200	御津海岸	西方港防潮樋門	豊川市御津町西方	手動巻上式	愛知県(建設)
201	御津海岸	西方防潮扉	豊川市御津町西方	手動開閉式(片引戸)	愛知県(建設)
202	御津海岸	赤根1号防潮扉	豊川市御津町赤根	手動開閉式(片引戸)	愛知県(建設)
203	御津海岸	赤根2号防潮扉	豊川市御津町大草	手動開閉式(片引戸)	愛知県(建設)
204	御津海岸	赤根4号防潮扉	豊川市御津町泙野	手動開閉式(片引戸)	愛知県(建設)
205	御津海岸	紫橋防潮扉	豊川市御津町赤根	手動開閉式(片引戸)	愛知県(建設)
206	御津海岸	新田深池樋門	豊川市御津町新田	手動巻上式	豊川市(農務)
207	佐奈川	伊奈排水機場	豊川市伊奈町汐田	排水ポンプφ1,200㎜×1　φ900㎜×1 ﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ3.0㎥/s×1 ﾓｰﾀｰ1.67㎥/s×1	豊川市(農務)
208	佐奈川	伊奈排水機場樋管	豊川市伊奈町汐田	電動巻上式(手動可)	豊川市(農務)
209	安藤川	安藤川樋門	豊川市御津町下佐脇	電動巻上式	愛知県(建設)
210	安藤川	大入頭首工	豊川市御津町下佐脇	電動式1基、手動巻上式2基	豊川市(農務)
211	安藤川	御津排水機場	豊川市御津町下佐脇	排水ポンプφ1,000㎜×2 ﾃﾞｨｰｾﾞﾙｴﾝｼﾞﾝ2.25㎥/s×1 電動動巻上式(手動可)	豊川市(農務)
212	安藤川	御津排水機場樋管	豊川市御津町下佐脇	手動巻上式	豊川市(農務)
213	音羽川	唐人池樋門	豊川市御津町下佐脇	手動巻上式	豊川市(農務)
214	音羽川	梅田樋門	豊川市御津町御馬	手動巻上式	豊川市(農務)
215	音羽川	船倉樋門	豊川市御津町下佐脇	手動巻上式	豊川市(農務)
216	白川	白川潮止堰	豊川市御津町下佐脇	電動空気膨張式ゴム引布製起伏堰	愛知県(建設)
217	白川	立切堰	豊川市御津町下佐脇	電動水膨張式ゴム引布製起伏堰	豊川市(農務)
218	御津川	御津川水門	豊川市御津町	電動巻上式	愛知県(建設)
219	御津川	船津堰	豊川市御津町広石	エンジン式油圧ポンプ	豊川市(農務)
220	三河港海岸 (大塚地区)	勝川河口樋門	蒲郡市海陽町二丁目	電動鋼製マイターゲート	愛知県(港務所)
221	三河港海岸 (大塚地区)	宮川河口樋門	蒲郡市海陽町二丁目	電動鋼製マイターゲート	愛知県(港務所)
222	三河港海岸 (大塚地区)	海陽防潮扉	蒲郡市海陽町	アルミ合金製横引扉	愛知県(港務所)

223	三河港海岸 (三谷地区)	鳶欠防潮扉	蒲郡市三谷町若宮	アルミ合金製横引ゲート	愛知県(港務所)
224	三河港海岸 (三谷地区)	若宮防潮扉	蒲郡市三谷町若宮	アルミ合金製横引扉	愛知県(港務所)
225	三河港海岸 (三谷地区)	東前防潮樋門	蒲郡市三谷町若宮	ステンレス製スウイングゲート	蒲郡市(下水)
226	三谷漁港海岸	弥生樋門	蒲郡市三谷町若宮	アルミニウム製合金スライドゲート	愛知県(港務所)
227	三谷漁港海岸	肥川排水樋門	蒲郡市三谷町若宮	鋼製スウイングゲート	蒲郡市(下水)
228	三谷漁港海岸	港内1号防潮扉	蒲郡市三谷町松前	アルミ合金製横引扉	愛知県(港務所)
229	三谷漁港海岸	港内2号防潮扉	蒲郡市三谷町松前	アルミ合金製横引扉	愛知県(港務所)
230	三谷漁港海岸	港内3号防潮扉	蒲郡市三谷町松前	アルミ合金製横引扉	愛知県(港務所)
231	三谷漁港海岸	松区雨水幹線吐口No.33	蒲郡市三谷町松前	鋼製フラップゲート	蒲郡市(下水)
232	三谷漁港海岸	港内4号防潮扉	蒲郡市三谷町松前	アルミ合金製横引扉	愛知県(港務所)
233	三谷漁港海岸	港内5号防潮扉	蒲郡市三谷町松前	アルミ合金製横引扉	愛知県(港務所)
234	三谷漁港海岸	硯川防潮扉	蒲郡市三谷町松前	アルミ合金製横引扉	愛知県(港務所)
235	三谷漁港海岸	硯樋門	蒲郡市三谷町松前・港町通	アルミニウム製合金スライドゲート	愛知県(港務所)
236	三谷漁港海岸	港内6号防潮扉	蒲郡市三谷町港町通	アルミ合金製横引扉	愛知県(港務所)
237	三谷漁港海岸	港内7号防潮扉	蒲郡市三谷町港町通	アルミ合金製横引扉	愛知県(港務所)
238	三谷漁港海岸	港内8号防潮扉	蒲郡市三谷町魚町通	アルミ合金製横引扉	愛知県(港務所)
239	三谷漁港海岸	第6分区吐口No.31	蒲郡市三谷町魚町通	ステンレス製フラップゲート	蒲郡市(下水)
240	三谷漁港海岸	港内9号防潮扉	蒲郡市三谷町魚町通	アルミ合金製横引扉	愛知県(港務所)
241	三谷漁港海岸	港内10号防潮扉	蒲郡市三谷町魚町通	アルミ合金製横引扉	愛知県(港務所)
242	三谷漁港海岸	港内11号防潮扉	蒲郡市三谷町七舗	アルミ合金製横引扉	愛知県(港務所)
243	三谷漁港海岸	港内12号防潮扉	蒲郡市三谷町船町通	アルミ合金製横引扉	愛知県(港務所)
244	三谷漁港海岸	港内13号防潮扉	蒲郡市三谷町船町通	アルミ合金製横引扉	愛知県(港務所)
245	三谷漁港海岸	港内14号防潮扉	蒲郡市三谷町船町通	アルミ合金製横引扉	愛知県(港務所)
246	三谷漁港海岸	港内15号防潮扉	蒲郡市三谷町船町通	アルミ合金製横引扉	愛知県(港務所)
247	三谷漁港海岸	迫樋門	蒲郡市三谷町船町通	アルミニウム製合金スライドゲート	愛知県(港務所)
248	三谷漁港海岸	港内16号防潮扉	蒲郡市三谷町八幡	アルミ合金製横引扉	愛知県(港務所)
249	三谷漁港海岸	港内17号防潮扉	蒲郡市三谷町八幡	アルミ合金製横引扉	愛知県(港務所)
250	三谷漁港海岸	港内18号防潮扉	蒲郡市三谷町八幡	アルミ合金製横引扉	愛知県(港務所)
251	三谷漁港海岸	神田樋門	蒲郡市三谷町水神町通	アルミニウム製合金スライドゲート	愛知県(港務所)
252	三谷漁港海岸	港内19号防潮扉	蒲郡市三谷町水神町通	アルミ合金製横引扉	愛知県(港務所)
253	三谷漁港海岸	水神1号防潮扉	蒲郡市三谷町水神町通	アルミ合金製横引扉	愛知県(港務所)
254	三谷漁港海岸	水神2号防潮扉	蒲郡市三谷町水神町通	アルミ合金製横引扉	愛知県(港務所)

255	三谷漁港海岸	水神3号防潮扉	蒲郡市三谷町水神町通	アルミ合金製横引扉	愛知県(港務所)
256	三谷漁港海岸	水神6号防潮扉	蒲郡市三谷町水神町通	アルミ合金製横引扉	愛知県(港務所)
257	三谷漁港海岸	水神7号防潮扉	蒲郡市三谷町水神町通	アルミ合金製横引扉	愛知県(港務所)
258	三谷漁港海岸	水神8号防潮扉	蒲郡市三谷町水神町通	アルミ合金製横引扉	愛知県(港務所)
259	三谷漁港海岸	三谷10号排水口	蒲郡市三谷町水神町通	鋼製フラップゲート	蒲郡市(下水)
260	三谷漁港海岸	城山1号防潮扉	蒲郡市竹島町	アルミ合金製横引扉	愛知県(港務所)
261	西田川	西田川防潮樋門	蒲郡市三谷町十舗	ステンレス製フラップゲート	蒲郡市(下水)
262	三河港海岸 (蒲郡地区)	竹島1号防潮扉	蒲郡市竹島町	アルミ合金製横引扉	愛知県(港務所)
263	三河港海岸 (蒲郡地区)	竹島2号防潮扉	蒲郡市竹島町	アルミ合金製開戸式	愛知県(港務所)
264	三河港海岸 (蒲郡地区)	松原町防潮樋門	蒲郡市松原町	ステンレス製フラップゲート	蒲郡市(下水)
265	三河港海岸 (蒲郡地区)	東港2号防潮扉	蒲郡市松原町	アルミ合金製横引扉	愛知県(港務所)
266	三河港海岸 (蒲郡地区)	東港7号防潮扉	蒲郡市港町	鋼製開戸式	愛知県(港務所)
267	三河港海岸 (蒲郡地区)	竹島埠頭3号防潮扉	蒲郡市港町	アルミ合金製横引扉	愛知県(港務所)
268	三河港海岸 (蒲郡地区)	竹島埠頭4号防潮扉	蒲郡市港町	アルミ合金製横引扉	愛知県(港務所)
269	三河港海岸 (蒲郡地区)	港町1号防潮樋門	蒲郡市港町	ステンレス製フラップゲート	蒲郡市(下水)
270	三河港海岸 (蒲郡地区)	竹島ふ頭緑地1号防潮扉	蒲郡市栄町	アルミ合金製横引扉	愛知県(港務所)
271	三河港海岸 (蒲郡地区)	栄町防潮樋門	蒲郡市栄町	ステンレス製フラップゲート	蒲郡市(下水)
272	三河港海岸 (蒲郡地区)	竹島ふ頭緑地2号防潮扉	蒲郡市栄町	アルミ合金製横引扉	愛知県(港務所)
273	三河港海岸 (蒲郡地区)	落合防潮樋門	蒲郡市栄町	手動巻揚式・ピンジャッキ式ステンレス製スライドゲート	愛知県(港務所)
274	三河港海岸 (蒲郡地区)	栄町2号防潮樋門	蒲郡市栄町	ステンレス製フラップゲート	蒲郡市(下水)
275	三河港海岸 (蒲郡地区)	栄町3号防潮樋門	蒲郡市栄町	ステンレス製フラップゲート	蒲郡市(下水)
276	三河港海岸 (竹谷・拾石地区)	第4分区吐口No.40	蒲郡市蒲郡町犬飼	鋼製フラップゲート	蒲郡市(下水)
277	三河港海岸 (竹谷・拾石地区)	竹谷1号防潮扉	蒲郡市竹谷町西ノ浜	鋼製開戸式	愛知県(港務所)
278	三河港海岸 (竹谷・拾石地区)	犬飼防潮樋門	蒲郡市竹谷町西ノ浜	鋼製スウイングゲート	蒲郡市(下水)

279	三河港海岸 (竹谷・拾石地区)	竹谷2号防潮扉	蒲郡市竹谷町西ノ浜	アルミ合金製手動式	蒲郡市(みなとみらい)
280	三河港海岸 (竹谷・拾石地区)	江尻防潮樋門	蒲郡市竹谷町西ノ浜	ステンレス製フラップゲート	蒲郡市(下水)
281	三河港海岸 (竹谷・拾石地区)	竹谷3号防潮扉	蒲郡市竹谷町梅藪	アルミ合金製手動式	蒲郡市(みなとみらい)
282	三河港海岸 (竹谷・拾石地区)	尺地川防潮樋門	蒲郡市竹谷町浜田・梅藪	電動巻揚式ステンレス製ローラーゲート	愛知県(港務所)
283	三河港海岸 (竹谷・拾石地区)	太田新田1号防潮樋門	蒲郡市竹谷町太田新田	鋼製スウイングゲート	蒲郡市(下水)
284	三河港海岸 (竹谷・拾石地区)	拾石川防潮樋門	蒲郡市拾石町前浜	ステンレス製スウイングゲート	蒲郡市(下水)
285	鹿島地区海岸	鹿島樋門	蒲郡市鹿島町 蒲郡市形原町	電動ラック式	愛知県(建設)
286	鹿島地区海岸	浅井新田樋門	蒲郡市鹿島町	ステンレス製片開式　ステンレス製手動巻上式	愛知県(農水)
287	三河港海岸 (形原地区)	北浜3号防潮樋門	蒲郡市形原町北浜	鋼製スウイングゲート	蒲郡市(下水)
288	三河港海岸 (形原地区)	北新田排水樋門	蒲郡市形原町北新田	鋼製スウイングゲート	蒲郡市(下水)
289	三河港海岸 (形原地区)	北浜3号防潮扉	蒲郡市形原町北浜	鋼製開戸式	愛知県(港務所)
290	三河港海岸 (形原地区)	北浜2号防潮扉	蒲郡市形原町北浜	鋼製開戸式	愛知県(港務所)
291	三河港海岸 (形原地区)	北浜1号防潮扉	蒲郡市形原町北浜	鋼製開戸式	愛知県(港務所)
292	三河港海岸 (形原地区)	北浜2号防潮樋門	蒲郡市形原町北浜	ステンレス製スウイングゲート	蒲郡市(下水)
293	形原地区海岸	天神川防潮樋門	蒲郡市形原町北浜・春日浦	ステンレス製電動巻揚式	蒲郡市(みなとみらい)
294	形原漁港海岸	下市1号防潮樋門	蒲郡市形原町下川原	鋼製手動巻上式	蒲郡市(下水)
295	形原漁港海岸	下市2号防潮樋門	蒲郡市形原町下川原	鋼製手動巻上式	蒲郡市(下水)
296	形原漁港海岸	春日浦防潮樋門	蒲郡市形原町春日浦	ステンレス製スウイングゲート	蒲郡市(下水)
297	形原漁港海岸	音羽1号防潮扉	蒲郡市形原町下音羽	アルミ合金製横引扉	愛知県(港務所)
298	形原漁港海岸	音羽2号防潮扉	蒲郡市形原町下音羽	アルミ合金製横引扉	愛知県(港務所)
299	形原漁港海岸	音羽3号防潮扉	蒲郡市形原町下音羽	アルミ合金製横引扉	愛知県(港務所)
300	形原漁港海岸	音羽4号防潮扉	蒲郡市形原町下音羽	アルミ合金製開戸式	愛知県(港務所)
301	形原漁港海岸	音羽5号防潮扉	蒲郡市形原町下音羽	アルミ合金製横引扉	愛知県(港務所)
302	形原漁港海岸	音羽6号防潮扉	蒲郡市形原町下音羽	アルミ合金製横引扉	愛知県(港務所)
303	形原漁港海岸	古城2号防潮扉	蒲郡市形原町三浦町	アルミ合金製横引扉	愛知県(港務所)
304	形原漁港海岸	古城3号防潮扉	蒲郡市形原町港町	アルミ合金製横引扉	愛知県(港務所)

305	形原漁港海岸	古城4号防潮扉	蒲郡市形原町港町	アルミ合金製横引扉	愛知県(港務所)
306	形原漁港海岸	古城5号防潮扉	蒲郡市形原町港町	アルミ合金製横引扉	愛知県(港務所)
307	形原漁港海岸	港防潮樋門	蒲郡市形原町港町	鋼製スライドゲート	愛知県(港務所)
308	形原漁港海岸	古城6号防潮扉	蒲郡市形原町港町	アルミ合金製横引扉	愛知県(港務所)
309	形原漁港海岸	古城7号防潮扉	蒲郡市形原町港町	アルミ合金製横引扉	愛知県(港務所)
310	形原漁港海岸	古城8号防潮扉	蒲郡市形原町港町	アルミ合金製横引扉	愛知県(港務所)
311	形原漁港海岸	港町1号防潮扉	蒲郡市形原町港町	アルミ合金製横引扉	愛知県(港務所)
312	形原漁港海岸	稲生防潮樋門	蒲郡市西浦町東稲生	手動式ステンレス製ローラーゲート	愛知県(港務所)
313	形原漁港海岸	稲生1号防潮扉	蒲郡市西浦町東稲生	アルミ合金製横引扉	愛知県(港務所)
314	形原漁港海岸	稲生5号角落とし	蒲郡市西浦町東稲生	木製角落し	愛知県(港務所)
315	形原漁港海岸	稲生防潮扉	蒲郡市西浦町東稲生	アルミニウム合金スイングゲート	愛知県(港務所)
316	形原漁港海岸	三浦1号防潮扉	蒲郡市形原町三浦町	アルミ合金製横引扉	愛知県(港務所)
317	形原漁港海岸	三浦2号防潮扉	蒲郡市形原町三浦町	アルミ合金製横引扉	愛知県(港務所)
318	形原漁港海岸	三浦3号防潮扉	蒲郡市形原町三浦町	アルミ合金製横引扉	愛知県(港務所)
319	形原漁港海岸	三浦4号防潮扉	蒲郡市形原町三浦町	アルミ合金製横引扉	愛知県(港務所)
320	形原漁港海岸	狭間川防潮樋門	蒲郡市形原町三浦町	ステンレス製スライドゲート	蒲郡市(土木)
321	形原漁港海岸	形原漁港防潮樋門	蒲郡市形原町三浦町	ステンレス製スライドゲート	愛知県(港務所)
322	蒲郡海岸	下地樋門	蒲郡市西浦町	ステンレス製手動巻上式	愛知県(建設)
323	蒲郡海岸	天神2号樋門	蒲郡市形原町	アルミ合金製手動巻上式	蒲郡市(下水)
324	蒲郡海岸	拾石1号防潮樋門	蒲郡市拾石町	ステンレス製手動巻上式	愛知県(建設)
325	蒲郡海岸	丹下樋門	蒲郡市大塚町	ステンレス製手動巻上式	愛知県(建設)
326	蒲郡海岸	東大塚1号樋門	蒲郡市大塚町	ステンレス製手動開閉扉	愛知県(建設)
327	蒲郡海岸	東大塚防潮扉	蒲郡市大塚町	ステンレス製手動片引戸	愛知県(建設)
328	蒲郡海岸	丸差樋門	蒲郡市大塚町	ステンレス製手動開閉扉	愛知県(建設)
329	蒲郡海岸	西島樋管	蒲郡市大塚町	差込式	愛知県(建設)
330	知柄漁港海岸	竜田樋門	蒲郡市西浦町	ステンレス製手動巻上式	愛知県(建設)
331	知柄漁港海岸	中屋敷樋門	蒲郡市西浦町	ステンレス製手動巻上式	愛知県(建設)
332	知柄漁港海岸	勘七樋門	蒲郡市西浦町	ステンレス製手動巻上式	愛知県(建設)
333	知柄漁港海岸	知柄1号防潮扉	蒲郡市西浦町	ステンレス製手動開閉戸	愛知県(建設)
334	知柄漁港海岸	知柄2号防潮扉	蒲郡市西浦町	アルミ合金製手動横引戸	愛知県(建設)
335	知柄漁港海岸	知柄3号防潮扉	蒲郡市西浦町	ステンレス製手動片引戸	愛知県(建設)
336	知柄漁港海岸	知柄4号防潮扉	蒲郡市西浦町	ステンレス製手動片引戸	愛知県(建設)
337	知柄漁港海岸	知柄5号防潮扉	蒲郡市西浦町	ステンレス製手動片引戸	愛知県(建設)
338	知柄漁港海岸	知柄6号防潮扉	蒲郡市西浦町	ステンレス製手動片引戸	愛知県(建設)

339	知柄漁港海岸	知柄7号防潮扉	蒲郡市西浦町	ステンレス製手動片引戸	愛知県(建設)
340	知柄漁港海岸	知柄防潮樋門	蒲郡市西浦町大知柄	鋼製スルースゲート	蒲郡市(下水)
341	清谷川	赤石水門	田原市赤石二丁目	ステンレス製片袖自動開閉扉	田原市(下水)
342	汐川	橋上水門	田原市田原町	鋼製両袖自動開閉扉	田原市(下水)
343	汐川	一ノ越水門	田原市神戸町	鋼製手動巻上式	田原市(下水)
344	汐川	田原新田樋門	田原市田原町	鋼製手動巻上式	田原市(農政)
345	汐川	中新地樋門	田原市吉胡町	鋼製電動巻上式	田原市(下水)
346	汐川	豊島西新田樋門	田原市豊島町	鋼製手動巻上式	田原市(街づくり)
347	田原海岸	神垣新田樋門	田原市豊島町	ステンレス製手動巻上式	田原市(農政)
348	田原海岸	愛三新田第2樋門	田原市浦町	鋼製手動巻上式	田原市(農政)
349	田原海岸	沖新田樋門	田原市浦町	鋼製手動巻上式	田原市(農政)
350	田原海岸	谷熊西新田樋門	田原市谷熊町	ステンレス製手動巻上式	田原市(農政)
351	田原海岸	吉胡防潮樋門	田原市吉胡町	ステンレス製ラック式電動	愛知県(建設)
352	田原海岸	愛三防潮樋門	田原市浦町	コンクリート製手動巻上式	愛知県(建設)
353	田原海岸	吉胡新田樋門	田原市吉胡町	鋼製手動巻上式	田原市(農政)
354	田原海岸	谷熊東新田樋門	田原市谷熊町	ステンレス製手動巻上式	田原市(農政)
355	田原海岸	湊田水門	田原市野田町	ステンレス製手動巻上式	田原市(農政)
356	田原海岸	仁崎防潮樋門	田原市仁崎町	ステンレス製電動巻上式自動開閉扉	愛知県(建設)
357	泉港海岸	今堀川防潮水門	田原市江比間町	鋼製電動巻上扉	愛知県(建設)
358	泉港海岸	紺屋川防潮樋門	田原市江比間町	ステンレス製手動巻上式	愛知県(建設)
359	渥美海岸	江比間樋門	田原市江比間町	ステンレス製自動開閉扉	田原市(農政)
360	渥美海岸	新堀川防潮水門	田原市江比間町	鋼製手動巻上式	愛知県(建設)
361	渥美海岸	伊井新田樋門	田原市伊川津町	ステンレス製自動開閉扉　ステンレス製手動巻上扉	愛知県(農水)
362	渥美海岸	伊川津樋門	田原市伊川津町	ステンレス製自動開閉扉　ステンレス製電動巻上扉	愛知県(農水)
363	渥美海岸	大川防潮水門	田原市伊川津町	ステンレス製片開扉　ステンレス製ラック式手動巻上式	愛知県(建設)
364	福江港海岸	蛇籠川防潮樋門	田原市折立町	鋼製手動巻上式	愛知県(建設)
365	福江港海岸	江川樋門	田原市福江町	鋼製手動巻上式	愛知県(建設)
366	福江港海岸	免々田川防潮樋門	田原市向山町 田原市古田町	ステンレス製電動巻上扉	愛知県(建設)
367	福江港海岸	向山樋門	田原市向山町	アルミ合金製自動開閉扉　鋼製電動巻上扉	愛知県(建設)
368	福江港海岸	日比浜樋門	田原市福江町	アルミ製自動開閉扉　ステンレス製手動巻上扉	愛知県(建設)
369	福江港海岸	折立陸閘	田原市折立町	アルミ合金製手動開閉戸	愛知県(建設)
370	福江港海岸	1号陸閘	田原市古田町	鋼製手動片引戸	愛知県(建設)
371	福江港海岸	2号陸閘	田原市古田町	鋼製手動片引戸	愛知県(建設)

372	福江港海岸	3号陸閘	田原市古田町	鋼製手動片引戸	愛知県(建設)
373	福江港海岸	4号陸閘	田原市古田町	アルミ合金製電動片引戸	愛知県(建設)
374	福江港海岸	6号陸閘	田原市古田町	アルミ合金製手動横引戸	愛知県(建設)
375	福江港海岸	7号陸閘	田原市古田町	アルミ合金製手動横引戸	愛知県(建設)
376	福江港海岸	8号陸閘	田原市古田町	アルミ合金製手動片引戸	愛知県(建設)
377	福江港海岸	9号陸閘	田原市福江町	アルミ合金製手動横引戸	愛知県(建設)
378	福江港海岸	10号陸閘	田原市福江町	アルミ合金製手動横引戸	愛知県(建設)
379	福江港海岸	11号陸閘	田原市古田町	アルミ合金製手動片引戸	愛知県(建設)
380	福江港海岸	12号陸閘	田原市折立町	アルミ合金製手動スイングゲート	愛知県(建設)
381	免々田川	天神樋門	田原市福江町	ステンレス製巻上扉　ステンレス製電動巻上扉	田原市(下水)
382	天白川	天白川水門	田原市中山町	鋼製電動巻上式	愛知県(建設)
383	天白川	菱池樋門	田原市中山町	ステンレス製巻上扉　ステンレス製自動開閉扉 ステンレス製電動巻上扉	田原市(農政)
384	天白川	小新田樋門	田原市中山町	ステンレス製巻上扉	田原市(農政)
385	福江漁港海岸	小水門	田原市中山町	ステンレス製自動開閉扉　ステンレス製電動巻上扉	田原市(農政)
386	福江漁港海岸	大水門	田原市中山町	ステンレス製電動巻上扉	田原市(農政)
387	福江漁港海岸	山二新田樋門	田原市中山町	ステンレス製自動開閉扉　ステンレス製電動巻上扉	愛知県(農水)
388	福江漁港海岸	立馬崎樋門	田原市中山町	ステンレス製自動開閉扉　ステンレス製手動巻上扉	愛知県(農水)
389	福江漁港海岸	福江漁港陸閘1	田原市小中山町	ステンレス製手動片引戸	愛知県(建設)
390	福江漁港海岸	福江漁港陸閘2	田原市小中山町	ステンレス製手動片引戸	愛知県(建設)
391	福江漁港海岸	福江漁港陸閘3	田原市小中山町	ステンレス製手動片引戸	愛知県(建設)
392	福江漁港海岸	福江漁港陸閘4	田原市小中山町	ステンレス製手動片引戸	愛知県(建設)
393	渥美海岸	伊良湖樋門	田原市伊良湖町	ステンレス製電動巻上扉	愛知県(農水)
394	西山1号排水路	西山樋門	田原市伊良湖町	ステンレス製自動開閉扉　ステンレス製電動巻上扉	田原市(農政)
395	渥美海岸	初立放水路樋門	田原市堀切町	鉄製巻上扉	水資源機構
396	渥美海岸	新堀川樋門	田原市堀切町	鉄製電動巻上扉	田原市(農政)
397	池尻川	池尻川水門	田原市赤羽根町	鋼製電動巻上式	愛知県(建設)
	計	397 箇所			
	合計	**1832 箇所**			

第七章　水防警報

第七章　水防警報

第一節　水防警報の意義

指定河川、海岸について国土交通大臣又は知事が洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあると認められたとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表であり、水防管理団体の水防活動に指針を与えることを本質としている。（法第16条第１項）

ただし、津波の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

第二節　水防警報を行う河川及び海岸

１　国土交通大臣が水防警報を行う河川とその区域

(1) 降雨等による河川の洪水に関する区域

河川名	区域				
木曽川	左岸	岐阜県可児市川合字西野二千七百九十三番二百十七地先		から	海まで
	右岸	同県美濃加茂市川合町一丁目字赤池上三百五十一番地先			
長良川	左岸	岐阜県岐阜市日野北四丁目二番二地先		から	揖斐川合流点まで
	右岸	同県同市大字長良古津字小島山九百十九番四十七地先			
庄内川	左岸	岐阜県土岐市肥田町浅野字トチモト八百七番三地先	の三共橋	から	海まで
	右岸	同県同市泉町河合字中屋敷五百三十二番一地先			
矢田川	左岸	愛知県名古屋市東区砂田橋二丁目百五番一地先	の宮前橋	から	庄内川合流点まで
	右岸	同県同市守山区更屋敷百一番地先			
矢作川	左岸	愛知県豊田市川田町二丁目二十九番地先		から	海まで
	右岸	同県同市荒井町松島三百二十一番四地先			
豊川	左岸	愛知県新城市庭野字萩野十六番の三地先の新城橋下流端		から	海まで
	右岸				
豊川放水路	幹川分流点から			から	海まで

(2) 津波に関する区域

河 川 名	位　　置
木 曽 川	左岸：河口から 22.8kp+90m まで
	右岸：河口から 18.8kp+135m まで
長 良 川	左岸：揖斐川合流点から 18.8kp+135m まで
庄 内 川	右岸：河口から 17.4km まで
	左岸：河口から 17.4km まで
矢 作 川	右岸：河口から 10.4km まで
	左岸：河口から 15.0km まで
豊　　川	右岸：河口から 23.6km まで
	左岸：河口から 23.0km まで
豊川放水路	右岸：河口から幹川分流点まで
	左岸：河口から幹川分流点まで

注１）地理的位置については資料編第３「愛知県水防計画付図」参照
注２）津波に関する区域については、今後、津波災害警戒区域の設定により修正予定。

２　知事が水防警報を行う河川及び海岸とその区域

(1) 降雨等による河川の洪水又は海岸の高潮に関する区域

河　川　名	区　　域	
新　　川	庄内川分流点から	海まで
矢 作 古 川	矢作川分流点から	海まで
天　白　川	植田川合流点から	海まで
日　光　川	野府川合流点から	海まで
八　田　川	春日井市朝宮町一丁目十四番二地先から	庄内川合流点まで
境　　川	井堰川合流点から	海まで
逢　妻　川	逢妻女川、逢妻男川合流点から	海まで
愛 知 県 沿 岸	弥富市地先から	静岡県境まで

注) 地理的位置については資料編第３「愛知県水防計画付図」参照

(2) 津波に関する区域

①海岸線を有する市町村（19 市町村）

名古屋市、豊橋市、半田市、豊川市、碧南市、刈谷市、西尾市、蒲郡市、常滑市、東海市、知多市、高浜市、田原市、弥富市、飛島村、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町

②津波河川遡上の可能性がある県管理河川

市町村名	河　川　名
名古屋市	天白川、新川、日光川、福田川
豊　橋　市	江川、紙田川、境川、梅田川、西ノ川、柳生川、佐奈川
一　宮　市	日光川、領内川、光堂川
半　田　市	稗田川、阿久比川、矢勝川、十ヶ川、神戸川
豊　川　市	善光寺川、佐奈川、音羽川、御津川、紫川
津　島　市	日光川、目比川、善太川
碧　南　市	高浜川、稗田川、油ヶ淵、長田川、蜆川
刈　谷　市	境川、逢妻川、恩田川、発杭川、猿渡川、下り松川、吹戸川、森前川、前川
安　城　市	鹿乗川、西鹿乗川、高浜川、油ヶ淵、半場川、朝鮮川
西　尾　市	矢作古川、広田川、北浜川、矢崎川、朝鮮川
蒲　郡　市	落合川、紫川、西田川、拾石川
常　滑　市	矢田川、前山川
稲　沢　市	日光川、福田川、領内川、目比川、三宅川、光堂川
東　海　市	天白川、信濃川、横須賀新川、大田川
大　府　市	五ヶ村川、石ヶ瀬川、砂川、明神川、皆瀬川、境川
知　多　市	日長川、信濃川
知　立　市	猿渡川
高　浜　市	高浜川、稗田川、油ヶ淵、前川
田　原　市	池尻川、精進川、天白川、免々田川、新堀川、今池川、汐川、清谷川、蜆川
愛　西　市	日光川、領内川、目比川、三宅川、善太川
清　須　市	新川、五条川
北名古屋市	新川
弥　富　市	宝川、善太川、筏川
あ　ま　市	新川、五条川、福田川、目比川、蟹江川、西條小切戸川
大　治　町	新川、福田川、西條小切戸川
蟹　江　町	日光川、福田川、蟹江川、西條小切戸川
飛　島　村	日光川、宝川、筏川
阿久比町	阿久比川、矢勝川、福山川、草木川
東　浦　町	岡田川、五ヶ村川、石ヶ瀬川、明徳寺川、豆搗川、須賀川、境川
南知多町	山海川
美　浜　町	五宝川、大川、布土川
武　豊　町	新川、堀川、石川

注）津波による遡上の可能性があるのみで、直ちに浸水するおそれがあるものではない。
今後、被害予測分析等により修正予定。

第三節　水防警報を発する基準

1　水防警報の対象水位（潮位）観測所及び発表基準

(1) 国土交通大臣が水防警報を行う河川　　（単位：メートル）

①降雨等による河川の洪水に関するもの

河川	観測所名	所在地（位置）	水防団待機水位（通報水位）	氾濫注意水位（警戒水位）	出動水位	計画高水位	堤防高 上：左岸 下：右岸	発表者（量水標管理者）	対象団体
木曽川	犬山	犬山市栗栖 (左岸59.7km付近)	5.80	9.20	10.40	14.22	—	木曽川上流河川事務所長	愛知県尾張水害予防組合
	笠松	岐阜県羽島郡笠松町柳原町 (右岸40.2km付近)	7.60	10.40	11.30	14.15	16.54 16.33		
	起	一宮市起 (左岸34.1km付近)	1.50	4.00	4.80	7.36	9.10 9.68		
	木曽成戸	岐阜県海津市海津町成戸 (右岸24.4km付近)	4.40	5.80	6.40	8.95	11.4 9.3	木曽川下流河川事務所長	海部地区水防事務組合
	葛木	愛西市葛木町 (左岸18.3km付近)	5.00	6.40	6.90	9.89	10.8 11.9		
	弥富	弥富市小島町 (左岸8.8km付近)	4.10	4.70	5.10	7.24	8.9 7.9		
長良川	長良成戸	岐阜県海津市海津町成戸 (左岸25.4km付近)	3.00	4.50	5.60	7.42	10.1 9.5		
庄内川	志段味	名古屋市守山区中志段味 (左岸32.7km付近)	3.40	4.60	5.20	7.50	9.74 9.45	庄内川河川事務所長	名古屋市・瀬戸市春日井市
	枇杷島	清須市西枇杷島町小田井 (右岸15.7km付近)	4.60	5.60	6.30	9.08	11.22 11.35		名古屋市・清須市・海部地区水防事務組合
矢田川	瀬古	名古屋市守山区川西 (右岸合流点から3.6km)	2.80	3.30	5.00	5.71	8.04 7.82		名古屋市
矢作川	高橋	豊田市中島町 (右岸40.4km付近)	1.00	2.70	3.40	7.22	8.6 9.4	豊橋河川事務所長	豊田市・岡崎市
	岩津	岡崎市西蔵前町 (左岸29.2km付近)	4.00	4.90	6.40	10.84	11.2 12.1		豊田市・岡崎市
	岡崎	岡崎市八帖北町 (左岸23.2km付近)	4.90	5.80	7.50	10.72	13.4 12.4		岡崎市・西尾市・安城市
	米津	西尾市米津町 (右岸9.8km付近)	4.90	6.00	7.50	10.82	12.0 11.9		西尾市・碧南市
豊川	石田	新城市庭野 (左岸27.6km付近)	2.40	4.20	4.70	7.87	10.9 20.3		新城市・豊橋市・豊川市
	当古	豊川市当古町 (右岸13.2km付近)	3.30	4.70	5.10	7.61	9.3 9.9		豊川市・豊橋市
	豊橋	豊橋市船町 (左岸5.6km付近)	3.00	3.50	4.00	6.06	7.6 7.7		豊橋市
豊川放水路	放水路第１	豊川市柑子町 (右岸6.6km付近)	5.00	7.00	7.60	10.52	13.0 13.0		豊川市・豊橋市

②津波に関するもの

ア　発表の種類、内容、発表基準

種　類	内　　容	発表基準
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	伊勢・三河湾で大津波警報、津波警報が発表され河川において氾濫危険水位を超過する恐れがあり、水防活動が必要と認められる場合で、かつ安全に作業が行える（時間的猶予がある）状態のとき。
解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	津波警報等が解除されたとき、または、水防活動の必要があると認められなくなったとき。

注）津波到達時間が短い場合、津波到達までに水防警報が発表できない場合が想定されるため、津波警報が発表されている間であって、水防警報が通知されるまでの間においては、水防管理者は、水防団員の安全を確保する措置をとること。

イ　水防警報の担当官署

河川名	担当官署
木曽川	木曽川下流河川事務所
長良川	木曽川下流河川事務所
庄内川	庄内川河川事務所
矢作川	豊橋河川事務所
豊　川	豊橋河川事務所
豊川放水路	豊橋河川事務所

(2) 知事が水防警報を行う河川

河川名	観測所名	所在地（位置）	水防団待機水位（警戒水位）	氾濫注意水位（警戒水位）	出動水位	氾濫危険水位	堤防高 上：左岸 下：右岸	発表者（量水標管理者）	対象団体
新川	水場川外水位	清須市阿原（右岸16.00km付近）	T.P. 2.00	T.P. 3.00	T.P. 3.90	T.P. 5.20	T.P. 6.24 6.28	尾張建設事務所長	海部地区水防事務組合・名古屋市・稲沢市・清須市・北名古屋市・あま市・豊山町・大治町
矢作古川	小島	西尾市小島町（左岸13.3km付近）	3.85	3.85	4.75	6.10	8.70 8.60	西三河建設事務所長	西尾市
	上横須賀	西尾市吉良町上横須賀（左岸6.96km付近）	3.80	3.80	4.50	5.60	7.50 7.60		
天白川	天白川	名古屋市南区中江二丁目（右岸7.37km付近）	T.P. 3.20	T.P. 4.30	T.P. 5.15	T.P. 6.50	T.P. 8.94 8.94	尾張建設事務所長	名古屋市・東海市
日光川	戸苅	一宮市萩原町築込（左岸名鉄尾西線上流170m）	T.P. 1.70	T.P. 2.30	T.P. 2.60	T.P. 3.50	T.P. 4.40 4.49	一宮建設事務所長	愛知県尾張水害予防組合・海部地区水防事

	古　瀬	愛西市古瀬町 （左岸名鉄津島線下流500m）	T.P. 0.90	T.P. 1.30	T.P. 1.50	T.P. 2.00	T.P. 3.20 3.39	海部建設事務所長	務組合・名古屋市
八田川	味　美	春日井市味美町３丁目 （右岸合流点から2.4km）	3.90	4.50	4.70	5.55	6.66 6.66	尾張建設事務所長	名古屋市・春日井市
境川	泉　田	刈谷市泉田町 （左岸河口から7.33km）	T.P. 3.10	T.P. 3.85	T.P. 4.35	T.P. 5.20	T.P. 8.30 8.30	知立建設事務所長	豊明市・大府市・東浦町・刈谷市・知立市・豊田市
逢妻川	一ツ木 逢妻川	刈谷市一ツ木町 （左岸河口から8.45km）	T.P. 2.70	T.P. 3.35	T.P. 3.90	T.P. 4.80	T.P. 5.90 5.90		

(3) 知事が水防警報を行う海岸

市町村等をまとめた地域（参考）	発表区域（市町村名）	発表基準（標高m） 準備※３	発表基準（標高m） 出動※４	堤防高	発表者（建設事務所長）	備考
尾張東部	名古屋市	１．７	２．５	資料編第３「愛知県水防計画付図」参照	尾張	
尾張西部	弥富市※１	１．６	３．３		海部	
	飛島村※１	１．６	３．３			
知多地域	東海市	１．６	２．８		知多	
	知多市	１．６	２．８			
	常滑市	１．５	３．５			
	美浜町※２	１．５	２．５			伊勢湾側
		１．４	１．９			知多湾側
	南知多町	１．４	１．９			
	武豊町	１．５	２．０			
	半田市	１．５	１．９			
	東浦町	１．５	３．６			
西三河南部	刈谷市	１．５	２．２		知立	
	高浜市	１．５	１．９			
	碧南市	１．５	１．８			
	西尾市	１．５	２．０		西三河	
東三河南部	蒲郡市	１．７	２．６		東三河	
	豊川市	１．７	２．６			
	豊橋市※２	１．７	２．５			三河湾側
		１．６	３．４			外海側
	田原市※２	１．５	２．１			三河湾側
		１．６	２．９			外海側

※１・・・発表対象に海部地区水防事務組合を含む

※２・・・いずれかが基準潮位に達すると予測される場合に発表

※３・・・レベル２高潮注意報が発表された場合又は６時間後までに基準潮位に達すると予測される場合に発表

※４・・・レベル４高潮危険警報が発表された場合に発表

(4) 知事が津波による水防警報を行う河川及び海岸

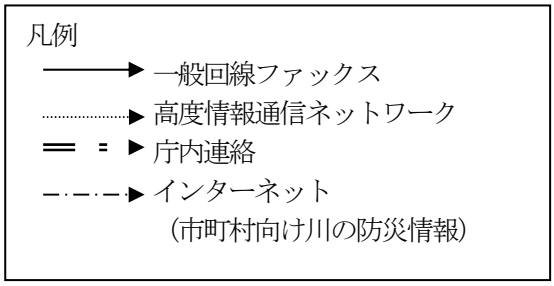
気象庁が「愛知県外海」又は「伊勢・三河湾」に「津波注意報」、「津波警報」又は「大津波警報」を発表した場合

2　水防警報の段階と内容

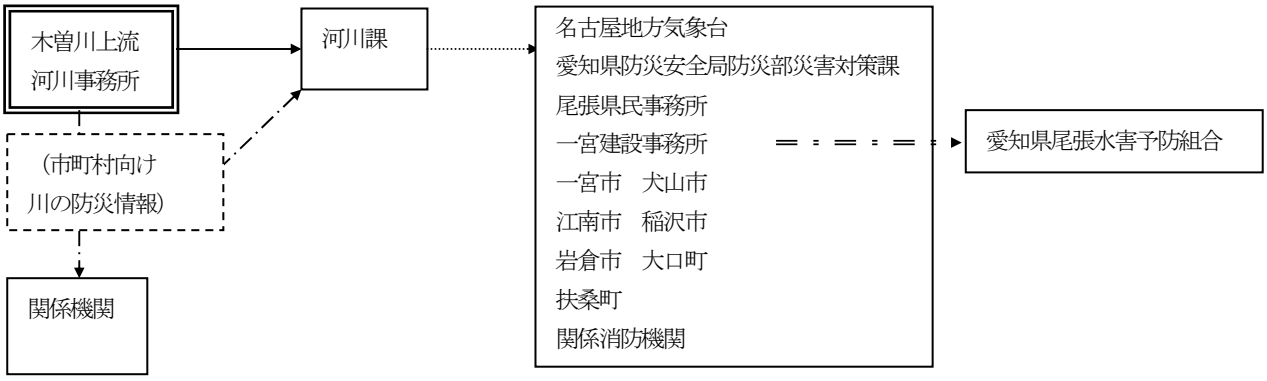
段　　階	内　　容
準　備	氾濫注意水位（警戒水位）を超過し、水防資材の整備点検、水門等の開閉準備、幹部員の出動を通知するもの。
出　動	出動水位を超過し、水防団員等の出動を通知するもの。
情　報	水防活動上必要とする水位、その他河川の状況を通知するもの。
解　除	水防活動の終了を通知するもの。

第四節　水防警報伝達系統

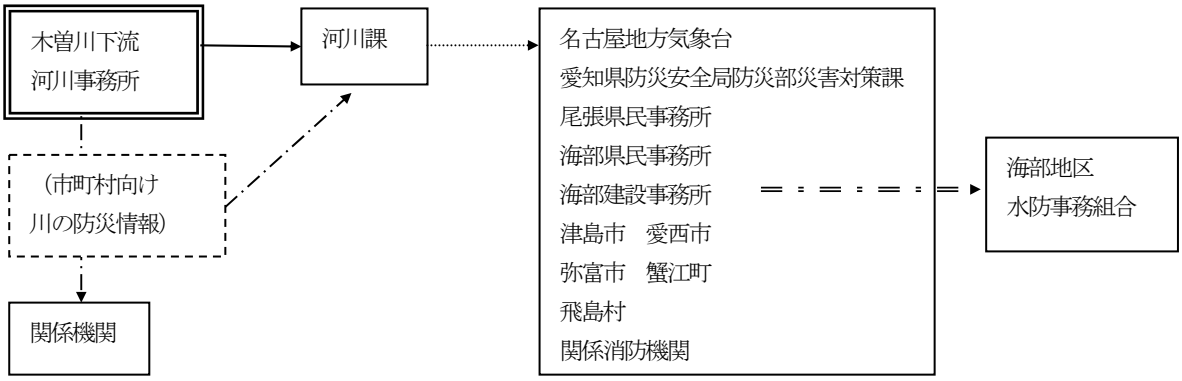
1　国土交通大臣が水防警報を行う河川



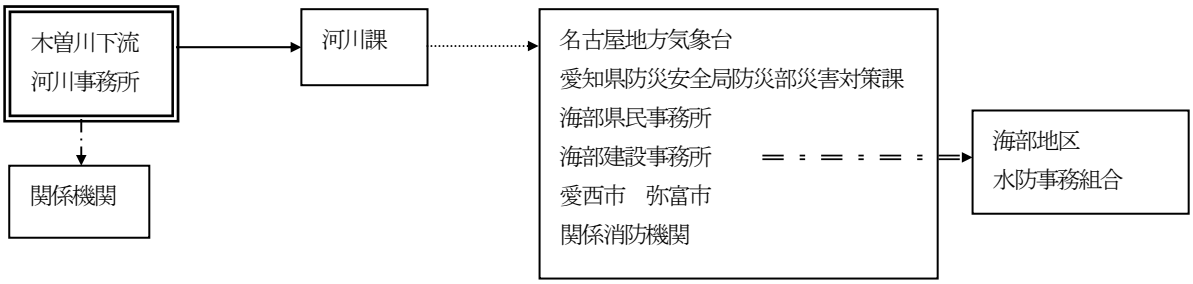
(1) 木曽川（犬山・笠松・起地区）



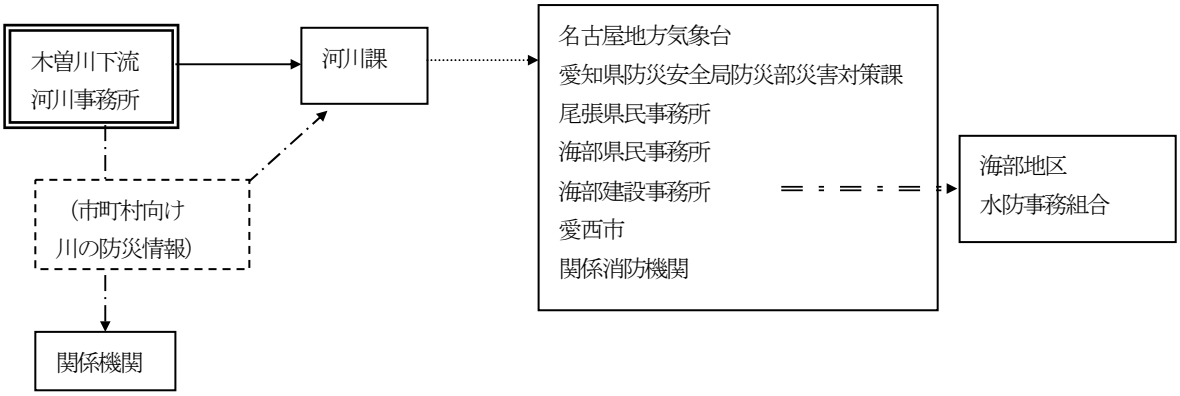
(2) 木曽川（成戸・葛木・弥富地区）



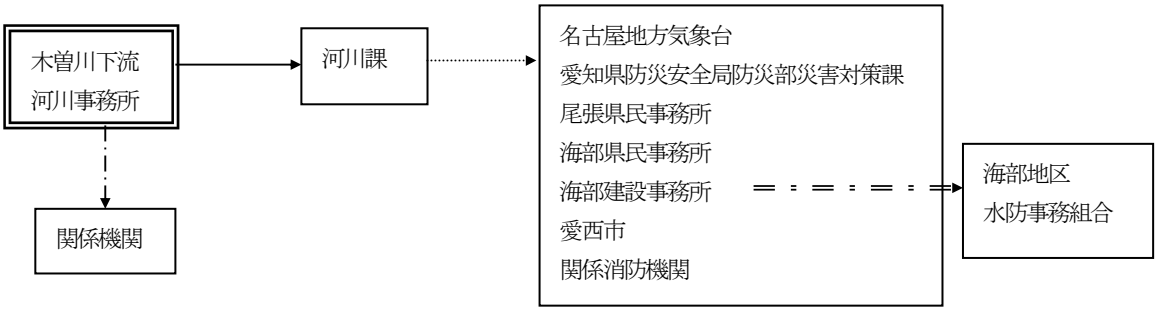
(3) 木曽川（津波水防警報）



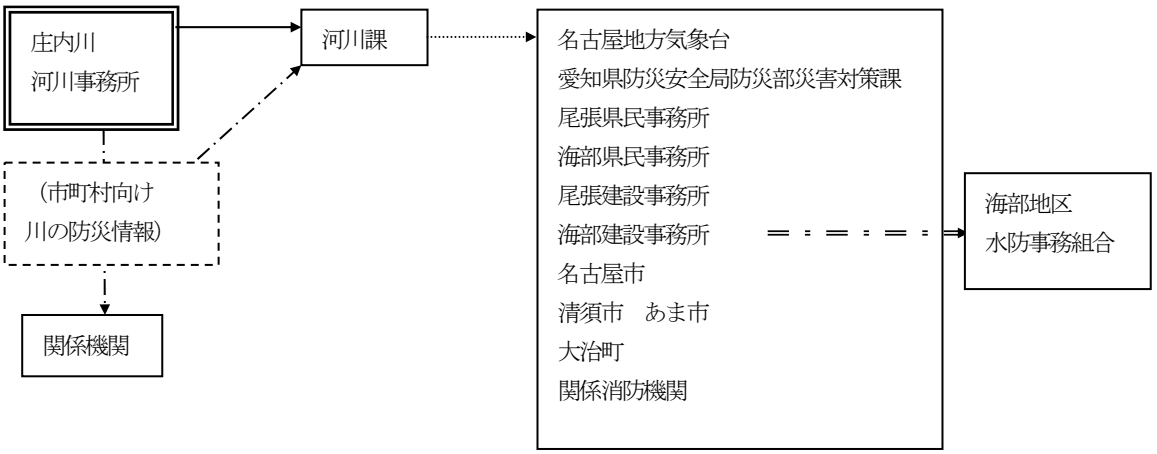
(4) 長良川（長良成戸地区）



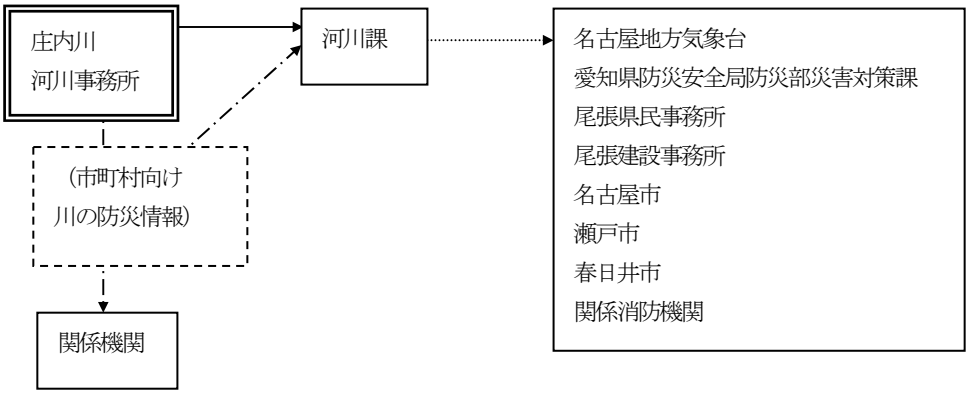
(5) 長良川（津波水防警報）



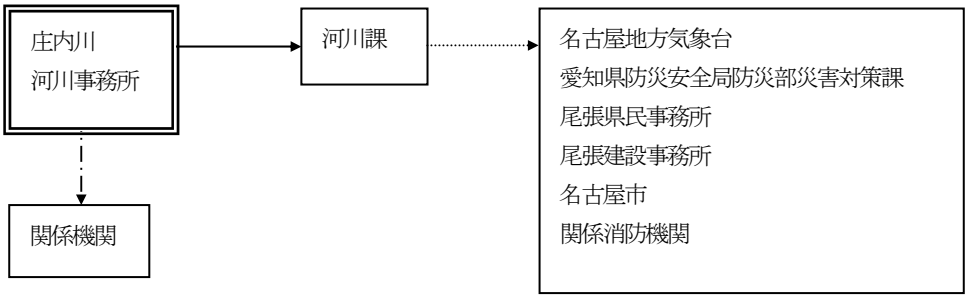
(6) 庄内川（枇杷島地区）



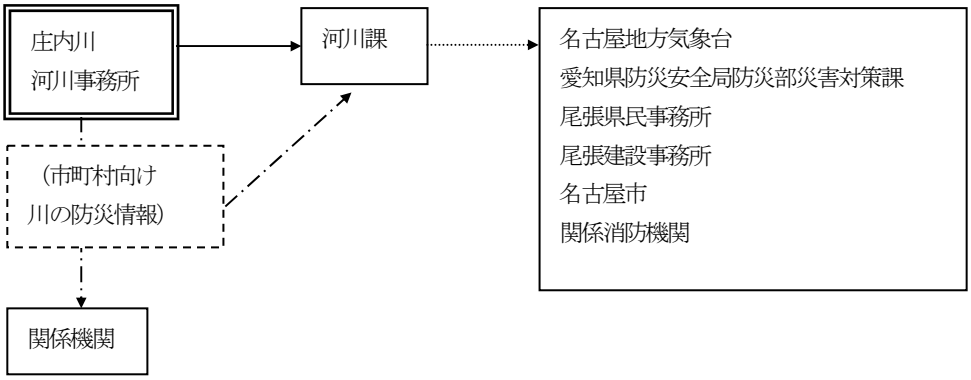
(7) 庄内川（志段味地区）



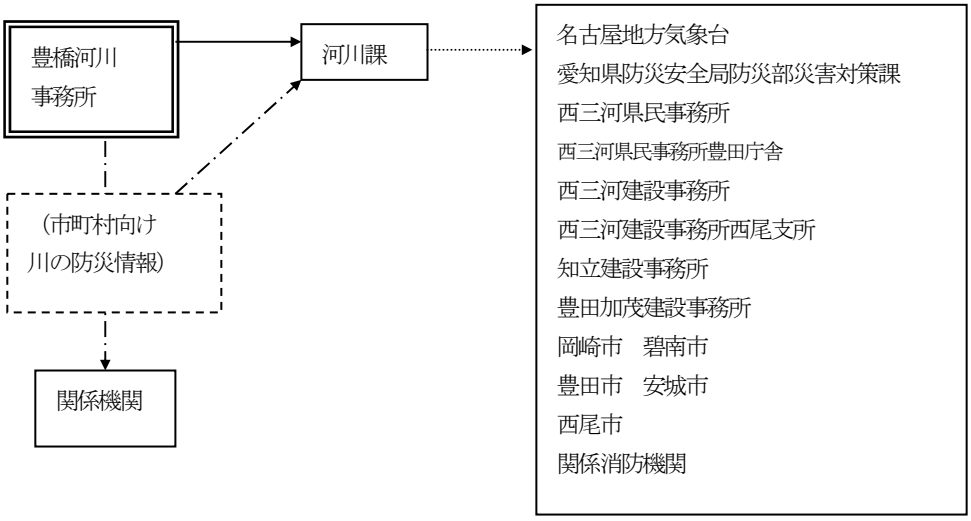
(8) 庄内川（津波水防警報）



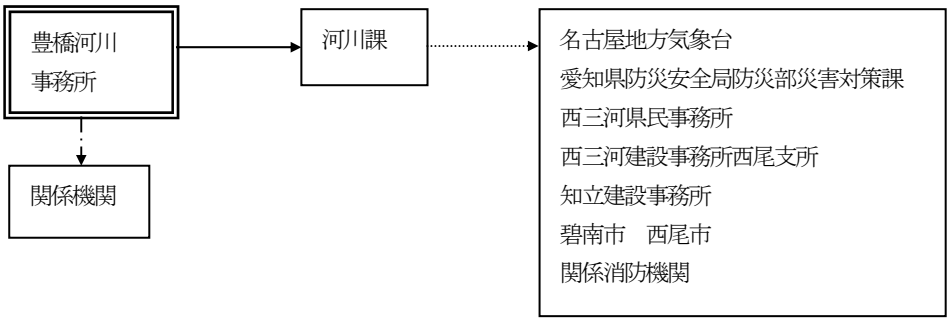
(9) 矢田川（瀬古地区）



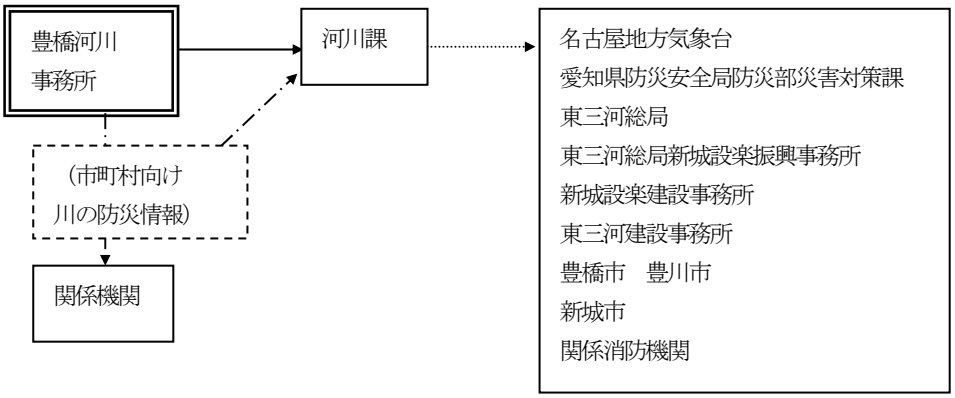
(10) 矢作川（高橋・岩津・岡崎・米津地区）



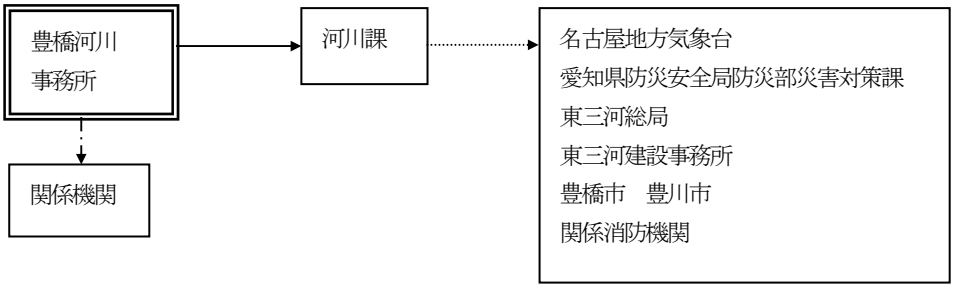
(11) 矢作川（津波水防警報）



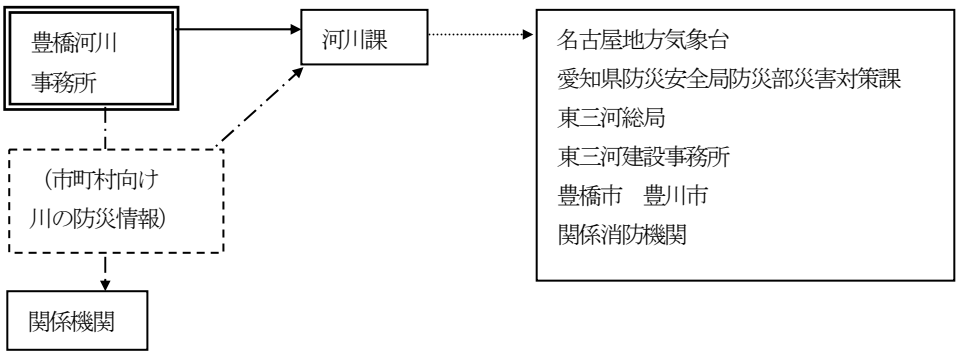
(12) 豊川（石田・当古・豊橋地区）



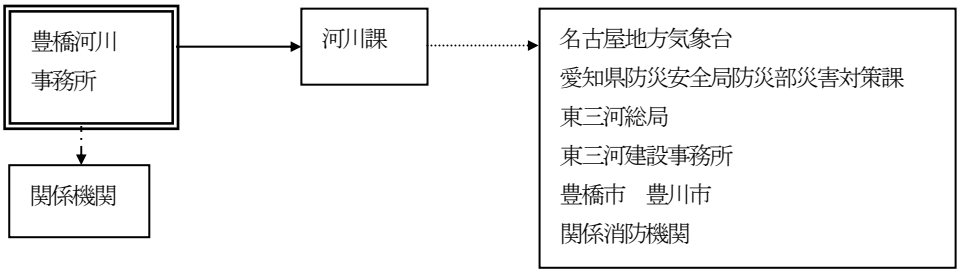
(13) 豊川（津波水防警報）



(14) 豊川放水路

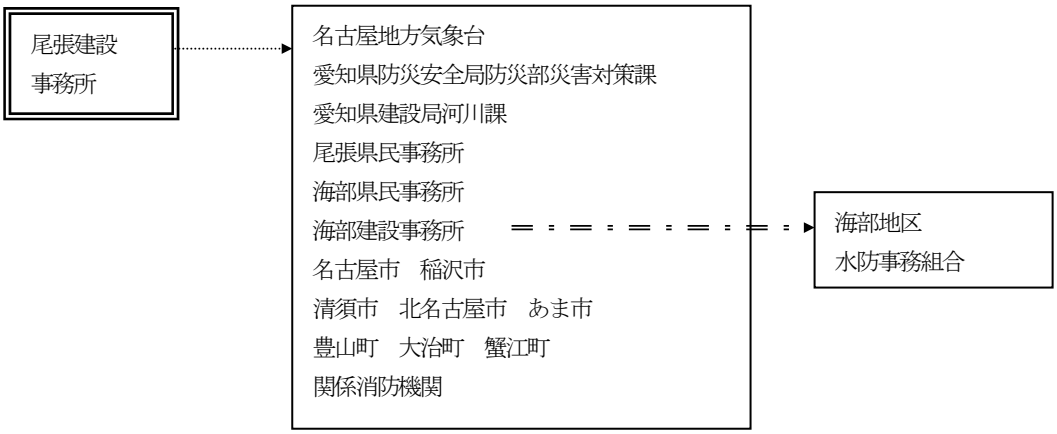


(15) 豊川放水路（津波水防警報）

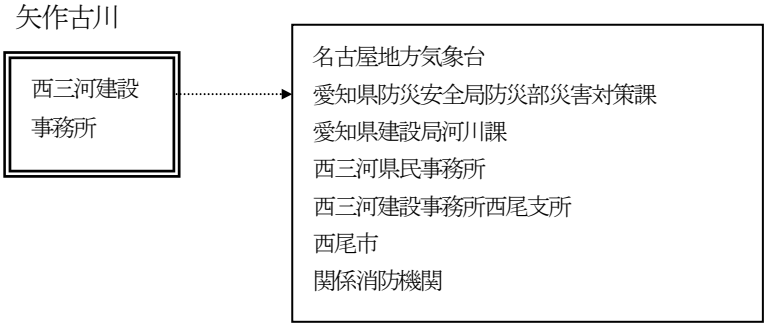


２　知事が水防警報を行う河川及び海岸

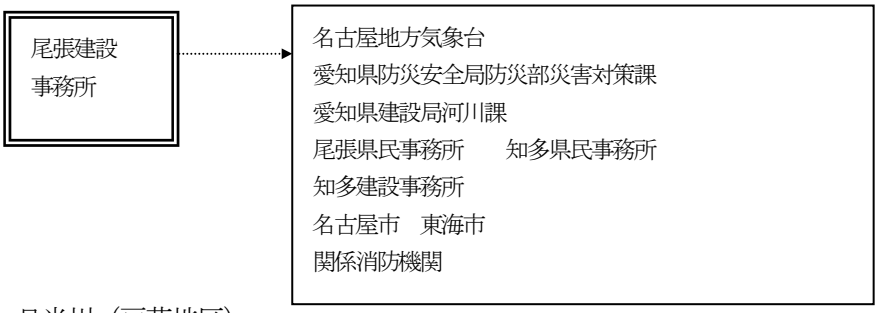
(1) 新川



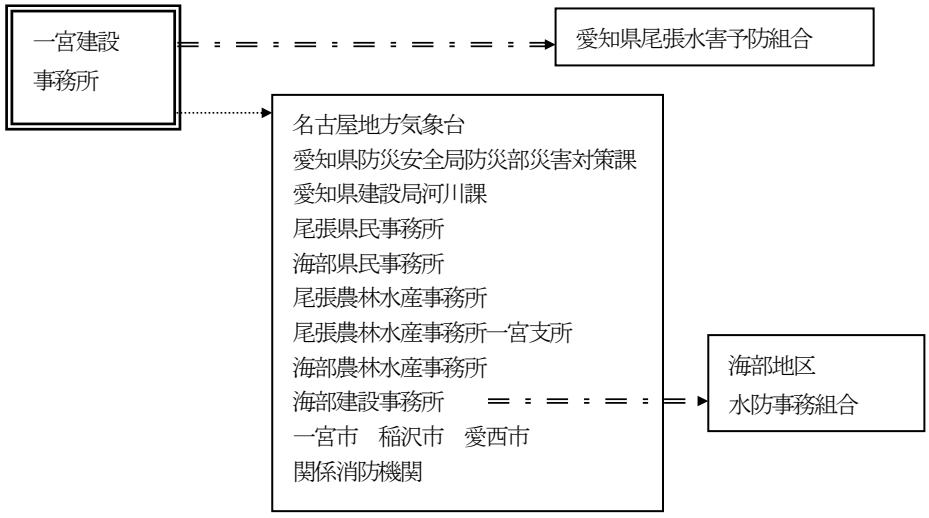
(2) 矢作古川



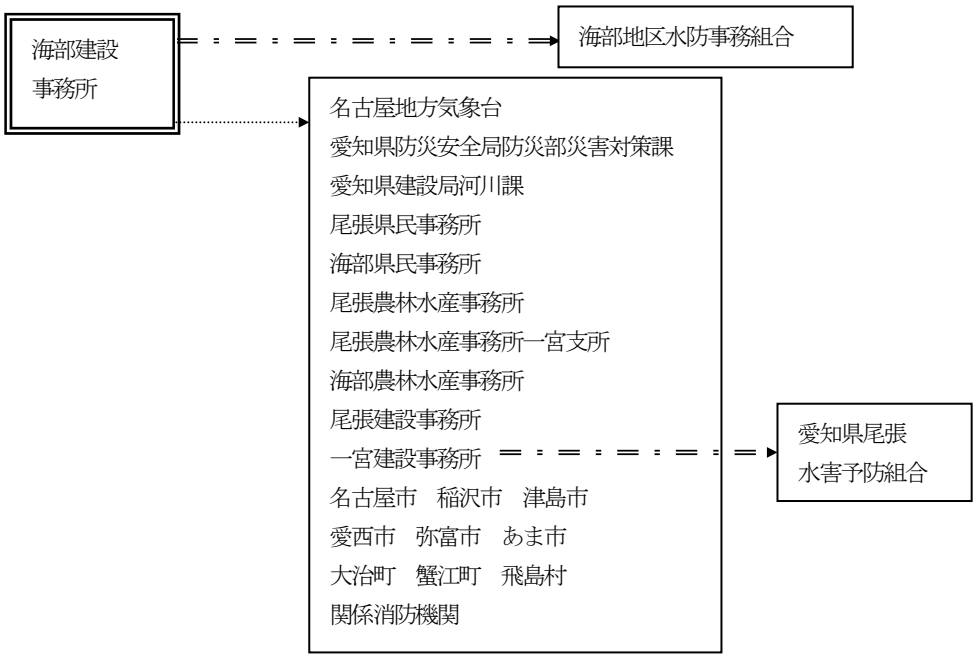
(3) 天白川



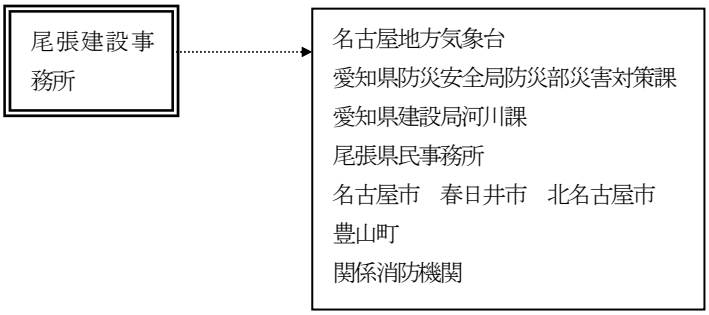
(4) 日光川（戸苅地区）



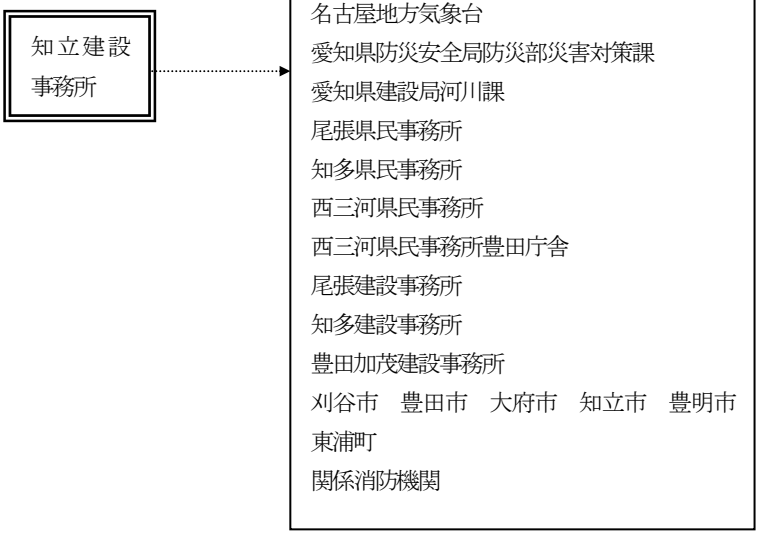
(5) 日光川（古瀬地区）



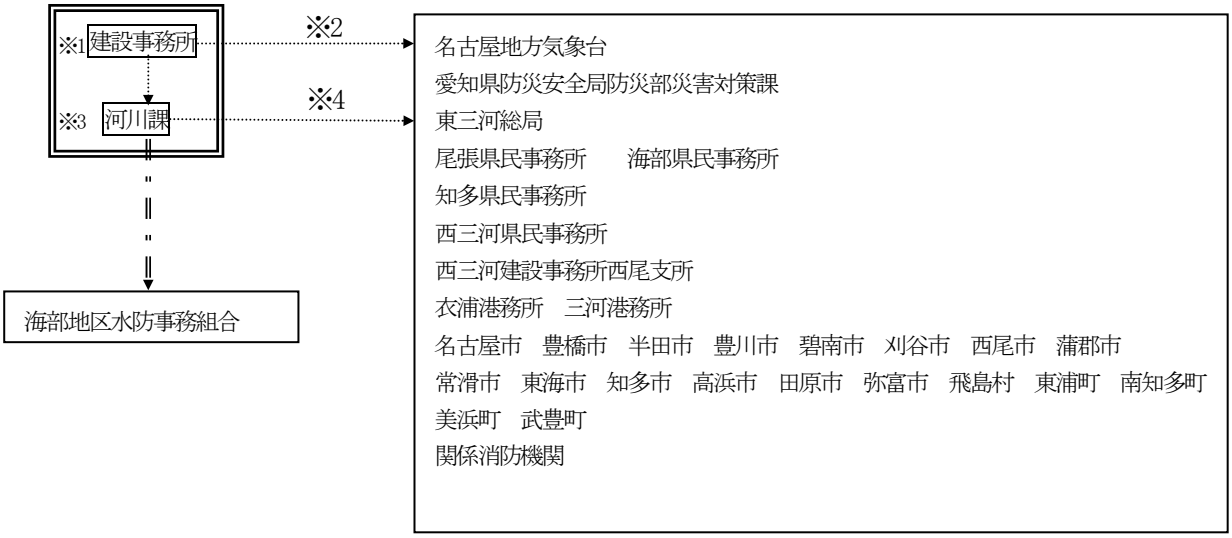
(6) 八田川



(7) 境川及び逢妻川

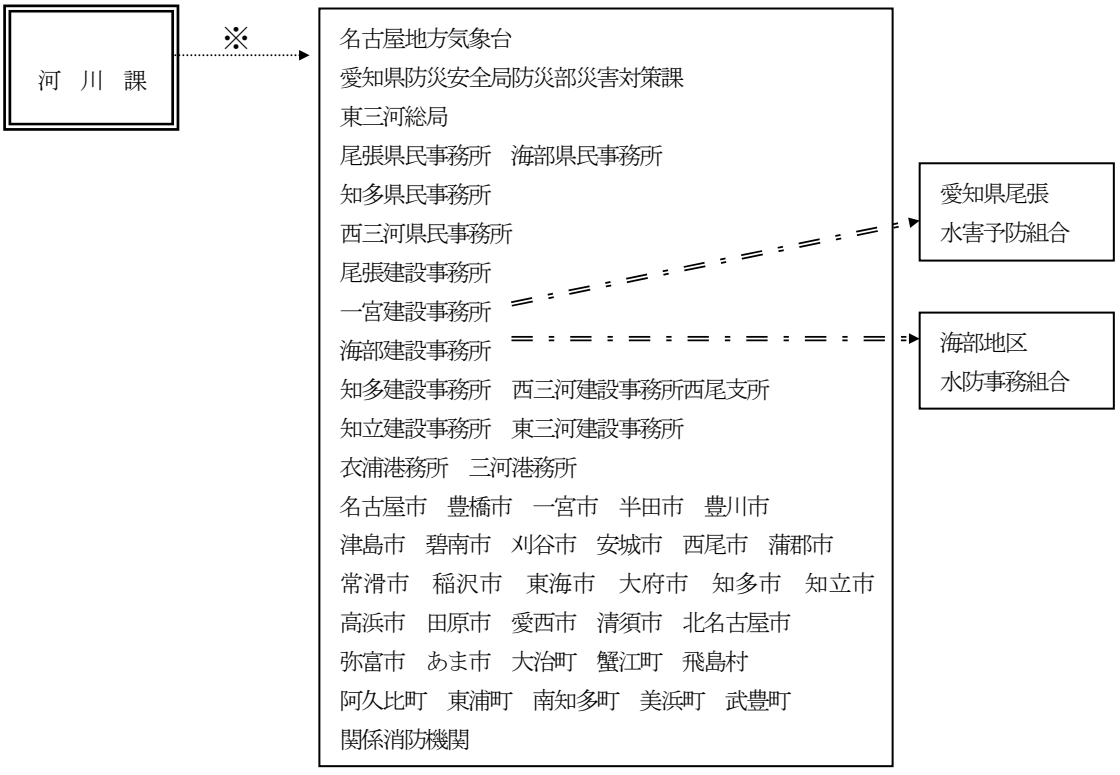


(8) 高潮水防警報（愛知県沿岸）



※１　レベル２高潮注意報が発表された場合若しくは６時間後までに準備基準潮位に達すると予測される場合又はレベル４高潮危険警報が発表された場合
※２　各建設事務所所管の範囲で該当する対象を選択のうえ発表
※３　準備基準潮位への到達が予測される場合は河川課が発表することがある。
※４　該当する対象を選択のうえ発表

(9) 津波水防警報（愛知県外海、伊勢・三河湾）



※警報対象区域の関係機関に対し伝達

第五節　水防警報発表受報様式

１　津波水防警報国土交通省発表様式

水　防　警　報（河　川）

種　　類	出　動　・　解　除			
発表河川		基準水位観測所		第　　号
日時	国土交通省　○○地方整備局 令和　　年　　月　　日　　時　　分 ○○河川事務所発表			
番号	発　　表　　内　　容			
1	令和○○年○月○日○時○分に〔大津波警報・津波警報〕が発表され、○○湾では○ｍの津波が予想されています。			
	津波到達時刻は○○湾△△で○日○○：○○頃と予想されています。			
	津波の河川遡上により○○観測所では、氾濫危険水位を超えるおそれがあります。水防機関は、出動し水防活動を行ってください。			
	水防活動の実施後は、速やかに退避してください。			
	引き続き、今後の津波に関する予警報に十分注意してください。			
2	水防活動の必要があると認められなくなったため、水防警報を解除します。			

※緊急を要する時は、発表内容を適宜簡略化できるものとする。

2　河川水防警報知事発表様式

川	準備 ・ 出動 ・ 情報 ・ 解除	水防警報	第　　号

	愛知県　　建設事務所 発表 令和　年　月　日　時　分

(現況)	1-1	時　分現在　水位観測所では　mで、 水位　、　上昇している。
	1-2	水位観測所では最高水位に達したと思われる。
	1-3	水位観測所の水位は、　時　分の　mを最高とし、 下降している。
	1-4	時　分現在　水位観測所の水位は、 水位を下回り、　下降している。
	2	上流の　ダムの放流量は　時　分現在　m3/sである。
	3	流域の雨量は、　時現在　観測所で　mm に達している。
(予想)	4	地方気象台　時　分の発表によれば、　日　時から 日　時までの降水量は多い所で　mm(24 時間)の見込みである。
	5	時　分発表の　洪水予報　号によれば、　水位観測所 の水位は　時に　mになる見込み。
(被害)	6	地先では浸水が発生しているとの情報がある。
	7	
(指示)	8	本地区の水防団は　されたい。
	9	本地区の水防警報を解除する。
(補足)	10	

水防警報・洪水予報の発表状況		
洪水予報	川	
水防警報		

月　日　時　分時点の水位(量水標の読み　m　)

観測所	現在水位	水防団待機(通報)水位	氾濫注意(警戒)水位	出動水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位

(注意事項)
・水位の情報は最新のものを確認すること
　インターネット https://www.river.go.jp/
　https://www.kasen-aichi.jp/
・河川施設に異常を発見したら、問い合せ先に連絡すること

→

問合せ先
愛知県　〇〇建設事務所
〇〇課　0XXX-XX-XXXX

３　海岸水防警報知事発表受報様式

高潮水防警報　第__号（準備・出動・情報）※○で囲む

令和____年____月____日____時____分　　愛知県○○建設事務所

愛知県建設局河川課

高潮水防警報発表市町村（○を付した市町村）

名古屋市	弥富市	飛島村	半田市	常滑市	東海市	知多市	東浦町	南知多町	美浜町
武豊町	西尾市	碧南市	刈谷市	高浜市	豊橋市	豊川市	蒲郡市	田原市	

※管内全ての市町村に送付しています。

※○を付す

準備		名古屋地方気象台は　　月　　日　　時　　分、上記地域のレベル２高潮注意報を発表しました。
		月　　日　　時　　分、上記地域の潮位が６時間後までに準備基準に達すると見込まれます。
	各市町村の最高潮位予測は次のとおりです。 名古屋市　標高_____m・弥富市　標高_____m・飛島村　標高_____m 半田市　標高_____m・常滑市　標高_____m・東海市　標高_____m 知多市　標高_____m・東浦町　標高_____m・南知多町　標高_____m 美浜町（伊勢湾）標高_____m・美浜町（知多湾）　標高_____m 武豊町　標高_____m・西尾市　標高_____m・碧南市　標高_____m 刈谷市　標高_____m・高浜市　標高_____m・豊橋市（三河湾）　標高_____m 豊橋市（外海）　標高_____m・豊川市　標高_____m・蒲郡市　標高_____m 田原市（三河湾）標高_____m・田原市（外海）標高_____m 水防の準備に入り、厳重に警戒してください。	
出動	名古屋地方気象台は　　月　　日　　時　　分、上記地域のレベル４高潮危険警報を発表しました。 各市町村の最高潮位予測は次のとおりです。 名古屋市　標高_____m・弥富市　標高_____m・飛島村　標高_____m 半田市　標高_____m・常滑市　標高_____m・東海市　標高_____m 知多市　標高_____m・東浦町　標高_____m・南知多町　標高_____m 美浜町（伊勢湾）　標高_____m・美浜町（知多湾）　標高_____m 武豊町　標高_____m・西尾市　標高_____m・碧南市　標高_____m 刈谷市　標高_____m・高浜市　標高_____m・豊橋市（三河湾）　標高_____m 豊橋市（外海）　標高_____m・豊川市　標高_____m・蒲郡市　標高_____m 田原市（三河湾）　標高_____m・田原市（外海）標高_____m 海岸堤防を巡視・警戒し、防潮扉等の管理、操作に万全を期してください。	
情報		

	受報日時	受報者
	月　　日 時　　分	

高潮水防警報　第＿＿号（解除）

令和＿＿年＿＿月＿＿日＿＿＿時＿＿＿分

愛知県〇〇建設事務所

愛知県建設局河川課

※〇を付す

	名古屋地方気象台は　　月　　日　　時　　分、下記地域のレベル２高潮注意報を解除しました。
	月　　日　　時　　分、下記地域の潮位が準備基準を下回りました。
	名古屋地方気象台は　　月　　日　　時　　分、下記地域のレベル４高潮危険警報を解除しました。

（〇を付した市町村）

名古屋市	弥富市	飛島村	半田市	常滑市	東海市	知多市	東浦町	南知多町	美浜町
武豊町	西尾市	碧南市	刈谷市	高浜市	豊橋市	豊川市	蒲郡市	田原市	

※管内全ての市町村に送付しています。

したがって、上記地域の高潮水防警報（準備）・（出動）を解除します。

受報日時	受報者
月　　日 時　　分	

4　津波水防警報知事発表受報様式

愛知県＜津波＞水防警報　　第＿＿号

令和＿＿年＿＿月＿＿日＿＿＿時＿＿＿分

愛 知 県 水 防 本 部 長 発 表

気象庁は、＿＿月＿＿日＿＿時＿＿分に

愛知県外海	津波注意報
	津波警報
	大津波警報
伊勢・三河湾	津波注意報
	津波警報
	大津波警報

を（発　表／解　除）しました。

1	沿岸部及び河川河口部では、津波による急激な潮位・水位上昇のおそれがあります。 **本地区の水防団等は、気象庁・名古屋地方気象台の地震・津波情報に留意し、安全を確保できると判断される範囲で水防活動に従事してください。** **（安全が確保できない場合は待機・避難すること）** なお、今後とも気象庁の発表する地震・津波情報に十分に注意し、万全を期すとともに厳重に警戒してください。
2	したがって、同地域の「津波水防警報」を解除します。

受報日時	受報者
月　　日 時　　分	

津波到達までに時間的余裕がある場合は、以下の情報も送付する

県内の津波到達予想時刻、予想される津波の高さ、各地点の満潮位は次のとおりです。

○津波到達予想時刻

津波予報区	月　日	時　刻
伊勢・三河湾	月　日	時　　分
愛知県外海	月　日	時　　分

○予想される津波の高さ

津波予報区	予想される高さ
伊勢・三河湾	m
愛知県外海	m

○各地点の満潮位

予報区	地　点	月　日	時　刻
伊勢・三河湾	名古屋港	月　日	時　　分
		月　日	時　　分
	衣浦港	月　日	時　　分
		月　日	時　　分
	三河港	月　日	時　　分
		月　日	時　　分
	一色	月　日	時　　分
		月　日	時　　分
愛知県外　海	赤羽根	月　日	時　　分
		月　日	時　　分

第六章　水防に関連する予報・警報

第六章　水防に関連する予報・警報

第一節　水防に関連する予報･警報の種類と発表基準

１　気象及び高潮についての予報･警報等（名古屋地方気象台発表）

水防に関連する気象及び高潮の警報･注意報は、「注意報」は大雨等の気象現象により災害が発生するおそれのあるとき、「警報」は重大な災害が発生するおそれのあるとき、「危険警報」は重大な災害が発生するおそれが大きいとき、「特別警報」は重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合に名古屋地方気象台から発表される。また、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水･氾濫等については、実際に危険度が高まっている場所が「キキクル（警報の危険度分布）」等で発表される。さらに、現象の予告的情報や補完的情報等として気象情報が発表されることがある。

なお、特別警報・危険警報・警報・注意報は、氾濫に関するものを除き市町村ごとに発表されるが、テレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、「愛知県西部・東部」あるいは「尾張西部・尾張東部・知多地域・西三河北西部・西三河北東部・西三河南部・東三河北部・東三河南部」の名称が用いられる場合がある。

(1) レベル２大雨注意報

大雨により内水氾濫による浸水害及び洪水予報河川以外の河川の外水氾濫による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。

(2) レベル２高潮注意報

台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。

(3) レベル２氾濫注意報

河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、洪水予報河川氾濫による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。

(4) レベル３大雨警報

大雨により内水氾濫による浸水害及び洪水予報河川以外の河川の外水氾濫による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当する。

(5) レベル３高潮警報

台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当する。

(6) レベル３氾濫警報

河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、洪水予報河川氾濫による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当する。

(7) レベル４大雨危険警報

大雨により内水氾濫による重大な浸水害及び洪水予報河川以外の河川の外水氾濫による重大な災害が発生するおそれが大きいと予想されたときに発表される。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当する。

(8) レベル４高潮危険警報

台風や低気圧等による海面の異常な上昇により洪水予報河川氾濫による重大な災害が発生するおそれが大きいと予想されたときに発表される。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当する。

(9) レベル４氾濫危険警報

河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、洪水予報河川氾濫による重大な災害が発生するおそれが大きいと予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当する。

(10) レベル５大雨特別警報

大雨により内水氾濫による重大な浸水害及び洪水予報河川以外の河川の外水氾濫による重大な災害が切迫または既に発生しているおそれが大きいときに発表される。

災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当する。

(11) レベル５高潮特別警報

台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため、高潮による重大な浸水害等が切迫または既に発生しているおそれが大きいときに発表される。命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当する。

(12) レベル５氾濫特別警報

河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、洪水予報河川氾濫による重大な災害が切迫または既に発生しているおそれが大きいときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当する。

(13) 早期注意情報（警報級の可能性）

５日先までの警報級の現象の可能性が［高］、［中］の２段階で発表される。当日から明後日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(愛知県は東部と西部)で、３日先から５日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（愛知県）で発表される。大雨、土砂災害、高潮に関して、［高］又は［中］が予想されている。

(14) 時系列情報（明日までの警報等の見通し）

特別警報・危険警報・警報・注意報に先立って、市町村単位で、警報級の現象の発生が想定される時間帯（土砂災害の警報・危険警報、高潮の注意報・警報・危険警報については情報の発表が想定される時間帯）の見通しを「災害切迫」（黒)、「危険」（紫)、「警戒」（赤)、「注意」（黄）の色で表示する。翌日までの３時間ごとの気象状況の見通しが１日４回発表される。

なお、警報等の見通しが大きく変わった場合には、必要に応じて定時の発表を待たず臨時で発表される。

(15) 気象防災速報

ア）気象防災速報（記録的短時間大雨）（気象庁発表）

愛知県内で、レベル３大雨警報等を発表中かつ大雨による災害発生の危険度が急激に高

まっている中で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（１時間降水量）が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせて分析)された場合に、気象庁から「愛知県気象防災速報（記録的短時間大雨)」という表題の情報が発表される。愛知県の雨量による発表基準は、1 時間雨量 100㎜ 以上の降水が観測又は解析されたときである。

イ）気象防災速報（線状降水帯発生）

大雨による災害発生の危険が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「愛知県気象防災速報（線状降水帯発生)」という表題の情報が発表される。

※上記ア)、イ)に該当する情報が発表されたときは、土砂災害及び低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような大雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

ウ）気象防災速報（線状降水帯直前予測）

線状降水帯発生の可能性が高まった場合には、線状降水帯発生の２～３時間前を目安に、予測情報として「愛知県気象防災速報（線状降水帯直前予測）」という表題の情報が発表される。

エ）気象防災速報（竜巻注意/竜巻目撃）

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、気象庁から愛知県西部と愛知県東部を発表区域として気象防災速報(竜巻注意)により発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が、気象庁から愛知県西部と愛知県東部を発表区域として気象防災速報（竜巻目撃）により発表される。

この情報の有効期間は、発表からおおむね１時間である。

(16) 全般気象解説情報（気象庁発表）、東海地方気象解説情報、愛知県気象解説情報

気象の予報等について、警報等に先立って注意・警戒を呼びかけられる場合や、警報等が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。表題は、「気象解説情報（大雨・落雷・突風)」のように、() 内に注目される現象のキーワードが付記される。

気象解説情報のうち、線状降水帯による大雨の可能性がある程度高いことが予想された場合に、大雨に対する心構えを一段高めていただくことを目的として、半日程度前から「気象解説情報（線状降水帯半日前予測)」という表題で発表される。台風に関する情報については「気象解説情報（台風第〇号)」という表題で発表される。

また、大雨や土砂災害の警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの全般・地方・府県気象解説情報が発表される場合がある。

(17)「土砂災害警戒情報」（愛知県・名古屋地方気象台共同発表）

市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村（＊）を特定して警戒が呼びかけられる情報で、愛知県と名古屋地方気象台から共同で発

表される。令和８年５月から、気象業務法第 13 条第１項に基づく土砂崩れに関する警報と一体として、「レベル４土砂災害危険警報」の名称を用いて通知等が行われる。

（＊）土砂災害の危険性が認められない 17 市町村は発表対象外（一宮市，津島市，江南市，稲沢市，岩倉市，愛西市，清須市，北名古屋市，弥富市，あま市，豊山町，大口町，扶桑町，大治町，蟹江町，飛島村，知立市）

(18) キキクル（大雨警報・土砂災害の危険度分布）等の種類と概要

種　　類	概　　要
土砂キキクル	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km 四方の領域（メッシュ）ごとに５段階に色分けして示す情報。最大６時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数等の組み合わせの予測を用いて危険度を表示する。常時 10 分ごとに更新しており、土砂災害の警報等が発表されたときには、どこで危険度が高まっているかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル５に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
浸水キキクル	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km 四方の領域（メッシュ）ごとに５段階に色分けして示す情報。１時間先までの表面雨量指数の予測値を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨の警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル５に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップ等による災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
洪水キキクル	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね１km ごとに５段階に色分けして示す情報。３時間先までの流域雨量指数の予測値を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨の警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。

	・「災害切迫」(黒):命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル５に相当。 ・「危険」(紫):危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」(赤):高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」(黄):避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と６時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時 10 分ごとに更新している。
大雨キキクル	浸水キキクルと洪水キキクルのメッシュを重ね合わせ、危険度の高い色を優先的に表示したもの。

大雨・高潮・氾濫の特別警報発表基準

現象の種類	基準
大雨	大雨により、内水氾濫による重大な浸水害及び洪水予報河川以外の河川の外水氾濫による重大な災害が切迫または既に発生しているおそれが大きい場合
高潮	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため、高潮による重大な浸水害等が切迫または既に発生しているおそれが大きい場合
氾濫	川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、洪水予報河川氾濫による重大な災害が切迫または既に発生しているおそれが大きい場合

「過去の災害事例に照らして、指数（表面雨量指数、流域雨量指数）、基準潮位などに関する客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて発表を判断する。」

・レベル５大雨特別警報の指標

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域ごとに設定し、以下の①又は②を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨※1がさらに降り続くと予想される市町村等にレベル５大雨特別警報を発表する。
①表面雨量指数※2として定める基準値以上となる１km 格子が概ね 30 格子以上まとまって出現。
②流域雨量指数※3として定める基準値以上となる１km 格子が概ね 20 格子以上まとまって出現。

※１ 激しい雨　　：１時間に概ね 30mm 以上の雨。
※２ 表面雨量指数：降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを数値化したもの。
※３ 流域雨量指数：降った雨水が地表面や地中を通って時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。

・レベル５高潮特別警報の指標

水位又は潮位が「高潮による浸水害の起こるおそれが著しく大きくなる値」以上となり、かつその状況が継続すると予想される状況、若しくは高潮による浸水害が発生している状況

危険警報・警報･注意報発表基準表

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村等	レベル４ 危険警報		レベル３ 警報	レベル２ 注意報
			大雨	高潮	大雨	大雨
西部	尾張東部	名古屋市	別表１の基準による	別表４の基準による	別表２の基準による	別表３の基準による
		瀬戸市				
		春日井市				
		犬山市				
		小牧市				
		尾張旭市				
		豊明市				
		日進市				
		長久手市				
		東郷町				
	尾張西部	一宮市				
		津島市				
		江南市				
		稲沢市				
		岩倉市				
		愛西市				
		清須市				
		北名古屋市				
		弥富市				
		あま市				
		豊山町				
		大口町				
		扶桑町				
		大治町				
		蟹江町				
		飛島村				
	知多地域	半田市				
		常滑市				
		東海市				
		大府市				
		知多市				
		阿久比町				
		東浦町				
		南知多町				
		美浜町				
		武豊町				
	西三河南部	岡崎市				
		碧南市				
		刈谷市				
		安城市				
		西尾市				
		知立市				
		高浜市				
		幸田町				
	西三河北西部	豊田市西部（※１）				
		みよし市				
東部	西三河北東部	豊田市東部（※２）				
	東三河北部	新城市				
		設楽町				
		東栄町				
		豊根村				
	東三河南部	豊橋市				
		豊川市				
		蒲郡市				
		田原市				

（※１）豊田市西部：豊田市東部の区域を除く

（※２）豊田市東部：旭支所、足助支所、稲武支所及び下山支所管内に限る

注）１．注意報・警報・危険警報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報・警報・危険警報が発表される時は、それまで継続中の注意報・警報・危険警報は自動的に解除又は更新されて、新たな注意報・警報・危険警報に切り替えられる。

２．地震の被災地等に対する二次災害防止のため、現象の強さが基準に達しないと予想される場合でも、危険警報、警報、注意報を発表することがある。

２　津波警報等の種類・内容等（気象庁発表）

地震発生後、津波による災害の発生が予想される場合、気象庁から大津波警報等が発表される。

(1) 大津波警報、津波警報、津波注意報

ア．大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約３分（一部の地震※については約２分）を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報については特別警報に位置づけられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは､通常は５段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード８を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合は、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

※日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表（予想される津波の高さ区分）	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで３ｍを超える場合	10m超（10m＜予想される津波の最大波の高さ）	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m（５ｍ＜予想される津波の最大波の高さ≦10m）		
		５ｍ（３ｍ＜予想される津波の最大波の高さ≦５ｍ）		

津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで１ｍを超え、３ｍ以下の場合	３ｍ （１ｍ＜予想される津波の最大波の高さ≦３ｍ）	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、１ｍ以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	１ｍ （0.2m≦予想される津波の最大波の高さ≦１ｍ）	（表記しない）	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。 海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

注）１．「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

２．津波特別警報は、名称に「特別警報」は用いず、「大津波警報」の名称で発表する。「大津波警報」が発表された時は、それが津波に関する特別警報が発表されたという意味である。

イ．津波警報等の留意事項等

・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。

・津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合がある。

・津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

・どのような津波であれ、危険な地域から一刻も早い避難が必要であることから、市町村は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。
また、緊急安全確保は基本的には発令しない。

・大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

(2) 津波情報

ア．津波情報の発表等

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

	種類	内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを５段階の数値（メートル単位）又は「巨大」や「高い」という言葉で発表 ［発表される津波の高さの値は、「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」の表参照］
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※１）
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※２）

（※１）津波観測に関する情報の発表内容について

・沿岸で観測された津波の第１波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。

・最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

発表中の警報・注意報	観測された津波の高さ	内容
大津波警報	１ｍ超	数値で発表
	１ｍ以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2 ｍ以上	数値で発表
	0.2 ｍ未満	「観測中」と発表
津波注意報	（すべての場合）	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

（※２）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

・沖合で観測された津波の第１波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第１波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定される高さ）を津波予報区単位で発表する。

・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）及び「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

・沿岸からの距離が 100km を超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが困

難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値でなく、「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値）の発表内容

発表中の警報・注意報	沿岸で推定される津波の高さ	内容
大津波警報	３ｍ超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	３ｍ以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	１ｍ超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	１ｍ以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	（すべての場合）	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

イ．津波情報の留意事項等

① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ津波予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては１時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。

・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

③ 津波観測に関する情報

・津波による潮位変化（第１波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。

・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

④ 沖合の津波観測に関する情報

・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。

・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで５分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(3) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、次表の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき （地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m 未満の海面変動が予想されたとき （津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

(4) 津波予報区

日本の沿岸は 66 の津波予報区に分けられている。その内、愛知県が属する津波予報区は、次表のとおりである。

津波予報区の名称	津波予報区域	津波予報区域に 属する愛知県の市町村
愛知県外海	愛知県（伊良湖岬西端以東の太平洋沿岸に限る。）	豊橋市、田原市
伊勢・三河湾	愛知県（伊良湖岬西端以東の太平洋沿岸を除く。）	名古屋市、豊橋市、半田市、豊川市、碧南市、刈谷市、西尾市、蒲郡市、常滑市、東海市、知多市、高浜市、田原市、弥富市、飛島村、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
	三重県（ 伊勢市以南を除く。）	（三重県の市町村は省略）

（別表1）レベル4大雨危険警報基準

令和8年5月29日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	流域雨量指数基準
尾張東部	名古屋市	37	堀川流域=28.1, 荒子川流域=16.6, 地蔵川流域=11.7, 香流川流域=16.1, 戸田川流域=7.9, 山崎川流域=14.4, 扇川流域=15.4
	瀬戸市	34	水野川流域=17.8, 矢田川流域=21.1
	春日井市	36	内津川流域=18.3, 八田川流域=15.5, 地蔵川流域=11.1
	犬山市	40	五条川流域=18.5, 合瀬川流域=6.4, 薬師川流域=7.4, 郷瀬川流域=14
	小牧市	34	大山川流域=17.7, 合瀬川流域=12.2, 薬師川流域=10.4
	尾張旭市	36	矢田川流域=24.3
	豊明市	34	正戸川流域=8, 皆瀬川流域=8.2
	日進市	30	天白川流域=10.5
	長久手市	40	香流川流域=12.9
	東郷町	37	境川流域=16.6
尾張西部	一宮市	34	五条川流域=21.7, 青木川流域=12.1, 大江用水流域=11, 光堂川流域=6.8, 野府川流域=8.1
	津島市	38	善太川流域=8.1
	江南市	33	五条川流域=19.6, 青木川流域=10.6, 日光川流域=8.3
	稲沢市	30	青木川流域=17.3, 大江用水=13.5, 三宅川流域=7.9, 領内川流域=7.7, 福田川流域=12.1
	岩倉市	34	五条川流域=18.5
	愛西市	38	善太川流域=11.8, 領内川流域=12.4
	清須市	36	五条川流域=28.5
	北名古屋市	36	五条川流域=20.1, 水場川流域=7.3, 合瀬川流域=14.4
	弥富市	30	善太川流域=11.8, 筏川流域=14.7
	あま市	34	五条川流域=27.6, 蟹江川流域=15,

			福田川流域=13.9
	豊山町	39	大山川流域=22.4
	大口町	35	五条川流域=18
	扶桑町	37	青木川流域=6.9
	大治町	34	福田川流域=15.3
	蟹江町	38	蟹江川流域=15.8, 福田川流域=16
	飛島村	30	ー
知多地域	半田市	30	阿久比川流域=22.3, 神戸川流域=12.4
	常滑市	32	稲早川流域=7.7, 矢田川流域=16.4, 前山川流域=11
	東海市	29	大田川流域=16.4
	大府市	29	五ヶ村川流域=11.4, 鞍流瀬川流域=16.2, 皆瀬川流域=11.2, 石ヶ瀬川流域=9.6
	知多市	26	信濃川流域=12.2
	阿久比町	31	阿久比川流域=15.3
	東浦町	33	五ヶ村川流域=21.8, 明徳寺川流域=9.8, 石ヶ瀬川流域=19.8
	南知多町	27	内海川流域=11.6
	美浜町	25	稲早川流域=10.8
	武豊町	26	堀川流域=9.7
西三河 南部	岡崎市	34	広田川流域=25.3, 鹿乗川流域=8.3, 乙川流域=37.7, 占部川流域=11.2, 砂川流域=6.6, 伊賀川流域=10.2
	碧南市	43	蜆川流域=11.6, 長田川流域=11.4
	刈谷市	36	猿渡川流域=18, 発抗川流域=10.2
	安城市	34	鹿乗川流域=13.2, 西鹿乗川流域=8.3, 猿渡川流域=14.6, 長田川流域=11.2, 半場川流域=8.8
	西尾市	34	矢作古川流域=5.8, 北浜川流域=12.8, 広田川流域=26.4, 矢崎川流域=9.8, 朝鮮川流域=7.9
	知立市	34	猿渡川流域=13.7
	高浜市	39	稗田川流域=8.8

	幸田町	34	広田川(永野)流域=25.2, 須美川流域=4.8, 広田川(町役場付近)流域=12.2, 相見川流域=9.6
西三河 北西部	豊田市 西部 (※1)	41	家下川流域=10.1, 巴川流域=45.5, 安永川流域=7.9, 加納川流域=7.9, 猿渡川流域=10.5, 逢妻男川流域=13.4, 逢妻女川流域=19.4
	みよし市	36	境川流域=15.6
西三河 北東部	豊田市 東部 (※2)	23	矢作川流域=63.9, 名倉川流域=22.4, 巴川流域=41.7, 阿摺川流域=17.4, 大桑川流域=14.3
東三河 北部	新城市	31	宇連川流域=35.8, 当貝津川流域=18.3, 海老川流域=17.7, 巴川(豊川水系)流域=19.9, 巴川(矢作川水系)流域=22.7
	設楽町	25	大入川流域=13.2, 当貝津川流域=21.3, 豊川流域=35.2, 名倉川流域=16.3
	東栄町	23	大千瀬川流域=34.9
	豊根村	23	大入川流域=24.2, 古真立川流域=17.2
東三河 南部	豊橋市	34	神田川流域=13.1, 間川流域=9.6, 柳生川流域=11.3, 梅田川流域=16.7, 紙田川流域=9.7, 内張川流域=6.6
	豊川市	30	佐奈川流域=14.6, 白川流域=12.3, 音羽川流域=13.5
	蒲郡市	31	西田川流域=9.9, 落合川流域=9.5
	田原市	31	汐川流域=15, 新堀川流域=7.4, 免々田川流域=8.9, 天白川流域=8.3

(※1)豊田市西部:豊田市東部の区域を除く

(※2)豊田市東部:旭支所、足助支所、稲武支所及び下山支所管内に限る

（別表2）レベル3大雨警報基準

令和8年5月29日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	流域雨量指数基準	複合基準 （表面雨量指数、流域雨量指数）
尾張東部	名古屋市	23	堀川流域=25.5, 荒子川流域=15.1, 地蔵川流域=10.3, 香流川流域=14.6, 戸田川流域=7.2, 山崎川流域=11.3, 扇川流域=12.7	堀川流域=(8, 17.5), 荒子川流域=(8, 12.9), 地蔵川流域=(8, 9.2), 香流川流域=(8, 13.8), 戸田川流域=(8, 6.4), 山崎川流域=(8, 9.6), 扇川流域=(8, 11.4), 庄内川流域=(16, 29.9), 新川流域=(8, 23), 矢田川流域=(8, 26.7), 天白川流域=(16, 15.3), 日光川流域=(11, 27.6)
	瀬戸市	25	水野川流域=16.2, 矢田川流域=19.1	矢田川流域=(11, 17.1)
	春日井市	22	内津川流域=16.6, 八田川流域=12.4, 地蔵川流域=9.8	内津川流域=(9, 16.5), 八田川流域=(9, 11.1), 地蔵川流域=(21, 6.6), 庄内川流域=(9, 45.4)
	犬山市	23	五条川流域=16.6, 合瀬川流域=5.8, 薬師川流域=6.7, 郷瀬川流域=12.7	―
	小牧市	24	大山川流域=15.3, 合瀬川流域=11.1, 薬師川流域=8.4	薬師川流域=(17, 6.3)
	尾張旭市	19	矢田川流域=22.1	矢田川流域=(12, 19.8)
	豊明市	24	正戸川流域=7, 皆瀬川流域=7.3	正戸川流域=(12, 6.3) 皆瀬川流域=(12, 6.5)
	日進市	24	天白川流域=9.5	天白川流域=(9, 8.5)
	長久手市	25	香流川流域=11.7	―
	東郷町	24	境川流域=15.1	―
尾張西部	一宮市	23	五条川流域=19.5, 青木川流域=11, 大江用水流域=10, 光堂川流域=6.2, 野府川流域=6.1	五条川流域=(10, 19.3), 青木川流域=(16, 7.6), 大江用水流域=(20, 5.7), 野府川流域=(10, 5.4), 日光川流域=(22, 14.4)
	津島市	20	善太川流域=7.4	善太川流域=(11, 6.2), 日光川流域=(8, 23.3)

	江南市	23	五条川流域=17.6, 青木川流域=9.2, 日光川流域=7.5	五条川流域=(18, 11.9), 青木川流域=(5, 9.1), 日光川流域=(5, 6.1)
	稲沢市	23	青木川流域=15.7, 大江用水流域=12.3, 三宅川流域=7.2, 領内川流域=7, 福田川流域=11	青木川流域=(8, 14.1), 三宅川流域=(8, 6.4), 領内川流域=(22, 5.7), 福田川流域=(8, 10.6), 日光川流域=(18, 19.5)
	岩倉市	23	五条川流域=12.5	五条川流域=(10, 11.5)
	愛西市	23	善太川流域=10.7, 領内川流域=11.3	―
	清須市	22	五条川流域=25.7	新川流域=(8, 28.8)
	北名古屋市	22	五条川流域=17.7, 水場川流域=6.2, 合瀬川流域=12.8	五条川流域=(10, 15.9), 水場川流域=(10, 5.5), 合瀬川流域=(14, 11.4), 新川流域=(10, 25.2)
	弥富市	23	善太川流域=10.7, 筏川流域=13.4	―
	あま市	18	五条川流域=25, 蟹江川流域=13.6, 福田川流域=12.6	蟹江川流域=(10, 13.1), 福田川流域=(10, 11.3), 新川流域=(10, 33.5)
	豊山町	19	大山川流域=20.5	―
	大口町	22	五条川流域=16.4	五条川流域=(10, 14.7)
	扶桑町	23	青木川流域=5.5	青木川流域=(8, 4.9)
	大治町	26	福田川流域=13.8	福田川流域=(10, 12.4), 新川流域=(10, 33.6)
	蟹江町	22	蟹江川流域=14.4, 福田川流域=14.5	蟹江川流域=(10, 12.9)
	飛島村	22	―	―
知多地域	半田市	20	阿久比川流域=20.3, 神戸川流域=11.3	阿久比川流域=(12, 19.1), 神戸川流域=(12, 9.8)
	常滑市	18	稲早川流域=7, 矢田川流域=14.9, 前山川流域=10	矢田川流域=(11, 9.1), 前山川流域=(11, 9.1)
	東海市	17	大田川流域=13.6	大田川流域=(8, 12.2)
	大府市	22	五ヶ村川流域=9.1, 鞍流瀬川流域=12.3, 皆瀬川流域=10.2, 石ヶ瀬川流域=8	五ヶ村川流域=(12, 9), 鞍流瀬川流域=(12, 12.2), 皆瀬川流域=(12, 9.1), 石ヶ瀬川流域=(12, 7.2)
	知多市	20	信濃川流域=10	信濃川流域=(12, 9)
	阿久比町	17	阿久比川流域=13.9	阿久比川流域=(12, 12.5)
	東浦町	22	五ヶ村川流域=19.8, 明徳寺川流域=8.9, 石ヶ瀬川流域=18	石ヶ瀬川流域=(12, 17.8)
	南知多町	21	内海川流域=10.5	内海川流域=(10, 10.3)
	美浜町	19	稲早川流域=9.8	―
	武豊町	19	堀川流域=8.8	堀川流域=(12, 7.9)
西三河南部	岡崎市	25	広田川流域=23, 鹿乗川流域=7.5, 乙川流域=28.4,	広田川流域=(7, 20.7), 鹿乗川流域=(7, 5.1), 乙川流域=(17, 25.5),

			占部川流域=10.2, 砂川流域=4.8, 伊賀川流域=9.3	占部川流域=(7, 8.5), 砂川流域=(19, 4.3), 矢作川流域=(10, 78.7)
	碧南市	23	蜆川流域=10.5, 長田川流域=10.4	蜆川流域=(10, 10.1), 長田川流域=(18, 5.7)
	刈谷市	24	猿渡川流域=16.4, 発抗川流域=9.3	発抗川流域=(12, 9.2), 境川流域=(12, 24.3)
	安城市	25	鹿乗川流域=12, 西鹿乗川流域=7.5, 猿渡川流域=13.3, 長田川流域=10.2, 半場川流域=6.7	鹿乗川流域=(8, 10.8), 西鹿乗川流域=(8, 6.9)
	西尾市	22	矢作古川流域=5.3, 北浜川流域=11.6, 広田川流域=24, 矢崎川流域=8.9, 朝鮮川流域=7.2	北浜川流域=(7, 8.9), 矢崎川流域=(8, 7.5)
	知立市	25	猿渡川流域=11.3	猿渡川流域=(12, 10.1), 逢妻川流域=(12, 22.1)
	高浜市	23	稗田川流域=6.6	稗田川流域=(11, 5.9)
	幸田町	24	広田川(永野)流域=22.9, 須美川流域=4.3, 広田川(町役場付近)流域=11.1, 相見川流域=8.7	須美川流域=(10, 3.7), 広田川(町役場付近)=(10, 9.9), 相見川流域=(10, 7.8)
西三河北西部	豊田市西部(※1)	24	家下川流域=9.2, 巴川流域=40.3, 安永川流域=7.2, 加納川流域=7.2, 猿渡川流域=9.5, 逢妻男川流域=12.2, 逢妻女川流域=17.6	家下川流域=(10, 8.2), 巴川流域=(10, 36.2), 安永川流域=(10, 6.4), 加納川流域=(10, 6.4), 逢妻男川流域=(10, 10.9), 逢妻女川流域=(10, 15.8), 矢作川流域=(10, 58.5)
	みよし市	18	境川流域=14.2	ー
西三河北東部	豊田市東部(※2)	20	矢作川流域=58.1, 名倉川流域=20.4, 巴川流域=36.3, 阿摺川流域=15.8, 大桑川流域=13	矢作川流域=(11, 52.2), 巴川流域=(13, 30.9), 阿摺川流域=(11, 14.2), 大桑川流域=(11, 11.7)
東三河北部	新城市	24	宇連川流域=32.5, 当貝津川流域=16.6, 海老川流域=16.1, 巴川(豊川水系)流域=18.1, 巴川(矢作川水系)流域=20.6	ー
	設楽町	20	大入川流域=12, 当貝津川流域=19.4, 豊川流域=32, 名倉川流域=14.8	ー
	東栄町	18	大千瀬川流域=31.7	ー
	豊根村	18	大入川流域=22, 古真立川流域=15.6	ー
東三河南部	豊橋市	24	神田川流域=11.9, 間川流域=8.5, 柳生川流域=9.8, 梅田川流域=15.2, 紙田川流域=8.8, 内張川流域=5.4	間川流域=(10, 7.6), 柳生川流域=(10, 8.8), 梅田川流域=(12, 11), 内張川流域=(10, 4.8), 豊川流域=(16, 44.9)
	豊川市	21	佐奈川流域=13.3, 白川流域=11.3, 音羽川流域=12.8	豊川流域=(17, 45.4)

	蒲郡市	23	西田川流域=9, 落合川流域=8.2	ー
	田原市	19	汐川流域=13.6, 新堀川流域=6.7, 免々田川流域=8.1, 天白川流域=7.5	汐川流域=(12, 12.2), 天白川流域=(12, 7.1)

(※1)豊田市西部:豊田市東部の区域を除く

(※2)豊田市東部:旭支所、足助支所、稲武支所及び下山支所管内に限る

（別表3）レベル2大雨注意報基準

令和8年5月29日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	流域雨量指数基準	複合基準（表面雨量指数、流域雨量指数）
尾張東部	名古屋市	11	堀川流域=20.4, 荒子川流域=12, 地蔵川流域=8.2, 香流川流域=11.6, 戸田川流域=5.7, 山崎川流域=9, 扇川流域=10.1	堀川流域=(5, 15.8), 荒子川流域=(5, 11.6), 地蔵川流域=(5, 7.7), 香流川流域=(5, 11.6), 戸田川流域=(8, 4.6), 山崎川流域=(5, 8.5), 扇川流域=(5, 10.1), 庄内川流域=(11, 26.8), 新川流域=(5, 20.4), 矢田川流域=(8, 19.7), 天白川流域=(5, 13.8), 日光川流域=(7, 24.5)
	瀬戸市	14	水野川流域=12.9, 矢田川流域=15.2	水野川流域=(7, 12.9), 矢田川流域=(7, 15.2), 庄内川流域=(7, 37.4)
	春日井市	12	内津川流域=13.2, 八田川流域=9.9, 地蔵川流域=7.8	内津川流域=(6, 11.2), 八田川流域=(6, 9.2), 地蔵川流域=(6, 5.9), 庄内川流域=(8, 30.2)
	犬山市	15	五条川流域=13.2, 合瀬川流域=4.6, 薬師川流域=5.3, 郷瀬川流域=10.1	五条川流域=(6, 13.2), 合瀬川流域=(7, 4.6), 薬師川流域=(7, 5.3), 郷瀬川流域=(7, 10.1), 木曽川流域=(9, 68.6)
	小牧市	12	大山川流域=12.2, 合瀬川流域=8.8, 薬師川流域=6.7	大山川流域=(6, 12.2), 合瀬川流域=(6, 8.5), 薬師川流域=(6, 5.7)
	尾張旭市	15	矢田川流域=17.6	矢田川流域=(7, 17.6)
	豊明市	15	正戸川流域=5.6, 皆瀬川流域=5.8	正戸川流域=(7, 5.6), 皆瀬川流域=(7, 3.8)
	日進市	12	天白川流域=7.6	天白川流域=(6, 7.6)
	長久手市	14	香流川流域=9.3	香流川流域=(7, 9.3)
	東郷町	15	境川流域=12	境川流域=(7, 12)
尾張西部	一宮市	13	五条川流域=12.8, 青木川流域=6, 大江用水流域=8, 光堂川流域=4.9, 野府川流域=4.8	五条川流域=(10, 12.5), 青木川流域=(10, 5.6), 大江用水流域=(6, 5.1), 光堂川流域=(8, 2.9), 野府川流域=(6, 3.6), 木曽川流域=(6, 85.7), 日光川流域=(8, 9)
	津島市	10	善太川流域=5.9	善太川流域=(5, 5.6) 日光川流域=(5, 20.7)
	江南市	11	五条川流域=14, 青木川流域=7.3, 日光川流域=6	五条川流域=(9, 10.7), 青木川流域=(5, 6.6), 日光川流域=(5, 5.5)
	稲沢市	11	青木川流域=12.5, 大江用水流域=9.8, 三宅川流域=5.6, 領内川流域=5.6,	青木川流域=(8, 7.7), 三宅川流域=(5, 4.7), 領内川流域=(5, 5.1), 福田川流域=(5, 5.2),

			福田川流域=8.8	日光川流域=(5, 17.3)
	岩倉市	13	五条川流域=9.7	五条川流域=(10, 7.8)
	愛西市	12	善太川流域=8.5, 領内川流域=9	善太川流域=(10, 6.8), 領内川流域=(6, 9), 日光川流域=(11, 20.5)
	清須市	11	五条川流域=20.5	五条川流域=(5, 20.5), 新川流域=(7, 19.8)
	北名古屋市	13	五条川流域=14.1, 水場川流域=4.9, 合瀬川流域=10.2	五条川流域=(10, 14.1), 水場川流域=(6, 3.3), 合瀬川流域=(10, 8.2), 新川流域=(6, 22.4)
	弥富市	12	善太川流域=8.5, 筏川流域=10.7	善太川流域=(8, 8.5), 筏川流域=(6, 10.7), 日光川流域=(10, 17)
	あま市	13	五条川流域=20, 蟹江川流域=10.8, 福田川流域=10	五条川流域=(6, 20), 蟹江川流域=(6, 10.8), 福田川流域=(6, 9.4), 新川流域=(6, 25.4)
	豊山町	13	大山川流域=16.4	ー
	大口町	13	五条川流域=13.1	五条川流域=(10, 10.5)
	扶桑町	11	青木川流域=3.4	青木川流域=(5, 3.3)
	大治町	13	福田川流域=11	福田川流域=(6, 10.1), 庄内川流域=(12, 27.8), 新川流域=(6, 26.9)
	蟹江町	13	蟹江川流域=7.9, 福田川流域=11.6	蟹江川流域=(10, 7.9), 福田川流域=(10, 11.6), 日光川流域=(10, 17)
	飛島村	13	ー	日光川流域=(8, 28.4)
知多地域	半田市	16	阿久比川流域=16.2, 神戸川流域=9	阿久比川流域=(8, 13.8), 神戸川流域=(8, 7.5)
	常滑市	14	稲早川流域=5.6, 矢田川流域=11.9, 前山川流域=8	稲早川流域=(11, 4.5), 矢田川流域=(7, 8.2), 前山川流域=(7, 8)
	東海市	10	大田川流域=10.8	大田川流域=(5, 10.8)
	大府市	16	五ヶ村川流域=7.2, 鞍流瀬川流域=9.8, 皆瀬川流域=8.1, 石ヶ瀬川流域=6.4	五ヶ村川流域=(8, 7.2), 鞍流瀬川流域=(8, 9.8), 皆瀬川流域=(8, 8.1), 石ヶ瀬川流域=(8, 6.4) 境川流域=(13, 17.4)
	知多市	15	信濃川流域=8	信濃川流域=(7, 8)
	阿久比町	12	阿久比川流域=11.1	阿久比川流域=(7, 11.1)
	東浦町	16	五ヶ村川流域=13.9, 明徳寺川流域=7.1, 石ヶ瀬川流域=14.4	明徳寺川流域=(8, 7.1), 石ヶ瀬川流域=(12, 11.5)
	南知多町	13	内海川流域=8.4	内海川流域=(6, 8.4)

	美浜町	15	稲早川流域=7.8	稲早川流域=(7, 7.8)
	武豊町	15	堀川流域=7	堀川流域=(7, 6.1)
西三河南部	岡崎市	12	広田川流域=18.4, 鹿乗川流域=6, 乙川流域=22.7, 占部川流域=8.1, 砂川流域=3.9, 伊賀川流域=7.4	広田川流域=(5, 18.4), 鹿乗川流域=(5, 4.6), 乙川流域=(7, 22.7), 占部川流域=(5, 7.7), 砂川流域=(9, 3.8), 矢作川流域=(10, 70)
	碧南市	13	蜆川流域=8.4, 長田川流域=8.3	蜆川流域=(6, 8), 長田川流域=(6, 5.1)
	刈谷市	15	猿渡川流域=13.1, 発抗川流域=7.4	猿渡川流域=(7, 12.9), 発抗川流域=(7, 7.4), 境川流域=(7, 21.6), 逢妻川流域=(7, 19)
	安城市	10	鹿乗川流域=9.6, 西鹿乗川流域=6, 猿渡川流域=10.6, 長田川流域=8.1, 半場川流域=5.3	鹿乗川流域=(5, 9.6), 西鹿乗川流域=(5, 4.9), 猿渡川流域=(5, 10.6), 長田川流域=(7, 4.3), 半場川流域=(8, 4.9)
	西尾市	9	矢作古川流域=4.2, 北浜川流域=9.2, 広田川流域=19.2, 矢崎川流域=7.1, 朝鮮川流域=5.7	北浜川流域=(5, 8), 矢崎川流域=(5, 6.8), 朝鮮川流域=(5, 5.7), 矢作川流域=(5, 74.5)
	知立市	16	猿渡川流域=9	猿渡川流域=(12, 9), 逢妻川流域=(8, 19.6)
	高浜市	14	稗田川流域=5	稗田川流域=(7, 5)
	幸田町	13	広田川(永野)流域=18.3, 須美川流域=3.5, 広田川(町役場付近)流域=8.8, 相見川流域=6.9	須美川流域=(6, 3.3), 広田川(町役場付近)流域=(6, 8.6), 相見川流域=(6, 6.6)
西三河北西部	豊田市西部(※1)	13	家下川流域=7.3, 巴川流域=32.2, 安永川流域=5.7, 加納川流域=5.7, 猿渡川流域=7.6, 逢妻男川流域=9.7, 逢妻女川流域=14	家下川流域=(6, 7.3), 巴川流域=(10, 25.8), 安永川流域=(6, 5.7), 加納川流域=(10, 5.7), 猿渡川流域=(6, 7.6), 逢妻男川流域=(6, 9.7), 逢妻女川流域=(6, 14), 矢作川流域=(10, 41.6)
	みよし市	14	境川流域=11.3	境川流域=(7, 11.3)
西三河北東部	豊田市東部(※2)	14	矢作川流域=46.4, 名倉川流域=16.3, 巴川流域=29, 阿摺川流域=12.6, 大桑川流域=10.4	矢作川流域=(11, 37.1), 名倉川流域=(11, 13), 巴川流域=(13, 27.8), 阿摺川流域=(11, 10.1), 大桑川流域=(11, 10.4)
東三河北部	新城市	13	宇連川流域=26, 当貝津川流域=13.2, 海老川流域=12.8, 巴川(豊川水系)流域=14.4, 巴川(矢作川水系)流域=16.4	海老川流域=(6, 12.8), 巴川(矢作川水系)流域=(10, 16.4), 豊川流域=(10, 37.4)

	設楽町	16	大入川流域=9.6, 当貝津川流域=15.5, 豊川流域=25.6, 名倉川流域=11.8	当貝津川流域=(13, 12.4)
	東栄町	14	大千瀬川流域=25.3	ー
	豊根村	14	大入川流域=17.6, 古真立川流域=12.4	ー
東三河南部	豊橋市	13	神田川流域=9.5, 間川流域=6.8, 柳生川流域=7.8, 梅田川流域=12.1, 紙田川流域=7, 内張川流域=4.3	間川流域=(10, 6.8), 柳生川流域=(6, 7.8), 梅田川流域=(10, 7.7), 紙田川流域=(10, 5.6), 内張川流域=(6, 4.3), 豊川流域=(12, 35.5)
	豊川市	12	佐奈川流域=10.6, 白川流域=9, 音羽川流域=10.2	佐奈川流域=(6, 10.4), 音羽川流域=(10, 10.2), 豊川流域=(9, 40.9)
	蒲郡市	11	西田川流域=7.2, 落合川流域=6.5	落合川流域=(5, 6.5)
	田原市	15	汐川流域=6.8, 新堀川流域=5.3, 免々田川流域=6.4, 天白川流域=6	汐川流域=(12, 5), 新堀川流域=(12, 4.2), 免々田川流域=(12, 5.1), 天白川流域=(7, 5.4)

(※1)豊田市西部:豊田市東部の区域を除く

(※2)豊田市東部:旭支所、足助支所、稲武支所及び下山支所管内に限る

（別表４）レベル４高潮危険警報基準

令和8年5月29日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	潮位（標高ｍ）	備考
尾張東部	名古屋市	2.5 ＊	
	豊明市	＊	
尾張西部	一宮市	＊	
	津島市	＊	
	稲沢市	＊	
	愛西市	＊	
	清須市	＊	
	北名古屋市	＊	
	弥富市	3.3 ＊	
	あま市	＊	
	豊山町	＊	
	大治町	＊	
	蟹江町	＊	
	飛島村	3.3 ＊	
知多地域	半田市	1.9 ＊	
	常滑市	3.5 ＊	
	東海市	2.8 ＊	
	大府市	＊	
	知多市	2.8 ＊	
	阿久比町	＊	
	東浦町	3.6 ＊	
	南知多町	1.9 ＊	
	美浜町	2.5 ＊	伊勢湾に面した地域
		1.9 ＊	知多湾に面した地域
	武豊町	2.0 ＊	
西三河南部	碧南市	1.8 ＊	
	刈谷市	2.2 ＊	
	安城市	＊	
	西尾市	2.0 ＊	
	知立市	＊	
	高浜市	1.9 ＊	
東三河南部	豊橋市	2.5 ＊	三河湾に面した地域
		3.4	外海に面した地域
	豊川市	2.6 ＊	
	蒲郡市	2.6 ＊	
	田原市	2.1 ＊	三河湾に面した地域
		2.9	外海に面した地域

＊愛知県が定める基準水位観測所における高潮特別警戒水位への潮位の到達状況を考慮して、これによらずレベル4高潮危険警報を発表する場合がある。

※レベル4高潮危険警報、レベル3高潮警報及びレベル2高潮注意報は、浸水被害のおそれがある状況からリードタイムをとって発表する。

※潮位の基準面は、東京湾平均海面（TP）である。

別表１～別表３　レベル４大雨危険警報等基準表の見方

（１）レベル４大雨危険警報・レベル３大雨警報・レベル２大雨注意報の表面雨量指数基準*は、市町村等の域内において単一の値をとる。

（２）別表１、２及び３において、「○○川流域=30」は、「○○川流域の流域雨量指数*30 以上」を意味する。

（３）レベル４大雨危険警報・レベル３大雨警報・レベル２大雨注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、別表１、２及び３の流域雨量指数基準には主要な河川における代表地点の基準値を示す。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表す。

（４）レベル３大雨警報・レベル２大雨注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示す。

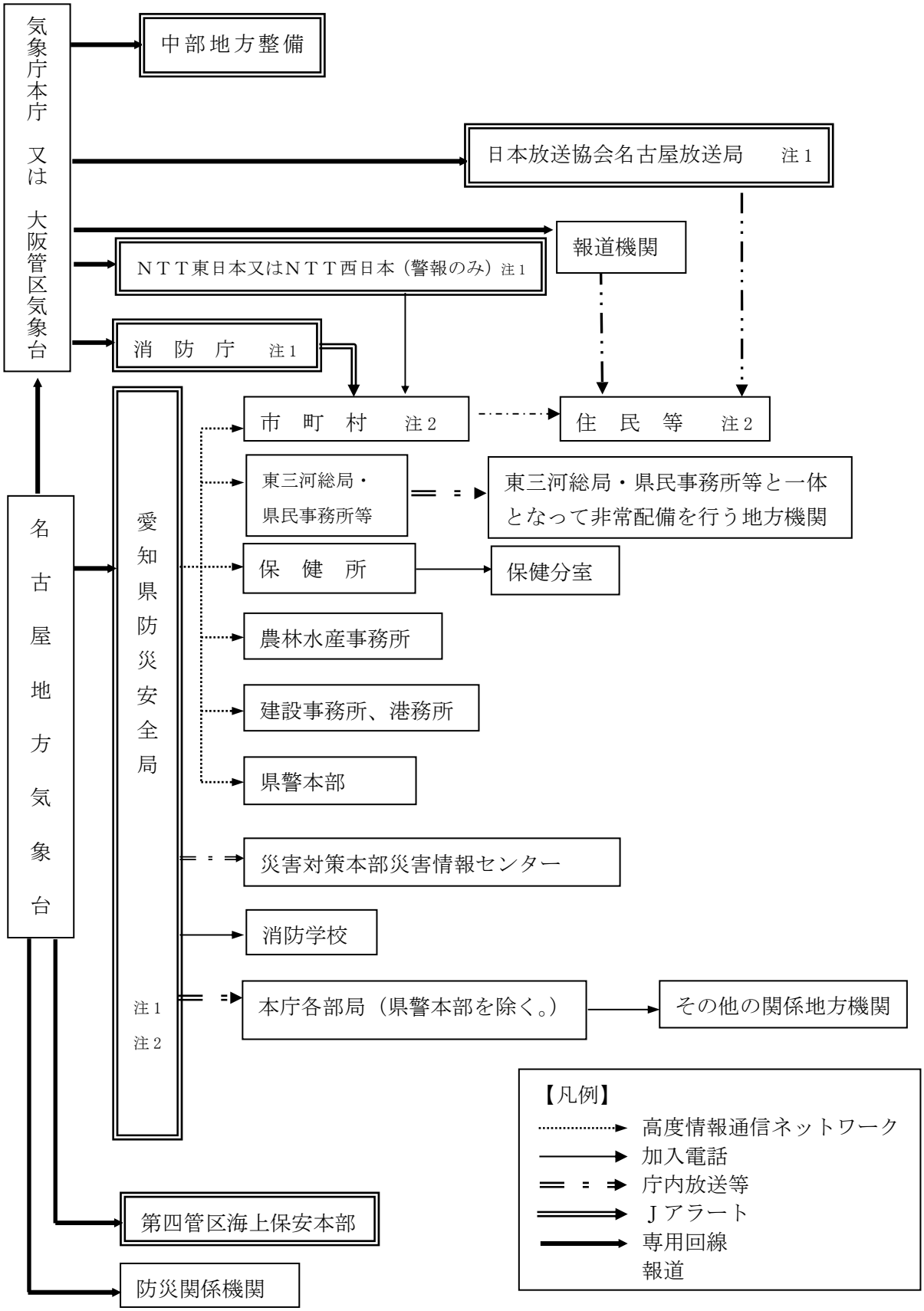
＜参考＞

表面雨量指数：短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。

流域雨量指数：河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通って時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。

第二節　水防に関連する予報・警報の伝達

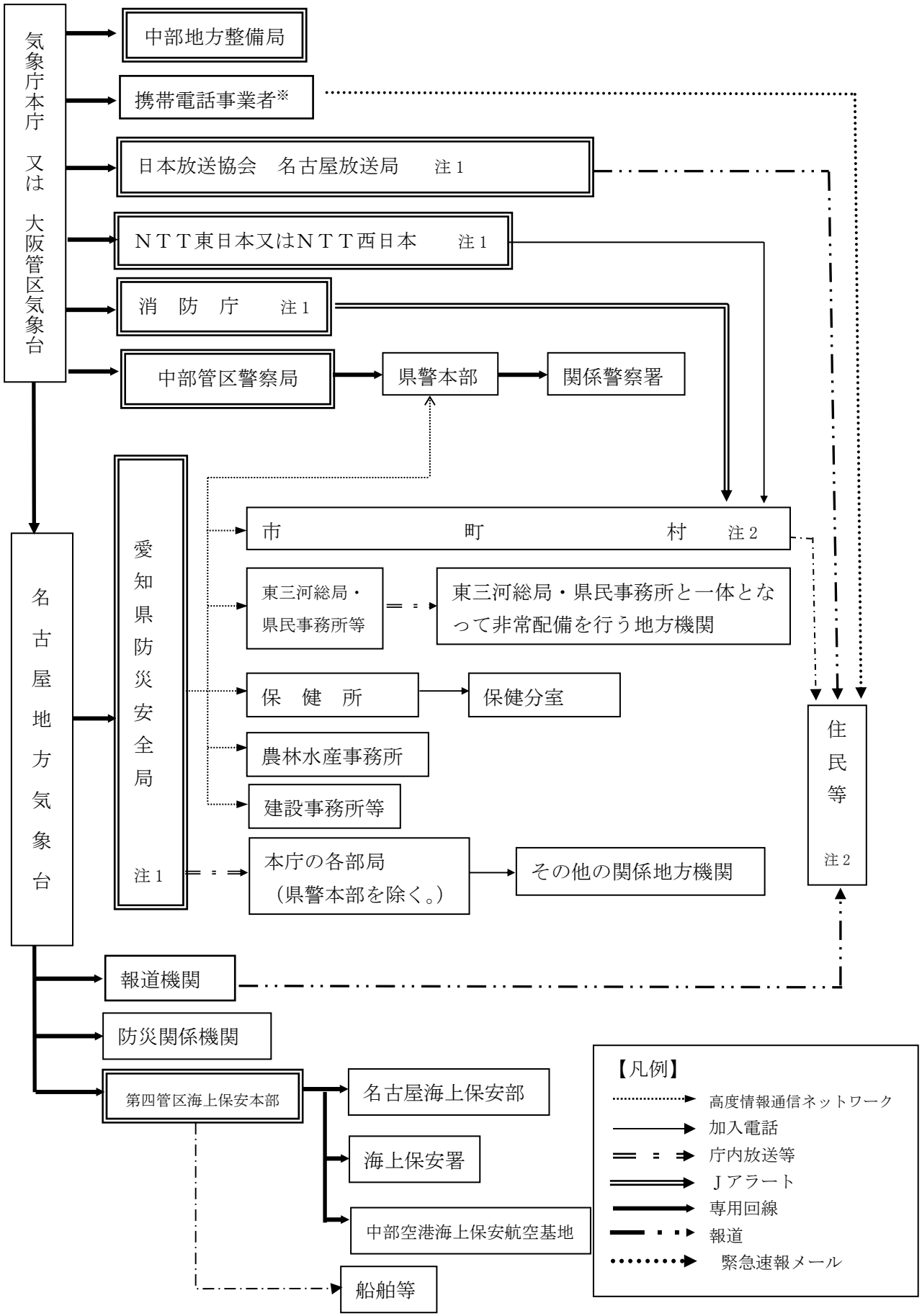
1　気象及び高潮に関する警報等伝達系統図



注1）二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第８条第１号及び第３号並びに第９条の規定に基づく法定伝達先。

注2）愛知県から市町村、市町村から住民への経路及び日本放送協会名古屋放送局から住民への経路は、レベル５特別警報が発表された際に、通知又は周知の措置が義務づけられている。

２　津波警報等の伝達系統図



※緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

注1）二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第８条第１号及び第３号並びに第９条の規定に基づく法定伝達先。

注2）愛知県から市町村、市町村から住民への経路及び日本放送協会名古屋放送局から住民への経路は、特別警報が発表された際に、通知又は周知の措置が義務づけられている。

第八章　洪水予報

第八章　洪水予報

第一節　意義

あらかじめ指定した河川について、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるとき、国土交通大臣又は知事と気象庁長官が共同して、その状況を関係機関及び一般に周知する目的で行う予報である。

（法第10条第２項・第11条第１項、気象業務法第14条の２第３項・第４項）

第二節　洪水予報を行う河川及び実施区域

１　国土交通大臣が指定した河川

河川名	区域				
木曽川（中流）	左岸	岐阜県可児市川合字西野二千七百九十三番二百十七地先	から	愛知県愛西市給父町新田三百九十八番二地先	まで
	右岸	同県美濃加茂市川合町一丁目字赤池上三百五十一番地先		岐阜県羽島市桑原町小藪字川並九百六十六番地先	まで
木曽川（下流）	左岸	愛知県愛西市給父町新田三百九十八番二地先	から	海	まで
	右岸	岐阜県羽島市桑原町小藪字川並九百六十六番地先			
長良川（下流）	左岸	岐阜県羽島市桑原町小藪字川並九百六十六番地先	から	揖斐川への合流点	まで
	右岸	同県海津市平田町勝賀字村北三百二十四番二十一地先			
庄内川※）	左岸	岐阜県土岐市肥田町浅野字トチモト八百七番三地先の三共橋	から	海	まで
	右岸	同市泉町河合字中屋敷五百三十二番一地先の三共橋			
矢田川※）	左岸	愛知県名古屋市東区砂田橋二丁目百五番一地先の宮前橋	から	庄内川への合流点まで	まで
	右岸	同県同市守山区更屋敷百一番地先の宮前橋			
矢作川	左岸	愛知県豊田市川田町二丁目二十九番地先	から	海	まで
	右岸	愛知県豊田市荒井町松島三百二十一番四地先			
豊川	左岸	愛知県新城市庭野字萩野十六番地の三地先の新城橋下流端	から	海	まで
	右岸				
豊川放水路	左岸	豊川からの分派点	から	海	まで
	右岸				

※）庄内川と矢田川の洪水予報は、［庄内川洪水予報］の名称により一体で運用されている。

２　知事が指定した河川

河川名	区域	指定日 （　）内は水位周知河川に指定された時期
新川	左右岸　庄内川からの分派点　から　海まで	平成14年5月31日
天白川	左右岸　植田川合流点　　から　海まで	平成20年6月1日 （平成17年7月1日）
日光川	左右岸　野府川合流点　から　海まで	平成20年6月1日 （平成17年7月1日）
境川	左右岸　井堰川合流点　から　海まで	平成20年6月1日 （平成18年6月1日）
逢妻川	左右岸　逢妻女川、逢妻男川合流点　から　海まで	平成20年6月1日 （平成18年6月1日）

第三節　洪水予報に関する基準地点

１　国土交通大臣が指定した河川

河川名	基準地点	所在地	水防団待機水位（指定水位）m	氾濫注意水位（警戒水位）m	避難判断水位 m	氾濫危険水位 m	氾濫発生水位 m
木曽川	犬山	愛知県犬山市栗栖 (左岸59.7k)	5.80	9.20	11.60	12.20	12.47
	笠松	岐阜県羽島郡笠松町柳原町 (右岸40.2k)	7.60	10.40	13.40	13.60	14.63
	木曽成戸	岐阜県海津市海津町成戸 (右岸24.4k)	4.40	5.80	8.70	8.90	11.10
長良川	長良成戸	岐阜県海津市海津町成戸 (左岸25.4k)	3.00	4.50	6.70	7.00	9.20
庄内川	志段味	愛知県名古屋市守山区中志段味 (左岸32.7k)	3.40	4.60	5.90	6.40	7.24
	枇杷島	愛知県清須市西枇杷島町小田井 (右岸15.7k)	4.60	5.60	8.50	8.90	10.41
矢田川	瀬古	愛知県名古屋市守山区川西 (右岸 3.6k)	2.80	3.30	5.20	5.50	6.11
矢作川	高橋	愛知県豊田市中島町 (右岸40.4k)	1.00	2.70	5.90	6.80	8.28
	岩津	愛知県岡崎市西蔵前町 (左岸29.2k)	4.00	4.90	7.80	8.50	10.31
	米津	愛知県西尾市米津町 (右岸 9.8k)	4.90	6.00	9.90	10.30	11.34
豊川	石田	愛知県新城市庭野 (左岸27.6k)	2.40	4.20	6.20	7.40	8.20
	当古	愛知県豊川市当古町 (右岸13.2k)	3.30	4.70	6.20	7.10	8.54
豊川放水路	放水路第一	愛知県豊川市柑子町 (右岸 6.6k)	5.00	7.00	9.10	9.10	11.75

２　知事が指定した河川　　（水位はT.P.）

河川名	基準地点	所在地	水防団待機水位（通報水位）m	氾濫注意水位（警戒水位）m	避難判断水位 m	氾濫危険水位 m	氾濫発生水位 m
新川	水場川外水位	清須市阿原町 (右岸16.0km)	2.00	3.00	4.40	5.20	6.20
天白川	天白川	名古屋市南区中江二丁目 (右岸7.37km付近)	3.20	4.30	5.35	6.50	8.20
日光川	戸苅	一宮市萩原町築込字西古川1番地 (左岸名鉄尾西線上流170m)	1.70	2.30	2.90	3.50	3.70
	古瀬	愛西市古瀬町村前14番地先 (左岸名鉄津島線下流500m)	0.90	1.30	1.80	2.00	3.20
境川	泉田	刈谷市泉田町西中浜5-2 (河口から7.33km)	3.10	3.85	4.65	5.20	7.10
逢妻川	一ツ木逢妻川	刈谷市一ツ木町西田60-1 (河口から8.45km)	2.70	3.35	4.00	4.80	6.00

第四節　洪水予報の情報名と発表基準

１　木曽川、長良川、庄内川※)、矢作川、豊川及び豊川放水路

※）庄内川と矢田川の洪水予報は、[庄内川洪水予報]の名称により一体で運用されている。

情報名	発表基準
レベル５氾濫発生情報 （警戒レベル５相当情報）	・氾濫が発生したとき ・氾濫発生水位に到達したとき ・氾濫が継続しているとき ※レベル５氾濫特別警報と一体的に発表
レベル４氾濫危険警報 （警戒レベル４相当情報）	・急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫危険水位に到達したとき ・氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき
レベル３氾濫警報 （警戒レベル３相当情報）	・氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・レベル４氾濫危険警報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） ・避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）
レベル２氾濫注意報 （警戒レベル２情報）	・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれないとき
レベル２氾濫注意報 （警報解除）	・レベル４氾濫危険警報又はレベル３氾濫警報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く） ・レベル３氾濫警報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）
レベル２氾濫注意報解除	・レベル５氾濫発生情報、レベル４氾濫危険警報、レベル３氾濫警報又はレベル２氾濫注意報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったとき

注１：予報区域に複数の基準観測所がある場合（木曽川、長良川、庄内川、矢作川、豊川及び豊川放水路）は、いずれかの基準観測所で発表基準となった場合に発表（切替を含む。）を行うこととし、最も危険度の高い基準観測所の水位を基に、情報名を選定するものとする。

注２：堤防の損傷等により、氾濫のおそれが高まったと判断できる場合には、双方が協議した上で、この表によらずに洪水予報を発表することができる。

注３：国土交通大臣が指定した河川における臨時の洪水予報については、レベル５氾濫発生情報、レベル４氾濫危険警報又はレベル３氾濫警報の発表中等に、今後河川氾濫の危険性が高い場合において、発表されているレベル５大雨特別警報の警報等への切替時に、河川氾濫に関する情報として発表するものとする。

２　新川、天白川、日光川、境川及び逢妻川

情報名	発表基準
レベル５氾濫発生情報 （警戒レベル５相当情報）	・氾濫が発生したとき ・氾濫発生水位に到達したとき ・氾濫が継続しているとき ※レベル５氾濫特別警報と一体的に発表
レベル４氾濫危険警報 （警戒レベル４相当情報）	・氾濫危険水位に到達したとき ・氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき
レベル３氾濫警報 （警戒レベル３相当情報）	・氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・レベル４氾濫危険警報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） ・避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）
レベル２氾濫注意報 （警戒レベル２情報）	・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれないとき
レベル２氾濫注意報 （警報解除）	・レベル４氾濫危険警報又はレベル３氾濫警報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く） ・レベル３氾濫警報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）
レベル２氾濫注意報解除	・レベル５氾濫発生情報、レベル４氾濫危険警報、レベル３氾濫警報又はレベル２氾濫注意報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったとき

注１：予報区域に複数の基準観測所がある場合（日光川及び境川・逢妻川）は、いずれかの基準観測所で発表基準となった場合に発表（切替を含む。）を行うこととし、最も危険度の高い基準観測所の水位を基に、情報名を選定するものとする。

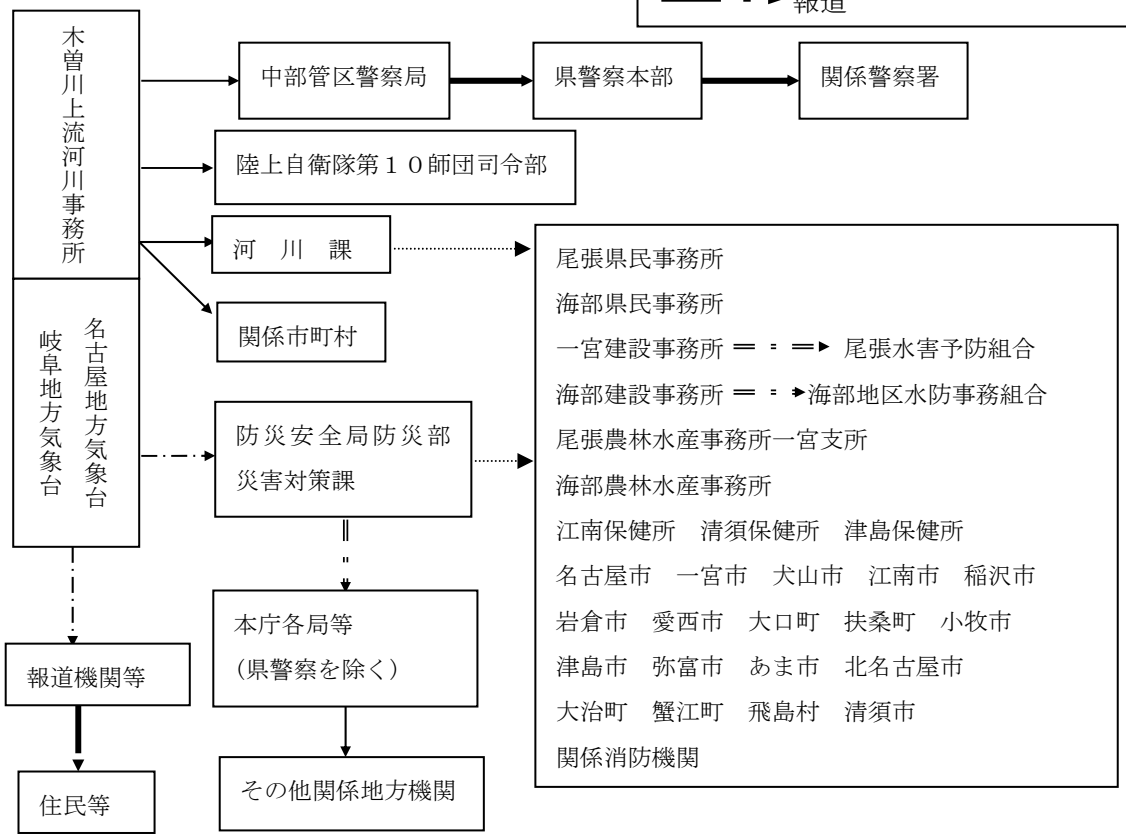
注２：堤防の損傷等により、氾濫のおそれが高まったと判断できる場合には、双方が協議した上で、この表によらずに洪水予報を発表することができる。

第五節　洪水予報伝達系統

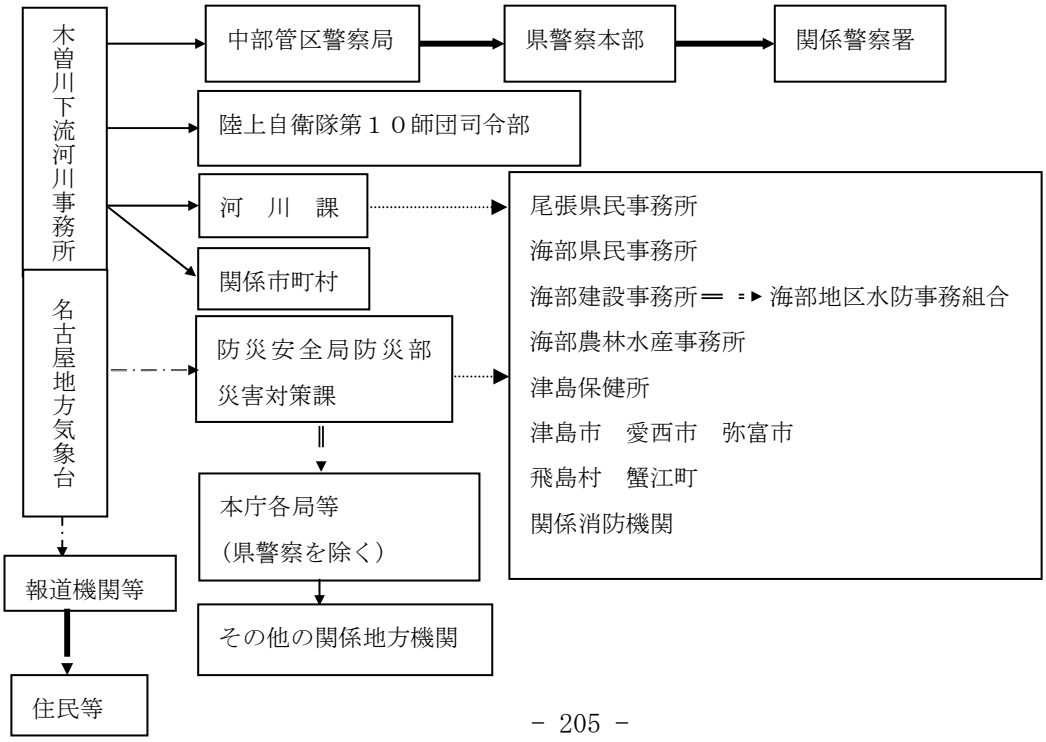
１　国土交通大臣が指定した河川

凡例
- ―――→ 一般回線ファックス
- ……→ 高度情報通信ネットワーク
- ＝ ▫ ＝ ▫ ▸ 庁内連絡
- ―――▶ 専用電話
- －・－・－・－▸ 気象台通信網
- ――― ▪ ▸ 報道

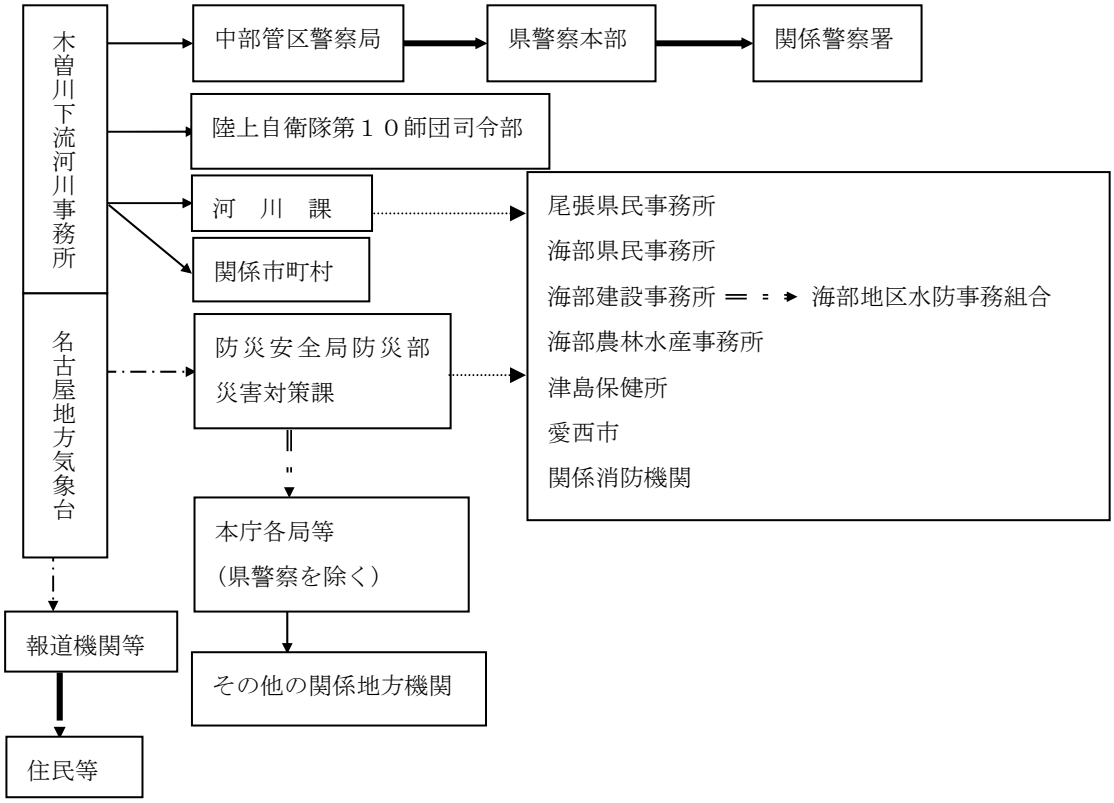
(1) 木曽川（中流）



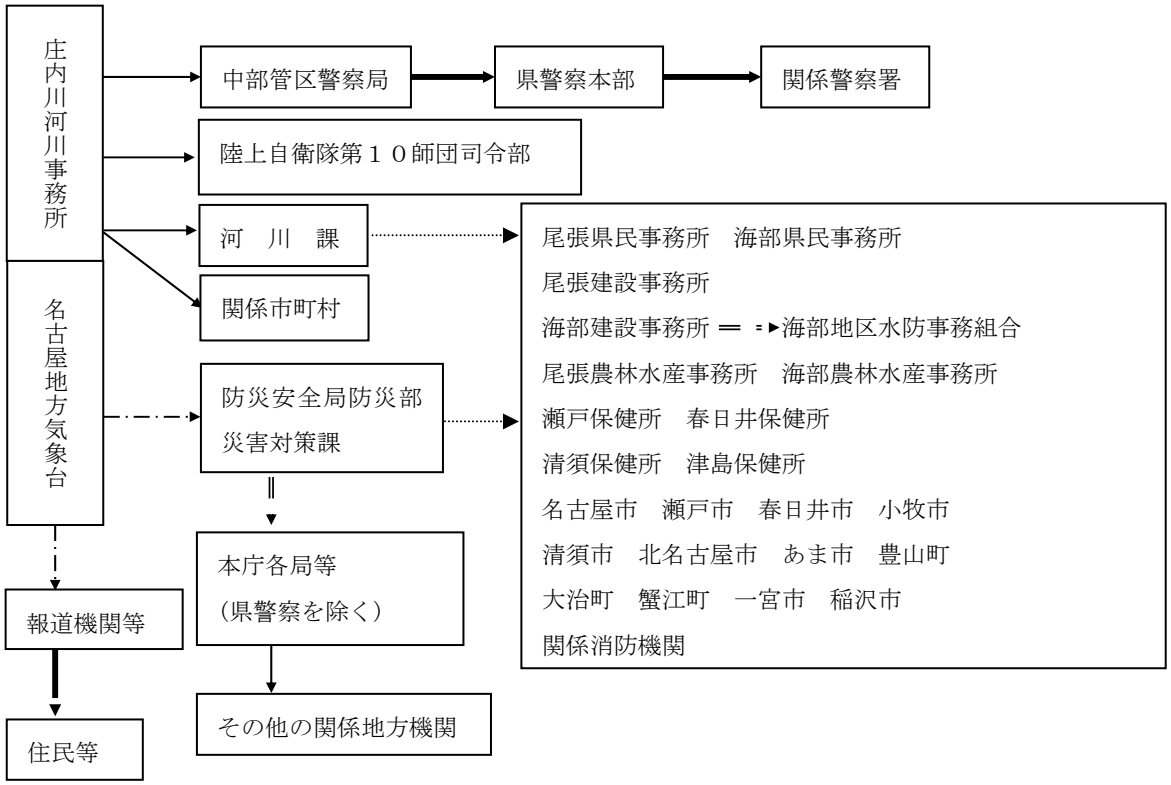
(2) 木曽川（下流）



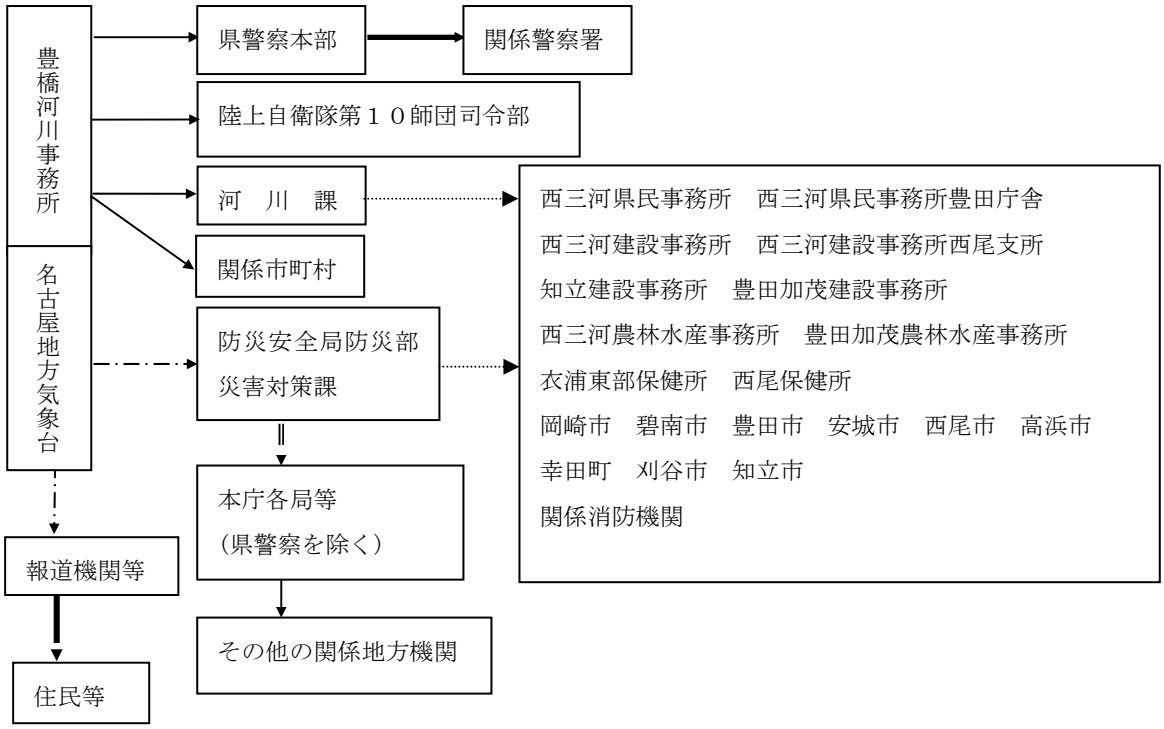
(3) 長良川（下流）


木曽川下流河川事務所
名古屋地方気象台
中部管区警察局
県警察本部
関係警察署
陸上自衛隊第１０師団司令部
河　川　課
関係市町村
防災安全局防災部
災害対策課
本庁各局等
（県警察を除く）
その他の関係地方機関
報道機関等
住民等
尾張県民事務所
海部県民事務所
海部建設事務所 ═ ▫ ➤ 海部地区水防事務組合
海部農林水産事務所
津島保健所
愛西市
関係消防機関

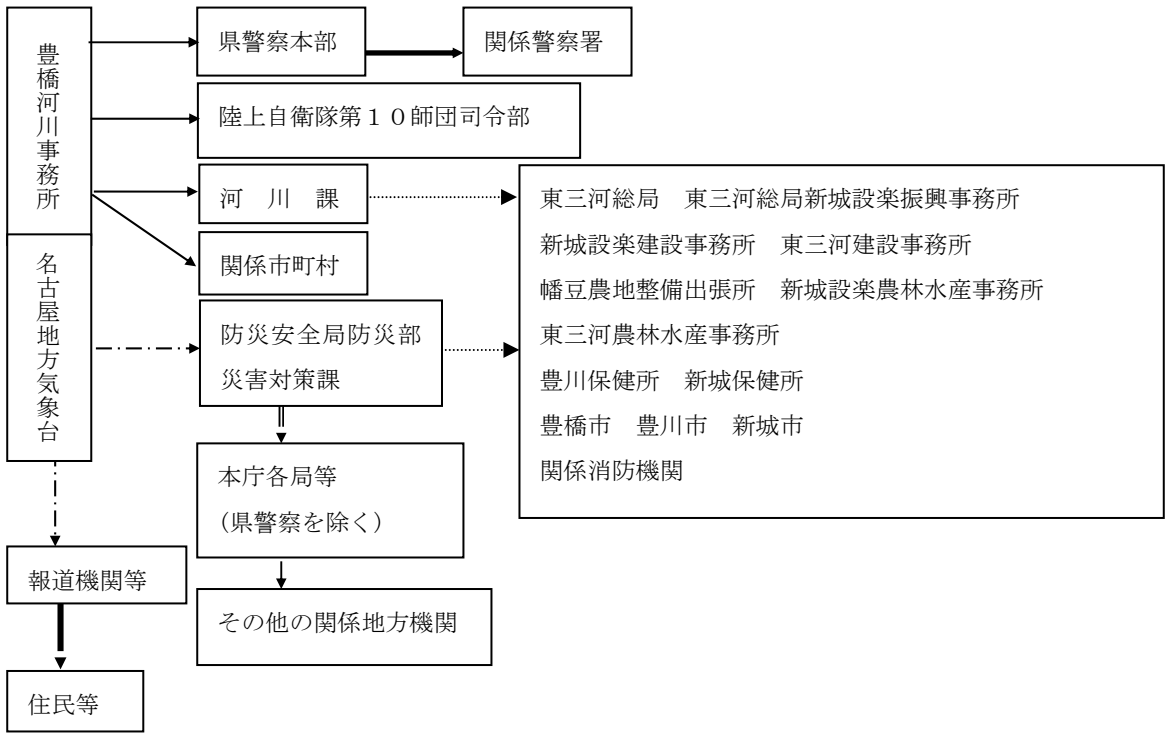
(4) 庄内川


庄内川河川事務所
名古屋地方気象台
中部管区警察局
県警察本部
関係警察署
陸上自衛隊第１０師団司令部
河　川　課
関係市町村
防災安全局防災部
災害対策課
本庁各局等
（県警察を除く）
その他の関係地方機関
報道機関等
住民等
尾張県民事務所　海部県民事務所
尾張建設事務所
海部建設事務所 ═ ▫ ▸海部地区水防事務組合
尾張農林水産事務所　海部農林水産事務所
瀬戸保健所　春日井保健所
清須保健所　津島保健所
名古屋市　瀬戸市　春日井市　小牧市
清須市　北名古屋市　あま市　豊山町
大治町　蟹江町　一宮市　稲沢市
関係消防機関

(5) 矢作川

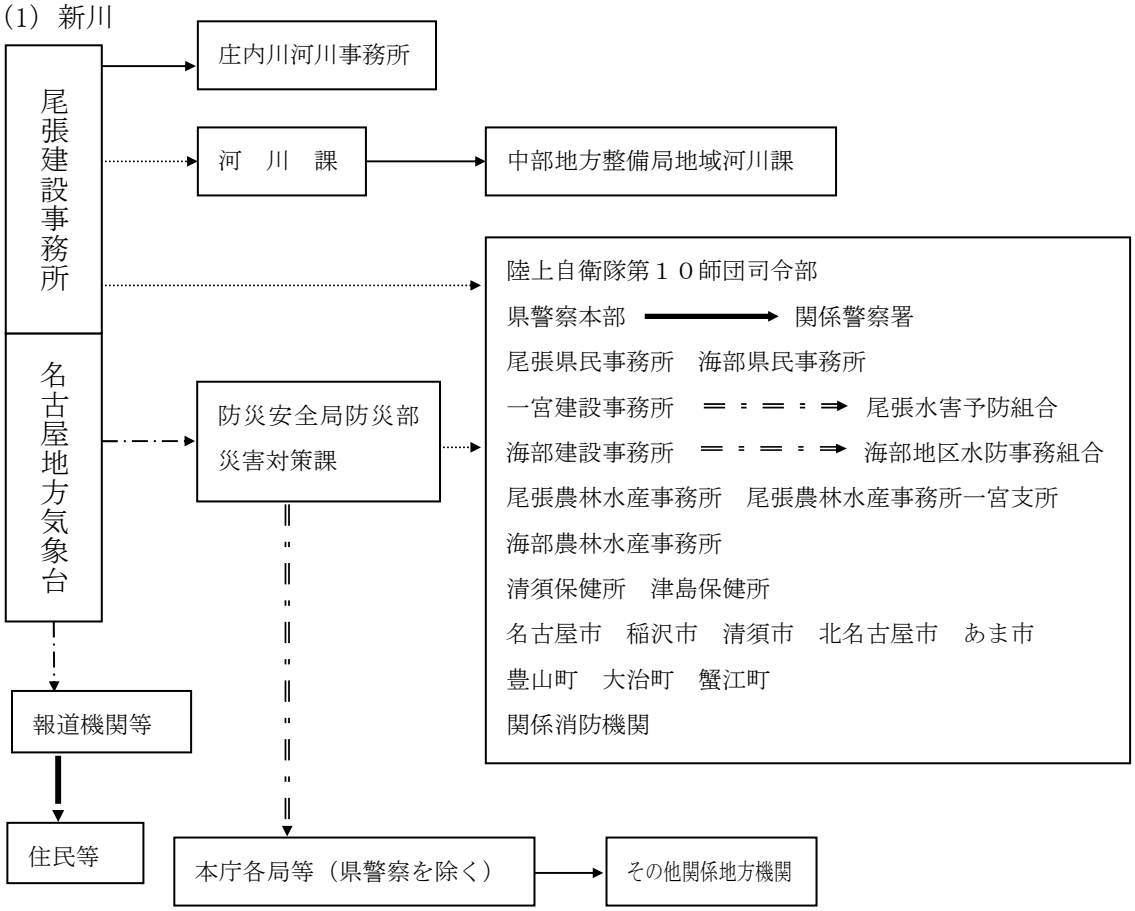


(6) 豊川及び豊川放水路

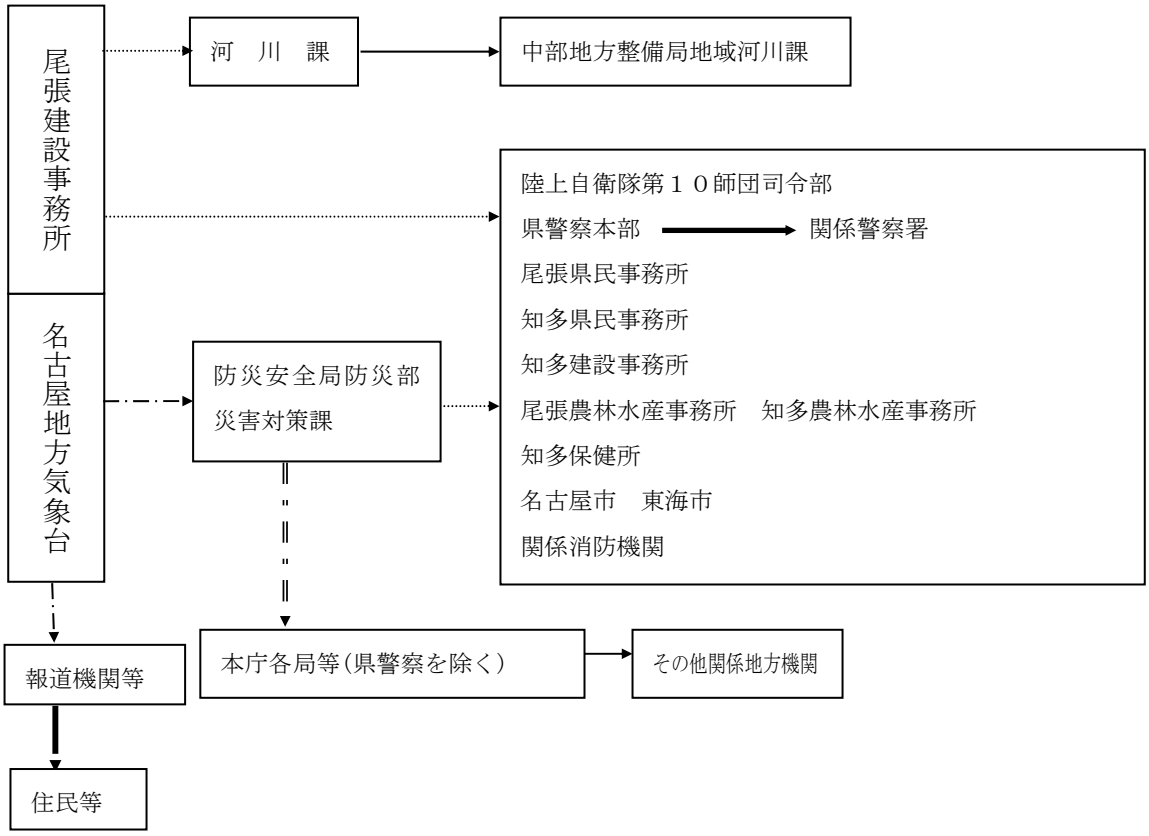


2　知事が指定した河川

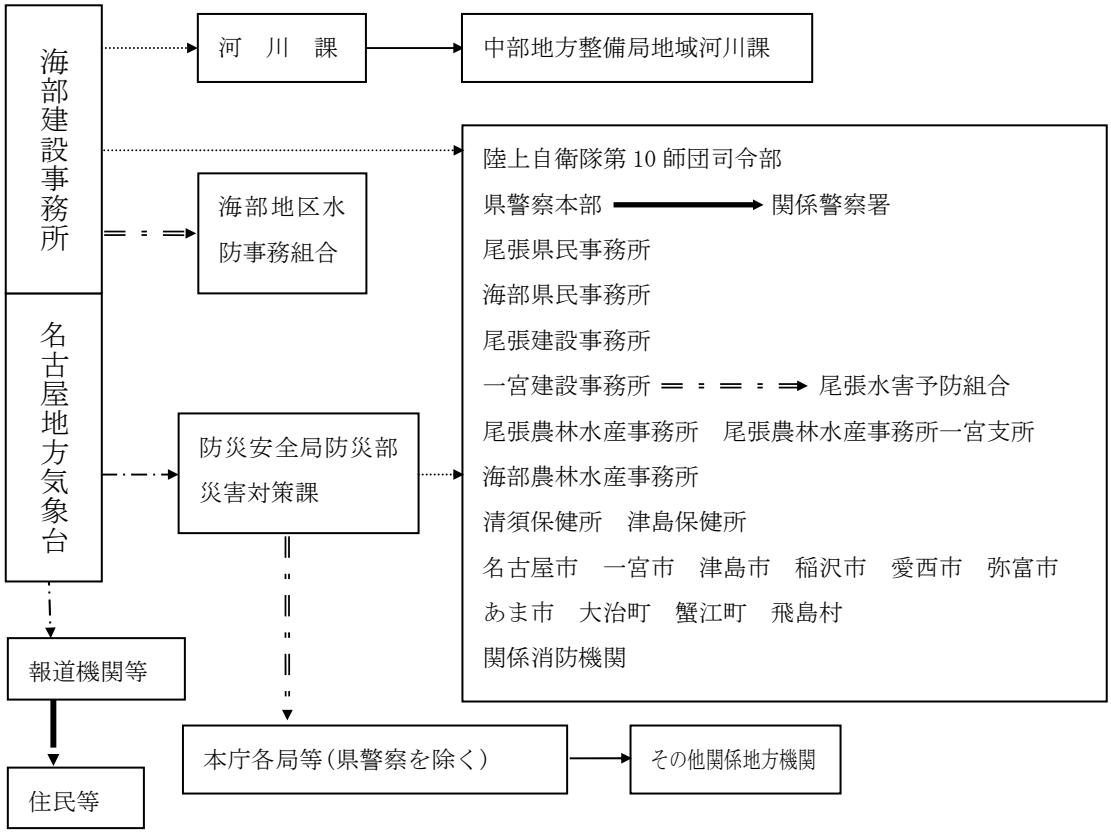
(1) 新川



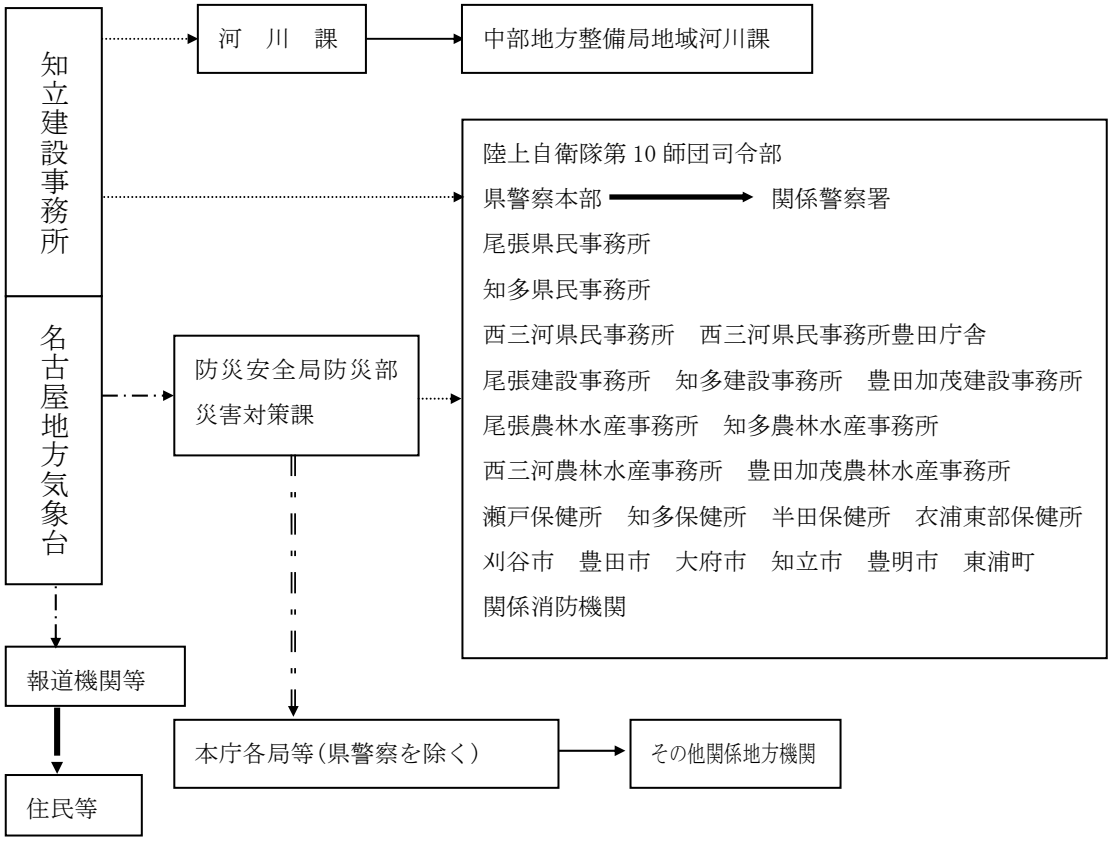
(2) 天白川



(3) 日光川



(4) 境川及び逢妻川



第六節　洪水予報発表文例

正規

愛知県庄内川水系　新川レベル２氾濫注意報
（警戒レベル２情報）

愛知県庄内川水系　新川洪水予報　第１号
令和００年０月０日００時００分
愛知県尾張建設事務所・名古屋地方気象台　共同発表

（見出し）

愛知県庄内川水系新川では、氾濫注意水位に到達し、
今後、水位はさらに上昇する見込み

（主文）

【警戒レベル２】新川の水場川外水位基準観測所（清須市）では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

（警戒レベル相当情報等早見表）

愛知県庄内川水系　新川レベル２氾濫注意報（警戒レベル２情報）			
新着・更新	新着・更新		新着
	基準観測所名		水場川外水位
	対象河川		新川
	警戒レベル（　）相当		2
	水位又は流量	現況	2（レベル２水位超過）
		予測	
新着	名古屋市		2
新着	清須市		2
新着	あま市		2
新着	海部郡大治町		2
新着	西春日井郡豊山町		2
新着	海部郡蟹江町		2

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。
警戒レベル相当早見表の見方について［防災用語ウェブサイト：早見表］
https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo

5	警戒レベル５相当
4	警戒レベル４相当
3	警戒レベル３相当
2	警戒レベル２
	警戒レベル２未満

（雨量）

多いところでは１時間に○ミリの雨が降っています。
この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	○日○時○分～○日○時○分までの流域平均雨量	○日○時○分～○日○時○分までの流域平均雨量の見込み
新川流域	○○○ミリ	○○ミリ

（水位または流量）

基準観測所	水位（m）	00日 00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル２								
水場川外水位（清須市）	氾濫発生水位 6.20 m 氾濫危険水位 5.20 m 避難判断水位 4.40 m 氾濫注意水位 3.00 m ゼロ点高 EL=0.00 m							

・ゼロ点高に関する解説　https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/kwb_apend/html/reference.html

（参考）

（受け持ち区間）

基準観測所	水場川外水位 水位観測所		
	清須市		
受け持ち区間	新川 左岸　名古屋市西区、名古屋市中川区、清須市、あま市、海部郡大治町 右岸　名古屋市北区、名古屋市西区、名古屋市中川区、名古屋市港区、清須市、北名古屋市、あま市、海部郡大治町		

□雨の情報を知りたい方はこちら

今後の雨（解析雨量、降水短時間予報）	https://www.jma.go.jp/bosai/kaikotan/#zoom:8/lat:35.1086111/lon:136.9491667/colordepth:normal/elements:slmcs&slmcs_fcst&rasrf

□洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報　洪水予報画面	https://www.river.go.jp/kawabou/pc/rw?rwtype=10&rwcd=85282001 00

□河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://frl.river.go.jp/TopViewMain?header&areacd=85

□氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://suiboumap.gsi.go.jp/ShinsuiMap/Map//?x=136.9491667&y=35.1086111&z=13

今後の雨（解析雨量・降水短時間予報）　川の防災情報 洪水予報画面　水害リスクライン　浸水ナビ

問い合わせ先
水位関係：愛知県尾張建設事務所 維持管理課 電話：052-961-4421
気象関係：気象庁 大気海洋部 予報課 電話：03-5422-1018

正規

愛知県天白川水系 天白川レベル２氾濫注意報
（警戒レベル２情報）

愛知県天白川水系　天白川洪水予報　第１号
令和００年０月０日００時００分
愛知県尾張建設事務所・名古屋地方気象台　共同発表

（見出し）

愛知県天白川水系天白川では、氾濫注意水位に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み

（主文）

【警戒レベル２】天白川の天白川基準観測所（名古屋市）では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

（警戒レベル相当情報等早見表）

愛知県天白川水系　天白川レベル２氾濫注意報（警戒レベル２情報）			
新着・更新	新着・更新		新着
	基準観測所名		天白川
	対象河川		天白川
	警戒レベル（　）相当		2
	水位又は流量	現況	2（レベル２水位超過）
		予測	
新着	名古屋市		2

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。
警戒レベル相当早見表の見方について［防災用語ウェブサイト：早見表］
https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo

5	警戒レベル５相当
4	警戒レベル４相当
3	警戒レベル３相当
2	警戒レベル２
	警戒レベル２未満

（雨量）

多いところでは１時間に○ミリの雨が降っています。
この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	○日○時○分～○日○時○分までの流域平均雨量	○日○時○分～○日○時○分までの流域平均雨量の見込み
天白川流域	○○○ミリ	○○ミリ

（水位または流量）

基準観測所	水位（m）	00日 00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル２								
天白川（名古屋市）	氾濫発生水位 8.20							
	氾濫危険水位 6.50 m							
	避難判断水位 5.35 m							
	氾濫注意水位 4.30 m							
	ゼロ点高 TP=0.00 m							

・ゼロ点高に関する解説　https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/kwb_apend/html/reference.html

（参考）

（受け持ち区間）

基準観測所	天白川水位観測所		
	名古屋市		
受け持ち区間	天白川 左岸　名古屋市緑区、名古屋市天白区、東海市 右岸　名古屋市瑞穂区、名古屋市南区、名古屋市天白区		

□雨の情報を知りたい方はこちら

今後の雨（解析雨量、降水短時間予報）	https://www.jma.go.jp/bosai/kaikotan/#zoom:8/lat:35.1086111/lon:136.9491667/colordepth:normal/elements:slmcs&slmcs fcst&r

□洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報　洪水予報画面	https://www.river.go.jp/kawabou/pc/rw?rwtype=10&rwcd=8528200100

□河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://frl.river.go.jp/TopViewMain?header&areacd=85

□氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://suiboumap.gsi.go.jp/ShinsuiMap/Map//?x=136.9491667&y=35.1086111&z=13

今後の雨（解析雨量・降水短時間予報）　川の防災情報 洪水予報画面　水害リスクライン　浸水ナビ

問い合わせ先
水位関係：愛知県尾張建設事務所 維持管理課 電話：052-961-4421
気象関係：気象庁 大気海洋部 予報課 電話：03-5422-1018

正規

愛知県境川水系　境川・逢妻川レベル２氾濫注意報（警戒レベル２情報）

愛知県境川水系　境川・逢妻川洪水予報　第１
令和００年０月０日００時００分
愛知県知立建設事務所・名古屋地方気象台　共同発表

（見出し）

愛知県境川水系　境川・逢妻川では、氾濫注意水位に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み

（主文）

【警戒レベル２】逢妻川の一ツ木逢妻川基準観測所（刈谷市）では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

（警戒レベル相当情報等早見表）

愛知県境川水系　境川・逢妻川レベル２氾濫注意報（警戒レベル２情報）				
新着・更新	新着・更新			新着
	基準観測所名		泉田	一ツ木逢妻川
	対象河川		境川	逢妻川
	警戒レベル（　）相当			2
	水位又は流量	現況		2 （レベル２水位超過）
		予測		
新着	刈谷市			2
	豊明市			―
	大府市			―
	知多郡東浦町			―
新着	知立市		―	2
新着	豊田市		―	2

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。
警戒レベル相当早見表の見方について【防災用語ウェブサイト：早見表】
https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo

5	警戒レベル５相当
4	警戒レベル４相当
3	警戒レベル３相当
2	警戒レベル２
	警戒レベル２未満

（雨量）

多いところでは１時間に〇ミリの雨が降っています。
この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	〇日〇時〇分～〇日〇時〇分までの流域平均雨量	〇日〇時〇分～〇日〇時〇分までの流域平均雨量の見込み
境川・逢妻川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

（水位または流量）

基準観測所	水位（m）	00日 00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
泉田（刈谷市）	氾濫発生水位 7.10 m							
	氾濫危険水位 5.20m							
	避難判断水位 4.65m							
	氾濫注意水位 3.85m							
	ゼロ点高 EL=0.00 m							

基準観測所	水位（m）	00日 00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル２								
一ツ木逢妻川（刈谷市）	氾濫発生水位 6.00m							
	氾濫危険水位 4.80 m							
	避難判断水位 4.00 m							
	氾濫注意水位 3.35 m							
	ゼロ点高 EL=0.00 m							

・ゼロ点高に関する解説　https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/kwb_apend/html/reference.html

（参考）

（受け持ち区間）

基準観測所	泉田 水位観測所	一ツ木逢妻川 水位観測所	
	刈谷市	刈谷市	
受け持ち区間	境川 左岸　刈谷市 右岸　豊明市、大府市、東浦町	逢妻川 左岸　知立市、刈谷市 右岸　豊田市、知立市、刈谷市	

□雨の情報を知りたい方はこちら

今後の雨（解析雨量、降水短時間予報）	https://www.jma.go.jp/bosai/kaikotan/#zoom:8/lat:35.1086111/lon:136.9491667/colordepth:normal/elements:slmcs&slmcs_fcst&rasrf

□洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報　洪水予報画面	https://www.river.go.jp/kawabou/pc/rw?rwtype=10&rwcd=8528200100

□河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://frl.river.go.jp/TopViewMain?header&areacd=85

□氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://suibounap.gsi.go.jp/ShinsuiMap/Map//?x=136.9491667&y=35.1086111&z=13

今後の雨（解析雨量・降水短時間予報）　川の防災情報 洪水予報画面　水害リスクライン　浸水ナビ

問い合わせ先
水位関係：愛知県知立建設事務所 維持管理課 電話：0566-82-3227
気象関係：気象庁 大気海洋部 予報課 電話：03-5422-1018

正規

愛知県日光川水系　日光川レベル２氾濫注意報
（警戒レベル２情報）

愛知県日光川水系　日光川洪水予報　第１号
令和００年０月０日００時００分
愛知県海部建設事務所・名古屋地方気象台　共同発表

（見出し）

愛知県日光川水系日光川では、氾濫注意水位に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み

（主文）

【警戒レベル２】日光川の戸苅基準観測所（一宮市）では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

（警戒レベル相当情報等早見表）

愛知県日光川水系　日光川レベル２氾濫注意報（警戒レベル２情報）				
新着・更新	新着・更新			新着
	基準観測所名		古瀬	戸苅
	対象河川		日光川	日光川
	警戒レベル（　）相当			2
	水位又は流量	現況		2（レベル２水位超過）
		予測		
	名古屋市			―
新着	一宮市			2
	津島市			―
新着	稲沢市			2
新着	愛西市			2
	弥富市			―
	あま市			―
	海部郡蟹江町			―
	海部郡飛島村			―

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。
警戒レベル相当早見表の見方について【防災用語ウェブサイト：早見表】
https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo

5	警戒レベル５相当
4	警戒レベル４相当
3	警戒レベル３相当
2	警戒レベル２
	警戒レベル２未満

（雨量）

多いところでは１時間に〇ミリの雨が降っています。
この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	○日○時○分～○日○時○分までの流域平均雨量	○日○時○分～○日○時○分までの流域平均雨量の見込み
日光川流域	○○○ミリ	○○ミリ

（水位または流量）

基準観測所	水位（m）	00日 00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
古瀬（愛西市）	氾濫発生水位 3.20 m 氾濫危険水位 2.00 m 避難判断水位 1.80 m 氾濫注意水位 1.30 m ゼロ点高 El=0.00 m							

基準観測所	水位（m）	00日 00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル２								
戸苅（一宮市）	氾濫発生水位 3.70 m 氾濫危険水位 3.50 m 避難判断水位 2.90 m 氾濫注意水位 2.30 m ゼロ点高 El=0.00 m							

・ゼロ点高に関する解説　https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/kwb_apend/html/reference.html

（参考）

（受け持ち区間）

基準観測所	古瀬 水位観測所	戸苅 水位観測所	
	愛西市	一宮市	
受け持ち区間	日光川 左岸 名古屋市港区、津島市、稲沢市、愛西市、蟹江町 右岸 津島市、稲沢市、愛西市、弥富市、蟹江町、飛島村	日光川 左岸 一宮市、稲沢市 右岸 一宮市、稲沢市、愛西市	

□雨の情報を知りたい方はこちら

今後の雨（解析雨量、降水短時間予報）	https://www.jma.go.jp/bosai/kaikotan/#zoom:8/lat:35.1086111/lon:136.9491667/colordepth:normal/elements:slmcs&slmcs_fcst&rasrf

□洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報　洪水予報画面	https://www.river.go.jp/kawabou/pc/rw?rwtype=10&rwcd=8528200100

□河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://frl.river.go.jp/TopViewMain?header&areacd=85

□氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://suiboumap.gsi.go.jp/ShinsuiMap/Map/?x=136.9491667&y=35.1086111&z=13

今後の雨（解析雨量・降水短時間予報）　川の防災情報 洪水予報画面　水害リスクライン　浸水ナビ

問い合わせ先
水位関係：愛知県海部建設事務所 河川整備課 電話：0567-24-2111
気象関係：気象庁 大気海洋部 予報課 電話：03-5422-1018

（別紙）

【説明】

本書は、洪水予報指定河川にかかる洪水のおそれがある状況について、水防法第１１条第１項の規定に基づき水防管理団体（市町村・水防事務組合等）及び関係機関に通知するとともに、同法第 13 条の４の規定に基づき関係市町村長に通知するものです。

【関係法令】

水防法（昭和二十四年六月四日法律第百九十三号）

（都道府県知事が行う洪水予報）

第十一条　都道府県知事は、前条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

２　都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。

（関係市町村長への通知）

第十三条の四　第十条第二項若しくは第十三条第一項の規定により通知をした国土交通大臣、第十一条第一項、第十三条第二項、第十三条の二第一項、前条若しくは第二十五条第二項の規定により通知をした都道府県知事、第十一条の三第一項の規定により通知をした国土交通大臣及び都道府県知事又は第二十四条の二第二項の規定により通知をした都道府県知事若しくは国土交通大臣は、災害対策基本法第六十条第一項の規定による避難のための立退きの指示又は同条第三項の規定による緊急安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならない。

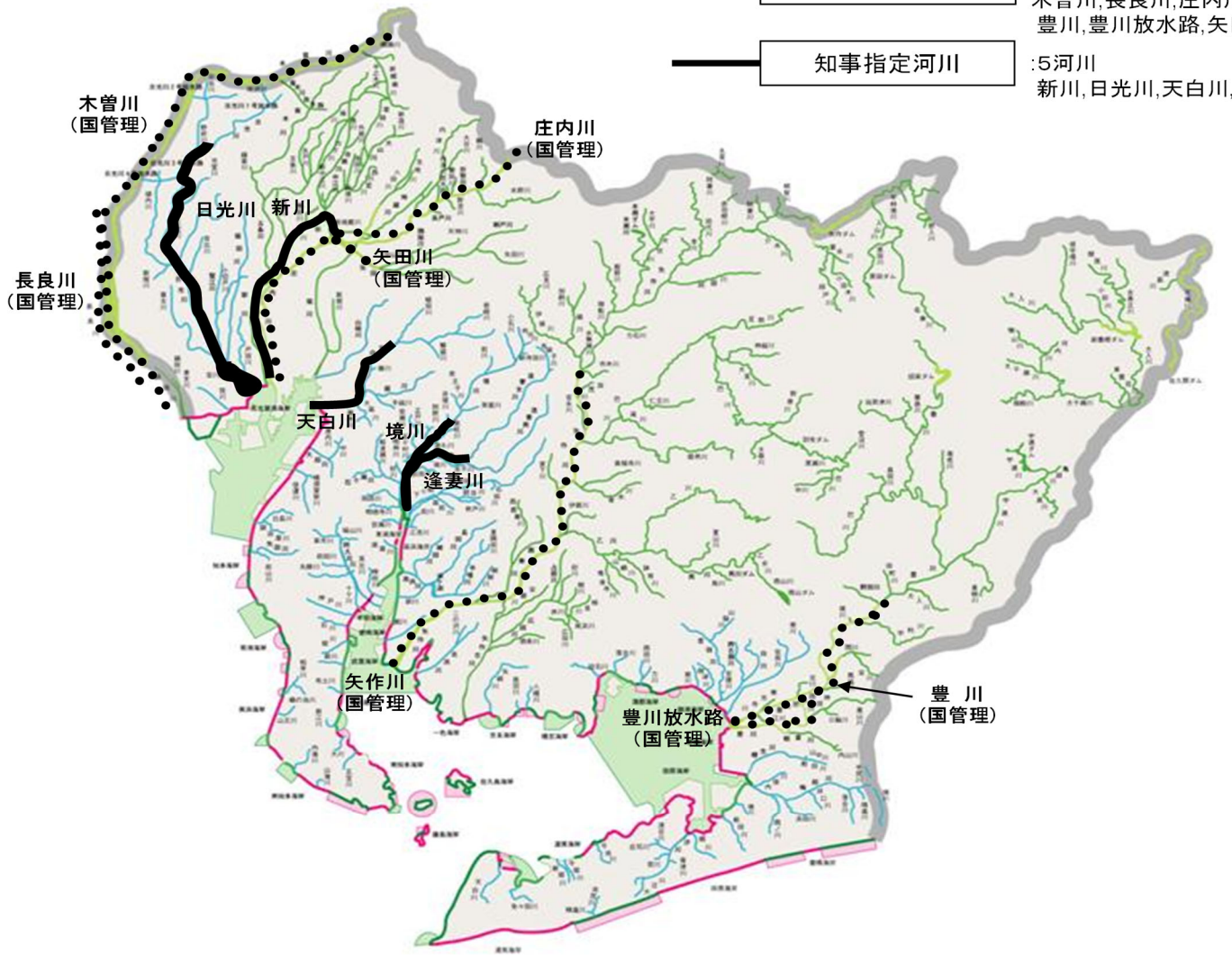
災害対策基本法（昭和三十六年十一月十五日法律第二百二十三号）

（市町村長の避難の指示等）

第六十条　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。

２　以下　略

洪水予報河川　指定状況（R3.6.1 現在）



第九章　水位情報の周知

第九章　水位情報の周知

第一節　意義

１　河川の水位情報の周知

国土交通大臣又は知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により重大又は相当な損害が生ずるおそれがあるものとして指定した河川（水位周知河川）について、洪水特別警戒水位等を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を関係者（知事、水防管理者、量水標管理者）に通知するとともに、一般に周知させるもの。（法第13条第１項・第２項・第３項）

洪水特別警戒水位は市町村が行う避難指示等の目安となるもので、住民等の避難に資する洪水情報を的確に提供するために定められる性格のものである。

２　公共下水道等の水位情報の周知

都道府県知事又は市町村長が、雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した公共下水道等（水位周知下水道）の排水施設等について、雨水出水特別警戒区域を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を関係者（水防管理者、量水標管理者）に通知するとともに、一般に周知させるもの。（法第13条の２第１項・第２項）

３　高潮の水位情報の周知

知事が、高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した海岸（水位周知海岸）について、高潮特別警戒水位を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、その旨を関係者（水防管理者、量水標管理者）に通知するとともに、一般に周知させるもの。（法第13条の３）

第二節　水位情報の周知を行う河川・公共下水道等・海岸及びその区域

１　知事が指定した河川

河川名	区　　域　（起点～終点）				指定日
八　田　川	左 岸 右 岸	春日井市朝宮町一丁目十四番二地先から		庄内川合流点まで	平成21年6月1日
矢　田　川 （県管理区間）	瀬戸川合流点から			県管理区間下流端まで（宮前橋まで）	平成19年6月1日
香　流　川	左 岸	愛知郡長久手市 中川原地先	の名古屋市と長久手市境から	矢田川合流点まで	平成19年6月1日
	右 岸	名古屋市守山区 森孝東二丁目地先			
内　津　川	新坂下橋から			庄内川合流点まで	平成19年6月1日
扇　　川	滝ノ水川合流点から			天白川合流点まで	平成19年6月1日
山　崎　川	左 岸	名古屋市昭和区 檀渓通五丁目地先	の石川橋から	海まで	平成19年6月1日

	右 岸	同市同区菊園町 六丁目地先			
大　山　川	西行堂川合流点から			新川合流点まで	平成21年6月1日
五　条　川	青木川合流点から			新川合流点まで	平成19年6月1日
五条川（上流）	巾下川合流点から			青木川合流点まで	平成19年6月1日
青　木　川	般若川合流点から			五条川合流点まで	平成21年6月1日
領　内　川	広口池南水門から			日光川合流点まで	平成21年6月1日
蟹　江　川	左 岸	あま市金岩枝村四番地先	の上流端から （9.7ｋ地点から）	日光川合流点まで	平成19年6月1日
	右 岸	あま市金岩江西上八番地先			
福　田　川	東源寺杁から			日光川合流点まで	平成21年6月1日
阿久比川	殿越川合流点から			海まで	平成21年6月1日
矢作古川	矢作川分流点から			海まで	平成17年7月1日
乙　　川	男川合流点から			矢作川合流点まで	平成19年6月1日
広　田　川	柳川合流点から			矢作古川合流点まで	平成19年6月1日
猿　渡　川	八ツ田橋から			海まで	平成21年6月1日
籠　　川	伊保川合流点から			矢作川合流点まで	平成19年6月1日
逢妻女川	布袋子川合流点から			逢妻川合流点まで	平成19年6月1日
音　羽　川	山陰川合流点から			海まで	平成19年6月1日
柳　生　川	左 岸	豊橋市鍵田町四十九番地先	から （5.2k地点から）	海まで	平成19年6月1日
	右 岸	豊橋市前田一丁目十二番地先			
梅　田　川	火打坂川合流点から			海まで	平成19年6月1日
佐　奈　川	帯川合流点から			海まで	平成21年6月1日

２　市町村長が指定した公共下水道等

公共下水道等名	指定した市町村長	区　　域　（起点～終点）		指定日
江川幹線	名古屋市長	名古屋市中村区 名駅三丁目から	名古屋市中村区 名駅四丁目まで	令和4年6月7日

３　知事が指定した海岸

海岸名	区　　域　（起点～終点）		指定日
三河湾・伊勢湾沿岸	田原市伊良湖町地先	弥富市鍋田町地先	令和3年6月11日

第三節　水位情報周知を行う水位観測所における基準水位

1　知事が指定した河川

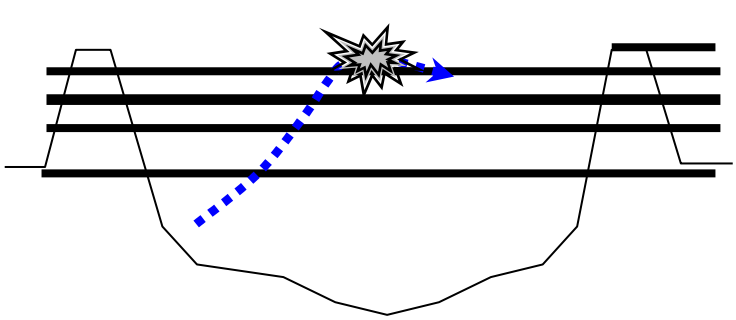
(1) 基準観測所の基準水位

河川名	観測所名	基準水位（m）					発表者
		水防団待機（通報）	氾濫注意（警戒）	出　動	避難判断	氾濫危険（洪水特別警戒）	
八田川	味　美 (右岸合流点から2.40km)	3.90	4.50	4.70	5.20	5.55	尾張建設事務所長
矢田川 (県管理区間)	平　子 (右岸13.41km付近)	(2.00)	(2.20)	(2.35)	2.35	2.65	
香流川	猪子石 (左岸1.55km付近)	(0.60)	(1.10)	(1.50)	1.85	2.10	
内津川	松　本 (左岸4.76km付近)	(1.10)	(1.60)	(2.00)	2.00	2.20	
扇川	鳴　海 (左岸4.30km付近)	T.P. (1.40)	T.P. (2.50)	T.P. (2.85)	T.P. 2.85	T.P. 3.50	
山崎川	瑞　穂 (右岸6.39km付近)	(2.20)	(3.00)	(3.50)	3.50	4.05	
大山川	豊　山 (左岸1.98km付近)	(2.90)	(3.80)	(4.20)	4.20	4.70	
五条川	春　日 (左岸6.43km付近)	T.P. (3.10)	T.P. (3.90)	T.P. (4.60)	T.P. 5.05	T.P. 5.55	
五条川 （上流）	曽　野 (右岸13.71km付近)	(1.85)	(2.60)	(3.15)	3.65	4.05	一宮建設事務所長
青木川	赤　池 (左岸2.08km付近)	(1.70)	(2.40)	(2.90)	3.35	3.70	
領内川	祖父江 (右岸6.84km付近)	T.P. (0.10)	T.P. (0.75)	T.P. (1.30)	T.P. 1.60	T.P. 2.10	
蟹江川	木　田 (左岸9.81km付近)	T.P. (0.50)	T.P. (0.90)	T.P. (1.20)	T.P. 1.30	T.P. 1.55	海部建設事務所長
福田川	新居屋 (左岸10.00km付近)	T.P. (-0.05)	T.P. (0.30)	T.P. (0.60)	T.P. 0.85	T.P. 1.10	
阿久比川	宮　津 (右岸5.30km付近)	T.P. (3.30)	T.P. (4.15)	T.P. (4.85)	T.P. 5.45	T.P. 5.90	知多建設事務所長
矢作古川	小　島 (左岸13.73km付近)	3.85	3.85	4.75	6.05	6.10	西三河建設事務所長
	上横須賀矢作 (左岸6.95km付近)	3.80	3.80	4.50	5.50	5.60	
乙川	大　平 (左岸7.75km付近)	(1.65)	(2.35)	(2.85)	3.10	3.70	
広田川	永　良 (右岸8.26km付近)	(2.20)	(3.10)	(3.80)	4.60	4.85	
猿渡川	猿渡川 (左岸7.40km付近)	T.P. (3.25)	T.P. (3.80)	T.P. (4.15)	T.P. 4.35	T.P. 4.65	知立建設事務所長
籠川	京　町 (右岸0.55km付近)	(1.65)	(2.10)	(2.45)	2.65	2.95	豊田加茂

逢妻女川	千　足 (左岸10.12km付近)	(1.55)	(1.85)	(2.10)	2.20	2.50	建設事務所長
音羽川	国　府 (左岸4.40km付近)	(1.40)	(1.85)	(2.15)	2.40	2.70	東三河建設事務所長
柳生川	花　田 (右岸5.05km付近)	T.P. (1.35)	T.P. (2.05)	T.P. (2.60)	T.P. 2.60	T.P. 3.50	
梅田川	浜　道 (左岸5.52km付近)	(2.35)	(2.80)	(3.05)	3.05	3.70	
佐奈川	佐　土 (右岸8.34km付近)	(1.85)	(2.15)	(2.40)	2.45	2.80	

水防警報河川の指定をしていない河川の水防団待機水位（通報水位）、氾濫注意水位（警戒水位）、出動水位については、参考水位のため、（　）書きとしている。

氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）のイメージ



(2) 基準水位の読替え表

基準観測所の水位計が被災等により正常に水位を観測することができない場合は、近傍の危機管理型水位計の水位により、水位周知を行う。基準観測所と危機管理型水位計の対応関係及び危機管理型水位計地点における基準水位は下表による。

河川名	観測所名	基準水位（m）					発表者
		水防団待機（通報）	氾濫注意（警戒）	出　動	避難判断	氾濫危険（洪水特別警戒）	
八田川	味　美	3.90	4.50	4.70	5.20	5.55	尾張建設事務所
	十五丁橋(111)	-3.00	-2.40	-2.20	-1.70	-1.35	
矢田川	平　子	2.00	2.20	2.35	2.35	2.65	
	印場橋(120)	-4.30	-4.05	-3.90	-3.90	-3.30	
香流川	猪子石	0.60	1.10	1.50	1.85	2.10	
	中島橋(105)	-4.95	-4.40	-3.95	-3.60	-3.35	
内津川	松　本	1.10	1.60	2.00	2.00	2.20	
	松本橋(110)	-4.80	-4.35	-3.95	-3.95	-3.75	
扇川	鳴　海	1.40	2.50	2.85	2.85	3.50	
	相生橋(106)	-6.10	-5.00	-4.65	-4.65	-4.00	
山崎川	瑞　穂	2.20	3.00	3.50	3.50	4.05	
	可和名橋(107)	-7.05	-6.25	-5.75	-5.75	-5.20	
大山川	豊　山	2.90	3.80	4.20	4.20	4.70	
	大山川橋(122)	-5.75	-4.90	-4.50	-4.50	-4.00	
五条川	春　日	3.10	3.90	4.60	5.05	5.55	

	春日新橋(174)	-4.25	-3.45	-2.75	-2.30	-1.80	
五条川（上流）	曽野	1.85	2.60	3.15	3.65	4.05	一宮建設事務所
	出逢橋(91)	-3.30	-2.55	-2.00	-1.50	-1.10	
青木川	赤池	1.70	2.40	2.90	3.35	3.70	
	日吉橋(92)	-3.20	-2.50	-2.00	-1.55	-1.20	
領内川	祖父江	0.10	0.75	1.30	1.60	2.10	
	甲橋(93)	-2.85	-2.20	-1.65	-1.35	-0.85	
蟹江川	木田	0.50	0.90	1.20	1.30	1.55	海部建設事務所
	金岩3号橋(94)	-1.85	-1.45	-1.15	-1.05	-0.80	
福田川	新居屋	-0.05	0.30	0.60	0.85	1.10	
	新居屋橋33号橋(95)	-1.95	-1.60	-1.30	-1.05	-0.80	
阿久比川	宮津	3.30	4.15	4.85	5.45	5.90	知多建設事務所
	宮津橋(135)	-5.15	-4.30	-3.60	-3.00	-2.60	
矢作古川	小島	3.85	3.85	4.75	6.05	6.10	西三河建設事務所
	小島橋(89)	-6.05	-6.05	-5.15	-3.85	-3.80	
	上横須賀矢作	3.80	3.80	4.50	5.50	5.60	
	上横須賀橋(97)	-3.95	-3.95	-3.25	-2.25	-2.15	
乙川	大平	1.65	2.35	2.85	3.10	3.70	
	丸岡橋(96)	(-3.25)	-2.55	-2.05	-1.80	-1.20	
広田川	永良	2.20	3.10	3.80	4.60	4.85	
	下永良橋(98)	(-4.05)	-3.15	-2.45	-1.65	-1.40	
猿渡川	猿渡川	3.25	3.80	4.15	4.35	4.65	知立建設事務所
	六反橋(90)	-2.90	-2.35	-2.00	-1.80	-1.50	
籠川	京町	1.65	2.10	2.45	2.65	2.95	豊田加茂建設事務所
	東梅坪橋(99)	-2.60	-2.15	-1.75	-1.60	-1.30	
逢妻女川	千足	1.55	1.85	2.10	2.20	2.50	
	千足橋(100)	-1.30	-1.10	-0.95	-0.85	-0.55	
音羽川	国府	1.40	1.85	2.15	2.40	2.70	東三河建設事務所
	森橋歩道橋(104)	-2.20	-1.75	-1.20	-1.20	-0.90	
柳生川	花田	1.35	2.05	2.60	2.60	3.50	
	境橋(102)	-2.65	-1.95	-1.40	-1.40	-0.50	
梅田川	浜道	2.35	2.80	3.05	3.05	3.70	
	御厩橋(101)	-2.40	-1.95	-1.70	-1.70	-1.05	
佐奈川	佐土	1.85	2.15	2.40	2.45	2.80	
	荒古橋(103)	-2.15	-1.90	-1.65	-1.65	-1.30	

備考　1　観測所名のかっこ内の数字は危機管理型水位計の番号(第10章7参照)

2　乙川丸岡橋(96)及び広田川下永良橋(98)の危機管理型水位計は、氾濫注意水位を基準として観測を開始する。

2　市町村長が指定した公共下水道等

雨水出水特別警戒水位

公共下水道等名	観測所名	基準水位(m)	発表者
江川幹線	泥江 (名古屋市中村区名駅４丁目地内)	TP2.127	名古屋市長

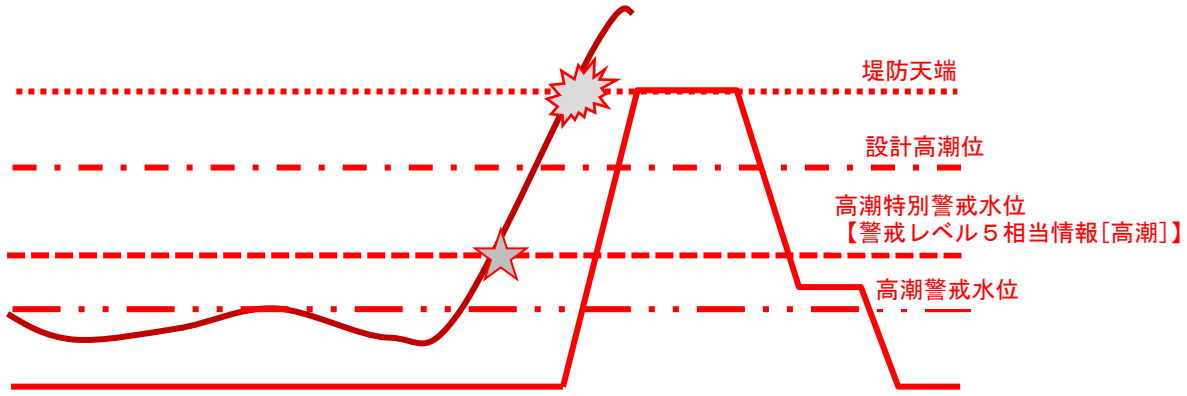
３　知事が指定した海岸

高潮特別警戒水位

海岸名	観測所名	基準水位(m)	発表者
三河湾・伊勢湾沿岸	天白川河口	TP2.80	河川課長

高潮特別警戒水位のイメージ

（高潮特別警戒水位）

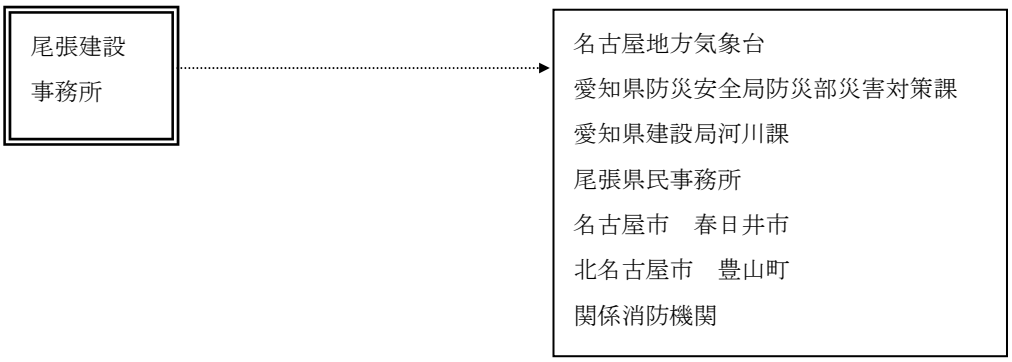


第四節　水位情報伝達系統

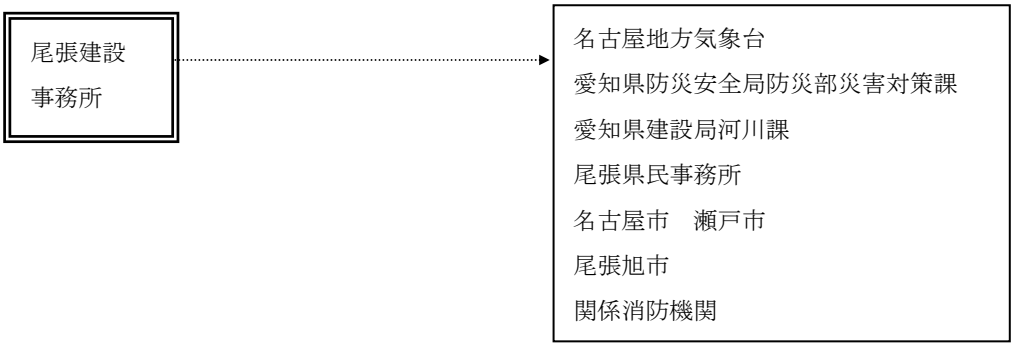
１　知事が水位情報の周知を行う河川

凡例
- ―――▶ 一般回線ファックス
- ……▶ 高度情報通信ネットワーク
- ═ ═ ▶ 庁内連絡
- －･－･－▶ インターネット
  （市町村向け川の防災情報）

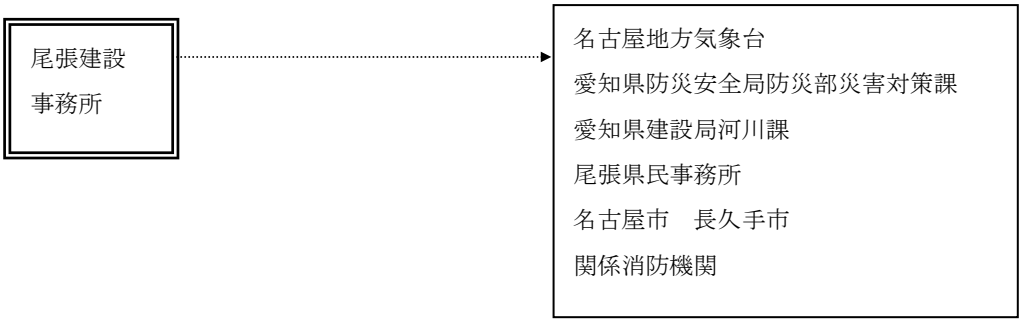
(1) 八田川



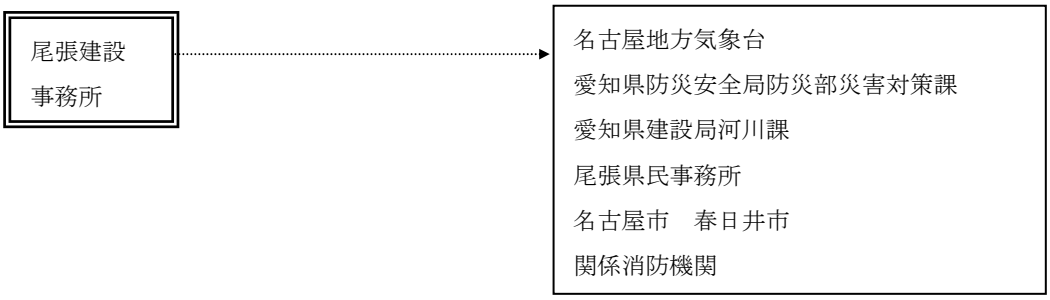
(2) 矢田川（県管理区間）



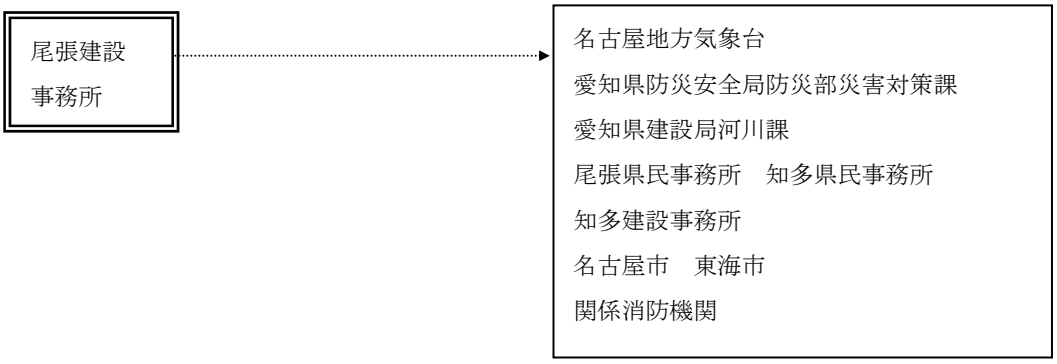
(3) 香流川



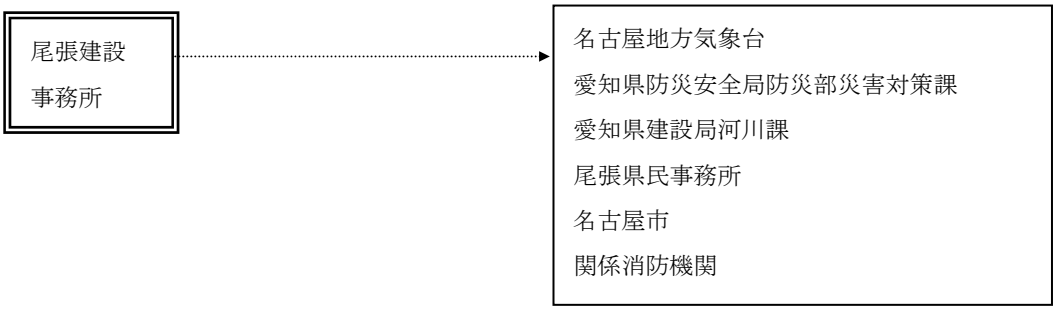
(4) 内津川



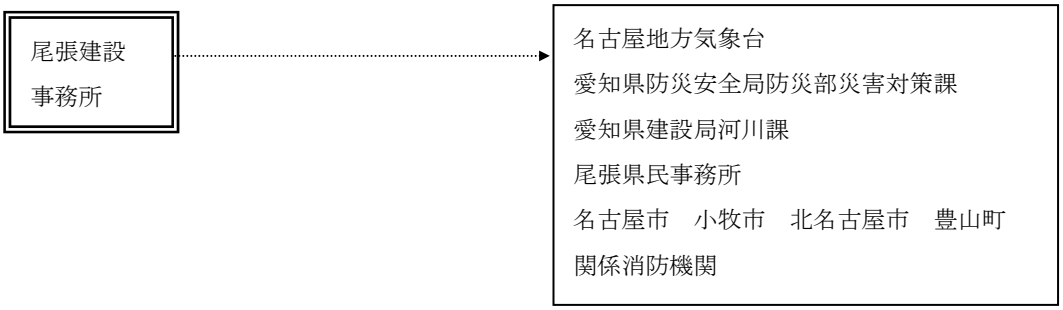
(5) 扇川



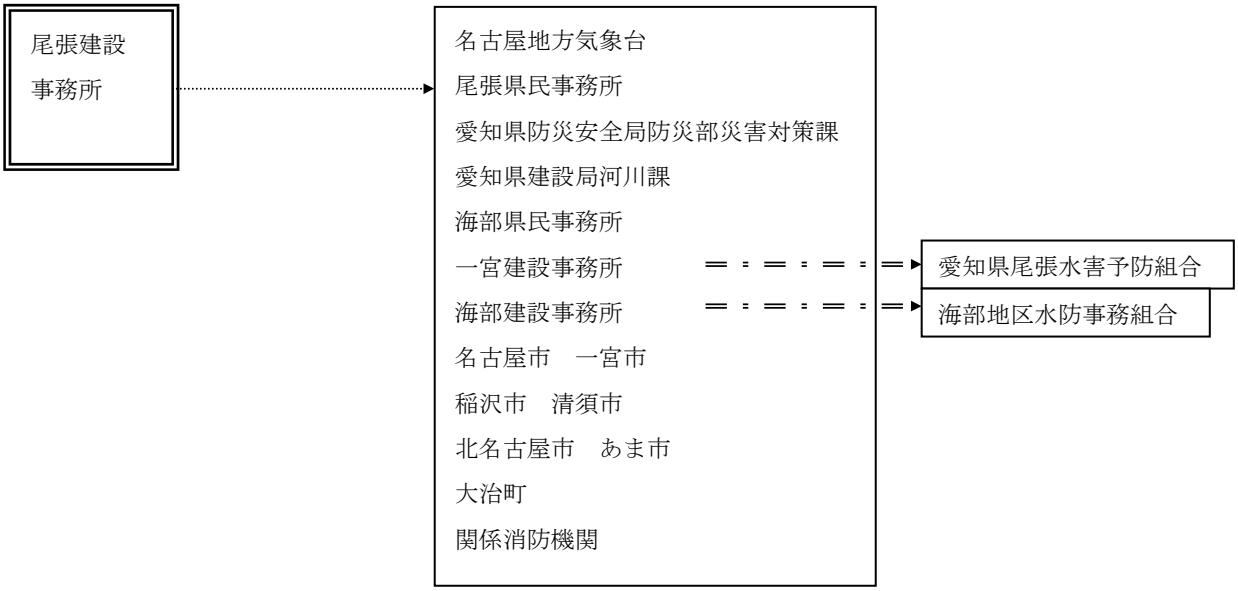
(6) 山崎川



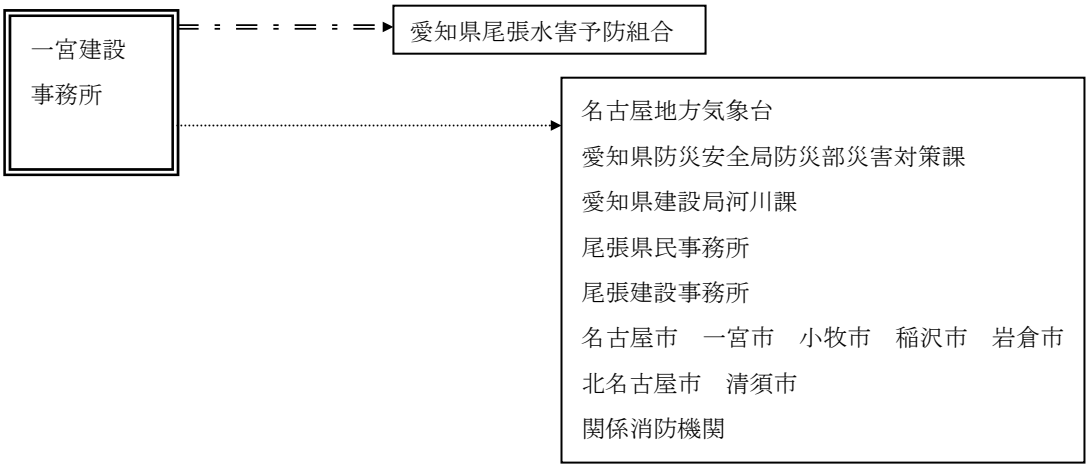
(7) 大山川



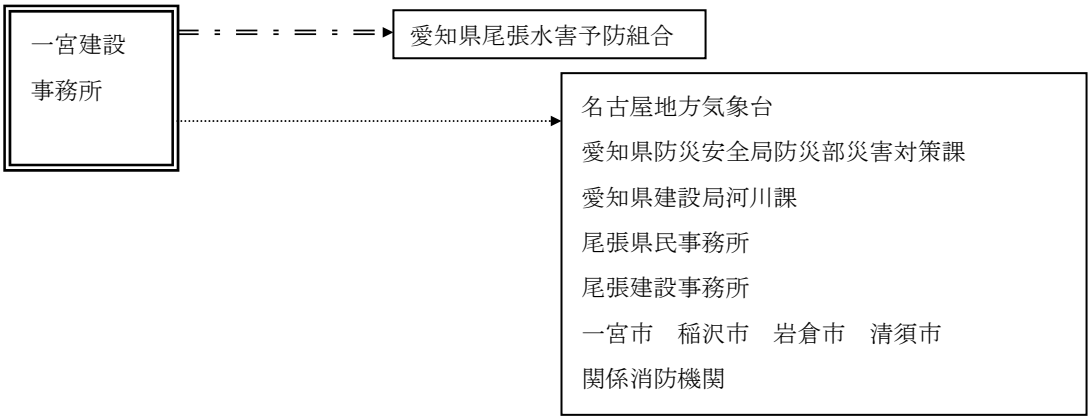
(8) 五条川



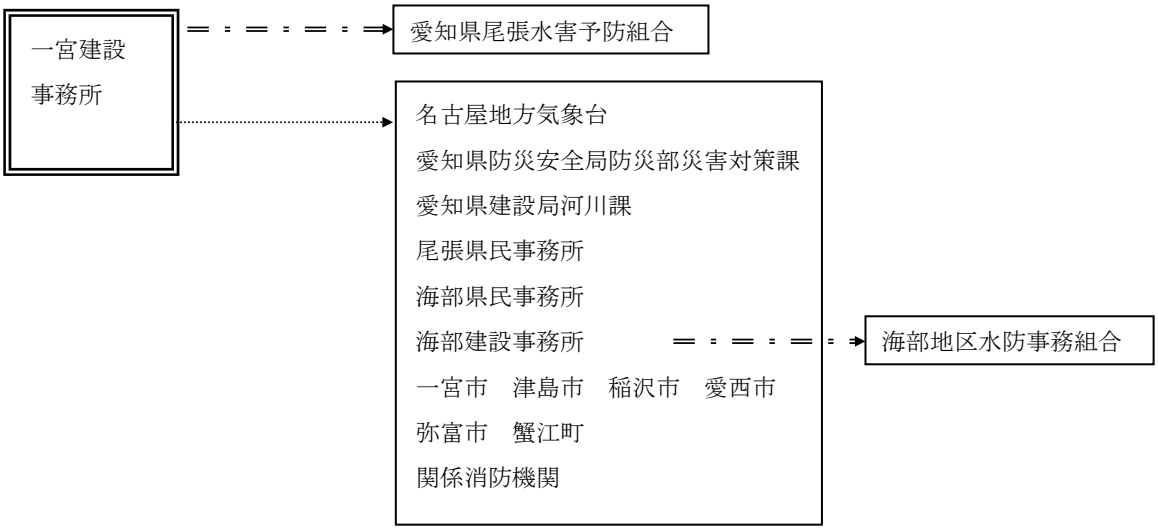
(9) 五条川（上流）



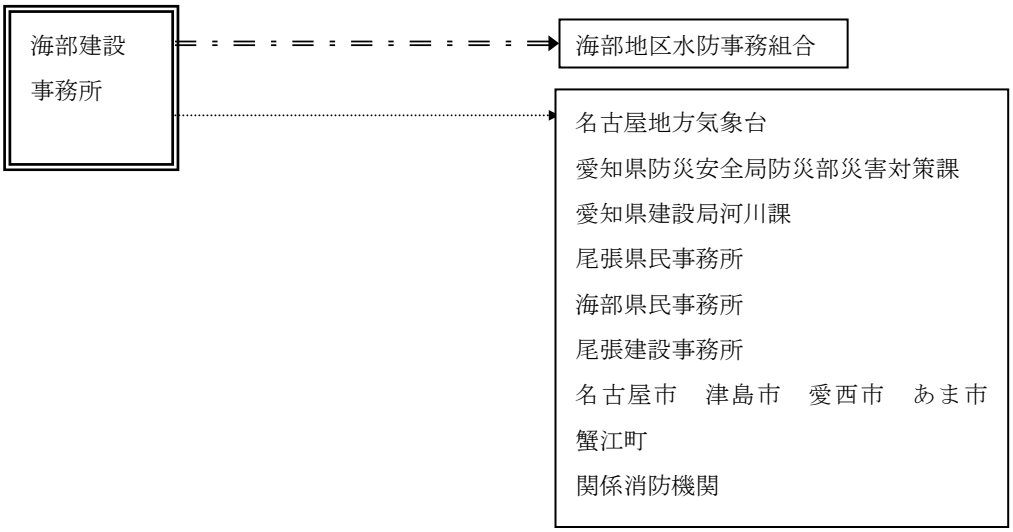
(10) 青木川



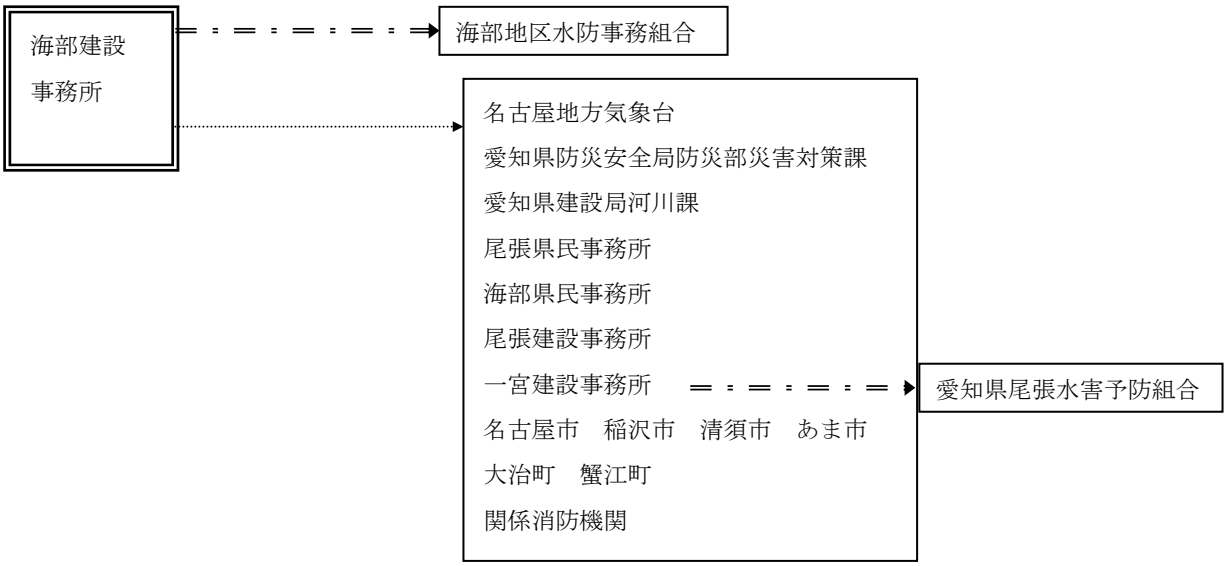
(11) 領内川



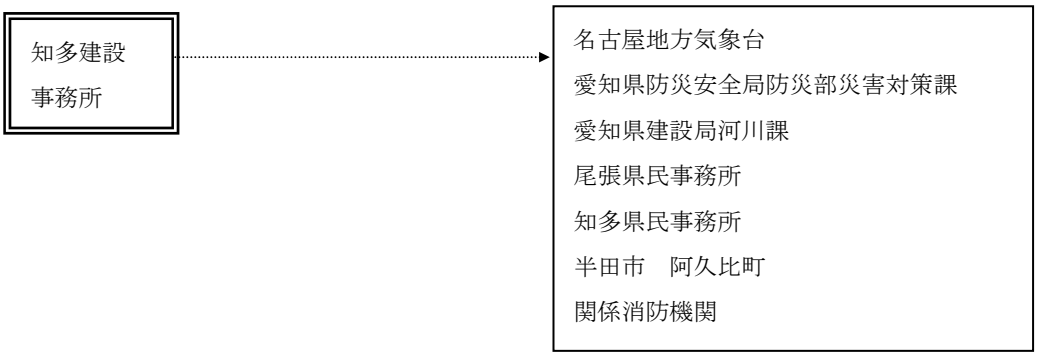
(12) 蟹江川



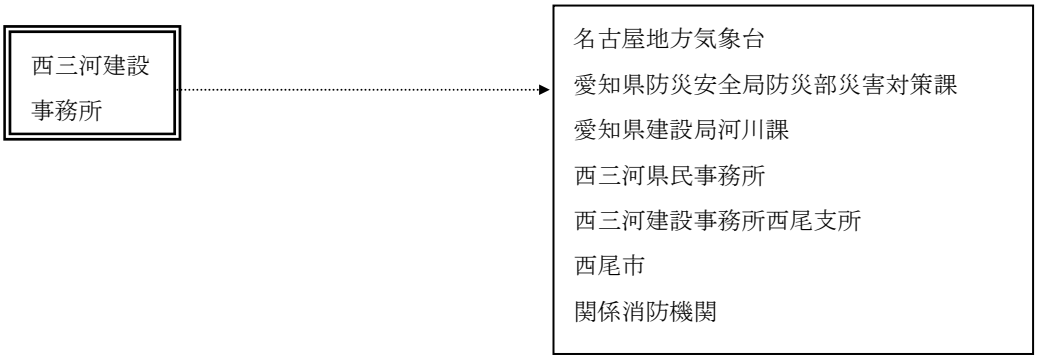
(13) 福田川



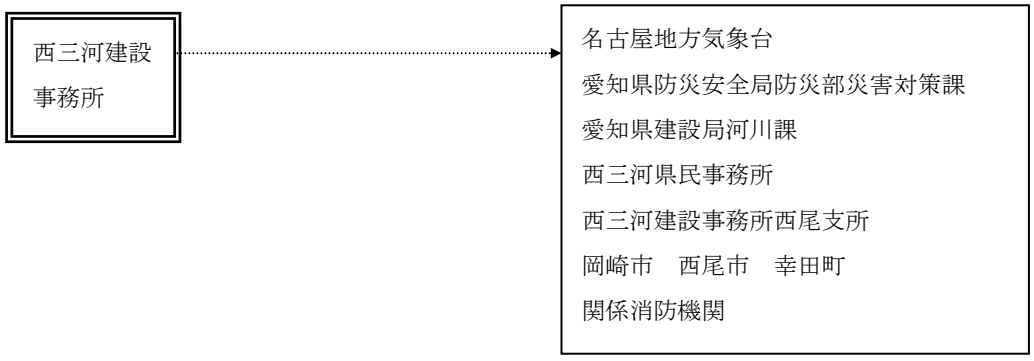
(14) 阿久比川



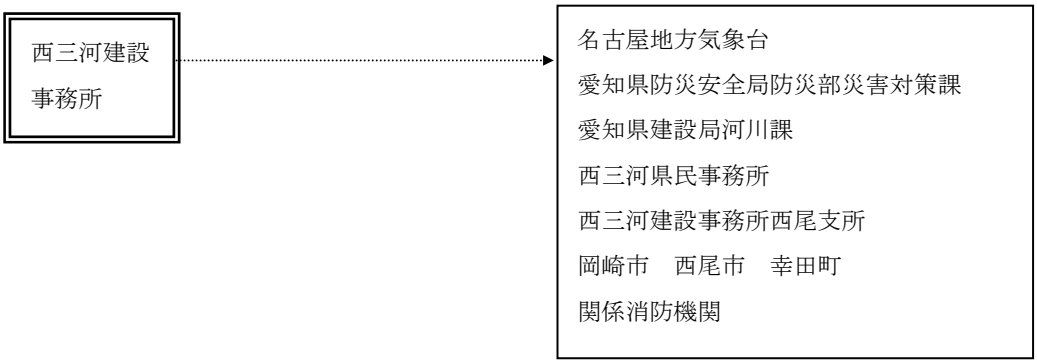
(15) 矢作古川



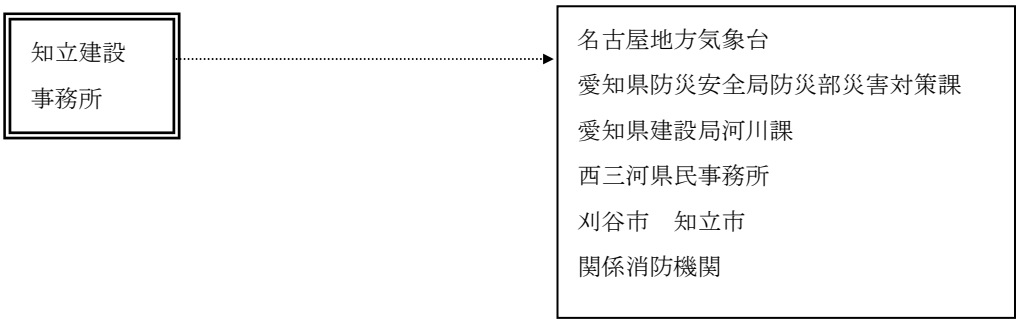
(16) 乙川



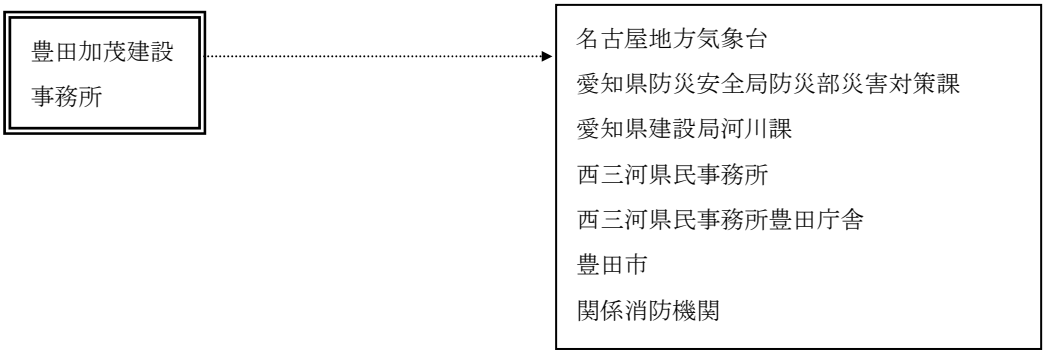
(17) 広田川



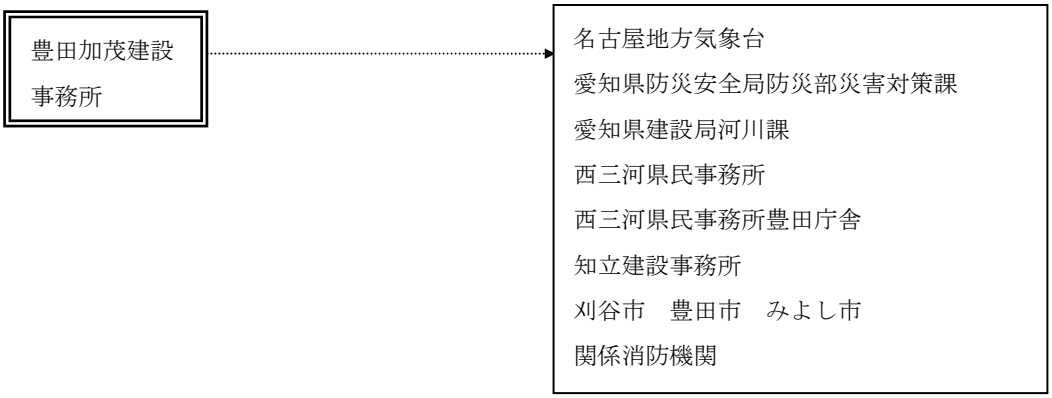
(18) 猿渡川



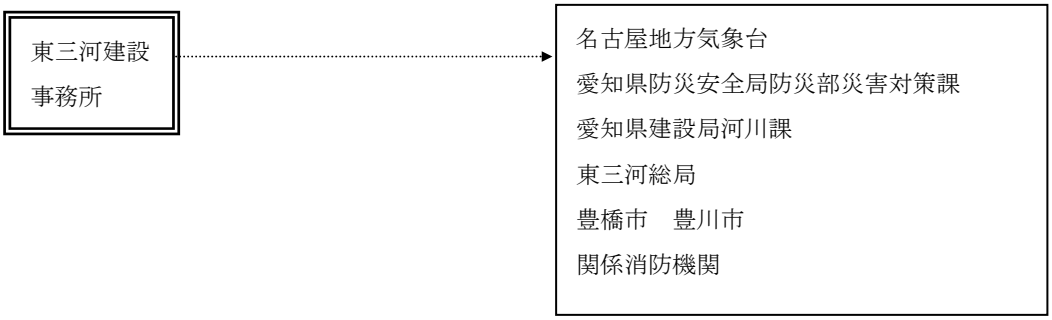
(19) 籠川



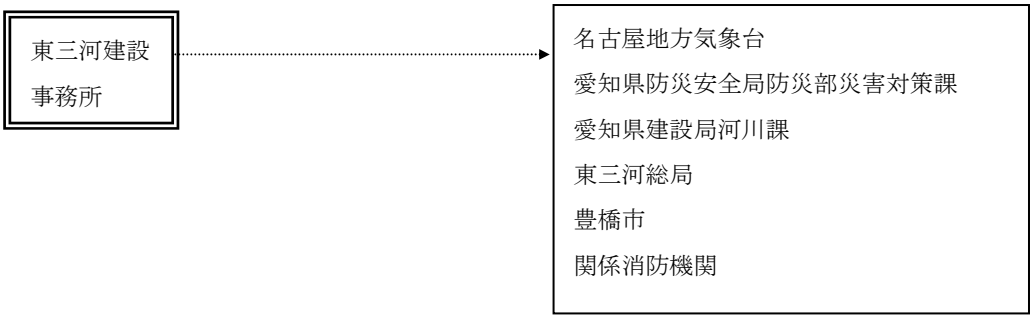
(20) 逢妻女川



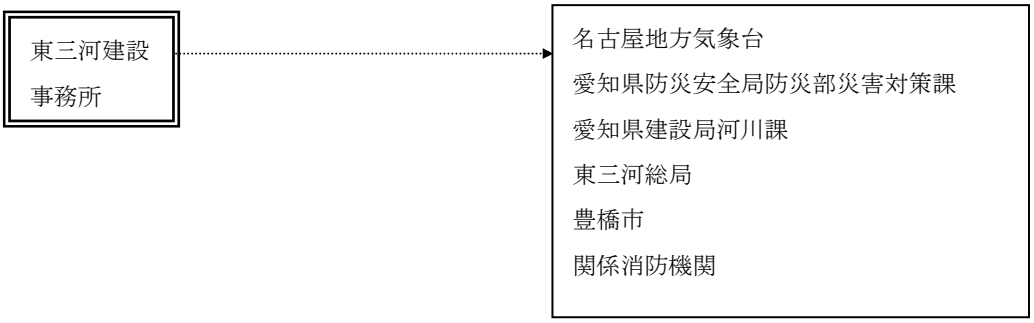
(21) 音羽川



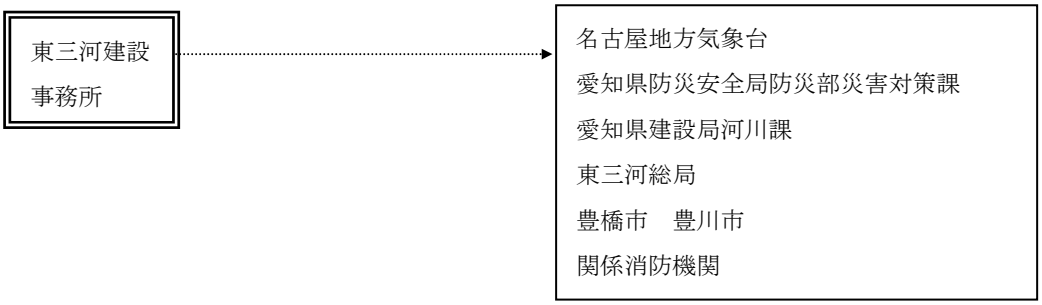
(22) 柳生川



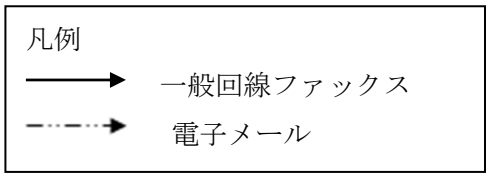
(23) 梅田川



(24) 佐奈川



２　市町村長が指定した公共下水道等

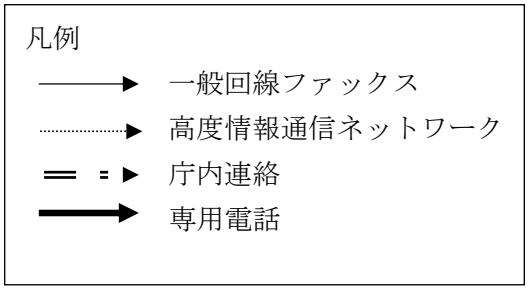


江川幹線

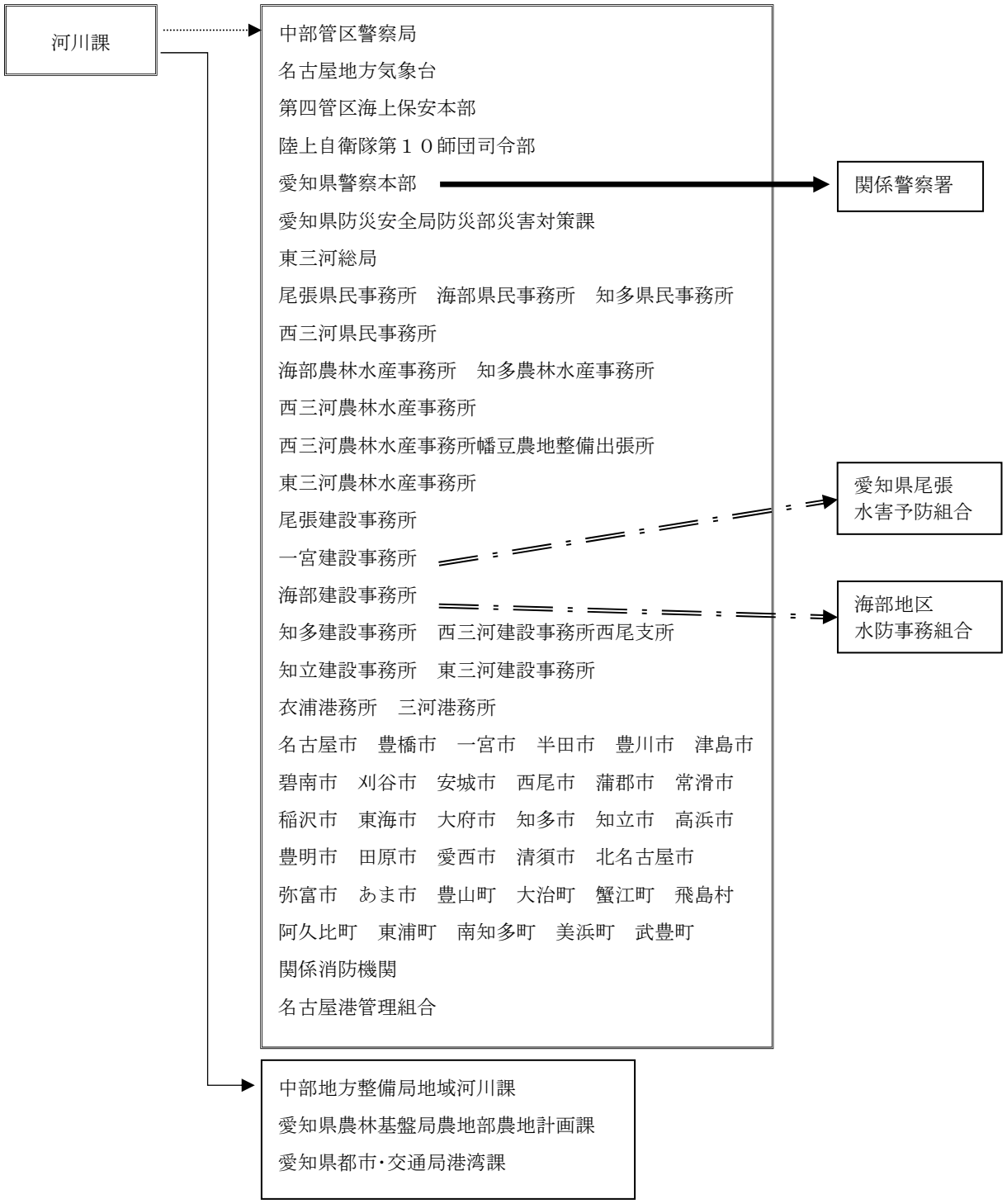
名古屋市長（水防管理者）
（名古屋市防災危機管理局危機対策室）

名古屋市上下水道局総務部防災危機管理室（量水標管理者）
愛知県建設局河川課
要配慮者利用施設
地下街等管理者
大規模工場等

３　知事が水位情報の周知を行う海岸



（1）三河湾・伊勢湾沿岸



第五節　水位情報等発表文例

○級○○川水系○○川　レベル３避難判断水位到達情報

令和○年○○月○○日○○時○○分
愛知県○○建設事務所

【主文】

【警戒レベル３相当情報［洪水］】○○川は、○○時○○分に、○○観測所で、避難判断水位○．○mに達しました。

各地とも厳重な警戒をしてください。

（注）本書は、「洪水予報の発表及び水位周知河川における水位到達情報の発表について（令和 3 年 3 月 18 日付け水管理・国土保全局河川環境課河川保全企画室企画専門官他事務連絡）に基づき、避難判断水位に到達した旨を、愛知県知事（愛知県○○建設事務所長）から水防管理団体（市町村等）及び関係機関に対して通知するものです。

（参考）

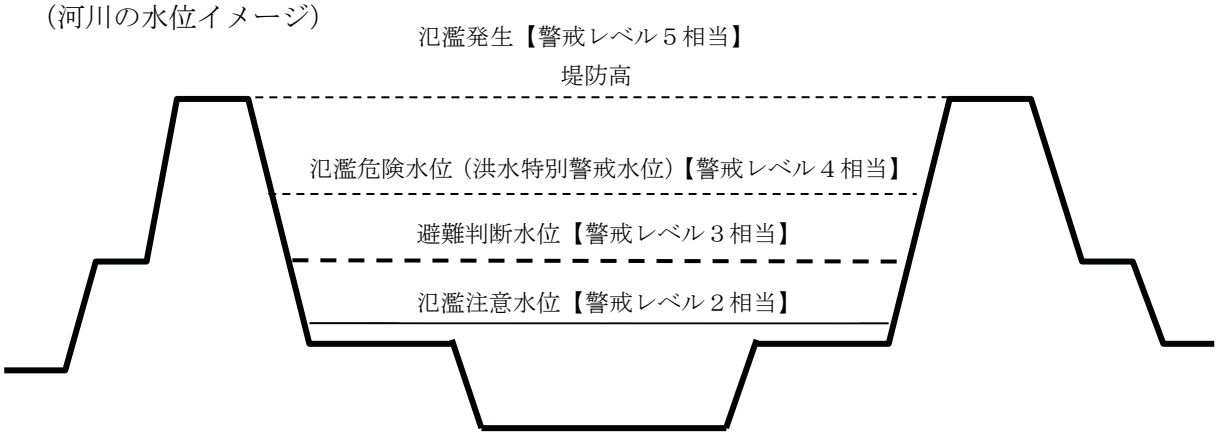
○○川　○○観測所（○○市○○町　○岸○k○○付近）

堤　　防　　高　　○．○m

氾 濫 危 険 水 位
（洪水特別警戒水位）　　○．○m　＊洪水により氾濫の起きるおそれがある水位（避難指示の目安となる水位）

避 難 判 断 水 位　　○．○m　＊洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位

（河川の水位イメージ）



（問合わせ先）

愛知県○○建設事務所　維持管理課　電話○○○―○○○―○○○

○級○○川水系○○川　レベル４氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）到達情報

令和○年○○月○○日○○時○○分
愛知県○○建設事務所

【主文】

【警戒レベル４相当情報［洪水］】○○川は、○○時○○分に、○○観測所で、氾濫危険水位○．○mに達しました。

各地とも厳重な警戒をしてください。

（注）本書は、水防法第13条第2項の規定に基づき、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達した旨を、愛知県知事（愛知県○○建設事務所長）から水防管理団体（市町村等）及び関係機関に対して通知するとともに、同法第13条の4の規定に基づき、同旨を関係市町村長に対して通知するものです。

（参考）

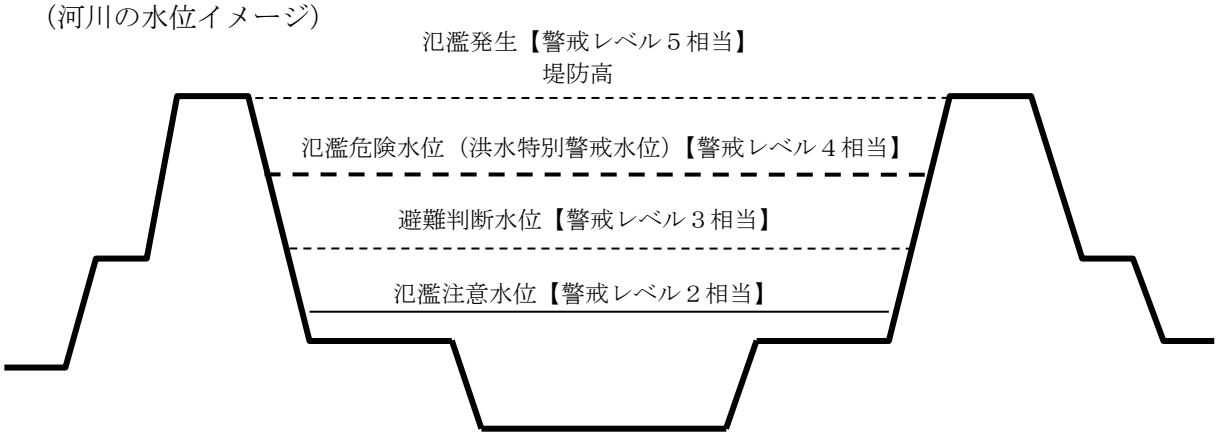
○○川　○○観測所（○○市○○町　○岸○k○○付近）

堤　　防　　高　　○．○m

氾 濫 危 険 水 位
（洪水特別警戒水位）　　○．○m　＊洪水により氾濫の起きるおそれがある水位（避難指示の目安となる水位）

避 難 判 断 水 位　　○．○m　＊洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位

（河川の水位イメージ）



（問合わせ先）

愛知県○○建設事務所　維持管理課　電話○○○―○○○―○○○

○級○○川水系○○川　レベル５氾濫発生情報

令和○年○○月○○日○○時○○分
愛知県○○建設事務所

【主文】

【警戒レベル５相当情報［洪水］】○○川では、○○付近（○市○町）で、氾濫が発生しました。

各地とも厳重な警戒をしてください。

（注）本書は、水防法第3条の6に基づき、決壊・越水の内容を、愛知県知事（愛知県○○建設事務所長）から水防管理団体（市町村等）及び関係機関に対して通知するものです。

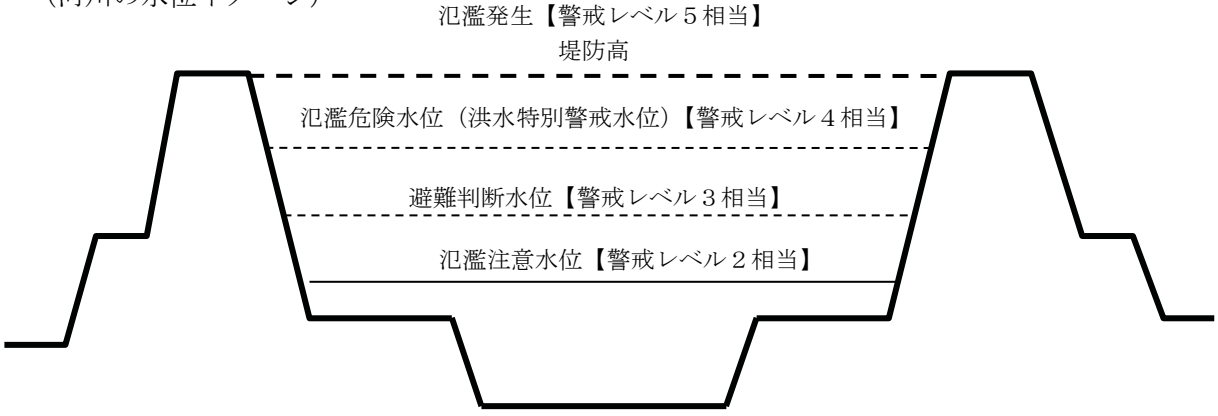
（参考）

○○川　○○観測所（○○市○○町　○岸○k○○付近）

情報提供元　（愛知県・○○市町村）

堤　防　高	○．○m	
氾 濫 危 険 水 位 （洪水特別警戒水位）	○．○m	＊洪水により氾濫の起きるおそれがある水位 （避難指示の目安となる水位）
避 難 判 断 水 位	○．○m	＊洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位

（河川の水位イメージ）



（問合わせ先）

愛知県○○建設事務所　維持管理課　電話○○○―○○○―○○○

○級○○川水系○○川　レベル３避難判断水位（相当）到達情報

令和○年○○月○○日○○時○○分
愛知県○○建設事務所

【主文】

【警戒レベル３相当情報［洪水］】○○川は、○○時○○分に、○○危機管理型水位計で○．○ｍに達しました。この水位は、○○観測所（欠測中）における避難判断水位○．○ｍに相当します。

各地とも厳重な警戒をしてください。

（注）本書は、避難判断水位に相当する水位に到達した旨を、愛知県知事（愛知県○○建設事務所長）から水防管理団体（市町村等）及び関係機関に対して通知するものです（「洪水予報の発表及び水位周知河川における水位到達情報の発表について（令和３年３月18日付け水管理・国土保全局河川環境課河川保全企画室企画専門官他事務連絡）参照）。

（参考）

○○川　○○観測所（○○市○○町　○岸○k○○付近）

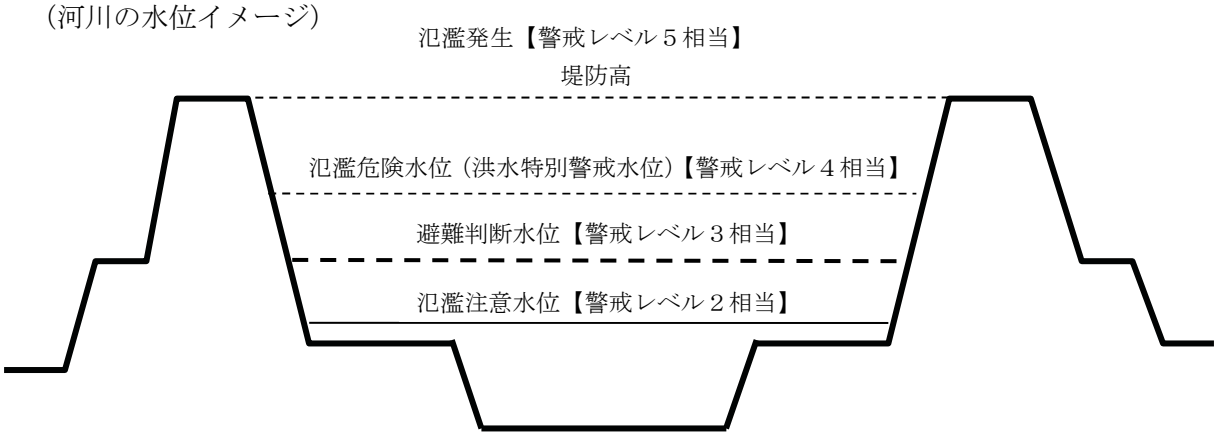
【○○川　○○危機管理型水位計（○○市○○町　○岸○k○○付近）　※欠測時の読替】

堤　　防　　高　　○．○ｍ

氾 濫 危 険 水 位
（洪水特別警戒水位）　○．○ｍ　＊洪水により氾濫の起きるおそれがある水位
【○．○ｍ】　（避難指示の目安となる水位）

避 難 判 断 水 位　○．○ｍ　＊洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位
【○．○ｍ】

（河川の水位イメージ）



（問合わせ先）

愛知県○○建設事務所　維持管理課　電話○○○―○○○―○○○

○級○○川水系○○川　レベル４氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（相当）到達情報

令和○年○○月○○日○○時○○分
愛知県○○建設事務所

【主文】

【警戒レベル４相当情報［洪水］】○○川は、○○時○○分に、○○危機管理型水位計で○．○ｍに達しました。この水位は、○○観測所（欠測中）における氾濫危険水位○．○ｍに相当します。

各地とも厳重な警戒をしてください。

（注）本書は、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に相当する水位に到達した旨を、愛知県知事（愛知県○○建設事務所長）から水防管理団体（市町村等）及び関係機関に対して通知するとともに、同旨を関係市町村長に対して通知するものです（水防法第１３条第２項及び第１３条の４参照）。

（参考）

○○川　○○観測所（○○市○○町　○岸○k○○付近）

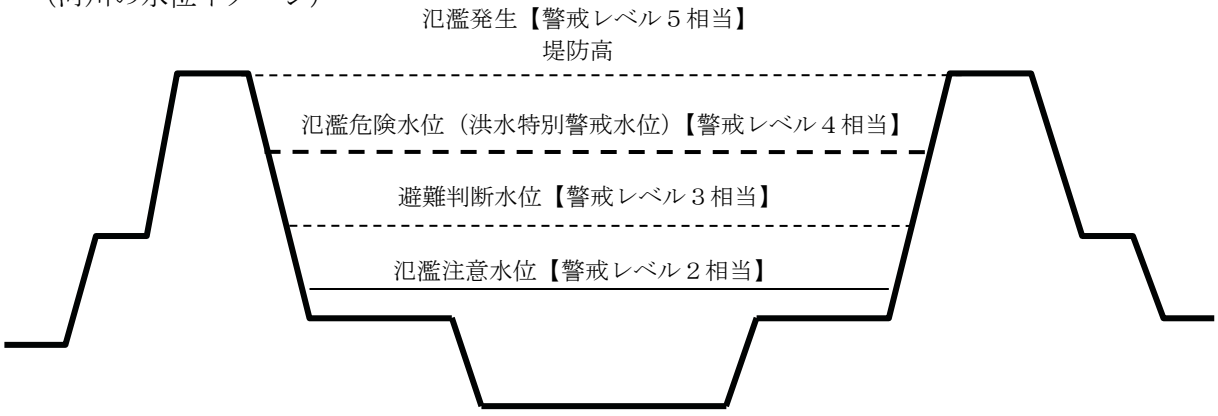
【○○川　○○危機管理型水位計（○○市○○町　○岸○k○○付近）　※欠測時の読替】

堤　　防　　高　　○．○ｍ

氾 濫 危 険 水 位
（洪水特別警戒水位）　○．○ｍ　＊洪水により氾濫の起きるおそれがある水位
【○．○ｍ】　（避難指示の目安となる水位）

避 難 判 断 水 位　○．○ｍ　＊洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位
【○．○ｍ】

（河川の水位イメージ）



（問合わせ先）

愛知県○○建設事務所　維持管理課　電話○○○―○○○―○○○

水位周知下水道（江川幹線）内水氾濫危険水位到達情報

令和○○年○○月○○日○○時○○分
名古屋市発表

名古屋駅周辺地区の水位周知下水道（江川幹線）は、令和○○年○○月○○日○○時○○分に、江川幹線の泥江観測所で、内水氾濫危険水位（※）に達しました。地下空間への浸水が発生している、または発生するおそれがあります。

（参考）
排水施設　　江川幹線
観測所名　　泥江（名古屋市中村区名駅４丁目地内）
内水氾濫危険水位　　２．１２７m(T.P.)

内水氾濫：下水道の排水能力を超える降雨によって、雨水が排水しきれず、道路等の地表面に雨水がたまること

※地下空間への浸水が発生している、または発生するおそれがある水位であり、水防法第１３条の２で規定される水位

【問合先】
防災危機管理局危機対策室　　電話：（０５２）９７２－３５２２

三河湾・伊勢湾沿岸　レベル５高潮氾濫発生情報

令和○年○○月○○日○○時○○分
愛知県建設局河川課

【主文】

【警戒レベル５相当情報［高潮］】三河湾・伊勢湾沿岸は、○○時○○分に、天白川河口水位観測所で、高潮特別警戒水位（高潮氾濫発生情報発表基準）TP2.80m に達しました。

各地とも厳重な警戒をしてください。

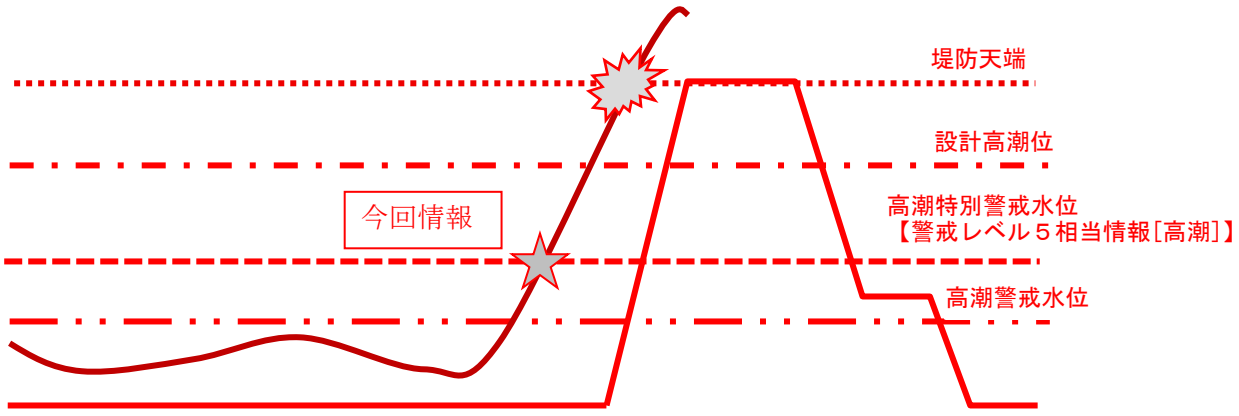
（注）本書は、三河湾・伊勢湾沿岸で水防法第１３条の３の規定に基づき、高潮特別警戒水位に到達した旨を、愛知県知事（愛知県建設局河川課長）から水防管理団体（市町村等）及び関係機関に対して通知するとともに、同法第１３条の４の規定に基づき、同旨を関係市町村長に対して通知するものです。

（参考）

三河湾・伊勢湾沿岸　天白川河口水位観測所（東海市南柴田町）

高潮特別警戒水位　　TP2.80m

（水位イメージ）



（問合わせ先）

愛知県建設局河川課　電話　052-954-6552

三河湾・伊勢湾沿岸　レベル５高潮氾濫発生情報
解除

令和〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分
愛知県建設局河川課

【主文】

【警戒レベル５相当情報［高潮］解除】三河湾・伊勢湾沿岸は、〇〇時〇〇分に、天白川河口水位観測所で、高潮特別警戒水位(高潮氾濫発生情報発表基準)TP2.80m を下回りました。

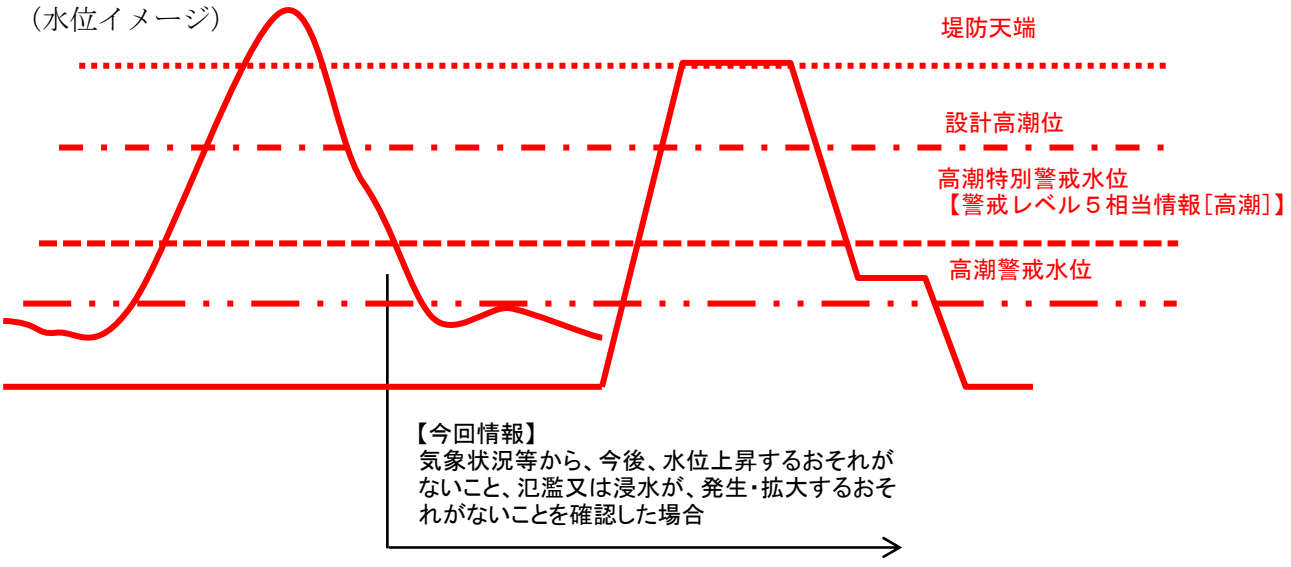
(注)本書は、三河湾・伊勢湾沿岸で高潮特別警戒水位を下回り、今後、気象状況等から水位上昇するおそれがない旨を、愛知県知事(愛知県建設局河川課長)から水防管理団体(市町村等)、関係機関及び関係市町村長に対して通知するものです。

(参考)

三河湾・伊勢湾沿岸　天白川河口水位観測所（東海市南柴田町）

高潮特別警戒水位　　TP2.80m

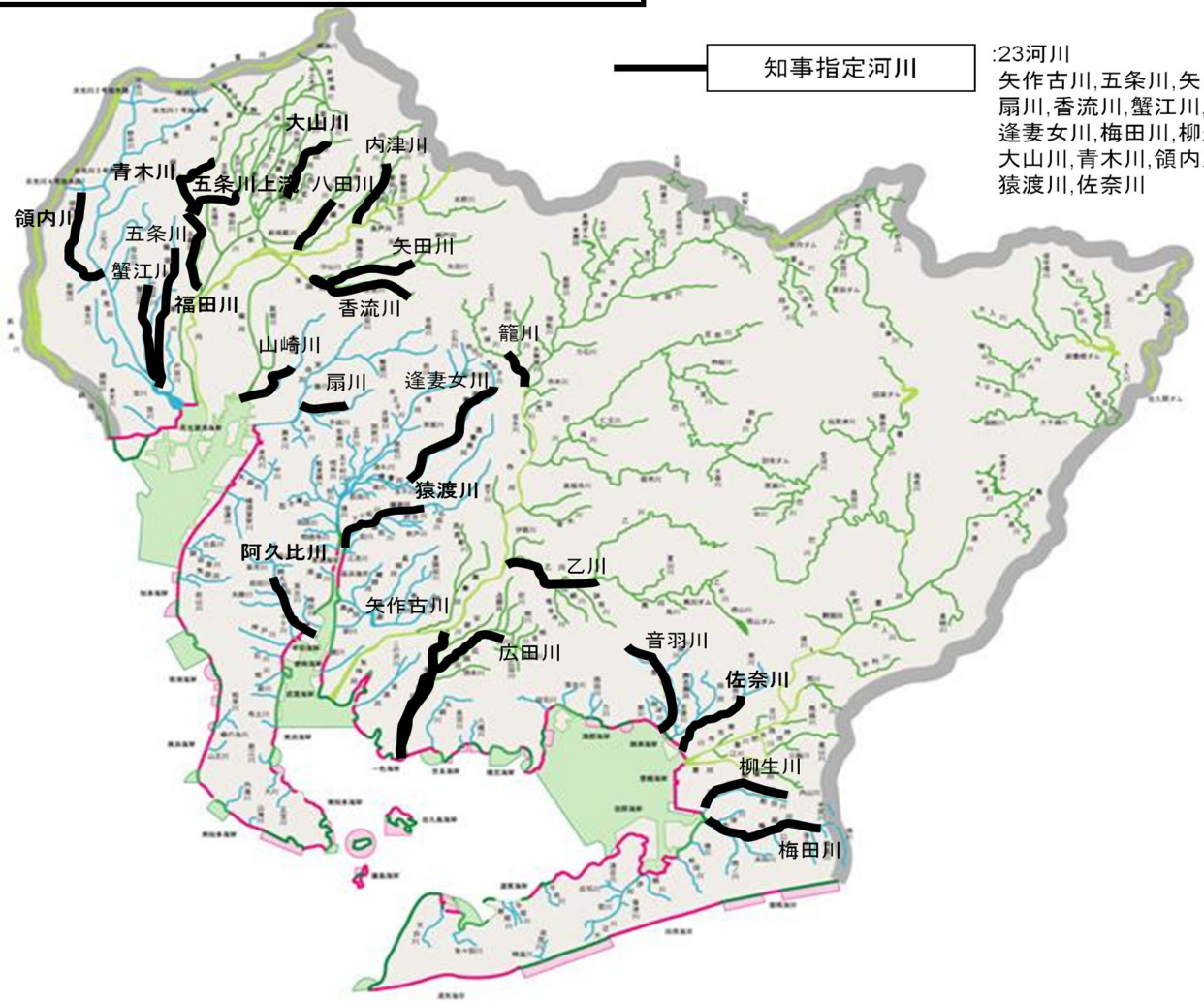
(水位イメージ)



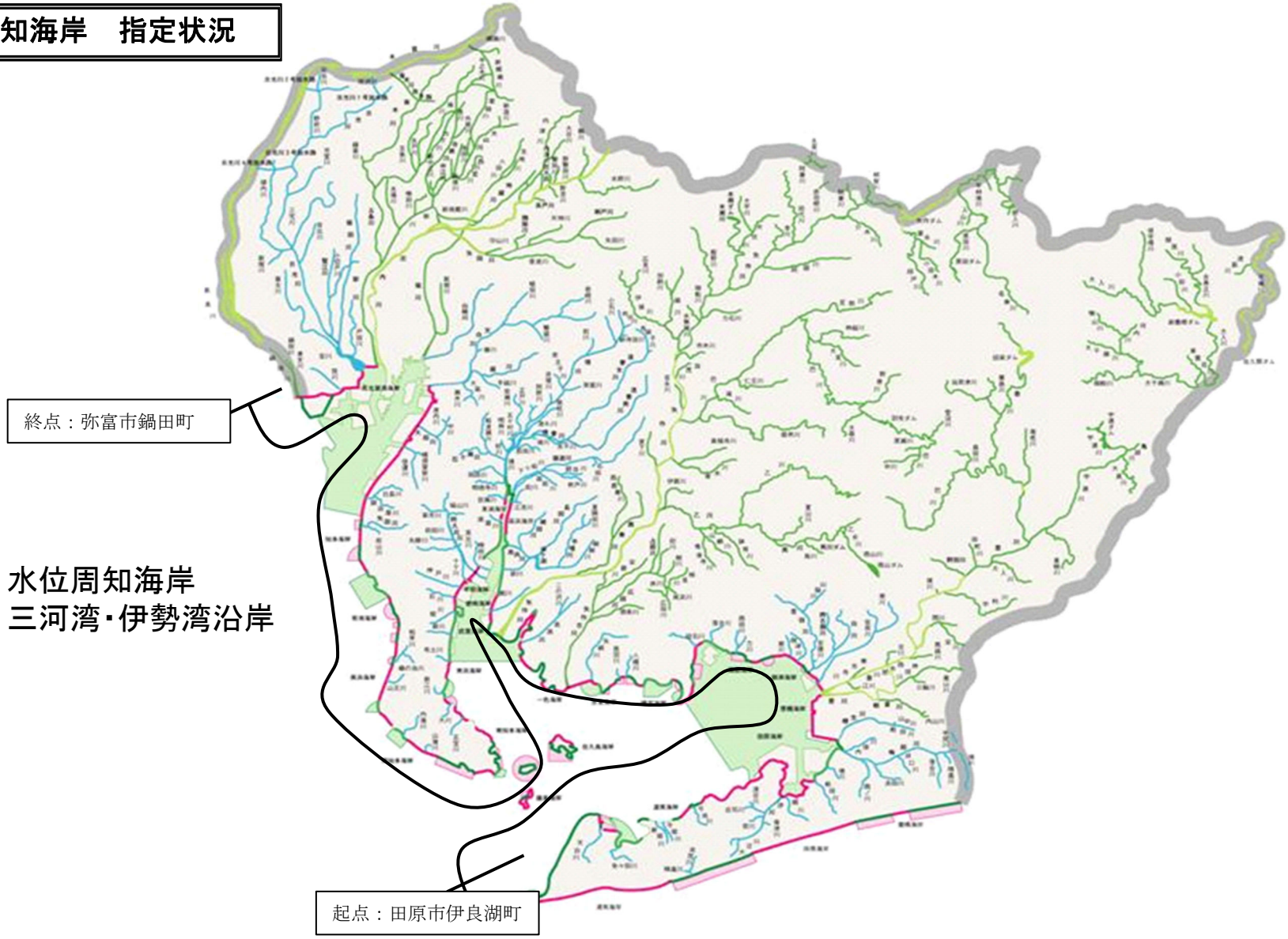
(問合わせ先)

愛知県建設局河川課　電話　052-954-6552

水位周知河川　指定状況（R3.6.1 現在）



水位周知海岸　指定状況



第十章　水防活動

第十章　水防活動

第一節　雨量・水位・潮位の監視と通報

１　要領

(1) 水防本部の事務

ア　愛知県テレメータシステムにより県内の降雨状況、水位・潮位情報を監視する。また、国土交通省の市町村向け川の防災情報により広域的な降雨状況、県内の危機管理型水位計の水位情報を監視する。

イ　国土交通省中部地方整備局に対し、県内の雨量・水位・潮位情報を的確に伝送する。

ウ　雨量・水位・潮位情報の収集、監視及び伝送が的確に行われるよう施設の円滑な運営に努める。

エ　施設に障害が発生した場合、速やかに復旧に努めるとともに、必要に応じ関係建設事務所より雨量・水位・潮位情報を補う。

オ　建設事務所はじめ関係機関より、降雨状況の速報、地点水位状況図、地点潮位比較図等詳細な情報を要求された場合、速やかに必要な情報を提供する。

カ　必要に応じ、雨量情報を名古屋地方気象台に通報する。

(2) 建設事務所の事務

ア　愛知県テレメータシステムにより管内の降雨状況、管内河川の水位・流量の状況（以下「水位状況等」という。）を監視し、国土交通省の市町村向け川の防災情報により広域的な降雨状況、上流の水位・流量の情報、管内の危機管理型水位計の水位情報（以下「水位情報等」という。）を監視する。

イ　出動水位（相当）に達した等の場合には、「異常気象時における河川・海岸の緊急活動要綱」に基づいて巡視・点検を行い、それにより得た情報を関係する市町村及び水防管理団体に提供する。

ウ　雨量・水位・潮位情報の収集、監視及び水防本部への伝送が的確に行われるよう施設の円滑な運営に努める。

エ　施設に障害が発生した場合、速やかに復旧に努めるとともに、必要に応じ市町村等より雨量・水位・潮位情報の欠落した情報を補う。また、水防本部をはじめ他機関より要求のあった場合はこの情報を提供する。

オ　降雨状況の速報、地点水位状況図、地点潮位比較図等の詳細な情報を必要とする場合、水防本部に依頼し、必要な情報を得る。

(3) 港務所の事務

ア　愛知県テレメータシステム等により管内の降雨情報、潮位の状況を監視する。

イ　「異常気象時における海岸保全施設及び港湾施設等の緊急警戒活動要綱」に基づく巡視・点検を行い、港湾課に報告する。

(4) 国土交通省の事務

(1)(2)にかかわらず、国土交通省木曽川上流河川事務所及び木曽川下流河川事務所は木曽川及び長良川に関する水位情報を、同豊橋河川事務所は矢作川並びに豊川及び豊川放水路に

関する水位情報等を、同庄内川河川事務所は庄内川、矢田川に関する水位情報を、県水防本部はじめ関係機関に対し、必要に応じて報告する。

(5) 名古屋地方気象台の事務

県水防本部より要求のあったとき、速やかに雨量情報を県水防本部に通知する。

(6) 水防管理団体の事務

水防管理団体においても、愛知県水防テレメータシステム等により積極的に水位情報の収集に努めるものとする。

2 水位の通報及び公表

(1) 水位の通報（法第 12 条第１項）

水防管理者又は量水標管理者は、洪水予報・水位情報の周知・水防警報伝達に係る基準観測局からの水位情報を、次のとおり関係者に通報する。

ア 通報の開始

水位が上昇し、水防団待機（指定（通報））水位に達したときから開始する。

イ 通報の終了

水位が下降し、水防団待機（指定（通報））水位以下に下がったときに終了する。

ウ 通報の間隔

１時間ごとにその時刻の水位変動状況を通報することを標準とするが、氾濫注意（警戒）水位に達した場合、最高水位に達した場合、急激な水位上昇を観測した場合等必要に応じて随時その時刻と水位を通報する。

水防団待機水位（指定（通報））情報の通報については、国土交通省統一河川情報システム、又は愛知県水防テレメータシステムが正常に機能している場合は省略することができる。ただし、システムに障害が生じた場合は、電話やファックスなどで通報するものとする。

(2) 水位の公表（法第 12 条第２項）

量水標管理者は洪水予報・水防警報・避難判断水位情報伝達に係る基準観測局等からの水位情報を国土交通省ウェブサイト「川の防災情報」（https://www.river.go.jp）又は愛知県ウェブサイト「愛知県川の防災情報」（https://www.kasen-aichi.jp/）に掲載し、公表する。

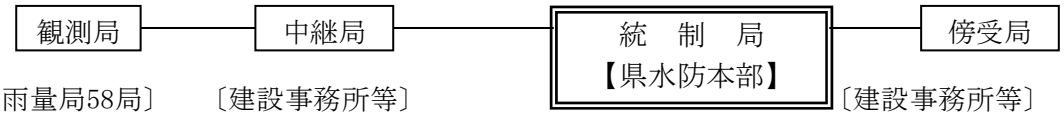
(3) 水位周知河川については、避難判断水位に達した場合に通報する。

3 愛知県水防テレメータシステム

(1) 概要

無線等を介して雨量・水位・潮位を遠隔集中監視するシステムであり、県水防本部と各建設事務所間で整備している。

(2) 構成



〔雨量局58局〕　〔建設事務所等〕　〔建設事務所等〕

〔水位局95局〕

〔潮位局８局〕

計　161局

（愛知県水防テレメータシステムの他に、危機管理型水位計を186局設置している。）

4 愛知県水防テレメータシステム雨量観測局

水系名	観測所名	所　在　地
木曽川	犬　山	犬山市富岡字小野洞1097-76 （小野洞砂防公園）
庄内川	名古屋	名古屋市中区三の丸2-6-1 （三の丸庁舎）
	瀬　戸	瀬戸市追分町64-1 （瀬戸市役所）
	松　本	春日井市出川町2丁目 （松本観測所）
	春日井	春日井市柏原町1-97-1 （春日井市中央公民館）
	小　牧	小牧市堀之内3-1 （小牧市役所）
	久地野	北名古屋市久地野権現 （久地野観測所）
	味　美	春日井市味美町3 （味美観測所）
	大　治	海部郡大治町大字八ツ屋字東田面50番地 （大治観測所）
	江　南	江南市飛高町宮町214 （般若川調整池）
矢作川	岡　崎	岡崎市明大寺本町1-4 （西三河建設事務所）
	額　田	岡崎市樫山町字山ノ神21-1 （岡崎市役所 額田支所）
	雨山ダム	岡崎市雨山町字竹ノ下31-2 （雨山ダム）
	豊　田	豊田市常盤町三丁目28 （豊田加茂建設事務所）
	下　山	豊田市大沼町越田和37-1 （豊田市役所 下山支所）

水系名	観測所名	所　在　地
矢作川	足　助	豊田市足助町岡田3-1 （豊田加茂建設事務所 足助支所）
	藤　岡	豊田市藤岡飯野町田中245 （豊田市役所 藤岡支所）
	小　原	豊田市小原町上平441-1 （豊田市役所 小原支所）
	旭	豊田市小渡町船戸15-1 （豊田市役所 旭支所）
	明　川	豊田市明川町ヲクマノ2-32 （明川観測所）
	稲　武	豊田市稲武町竹ノ下1-1 （豊田市役所 稲武支所）
	木瀬ダム	豊田市三箇字下山5-16 （木瀬ダム）
	作　手	新城市作手高里字縄手上38番地1 （新城市消防署 作手出張所）
豊　川	新　城	新城市片山字西野畑532-1 （新城設楽建設事務所）
	長　篠	新城市長篠字下り筬1-2 （新城市 鳳来総合支所）
	海　老	新城市玖老勢字新井9 （新城市学童農園山びこの丘）
	設　楽	北設楽郡設楽町田口字川原田6-18 （新城設楽建設事務所 設楽支所）
	豊　橋	豊橋市今橋町6番地 （東三河建設事務所）
天竜川	東　栄	北設楽郡東栄町大字本郷字上前畑16-5 （東栄観測所）
	津　具	北設楽郡設楽町津具字下川原5-1 （設楽町 津具総合支所）

水系名	観測所名	所　在　地
天竜川	豊　根	北設楽郡豊根村坂宇場字宮嶋29-3 （道の駅 豊根グリーンポートみやじま）
	富　山	北設楽郡豊根村富山字下栃13-3 （豊根村役場 富山支所）
天白川	植田川	名古屋市名東区猪高町 （植田川観測所）
	日　進	日進市蟹甲町池下268 （日進市役所）
日光川	日光川	海部郡飛島村大字梅之郷字宮東 （日光川排水機場）
	一　宮	一宮市今伊勢町本神戸字立切1-4 （一宮建設事務所）
	戸　苅	一宮市萩原町築込字西古川１ （戸苅観測所）
	大　里	稲沢市奥田酒伊町1-4 （奥田遊水池）
	津　島	津島市西柳原町1丁目14 （海部総合庁舎）
阿久比川	阿久比	知多郡阿久比町大字卯坂字殿越50 （阿久比町役場）
新江川	美　浜	知多郡美浜町大字河和字北田面106 （美浜町役場）
北浜川	西　尾	西尾市寄住町下田13 （西三河建設事務所 西尾支所）
境　川	泉　田	刈谷市泉田町西中浜5-2 （泉田観測所）
	一ツ木	刈谷市一ツ木町西田60-1 （一ツ木観測所）

水系名	観測所名	所　在　地
境　川	井ヶ谷	刈谷市井ヶ谷町稲葉崎99 （井ヶ谷観測所）
猿渡川	知　立	知立市上重原町蔵福寺124 （知立建設事務所）
高浜川	安　城	安城市桜町18番23号 （安城市役所）
	高浜川	碧南市丸山町1-34 （高浜川水門）
梅田川	二　川	豊橋市大岩町火打坂19-16 （豊橋市視聴覚教育センター）
汐　川	田　原	田原市田原町橋上5-2 （柳町観測所）
免々田川	渥　美	田原市福江町宮の脇48 （渥美観測所）
音羽川	御　油	豊川市御油町美世賜185-1 （御油公民館）
佐奈川	豊　川	豊川市金屋西町三丁目14 （豊川観測所）
沿　岸	東　海	東海市大田町下浜田164-5 （愛知用水水道事務所）
	半　田	半田市瑞穂町2丁目2-1 （知多建設事務所）
	常　滑	常滑市港町二丁目地内 （鬼崎験潮所）
	南知多	知多郡南知多町大字豊浜字薬師堂45 （南知多町立豊浜中学校）
	蒲　郡	蒲郡市浜町 （蒲郡緑地公園）

５ 愛知県水防テレメータシステム水位観測局

No.	水系	河川名	観測所名	距離	所管	所　在　地	単位	河床高	0点高	水防団待機水位（第一基準）	氾濫注意水位（第二基準）	出動水位（第三基準）	避難判断水位	氾濫危険水位（危険水位）	堤防高
1	日光川	日光川	日光川内水位	-4/800	海部	海部郡飛島村大字梅之郷字宮東	TP m	-7.20	0.00	-	-	-	-	(1.5)	4.10
2			日光川外水位	-4/800		海部郡飛島村大字梅之郷字宮東	TP m	-4.50	0.00	-	-	-	-	(4.52)	6.00
3			★古瀬	9/600		愛西市古瀬町村前14番地先	TP m	-3.10	0.00	★0.90	★1.30	★1.50	★1.80	★2.00	3.04
4			★戸苅	19/750	一宮	一宮市萩原町築込字西古川１番地	TP m	-0.46	0.00	★1.70	★2.30	★2.60	★2.90	★3.50	4.40
5			三条	23/400		一宮市西五城板倉前西切	TP m	0.07	0.00	(2.03)	(2.90)	(3.59)	-	(4.66)	5.44
6		善太川	善太	2/000	海部	海部郡蟹江町大字新千秋後東412番4地先	TP m	-5.50	0.00	-	-	-	-	(-2.45)	-2.30
7		福田川	福田	1/000		名古屋市港区福屋2丁目116番地先	TP m	-3.70	0.00	-	-	-	-	(1.50)	1.50
8			★新居屋	10/000		あま市新居屋上権現61番地	TP m	1.69	0.00	(-0.05)	(0.30)	(0.60)	★0.85	★1.10	1.95
9		蟹江川	須成	4/800		海部郡蟹江町大字須成字井ノ蕪313-1	TP m	-2.60	0.00	-	-	-	-	(0.80)	2.30
10			蟹江	-0/200		海部郡蟹江町大字蟹江本町字栄花野地先	TP m	-4.70	0.00	-	-	-	-	(0.20)	3.70
11			★木田	9/810		あま市金岩535番地先	TP m	-0.70	0.00	(0.50)	(0.90)	(1.20)	★1.30	★1.55	2.25
12		目比川	目比	1/440		津島市葉苅町字九日田489番地先	TP m	-2.20	0.00	(0.70)	(1.10)	(1.60)	-	(2.03)	2.80
13		三宅川	井堀	4/250	一宮	稲沢市井堀川東町地先	TP m	-0.50	0.00	(0.60)	(1.10)	(1.40)	-	(2.00)	2.80
14		領内川	諏訪	0/670		稲沢市平和町勝幡新田地先	TP m	-2.98	0.00	(0.50)	(0.80)	(1.10)	-	(1.50)	2.50
15			★祖父江	6/840		稲沢市祖父江町大牧三反田	TP m	-2.00	0.00	(0.10)	(0.75)	(1.30)	★1.60	★2.10	3.04
16	筏川	筏川	筏川	0/000	海部	弥富市東末広八丁目40番の2	TP m	-3.10	0.00	-	-	-	-	(-1.20)	0.27
17	木曽川	郷瀬川	郷瀬川	1/300	一宮	犬山市大字犬山字一本杉33番地の3地先	河床m	-0.33 TP49.10m	49.43	(1.30) TP50.73m	(2.00) TP51.43m	(2.60) TP52.03m	-	(3.50) TP52.93m	4.45 TP53.88m
18		新郷瀬川	羽黒	3/620		犬山市羽黒新外山地先	河床m	0.00 TP52.76m	52.76	(1.50) TP54.26m	(2.00) TP54.76m	(2.37) TP55.13m	-	(2.98) TP55.74m	4.35 TP57.11m
19	庄内川	新川	新川下之一色	3/250	尾張	名古屋市中川区下之一色町三角地先	TP m	-4.20	0.00	(1.00)	(1.80)	(2.20)	-	(3.60)	5.00
20			大治	11/250		海部郡大治町八ツ屋東田面50番地先	TP m	-2.10	0.00	(1.20)	(2.10)	(2.90)	-	(4.00)	5.00
21			★水場川外水位	16/000		清須市阿原地内	TP m	-2.40	0.00	★2.00	★3.00	★3.90	★4.40	★5.20	6.20
22		水場川	水場川内水位	0/090		清須市阿原地内	TP m	-2.70	0.00	(1.50)	(2.60)	(3.00)	-	(3.30)	3.40
23		新川	久地野	20/080		北名古屋市久地野南権現地先	TP m	-0.50	0.00	(3.20)	(4.50)	(5.40)	-	(6.57)	7.80
24		五条川	一場	4/700		清須市一場地内	TP m	-	0.00	-	-	-	-	-	5.85
25			★春日	6/430		清須市春日振形127番1地先	TP m	1.60	0.00	(3.10)	(3.90)	(4.60)	★5.05	★5.55	7.20
26			曽本	18/700	一宮	江南市小折本町地先	河床m	-0.12 TP11.50m	11.62	(0.80) TP12.42m	(1.20) TP12.82m	(1.60) TP13.22m	-	(2.20) TP13.82m	2.70 TP14.32m
27			★曽野	13/710		岩倉市曽野町隅田地先	河床m	0.00 TP3.15m	3.15	(1.85) TP5.00m	(2.60) TP5.75m	(3.15) TP6.30m	★3.65 TP6.80m	★4.05 TP7.20m	5.20 TP8.35m
28		青木川	★赤池	2/080		一宮市丹陽町九日市場 字南向川田37番地	河床m	0.24 TP 2.70m	2.46	(1.70) TP 4.16m	(2.40) TP 4.86m	(2.90) TP 5.36m	★3.35 TP 5.81m	★3.70 TP 6.16m	4.25 TP 6.71m

No.	水系	河川名	観測所名	距離	所管	所　在　地	単位	河床高	0点高	水防団待機水位（第一基準）	氾濫注意水位（第二基準）	出動水位（第三基準）	避難判断水位	氾濫危険水位（危険水位）	堤防高
29	庄内川	地蔵川	勝川	0/350	尾張	春日井市森山田町65番地先	河床m	-0.11 TP 9.00m	9.11	(1.00) TP10.11m	(1.60) TP10.71m	(2.00) TP11.11m	－	(2.60) TP11.71m	3.20 TP12.31m
30			地蔵川排水内	3/415		春日井市御幸町三丁目地先	TP m	7.40	0.00	－	－	－	－	(10.80)	11.40
31		八田川	地蔵川排水外	0/840		春日井市御幸町三丁目地先	TP m	8.50	0.00	(9.20)	(9.87)	(10.52)	－	(14.74)	16.64
32		大山川	★豊山	1/980		西春日井郡豊山町大字青山字東川 139番地の1地先	河床m	-0.10 TP 3.34m	3.44	(2.90) TP 6.34m	(3.80) TP7.24m	(4.20) TP7.64m	★4.20 TP 7.64m	★4.70 TP 8.14m	6.00 TP 9.44m
33			二重堀	8/000		小牧市大字二重堀地内	河床m	0.00 TP20.95m	20.95	－	－	－	－	－	4.80 TP25.75m
34		合瀬川	自才橋	8/900		小牧市大字小牧原新田地内	河床m	0.00 TP22.5m	22.50	－	－	－	－	－	3.10 TP25.60m
35		中江川	中江川内水位	0/220		北名古屋市片場地内	TP m	－	0.00	－	－	－	－	(6.40)	7.20
36			中江川外水位	0/140		北名古屋市片場地内	TP m	－	0.00	－	－	－	－	(7.05)	7.80
37		鴨田川	鴨田川内水位	0/000		北名古屋市九之坪地内	TP m	－	0.00	－	－	－	－	(3.00)	4.80
38		新川	鴨田川外水位	18/000		北名古屋市九之坪地内	TP m	－	0.00	－	－	－	－	(6.00)	7.40
39		矢田川	★平子	13/410		尾張旭市庄内中町字南島地先	河床m	-1.46 TP38.90m	40.36	(2.00) TP42.36m	(2.20) TP42.56m	(2.35) TP42.71m	★2.35 TP42.71m	★2.65 TP43.01m	5.00 TP45.36m
40			長栄八反	8/000		名古屋市守山区小六町地内	河床m	0.00 TP15.68m	15.68	－	－	－	－	－	7.30 TP22.98m
41		香流川	★猪子石	1/550		名古屋市名東区猪高町大字猪子石 字神ノ木55番地先	河床m	-0.86 TP25.00m	25.86	(0.60) TP26.46m	(1.10) TP26.96m	(1.50) TP27.36m	★1.85 TP27.71m	★2.10 TP27.96m	4.10 TP29.96m
42		瀬戸川	共栄橋	1/300		瀬戸市川西町一丁目10-2地先	河床m	0.00 TP69.22m	69.22	(1.50) TP70.72m	(2.00) TP71.22m	(2.30) TP71.52m	－	(2.90) TP72.12m	3.70 TP72.92m
43		内津川	★松本	4/760		春日井市出川町四石田70-2地先	河床m	-0.17 TP39.64m	39.67	(1.10) TP40.77m	(1.60) TP41.27m	(2.00) TP41.67m	★2.00 TP41.67m	★2.20 TP41.87m	4.60 TP44.27m
44			内津川 旧河川	4/400		春日井市松本町	河床m	-0.66 TP35.93m	36.59	(0.91) TP37.50m	(1.51) TP38.10m	(2.11) TP38.70m	－	(2.91) TP39.50m	5.00 TP41.59m
45		内津川 放水路	内津川 放水路	1/400		春日井市出川町北之坪	河床m	-0.34 TP34.00m	34.34	(1.70) TP36.04m	(2.40) TP36.74m	(2.90) TP37.24m	－	(3.50) TP37.84m	5.70 TP40.04m
46		八田川	★味美	2/400		春日井市味美町３丁目	河床m	1.63 TP11.63m	10.00	★3.90 TP13.90m	★4.50 TP14.50m	★4.70 TP14.70m	★5.20 TP15.20m	★5.55 TP15.55m	6.70 TP16.70m
47	山崎川	山崎川	★瑞穂	6/390		名古屋市瑞穂区豊岡通3丁目29番地先	河床m	0.00 TP 0.80m	0.80	(2.20) TP 3.00m	(3.00) TP 3.80m	(3.50) TP 4.30m	★3.50 TP 4.30m	★4.05 TP 4.85m	5.60 TP 6.40m
48	天白川	天白川	★天白川	7/370		名古屋市南区中江二丁目地内	TP m	0.60	0.06	★3.20	★4.30	★5.15	★5.35	★6.50	8.94
49			天白島田	10/150		名古屋市天白区中砂地内	TP m	7.07	0.00	(9.40)	(10.00)	(11.00)	(11.00)	(12.10)	14.65
50		扇川	★鳴海	4/300		名古屋市緑区鳴海町字向田4番7地先	TP m	0.00	0.00	(1.40)	(2.50)	(2.85)	★2.85	★3.50	4.80

No.	水系	河川名	観測所名	距離	所管	所　在　地	単位	河床高	0点高	水防団待機水位（第一基準）	氾濫注意水位（第二基準）	出動水位（第三基準）	避難判断水位	氾濫危険水位（危険水位）	堤防高
51	矢田川	矢田川	大野	0/600	知多	常滑市大野町5丁目134番1地先	TP m	-0.70	0.00	-	-	-	-	(1.90)	2.60
52	阿久比川	阿久比川	岩滑阿久比川	3/300		半田市岩滑東町1丁目128番地先	TP m	-0.20	0.00	(1.60)	(2.50)	(3.30)	-	(4.60)	5.30
53	十ケ川	十ケ川	岩滑十ケ川	1/550		半田市岩滑東町1丁目128番地先	TP m	-1.30	0.00	-	-	-	-	(1.70)	3.60
54	阿久比川	阿久比川	★宮津	5/300		知多郡阿久比町大字椋岡字高田300番地先	TP m	1.76	0.00	(3.30)	(4.15)	(4.85)	★5.45	★5.90	8.16
55	境川	境川	★泉田	7/330	知立	刈谷市泉田町西中浜5番2地先	TP m	1.10	0.00	★3.10	★3.85	★4.35	★4.65	★5.20	8.30
56			井ヶ谷	12/400		刈谷市井ヶ谷町稲葉崎地先	TP m	8.90	0.00	(11.80)	(12.40)	(12.80)	-	(13.50)	15.30
57			西一色	16/000	豊田加茂	みよし市西一色町塚ノ下41番地先	河床m	-0.20 TP20.18m	 20.38	(1.40) TP21.78m	(2.30) TP22.68m	(2.70) TP23.08m	-	(3.30) TP23.68m	4.10 TP24.48m
58		石ヶ瀬川	大府	2/000	知多	大府市月見町4丁目地内	TP m	2.00	0.00	(3.50)	(4.10)	(4.60)	-	(5.45)	6.50
59		発杭川	発杭川水門内	1/400	知立	刈谷市泉田町半崎98-1	TP m	-	-	-	-	-	-	(3.14)	4.60
60			発杭川水門外	1/400		刈谷市泉田町半崎98-1	TP m	-	-	-	-	-	-	(4.14)	4.60
61			発杭川排水内	2/800		刈谷市泉田町地先	TP m	-	-	(2.80)	(3.00)	-	-	(3.62)	4.00
62			発杭川排水外	8/270		刈谷市泉田町地先	TP m	-	-	(4.50)	(5.50)	-	-	(6.58)	8.60
63		逢妻川	逢妻川	1/270		刈谷市港町4丁目1番地先	TP m	-2.60	0.00	-	-	-	-	(2.30)	3.30
64			★一ツ木逢妻川	8/450		刈谷市一ツ木町西田60番1地先	TP m	0.00	0.00	★2.70	★3.35	★3.90	★4.00	★4.80	5.90
65		水干川	一ツ木水干川	0/000		刈谷市一ツ木町西田60番1地先	TP m	-1.40	0.00	-	-	-	-	(1.90)	2.50
66		流れ川	一ツ木流れ川	0/000		刈谷市一ツ木町西田60番1地先	TP m	-1.00	0.00	(2.00)	(2.00)	-	-	(2.00)	2.50
67		逢妻川	西町逢妻川	10/600		知立市西町宮後2番地先	TP m	1.09	0.00	(3.60)	(4.25)	(4.85)	(5.20)	(6.00)	7.20
68		逢妻女川	★千足	10/120	豊田加茂	豊田市千足町地内	河床m	-0.18 TP26.15m	 26.33	(1.55) TP27.88m	(1.85) TP28.18m	(2.10) TP28.43m	★2.20 TP28.53m	★2.50 TP28.83m	3.30 TP29.04m
69		逢妻男川	若林	5/700		豊田市中根町小根崎4-68地先	河床m	-0.70 TP 9.60m	 10.30	(1.60) TP11.90m	(2.40) TP12.70m	(3.00) TP13.30m	-	(3.90) TP14.20m	4.50 TP14.80m
70	猿渡川	猿渡川	高須	2/600	知立	刈谷市高須町懸貝20番1地先	TP m	-1.30	0.00	(1.30)	(2.00)	(2.50)	-	(3.40)	4.00
71			★猿渡川	7/400		知立市牛田町六反100地先	TP m	1.28	0.00	(3.25)	(3.80)	(4.15)	★4.35	★4.65	7.63
72	高浜川	高浜川	衣ヶ浦	-0/200		高浜市田戸町3丁目50番地先	TP m	-4.90	0.00	-	-	-	-	(3.65)	4.00
73			高浜川水門内水位	0/600		碧南市丸山町１丁目34番地	TP m	-	-	(0.90)	(0.90)	-	-	(1.40)	-
74			高浜川水門外水位	0/600		碧南市丸山町１丁目34番地	TP m	-	-	(1.10)	(1.10)	-	-	(3.65)	-
75		油ヶ淵	油ヶ淵	2/000		碧南市金山町2丁目1番13地先	TP m	-4.00	0.00	-	-	-	-	(1.40)	3.00
76	北浜川	北浜川	北浜	2/950	西三河	西尾市徳永町八ツ田50-3地先	TP m	-1.00	-0.02	(0.60)	(1.10)	(1.40)	-	(1.90)	2.60
77	矢作川	鹿乗川	鹿乗川	8/600	知立	安城市東町大塚1番6地先	河床m	0.17 TP 5.17m	 5.00	(1.85) TP 6.85m	(2.45) TP 7.45m	(2.85) TP 7.85m	-	(3.55) TP 8.55m	4.70 TP 9.70m
78			筒針	13/650	西三河	岡崎市筒針町字下川田	TP m	9.41	0.00	-	-	-	-	-	12.00
79		矢作古川	★小島	13/730		西尾市小島町郷前地先	河床m	-0.90 TP 2.57m	 3.47	★3.85 TP 7.32m	★3.85 TP 7.32m	★4.75 TP 8.22m	★6.05 TP 9.52m	★6.10 TP 9.57m	8.80 TP12.27m
80			★上横須賀矢作	6/950		西尾市吉良町上横須賀 字渡舟場28番地先	河床m	-0.60 TP-0.66m	 -0.06	★3.80 TP 3.74m	★3.80 TP 3.74m	★4.50 TP 4.44m	★5.50 TP 5.44m	★5.60 TP5.54m	7.70 TP 7.64m

No.	水系	河川名	観測所名	距離	所管	所　在　地	単位	河床高	O.P.高	水防団待機水位（第一基準）	氾濫注意水位（第二基準）	出動水位（第三基準）	避難判断水位	氾濫危険水位（危険水位）	堤防高
81	矢作川	広田川	上横須賀広田	2/970	西三河	西尾市吉良町上横須賀字渡舟場28番地先	河床m	-0.30 TP-0.35m	-0.05	(2.20) TP 2.15m	(3.50) TP 3.45m	(4.30) TP 4.25m	－	(5.60) TP 5.55m	6.80 TP 6.75m
82			★永良	8/260		西尾市下永良町鎮守地内	河床m	-0.10 TP 2.20m	2.30	(2.20) TP 4.50m	(3.10) TP 5.40m	(3.80) TP 6.10m	★4.60 TP 6.90m	★4.85 TP7.15m	6.25 TP8.55m
83		乙川	★大平	7/750		岡崎市岡町字北久保3番地先	河床m	-0.60 TP20.27m	20.87	(1.65) TP22.52m	(2.35) TP23.22m	(2.85) TP23.72m	★3.10 TP23.97m	★3.70 TP24.57m	4.90 TP25.77m
84			茅原沢	11/700		岡崎市茅原沢町梁野 106番1地先	河床m	-0.40 TP32.85m	33.25	(1.50) TP34.75m	(2.30) TP35.55m	(2.90) TP36.15m	－	(4.00) TP37.25m	5.60 TP38.85m
85		伊賀川	伊賀川	3/500		岡崎市稲熊町５丁目36番地先	TP m	22.22	22.38	(23.50)	(23.90)	(24.20)		(24.70)	26.85
86		雨山川	栗田橋	2/100		岡崎市雨山町字ヒガン田45-1	河床m	0.30 TP229.63m	229.33	－	－	－	－	－	5.55 TP234.7m
87		籠川	★京町	0/550	豊田加茂	豊田市京町4丁目50番地先	河床m	-0.40 TP36.55m	36.95	(1.65) TP38.60m	(2.10) TP39.05m	(2.45) TP39.40m	★2.65 TP39.60m	★2.95 TP39.90m	6.00 TP42.95m
88	矢崎川	矢崎川	矢崎川	5/750	西三河	西尾市吉良町大字寺嶋桑原橋上流左岸	TP m	0.58	0.58	(1.99)	(2.75)	(3.28)	－	(4.46)	5.10
89	音羽川	音羽川	★国府	4/400	東三河	豊川市森1丁目13-1地先	河床m	-0.04 TP11.54m	11.58	(1.40) TP12.98m	(1.85) TP13.43m	(2.15) TP13.73m	★2.40 TP13.98m	★2.70 TP14.28m	3.50 TP15.08m
90	柳生川	柳生川	★花田	5/050		豊橋市前田南地内	TP m	0.19	0.00	(1.35)	(2.05)	(2.60)	★2.60	★3.50	4.10
91	梅田川	梅田川	★浜道	5/520		豊橋市天伯町字八田平24-4	河床m	0.00 TP 2.86m	2.86	(2.35) TP 5.21m	(2.80) TP 5.66m	(3.05) TP 5.91m	★3.05 TP 5.91m	★3.70 TP 6.56m	4.40 TP 7.26m
92	汐川	汐川	柳町	2/240		田原市柳町地内	TP m	-1.04	0.01	－	(1.50)	(1.90)	－	(2.60)	3.20
93	佐奈川	佐奈川	★佐土	8/340		豊川市佐土町	河床m	0.02 TP16.15m	16.13	(1.85) TP17.98m	(2.15) TP18.28m	(2.40) TP18.53m	★2.45 TP18.58m	★2.80 TP18.93m	4.03 TP20.16m
94	蜆川	蜆川	蜆川排水機内	2/700	知立	碧南市中江町5丁目68,78番地	TP m	-2.00	0.00	－	－	－	－	(0.40)	－
95	蜆川	蜆川	蜆川排水機外	2/630		碧南市中江町5丁目68,78番地	TP m	-2.50	0.00	－	－	－	－	(3.65)	－

★:水防法に基づく基準観測局及び基準水位

水位解説

氾濫危険水位　　一連の区間において、洪水により相当の家屋浸水等の被害を生ずる氾濫の起こる恐れがある水位
（危険水位）　　当該観測局の地点において、洪水により相当の家屋浸水等の被害を生ずる氾濫の起こる恐れがある水位
避難判断水位　　住民に対し氾濫発生の危険性についての注意喚起を開始する水位
出動水位　　水防団員等の出動を通知する水位
（第三基準）　　危険水位満流流量の6割に相当する水位で、出動水位に相当するもの
氾濫注意水位　　水防資材の整備点検、水門等の開閉準備、幹部団員の出動を通知する水位
（第二基準）　　危険水位満流流量の4割に相当する水位で、氾濫注意水位に相当するもの
水防団待機水位　　水防団員等が出動のために待機する水位
（第一基準）　　危険水位満流流量の2割に相当する水位で、水防団待機水位に相当するもの

上記設定が困難な著しい感潮区間については、危険水位のみを設定している。また、排水機場内水位については、操作規則等を参考に設定可能なものについて設定している。

６　愛知県水防テレメータシステム潮位観測局

No.	海岸名	箇所	観測所名	所管	所　在　地	単位	零点高 (T.P)	※	堤防高
1	伊勢湾	名古屋港	天白川河口	尾張	東海市南柴田町リノ割363-12	m	0.00	4.51	4.6
2		鬼崎漁港	鬼崎	知多	常滑市港町2	m	0.00	3.39	5.5
3	三河湾	師崎漁港	師崎		知多郡南知多町大字師崎字林崎	m	0.00	2.61	4.2
4		衣浦港	衣浦港		半田市十一号地	m	0.00	3.38	4.5
5		一色漁港	一色	西三河	西尾市一色町坂田新田字築合	m	0.00	3.26	4.4
6		形原漁港	形原	東三河	蒲郡市形原町港町	m	0.00	3.68	5.1
7		三河港	三河港		豊橋市神野ふ頭町3-9	m	0.00	4.31	6
8		福江港	福江		田原市福江町日比浜	m	0.00	2.90	4.5

注1）※　朔望平均満潮位に伊勢湾台風級の台風による潮位偏差を足した値（2023年時点評価）で設定している。

注2）　令和3年1月29日、測地成果2011に基づき観測基準面を見直している。

7　危機管理型水位計

(1) 概要

洪水時のみの水位観測に特化し、機器の小型化や通信機器等のコストを低減した水位計。

水位情報は、愛知県の「川の防災情報」及び国土交通省の「市町村向け川の防災情報」に掲載する。

〔水位計 186 基〕（令和８年４月１日現在）

(2) 水位計一覧

No.	所管	市町村	水系名	河川名	設置箇所
1	尾張	名古屋市・日進市	天白川	繁盛川	モチロ橋
2		名古屋市	庄内川	香流川	中島橋
3				新地蔵川	立合橋
4			天白川	扇川	相生橋
5			山崎川	山崎川	可和名橋
6		瀬戸市	庄内川	矢田川	本地大橋
7				瀬戸川	記念橋
8				水野川	水野大橋
9		春日井市		西行堂川	牛山新田橋
10				内津川	厚金橋
11					篠原歩道橋
12					松本橋
13				地蔵川	弥生公園橋
14				繁田川	黒坪橋
15				八田川	十五丁橋
16					巡見橋
17		小牧市		大山川	高畑上橋
18				新境川	無名橋
19				池田川	無名橋
20				薬師川	新金井戸橋
21				合瀬川	山北歩道橋
22				中江川	宮前橋
23				原川	土居北橋
24				矢戸川	正眼寺橋
25				巾下川	乳児塚橋歩道橋
26				外堀川	外堀中橋
27		尾張旭市		天神川	天神川１号橋
28				矢田川	印場橋

29		豊明市	境川	皆瀬川	姥子橋
30				正戸川	正戸川１号橋
31		日進市	天白川	天白川	新大正橋
32					米野木橋
33				岩崎川	大向橋
34		小牧市・北名古屋市	庄内川	新中江川	昭聖橋
35		北名古屋市		鴨田川	名古屋外環状線橋
36		清須市・北名古屋市		水場川	水場橋
37		名古屋市・長久手市		香流川	下川原橋
38		豊山町		大山川	大山川橋
39		清須市		五条川	春日新橋
40	一宮	一宮市	日光川	日光川	田待橋
41					東神橋
42				光堂川	光堂橋
43				野府川	妙見橋
44					江向橋
45			庄内川	青木川	日吉橋
46					穂積橋
47				縁葉川	縁葉橋
48		犬山市		薬師川	二ノ宮橋
49		江南市		青木川	報国橋
50			日光川	日光川	日光川除塵機
51			庄内川	五条川	曽本橋
52		扶桑町		青木川	無名橋
53		稲沢市	日光川	福田川	無名橋
54					大橋
55				三宅川	大和橋
56				領内川	甲橋
57		岩倉市	庄内川	五条川	昭和橋
58					出逢橋
59		大口町		合瀬川	長蔵橋
60				五条川	大之瀬橋
61					万願寺橋
62					甚左橋
63	海部	津島市	日光川	新堀川	喜楽橋
64				善太川	埋田橋
65		愛西市			善太川歩道橋
66		あま市		蟹江川	下田橋

67					金岩３号橋
68				福田川	新居屋３３号橋
69		あま市・大治町			七宝大橋
70		蟹江町			出合橋
71				蟹江川	三明橋
72	知多	半田市	稗田川	稗田川	大川橋
73			神戸川	神戸川	成岩橋
74		常滑市	矢田川	矢田川	矢田橋
75		東海市	信濃川	信濃川	東信濃橋
76			大田川	大田川	木田橋
77				渡内川	木庭橋
78		大府市	境川	鞍流瀬川	追分人道橋
79				砂川	砂川橋
80				皆瀬川	森下橋
81		知多市	日長川	日長川	東海渡橋
82				鍛冶屋川	長根橋
83			信濃川	信濃川	長曾橋
84		阿久比町	阿久比川	阿久比川	宮津橋
85		東浦町	境川	岡田川	宮戸橋
86				境川	刈谷境橋
87				五箇村川	緒川橋
88			豆搗川	豆搗川	豆搗橋
89			須賀川	須賀川	蕨橋
90		南知多町	山海川	山海川	月の輪橋
91			内海川	内海川	名切橋
92		武豊町	石川	石川	鹿ノ子田橋
93		美浜町	布土川	布土川	木部橋
94			新江川	新江川	河浦橋
95			大川	大川	古布橋
96			山王川	山王川	山王橋
97			稲早川	稲早川	杉代橋
98	西三河	岡崎市	矢作川	広田川	井上橋
99				乙川	殿橋
100					丸岡橋
101					御用橋
102				安藤川	中井橋
103				砂川	丸池橋
104				占部川	占野小橋

105				男川	樫山大橋
106				青木川	青木橋
107				山綱川	天王橋
108		西尾市	矢崎川	矢崎川	饗庭新橋
109			北浜川	二の沢川	宮東橋
110			矢作川	矢作古川	大富橋
111					小島橋
112					上横須賀橋
113				広田川	下永良橋
114		幸田町			観音橋
115				相見川	高力橋
116				尾浜川	権現橋
117	知立	碧南市	高浜川	新川	浜尾橋
118		刈谷市	前川	前川	清水橋
119					河口部
120				江添川	依高橋
121			境川	発杭川	境１号橋
122				茶屋川	築溜橋
123				境川	境橋
124			猿渡川	下り松川	深見橋
125		安城市	矢作川	西鹿乗川	西鹿乗橋
126			高浜川	長田川	大山田橋
127				半場川	城藤橋
128			猿渡川	猿渡川	井畑橋
129		知立市		吹戸川	吹戸橋
130				猿渡川	六反橋
131				割目川	谷田北橋
132			境川	逢妻男川	竹橋
133		高浜市	高浜川	稗田川	法響橋
134	豊田加茂	豊田市	矢作川	矢作川	平戸橋
135					新富国橋
136				家下川	家下１号橋
137				足助川	足助新橋
138				安永川	吉森橋
139				加茂川	京ヶ峰橋
140				市木川	市木川大橋
141				伊保川	新篠原橋
142				飯野川	飯野新橋

143				巴川	滝穂橋
144				田代川	諸屋橋
145				黒野川	武節町橋
146				籠川	東梅坪橋
147			境川	逢妻男川	駅前橋
148				逢妻女川	新田橋
149					千足橋
150					豊越橋
151		みよし市		境川	川原橋
152	新城設楽	新城市	豊川	宇連川	大橋
153				豊川	只持橋
154		設楽町	矢作川	名倉川	下沼橋
155			豊川	豊川	鮎美橋
156		東栄町	天竜川	大千瀬川	新橋
157		豊根村		大入川	黒川橋
158	東三河	豊橋市	豊川	朝倉川	御弓橋
159				神田川	神田橋
160			梅田川	梅田川	摩耶橋
161					道賢田橋
162					御厩橋
163				内張川	駒形１号橋
164			柳生川	殿田川	三本木橋
165				柳生川	境橋
166		豊川市	豊川	善光寺川	善光寺橋
167					万石橋
168			佐奈川	帯川	新町橋
169				佐奈川	荒古橋
170					佐奈橋
171			音羽川	白川	市田橋
172					都橋
173				音羽川	森橋歩道橋
174				西古瀬川	筋違橋
175					裏大橋
176			御津川	御津川	山下橋
177		蒲郡市	西田川	西田川	昭和橋
178					記念橋
179			落合川	落合川	大坪橋
180			拾石川	拾石川	拾石橋

181		田原市	汐川	汐川	西野橋
182				清谷川	滝頭橋
183			蜆川	蜆川	太神橋
184			池尻川	池尻川	吹出橋
185			新堀川	新堀川	新堀橋
186			免々田川	免々田川	天神橋

第二節　監視及び警戒とその措置

１　平常時の巡視

(1) 水防管理者は、管轄区域内の河川及び海岸について巡視員を設け、随時それぞれの分担区域内を巡視させ、水防上危険と認められる箇所があるときは河川管理者又は海岸管理者に通知すること。

(2) 水防管理者は、ため池その他水防上重要な施設についても(1)と同様に巡視し、水防上危険と認められる箇所があるときは管理者に連絡するものとする。

２　非常警戒

水防管理者は、非常配備体制が発動されたときから河川、海岸及びため池の監視及び警戒を厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として、巡視するものとする。

なお、巡視において特に注意を要する事項は次のとおりである。

①堤防の亀裂、一部流出（崩壊）又は沈下
②漏水
③越水（堤防からの水のあふれ）
④深掘れ（洗掘）
⑤橋梁等工作物と堤防との取付部分の異常
⑥（排・取）水門（樋門）の扉の締まり具合
⑦取入口の閉塞状況（ため池に限る）
⑧流域の山崩れの状況（ため池に限る）
⑨流入水並びにその浮遊物の状態（ため池に限る）
⑩余水吐及び放水路付近の状態（ため池に限る）
⑪重ね池の場合のその上部ため池の状態（ため池に限る）
⑫（排・取）水門（樋管）の漏水による亀裂及び一部流出（崩壊）（ため池に限る）

異常を発見した場合はただちに県建設事務所、県農林水産事務所等関係機関に連絡するとともに、水防作業を開始する。

第三節　水防団等の出動

１　水防管理者の責務

水防管理者は、次に示す基準等により水防団等に対し出動準備（以下「準備」という。）又は出動を指示し、水防団等の水防活動が迅速かつ適切に実施できるよう確保しなければなら

ない。

２　準備及び出動の基準

(1) 準備

ア　気象予警報、洪水予報及び水防警報が発令されたとき。

イ　洪水及び高潮による漏水、破堤、水があふれる（越水）等の危険が予想されるとき。

ウ　県水防計画に定める氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき。

エ　その他水防管理者が必要と認めるとき。

(2) 出動

ア　気象予警報、洪水予報及び水防警報が発令されたとき。

イ　洪水及び高潮による漏水、破堤、水があふれる（越水）等の危険が切迫したとき。

ウ　県水防計画に定める出動水位に達したとき。

エ　その他水防管理者が必要と認めるとき。

３　準備及び出動の内容

水防団等は、２の基準により水防管理者から準備及び出動の指示があった場合、直ちに事態に即応した配備体制をとるとともに、おおむね次の水防活動を行うものとする。

(1) 準備

ア　水防資器材の整備点検をすること。

イ　水こう門等の開閉準備をすること。

ウ　重要水防箇所を含む水防上の注意箇所のパトロールを実施すること。

エ　その他水防上必要な措置をとること。

(2) 出動

ア　河川、海岸等の監視警戒を行い、漏水、堤防の損傷等異常を発見したときは、直ちに関係機関に連絡するとともに水防工法の実施等事態に即応した措置をとること。

イ　水防作業に必要な資器材を確保すること。

ウ　水防作業を行う者に対し、必要な技術的指導を行うこと。

エ　河川、海岸の現況を市町村等関係機関に報告すること。

第四節　水こう門・防潮扉・排水ポンプ場・ダム・ため池等の操作

水こう門、排水ポンプ場、ダム、ため池等（以下「水こう門等」という。）の管理者及び操作責任者は、気象等の状況の通知を受けた後は、水位の変動を監視し、操作規則を定める水こう門等の管理者にあっては当該規則に定めた方法で、定めていない管理者にあっては河川等に危険を及ぼさない方法で、門扉等の開閉、排水機の稼働又は停止等の操作を適切に行う。

管理者は、毎年出水期（６月１日から10月31日まで）に先立ち、門扉の操作等について支障ないよう点検整備を行わなければならない。

１　水門、こう門、樋門、防潮扉及び角落し

(1) 水門、樋門及び陸閘の管理要領

（目的）

第１　この要領は、知事が管理する沿岸部の水門、樋門及び陸閘（ただし、別に管理方法を

定めている施設を除く。）の管理方法を定め、適正な管理を行うことを目的とする。

（対象施設）

第２　この要領における対象施設は次の各号の施設とする。

（１）水門

（２）樋門（樋管を含む）

（３）陸閘（角落しを含む）

（操作）

第３　水門、樋門及び陸閘の操作については、別に定める「水門、樋門及び陸閘の操作規則」によるものとし、原則として地元市町村長に委託するものとする。

（委託に要する費用）

第４　水門及び樋門の委託に要する費用は、受託者と協議のうえ決定し支払うものとし、陸閘については無償とする。

（定期検査及び維持修繕）

第５　水門、樋門及び陸閘の定期検査及び維持修繕は、知事が行うものとする。

（通知の廃止）

第６　平成 23 年４月１日付け「樋門、水門、防潮扉及び角落しの管理要領について（通知）」は廃止する。

（施行期日）

第７　この要領は、平成 31 年４月１日から施行する。

なお、この要領の施行の日以後、改訂後の要領及び別に定める「水門、樋門及び陸閘の操作規則」に基づく操作委託契約がなされるまでの間においては、改訂前の要領によるものとみなす。

(2) 水門、樋門及び陸閘の操作規則

（定義）

第一条　この操作規則において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、河川法（昭和三十九年七月十日法律第百六十七号）、河川法施行令（昭和四〇年二月一一日政令第一四号）、河川法施行規則（昭和四〇年三月一三日建設省令第七号）、海岸法（昭和三十一年五月十二日法律第百一号）、海岸法施行令（昭和三十一年十一月七日政令第三百三十二号）及び海岸法施行規則（昭和三十一年十一月十日農林省・運輸省・建設省令第一号）において使用する用語の例による。

（目的）

第二条　この操作規則は、「水門、樋門及び陸閘の管理要領」に基づき、知事が管理する操作施設の適切な操作及び操作に従事する者の安全の確保を図るために必要な事項を定め、もって津波、高潮等による被害の発生を防止することを目的とする。

（陸閘の閉鎖状態の確保）

第三条　陸閘については、車両等が通行する場合を除き、閉鎖状態を保つものとする。ただし、利用状況その他の状況を勘案し閉鎖状態を保つことが著しく利便性を損なう施設であるときはこの限りではない。

（操作の態勢）

第四条　操作に従事する者は、以下の場合に操作施設（常時閉鎖施設を除く。）の閉鎖操作態勢をとる。

一　操作施設の所在地に震度四以上の地震が観測されたとき。

二　操作施設の所在地に津波注意報、津波警報又は大津波警報（以下「津波注意報等」という。）が発表されたとき。

三　操作施設の所在地に高潮注意報、高潮警報又は高潮特別警報（以下「高潮注意報等」という。）が発表されたとき。

四　海水の進入による被害の発生を防止するため必要と認められるとき。

２　操作に従事する者は、以下の場合に操作施設（常時閉鎖施設を除く。）の閉鎖操作態勢を解除する。

一　地震の観測後、津波が発生しないことが発表されたとき。

二　操作施設の所在地の津波注意報等が全て解除されたとき。

三　操作施設の所在地の高潮注意報等が全て解除されたとき。

四　開門によって海水の進入による被害が発生しないと認められるとき。

３　前二項の規定にかかわらず、操作に従事する者の安全が確保されない場合は、閉鎖操作又は開門操作を行わない。

４　第一項第四号及び第二項第四号の操作は、知事又は市町村長から操作に従事する者への指示を行うものとする。

５　第一項及び第二項の規定に関して、操作施設ごとの操作基準は、必要に応じて別に定める。

（操作の方法）

第五条　操作の方法は、操作施設ごとに定められた手順並びに運用規程に基づき操作するものとする。

２　操作施設の操作は、２人以上の組で行うものとする。

３　操作施設は以下の留意事項に基づき操作することを基本とする。

一　水門、樋門及び陸閘の閉鎖中は、原則として車両、人の通行及びいかなる船舶の運航も認めないものとする。

二　陸閘の操作にあたっては、施設周辺の堤外地の利用者の避難を考慮すること。

三　操作施設に不具合が生じ、閉鎖ができない場合は、速やかに操作を中止し、運用規程に基づく次の操作行動（退避行動を含む。）に移るものとする。

四　高潮時は、降雨時等における内水氾濫を防止するよう適切に水門及び樋門を操作するものとする。

五　その他の留意事項については、必要に応じて別に定める。

４　操作施設の操作を行う際は、操作の完了時に知事に報告するものとする。ただし、やむ

を得ない事情により報告することができないときはこの限りでない。

（操作に従事する者の安全の確保）

第六条　操作に従事する者は、安全の確保のために以下により退避するものとする。

一　津波発生時、操作に従事する者は、退避開始時刻を経過する前に、操作を完了又は中止し、安全な場所に退避するものとする。なお、退避開始時刻は気象庁の発表する津波到達予想時刻等を基に算出するものとする。

二　高潮時、操作に従事する者は、気象状況等のため操作を安全に行えなくなる以前に操作を完了し、安全な場所に退避するものとする。なお、水門等の操作を継続する必要がある場合も、自己の安全確保を優先するものとする。

２　操作に従事する者は、出動前に、安全に操作・退避するための情報を確認するものとする。

３　操作に従事する者は、出動後は、安全に操作・退避するために、あらかじめ定められた連絡体制のもとで活動するものとする。

４　前三項に定めるほか、操作に従事する者は、自身の安全が確保されないと判断する場合は、安全な場所に退避するものとする。

５　操作に従事する者は、安全な場所に退避を完了した際は、直ちに知事に報告するものとする。ただし、やむを得ない事情により報告することができないときはこの限りでない。

６　操作に従事する者が安全に操作・退避する際の参集場所及び退避場所並びに操作・退避に関する設定時間は、別に定める。ただし、退避経路の支障その他の災害時の状況によっては、この限りではない。

（施設の操作の訓練）

第七条　操作施設の操作の机上又は実地における訓練を、年に１回以上行うものとする。なお、地域防災計画又は消防団活動・安全管理マニュアル等による操作施設の操作に係る訓練を実施している場合や、操作委託契約に基づく点検に合わせて行う場合などは、これによることができる。

２　前項の訓練は、操作に従事する者が参加したものでなければならない。

３　第一項に規定する訓練により、津波、高潮等の被害の防止又は操作に従事する者の安全確保のために必要があると認める場合は、操作規則を変更するものとする。

（施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等の点検その他の維持）

第八条　施設及び施設を操作するために必要な機械、器具等の点検を実施するものとし、点検内容については別に定める。

２　前項の点検により、津波、高潮等の被害の防止又は操作に従事する者の安全の確保のために必要があると認める場合は、施設の維持又は修繕その他の工事を行うものとし、点検並びに施設の維持又は修繕その他の工事の記録について保管するものとする。

（施設の操作の際にとるべき措置に関する事項）

第九条　操作に従事する者は、操作施設の操作の際に、通行する車両、船舶等の安全を確保するため、警報音の鳴動、動作状況の監視その他の必要な措置を講じるものとする。

（細則）

第十条　この操作規則に定めるほか、施設の管理上必要な事項は別に定める。

附　則

１　この操作規則は、平成 31 年４月１日より施行する。

(3) 水門、樋門及び陸閘の運用規程

（目的）

第１条　この運用規程は、「水門、樋門及び陸閘の操作規則」（以下「操作規則」という。）に基づき、津波発生時及び高潮時における、地域の実情を考慮した詳細な施設運用及びその他必要事項について定めることを目的とする。

（対象施設）

第２条　本運用規程における対象施設は、別表に記載した施設のうち、市町村管理の施設及び常時閉鎖施設を除いた施設とする。

２　常時閉鎖施設を開門した者は、車両等が通行した後に閉鎖しなければならない。なお、知事は常時閉鎖施設の周辺において、この旨を記載した書面を明示するものとする。

（操作に従事する者の構成）

第３条　水門及び樋門（以下「水門等」という。）の操作を行う場合の操作に従事する者の構成は、水門等ごとに２名以上とする。

２　陸閘の操作を行う場合の操作に従事する者の構成は、陸閘ごとに２名以上とする。

（津波発生時又は高潮時の操作方法）

第４条　水門等及び陸閘の操作を行う場合の操作に従事する者（以下「操作員」という。）は、操作施設の所在地に地震が観測された場合又は台風が接近するなど高潮が発生する可能性については、気象情報等の掌握に努めるものとする。

２　操作員は、操作規則第四条第一項各号の状況に至った場合、もしくは市町村災害対策本部等の指示を受けた場合には、それぞれ次の措置をとるものとする。

一　操作員は、あらかじめ定めたとおり準備及び参集をするとともに、出動前に安全に操作・退避するための情報（退避開始時刻、活動可能時間）の確認を行い、閉鎖操作態勢をとる。

二　津波警報又は大津波警報（以下「津波警報等」という。）が発表された場合は、操作対象施設へ出動（もしくは移動）し、操作施設ごとに定められた手順に従い、速やかに閉鎖操作を行うものとする。

三　高潮警報又は高潮特別警報（以下「高潮警報等」という。）が発表された場合は、操作対象施設へ出動（もしくは移動）し、操作施設ごとに定められた手順に従い、速やかに閉鎖操作を行うものとする。

四　高潮時において、水門等は現地での水位が上昇し逆流が生じている施設に対して閉門操作を行うものとする。

３　操作員は、操作規則第五条第三項第四号の規定に基づき操作する必要がある場合には、現地待機も必要に応じて行う。ただし、この場合においても、自己の安全確保を優先する

ものとする。

4　操作員は、津波警報等又は高潮警報等がすべて解除された場合、もしくは市町村災害対策本部等の指示を受けた場合には、それぞれ次の各号の措置をとるものとする。

一　操作員は、閉鎖した操作施設を、操作施設毎に定められた手順に従い開門の操作を行うものとする。

二　当該施設の操作が完了し次第、次の操作施設がある場合は移動し操作を行い、ない場合は閉鎖操作態勢を継続する。

（津波発生時の退避開始時刻）

第５条　操作規則第六条第一項第一号に規定する退避開始時刻は、別表及び気象庁が発表する津波到達予想時刻等を使用し、次に示す算出方法により算出する。なお、算定に使用する津波到達予想時刻は、気象庁が発表する各津波予報区の津波到達予想時刻を基本とする。ただし、より近隣の主な地点の予想時刻が把握できた場合には、それによることもできるものとする。

（算出方法）

・[退避開始時刻]＝[津波到達予想時刻]－[退避時間]－[余裕時間]

（報告）

第６条　操作規則第五条第四項に基づく施設操作完了時の報告は、次の各号のとおりとする。

一　管理要領第３に基づき市町村長等へ操作を委託している場合は、受託者は操作員からの操作完了報告を受け次第、知事へ報告するものとする。ただし、やむを得ない事情により報告することができない場合は、この限りでない。

二　操作委託をしていない場合は、操作員は操作完了次第、知事へ報告する。ただし、やむを得ない事情により報告できない場合は、この限りではない。

2　操作規則第六条第五項に基づく退避完了時の報告は、以下のとおりとする。

一　管理要領第３に基づき市町村長等へ操作を委託している場合は、受託者は操作員から退避完了報告を受け次第、知事へ報告するものとする。ただし、やむを得ない事情により報告することができない場合は、この限りでない。

二　操作委託をしていない場合は、操作員は退避完了次第、知事へ報告する。ただし、やむを得ない事情により報告できない場合は、この限りではない。

（施設の操作の訓練）

第７条　操作規則第七条第一項に規定する施設の操作の訓練の内容は、操作の確実性、迅速性の向上や、操作、退避ルールが実態に即したものとなっているかの検証に資する内容とし、具体的な内容は、想定事象（津波発生時、高潮時等）を踏まえた訓練毎の実施計画によるものとする。

2　知事は、前項に規定する訓練や次条第一項に規定する点検等の機会を活用して、操作員に対して平常時から操作の方法、安全確保にかかる事項等の周知に努めるものとする。

3　第一項に規定する訓練等により、津波等の被害の防止又は操作員の安全確保のために必要があると認める場合は、本運用規程を変更するものとする。

（施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等の点検）

第８条　操作規則第八条第一項に規定する施設及び施設を操作するために必要な機械、器具等の点検の種類及び内容は、次の各号のとおりとし、詳細は別に定める。

一　定期検査、日常点検（作動確認、目視点検等）、臨時点検

二　点検の頻度

三　点検の記録、保管

（操作員に対する補償）

第９条　操作員は、水門等及び陸閘を操作中などの被災に備え、補償が受けられる保険等に加入すること。なお、その補償は、天災等による被災の場合にも補償されるものとする。

（雑則）

第 10 条　この運用規程に定めるほか、施設の管理上必要な事項を別に定めることができる。

附　則

１　この運用規程は、平成 31 年４月１日から施行する。

(4) 水門、樋門及び陸閘の操作委託契約書（例示）

委託者　愛知県知事　大村秀章（以下「甲」という。）と受託者　○○○○長　○○○○（以下「乙」という。）は、次のとおり委託契約を締結する。

（目的）

第１条　この契約は、津波、高潮等災害時において、背後地を防護し、もって背後地域の生命、財産を防護し、災害に対する防災・減災を図るため、第２条に定める施設を対象に、甲及び乙が実施すべき開閉操作等について定めたものである。

（対象とする施設）

第２条　本契約における操作施設は、別表　対象施設一覧表に記載の施設のうち施設管理者が○○○○建設事務所、○○港務所のものとする。

（委託業務）

第３条　甲は、前条に定める操作施設の管理及び操作に関する次の業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託する。

一　津波、高潮等の発生が予測される場合の操作施設の開閉操作にかかる業務

二　平常時における操作施設の点検・訓練にかかる業務

（委託業務の実施）

第４条　甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

２　委託業務は、「水門、樋門及び陸閘の操作規則」及び「水門、樋門及び陸閘の運用規程」（以下「操作規則等」という。）に基づき実施する。

３　操作規則等に定めのない事項については、本契約に基づき実施する。

（委託料）

第５条　この委託に伴う経費は、甲、乙協議の上、別に定めるものとする。

（操作施設の操作）

第６条　乙は、操作規則等に定められた基準に従い、操作施設の操作を行うものとする。ただし、第１０条の規定に従い退避するなど、操作員の安全を確保するためやむを得ない場合は、この限りでない。

２　前項に関わらず、甲は、操作施設の操作に必要があると認めたときは、甲乙協議の上、乙に操作を指示することができる。

３　乙は、運用規程第４条第２項各号及び同条第４項の規定に関わらず、次の各号に該当する場合は、警報等を注意報に読み替えるものとする。

一　別表　対象施設一覧表の施設のうち、備考欄に高潮の記載がある施設について、高潮注意報が発令された場合

二　別表　対象施設一覧表の施設のうち、備考欄に津波の記載がある施設について、津波注意報が発令された場合

４　乙は、操作員の安全確保のためやむ得ない場合を除き、操作完了後速やかに甲に対し、様式１異常気象時における樋門等操作報告書により報告するものとする。また、水防活動等で支障をきたさないよう、必要に応じて関係機関（警察署、消防署等）への連絡に努めるものとする。

（施設の点検）

第７条　甲及び乙は、操作施設の正常な機能を保持するため、原則として、毎年度出水期（６月から１０月）前までに、甲、乙立会のうえ点検（作動確認）を行うとともに、乙は毎年５回以上、点検（作動確認、目視点検等）を行うものとする。この点検期間は出水期を基本とするが、渇水期の点検を妨げるものではない。

２　乙は、前項の操作を行ったときは、操作内容を様式２樋門等操作報告書により、操作後速やかに甲に報告するものとする。

３　甲は、前項で施設の異常等の報告を受けたときは、甲乙協議の上、修繕若しくは応急措置を講ずる等操作に支障をきたさないよう努めるものとする。

４　乙は第１項の点検結果を記録し、甲乙両者がそれぞれ適切に保管するものとする。

（定期検査及び維持修繕）

第８条　操作施設の定期検査及び維持修繕は、甲が行うものとする。

２　甲は、操作施設の備品について、定期的またはその必要が生じた際、補充・交換を行う。

（連絡体制等の届出）

第９条　乙は、対象施設の操作を適正に行うため、操作員との連絡体制及び行動内容（以下、「連絡体制等」という。）を定めるものとし、様式３連絡体制等届出書により、契約締結後速やかに甲に届け出るものとする。連絡体制等に変更があった場合も同様とする。

（操作員の安全確保）

第 10 条　甲及び乙は、施設操作に際して、操作員の安全を確保する。

２　乙は、操作規則等及び第９条で定めた連絡体制等に基づき、操作員の安全を確保した上

で、施設の操作等に従事させなければならない。
3　乙は、気象情報や現場の情報等から、施設の操作等が安全に行えないと判断した場合は、操作員に施設の操作等は行わせず、速やかに安全な場所へ退避させるものとする。
4　甲は、閉鎖指示をした後であっても、施設の操作等が安全に行えないと判断した場合は、乙に対し避難を指示する。
5　乙は、第３項及び前項に基づき操作員を避難させたときは、様式４避難完了報告書により、速やかに甲に報告するものとする。

（損害賠償責任）
第 11 条　甲は、乙が本契約書及び操作規則等に従って施設の操作を行う限り、施設の操作に関して背後地域に浸水が発生し、背後地域に立地する企業等の第三者が、施設や機材等の財産の損傷・流出、人員の怪我や落命等の損害を受けた場合も、その損害の賠償を乙に請求することがないものとする。
2　甲は、乙が第６条の規定に基づき、操作員の安全確保のために施設の閉鎖操作を行わなかった場合に、第三者が損害を受けた場合も、その損害の賠償を乙に請求することがないものとする。
3　ただし、乙が責めを負うべき重大な過失があると認められる場合には、甲と乙により、協議を行うものとする。

（訓練の実施）
第 12 条　乙は、操作施設の実地における訓練を、年に一度以上行うものとする。
2　前項の訓練は、第９条で届出のあった連絡体制等に基づき、現場にて施設の操作を行うとされている操作員が参加したものでなければならない。
3　乙は、具体的な訓練の実施計画を定めた場合は、様式５訓練実施計画書により甲へ報告するものとする。
4　乙は、訓練実施結果について、様式６訓練実施結果報告書により甲へ報告するものとする。

（調査等）
第 13 条　甲は、必要があると認めるときは、委託業務の処理状況等について調査を行い、若しくは、乙に対して報告を求め、又は実地に調査することができる。

（契約期間）
第 14 条　この契約の有効期間は、契約締結の日から翌年３月 31 日までとする。ただし、この契約の有効期間が満了する日の１か月前までに甲又は乙において、特に申し出がないときは、その後１年間引き続きその効力を有するものとする。以後同様とする。

（定めのない事項の処理）
第 15 条　この契約に定めのない事項、又はこの契約に疑義が生じたとき、若しくはこの契約の変更の必要が生じたときは、甲、乙それぞれ協議して定めるものとする。

（廃止事項）

第16条　昭和（平成）　年　月　日付けで取り交わした「樋門等の操作委託契約書」、「防潮扉等の操作委託契約書」、「樋門及び防潮扉等の操作委託契約書」は、平成３１年３月３１日をもって廃止する。

この契約を証するため、契約書２通を作成し、甲、乙それぞれ１通を保管する。

平成〇〇年〇月〇日

甲　委託者　愛知県知事　大村秀章

乙　受託者　〇〇〇長　　〇〇〇〇

【添付物】
別表　対象施設一覧表
様式１　異常気象時における樋門等操作報告書
様式２　樋門等操作報告書
様式３　連絡体制等届出書
様式４　避難完了報告書
様式５　訓練実施計画書
様式６　訓練実施結果報告書

対象施設一覧表

市町名	○○市										

（時間単位：分）

操作者	班名	操作施設名	施設管理者	参集場所	移動時間	操作時間	退避場所	退避時間	班別退避時間	余裕時間	備考
○○消防団	1班	3号陸閘	県(港湾)	○○消防団詰所	5	3	△△公民館	10	15	5	
		4号陸閘	県(港湾)	○○消防団詰所	2	3	△△公民館	12		5	
		2号陸閘	市	○○消防団詰所	1	3	△△公民館	13		5	
		1号陸閘	県(港湾)	○○消防団詰所	2	3	△△公民館	15		5	遠隔可
	2班	5号陸閘	市	○○消防団詰所	1	3	××小学校	15	15	5	
		6号陸閘	県(港湾)	○○消防団詰所	2	3	××小学校	13		5	
		師崎川樋門	県(河川)	○○消防団詰所	1	10	××小学校	12		5	遠隔可
	3班	7号陸閘	県(港湾)	○○消防団詰所	3	3	××小学校	10	10	5	
		8号陸閘	県(港湾)	○○消防団詰所	2	3	××小学校	10		5	高潮
		10号陸閘	県(港湾)	○○消防団詰所	1	3	××小学校	10		5	
□□消防団	1班	17号陸閘	県(漁港)	□□消防団詰所	5	3	××小学校	12	15	5	高潮・津波
		1号陸閘	県(漁港)	□□消防団詰所	3	3	××小学校	13		5	
		3号陸閘	県(海岸)	□□消防団詰所	2	3	××小学校	15		5	
		2号陸閘	県(漁港)	□□消防団詰所	―	―	××小学校	―	―	5	常時閉鎖
	2班	4号陸閘	県(漁港)	□□消防団詰所	3	3	▽▽公民館	17	17	5	
		5号陸閘	県(漁港)	□□消防団詰所	2	3	▽▽公民館	16		5	
		6号陸閘	県(漁港)	□□消防団詰所	5	3	▽▽公民館	15		5	
		□□川樋門	市	□□消防団詰所	―	―	▽▽公民館	―		―	マイターゲート
△△株式会社	―	18号陸閘	県(港湾)	△△株式会社	6	4	○○市役所	11	11	5	

県（港湾）・○○建設事務所
県（港湾）・○○港務所
県（漁港）・○○港務所
県（海岸）・○○建設事務所
県（河川）・○○建設事務所
県農水
市
町

自動
遠隔可
高潮
津波
常時閉鎖
スイングゲート
マイターゲート
フラップゲート

摘要　1　各港湾で設定されている高潮注意報の基準以下の操作施設については、備考に「高潮」を記入する。

2　名古屋港（名古屋市、東海市、知多市）においては、「T．P＋2．2m」以下、その他港湾（名古屋市、東海市、知多市以外）においては、「T．P＋2．0m」以下の操作施設については、備考に「津波」を記入する。

様式１（契約書第６条第４項関係）

異常気象時における樋門等操作報告書

FAX　○○○建設事務所　(○○○○)○○-○○○○　防災行政無線 FAX　○-○○○-○○○

（市町村名）

担当課
担当者名
連絡先
送信時間　　月　　日
時　　分

所管	通番	海岸名	操作施設名	所在地	摘要	閉門時刻	開門時刻
○○建設事務所						時　分	時　分
						時　分	時　分
						時　分	時　分
						時　分	時　分
						時　分	時　分
						時　分	時　分
						時　分	時　分
						時　分	時　分
						時　分	時　分
						時　分	時　分
						時　分	時　分
						時　分	時　分
						時　分	時　分
						時　分	時　分
						時　分	時　分
						時　分	時　分

※「海岸名」欄は、適宜、河川名・港湾名・漁港名に変更する。

※閉門・開門操作については、１時間毎にＦＡＸで送信する。ただし、定時報告の間に把握した操作状況については随時電話連絡する。

様式２（契約書第７条第２項関係）

樋 門 等 操 作 報 告 書

（市町村名）

活動期間	年　月　日～　月　日

施設名	活動日時	操作内容	操作人数
点検結果			
特記事項			

※操作報告書は、点検（作動確認）時に作成すること。（月毎の集計は必要ありません）

※活動日時には、①現地到着時刻、②閉門操作時刻、③開門操作時刻等をそれぞれ記入し、それぞれに対応した具体的な活動内容を「操作内容」欄に記載すること。

様式３（契約書第９条関係）

○○年○○月○○日

連　絡　体　制　等　届　出　書

愛知県○○○建設事務所長　殿

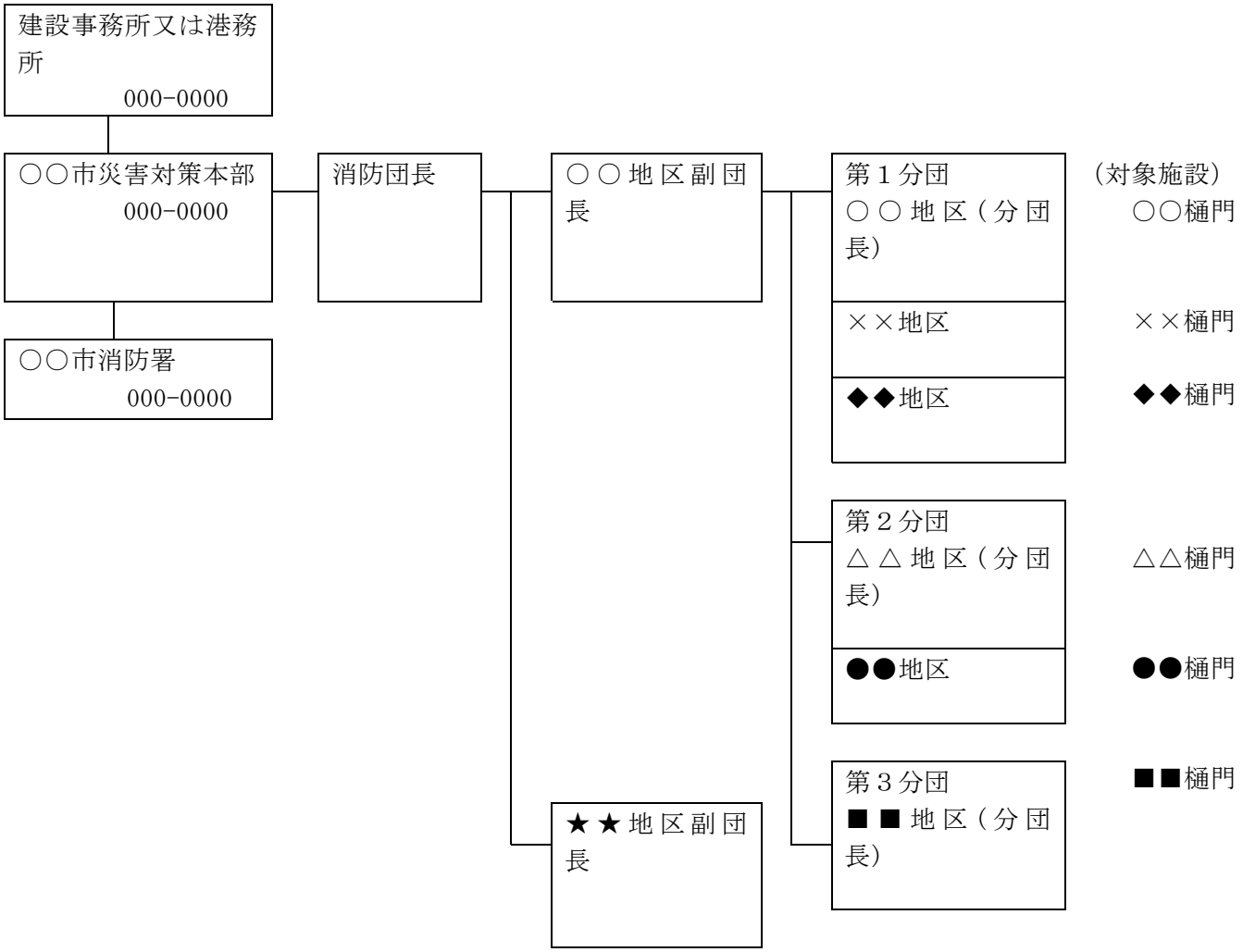
○市○○町○○番地
○○市　長

年　　月　　日付けで締結した操作委託契約書第９条の規定に基づき、別紙のとおり届出します。

連絡先　○○部○○課○○担当
電　話　○○○－○○○○

（別紙）　【記載例】

Ⅰ　連絡体制



Ⅱ　主な行動内容

・各分団は詰所へ参集し、参集状況を管轄副団長へ報告
・対象施設の巡視、警戒活動
・施設周辺の堤外地の利用者の避難誘導
・対象施設の開閉操作
・活動状況の報告

様式４（契約書第 10 条第５項関係）

○○年○○月○○日

避　難　完　了　報　告　書

愛知県○○○建設事務所長　殿

○○市○○町○○番地
○○市　長

操作者	班名	退避場所	退避完了時間	備考
○○市消防団 第○分団（○○地区）	○班	○○小学校		
○○市消防団 第○分団（○○地区）	○班	○○市役所		
○○市消防団 第○分団（○○地区）	○班	○○分団詰所		
○○市消防団 第○分団（○○地区）	○班	○○神社		
○○市消防団 第○分団（○○地区）	○班	○○公園		
	○班	○○公会館		
○○市消防団 第○分団（○○地区）	○班	○○中学校		
	○班	○○駐車場		
	○班	○○寺		
○○自治会		○○保育園		
○○市職員		○○センター		
愛知太郎		○○区市民館		
○○会社		○○公営住宅		

連絡先　○○部○○課○○担当
電　話　○○○－○○○○

様式５（契約書第 12 条第３項関係）

○○年○○月○○日

訓　練　実　施　計　画　書

愛知県○○○建設事務所長　殿

○○市○○町○○番地
○○市　長

１．実施日時	○○年○月○○日（○曜日）○○時○○分
２．実施施設	別紙○○のとおり
３．実施体制	別紙○○のとおり
４．実施内容	（１）○○○○訓練 （２）○○○○訓練 （３）○○○○訓練 （４）○○○○訓練
５．そ　の　他	

連絡先　○○部○○課○○担当
電　話　○○○－○○○○

様式６（契約書第 12 条第４項関係）

○○年○○月○○日

訓　練　実　施　結　果　報　告　書

愛知県○○○建設事務所長　殿

○○市○○町○○番地
○○市　長

１．実施日時	○○年○月○○日（○曜日）○○時○○分
２．実施施設	別紙○○のとおり
３．実施体制	別紙○○のとおり
４．実施内容	（１）○○○○訓練 （２）○○○○訓練 （３）○○○○訓練 （４）○○○○訓練
５．実施結果	（記載内容）訓練を通してみえてくる現状の操作、退避等にかかる問題点や課題
６．そ　の　他	

連絡先　○○部○○課○○担当
電　話　○○○－○○○○

(5) 日光川水閘門操作要領細則（抜粋）

（操作の基本方針）

第三条

1　水閘門の操作は、平常時においては、河川水位の調節（防潮を含む。）のための水門の開閉操作並びに通航の便を計るための閘門の開閉操作を行い、異常時においては、内水位をできるだけ低くするための水門の開閉操作を行うものとする。

ただし、水閘門及びその附属施設の修繕、点検その他特別の理由があるときは、水閘門を閉鎖することができる。

2　水閘門扉の開閉操作は、操作員が遠方操作設備により操作することを原則とする。

3　水閘門扉操作を行なうものは、遠方操作中は、操作設備の位置をはなれてはならない。また、やむを得ず機側操作を行うときは、機側をはなれてはならない。

（水位調節の異常時操作）

第六条

出水、高潮、出水かつ高潮時及び津波のおそれがある時の異常時は、事前に気象情報を掌握し、次のような措置をとるものとする。

（1）出水時（出水は大きいが潮位は高くない場合）は、水門全門を開き、洪水の速やかな排除をはかること。出水が終わって一旦水門を閉ざした場合において潮位上昇速度より内水が極端に上昇した場合は、もう一度水門全門を開門して内水を排除し、これ以上排除が出来ないと判断した時閉門する。

（2）高潮時（出水は小さいが潮位が高い場合）は、水門全門を閉ざして防潮をはかること。

（3）出水かつ高潮時（出水が大きく潮位も高い場合）においても、内水の排除がはかれる場合は水門の全門を操作すること。

（4）津波のおそれがある時は、速やかに水門全門を閉ざし、津波の河川への遡上を防ぐこと。

(6) 高浜川水門操作規則（抜粋）

第１章　総　則

（操作の目的）

第２条　水門の操作は、高浜川における高潮及び津波の防御並びに洪水の円滑な疎通を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第３条　この操作規則における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

一　内水位とは、水門上流水位計で観測した高浜川の水位をいう。

二　外水位とは、水門下流水位計で観測した高浜川の水位をいう。

三　主ゲートとは、下流側に設置されたものをいい、右岸側から１号主ゲート、２号主ゲート及び３号主ゲートという。

四　常時排水ゲートとは、上流側に設置されたものをいい、全閉時においても排水できるスイングゲートを有するもので、右岸側から 1 号常時排水ゲート、2 号常時排水ゲート及び 3 号常時排水ゲートという。

第２章　水門の操作の方法

（高潮時、津波時又は洪水時における操作の方法）

第４条　愛知県知立建設事務所長（以下「所長」という。）は、高浜川において高潮、津波若しくは洪水が発生し、又は発生するおそれがあるときは、次の各号及び運用規程に定めるところにより、水門を操作するものとする。

一　外水位がT.P.+1.3メートルに達し、又は達するおそれがあり、かつ、外水位が内水位より高い、又は逆流の発生するおそれがあるときは、全ての主ゲートを閉じるものとする。ただし、内水位がT.P.+1.1メートルに達したときは、全ての常時排水ゲートを開くものとする。

二　内水位がT.P.+1.1メートルに達し、又は達するおそれがあり、かつ、内水位が外水位より高いときは、全ての常時排水ゲートを開くものとする。

三　外水位がT.P.+1.3メートル、内水位がT.P.+1.1メートルに達するおそれがないときは、全ての主ゲートを開き、全ての常時排水ゲートを閉じるものとする。ただし、内水位が外水位より高いときは常時排水ゲートを開くことができるものとする。

四　津波警報又は大津波警報（以下「津波警報等」という。）が発表された場合は、速やかに全ての主ゲートを閉じるものとする。

五　津波警報等が解除された場合は、水位状況を監視し、第一号から第三号に掲げる操作を行うものとする。

六　第一号から前号までの規定にかかわらず、操作に従事する者の安全が確保されない場合は、閉門操作又は開門操作を行わない。

２　操作を行う際は、操作の完了時に所長に報告するものとする。ただし、やむを得ない事情により報告することができないときはこの限りではない。

（平常時における操作）

第５条　所長は、平常時には全ての主ゲートを開き、全ての常時排水ゲートを閉じておくものとする。

（操作の方法の特例）

第６条　所長は、点検、事故その他やむを得ない事情があるときは、必要な限度において、前２条に定める方法以外の方法により水門を操作することができる。

（操作に従事する者の安全の確保）

第７条　操作に従事する者は、安全の確保のために以下により退避するものとする。

一　津波発生時、操作に従事する者は、退避開始時刻を経過する前に、操作を完了又は中止し、安全な場所に退避するものとする。なお、退避開始時刻は気象庁の発表する津波到達予想時刻等を基に算出するものとする。

二　高潮時、操作に従事する者は、気象状況等のため操作を安全に行えなくなる以前に操作を完了し、安全な場所に退避するものとする。なお、水門等の操作を継続する必要がある場合も、自己の安全確保を優先するものとする。

２　操作に従事する者は、出動前に、安全に操作・退避するための情報を確認するものとする。

３　操作に従事する者は、出動後は、安全に操作・退避するために、あらかじめ定められた連絡体制のもとで活動するものとする。

４　前３項に定めるほか、操作に従事する者は、自身の安全が確保されないと判断する場合は、安全な場所に退避するものとする。

５　操作に従事する者は、安全な場所に退避を完了した際は、直ちに所長に報告するものとする。ただし、やむを得ない事情により報告することができないときはこの限りでない。

６　操作に従事する者が安全に操作・退避する際の参集場所及び退避場所並びに操作・退避に関する設定時間は、別に定める。ただし、退避経路の支障その他の災害時の状況によっては、この限りではない。

（通知）

第８条　所長は、水門を操作することにより、公共の利害に重大な影響が生ずると認められるときは、あらかじめ関係機関に通知するものとする。

（操作の記録）

第９条　所長は、水門を操作したときは、次の各号に掲げる事項を記録しておくものとする。

一　操作の開始及び終了の年月日及び時刻

二　気象及び水象

三　操作の内容

四　第６条に該当するときは、その事由

五　その他参考となるべき事項

(7) 安永川樋門操作規則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　矢作川水系安永川に設置されている安永川樋門（以下「樋門」という。）の操作については、この操作規則の定めるところによる。

（操作の目的）

第２条　樋門の操作は、矢作川の洪水の安永川への逆流を防止することを目的とする。

（用語の定義）

第３条　この操作規則における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1)　内水位とは、樋門上流水位計で観測した安永川の水位をいう。

(2)　外水位とは、樋門下流水位計で観測した矢作川の水位をいう。

第２章　樋門の操作の方法等

（洪水時の操作方法）

第４条　愛知県豊田加茂建設事務所長（以下「所長」という。）は、外水位がT.P. +28.5m以上において、次の各号に定めるところにより樋門を操作するものとする。

(1)　矢作川から安永川への逆流が始まるまでの間においては、樋門を全開にしておくこと。

(2)　矢作川から安永川への逆流が始まったときは、樋門を全閉すること。

(3)　樋門を全閉している場合において、内水位が外水位より高くなったときは、これを全開すること。

２　前項の場合においては、樋門の上流及び下流の水位に急激な変動を生じないようにするものとする。

（操作員の退避）

第５条　所長は、堤防、背後地の浸水、水防活動の状況（以下「現場状況」という。）を踏まえて総合的に勘案し、機側操作を安全に行えないと判断される場合には、機側操作を行っている操作員に退避を指示するものとする。

　また、操作員は、現場状況から危険を察知した場合には、所長に退避の指示を求めることができる。ただし、緊急を要する場合には、退避後に報告することができる。

なお、操作員は水位や周囲等の状況から操作に戻ることが可能であると判断した際は、所長の指示を受け、対応するものとする。

（平常時における操作方法）

第６条　所長は、外水位がT.P. +28.5m未満のときは、樋門を全開しておくものとする。

（操作の方法の特例）

第７条　所長は、点検、事故その他やむを得ない事情があるときは、必要な限度において、前４条に規定する方法以外の方法により樋門を操作することができる。

（通知及び周知）

第８条　所長は、樋門を操作すること又は操作しないことにより、公共の利害に重大な影響を生ずると認められるときは、細則で定めるところにより、あらかじめ関係機関に通知するものとする。

２　所長は、樋門を操作すること又は操作しないことにより、その上流において危害を生ずるおそれがあると認められるときは、細則で定めるところにより、あらかじめ一般に周知するものとする。

（操作の記録）

第９条　所長は、樋門を操作したときは、次の各号に掲げる事項を記録しておくものとする。

(1)　操作の開始及び終了の年月日及び時刻

(2)　気象及び水象の状況

(3)　操作の際又は操作しない際に行った通知及び周知の状況

(4)　第７条に該当するときは、操作の理由

(5)　その他参考となるべき事項

第３章　警戒体制

（警戒体制の実施）

第10条　次の各号の一に該当するときは、所長は直ちに警戒体制をとるものとする。

(1)　矢作川における洪水予報基準地点である高橋地点の洪水注意報、洪水警報が発表されたとき。

(2)　その他洪水が発生するおそれがあるとき。

（警戒体制における措置）

第11条　所長は、警戒体制時においては、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

(1)　樋門を適切に操作することができる要員等必要な体制を確保すること。

(2)　樋門を適切に操作するために必要な機械、器具等の点検及び整備を行うこと。

(3)　樋門の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡並びに情報の収集を密にすること。

(4)　その他、樋門の管理上必要な措置。

（警戒体制の解除）

第12条　所長は、洪水が終わったとき、又は洪水に至ることがなく洪水が発生するおそれがなくなったときは、警戒体制を解除するものとする。

第４章　雑則

（点検及び整備）

第13条　所長は、樋門を操作するために必要な機械、器具等について、細則で定めるところにより、点検及び整備を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

（観測）

第14条　所長は、内水位、外水位及び気象など、樋門を操作するため必要な事項は、細則で定めるところにより、観測するものとする。

（記録の作成と保存）

第15条　所長は、樋門を管理するために必要な事項については、細則で定めるところにより、記録を作成し、保存するものとする。

（細則）

第16条　本操作規則に定めるもののほか、本操作規則の実施のために必要な事項は細則で定める。

附則

この規則は、平成 28 年２月 17 日から施行する。

２　排水ポンプ場

(1) 日光川排水機等操作規則（抜粋）

第１章　総　則

（操作の目的）

第２条　排水機等の操作は、気象、水象若しくは地象による流水又は海水の河川への流入を制限し、水位の調整を行うことにより洪水の防御並びに流水の正常な機能の維持を図ることを目的とする。

第２章　排水機等の操作の方法等

（操作の方法）

第３条　愛知県海部建設事務所長（以下「所長」という。）は、別表の操作基準により排水機等の操作を行うものとする。

別表（第３条関係）

施設名	位置	操作基準
日光川排水機	海部郡飛島村大字梅之郷字宮東地先	一　平常時は、日光川水こう門の操作により、日光川水位をできるだけ低くするものとする。 二 洪水・高潮・津波のおそれがある時は、日光川水こう門及び日光川排水機を操作し、日光川水位をできるだけ低くするものとする。 ただし、最低制限水位は、東京湾中等潮位（以下「T.P.」という。）マイナス一・五メートルとする。
蟹江川排水機	海部郡蟹江町大字蟹江本町字栄花野地先 名古屋市港区南陽町大字福田前新田字への割地先	一　日光川水位が、T.P.〇・二メートル以上になると予想されるときは、水門を閉鎖し排水機を運転するものとする。ただし、最低制限水位はT.P.マイナス一・〇メートルとする。 二　蟹江川水位より日光川水位が下回ったときは、排水機の運転を停止し、水門を開放するものとする。 三　平常時は、水門を開放しておくものとする。 四　一の規定により排水機の運転をしている状態で日光川の水位が上昇し、越水及び破堤などによる氾濫

		の恐れがある場合は、以下のとおり排水機の操作を行うものとする。 ・日光川の水位が排水調整準備水位（日光川内水位観測所水位（以下「日光川内水位」という。）でT.P.一・〇五メートル）に達したときは、排水機の運転を停止する準備に入るものとする。 ・　日光川の水位が排水調整停止水位（日光川内水位でT.P.一・三五メートル）に達したときは、排水機の運転を停止し、新たに運転を行わないものとする。 ・　排水調整停止水位到達により排水機の運転を停止した後.日光川の水位が下降し、排水調整再開水位（日光川内水位でT.P.一・二五メートル）を下回ったときは、排水機の運転を再開することができるものとする。 河川からの越水又は破堤が発生し、日光川流域排水調整要綱第八条第２項に基づき、排水機の運転を停止する旨を発令したときは、排水機の運転を停止するものとする。この場合の排水調整の解除は、越水又は破堤した箇所の応急復旧が完了したとき、もしくは河川の水位が低下し、排水機の運転による破堤箇所等からの浸水のおそれがなくなったときに、同要綱第九条第３項に基づき通知をしたときとする。
日光川水こう門	海部郡飛島村大字梅之郷字東梅地先	一　平常時は、日光川排水機の操作基準に定めるもののほか、日光川水こう門の操作により通航の便を図るものとする。 二 洪水・高潮・津波のおそれがある時は、日光川排水機の操作基準に定めるとおりとする

（操作の方法の特例）

第４条　所長は、地震、事故その他やむを得ない事情があると認められるときは、必要な限度において、前条に規定する方法以外の方法により、排水機等を操作することができるものとする。

（操作に関する記録）

第５条　所長は、排水機等を操作したときは、次の各号に掲げる事項を記録しておくものとする。

一　操作した排水機等の名称

二　操作の開始及び終了の年月日並びに時刻

三　気象及び水象の状況

四　第６条に該当するときは、その事由及び操作の方法

五　その他参考となるべき事項

(2) 日光川河口排水機等操作規則（抜粋）

第１章　総　則

（操作の目的）

第２条　高潮時において海の潮汐又は波浪が日光川へ侵入することを防止するとともに、日光川水位の上昇を軽減することを目的とする。

第２章　排水機等の操作の方法等

（操作の方法）

第３条　洪水・高潮・津波等による災害発生を防止するための操作は、愛知県海部建設事務所長（以下「所長」という。）が行う。

また、小洪水時に内水位をできるだけ低くするための操作は、所長が愛知県海部農林水産事務所長（以下、「農林水産事務所長」という。）の意見を聞いて行うものとする。

この操作は、別に定める日光川水系日光川排水機等操作要領により行うものとする。

（操作の方法の特例）

第４条　所長は点検、事故その他やむを得ない事情があるときは、必要な限度において、前条に規定する方法以外の方法により排水機等を操作することができる。

（操作に関する記録）

第５条　所長は排水機等を操作したときは、次の各号に掲げる事項を記録し、保存するものとする。

１　操作した排水機等の名称及び翼角・開度
２　操作の開始及び終了の年月日並びに時刻
３　気象及び水象の状況
４　操作の内容
５　操作の理由
６　その他参考となるべき事項

(3) 日光川水系日光川放水路西中野樋管操作規則（抜粋）

第１章　総　則

（操作の目的）

第２条　樋管の操作は、日光川及び領内川の洪水の一部を一級河川木曽川へ排水することにより、日光川及び領内川流域の洪水による被害を軽減することを目的とする。

第２章　樋管の操作の方法等

（操作の方法）

第３条　愛知県海部建設事務所長（以下「所長」という。）は、愛知県一宮市起地先の国土交通省木曽川起水位観測所における測定した水位（標高5.13メートルを０点とした量水標の水位をいう。以下『起水位』という。）が0.35メートルを超えたときに、次の各号のいずれかに該当した場合は、樋管ゲートを全開し、別に定める排水量内で排水するものとする。

一　愛知県一宮市萩原町大字築込地先の日光川戸苅水位観測所において測定した水位（標高0.0メートルを０点とした量水標の水位をいう。以下『戸苅水位』という。）が2.60メートル（出動水位）に達し、更に上昇すると予想されるとき。

二　愛知県愛西市古瀬町地先の日光川古瀬水位観測所において測定した水位（標高0.0メートルを０点とした量水標の水位をいう。以下『古瀬水位』という。）が1.20メートル（出動水位相当）に達し、更に上昇すると予想されるとき、または１時間後に1.60メートルに達すると予想されるとき。

三　愛知県稲沢市祖父江町山崎地先の領内川広口池水位観測所において測定した水位（標高0.0メートルを０点とした量水標の水位をいう。以下『広口池水位』という。）が2.87メートル（計画高水位）に達し、更に上昇すると予想されるとき。

２　所長は、第１項により樋管ゲートを全開している場合において、次の各号のいずれかに該当した場合は、樋管ゲートを全閉するものとする。

一　起水位が、4.80メートル（出動水位）以上となり、更に上昇するおそれがあるとき及び0.35メートル以下となったとき。

二　岐阜県海津市海津町成戸地先の国土交通省木曽川成戸水位観測所において測定した水位（標高0.872メートルを０点とした量水標の水位をいう。以下『成戸水位』という。）が6.60メートル以上（出動水位）となり、更に上昇するおそれがあるとき。

三　木曽川において測定した水質が、ＢＯＤ値で１リットル当たり２ミリグラムを超えたとき。

（平水時における操作方法）

第４条　所長は、次の各号の全てに該当するときは、樋管ゲートを全閉しておくものとする。

一　戸苅水位が2.10メートル（氾濫注意水位）以下であるとき。

二　古瀬水位が0.90メートル（氾濫注意水位相当）以下であるとき、または３時間後に1.60メートルに達すると予想されないとき。

三　広口池水位が1.90メートル以下であるとき。

（操作の方法の特例）

第５条　所長は、事故その他やむを得ない事情があるときは、必要の限度内において樋管の操作を行うことができるものとする。ただし、操作を行うときは一級河川木曽川の河川管理者と協議を行うものとする。

（通知）

第６条　所長は、第３条及び第５条により樋管ゲートを操作する場合は、別途定めるところにより関係機関に通知するものとする。

（警報）

第７条　所長は、第３条及び第５条により樋管ゲートを全開する場合は、樋管周辺の人々に警報を行うものとする。

（操作に関する記録）

第８条　所長は樋管を操作したときは、次の各号に掲げる事項を記録しておくものとする。

一　操作の開始及び終了の年月日並びに時刻

二　気象及び水象の状況

三　操作の内容

四　操作の際に行った通知の状況

五　第５条の操作を行ったときは、その理由

六　その他参考となるべき事項

以下、省略

注）第６条の通知は「日光川水系日光川玉野放水路及び日光川祖父江放水路操作細則」で定める。

(4) 水場川排水機場等操作規則（抜粋）

第１章　総　則

（操作の目的）

第２条　排水機等の操作は、水場川における洪水の防御及び新川から水場川への逆流の防止を図ることを目的とする。

第２章　排水機等の操作の方法等

（洪水時における操作の方法）

第３条　愛知県尾張建設事務所長（以下「所長」という。）は、水場川及び新川において洪水が発生し、又は発生するおそれがあるときは、次の各号に定めるところにより排水機等を操作するものとする。

１　水場川の水位（以下「内水位」という。）が、当該排水機場地点での新川の水位（以下「外水位」という。）を下回り、かつ、東京湾中等潮位（以下「T.P.」という。）プラス1.80 メートルを上回り、又は上回ると予想されるときは、ひ門（１号正ひ門を除く。）を全閉し、かつ、排水機を運転すること。ただし内水位がT.P.プラス1.00メートルを下回るときは、排水機を運転しないこと。

２　内水位が、外水位を下回り、かつ、T.P.プラス1.80メートルを上回らず、かつ、上回らないと予想されるときは、排水機を運転せず、かつ、正ひ門を全閉し、兼用ひ門を全開しておくこと。

３　外水位が、内水位を下回るときは、排水機を運転せず、かつ、ひ門を全開すること。

４　第１号の規定により排水機の運転をしている状態で新川の水位が上昇し、越水及び破堤などによる氾濫のおそれがあるときは以下のとおり排水機の操作を行う。

（１）新川の水位が排水調整準備水位に達したときは、排水機の運転を停止する準備に入る。

（２）新川の水位が排水調整停止水位に達したときは、排水機の運転を停止し、新たに運転しないこと。

（３）（２）の状態で新川の水位が下降し、排水調整再開水位を下回ったときは、排水機を運転することができる。

（４）（１）の状態で新川の水位が下降し、排水調整準備水位を下回ったとき、または第１号から第３号により排水機を運転しないときは、排水機の運転を停止する準備を解除する。

５　第１号で排水機を運転している状態で新川において河川からの越水または破堤が発生したときは、発生箇所が当該排水機場地点より下流の場合は排水機の運転を停止する。当該排水機場より上流の場合、排水機を運転することにより、越水または破堤箇所から浸水などが生ずるときは、運転を停止する。この場合の排水調整の解除は、越水または破堤した箇所の応急復旧が完了したとき、若しくは新川の水位が低下し排水機の運転による破堤箇所などからの浸水のおそれがなくなったときとする。

（平水時における操作の方法）

第４条　前条に規定する場合以外の場合は、所長は、排水機を運転せず、かつ、正ひ門を全閉し、兼用ひ門を全開しておくものとする。

（操作の方法の特例）

第５条　所長は、地震、事故その他やむを得ない事情があると認めるときは、必要な限度において、前２条に規定する方法以外の方法により、排水機等を操作することができるものとする。

（操作に関する記録）

第６条　所長は排水機等を操作したときは、次の各号に掲げる事項を記録しておくものとする。

１　操作した排水機等の名称

２　操作の開始及び終了の年月日及び時刻

３　気象、水象及び地象の状況

４　前条に該当するときは、その事由及び操作の方法

５　その他参考となるべき事項

(5) 鴨田川排水機場操作規則（抜粋）

第１章　総　則

(操作の目的)

第２条　排水機等の操作は、鴨田川における洪水の防御及び新川から鴨田川への逆流の防止を図ることを目的とする。

第２章　排水機等の操作の方法等

(洪水時における操作の方法)

第４条　愛知県尾張建設事務所長（以下「所長」という。）は、鴨田川及び新川において洪水が発生し、又は発生するおそれがあるときは、次の各号に定めるところにより排水機等を操作するものとする。

１　鴨田川の水位（以下「内水位」という。）が、当該排水機場地点での新川の水位（以下「外水位」という。）を下回り、かつ東京湾中等潮位（以下「T.P.」という。）プラス2.80メートルを上回り、又上回ると予想されるときは、３号正樋門を除くすべての樋門を全閉し、かつ排水機を運転すること。ただし、内水位がT.P.プラス1.80メートルを下回ったときは、排水機の運転を停止する。

２　内水位が外水位を下回り、かつT.P.プラス2.80メートルを上回らず、かつ上回らないと予想されるときは、排水機を運転せず、かつ３号正樋門を除くすべての樋門を全閉しておくこと。

３　外水位が内水位を下回るときは、排水機を運転せず、かつ樋門を全開すること。

４　第１号の規定により排水機の運転をしている状態で新川の水位が上昇し、越水及び破堤などによる氾濫のおそれがあるときは以下のとおり排水機の操作を行う。

（１）　新川の水位が排水調整準備水位に達したときは、排水機の運転を停止する準備に入る。

（２）　新川の水位が排水調整停止水位に達したときは、排水機の運転を停止し、新たに運転しないこと。

（３）（２）の状態で新川の水位が下降し、排水調整再開水位を下回ったときは、排水機を運転することができる。

（４）（１）の状態で新川の水位が下降し、排水調整準備水位を下回ったとき、または第１号から第３号により排水機を運転しないときは、排水機の運転を停止する準備を解除する。

５　第１号で排水機を運転している状態で新川において河川からの越水または破堤が発生したときは、発生箇所が当該排水機場地点より下流の場合は排水機の運転を停止する。当該排水機場地点より上流の場合、排水機を運転することにより、越水または破堤箇所から浸水などが生ずるときは、運転を停止する。この場合の排水調整の解除は、越水または破堤した箇所の応急復旧が完了したとき、若しくは新川の水位が低下し排水

機の運転による破堤箇所などからの浸水のおそれがなくなったときとする。

（平水時における操作の方法）

第５条　前条に規定する場合以外の場合は、所長は、排水機を運転せず、かつ、樋門を全開しておくものとする。

（操作の方法の特例）

第６条　所長は、地震、事故その他やむを得ない事情があると認めるときは、必要な限度において、前２条に規定する方法以外の方法により、排水機等を操作することができるものとする。

（操作に関する記録）

第７条　所長は、排水機等を操作したときは、次の各号に掲げる事項を記録しておくものとする。

１　操作した排水機等の名称

２　操作の開始及び終了の年月日及び時刻

３　気象、水象及び地象の状況

４　前条に該当するときは、その事由及び操作の方法

５　その他参考となるべき事項

(6) 庄内川水系青木川青木川放水路排水機場操作規則（抜粋）

第１章　総　則

（趣旨）

第１条　愛知県江南市宮田神明町春日地先一級河川庄内川水系青木川青木川放水路排水機場（以下「機場」という。）の操作については、この操作規則の定めるところによる。

（用語の定義）

第２条　この操作規則において次の各号に掲げる用語の定義は、これに定めるところによる。

十六　犬山水位とは、愛知県犬山市栗栖地先の国土交通省犬山水位観測所において観測された標高35.30メートルを０点とした量水標の水位をいう。

十七　笠松水位とは、岐阜県羽島郡笠松町柳原地先の国土交通省笠松水位観測所において観測された標高0.0メートルを０点とした量水標の水位をいう。

十八　起水位とは、愛知県一宮市起地先の国土交通省起水位観測所において観測された標高5.13メートルを０点とした量水標の水位をいう。

十九　洪水時とは、次の各号のいずれかに該当した場合をいう。

イ　名古屋地方気象台より愛知県尾張西部に大雨又は洪水に関するいずれかの注意報又は警報が発令されたとき。

ロ　般若川水位が標高21.10メートルを越えたとき。

ハ　青木川水位が標高20.40メートルを越えたとき。

ニ　昭和川水位が標高22.20メートルを越えたとき。

ホ　奈良子川水位が標高22.70メートルを超えたとき。

ヘ　前池水位が標高14.81メートルに達し、かつ水位が上昇しているとき。

二十一　平水時とは、洪水時以外のときをいう。

二十二　局長とは、愛知県建設局長をいう。

二十三　所長とは、愛知県一宮建設事務所長をいう。

（操作の目的）

第４条　機場の操作は、青木川、般若川、昭和川及び奈良子川の洪水の一部を木曽川へ排水することにより、その流域の被害軽減を図ることを目的とする。

（操作の基本方針）

第５条　機場の操作は、木曽川の治水、環境等の正常な機能を損なわない範囲で第４条の目的を達成することを基本方針とする。

（排水規制）

第６条　青木川放水路から木曽川への排水は、次の各号のいずれかに該当する場合には、排水しないものとする。

一　犬山水位が10.40メートル以上のとき。

二　笠松水位が11.30メートル以上のとき。

三　起水位が0.35メートル以下のとき。

四　木曽川のＢＯＤ値が１リットル当たり２ミリグラムを超えたとき。

（排水可能量）

第７条　放水路から木曽川への排水量は毎秒当たり25.0立方メートルを超えないものとする。

２　第６条第１項第４号に定める規制を超えないよう排水可能量の計算を行い、これに基づき排水を実施するものとする。

第２章　機場の操作の方法等

（洪水時の操作の方法）

第８条　所長は、前池水位が標高14.81メートルに達し、さらに水位が上昇するおそれがあるときで、第６条に該当しないときは新堤樋管ゲートを全開し、第７条に定める排水量以内で、主ポンプの運転を開始するものとする。

２　所長は、主ポンプを運転している場合において、第６条に該当した場合のほか、前池水位が標高13.21メートル以下になったときは主ポンプの運転を停止し、新堤樋管ゲートを全閉するものとする。

（洪水終了時の操作の方法）

第９条　所長は、主ポンプの運転を停止している場合で機場内に残留水があるとき、部長の定めるところにより機場のピットポンプを操作し、機場内の空き容量を確保しておくものとする。

（平水時の操作の方法）

第10条　所長は、平水時の状態にあるときは、主ポンプの運転を停止し、新堤樋管ゲートを全閉するものとする。

（操作の方法の特例）

第11条　所長は、事故その他やむを得ない事情があるときは、必要の限度内において機場を操作することが出来るものとする。ただし、操作を行うときは木曽川の管理者と協議を行なうものとする。

（通知）

第12条　所長は、第６条に定める排水規制により機場の操作を停止する場合、部長の定めるところにより関係機関に通知するものとする。

（操作に関する記録）

第13条　所長は、機場の操作を行ったときは、次の各号に掲げる事項を記録しておくもの

とする。

一　操作した施設等の名称

二　操作した施設の操作開始及び終了の年月日及び時刻

三　気象及び水象の状況

四　操作の内容

五　操作の際に行った通知の状況

六　第１１条の規定による操作を行ったときは、その理由

七　その他参考となるべき事項

(7) 大江排水機操作管理規程（抜粋）

第１章　総　則

（操作の目的）

第２条　機場及びひ管の操作は、南派川の堤防及び木曽川下流部流域に支障を与えない範囲で、日光川流域の湛水を排除することを目的とする。（排水流域　別紙１参照）

（機場等の代表管理責任者）

第３条　機場及びひ管（以下「機場等」という。）の代表管理責任者（以下「管理者」という。）は、一宮市長とする。

第２章　排水機等の操作の方法等

（洪水時における操作の方法）

第６条　機場遊水池の量水標において測定した水位（以下「内水位」という。）が、T.P.10.90m以上の時を洪水時といい、次の各号の定めるところにより、機場等を操作するものとする。

一　内水位が、T.P.10.90m未満の間においては、１号ゲートは全閉にしておくものとする。

二　内水位が、T.P.10.90mに達し、更に上昇のおそれのある場合は、１号ゲートを全開した後排水機を始動するものとする。

三　排水機運転中に、ひ管量水標において、測定した南派川の水位（以下「外水位」という。）が、T.P.15.50m以上の時、または木曽川笠松水位観測所において測定した水位（標高０ｍを０点とした量水標の水位をいう。以下「笠松水位」という。）が10.40m以上のときは、河川管理者の排水機の運転状況を報告するものとする。

四　排水機運転中に、外水位がT.P.17.50m又は、笠松水位が、11.30mに達したときは運転を停止し、１号ゲートを全閉するものとする。

五　前項により排水機の運転を停止している場合において、外水位がT.P.17.50m以下となりかつ、笠松水位が11.30m以下となたときは、排水機の運転を開始するものとする。

六　内水位が、T.P.10.90m未満に低下した場合は、排水機の運転を停止し１号ゲートを全閉するものとする。

（操作の方法の特例）

第７条　河川管理者より南派川の堤防の異常等により排水機運転停止の指示があった場合は、その指示に従うものとする。

２　管理者は、事故その他やむを得ない事情があるときは、必要の限度において前条に規定する方法以外の方法により機場及びひ管を操作することができるものとする。なお、この場合は、河川管理者に通知するものとする。

３　木曽川へ排出することにより、生活環境等に係る被害を及ぼすおそれがある場合には、

排水を減じ、又は停止する。

(8) 木曽川水系鍋田川　鍋田川下流排水機場等操作要領（抜粋）

第１章　総　則

（操作の目的）

第２条　排水機等の操作は、鍋田川における洪水の防御及び流水の正常な機能の維持を図ることを目的とする。

第２章　排水機等の操作の方法等

（用語の定義）

第３条　用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1)　鍋田川1.437キロメートルに位置する水門を下水門という。

(2)　鍋田川1.739キロメートルに位置する水門を中水門という。

(3)　下水門直下流の水位を外水位という。

(4)　中水門上流（排水機場直上流の水位を内水位という。）

（洪水時における操作の方法）

第４条　内水位が、T.P.マイナス0.85メートルを越えたときは、次の各号により、排水機等を操作するものとする。

(1)　外水位が内水位を上回っているときは、中水門を全閉し、排水機を運転すること。

(2)　外水位が内水位を下回っているときは、中水門を全開し、排水機を停止しておくこと。

２　前項及び次項により排水機を運転している場合において、内水位がT.P.マイナス1.65メートル以下になったときは、排水機を停止すること。

３　前項により中水門を全閉し排水機を停止している場合において、内水位がT.P.マイナス0.85メートルを越えたとき（内水位が外水位より高いときは除く）は、排水機を運転するものとする。

４　第１項及び前項により排水機を運転している場合において、内水位が外水位を上回ったときは、排水機の運転を停止し、中水門のゲートを全開するものとする。

５　第１項及び第４項により中水門のゲートを操作する場合においては内水位及び外水位に急激な変動を生じないようにするものとする。

（平水時における操作方法）

第５条　内水位が、T.P.マイナス0.85メートル以下であるとき（第４条の操作により内水位がT.P.マイナス0.85メートル以下になるときは除く。）は、排水機かを停止しておき、中水門を全開しておくものとする。

（操作方法の特例）

第６条　地震、事故その他やむを得ない事情があるときは、必要の限度内において前二条に規定する方法以外の方法により排水機を操作することができるものとする。

（操作に関する記録）

第７条　排水機等を操作したときは、次に掲げる事項を記録しておくものとする。

(1)　操作の開始及び終了の年月日及び時刻

(2)　気象及び水象の状況

(3)　操作した排水機等の名称

(4)　操作の際に行った通知の状況

(5)　前条に該当するときは、その理由

(6)　その他参考となるべき事項

（その他）

第14条　この操作要領の定めるもののほか、その操作要領の実施のため必要な事項は、愛知県建設部長と三重県県土整備部長が協議して定める。

(9) 中江川排水機場操作規則（抜粋）

第１章　総　則

（操作の目的）

第２条　排水機等の操作は、中江川における洪水の防御及び合瀬川から中江川への逆流の防止を図ることを目的とする。

（施設の名称）

第３条　排水機の施設の名称は、左岸側から１号機、２号機、３号機というものとする。

第２章　排水機等の操作方法等

（洪水時における操作の方法）

第４条　愛知県尾張建設事務所長（以下「所長」という。）は、中江川、新川及び合瀬川において洪水が発生し、又は発生するおそれがあるときは、次の各号に定めるところにより排水機等を操作するものとする。

１．　中江川の水位（以下「内水位」という。）が、合瀬川の水位（以下「外水位」という。）を下回りかつ、東京湾中等潮位（以下「T.P.」という。）プラス5.60メートルを上回ったときは、水門を全閉しつつ、１号機を運転すること。

２．　水門全閉時において、内水位がT.P.プラス5.70メートルを上回ったときは、１号機に加えて２号機も運転すること。

３．　水門全閉時において、内水位がT.P.プラス5.80メートルを上回ったときは、１、２号機に加えて３号機も運転すること。

４．　内水位がT.P.プラス5.80メートルを上回ってから、内水位が外水位を下回り水門を全閉したときは全閉と同時に１号機、２号機、３号機の順で運転すること。

５．　水門全閉時において、内水位がT.P.プラス5.00メートルを下回ったときは、１号機の運転を停止すること。

６．　１号機の運転停止後に内水位がT.P.プラス4.90メートルを下回ったときは、２号機の運転を停止すること。

７．　１、２号機の運転停止後に内水位がT.P.プラス4.80メートルを下回ったときは、３号機の運転を停止すること。

８．　外水位が内水位を下回るときは、排水機を運転せず、かつ水門を全開すること。

９．　排水地点より下流の合瀬川において、越水または破堤のおそれがあるときは、以下の操作を行うこととする。

（１）　「外水位が危険水位以上となったとき」は、排水機の運転を停止する。

（２）　（１）に基づき停止した排水機は、外水位が危険水位を下回り、 かつ周辺の堤防を目視し越水または破堤のおそれがない場合、第１号から第４号までの各規定を踏まえ運転を再開することができる。

10.　第１号から第４号までの規定により排水機の運転をしている状態で新川の水位が上昇し、越水及び破堤などによる氾濫のおそれがあるときは、以下のとおり排水機の操作を行う。

（１）　新川の水位が排水調整準備水位に達したときは、排水機の運転を停止する準備にはいる。

（２）　新川の水位が排水調整停止水位に達したときは、排水機の運転を停止し、新たに運転しないこと。

（３）　（２）の状態で新川の水位が下降し、排水調整再開水位を下回ったときは、第１号から第４号までの各規定を踏まえ、排水機を運転することができる。

（４）　（１）の状態で新川の水位が下降し、排水調整準備水位を下回ったとき、または第５号から第８号の規定により排水機を運転しないときは、排水機の運転を停止する準備を解除する。

11.　第１号から第４号で排水機を運転している状態で新川及び合瀬川において河川からの越水または破堤が発生したときは、発生箇所が当該排水機場地点より下流の場合は排水機の運転を停止する。当該排水機場地点より上流の場合、排水機を運転することにより、越水または破堤箇所から浸水などが生ずるときは、運転を停止する。この場合の排水調整の解除は、越水または破堤した箇所の応急復旧が完了したとき、若しくは河川の水位が低下し排水機の運転による破堤箇所などからの浸水のおそれがなくなったときとする。

（平水時における操作の方法）

第５条　前条に規定する場合以外の場合は、所長は、排水機を運転せず、かつ、水門を全開しておくものとする。

（操作の方法の特例）

第６条　所長は、地震、事故その他やむを得ない事情があると認めるときは、必要な限度において前２条に規定する方法以外の方法により、排水機等を操作することができるものとする。

（操作に関する記録）

第７条　所長は、排水機等を操作したときは、次の各号に掲げる事項を記録しておくものとする。

１．　操作した排水機等の名称

２．　操作の開始及び終了の年月日及び時刻

３．　気象、水象及び地震の状況

４．　前条に該当するときは、その事由及び操作の方法

５．　その他参考となるべき事項

(10) 西條小切戸川排水機場操作要領（抜粋）

第１章　総　則

（操作の目的）

第４条　機場の操作は、西條小切戸川における洪水の防御及び福田川から西條小切戸川への逆流の防止を図ることを目的とする。

第２章　機場等の操作の方法等

（洪水時におけるポンプ操作等の方法）

第７条　機場水位が外水位より低く自然排水が不可能であるときを洪水時といい、管理者は次の各号に定めるところにより排水機場の操作を行うものとする。

一　機場水位が外水位より低く、自然排水が不可能な場合、吐出井ゲートを全閉する。

二　前項の状態において、機場水位がT.P.－1.1ｍを上回り又は上回ると予想されるときは、排水機を運転する。ただし、機場水位がT.P.－1.5mを下回ったときは、排水機を停止する。

三　外水位が福田川計画高水位であるT.P.1.05ｍを上回ったときはポンプを停止する。

四　第一項から第三項の状態で、日光川の水位が上昇しているときは、日光川基準地点の水位に応じて、以下のとおり操作するものとする。

（１）排水ポンプを運転する状態で、かつ、日光川基準地点の水位が上昇し、準備水位T.P.1.05mに達したときは、排水ポンプの運転を停止する準備に入る。

（２）日光川基準地点の水位が上昇し、停止水位T.P.1.35mに達したときは、排水ポンプの運転を停止し、または運転しない。

（３）（２）の状態で二級河川日光川の水位が下降し、日光川基準地点の水位が排水再開水位T.P.1.25mに達したときは、排水ポンプを運転することができる。

（４）（１）の状態で二級河川日光川の水位が下降し、日光川基準地点の水位が準備水位T.P.1.05mを下回ったとき、排水ポンプの運転を停止する準備を解除する。

五　上記の規定によらず、ポンプを運転している状態で別図2に示す日光川等の地点において、河川からの越水または破堤が発生したときは運転を停止する。この場合の排水調整の解除は、越水または破堤した箇所の応急復旧が完了したとき、若しくは日光川等の水位が低下し排水機の運転による破堤箇所などからの浸水の恐れがなくなったときとする。

（平水時におけるポンプ操作等の方法）

第８条　機場水位が外水位より高く、自然排水が可能であるときを平水位といい、管理者は樋門ゲート及び吐出井ゲートを全開しておくものとする。

（樋門ゲート操作の方法）

第９条　管理者は、外水位が福田川計画高水位であるT.P.1.05ｍに達した場合、樋門ゲートを全閉するものとする。

（操作の方法の特例）

第10条　管理者は、事故、その他止むを得ない事情のあるときは、必要の限度において第７条から第９条に規定する方法以外の方法により機場等を操作することができるものとする。

（操作に関する記録）

第11条　管理者は、機場等を操作したときは、次に掲げる事項を記録しておくものとする。

一　操作の開始及び終了の年月日及び時刻

二　気象及び水象の状況

三　操作したゲートの名称

四　第10条に該当したときは操作の理由

五　その他参考となるべき事項

(11) 水干川排水機場等操作規則（抜粋）

第一章　総　　則

（操作の目的）

第２条　排水機等の操作は、水干川における洪水の防御及び逢妻川から水干川への逆流の防

止を図ることを目的とする。

第二章　操作の方法等

（洪水時における操作の方法）

第３条　愛知県知立建設事務所長（以下「所長」という。）は、水干川において洪水が発生し、又は発生する恐れのあるときは、次の各号の定めるところにより排水機等を操作するものとする。

（１）　水干川の水位（以下「内水位」という。）が逢妻川の水位（以下「外水位」という。）を下回り、かつ東京湾中等潮位（以下「Ｔ．Ｐ.」という。）プラス１．３０ｍを上回り、又は上回ると予想されるときは、樋門を全閉し、排水機を運転する。

ただし、内水位がＴ．Ｐ．プラスマイナス０．００メートルを下回るときは運転しない。

（２）　外水位が内水位を下回ったときであっても、内水位がＴ．Ｐ．プラス１．３０ｍを上回り、又は上回ると予想されるときは、樋門を全閉し、排水機を運転する。

（３）　内水位が外水位を下回り、Ｔ．Ｐ，プラス１．３０ｍを上回らず、かつ上回らないと予想されるときは、樋門を全閉し、排水機を運転しない。

（４）　外水位が内水位を下回り、かつ内水位がＴ．Ｐ．プラス１．３０ｍを下回るときは、排水機を運転せず、樋門を全開する。

（５）　第１号、２号の規定により排水機の運転をしている状態で逢妻川の水位が上昇し、越水及び破堤などによる氾濫の恐れがある場合は、以下のとおり排水機の操作を行うものとする。

１）外水位が排水調整停止水位（Ｔ．Ｐ．プラス５．１７ｍ）に達したときは、排水機の運転を停止し、新たに運転を行わないものとする。

２）排水調整停止到達により排水機の運転を停止した後、外水位が下降し、排水調整再開水位（Ｔ．Ｐ．プラス４．９７ｍ）を下回ったときは、排水機の運転を再開することができる。

（６）　第１号、２号の規定により排水機を運転している状態で逢妻川において河川からの越水または破堤が発生し、境川流域排水調整要綱第６条第２項に基づき排水機の運転を停止する旨を発令したときは、排水機の運転を停止するものとする。この場合の排水調整の解除は、越水または破堤した箇所の応急復旧が完了したとき、若しくは逢妻川の水位が低下し排水機の運転による破堤箇所などからの浸水のおそれがなくなったときに、同要綱第７条第２項に基づき通知をしたときとする。

（７）　排水機場のポンプの起動及び停止の順序については、別途定める。

（平水時における操作の方法）

第４条　所長は、前条に規定する場合以外は排水機を運転せず、樋門を全開しておくものとする。

（操作方法の特例）

第６条　所長は、地震、事故その他やむを得ない事情があると認められるときは、必要な限度において第３条及び第５条に規定する以外の方法により排水機等を操作することができるものとする。

（操作に関する記録）

第７条　所長は、排水機等を操作したときは、次の各号に掲げる事項を記録しておくものとする。

（１）　操作した排水機等の名称
（２）　操作の開始・終了の年月日及び時刻
（３）　気象、水象等の状況
（４）　第６条に該当するときは、その事由及び操作の方法
（５）　その他参考となるべき事項

第四章　雑　　則

（記録及び報告）

第13条　所長は、排水機等の点検結果その他排水機等を管理するのに必要な事項について記録するとともに、特に重要と思われる事項については、速やかに建設部長に報告するものとする。

(12) 流れ川第１、第２排水機等操作規則（抜粋）

第一章　総　　則

（操作の目的）

第２条　排水機等の操作は、流れ川における洪水の防御及び逢妻川から流れ川への逆流の防止を図ることを目的とする。

第二章　操作の方法等

（洪水時における操作の方法）

第３条　愛知県知立建設事務所長（以下「所長」という。）は、流れ川において洪水が発生し、又は発生する恐れのあるときは、次の各号の定めるところにより排水機等を操作するものとする。

（１）　流れ川の水位（以下「内水位」という。）が逢妻川の水位（以下「外水位」という。）を下回り、かつ第２排水機場において東京湾中等潮位（以下「Ｔ．Ｐ.」という。）プラス１．３０ｍを上回り、又は上回ると予想されるときは、樋門を全閉し、排水機を運転する。

ただし、内水位がＴ．Ｐ．プラスマイナス０．００メートルを下回るときは運転しない。

（２）　内水位が外水位を上回ったときであっても、内水位が第２排水機場においてＴ．Ｐ．プラス１．３０ｍを上回り、又は上回ると予想されるときは、樋門を全閉し排水機を運転する。

（３）　内水位が外水位を下回り、かつ内水位が第２排水機場においてＴ．Ｐ，プラス１．３０ｍを上回らず、かつ上回らないと予想されるときは、樋門を全閉し、排水機を運転しない。

（４）　外水位が第２排水機場においてＴ．Ｐ．プラス１．３０ｍを下回るときは、排水機を運転せず、樋門を全開する。

（５）　第１号、２号の規定により排水機の運転をしている状態で逢妻川の水位が上昇し、越水及び破堤などによる氾濫の恐れがある場合は、以下のとおり排水機の操作を行うものとする。

１）外水位が第１排水機場において排水調整停止水位（Ｔ．Ｐ．プラス５．１７ｍ）に達したとき、又は第２排水機場において排水調整停止水位（Ｔ．Ｐ．プラス５．３１ｍ）に達したときは、排水機の運転を停止し、新たに運転を行わないものとする。

２）排水調整停止到達により排水機の運転を停止した後、外水位が下降し、第１排水

機場において排水調整再開水位（Ｔ．Ｐ．プラス４．９７ｍ）を、又は第２排水機場において排水調整再開水位（Ｔ．Ｐ．プラス５．１１ｍ）を下回ったときは、排水機の運転を再開することができる。

（６）　第１号、２号の規定により排水機を運転している状態で逢妻川において河川からの越水または破堤が発生し、境川流域排水調整要綱第６条第２号に基づき排水機の運転を停止する旨を発令したときは、排水機の運転を停止するものとする。この場合の排水調整の解除は、越水または破堤した箇所の応急復旧が完了したとき、若しくは逢妻川の水位が低下し排水機の運転による破堤箇所などからの浸水のおそれがなくなったときに、同要綱第７条第２項に基づき通知をしたときとする。

（７）　排水機場のポンプの起動及び停止の順序については、別途定める。

（平水時における操作の方法）

第４条　所長は、前条に規定する場合以外は排水機を運転せず、樋門を全開しておくものとする。

（操作方法の特例）

第６条　所長は、地震、事故その他やむを得ない事情があると認められるときは、必要な限度において第３条及び第５条に規定する以外の方法により排水機等を操作することができるものとする。

（操作に関する記録）

第８条　所長は、排水機等を操作したときは、次の各号に掲げる事項を記録しておくものとする。

（１）　操作した排水機等の名称

（２）　操作の開始・終了の年月日及び時刻

（３）　気象、水象等の状況

（４）　第６条に該当するときは、その事由及び操作の方法

（５）　その他参考となるべき事項

第四章　雑　　則

（記録及び報告）

第14条　所長は、排水機等の点検結果その他排水機等を管理するのに必要な事項について記録するとともに、特に重要と思われる事項については、速やかに建設部長に報告するものとする。

(13) 蜆川排水機場及び伏見屋樋門操作要領（抜粋）

第１章　総　則

（操作の目的）

第２条　排水機場、樋門の操作は、樋門上流の蜆川における洪水及び高潮の防御を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第３条　この操作要領における用語の定義は次の各号に定めるところによる。

一　排水機場等とは、排水機場及び樋門をいう。

二　内水位とは、樋門の上流水位計で観測した水位をいう。

三　外水位とは、樋門の下流水位計で観測した水位をいう。

四　排水機場の陸側から１号ポンプ、２号ポンプと呼ぶ。

五　マイターゲートとは、樋門下流側に設置される観音開きのゲートをいう。

六　ローラーゲートとは、樋門本体に設置される昇降式のゲートをいう。

七　排水機場樋管ゲートとは、排水機場から蜆川に排水する樋管に設けたゲートをいう。

第２章　排水機場等の操作の方法

（洪水時における操作の方法）

第４条　愛知県知立建設事務所長（以下「所長」という。）は、蜆川において洪水が発生し、又は発生するおそれがあるときは、次の各号に定めるところにより排水機場等の操作を行うものとする。

（１）　内水位がＴ．Ｐ．－０．３０ｍに達し、さらに上昇するおそれがあるときは、ローラーゲートを全閉し１号ポンプの運転を開始するものとする。

（２）　（１）の状態でなお内水位の上昇があり、内水位がＴ．Ｐ．－０．１０ｍに達し、さらに上昇するおそれがあるときは１号ポンプに加え、２号ポンプの運転を開始する。

（３）　（１）又は（２）の状態で、外水位が内水位より低くなった（自然排水が可能となった）場合には、ローラーゲートを全開し１号及び２号ポンプの運転を停止する。

（４）　（１）又は（２）の状態で、内水位がＴ．Ｐ．－１．３０ｍ以下となった場合には１号及び２号ポンプの運転を停止する。

（５）　（１）の操作に先立ち、排水機場樋管ゲートを開扉する。また、（３）又は（４）の操作後は閉扉する。

（高潮時における操作の方法）

第５条　所長は、蜆川において高潮が発生し、又は発生するおそれがあり、樋門上流の降雨により排水機場の操作が必要と認められるときは、次の各号に定めるところにより排水機場等の操作を行うものとする。

（１）　内水位がＴ．Ｐ．－０．６０ｍに達し、さらに上昇するおそれがあるときは、ローラーゲートを全閉し１号ポンプの運転を開始するものとする。

（２）　（１）の状態でなお内水位の上昇があり、内水位がＴ．Ｐ．－０．４０ｍに達し、さらに上昇するおそれがあるときは１号ポンプに加え、２号ポンプの運転を開始する。

（３）　（１）又は（２）の状態で、外水位が内水位より低くなった（自然排水が可能となった）場合には、ローラーゲートを全開し１号及び２号ポンプの運転を停止する。

（４）　（１）、（２）の状態で内水位がＴ．Ｐ．－１．３０ｍ以下となった場合には１号及び２号ポンプの運転を停止する。

（５）　（１）の操作に先立ち、排水機場樋管ゲートを開扉する。また、（３）又は（４）の操作後は閉扉する。

（津波発生時における操作の方法）

第６条　所長は、蜆川において津波が発生し、又は発生するおそれがある場合には、次の各号に定めるところにより排水機場等の操作を行うものとする。

（１）　樋門の操作は、別に定める「津波発生時の樋門・水門・防潮扉等操作規程」によるものとする。

（２）　排水機場の操作は、ローラーゲートが全閉している場合に、内水氾濫を防止するよう適切にポンプの運転を開始するものとする。

（３）　（２）の状態で内水位がＴ．Ｐ．－１．３０ｍ以下となった場合にはポンプの運転を停止する。

（４）　（２）の操作に先立ち、排水機場樋管ゲートを開扉する。また、（３）の操作後は閉扉

する。

（ローラーゲートの操作の方法）

第７条　ローラーゲートの開閉の順序は原則として、閉門の場合は両端のものから順次行い、開門の場合は中央部のものから順次行うものとする。

（平常時の操作）

第８条　第４条、第５条及び第６条に規定する以外の場合は、所長は排水機場を運転せず、かつ樋門のローラゲートを全開し排水機場樋管ゲートのゲートは閉扉しておくものとする。

（操作の方法の特例）

第９条　所長は、事故その他やむを得ない事情があるときは、第４条、第５条及び第６条に規定する方法以外の方法により排水機場等を操作することができるものとする。

２　所長は、樋門の下流側の蜆川の堤防の異常等により排水機場の運転を停止させる必要が発生した場合は、運転停止を行うものとする。

第４章　雑　則

（記録及び報告）

第 16 条　所長は、排水機場等の点検結果その他排水機場等を管理するのに必要な事項について記録するとともに、特に重要な事項については速やかに建設部長に報告するものとする。

(14) 発杭川排水機場運転規則（抜粋）

（操作の目的）

第１条　機場の操作は、発杭川流域の浸水被害を軽減することを目的とする。

（洪水時における操作の方法）

第２条　発杭川の水位（以下「内水位」という。）が東京湾中等潮位（以下「T.P.」という。）+2.50mを越え、さらに上昇するおそれがあるときは、発杭川水門閉鎖後１号機の運転を開始するものとする。また、内水位がT.P.+2.70mを上回る場合は１号機に加えて２号機も運転するものとする。

２　前項により機場のポンプを運転している場合においては、内水位がT.P.+1.50m以下になったときは、１号機、２号機の運転を停止するものとする。

３　第１号の規定により排水機の運転をしている状態で境川の水位(以下「外水位」という。)が上昇し、越水及び破堤などによる氾濫の恐れがある場合は、以下のとおり排水機の操作を行うものとする。

１）外水位が排水調整停止水位（T.P.+6.59m）に達したときは、排水機の運転を停止し、新たに運転を行わないものとする。

２）排水調整停止到達により排水機の運転を停止した後、外水位が下降し、排水調整再開水位（T.P.+6.39m）を下回ったときは、排水機の運転を再開することができる。

４　第１号の規定により排水機を運転している状態で境川において河川からの越水または破堤が発生し、境川流域排水調整要綱第６条第２項に基づき排水機の運転を停止する旨を発令したときは、排水機の運転を停止するものとする。この場合の排水調整の解除は、越水または破堤した箇所の応急復旧が完了したとき、若しくは境川の水位が低下し排水機の運転による破堤箇所などからの浸水のおそれがなくなったときに、同要綱第７条第２項に基づき通知をしたときとする。

（平水時における操作の方法）

第３条　内水位がT.P.+1.50m以下のときは（第３条の操作により内水位がT.P.+1.50m以下に

なるときを除く。）は、機場のポンプの運転を停止しておくものとする。

（操作の方法の特例）

第４条　地震、事故、その他やむをえない事情のあるときは、必要の限度において前３条に規定する方法以外の方法により機場を操作することができるものとする。

（操作に関する記録）

第５条　機場を操作したときは、次に掲げる事項を記録しておくものとする。

一　操作の開始及び終了の年月日及び時刻

二　気象及び水象の状況

三　操作したポンプの名称

四　第５条に該当するときは、操作の理由

(15) 日光川玉野放水路及び日光川祖父江放水路操作規則（抜粋）

（操作の目的）

第４条　放水路の操作は、日光川及び領内川における洪水の一部を木曽川へ排水し、その流域の被害軽減を図ることを目的とする。

（操作の基本方針）

第５条　放水路の操作は、木曽川の治水、環境等正常な機能を損なわない範囲で第４条の目的を達成することを基本方針とする。

（排水規制）

第６条　放水路から木曽川への排水は、木曽川の治水、環境等の正常な機能を損なわないよう、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合に排水規制し、日光川放水路西中野樋管ゲートを全閉するものとする。

一　起水位が4.80メートル(出動水位)以上となり、更に上昇する恐れがあるとき及び0.35メートル以下となったとき。

二　成戸水位が6.60メートル以上(出動水位)となり、更に上昇する恐れがあるとき。

三　木曽川において測定した水質がBOD 値で１リットル当り２ミリグラムを超えたとき。

（排水可能量）

第７条　前条に定める排水規制を行わないときの排水量は、排水前の木曽川流量及び水質ならびに木曽川へ排水する流水の水質に応じて、別途定める排水可能量とする。

なお､放水路から木曽川への排水量は毎秒当り５５立方メートルを超えないものとする。

第２章　放水路の操作方法等

（放水路の操作方法）

第８条　放水路の操作は次条から第１７条までに定めるところによるものとする。

（操作水位）

第９条　放水路の操作は次に定める水位のいずれかに該当した場合に行うものとする。

一　戸苅水位が標高2.60メートル(出動水位)に達し、更に上昇すると予想されるとき。

二　古瀬水位が標高1.20メートル(出動水位)に達し、更に上昇すると予想されるとき、または１時間後に標高1.60メートルに達すると予想されるとき。

三　広口池水位が標高2.87メートル(計画高水位)に達し､更に上昇すると予想されるとき。

２　前項により放水路を操作している場合において、次に定める水位の全てに該当した場合は、放水路の操作を終了するものとする。

一　戸苅水位が標高2.10メートル以下となったとき。

二　古瀬水位が標高0.90メートル以下となったとき。

（日光川放水路玉野分流堰ゲートの操作方法）

第10条　所長は、洪水時において、第６条に該当せず、かつ、前条第１項に定める操作水位に達した場合で、かつ、広口池水位が標高1.34メートルを下回るときは、別途定める日光川の排水可能量となるように日光川放水路玉野分流堰ゲートを操作するものとする。

２　所長は、前項に定める操作を行っている場合において、広口池水位が標高1.34メートルに達したときは、日光川放水路玉野分流堰ゲートを全閉するものとする。

３　所長は、第１項に定める操作を行っている場合において、第６条に該当した場合は、日光川放水路玉野分流堰ゲートを全閉するものとする。

４　所長は、平水時においては日光川放水路広口池分流堰ゲートを全閉するものとする。

（日光川放水路広口池東水門ゲートの操作方法）

第11条　所長は、洪水時において、第６条に該当せず、かつ、第９条第１項に定める操作水位に達した場合で、かつ、広口池水位が標高1.34メートルを下回るときは、日光川放水路広口池東水門ゲートを全開するものとする。

２　所長は、前項に定める操作を行っている場合において、広口池水位が標高1.34メートルに達したときは、日光川放水路広口池東水門ゲートを全閉するものとする。

３　所長は、平水時においては日光川放水路広口池東水門ゲートを全閉するものとする。

（日光川放水路広口池分流堰ゲートの操作方法）

第12条　所長は、洪水時において、第６条に該当せず、かつ、第９条第１項に定める操作水位に達したときは、別途定める排水可能量となるように日光川放水路広口池分流堰ゲートを操作するものとする。

２　所長は、前項に定める操作を行っている場合において、日光川放水路西中野排水機が停止したときは、日光川放水路広口池分流堰ゲートを全閉するものとする。

３　所長は、第１項に定める操作を行っている場合において、第６条に該当した場合は、日光川放水路広口池分流堰ゲートを全閉するものとする。

４　所長は、平水時においては日光川放水路広口池分流堰ゲートを全閉するものとする。

（日光川放水路西中野排水機の操作方法）

第13条　所長は、洪水時において、第６条に該当せず、かつ、日光川放水路西中野樋管ゲートが全開している場合で、排水機場水位が標高-5.15mに達したときは別途定める排水可能量となるように日光川放水路西中野排水機の運転を行うものとする。

２　所長は、前項に定める操作を行っている場合において、排水機場水位が標高-6.15mを下回ったときは日光川放水路西中野排水機の運転を停止するものとする。

３　所長は、第１項に定める操作を行っている場合において、第６条に該当した場合は、日光川放水路西中野排水機の運転を停止するものとする。

４　所長は、平水時においては日光川放水路西中野排水機の運転を停止するものとする。

（日光川放水路広口池南水門ゲートの操作方法）

第14条　所長は、洪水時において、第12条により日光川放水路広口池分流堰ゲートを操作している場合で、広口池水位が広口池南水門下流水位を下回ったときは日光川放水路広口池南水門ゲートを全閉し、広口池水位が広口池南水門下流水位を上回ったときは日光川放水路広口池南水門ゲートを全開するものとする。

２　所長は、前項に定める操作を行っている場合において、広口池水位が標高2.87メートルに達したときは、日光川放水路広口池南水門ゲートを全開するものとする。

３　所長は、平水時においては広口池水位が概ね標高1.00メートルとなる開度で日光川放水路広口池南水門ゲートを停止するものとする。

（放水路残留水の排水）

第15条　洪水終了後に日光川玉野放水路内及び日光川祖父江放水路内に残留水がある場合には、日光川玉野放水路残留水排水ポンプ及び日光川祖父江放水路残留水排水ポンプを速やかに運転するものとする。

（操作方法の特例）

第16条　所長は、事故その他やむを得ない事情があると認められるときは必要な限度内において第９条から第15条までに規定する以外の方法により放水路を操作することができるものとする。

（通知及び警報）

第17条　所長は、第６条に定める排水規制条件により放水路の操作を停止する場合、公共の利害に重大な影響を生ずると認められたときは、別途定めるところにより関係機関に通知するものとする。

２　所長は、放水路を操作することにより危害を生ずるおそれがあると認められるときは、別途定めるところにより、日光川放水路玉野分流堰周辺、広口池周辺、日光川放水路西中野排水機場及び日光川放水路西中野樋管周辺の人々に警報を発するものとする。

（操作に関する記録）

第18条　所長は、放水路の操作を行ったときは、次の各号に掲げる事項を記録するものとする。

一　操作した施設の名称

二　操作した施設の操作開始及び終了の年月日及び時刻

三　気象、水象及び地象の状況

四　操作の内容

五　操作の際行った通知、警報の状況

六　第16条による操作を行った時は、その理由及び操作方法

七　その他参考となるべき事項

（洪水警戒体制の実施）

第19条　所長は次の各号のいずれかに該当するときは直ちに洪水警戒体制に入るものとする。

一　名古屋地方気象台より愛知県西部または尾張西部に大雨または洪水に関する警報が発令されたとき。

二　日光川、領内川の水位が第２条第13号に定めるいずれかの場合に該当し、さらに上昇すると予想されるとき。

三　その他所長が必要と認めたとき。

（洪水警戒体制時における措置）

第20条　所長は洪水警戒体制時においては次に掲げる措置をとるものとする。

一　放水路を適切に操作することができる要員を確保すること。

二　放水路を操作するために必要な機材、器具等の点検及び整備を行うこと。

三　放水路を操作するために必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡並びに情報の収集を行うこと。

四　その他放水路の操作上必要な措置を行うこと。

（洪水警戒体制の解除）

第21条　所長は、洪水が終わったときまたは洪水に至ることなく洪水が発生するおそれがなくなったときは、洪水警戒体制を解除するものとする。

（記録及び報告）

第24条　所長は､放水路を管理するために必要な事項について日報､月報及び年報を作成し、これらを保管しておくとともに、特に重要な事項については速やかに愛知県建設部長に報告するものとする。

(16) 筏川排水機操作規則（抜粋）

（操作の操作）

第４条　大雨（日雨量80ミリメートル以上をいう）及び樋門による自然排水のみで、内水の排除が困難と予測され内水位が-1.20メートルより高くなった時に所長は排水機の運転を開始させ、退潮時に内外水位が等しくなった時に停止させ、ただちに自然排水に切換えるものとする。

　但し所長が自然排水のみで不足を予測するときは干潮時でも排水機の運転をさせるものとする。

　日雨量250ミリメートル以上又は３日連続雨量440ミリメートル以上の降雨が予想されるような特別な異常気象の際は前項にかかわらず所長は自然排水を勘案しながら適宜排水機を操作させ内水排除に努めなければならない。

（洪水時等の警戒体制）

第７条　連続日雨量80ミリメートル以上の大雨等の気象情報があったとき、又は所長が必要を認めた場合は、所長はそれぞれ担当部所に必要な人員を配置し洪水時等の警戒体制をとらなければならない。

（洪水時等の警戒体制の場合の処置）

第８条　前条により洪水時等の警戒体制を命ぜられたとき、係員は排水機の操作が何時でも開始出来るように、次の各号の処置をとらなければならない。

１　排水機の操作に必要な機械器具電源等の細部点検を行なうこと

２　夜間作業に必要な電灯等の器具を整備すること

３　係員は、内外水位を30分毎に所長に報告すること

（排水機の運転開始並停止）

第９条　係員は、排水機の運転を開始し並に停止した場合はすみやかに報告すること。

（洪水時等の警戒体制の解除）

第10条　所長は、第７条の警戒体制の必要がないと認めた時は警戒体制を解除する。

(17) 地蔵川排水機場操作規則（抜粋）

第１章　総則

（操作の目的）

第２条　機場の操作は、地蔵川の洪水の一部を八田川へ排水することにより、地蔵川及び新地蔵川流域の洪水の防止を目的とする。

第２章　機場の操作の方法等

（洪水時における操作方法）

第４条　愛知県春日井市御幸町３丁目地先の地蔵川の水位（以下「内水位」という。）がT.P.プラス8.90メートル以上の時を洪水時といい、愛知県尾張建設事務所長（以下「所長」と

いう。）は、次の各号に定めるところにより機場を操作するものとする。

一　内水位が、T.P.プラス8.90メートル（ポンプ運転開始水位）に達し、更に上昇すると予想されるとき、樋管ゲートを全開し、排水機の運転を開始するものとする。

二　前項により排水機を運転している場合において、内水位がT.P.プラス8.30メートル以下（ポンプ運転停止水位）となったときは全ての排水機の運転を停止し、樋管ゲートを全閉するものとする。

三　排水機を運転している場合において、愛知県春日井市御幸町３丁目地先の八田川の水位（以下「外水位」という。）がT.P.プラス14.74メートル（放流先の八田川0k833地点における計画高水位）に達したときは、全ての排水機の運転を停止し、樋管ゲートを全閉するものとする。

四　前項により排水機の運転を停止している場合において、外水位がT.P.プラス14.74メートル以下となったときは、樋管ゲートを全開し、排水機の運転を開始するものとする。

（平水時における操作方法）

第５条　所長は、前条に規定する場合以外の場合は排水機を運転せず、かつ樋管ゲートを全閉しておくものとする。

（操作の方法の特例）

第６条　所長は、事故その他やむを得ない事情があるときは、必要の限度内において前２条に規定する方法以外の方法により、排水機等を操作することができるものとする。

（庄内川運転調整の実施）

第８条　所長は、第４条及び第６条の規定にかかわらず、庄内川排水ポンプ場運転調整要綱（平成13年６月１日施行、令和７年６月１日最終改定。以下「要綱」という。）に基づき、次の各号に定めるところにより排水ポンプの運転調整を行うものとする。

一　排水ポンプの運転調整は、要綱に定める連絡系統により庄内川河川事務所長（以下「事務所長」という。）から、排水ポンプ運転調整の基準水位に達した旨の通知を受けたときに行うものとする。

二　排水ポンプの運転調整は、要綱に定める連絡系統により事務所長から、庄内川からの越水又は破堤が発生した場合に当該地点から上流の排水調整対象ポンプ場の運転を調整する旨の発令を受けたときに行うものとする。

三　排水ポンプの運転調整は、要綱に定める連絡系統により事務所長から、一級河川新川上流域もしくは下流域において、排水調整を行っているときに、庄内川の洪水が新川洗堰を越流している旨の通知を受けたときに行うものとする。

四　国土交通省庄内川枇杷島水位観測所（清須市西枇杷島町小田井（右岸））の水位が、運転調整の準備水位（T.P.プラス6.40メートル）に達した時点で、運転調整（排水停止）に向けた準備を開始するものとする。

五　排水ポンプの運転調整は、要綱第７条で定める基準水位（枇杷島水位観測所T.P.プラス9.10メートル）を上回るまでにポンプが全台停止となるように、すみやかに停止操作を行うものとする。

六　排水ポンプの全台停止後、管理者はすみやかに事務所長に報告する。

（運転調整の解除）

第９条　所長は、次の各号に定めるところにより運転調整を解除するものとする。

一　要綱第７条で定める基準水位（枇杷島水位観測所T.P.プラス9.10メートル）を下回ったとき。

二　事務所長より、排水ポンプの運転調整の解除、もしくは庄内川の水位情報についての通知を受けたとき。

三　越水又は破堤した地先の応急復旧が完了したとき、もしくは庄内川の水位が低下し排水ポンプの運転による水が破堤箇所などから浸水する恐れがなくなったとき、事務所長から排水ポンプの運転の可能性についての発令を受けたとき。

（操作に関する記録）

第 10 条　所長は、機場を操作したときは、次の各号に掲げる事項を記録しておくものとする。

一　操作した施設等の名称

二　操作した施設の操作開始及び終了の年月日ならびに時刻

三　気象及び水象の状況

四　操作の内容

五　操作の際に行った通知の状況

六　第６条による操作を行ったときは、その理由

七　その他参考となるべき事項

３　ダム等

(1) 佐久間ダム操作規程（抜粋）

（洪水及び洪水時）

第４条　この規定において、「洪水」とは、貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が1,400㎥/S以上であることをいい、「洪水時」とは、洪水が発生しているときをいう。

（洪水時における措置等）

第22条　洪水時においては、第20条第３号および第４号並びに前条第１号に掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 次の定めるところにより、貯水池から放流し、または貯水池に流水を貯留すること。ただし、貯水池からの放流は、下流の水位の急激な変動を生じないための必要な最小限度において、その急激な変動を生じないようにしてすること。

イ　次の順序によりそれぞれ次に掲げる流量の流水を貯水池から放流すること。

(ｲ) 洪水時に至った時以後60分間においては、1,400㎥/S

(ﾛ) (ｲ)に規定する時間が経過したときからのダムの全ての洪水吐ゲートが全開となるまでの間は60分前に生じた流入量に相当する流量

(ﾊ) (ﾛ)に規定する時間が経過したときから流入量が最大となった時（以下「最大時」という。）を経て流入量と放流量が等しくなるまでの間は、すべてのゲートを全開としたときの放流量

(ﾆ) (ﾊ)に規定する時間が経過したときから洪水時が経過するまでの間は流入量に相当する流量

(ﾎ) (ﾛ)の場合において、ダムの全ての洪水吐ゲートが全開に至らないで最大時に達した時は流入量と放流量が等しくなるまでの間は最大時の放流量

(ﾍ) (ﾎ)に規定する時間が経過した時以後は(ﾆ)の規定による放流量

(ﾄ) (ﾆ)の場合において、流入量が再び増加を始めた時は、その時以後60分間は増加を始めた時の放流量

(ﾁ) (ﾄ)に規定する時間が経過した時以後は(ｲ)以下の順序でそれぞれ各号の規定による放流量

ロ　イの規定にかかわらず、洪水時に至った時における貯水位が予備放流水位を下まわっているときは、貯水池からの放流をしながら、又はこれをしないで貯水池に流水を貯留し、貯水位が予備放流水位に等しくなった時からイ(ﾁ)に規定する時間が経過するまでの間においては、イの規定の例により貯水池から放流すること。

ハ　イ(ﾁ)に規定する時間が経過した時以後においては貯水位からの放流をしながら、又はこれをしないで貯水池に流水を貯留すること。

(2) 法第49条の規定による記録を作成すること。

(3) その他ダムおよび貯水池の管理上必要な措置

(2) 新豊根ダム操作規則（抜粋）

（洪水）

第３条　洪水は、流水の貯水池への流入量（電源開発株式会社新豊根発電所（以下「発電所」という。）の揚水量を除く。以下「流入量」という。）が、毎秒300立方メートル以上である場合における当該流水とする。

（洪水期間及び非洪水期間）

第４条　洪水期間及び非洪水期間は、次の各号に定める期間とする。

一　洪水期間６月１日から10月10日までの期間

二　非洪水期間10月11日から翌年５月31日までの期間

（洪水調節等のための利用）

第10条　洪水調節は、次の各号に掲げる期間において、それぞれ当該各号に定める容量を利用して行うものとする。

一　洪水期間　標高466.9メートルから標高474.0メートルまでの容量10,500,000立方メートル

二　非洪水期間　標高470.0メートルから標高474.0メートルまでの容量6,100,000立方メートル

２　洪水に達しない流水の調節は、洪水期間において、標高470.0メートルから標高474.0メートルまでの容量6,100,000立方メートルを利用して行うものとする。

（予備放流）

第14条　所長は、洪水調節を行う必要が生ずると認められる場合で、水位が予備放流水位を超えているときは、水位を予備放流水位に低下させるため毎秒300立方メートルを限度としてダムから放流を行うものとする。

（洪水調節）

第15条　所長は、次の各号に定める方法により洪水調節を行わなければならない。ただし、水位が、472.6メートル以上にある場合又は、洪水期間にあっては予備放流水位から5.6メートルを減じた水位、非洪水期にあっては予備放流水位から3.5メートルを減じた水位より下にある場合で、気象、水象その他の状況により特に必要があると認めるときは、この限りではない。

一　流入量が、毎秒300立方メートルから毎秒1,800立方メートルまでの間にあって増加し続けているときは、毎秒｛（流入量－300）×0.267＋300｝立方メートルの水量を放流すること。

二　前号の方法による操作の後、流入量が減少しはじめた時以後は、流入量が放流量と等しくなる時又は流入量が前号の方法による操作中における最大流入量と等しくなる時まで、毎秒｛（前号の方法による操作中における最大流入量－300）×0.267＋300｝立方メートルの水量の流水の放流を行うこと。

三　前号の方法による操作の後、流入量が第１号の方法による操作中における最大流入量を超えた時以後は、前２号に規定する方法によりダムから放流を行うこと。

四　次条の規定によりダムから放流を行っている場合において、放流量が毎秒300立方メートルを下るまでの間に流入量が再び増加した場合で、流入量が放流量と等しくなった時以降は、流入量が毎秒｛（当該放流量－300）×（1／0.267）＋300｝立方メートルに等しくなる時まで、当該放流量に相当する水量の流水を放流を行うこと。

五　前号の方法による操作の後、流入量が前号に規定する式により得られる水量を超えた時以後は、前４号に定める方法により放流を行うこと。

六　流入量が、毎秒1,800立方メートルを超えた時以後は、流入量が毎秒700立方メートルに等しくなる時まで、毎秒700立方メートルの水量の放流を行うこと。

(3) 豊川用水事業・豊川総合用水事業　取水規程（抜粋）

（洪水及び洪水時）

第77条　この規程において宇連ダムにおける「洪水」とは、宇連ダム貯水池への流入量（以下「流入量」という）が50㎥/ｓ以上であることをいい、大島ダムにおける「洪水」とは、大島ダム貯水池への流入量（以下「流入量」という）が70㎥/ｓ以上であることをいい、大野頭首工における「洪水」とは、大野調整池への流入量（以下「流入量」という。）が160㎥/ｓ以上であることをいい、「洪水時」とは、洪水が発生しているときをいう。

（洪水警戒時における措置）

第82条　洪水警戒時に宇連ダムにおいては、前条第１項第一号から第五号までに掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

一　最大流入量その他流入量の時間的変化を予測すること。

二　次に定めるところにより、宇連ダム貯水池から放流し、又は宇連ダム貯水池に流水を貯留すること。ただし、宇連ダム貯水池からの放流は、第10条の規定に適合しないこととなるときは、できるだけこれに適合するような方法で行うこと。

イ　洪水警戒時に至った時における宇連ダム貯水位が、予備放流水位を超えているときは、次の順序により、それぞれ次に掲げる流量の流水を宇連ダム貯水池から放流し、宇連ダム貯水位が予備放流水位に等しくなった時以後においては、流入量に相当する流量の流水を宇連ダム貯水池から放流すること。

（イ）　流入量が10㎥/ｓになる時以前においては流入量に相当する流量。

（ロ）　流入量が10㎥/ｓになった時から流入量が50㎥/ｓになるまでの間においては、別図第２に定めるところによる宇連ダム貯水池からの放流量。

（ハ）　放流量が50㎥/ｓになった時以後においては、50㎥/ｓ。

ロ　洪水警戒時に至った時における宇連ダム貯水位が、予備放流水位に等しいときは、流入量に相当する流量の流水を宇連ダム貯水池から放流すること。

ハ　洪水警戒時に至った時における宇連ダム貯水位が予備放流水位を下回っているときは、宇連ダム貯水池から放流をしながら、又はこれをしないで宇連ダム貯水池に流水を貯留し、宇連ダム貯水位が予備放流水位に等しくなった時以後においては、流入

量に相当する流量の流水を宇連ダム貯水池から放流すること。

三　その他宇連ダム及び宇連ダム貯水池の管理上必要な措置。

2　洪水警戒時に大島ダムにおいては、前条第１項第一号から第五号までに掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

一　最大流入量その他流入量の時間的変化を予測すること。

二　その他大島ダム及び大島ダム貯水池の管理上必要な措置。

3　洪水警戒時に大野頭首工においては、前条第１項第一号から第五号までに掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

一　最大流入量その他流入量の時間的変化を予測すること。

二　次に定めるところにより、大野頭首工から放流し、又は大野調整池に流水を貯留すること。ただし、大野頭首工からの放流は、第30条の規定に適合しないこととなるときは、できるだけこれに適合するような方法で行うこと。

イ　洪水警戒時に至った時における大野調整池水位が、予備放流水位を超えているときは、次の順序により、それぞれ次に掲げる流量（大野調整池水位が予備放流水位に等しくなった時以後においては、流入量から大野取水口からの取水量を差し引いた流量（以下「差引流量」という）に相当する流量）に相当する流量を大野調整池から放流すること。

（イ）　差引流量が20㎥/ｓになる時以前においては、差引流量に相当する流量。

（ロ）　差引流量が20㎥/ｓになった時から差引流量が160㎥/ｓになるまでの間においては、別図第２に定めるところによる大野調整池からの放流量。

（ハ）　放流量が160㎥/ｓになった時以後においては、160㎥/ｓ。

ロ　洪水警戒時に至った時における大野調整池水位が、予備放流水位に等しいときは差引流量に相当する流量の流水を大野調整池から放流すること。

ハ　洪水警戒時に至った時における大野調整池水位が、予備放流水位を下回っているときは、大野調整池からの放流をしながら、又はこれをしないで大野調整池に流水を貯留し、大野調整池水位が予備放流水位に等しくなった時以後においては、差引流量に相当する流量の流水を大野調整池から放流すること。

三　その他大野頭首工及び大野調整池の管理上必要な措置。

第１目　宇連ダム

（洪水時における措置）

第88条　洪水時においては、第81条第１項第三号及び第四号並びに第82条第１項第一号に掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

一　次に定めるところにより、宇連ダム貯水池から放流し、及び宇連ダム貯水池に流水を貯留すること。ただし、宇連ダム貯水池からの放流は、下流の水位の急激な変動を生じないため必要な最小限度において、その急激な変動を生じないようにしてすること。

イ　洪水時が始まった時から、流入量に相当する流量の流水を宇連ダム貯水池から放流し、宇連ダムの余水吐ゲートを全開することとなるまでの間、これを継続すること。

ロ　イに規定する時間が経過した時から、宇連ダムの余水吐ゲートを全開しておき、流入量が最大となった時を経て、宇連ダム貯水位が予備放流水位に等しくなるまでの間、これを継続すること。

ハ　ロに規定する時間が経過した時から、流入量が50m3／ｓになるまでの間においては、流入量に相当する流量の流水を宇連ダム貯水池から放流すること。

ニ　ハに規定する時間が経過した時以降においては、宇連ダム貯水池からの放流をしながら又はこれをしないで宇連ダム貯水池に流水を貯留すること。

ホ　イからニまでの規定にかかわらず、洪水時が始まる時における宇連ダム貯水位が予備放流水位を下回っているときは、宇連ダム貯水池からの放流をしながら、又はこれをしないで宇連ダム貯水池に流水を貯留し、宇連ダム貯水位が予備放流水位に等しくなった時以後においては、イからニまでの規定の例により放流すること。

二　法第49条の規定による記録を作成すること。

三　その他宇連ダム及び宇連ダム貯水池の管理上必要な措置。

第２目　大島ダム

（洪水時における措置）

第90条　洪水時においては、第81条第１項第三号及び第四号並びに第82条第２項第一号に掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

一　法第49条の規定による記録を作成すること。

二　その他大島ダム及び大島ダム貯水池の管理上必要な措置。

第３目　大野頭首工

（洪水時における措置）

第91条　洪水時においては、第81条第１項第三号及び第四号並びに第82条第３項第一号に掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

一　次に定めるところにより、大野頭首工から放流し、及び大野調整池に流水を貯留すること。ただし、大野頭首工からの放流は、下流の水位の急激な変動を生じないため必要な最小限度において、その急激な変動を生じないようにしてすること。

イ　洪水時に至った時から、差引流量に相当する流量の流水を大野頭首工から放流し、大野頭首工の制水ゲートを全開することとなるまでの間、これを継続すること。

ロ　イに規定する時間が経過した時から、大野頭首工の制水ゲートを全開しておき、差引流量が最大となった時を経て、大野調整池水位が予備放流水位に等しくなるまでの間、これを継続すること。

ハ　ロに規定する時間が経過した時から、差引流量が160㎥/ｓになるまでの間においては、差引流量に相当する流量の流水を大野調整池から放流すること。

ニ　ハに規定する時間が経過した時以降においては、大野調整池からの放流をしながら、又はこれをしないで大野調整池に流水を貯留すること。

ホ　イからニまでの規定にかかわらず、洪水時が始まる時における大野調整池水位が予備放流水位を下回っているときは、大野調整池からの放流をしながら、又はこれをしないで大野調整池に流水を貯留し、大野調整池水位が予備放流水位に等しくなった時以後においては、イからニまでの規定の例により放流すること。

二　法第49条の規定による記録を作成すること。

三　その他大野頭首工及び大野調整池の管理上必要な措置。

(4) 豊川水系豊川放水路分流ぜき操作規則（抜粋）

（分流堰のゲートの操作方法）

第３条　豊橋工事事務所長（以下「所長」という。）は、愛知県豊川市柑子町若宮地先の放水路第１水位観測所において観測した豊川の水位（以下「豊川水位」という。）が5.00メートル以上で、さらに上昇するおそれがあるときは、分流堰のゲート（樋管のゲートを除く。

以下同じ。）を開くものとする。

２　所長は、放水路への流入量が毎秒1,800立方メートル以上になるおそれがあるときは、放水路への流入量が毎秒1,800立方メートルを超えないように分流堰のゲートを操作するものとする。

３　所長は、豊川水位が5.00メートル未満であるとき、又は5.00メートルに達してもさらに上昇するおそれがないときは、分流堰のゲートを全閉しておくものとする。

（樋管のゲートの操作の方法）

第４条　所長は、樋管のすべてのゲートを放水路の流水の正常な機能を維持するために操作するときを除き、全閉しておくものとする。

（操作の方法の特例）

第５条　所長は、事故その他やむを得ない事情があると認められるときは、必要な限度において、前２条に規定する方法以外の方法により、分流堰を操作することができるものとする。

（操作上の配慮）

第６条　所長は、分流堰の操作にあたっては、分流堰附近の水位に急激な変動を生じないように配慮するものとする。

（通知及び警告）

第７条　所長は、分流堰を操作することにより、公共の利害に重大な影響を生ずると認められるときは、中部地方建設局長（以下「局長」という。）の定めるところにより、あらかじめ関係機関に通知するものとする。

２　所長は、分流堰を操作することにより、その上流又は下流において危害を生ずるおそれがあると認められるときは、局長の定めるところにより、あらかじめ一般に警告するものとする。

（操作に関する記録）

第８条　所長は、分流堰を操作したときは、次の各号に掲げる事項を記録しておくものとする。

一　操作の開始及び終了の年月日及び時刻

二　気象及び水象の状況

三　操作したゲートの名称及び開度

四　操作の際に行った通知の相手方及び内容並びに警告の内容

五　操作の理由

六　その他参考となるべき事項

（洪水警戒体制の実施）

第９条　所長は、次の各号の一に該当するときは、直ちに洪水警戒体制をとるものとする。

一　豊川水系が4.00メートルに達し、さらに上昇するおそれがあるとき。

二　豊川に洪水注意報又は洪水警報が行われたとき。

三　その他洪水が発生するおそれがあるとき。

（洪水警戒体制における措置）

第10条　所長は、洪水警戒体制においては、次の各号に掲げる措置をとるものとする。

一　洪水時において分流堰を適切に管理することができる要員を確保すること。

二　分流堰及び分流堰を操作するため必要な機械、器具等の点検（予備電源設備の試運転を含む。以下同じ。）及び整備を行うこと。

三　分流堰の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡並びに情報の収集を密にすること。

四　その他水門の管理上必要な措置

（洪水警戒体制の解除）

第11条　所長は、洪水が終わったとき、又は洪水が発生するおそれがなくなったと認めたときは、洪水警戒体制を解除するものとする。

(5) 黒田ダム操作規定（抜粋）

（洪水及び洪水時）

第４条　この規定において「洪水」とは、調整池への流入量（揚水によるものは除く。以下「流入量」という。）が12㎥/s以上であることをいい、「洪水時」とは、洪水が発生しているときをいう。

（洪水時における措置）

第22条　洪水時においては、第20条第３号及び第４号並びに前条第１号に掲げる措置のほか次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 次に定めるところにより、調整池から放流し、及び調整池に流水を貯留すること。ただし、貯水池からの放流は、下流の水位の急激な変動を生じないため必要な最小限度においてその急激な変動を生じないようにしてすること。

イ　次の順序によりそれぞれ次に掲げる流量の流水を調整池から放流すること。

(ｲ) 洪水時に至った時以後30分間においては12㎥/s

(ﾛ) (ｲ)に規定する時間が経過した時から流入量が最大となるまでの間においては、30分間に生じた流入量に相当する流量

(ﾊ) 流入量が最大となった時（以下「最大時」という。）から流入量と放流量とが等しくなるまでの間においては、最大時における放流量

(ﾆ) (ﾊ)に規定する時間が経過した時から洪水時が経過するまでの間においては、流入量に相当する流量

(ﾎ) (ﾆ)に規定する場合において流入量が再び増加を始めた時から30分間においては、増加を始めた時の放流量

(ﾍ) (ﾎ)に規定する時間が経過した時以後においては、(ﾛ)、(ﾊ)、及び(ﾆ)の順序で、それぞれ各号の規定による放流量

ロ　イの規定にかかわらず、洪水時に至った時における調整値水位が制限水位を下まわっているときは、調整池からの放流をしながら、又はこれをしないで調整池に流水を貯留し、調整池水位が制限水位に等しくなった時からイ(ﾍ)に規定する時間が経過するまでの間においては、イの規定の例により調整池から放流すること。

ハ　イ(ﾍ)に規定する時間が経過した時以後においては調整池からの放流をしながら、又はこれをしないで調整池に流水を貯留すること。

(2) 法第49条の規定による記録の作成をすること。

(3) その他ダム及び調整池の管理上必要な措置。

(6) 矢作ダム操作規則（抜粋）

（洪水）

第３条　洪水は、流水の貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が毎秒800立方メート

ル以上である場合における当該流水とする。

（洪水期間及び非洪水期間）

第４条　洪水期間及び非洪水期間は、次の各号に規定する期間とする。

一　洪水期間　６月１日から10月15日まで

二　非洪水期間　10月16日から翌年５月31日まで

（洪水調節のための利用）

第11条　洪水調節は、標高292.0メートルから標高298.0メートルまでの容量最大15,000,000立方メートルを利用して、洪水期間にあっては水位を制限水位より上昇しないよう制限して行い、非洪水期間にあっては予備放流により水位を低下させて行うものとする。

２　洪水に達しない流水の調節は、洪水期間にあっては標高292.0メートルから標高298.0メートルまでの容量最大15,000,000立方メートルを利用して行なうものとする。

（洪水調節）

第19条　所長は、次の各号の定めるところにより洪水調節を行わなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要と認める場合においては、これらによらないことができる。

一　流入量が毎秒800立方メートルに達した後最大に達するまでは、毎秒｛（流入量－800）×0.333＋800｝立方メートルを放流すること。

二　流入量が最大に達した後は、毎秒｛（最大流入量－800）×0.333＋800｝立方メートルを限度として流入量が当該放流量に等しくなるまで放流すること。

（ゲートの操作方法）

第31条　ゲートを操作してダムから放流を行う場合においては、コンジットゲートの操作により行うことを原則とし、これによって所要の放流ができないときは、クレストゲートを操作して放流するものとする。

（クレストゲートの操作）

第32条　クレストゲートは、次の各号に掲げる場合を除き、常に閉そくしておくものとする。

一　第24条各号の一に該当する場合においては、ダムから放流を行うとき。

二　第34条の規定によりクレストゲートの点検又は整備を行うため必要があるとき。

（コンジットゲート及びコンジット予備ゲートの操作）

第33条　コンジットゲートは、次の各号に掲げる場合を除き、常に閉そくしておくものとする。

一　第24条各号の一に該当する場合において、ダムから放流を行なうとき。

二　第34条の規定によりコンジットゲートの点検又は整備を行なうため必要があるとき。

２　コンジット予備ゲートは、次の各号に該当する場合を除き、常に全開しておくものとする。

一　第34条の規定によりコンジットゲート又はコンジット予備ゲートの点検又は整備を行うため必要があるとき。

二　その他必要があるとき。

(7) 矢作第２ダム操作規程（抜粋）

（洪水及び洪水時）

第４条　この規定において「洪水」とは、調整池への流入量（以下「流入量」という。）が800㎥/Ｓ以上であることをいい「洪水時」とは洪水が発生しているときをいう。

（洪水警戒時における措置）

第20条　洪水警戒時においては、前条第１項第１号から第５号までに掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 最大流入量その他流入量の時間的変化を予測すること。

(2) 次に定めるところにより、調整池から放流し、又は調整池に流水を貯留すること。

ただし、調整池からの放流は、第１１条の規定に適合しないこととなるときは、できるだけこれに適合するような方法で行うこと。

イ　洪水警戒時に至った時における調整池水位が、予備放流水位をこえているときは、調整池からの放流を行い、調整池水位が予備放流水位に等しくなった時以後においては、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流すること。

ただし、調整池水位が予備放流水位に等しくなった時以降、同条第２項に規定する措置を容易ならしめるため、又は下流側の既得利水者への放流量を確保する必要がある場合、この限りでない。

ロ　洪水警戒時に至った時における調整池水位が、予備放流水位に等しいときは、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流すること。

ただし、同条第２項に規定する措置を容易ならしめるため、又は下流側の既得利水者への放流量を確保する必要がある場合、この限りでない。

ハ　洪水警戒時に至った時における調整池水位が、予備放流水位を下まわっているときは、調整池からの放流をしながら、又はこれをしないで調整池に流水を貯留し、調整池水位が予備放流水位に等しくなった時以後においては、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流すること。

ただし、同条第２項に規定する措置を容易ならしめるため、又は下流側の既得利水者への放流量を確保する必要がある場合、この限りでない。

ニ　イ、ロ、ハの規定にかかわらず、国土交通省矢作ダムのダム放流が予想されるとき、又はダム放流中のときは、最低水位を限度に調整池水位を低下させることができる。

ただし、調整池からの放流は第11条の規定により別図第２に定めるところによってしなければならない。

(3) その他ダム及び調整池の管理上必要な措置

２ 水害が予想される際には、別に定め、操作規程と一体のものとして河川管理者の承認を受けた「矢作第二ダム大規模洪水時事前放流実施要領」により、調整池水位を低下させ、空き容量の確保に努めること。

（洪水時における措置）

第21条　洪水時においては、第19条第１項第３号及び第４号並びに前条第１号に掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 次に定めるところにより、調整池から放流し、及び調整池に流水を貯留すること。

ただし、調整池からの放流は、下流の水位の急激な変動を生じないため必要な最小限度において、その急激な変動を生じないようにしてすること。

イ　洪水時に至った時から、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流し、ダムの洪水吐ゲートを全開することとなるまでの間これを継続すること。

ただし、既に洪水吐ゲートが全開となっている場合は、これを継続すること。

ロ　イに規定する時間が経過した時から、ダムの洪水吐ゲートを全開しておき流入量が最大となった時を経て、調整池水位が予備放流水位に等しくなるまでの間、これを継

続すること。

ただし、調整池水位が予備放流水位を下まわっている場合は流入量が最大となるまでの間、これを継続すること。

ハ　ロに規定する時間が経過した時から、洪水時が経過するまでの間においては、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流すること。

二　洪水時が経過した時から、調整池からの放流をしながら、又はこれをしないで調整池に流水を貯留すること。

(2) 法第49条の規定による記録の作成をすること。

(3) その他ダム及び調整池の管理上必要な措置。

(8) 越戸ダム操作規程（抜粋）

（洪水及び洪水時）

第４条　この規程において「洪水」とは、調整池への流入量（以下「流入量」という。）が1,200㎥/Ｓ以上であることをいい、「洪水時」とは、洪水が発生しているときをいう。

（洪水警戒時における措置）

第20条　洪水警戒時においては，前条第１項第１号から第５号までに掲げる措置のほか，次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

(1)　最大流入量その他流入量の時間的変化を予測すること。

(2)　次に定めるところにより，調整池から放流し，又は調整池に流水を貯留すること。

ただし，調整池からの放流は，第11条の規定に適合しないこととなるときは，できるだけこれに適合するような方法で行うこと。

イ　洪水警戒時に至った時における調整池水位が、予備放流水位をこえているときは、調整池からの放流を行い，調整池水位が予備放流水位に等しくなった時以後においては、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流すること。

ロ　洪水警戒時に至った時における調整池水位が，予備放流水位に等しいときは，流入量に相当する流量の流水を調整池から放流すること。

ハ　洪水警戒時に至った時における調整池水位が，予備放流水位を下まわっているときは，調整池からの放流をしながら，又はこれをしないで調整池に流水を貯留し，調整池水位が予備放流水位に等しくなった時以後においては，流入量に相当する流量の流水を調整池から放流すること。

(3) その他ダム及び調整池の管理上必要な措置

２　水害が予想される際には，別に定め、操作規程と一体のものとして河川管理者の承認を受けた「越戸ダム大規模洪水時事前放流実施要領」により，調整池水位を低下させ，空き容量の確保に努めること。

（洪水時における措置）

第21条　洪水時においては、第19条第１項第３号及び第４号並びに前条第１項第１号に掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 次に定めるところにより、調整池から放流し、及び調整池に流水を貯留すること。

ただし調整池からの放流は、下流の水位の急激な変動を生じないため必要な最小限度において、その急激な変動を生じないようにしてすること。

イ　洪水時に至った時から、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流し、ダムの洪水吐ゲートを全開することとなるまでの間、これを継続すること。

ただし、既に洪水吐ゲートが全開となっている場合は、これを継続すること。

ロ　イに規定する時間が経過した時から、ダムの洪水吐ゲートを全開しておき流入量が最大となった時を経て、調整池水位が予備放流水位に等しくなるまでの間、これを継続すること。

ただし、調整池水位が予備放流水位を下まわっている場合は流入量が最大となるまでの間、これを継続すること。

ハ　ロに規定する時間が経過した時から、洪水時が経過するまでの間においては、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流すること。

(2) 法第49条の規定による記録の作成をすること。

(3) その他ダム及び調整池の管理上必要な措置

(9) 羽布ダム操作規程（抜粋）

（洪水及び洪水時）

第５条　この規程において「洪水」とは、貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が80㎥/Ｓ以上であることをいい、「洪水時」とは洪水が発生しているときをいう。

（洪水警戒時における措置）

第22条　洪水警戒時においては、前条第１号から第５号までに掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 最大流入量その他流入量の時間的変化を予測すること。

(2) 次に定めるところにより、貯水池から放流し、又は貯水池に流水を貯留すること。

ただし、貯水池からの放流は、第13条の規定に適合しないこととなるときは、できるだけこれに適合するような方法で行うこと。

イ　洪水警戒時に至った時における貯水位が、予備放流水位を超えているときは、貯水池からの放流を行い、貯水位が予備放流水位に等しくなった時以後においては、流入量に相当する流量の流水を貯水池から放流すること。

ロ　洪水警戒時に至った時における貯水位が、予備放流水位に等しいときは、流入量に相当する流量の流水を貯水池から放流すること。

ハ　洪水警戒時に至った時における貯水位が、予備放流水位を下まわっているときは、貯水池からの放流をしながら、又はこれをしないで貯水池に流水を貯留し、貯水位が予備放流水位に等しくなった時以後においては、流入量に相当する流量の流水を貯水池から放流すること。

(3) 水害が予想される際には、前号の規程にかかわらず、別に定める羽布ダム事前放流等実施要領により、貯水位を低下させ、空き容量の確保に努めること。

(4) その他ダム及び貯水池の管理上必要な措置

（洪水時における措置）

第23条　洪水時においては、第21条第３号及び第４号並びに前条第１号に掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 次に定めるところにより、貯水池から放流し、及び貯水池に流水を貯留すること。ただし、貯水池からの放流は、下流の水位の急激な変動を生じないため必要な最小限度においてその急激な変動を生じないようにすること。

イ　次の順序によりそれぞれ次に掲げる流量の流水を貯水池から放流すること。

(ｲ)　洪水時に至った時から流入量に相当する流量の流水を貯水池から放流し、ダムの

洪水吐ゲートを全開することとなるまでの間、これを継続すること。

(ﾛ)　(ｲ)に規定する時間が経過した時から、ダムの洪水吐ゲートを全開しておき、流入量が最大になった時を経て貯水位が予備放流水位に等しくなるまでの間、これを継続すること。

(ﾊ)　(ﾛ)に規定する時間が経過した時から流入量が80㎥/Ｓになるまでの間においては、流入量に相当する流量の流水を貯水池から放流すること。

ロ　イの規定にかかわらず、洪水時に至った時における貯水位が予備放流水位を下まわっているときは、貯水池からの放流をしながら、又はこれをしないで貯水池に流水を貯留し、貯水位が予備放流水位に等しくなった時以後において、イ(ｲ)から(ﾊ)までの規定の例により貯水池から放流すること。

ハ　イ(ﾊ)に規定する時間が経過した時以後においては、貯水池からの放流をしながら、又はこれをしないで貯水池に流水を貯留すること。

(2) 法第49条の規定による記録の作成をすること。

(3) その他ダム及び貯水池の管理上必要な措置

(10) 丸山ダム操作規則（抜粋）

(洪水調節)

第11条　所長は、流入量が毎秒4,800 立方メートルを超えたとき以後は、流入量が、毎秒4,800立方メートルに等しくなるときまで、毎秒4,800 立方メートルの水量を放流すること。

ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合においては、この限りでない。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第12条　所長は、前条の規定により洪水調節を行った後又は次条の規定により洪水に達しない流水の調節を行った後において、水位が常時満水位を超えているときは、速やかに、水位を常時満水位に低下させるため、洪水調節を行った後にあっては、前条本文に定める方法による操作中における放流量のうち最大の放流量、洪水に達しない流水の調節を行った後にあっては、毎秒4,800 立方メートルの水量を限度として、ダムから放流を行わなければならない。

ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合においては、下流に支障を与えない程度の流量を限度として、ダムから放流を行うことができる。

(11) 今渡ダム操作規程（抜粋）

(洪水及び洪水時)

第４条　この規程において「洪水」とは、調整池への流入量（以下「流入量」という。）が3,500㎥/S以上であることをいい、「洪水時」とは、洪水が発生しているときをいう。

2. 前項に規定する「洪水」のうち、ダム上流域の48 時間累加雨量（予測降雨量を含む。）が230㎜ 以上であることを「大規模洪水」といい、大規模洪水が発生しているときを「大規模洪水時」という。

(洪水警戒時における措置)

第20条　洪水警戒時においては、前条第１号から第５号までに掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

(1)　最大流入量その他流入量の時間的変化を予測すること。

(2)　次に定めるところにより、調整池から放流し、又は調整池に流水を貯留すること。ただし、調整池からの放流は、第11条の規定に適合しないこととなるときは、できるだけこれに適合するような方法で行うこと。

イ　洪水警戒時に至った時は、前号の結果を踏まえ、調整池水位が予備放流水位以下となるよう調整池から放流し、又は調整池に流水を貯留すること。

ロ　洪水警戒時における最大放流量は洪水量とする。

ハ　洪水警戒時にダムへの最大流入量を迎え、今後の降雨の予測がない場合の時は、調整池から放流し、又は調整池に流水を貯留すること。

(3)　その他ダム及び調整池の管理上必要な措置

（洪水時における措置）

第21条　洪水時においては、第19条第３号及び第４号並びに前条第１号に掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

(1)　次に定めるところにより、調整池から放流し、及び調整池に流水を貯留すること。ただし、調整池からの放流は、下流の水位の急激な変動を生じないため必要な最小限度において、その急激な変動を生じないようにすること。

イ　次の順序によりそれぞれ次に掲げる流量の流水を調整池から放流すること。

（イ）　洪水時に至った時から、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流し、ダムの洪水吐ゲートを全開することとなるまでの間、これを継続すること。

（ロ）　(イ)に規定する時間が経過した時から、ダムの洪水吐ゲートを全開しておき、流入量が最大となった時を経て、調整池水位が予備放流水位に等しくなるまでの間、これを継続すること。

（ハ）　(ロ)に規定する時間が経過した時から、洪水時が経過するまでの間においては、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流すること。

（ニ）　洪水時に至った時における調整池水位が予備放流水位を下まわっているときは、調整池からの放流をしながら又はこれをしないで予備放流水位を限度として、調整池に流水を貯留することができる。

(2)　法第49条の規定による記録の作成をすること。

(3)　その他ダム及び調整池の管理上必要な措置

(12) 濃尾用水犬山頭首工管理規程（抜粋）

（頭首工ゲートの出水時の操作）

第８条　今渡地点の木曾川本川流量が600㎥/sに達するまでは、制水門１号、制水門６号を小開度とし、制水門３号フラップゲート及び制水門４号フラップゲート、制水門２号により開扉放流するものとする。

２　今渡地点の木曾川本川流量が前項の量を超え以後増水する場合は、出水に応じて標高37.40ｍを保ちながら、制水門３号フラップゲート及び制水門４号フラップゲートを全起立とし、順次制水門２号、制水門１号、制水門３号、制水門４号、制水門５号、制水門６号、土砂吐制水門２号及び土砂吐制水門１号、舟通し水門の順をもって、開操作を行うものとする。

さらに水位が標高37.40m以上に上昇するときは、全制水門及び全土砂吐制水門、舟通し水門を全開状態におくものとする。

３　今渡地点の木曾川本川流量が3,000㎥/sに達した場合は、左岸余水吐水門を全開すると

ともに左岸取入樋門及び右岸沈砂池制水門を全閉するものとする。

4　１つのゲートを開閉した後、引き続いて他のゲートを始動する場合は、少なくとも30秒を経過した後でなければ始動させてはならない。ただし、頭首工の水位が急激に上昇している場合においてやむを得ないと認められるときは、第２項及び本項についてこの限りでない。

（頭首工ゲートの出水後の操作）

第９条　頭首工地点において上流水位が標高37.40mに減じた後、今渡地点の木曽川本川流量が600㎥/sに達するまで、標高37.40mを保ちながら減水に応じて、土砂吐制水門１号及び土砂吐制水門２号、制水門６号、制水門５号、制水門４号、制水門３号、舟通し水門、制水門１号、制水門２号と順次閉扉するものとする。

ただし、制水門１号及び制水門６号については、全閉とせず、小開度の開度にて放流を行うものとする。

なお、舟通し水門がまだ全開になっている状態で増水に転じた場合は、舟通し水門を除く前条２の順で開操作を行うものとする。

2　今渡地点の木曽川本川流量が2,000㎥/s以下となり以降増水のおそれがないと認められるときは、左岸取入樋門及び右岸取入樋門を開扉するとともに左岸余水吐水門を操作するものとする。

3　今渡地点の木曽川本川流量が600㎥/sを下回った場合は、制水門３号フラップゲート及び制水門４号フラップゲートの自動制御を再開するものとする。

(13) 木曽川用水施設に関する施設管理規程（抜粋）

（危害防止のための木曽川大堰及び濃尾第二施設の操作）

第16条　所長は、降雨等により、取水堰のゲートの操作によって取水堰の上流水位を標高3.70メートル以下に保つことができない場合は、速やかに、取水堰のすべてのゲートを全開しなければならない。

2　所長は、降雨等により幹線用水路等の水位の急激な上昇及びこれに伴う危害の発生が予想される場合においては、速やかに、木曽川大堰の取水口に設置した制水ゲート若しくは非常用ゲートの閉そく等又は幹線用水路の放水口の開放等危害防止のために必要な措置を執らなければならない。

（危害防止のための通知等）

第17条　所長は、機構法第19条の規定による危害防止のための通知及び周知の措置を、別に定めるところにより行うものとする。

(14) 長良川河口堰に関する施設管理規程（抜粋）

（洪水の安全な流下のための操作）

第６条　長良川河口堰管理所長（以下「所長」という。）は、堰流入量が毎秒800立方メートルに達した時には全ての調節ゲート、閘門ゲート及びロック式魚道ゲート（以下「全てのゲート」という。）を全開としなければならない。全開とした後は、堰流入量が毎秒800立方メートル以下に減少するまで、全てのゲートを計画堤防天端高（T.P. ＋5.8メートル。以下「堤防高」という。）より高く引き上げておかなければならない。ただし、細則に定める塩水の遡上のおそれがあり、かつ、長良油島水位観測所に設置された水位計により測定された長良川の水位がT.P.+1.92メートルを下回っている場合は、全開としないことが

できる。

２　所長は、堰流入量が毎秒200立方メートルを超え、かつ、さらに増加するおそれのある場合には、前項に規定する操作に備えるものとし、調節ゲートをアンダーフローの状態としなければならない。ただし、下流水位の状況により塩水の遡上のおそれがあるときには、前項に規定する操作に備えている限りにおいてアンダーフロー以外の状態とすることができる。

（高潮時に関する操作等）

第７条　所長は、前条の規定にかかわらず、下流水位がT.P. ＋2.1メートルを超える高潮時には、全てのゲートを堤防高より高く引き上げなければならない。

２　所長は、前条第１項本文に規定する操作を行う場合を除き、下流水位がT.P. ＋1.2メートルを超えたときは、次に定めるところにより操作を行うものとする。

一　下流水位がT.P. ＋2.1メートルを超えると予測される場合には、前条第１項ただし書及び第２項ただし書の規定にかかわらず調節ゲートをアンダーフローの状態とし、前項に規定する操作に備えるものとする。

二　前号に規定する場合を除いては、全てのゲートにより塩水の遡上の防止を図るものとする。

（津波時に関する操作）

第８条　所長は、気象庁から伊勢湾沿岸に対して津波警報が発せられ、伊勢湾外からの細則に定める高さ以上の津波の到達が予測されるときには、前２条の規定にかかわらず、全てのゲートを堤防高より高く引き上げなければならない。

（平常時の操作）

第９条　所長は、前３条に規定する場合を除いては、河川環境の保全に配慮しつつ、次に定めるところにより操作を行うものとする。

一　調節ゲートの操作は、オーバーフロー操作によるものとする。ただし、必要に応じてアンダーフロー操作を行うことができる。

二　前号に規定する操作に当たっては、魚類等の遡上及び降下並びに水質保全に十分配慮するものとする。上流水位の下限はT.P. ＋0.8メートル、上限はT.P. ＋1.3メートルとし、堰の上流と下流の水位の差が小さくなるよう努めるものとする。なお、上流水位の下限は、細則に定める場合にはさらに下げることができる。

三　前２号の規定にかかわらず、下流水位の状況により塩水の遡上のおそれのある場合には、全てのゲートにより塩水の遡上の防止を図るものとする。

（ゲート操作の原則）

第11条　所長は、ゲートを操作する場合は、堰の上流及び下流に急激な水位の変動を生じさせないよう努めるものとする。

（操作に関する通知等）

第12条　所長は、ゲートを操作することにより、流水の状況に著しい変化を生じさせると認める場合において、これによって生じる危害を防止するため必要があると認めるときは、細則で定めるところにより、あらかじめ、関係機関に通知するとともに、一般に周知させるために必要な措置を執らなければならない。

（操作についての指示）

第13条　所長は、国土交通省中部地方整備局長の定める事務所長から長良川の河川管理に関連し堰の操作について指示があった場合は、これに基づき操作を行うものとする。

(15) 佐布里池操作要領（抜粋）

（非常配備）

第６条　所長は、常に気象および水象等に留意し、200ミリメートル／日または、50ミリメートル／時以上の降雨量をともなう台風ならびに集中豪雨のおそれのある気象通報が発せられたとき、もしくは、所長が必要と認めたときは非常配備を命じなければならない。

（非常配備の措置等）

第７条　所長は、第６条の規定により非常配備を命じたときは、池の維持および操作に万全を期するため、必要に応じて次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

(1)から(4)　略

(5) 佐布里池が常時満水位標高29.00メートル以上の水位にあるときは、愛知用水からの流入量の調節について水資源機構の協力を要請すること。

(6) 略

（水位および流量）

第９条　池の計画水位および計画流量は、次に掲げるとおりとする。

(1) 常時満水位標高　　29.0m

(2) 異常洪水位標高　　30.0m

(3) 計画洪水量　　24.5m^3/sec

(4) 佐布里流入工最大流入量　14.5m^3/sec

（余水吐ゲートを操作する場合）

第14条　余水吐ゲートは、常時閉鎖しておくものとし、次の各号に掲げる場合においては、企業庁長の了承を得てこれを操作しなければならない。ただし緊急にしてこれにより難いときは、この限りでない。

(1) 池の水位が台風または、集中豪雨等により、異常洪水位を越えるおそれのあるとき。

(2) 台風、集中豪雨、地震等により堤体その他の重要施設が損傷したとき、または、損傷するおそれのある場合で池の保安上緊急を必要と認めるとき。

(3) 堤体、その他の構造物について点検補修等を行うため、特に池の水位を低下させる必要があるとき。

(4) 前各号のほか、特にやむを得ない理由により池の水位を低下させる必要があるとき、または余水吐ゲートの試運転を行うとき。

（余水吐ゲートの操作方法）

第15条　余水吐を操作するにあたっては、次の各号によらなければならない。

(1) ゲート開度は、最大放流量の毎秒5.0m^3/secを越えない範囲内において、必要な開度を設定する。

(2) 下流に急激な増水または減水をおこさないよう下表に定める方法により行わなければならない。ただし、気象、水象その他の状況によりこの方法によることができない特別な事情があるときは、他の方法によることができる。

余水吐ゲートの放流

	ゲート操作の最小時間間隔	１回の操作による最大放出量
放流開始後１時間まで	10分ごと	0.3m^3/sec
放流開始後１時間以後	20分ごと	0.6m^3/sec （累計5.0m^3/sec）

(3) 職員による現地の監視のもとに操作することを原則とする。

（緊急放流に関する通報）

第17条　所長は、第17条第１号、第２号に該当した余水の放流（「緊急放流」という。）を行うときは、放流開始前に、知多浄水場に設置されたサイレンを、別に定める方法により吹鳴するほか別表－１に掲げる者に対して放流の約１時間前に通報しなければならない。なお、これらの放流に関する細部取扱いについては、あらかじめ知多建設事務所長および関係市長と協議するものとする。

(16) 小里川ダム操作規則（抜粋）

（洪水）

第３条　洪水は、流水の貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が毎秒８０立方メートル以上である場合における当該流水とする。

（洪水期及び非洪水期）

第４条　洪水期及び非洪水期は、次の各号に定める期間とする。

一　洪水期　　６月１日から10月15日までの期間

二　非洪水期　　10月16日から翌年５月31日までの期間

（洪水調節等のための利用）

第９条　洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、洪水期にあっては、標高353.0メートルから標高400.5メートルまでの容量12,900,000立方メートル、非洪水期にあっては、標高371.0メートルから標高400.5メートルまでの容量9,900,000立方メートルを利用して行うものとする。

（洪水調節等）

第15条　洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、洪水期にあっては、水位が最低水位を超える場合に常用洪水吐１門からの自然放流により行うものとする。また、非洪水期にあっては、水位が常時満水位を超える場合に、常用余水吐からの自然放流により行うものとする。ただし、気象、水象その他の状況により必要と認められたときには、その限りではない。

(17) 木瀬ダム操作規則（抜粋）

（洪水）

第３条　この規則において「洪水」とは、流水の貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が毎秒９立方メートル以上である場合における当該流水をいう。

（洪水調節のための利用）

第７条　洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、標高193.2メートルから標高201.6メートルまでの容量450,000立方メートルを利用して行うものとする。

（流水の正常な機能の維持のための利用）

第８条　流水の正常な機能の維持は、標高188.4メートルから標高193.2メートルまでの容量129,000立方メートルのうち最大60,000立方メートルを利用して行うものとする。

（水道用水の供給のための利用）

第９条　水道用水の供給は、標高188.4メートルから標高193.2メートルまでの容量129,000立方メートルのうち最大69,000立方メートルを利用して行うものとする。

（洪水警戒体制）

第10条　愛知県豊田加茂建設事務所長（以下「所長」という。）は、洪水が予想されるときは、細則で定めるところにより洪水警戒態勢を執らなければならない。

（洪水警戒体制時における措置）

第11条　所長は、前条の規定により洪水警戒態勢を執ったときには、直ちに次に掲げる措置を執らなければならない。

一　細則で定める関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。

二　ゲート及びバルブ（以下「ゲート等」という。）並びにゲート等の操作に必要な機械及び器具の点検及び整備、予備電源設備の試運転、その他洪水調節を行うに関し必要な措置。

（洪水調節等）

第12条　洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、水位が常時満水位を越える場合には、常用洪水吐きからの自然放流により行うものとする。

（洪水調節等の後における水位の低下）

第13条　前条の規定により洪水調節及び洪水に達しない流水の調節を行った後においては、常用洪水吐きからの自然放流により水位を常時満水位に低下させるものとする。

（事前放流の実施）

第14条　水害が予想される際には、別に定める事前放流実施要領により、貯水位を低下させ、空き容量の確保に努める。

（洪水警戒体制の解除）

第15条　所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合には、これを解除しなければならない。

(18) 雨山ダム操作規則（抜粋）

（洪水）

第３条　　洪水は、流水の貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が、毎秒６立方メートル以上である場合における当該流水とする。

（洪水調節等のための利用）

第７条　洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、標高269.3メートルから標高273.6メートルまでの容量144,000立方メートルを利用して行うものとする。

（流水の正常な機能の維持のための利用）

第８条　流水の正常な機能の維持は、標高265.5メートルから標高269.3メートルまでの容量78,000立方メートルのうち最大29,000立方メートルを利用して行うものとする。

（水道用水の供給のための利用）

第９条　水道用水の供給は、標高265.5メートルから標高269.3メートルまでの容量78,000立方メートルのうち最大49,000立方メートルを利用して行うものとする。

（洪水警戒体制）

第10条　西三河建設事務所長（以下「所長」という。）は、洪水が予想されるときは、細則の定めるところにより洪水警戒体制を執らなければならない。

（洪水警戒体制時における措置）

第11条　所長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときには、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一　愛知県建設局河川課、国土交通省中部地方整備局豊橋河川事務所及びその他細則で定める関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。

二　予備電源設備の試運転、その他洪水調節を行うに関し必要な措置。

（洪水調節等）

第12条　洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、水位が常時満水位を超える場合には、常用洪水吐からの自然放流により行うものとする。

（洪水調節後における水位の低下）

第13条　前条の規定により洪水調節及び洪水に達しない流量の調節を行った後においては、常用洪水吐からの自然放流により水位を常時満水位に低下させるものとする。

（事前放流の実施）

第14条　水害が予想される際には、別に定める事前放流実施要領により、貯水位を低下させ、空き容量の確保に努める。

（洪水警戒体制の解除）

第15条　所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合には、これを解除しなければならない。

第五節　水防作業

1　水防工法

水防工法は、発生した事態に適応する工法を正確に判断し、その選定を誤らなければ１種類の工法を施工するだけで成果を上げることが多いが、時には数種の工法を組み合わせて初めてその目的を達成することがあるから、当初施工の工法で効果が認められないときは、これに代わる工法を次々と行う必要がある。

堤防の組成材料、流速、堤防斜面（法面）、護岸の状態、使用材料がその付近で得やすいか否か等を考慮して工法を選定する。

堤防等の異常状態に対応する工法はおおむね次表のとおりである。

表…水防工法の種類

原因	工法	施工箇所	効果	工法の概要
深掘れ（洗掘）	木流し工	水の流れが急となっている箇所流水が激しく堤防をたたき、深掘れ（洗掘）し始めている箇所	流水を緩やかにし、川側（川表）が崩れるのを防ぐ。川側（川表）の淀欠けを防ぐ（緩流部）。	樹木に重り土のうをつけて流し局部を被覆する。
	表シート張り工	川側（川表）が崩れだした箇所透水し始めた堤防	川側（川表）の崩壊を防ぐ。吸い込み口をふさぎ透水を防ぐ。	川側（川表）の漏水面に防水シート等を張る。
	立てかご工	急流部の川側堤防斜面（川表法面）、根固めが、深掘れ（洗掘）、欠壊のおそれがある箇所	過去に深掘れ（洗掘）等した箇所の、災害の再発を防ぐ。	川側堤防斜面（表法面）に蛇かごを立てて被覆する。
亀裂	折り返し工	堤防の上端（天端）に亀裂が生じた箇所（粘土質堤防）	竹の弾力性を利用して亀裂の拡大を防ぐ。	上端（天端）の亀裂をはさんで両肩付近に竹をさし折り曲げて連結する。
	打ち継ぎ工	堤防の上端（天端）に亀裂が生じた箇所（砂質堤防）	亀裂の拡大を防ぐ。	上端（天端）の亀裂をはさんで両肩付近に杭を打ち、鉄線で結束する。
	五徳縫い工	堤防の居住側斜面（裏法）、または裏小段に亀裂が生じた箇所	竹の弾力性を利用して、亀裂の拡大を防ぐ。	居住側斜面（裏法面）の亀裂を竹で縫い崩落を防ぐ。
	かご止め工	堤防の居住側斜面（裏法）、または裏小段に亀裂や崩れが起こりそうな箇所	堤防の居住側斜面（裏法面）や裏小段の亀裂や崩壊を防ぐ。	居住側斜面（裏法面）に菱形形状に杭を打ち、竹又は鉄線で縫う。
	つなぎ縫い工（竹）	堤防の上端（天端）や居住側斜面（裏法面）に亀裂が生じている箇所	竹の弾力性を利用して亀裂の拡大を防ぐ。	亀裂部分をはさんで杭を打ち、竹で結束する。
漏水	釜段工	堤防裏小段や堤防近くの平場	漏水の噴出口を中心に土のうを積んで水を貯え、その水圧により噴出を抑える。	裏小段、居住側斜面（裏法）先平地に円形に積み土のうにする。
	月の輪工	堤防の居住側斜面（裏法面）に漏水した水が噴き出している箇所	土のうを積んで河川水位と漏水口との水位差を縮めて水圧を弱め、漏水口の拡大を防ぐ。	居住側斜面（裏法）に半円形に土のうを積む。

原因	工　　法	施　工　箇　所	効　　果	工　法　の　概　要
越水（堤防からの水のあふれ）	積土のう工	堤防が沈下した箇所 増水が早く、水が堤防を越えそうな箇所	水があふれること（越水）を防ぐ。	堤防上端(天端)に土のうを数段積み上げる。
	改良積土のう工	堤防が沈下した箇所 増水が早く、水が堤防を越えそうな箇所	水があふれること（越水）を防ぐ。	堤防上端(天端)に杭を打ってシートを張り、土のうを数段積み上げる。
	せき板工	堤防が沈下した箇所 増水が早く、水が堤防を越えそうな箇所	水があふれること（越水）を防ぐ。	堤防上端(天端)に杭を打ち、板を杭に釘付けし、背後に土砂又は土のうを積む。
	水マット工	堤防が沈下した箇所 増水が早く、水が堤防を越えそうな箇所	水があふれること（越水）を防ぐ。	ビニロン帆布製水のうを上端（天端）に置き、ポンプで水を注入する。
	蛇かご積み工	堤防が沈下した箇所 増水が早く、水が堤防を越えそうな箇所	水があふれること（越水）を防ぐ。	堤防上端(天端)に土のうの代わりに蛇かごを置く。
	裏シート張り工	水があふれる（越水）又はそのおそれのある箇所の居住側堤防斜面（裏法面）	水があふれること（越水）による居住側堤防斜面（裏法面）の崩壊を防ぐ。	堤防居住側斜面(裏法面)を防水シートで被覆する。
決壊防止	築き廻し工	堤防の川側斜面（表法面）の深掘れ（洗掘）が進んでいる箇所 堤防上端（天端）まで崩壊し、幅員不足になりつつある箇所	堤防断面の厚みをつけ、破堤するのを防ぐ。	居住側斜面(裏法面)に土のうを積む。
	杭打ち積み土のう工	堤防の居住側斜面（裏法面）が崩れた、又は崩れそうな箇所	居住側斜面（裏法面）の崩壊を防ぐ。	堤防斜面(法)崩れの下部に杭を打ち、土のうを積む。
	土のう羽口工	堤防の居住側斜面（裏法面）が崩れた箇所	居住側斜面（裏法面）の崩れた箇所を補強し、堤防の崩れの拡大を防ぐ。	崩壊箇所に土のうを積み、竹で刺し貫いて、地上に突き出た竹を縫って固定する。
	わく入れ工	流れが急流となっている箇所 堤脚の深掘れ（洗掘）が見られる箇所	急流河川の流れをゆるやかにする。堤脚深掘れ（洗掘）の拡大を防ぐ。	深掘れ箇所に川倉、牛わく、鳥脚などを投入する。

２　水防活動中の心得

(1) 命令なくして部所を離れたり勝手な行動をとらないこと。

(2) 作業中は私語を慎み終始敢闘精神を以てこれにあたること。

(3) 夜間など特に言動に注意し、みだりに「堤防から水があふれた（越水）」とか「堤防の決壊（破堤）」等の想像による言動をしないこと。

(4) 命令および情報の伝達は、とくに迅速、正確、慎重を期し、みだりに人心を動揺させたり、いたずらに水防団員を緊張によって疲れさせないように留意し、最悪時に最大の水防能力を発揮できるよう心がけること。

(5) 滞水時間にもよるが、堤防に異常の起こる時期は、だいたい最大水位の前後である。しかし、堤防斜面（法）崩れ、陥没等は、減水時に生じる場合が多く、最大水位から４分の３程度に減水したときが最も危険である。したがって、洪水が最盛期を過ぎても、洪水が完全に流下するまでは警戒を解いてはならない。

第六節　避難

「愛知県地域防災計画」及び各市町村地域防災計画に定めるところによる。

第七節　水防信号及び水防標識

水防信号及び標識は、「水防信号及び標識に関する規則（昭和31年愛知県規則第34号）」に定めているとおりである。

１　水防信号

(1) 出動信号　　水防団等に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの

(2) 避難信号　　必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

種別	打鐘信号	余いん防止サイレン信号
出動	●―●―●　●―●―● （３　点）	約５秒 ―　―　― 約６秒
避難	●―●―●―●―●	約３秒 ―　―　― 約２秒

備考1. 信号継続時間は適宜とする。

2. 打鐘のほか太鼓も併用する。

２　水防標識

(1) 緊急自動車優先通行標識

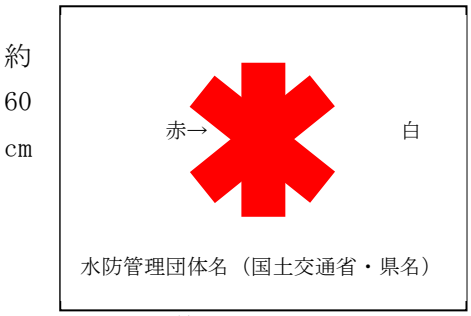
水防のため出動する水防用緊急自動車（道路交通法の規定に基づき公安委員会の指定を受けたもの）は優先通行を確保するため、第１図の標識を用いるものとする。

(2) 水防警報発令標識

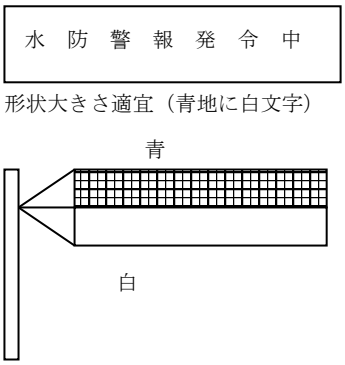
ア　水防警報発令の標識は、第２図、第３図の標識を用いるものとする。

イ　この標識は火の見やぐら、その他公衆の見やすい箇所に掲げるものとする。

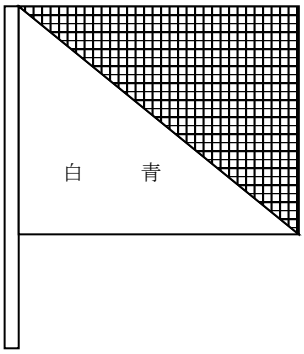
第　1　図



第　2　図



第　3　図



第八節　氾濫、決壊等の通報並びにその後の処理

1　氾濫等の通報（法第24条の２）

河川管理者又は海岸管理者が、その管理する河川又は海岸について、浸水想定区域における氾濫による著しい危険が切迫していると認める場合は、直ちにその状況を関係都道府県知事その他関係者に通報するものとする。

通報を受けた知事（当該通報をした者が河川管理者又は海岸管理者である国土交通大臣の場合にあっては、水防を担う国土交通大臣）は、その状況により相当な損害を生ずるおそれがあると認めるときは、当該通報に係る事項を直ちに水防管理者、量水標管理者及び市町村長並びに気象庁長官に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

(1) 氾濫等の通報を行う河川又は海岸名、区域、通報基準、通報担当官署等

ア　河川管理者である国土交通大臣が行う通報に関するもの

河川名	区　域	
木曽川	区域①	左岸　43.2kpから64.5kpまで 右岸　43.4kpから61.2kpまで
木曽川	区域②	左岸　22.9kpから43.2kpまで 右岸　24.4kpから43.4kpまで
木曽川	区域③	左岸　愛西市給父町新田三百九十八番二地先から海まで 右岸　岐阜県羽島市桑原町小薮字川並九百六十六番地先から海まで
長良川	区域④	左岸　岐阜県羽島市桑原町小薮字川並九百六十六番地先から海まで 右岸　岐阜県海津市平田町勝賀字北三百二十四番二十一地先から海まで
庄内川	区域⑤	左右岸　18.0kpから43.2kpまで
庄内川	区域⑥	左右岸　河口から18.0kpまで
矢田川	区域⑦	左右岸　庄内川合流点から7.0kpまで
矢作川	区域⑧	左岸　豊田市川田町二丁目二十九番地先から天神橋まで 右岸　豊田市荒井町松島三百二十一番四地先から天神橋まで
矢作川	区域⑨	左岸　岡崎市岩津地区の天神橋から米津橋まで 右岸　豊田市宗定地区の天神橋から米津橋まで
矢作川	区域⑩	左岸　西尾市上町地区の米津橋から海まで 右岸　西尾市米津地区の米津橋から海まで
豊川	区域⑪	左岸　新城市庭野萩野地区の新城橋から豊橋市石巻本町地区の当古橋まで 右岸　新城市石田万福地区の新城橋から豊川市当古町地区の当古橋まで

豊川	区域⑫	左岸　豊橋市石巻本町地区の当古橋から海まで 右岸　豊川市当古町地区の当古橋から海まで
豊川 放水路	区域⑬	左右岸　豊川市行明町原月地区の柑子橋から海まで

河川名	区域	観測所 施設名	地先名	通報基準	関係水防 管理団体	通報 担当 官署
木曽川	区域①	犬山	犬山市 栗栖	・氾濫発生水位 （12.47m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより氾濫発生を確認	名古屋市、一宮市、犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市、愛西市、大口町、扶桑町、小牧市、津島市、弥富市、あま市、北名古屋市、大治町、蟹江町、飛島村、清須市、尾張水害予防組合、海部地区水防事務組合	木曽川上流河川事務所
木曽川	区域②	笠松	岐阜県 羽島郡 笠松町 柳原町	・氾濫発生水位 （14.63m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより氾濫発生を確認	名古屋市、一宮市、犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市、愛西市、大口町、扶桑町、小牧市、津島市、弥富市、あま市、北名古屋市、大治町、蟹江町、飛島村、清須市、尾張水害予防組合、海部地区水防事務組合	木曽川上流河川事務所
木曽川	区域③	木曽 成戸	岐阜県 海津市 海津町 成戸	・氾濫発生水位 （11.10m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより氾濫発生を確認	津島市、愛西市、弥富市、飛島村、　蟹江町、海部地区水防事務組合	木曽川下流河川事務所
長良川	区域④	長良 成戸	岐阜県 海津市 海津町 成戸	・氾濫発生水位 （9.20m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより氾濫発生を確認	愛西市、海部地区水防事務組合	木曽川下流河川事務所
庄内川	区域⑤	志段味	名古屋 市守山 区中志 段味	・氾濫発生水位 （7.24m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより氾濫発生を確認	名古屋市、瀬戸市、春日井市、小牧市、清須市、北名古屋市、あま市、豊山町、大治町、蟹江町、一宮市、稲沢市、海部地区水防事務組合	庄内川河川事務所
庄内川	区域⑥	枇杷島	清須市 西枇杷 島町小 田井	・氾濫発生水位 （10.41m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより氾濫発生を確認	名古屋市、瀬戸市、春日井市、小牧市、清須市、北名古屋市、あま市、豊山町、大治町、蟹江町、一宮市、稲沢市、海部地区水防事務組合	庄内川河川事務所
矢田川	区域⑦	瀬古	名古屋 市守山 区川西	・氾濫発生水位 （6.11m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより氾濫発生を確認	名古屋市、瀬戸市、春日井市、小牧市、清須市、北名古屋市、あま市、豊山町、大治町、蟹江町、一宮市、稲沢市、海部地区水防事務組合	庄内川河川事務所
矢作川	区域⑧	高橋	豊田市 中島町	・氾濫発生水位 （8.28m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより氾濫発生を確認	岡崎市、碧南市、豊田市、安城市、西尾市、高浜市、幸田町、刈谷市、知立市	豊橋河川事務所
矢作川	区域⑨	岩津	岡崎市 西蔵前 町	・氾濫発生水位 （10.31m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより氾濫発生を確認	岡崎市、碧南市、豊田市、安城市、西尾市、高浜市、幸田町、刈谷市、知立市	豊橋河川事務所
矢作川	区域⑩	米津	西尾市 米津町	・氾濫発生水位 （11.34m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより氾濫発生を確認	岡崎市、碧南市、豊田市、安城市、西尾市、高浜市、幸田町、刈谷市、知立市	豊橋河川事務所
豊川	区域⑪	石田	新城市 庭野	・氾濫発生水位 （8.20m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより氾濫発生を確認	豊橋市、豊川市、新城市	豊橋河川事務所

豊川	区域⑫	当古	豊川市 当古町	・氾濫発生水位 （8.54m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより氾濫発生を確認	豊橋市、豊川市、新城市	豊橋河川事務所
豊川 放水路	区域⑬	放水路 第一	豊川市 柑子町	・氾濫発生水位 （11.75m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより氾濫発生を確認	豊橋市、豊川市、新城市	豊橋河川事務所

※アのうち、例外的な対応をする区域

河川名	区　域	
庄内川	区域⑤-1	左岸　瀬戸市鹿乗町地先の37.0kpから37.6kpまで
矢作川	区域⑧-1	左岸　豊田市室町から豊田市宮前町まで
矢作川	区域⑧-2	右岸　豊田市平和町
豊川	区域⑪-1	左岸　豊川市三上町
豊川	区域⑪-2	左岸　豊橋市賀茂町から豊川市金沢町まで
豊川	区域⑫-1	左岸　豊橋市牛川町
豊川	区域⑫-2	左岸　豊橋市牛川町から豊橋市下条西町まで

これらの区域については、氾濫等の通報対象ではあるが、霞堤、河岸段丘や谷地など地形的特徴から、相当に早い段階で浸水が生じる或いは氾濫が発生しても浸水範囲等が限定的な区域で、基準水位の対象としていないことから、レベル５氾濫発生情報の発表の対象外にして、自治体と連携し個別に連絡することにより避難を呼びかける例外的な対応をする。

イ　河川管理者である知事が行う通報に関するもの

河川名	区　域	
新川	区域⑭	左右岸　庄内川からの分派点 から 海まで
天白川	区域⑮	左右岸　植田川合流点 から 海まで
日光川	区域⑯	左右岸　野府川合流点 から 海まで
境川	区域⑰	左右岸　井堰川合流点 から 海まで
逢妻川	区域⑱	左右岸　逢妻女川、逢妻男川合流点 から 海まで

河川名	区域	観測所 施設名	所在地	通報基準	関係水防 管理団体	通報 担当 官署
新川	区域⑭	水場川 外水位	清須市 阿原町	・氾濫発生水位 （6.20m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより氾濫発生を確認	名古屋市、稲沢市、清須市、北名古屋市、あま市、豊山町、大治町　、蟹江町、尾張水害予防組合、海部地区水防事務組合	尾張建設事務所
天白川	区域⑮	天白川	名古屋市南区中江二丁目	・氾濫発生水位 （8.20m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより氾濫発生を確認	名古屋市、東海市	尾張建設事務所
日光川	区域⑯	戸苅	一宮市萩原町築込字西古川1番地	・氾濫発生水位 （3.70m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより氾濫発生を確認	名古屋市、一宮市、津島市、稲沢市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村、尾張水害予防組合	尾張建設事務所
		古瀬	愛西市古瀬町村前14番地先	・氾濫発生水位 （3.20m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより氾濫発生を確認		

境川	区域⑰	泉田	刈谷市泉田町西中浜5-2	・氾濫発生水位（7.10m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより氾濫発生を確認	刈谷市、豊田市、大府市、知立市、豊明市、東浦町	知立建設事務所
逢妻川	区域⑱	一ツ木逢妻川	刈谷市一ツ木町西田60-1	・氾濫発生水位（6.00m）に到達 ・巡視や河川監視カメラにより氾濫発生を確認	刈谷市、豊田市、大府市、知立市、豊明市、東浦町	知立建設事務所

(2) 氾濫等の伝達経路及び手段

水防法に基づく氾濫等の伝達経路及び手段は、各河川に係る洪水予報について本計画で定めた伝達経路及び手段と同様とする（例外的な対応をする区域については報道機関への通知を省略できる)。

(3) 氾濫等の通報の発表形式

正規

愛知県庄内川水系　新川
レベル５氾濫特別警報/氾濫発生情報
（警戒レベル５相当情報）

愛知県庄内川水系　新川洪水予報　第１号
令和００年０月０日００時００分
愛知県尾張建設事務所・名古屋地方気象台　共同発表

（見出し）

愛知県庄内川水系新川では、氾濫しているおそれ
氾濫のおそれがある区間　新川水位観測所受け持ち区間

（主文）

【警戒レベル５相当】水場川外水位基準観測所（清須市）受け持ち区間
災害が発生しているおそれがあります。新川の水場川外水位基準観測所（清須市）では、「氾濫発生水位」に到達しました。新川では、既に氾濫が発生しているおそれがあり、○○市では、浸水しているおそれがあります。直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

（警戒レベル相当情報等早見表）

愛知県庄内川水系　新川レベル５氾濫特別警報/氾濫発生情報（警戒レベル５相当情報）			
新着・更新	新着・更新		新着
	基準観測所名		水場川外水位
	対象河川		新川
	警戒レベル（　）相当		5
	水位又は流量	現況	5（氾濫しているおそれ）
		予測	
新着	名古屋市		5
新着	清須市		5
新着	あま市		5
新着	海部郡大治町		5
新着	西春日井郡豊山町		5
新着	海部郡蟹江町		5

市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。
警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表]
https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo

5	警戒レベル５相当
4	警戒レベル４相当
3	警戒レベル３相当
2	警戒レベル２
	警戒レベル２未満

（雨量）

多いところでは１時間に○ミリの雨が降っています。
この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	○日○時○分～○日○時○分までの流域平均雨量	○日○時○分～○日○時○分までの流域平均雨量の見込み
新川流域	○○○ミリ	○○ミリ

（水位または流量）

基準観測所	水位（m）	00日 00:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
		X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX	X.XX
警戒レベル２								
水場川外水位（清須市）	氾濫発生水位 6.20 m							
	氾濫危険水位 5.20 m							
	避難判断水位 4.40 m							
	氾濫注意水位 3.00 m							
	ゼロ点高 EL=0.00 m							

・ゼロ点高に関する解説　https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/kwb_apend/html/reference.html

（参考）

（受け持ち区間）

基準観測所	水場川外水位水位観測所		
	清須市		
受け持ち区間	新川		
	左岸　名古屋市西区、名古屋市中川区、清須市、あま市、海部郡大治町		
	右岸　名古屋市北区、名古屋市西区、名古屋市中川区、名古屋市港区、清須市、北名古屋市、あま市、海部郡大治町		

□雨の情報を知りたい方はこちら

今後の雨（解析雨量、降水短時間予報）	https://www.jma.go.jp/bosai/kaikotan/#zoom:8/lat:35.1086111/lon:136.9491667/colordepth:normal/elements:slmcs&slmcs_fcst&rasrf

□洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら

川の防災情報　洪水予報画面	https://www.river.go.jp/kawabou/pc/rw?rwtype=10&rwcd=8528200100

□河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら

水害リスクライン	https://frl.river.go.jp/TopViewMain?header&areacd=85

□氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら

浸水ナビ	https://suiboumap.gsi.go.jp/ShinsuiMap/Map//?x=136.9491667&y=35.1086111&z=13

今後の雨（解析雨量・降水短時間予報）　川の防災情報 洪水予報画面　水害リスクライン　浸水ナビ

問い合わせ先
水位関係：愛知県尾張建設事務所 維持管理課 電話：052-961-4421
気象関係：気象庁 大気海洋部 予報課 電話：03-5422-1018

2　決壊等の通報（法第25条）

(1) 決壊等の意味

決壊とは堤防の全部または一部の損壊を意味する用語で、浸食や堤防斜面（法）崩れも決壊に含まれる。また、報告する際には、単に堤防決壊という表現では、堤防の全部が決壊（破堤）し、氾濫している状態と混同する恐れもあるので、具体的に以下の言葉を使用すること。

ア　堤防の決壊（破堤）	堤防が完全に切れ、水が居住側（堤内）にあふれ出たもの
イ　堤防斜面（法）崩れ	堤防の斜面（法面）が崩壊し、応急復旧が必要なもの
ウ　越水（水のあふれ）	堤防等は決壊（破堤）していないが、水が堤防を乗り越えて居住側（堤内）へ氾濫しているもの
エ　漏水	堤体又は地盤に水が浸透し、水の通過する部分、いわば水みちができて居住側堤防斜面（川裏）に流れ出すもの
オ　亀裂	通常、亀裂は堤防の上端（天端）又は堤防斜面（法面）に、堤防に平行して生じる。 上端（天端）に生じた亀裂は、大規模な堤防斜面（法）崩れの原因となる。

(2) 速報

ア　速報の意義と留意点

初動時において災害対策上は、「正確かつ詳細な情報」ではなく、「断片的でも迅速な情報」が重要であり、「いつ、どこで、なにがあったか」が基本となる。速報における留意点は以下のとおりである。

①　速報は冷静に伝達し、不確実な情報には、「…もよう」「…の情報あり」とすること。

②　現場からの情報を入手した場合、その時刻を必ず明記し併せて伝達しておくこと。

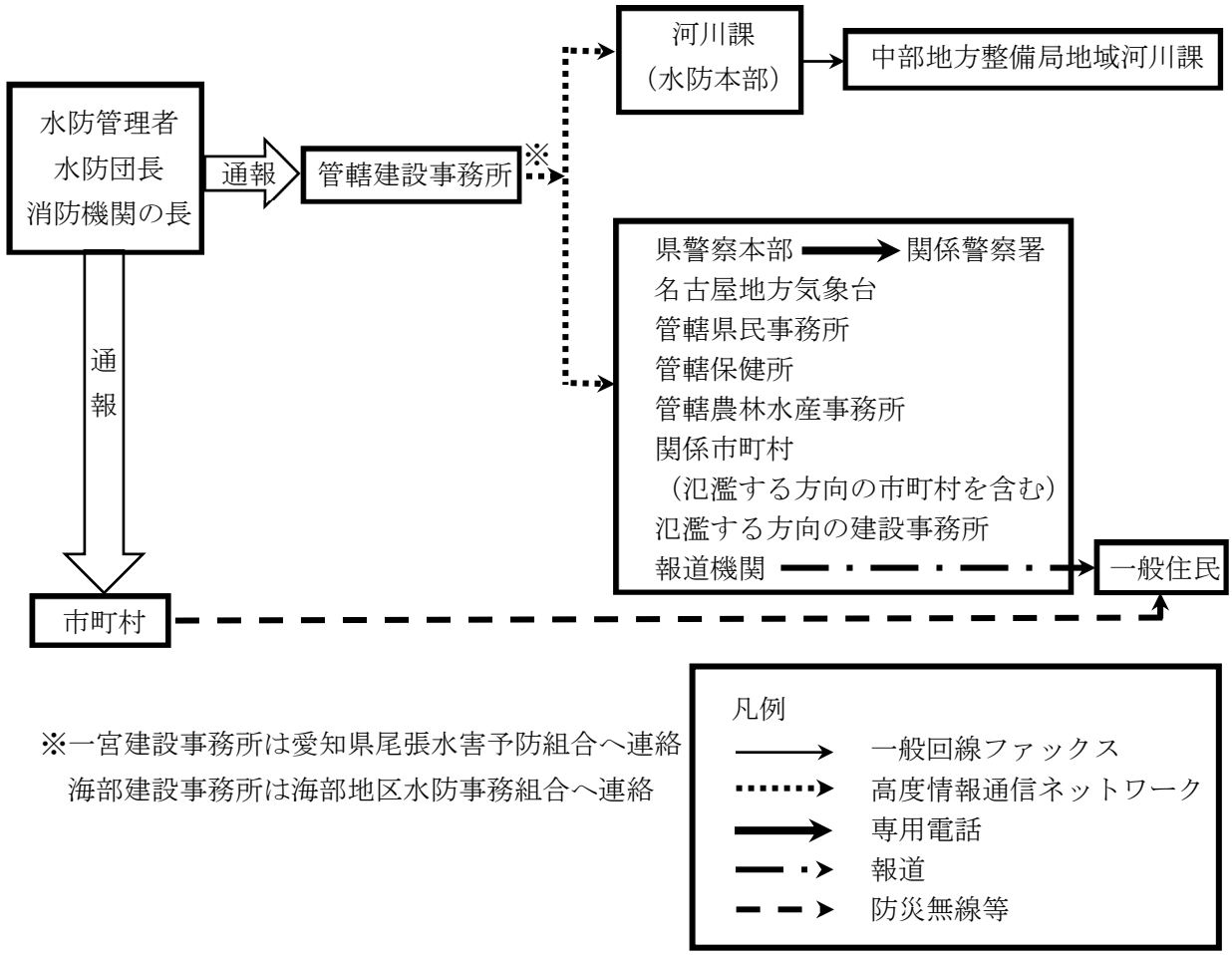
③　互いに名乗り合うこと。

イ　速報の伝達経路

水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、堤防その他の施設が決壊して氾濫又は、氾濫のおそれがあるときは、直ちに知事その他関係者（関係機関・団体）へ通報しなければならない。

通報を受けた知事は、決壊により相当な損害を生ずるおそれがあると認めるときは、当該通報に係る事項を直ちに水防管理者及び量水標管理者並びに気象庁長官に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。市町村長による緊急安全確保措置の指示があった場合は、水防管理者、水防団及び消防機関は直ちに待避を行い、安全な場所で監視カメラ等により堤防その他の施設の決壊又は越水・溢水を確認できた場合のみ通報を行う。

なお、通報の連絡系統は下図のとおりである。



ウ　隣接する水防管理者（市町村）間の連絡体制の確立

水防管理者（市町村）は、決壊（破堤）情報等を隣接する市町村に通報するにあたり、平時からその通報体制について互いに確認しあい、密接な連携を図ること。

(3)　決壊後の処置（法第26条、法第19条）

ア　水防管理者、水防団長及び消防機関の長は、次の事項に留意して、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。

（ア）　適切な水防工法の実施

（イ）　避難指示等

（ウ）　関係機関への通報

（エ）　自衛隊の派遣要請を知事に要請

イ　水防団等並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは一般交通や公共用に供しない空地や水面を通行することができ、水防管理団体はその損失を受けた者に対し、損失を補償しなければならない。

(4)　決壊等による被害状況の報告

水防管理者、水防団長及び消防機関の長が、決壊や水のあふれ（越水）に起因する氾濫による被害を認知したときは、次のとおりすみやかに報告するものとする。

ア　人的・住家被害

水防管理者は、被害状況をとりまとめ、原則的に愛知県防災情報システムに入力し県に報告する。

イ　公共土木施設被害

水防管理者は、被害状況をとりまとめ、管轄する国交省各河川事務所、県建設事務所、港務所又は農林水産事務所（以下「建設事務所等」という。）に対し報告する。県建設事務所等は、直ちに県水防本部に報告する。

第九節　水防解除

水防管理者は、水防団等に水防の解除を命じたときは、これを一般に周知するとともに、県建設事務所に通知するものとする。

この通知を受けた県建設事務所は直ちに県水防本部へ報告し、県水防本部は県関係機関へ通知する。

第十節　費用負担と公用負担

１　費用負担

(1) 県の負担

県が行う水防事務に要する費用は県が負担する。（法第43条）

(2) 水防管理団体の負担

水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。（法第41条）

ただし、他の水防管理団体に対する応援のために要する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体と応援した水防管理団体との間の協議によって決める。

また、水防管理団体の水防によって、当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは、当該水防に要した費用の一部は当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。ただし、その費用の額及び負担の方法は、両者の協議によって決め、協議が成立しないときは、知事にあっせんを申請することができる。その場合、他の県に属する水防管理団体又は市町村があるときは、当該他の県の知事と協議する。（法第42条）

２　公用負担

(1) 公用負担権限

水防のため必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる。また、水防管理者等から委任を受けた者は、次のアからエ（イにおける収用を除く）の権限を行使することができる。（法第28条第１項、第２項）

ア　必要な土地の一時使用

イ　土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用

ウ　車両、その他の運搬用機器の使用

エ　排水用機器の使用

オ　工作物その他の障害物の処分

(2) 公用負担権限証明書

公用負担の権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあっては、その身分を示す証明書、その他これらの者の命を受けた者にあっては、次のような証明書を携行し、必要な場合にはこれを提示しなければならない。

公用負担権限証明書

○○水防団○○部長
○　○　　○　○

上記の者に　　の区域における水防法第２８条第１項の権限行使を委任したことを証明します。
令和　年　月　日

○○市（町・村）長
□　□　　□　□　　㊞

公用負担の権限を行使したときは、次のような証票を２通作成してその１通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずる者に手渡さなければならない。

（第　　号）

公　用　負　担　証

目的別　　種類
負担内容　　使用　　収用　　処分等

令和　年　月　日　　市（町・村）長　　□　□　　□　□　　㊞
事 務 取 扱 者　　□　□　　□　□　　㊞

○　○　　○　○　殿

３　損失補償

公用負担の権限行使によって損失を受けた者に対しては、当該水防管理団体は時価によりその損失を補償する。（法第28条第３項）

第十一節　水防報告と水防記録

１　水防管理者

水防管理者は、県水防本部からの指示があった場合、水防が終結したときから３日以内に次の事項を取りまとめて、様式１、様式２により管轄の県建設事務所長に報告する。（法第47条）

ア　水防本部設置及び水防解除の日付及び時刻
イ　水防団員又は消防機関に属する者の出動時期及び出動人員
ウ　巡視警戒、水防工法等水防作業の状況
エ　堤防、水こう門等の異常の有無及びそれに対する処置とその効果

オ　使用資器材の種類・数量
カ　法28条による公用負担の内容
キ　応援の状況
ク　避難指示及び立退きの指示の発令日時、発令区域
ケ　水防関係者の死傷
コ　水防功労者及び功績
サ　水防管理者の所見
シ　その他必要事項

２　県建設事務所長

県建設事務所長は、様式３により３日以内に県水防本部長に報告するとともに「水防記録」を作成して保管しなければならない。

３　県水防本部長

県水防本部長は、県建設事務所長からの報告について、３日以内に国（中部地方整備局等）に報告するものとする。

第１号様式

水防報告書（水防管理団体）

報告者　　番号　　内線

<table>
<tr><td colspan="2">水防管理団体名</td><td colspan="6">令和　　年　　月　　日報告</td></tr>
<tr><td colspan="2">増水（出水）の概要</td><td colspan="6">級　　川水系　　川始め　　河川
最高時間雨量　　mm　　月　　日　　時　　地内
総雨量　　mm　　月　　日　　時　　月　　日　　時</td></tr>
<tr><td rowspan="4">水防活動</td><td>実施日時</td><td colspan="6">月　　日　　時頃　～　　月　　日　　時頃</td></tr>
<tr><td>実施箇所</td><td>No.</td><td>河川名</td><td>左右岸</td><td>位置</td><td>人　員</td><td>実施工法</td></tr>
<tr><td></td><td>1
2
3</td><td></td><td></td><td>m</td><td>名</td><td></td></tr>
<tr><td>延出動人員</td><td colspan="6">水防団　　名　自衛隊　　名　居住者　　名
消防団　　名（　　）　　名　計　　名</td></tr>
<tr><td>水防作業の概要及び水防工法</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">水防の結果</td><td>種　別</td><td>人</td><td>家屋</td><td>田畑</td><td>堤防</td><td colspan="2">その他</td></tr>
<tr><td>水防の効果</td><td>名</td><td>棟</td><td>ha</td><td>m</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>被　害</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">使用資器材</td><td colspan="2">種類</td><td>数量</td><td>単価</td><td colspan="2">金額（円）</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">特記事項</td><td colspan="6"></td></tr>
</table>

備　考

「増水（出水）の概要」「実施箇所」…複数ある場合は別紙に記載すること。

「特記事項」…①水防功労者の氏名、年齢、所属、功績概要、②決壊（破堤）又は水があふれた（越水）箇所を記入すること。紙面が足りない場合は別紙とすること。

第２号様式

令和〇〇年台風第〇号における水防活動
（愛知県〇〇市消防団・令和〇〇年〇月〇日～〇日）

〇概要

〇〇市消防団は、令和〇年〇月〇日、台風第〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、述べ〇部隊〇名が出動。市内では、1時間雨量100㎜を超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への積み土のうや住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。

活動時間	出動延人数	主な活動内容
〇/〇～〇/〇 約12時間	〇名	・土のう積み（300袋） ・避難誘導（20世帯） ・排水作業（3件）

水防活動または被害状況写真

〇〇川左岸（〇〇地先）
堤防巡視

水防活動または被害状況写真

〇〇川左岸（〇〇地先）
積み土のう工

水防活動または被害状況写真

〇〇川右岸（〇〇地先）
月の輪工

水防活動または被害状況写真

〇〇地区の浸水被害

水防活動実施箇所
地図

第３号様式

水防報告書（建設事務所）

令和　　年　　月　　日報告

報告者　　番号　　内線

<table>
<tr><td>出水（増水）の概要</td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td>箇所数</td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td>水防実施日時</td><td colspan="7">月　　日　　時頃より　　月　　日　　時頃まで</td></tr>
<tr><td rowspan="5">出動人員</td><td>市町村名</td><td>水防団</td><td>消防団</td><td>自衛隊</td><td>居住者</td><td>その他</td><td>計</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>水防作業の概要</td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">被害状況（公共土木被害を含む）</td><td>人</td><td>家屋</td><td>田畑</td><td>堤防</td><td>道路</td><td colspan="2">その他</td></tr>
<tr><td>名</td><td>棟</td><td>ha</td><td>m</td><td>m</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="7"></td></tr>
</table>

第十一章　他の機関等の協力応援

第十一章　他の機関等の協力応援

第一節　洪水予報連絡会

県は、中部地方整備局、名古屋地方気象台、関係隣接県、関係市町村及び関係諸団体で結成された木曽川洪水予報連絡会、庄内川洪水予報連絡会、矢作川洪水予報連絡会、豊川・豊川放水路洪水予報連絡会を通じ、中部地方整備局管内河川事務所と名古屋地方気象台が共同して発表する木曽川（中流・下流）洪水予報、長良川（下流）洪水予報、庄内川洪水予報、矢作川洪水予報及び豊川・豊川放水路洪水予報に必要な雨量、水位、流量の観測及び通報に協力し、各県の水害の軽減に努めるものとする。

新川、天白川、日光川及び境川・逢妻川については洪水予報連絡会に準じて担当者会議を設置している。

第二節　大規模氾濫減災協議会（水防災協議会）

県は、県管理河川等を対象に、中部地方整備局、名古屋地方気象台、関係市町村、関係諸団体とともに、法第 15 条の 10 に基づく大規模氾濫減災協議会として、水防災協議会を設立した。

水防災協議会において、中小河川等における氾濫特性及び治水事業の現状を踏まえ、円滑かつ迅速な避難的確な水防活動等、大規模氾濫時の減災対策として各機関が計画的・一体的に取り組んでいくこととしている。

県管理河川等を対象とした水防災協議会は表１のとおりであり、表２の直轄河川の水防災協議会と連携を図るとともに、水災害に備え国や市町村などとの連携を強め、水害の軽減に努めるものとしている。

表１　県管理河川等を対象とした水防災協議会の設立状況（法第 15 条の 10）

協議会の名称	事務局	構成員
庄内川・木曽川圏域 水防災協議会	県：建設局	県：建設局（河川課、圏域内建設事務所）、防災安全局 市町村：25 市町村、水害予防組合：１団体、水防事務組合１団体、気象台：名古屋地方気象台 中部地方整備局(ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ)：庄内川河川事務所、木曽川上流河川事務所、木曽川下流河川事務所
知多半島圏域 水防災協議会	県：建設局	県：建設局（河川課、圏域内建設事務所）、防災安全局 市町村：７市町 気象台：名古屋地方気象台 中部地方整備局(ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ)：河川部　地域河川課
矢作川圏域 水防災協議会	県：建設局	県：建設局（河川課、圏域内建設事務所）、防災安全局 市町村：14 市町 気象台：名古屋地方気象台 ダム管理者：矢作ダム管理所、中部電力株式会社越戸水力制御所 中部地方整備局(ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ)：豊橋河川事務所
豊川圏域 水防災協議会	県：建設局	県：建設局（河川課、圏域内建設事務所）、防災安全局 市町村：８市町村 気象台：名古屋地方気象台 ダム管理者：水資源機構豊川用水総合事業部 中部地方整備局(ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ)：豊橋河川事務所

表２　直轄河川を対象とした水防災協議会（法第 15 条の９）

協議会等の名称	事務局
木曽川上流水防災協議会	木曽川上流河川事務所
木曽川下流水防災協議会	木曽川下流河川事務所
土岐川・庄内川の水害から命を守るための会議	庄内川河川事務所
矢作川水防災協議会	豊橋河川事務所
豊川水防災サミット	豊橋河川事務所

第三節　応援及び応援等の相互協定

１　居住者の義務等

水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は水防活動上緊急の必要がある場合は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者の立入りを禁止し、制限し若しくは退去を命ずることができる。（法第 21 条第１項）

水防管理者、水防団長等は水防上やむを得ない必要があるときはその区域内の居住者又は水防現場にいるものを水防に従事させることができる。（法第 24 条）

洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、知事、その命を受けた県職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くことを指示することができる。（法第 29 条）

２　警察官の応援

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して警察官の出動を求めるものとする。（法第 22 条）

３　他の水防管理団体の応援

水防管理者は、緊急の場合必要に応じ他の水防管理者、市町村長、消防長に対して応援を求めることができる。（法第 23 条第１項）

なお、広域的な応援要請を行う必要が生じた場合において、水防管理者が、「愛知県内広域消防相互応援協定」に該当する市町村長であるときは、同協定及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより相互応援を行い、前記以外の水防管理者については県へ応援を要請するものとする。

応援のため派遣された者は、所要の器具、資材を携行し応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

４　自衛隊の応援

(1) 災害派遣要請者

知事

(2) 災害派遣要請手続

知事は、災害派遣要請の必要があると認めたとき、又は、水防管理者から災害派遣要請の依頼を受けてその必要を認めたときは、ただちに派遣要請の手続きをとるものとする。（自衛隊法第 83 条第１項、災害対策基本法第 68 条の２第１項）

(3) 災害派遣部隊の受け入れ

水防管理者は、次の事項に留意し、自衛隊の応援活動が充分達成されるよう努めるものとする。

ア　宿泊施設及び車両等の保管場所を準備すること。

イ　派遣部隊との連絡員の決定をすること。

ウ　応援を求める内容、所要人員及び資器材等の確保について計画を立て、部隊到着後すみやかに作業ができる準備をすること。

エ　派遣部隊を目的地へ誘導するとともに部隊の指揮官と協議して、作業が他の機関の活動と競合、重複することなく効果的な作業分担ができるよう配慮すること。

(4) 自衛隊の派遣について

この計画に定めるもののほかは、「愛知県地域防災計画」及び「愛知県災害対策実施要綱」に定めるところによる。

５　相互応援協定

水防管理団体は隣接水防管理団体と、協力応援等の水防事務に関して、相互協定をし水防計画に定めるものとする。

第四節　河川管理者の協力事項

指定水防管理団体が行う水防のための活動に、河川管理者の協力を得ることとして、当該指定水防管理団体の水防管理者が水防計画に河川管理者が協力する事項を記載するときは、水防法第 33 条第４項で準用する第７条第３項により、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得ることとされている。

本水防計画においては、水防管理者が行う河川管理者（国土交通大臣および愛知県知事）との協議に資するため、河川管理者が協力を行うこととする事項は、以下のとおりとする。

１　国の協力事項

河川管理者たる国土交通大臣（中部地方整備局長）が、指定水防管理団体が行う水防のための活動に協力する事項は、次のとおりとする。

（河川管理者の協力事項）

第１条　河川管理者は、自らの業務に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

一　河川に関する情報の提供

二　重要水防箇所の合同点検の実施

三　水防管理者が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加

四　水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際し、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供

五　水防活動の記録及び広報

（河川に関する情報の提供）

第２条　前条第一号に関し、河川管理者は、水防管理団体への情報伝達の方法を定めるものとす

る。
（以下省略）

２　県の協力事項

河川管理者たる愛知県知事が、水防管理団体が行う水防のための活動に協力する事項は、次のとおりとする。

河川管理者たる愛知県知事は、水防管理団体が行う水防のための活動のため、自らの業務に照らし可能な範囲で、以下のとおり水防管理者に協力する。

一　水防管理団体への情報伝達の方法を定め、河川に関する情報を提供する。

二　水防管理者が行う水防訓練及び水防技術講習会へ参加する。

三　水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材が不足するような緊急事態に際し、河川管理者が河川管理施設の応急復旧のために備蓄している土砂その他の資器材を提供する。

四　水害に関する地域住民への啓発を行う。

第五節　河川管理者の備蓄資器材

水防管理団体が行う水防のための活動に協力することとして、各河川管理者が備蓄している資器材等は以下のとおりである。

(1) 国土交通大臣

備蓄施設の名称	所在	資器材の種別備蓄数量	備考
矢作川森町地区河川防災ステーション	豊田市森町一丁目90番地	土砂1500㎥、根固ブロック30個、木杭、ロープ類、土のう袋、鉄線、ビニールシート等	ヘリポートあり
木曽川高畑地区河川防災ステーション	愛西市給父北部13番地	土砂47000m3、根固ブロック約604個	ヘリポートあり
庄内川清須地区河川防災ステーション	清須市西枇杷島町南松原地先	土砂3000㎥、テトラポッド約1000個、木杭約110本、土のう袋約1700枚、オイルマット約250枚等	ヘリポートあり
矢作川志貴野地区河川防災ステーション	西尾市志貴野町地内	根固ブロック1350個、石材2200㎥、木杭、ロープ類、土のう袋等	ヘリポートあり

(2) 愛知県知事※

備蓄施設の名称	所在	資器材の種別備蓄数量	備考
日光川河川防災ステーション	愛西市諸桑町地内	土砂2500㎥、トンパック土のう200袋等	ヘリポートあり

※他に「水防倉庫」43棟に各種資器材あり（資料編第１参照）

第六節　河川管理者からの情報提供（ホットライン）

洪水、高潮の際に、浸水が想定される区域を有する市町村長が行う避難指示等の発令の判断を支援するための情報提供の一環として、河川管理者としての建設事務所長が氾濫のおそれがあるときなどに、自ら市町村長本人へ直接情報を伝える仕組みを構築し、「ホットライン」運用要綱を定め、運用する。

第十二章　排水機の運転調整

第十二章　排水機の運転調整

第一節　排水機の運転調整の意義

現在の河川の整備水準を上回る洪水に見舞われ、河川から水があふれる（越水）及び決壊（破堤）などの恐れがあるときは、外水氾濫による甚大な浸水被害を回避するため、河川に強制排水するために設置された排水機の運転を一時的に調整する必要がある。統一的な排水調整を図る必要がある河川については排水機の運転調整を円滑に実施するための要綱等が定められている。

第二節　各河川における排水機の運転調整に係る要綱等

１　庄内川排水ポンプ場運転調整要綱

（ 目 的 ）

第１条　一級河川庄内川及び矢田川(以下「庄内川」という)において、沿川地域の雨水など内水排除のために設置された排水ポンプ場の運転調整は、庄内川が整備水準を上回る洪水に見舞われた時、庄内川の流量負荷を軽減し越水又は破堤などによる外水氾濫の危険度を小さくすることで甚大な被害の発生を回避し、人的被害の防止と財産及び経済的被害を軽減することを目的として実施するものである。

（本要綱の対象期間）

第２条　本要綱の対象期間は、枇杷島橋または、その下流の河川改修が進捗するまでの期間とする。上記事業完了以降は別に定める。

（運転調整の通知及び発令）

第３条　運転調整は、排水ポンプ場の管理者がポンプ操作の一環として実施する。

河川管理者は、河川水位情報などについて関係機関に通知するものとする。

２　庄内川からの越水及び破堤が生じた場合の運転調整は河川管理者が発令する。

（運転調整対象ポンプ場）

第４条　運転調整を行うポンプ場は、原則として庄内川の中下流部(河口～東谷橋）及び矢田川の直轄管理区間へ雨水排水を行うすべてのポンプ場とし、各ポンプ場とも全施設を運転調整の対象とする。対象ポンプ場は、別紙のとおりである。

（準備水位の事前連絡）

第５条　ポンプ場運転調整に必要な準備を行うため、準備水位を設ける。

準備水位は、枇杷島水位観測所の出動水位・Ｔ．Ｐ．６．４０ｍとする。

準備水位に到達し更に水位上昇が予想される時、河川管理者は河川水位情報などについて、関係機関に連絡するものとする。

（基準地点及び水位観測所）

第６条　運転調整を行う基準地点はJR在来線上流（14.23kp）とする。水位観測所は、枇杷島水位観測所（15.7kp）とする。

（基準水位）

第７条　運転調整は庄内川において水位がHWLを越える恐れがある時または枇杷島橋地点において越水又は破堤の恐れがある時（河川管理施設等構造令での最低基準の余裕高を確保した水位を上回る時）に行うものとし、基準水位は、枇杷島水位観測所にてＴ．Ｐ．９．１０ｍとする。

（基準水位の通知及び運転調整の発令）

第８条　基準水位に到達した時、河川管理者から排水ポンプ場の管理者に、排水ポンプ運転調整の基準水位に達した旨を通知するものとする。

２　庄内川からの越水又は破堤が発生した時、河川管理者は越水又は破堤した地点から上流の排水調整対象ポンプ場の運転を調整する旨、発令するものとする。

（運転調整の解除の通知及び発令）

第９条　第８条第１項の運転調整は、基準地点の水位が基準水位を下回った時、河川管理者から排水ポンプ管理者に排水ポンプの運転調整の解除、もしくは庄内川の水位情報について通知するものとする。

２　第８条第２項の運転調整は、越水又は破堤した地先の応急復旧が完了した時、もしくは庄内川の水位が低下し排水ポンプの運転による水が破堤箇所などからの浸水の恐れがなくなった時は、河川管理者から排水ポンプ場の管理者に排水ポンプの運転の可能性について発令するものとする。

（新川の排水調整時の運転調整）

第10条　一級河川新川上流域もしくは新川下流域において排水調整を行っている時、且つ、庄内川の洪水が新川洗堰を越流する時には、河川管理者からの通知により、新川洗堰から上流の庄内川運転調整対象の排水ポンプ場は、運転調整を行うものとする。

（操作管理規定への規定及び経過措置）

第11条　この要綱は、庄内川に排水することを目的として設置する排水ポンプ場に定められる操作管理規定に規定するものとする。但し、操作管理規定に定めるまでの間の操作にも適用するものとする。

（ 雑　則 ）

第12条　情報連絡体制は別紙のとおりとするほか、操作に関する記録などは関係機関で更に調整し定めるものとする。

２　本要綱の見直しは、各関係機関で変更の必要が生じた場合に協議の上、行うことができる。

（ 附　則 ）

第 13 条　本要綱は平成 13 年６月１日から施行する。

平成 14 年６月１日、第６条改定。

平成 17 年６月１日、第２条、第６条、第７条、第 12 条改定。

平成 26 年６月１日、第２条、第６条、第７条改定。

令和５年６月１日、第４条にかかる運転調整対象ポンプ場の追加。

令和７年６月１日、第６条、第７条改定。

庄内川中下流部及び矢田川での運転調整対象排水ポンプ場

番号	排水ポンプ場名	管理者	排水先河川名・位置（管理者）	流域・流域変更の別	ポンプ容量 m3/s	備　　考
1	宝神	名古屋市	庄内川 左岸　0.4Km（国）	荒子川から流域変更	49.67	基準地点における運転調整の対象外
2	当知	名古屋市	庄内川 左岸　3.3Km（国）	荒子川から流域変更	12.73	基準地点における運転調整の対象外
3	打出	名古屋市	庄内川 左岸　6.3Km（国）	荒子川から流域変更	66.17	検討中
4	岩塚	名古屋市	庄内川 左岸　9.2Km（国）	荒子川・中川運河から流域変更	22.33	検討中
5	中村	名古屋市	庄内川 左岸 11.6Km（国）	荒子川・中川運河から流域変更	37.67	検討中
6	城北	名古屋市	庄内川 左岸 15.4Km（国）	堀川･荒子川･中川運河から変更	20.00	
7	落合	名古屋市	庄内川 右岸 19.5Km（国）	新川から流域変更	17.00	
8	守山	名古屋市	庄内川 左岸 21.3Km（国）	庄内川流域	15.00	
9	川北	名古屋市	庄内川 左岸 24.7Km（国）	庄内川流域	19.67	
10	勝西	春日井市	八田川 左岸　0.4Km（国）	庄内川流域	2.42	
11	地蔵川	愛知県	八田川 左岸　0.8km（県）	庄内川流域	25.00	

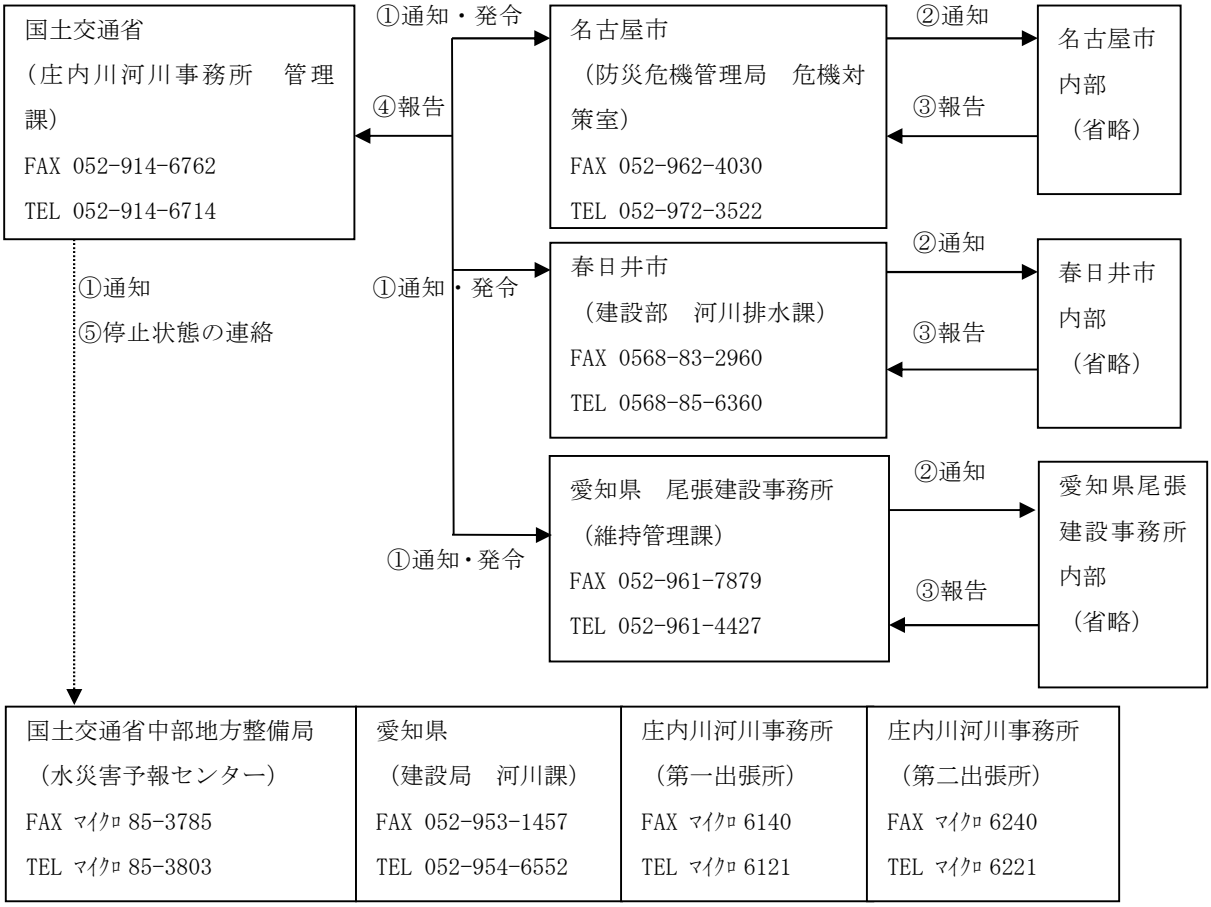
12	南部	春日井市	庄内川 右岸 24.1Km（国）	庄内川流域	26.20	
13	南部暫定	春日井市	庄内川 右岸 26.6Km（国）	庄内川流域	2.80	
14	熊野桜佐	春日井市	内津川 左岸　0.2km（県）	庄内川流域	12.41	
15	大留	春日井市	内津川放水路左岸0.1Km（県）	庄内川流域	5.00	
16	福徳	名古屋市	矢田川 左岸　0.4Km（国）	堀川から流域変更	25.00	
17	三階橋	名古屋市	矢田川 左岸　4.0Km（国）	堀川から流域変更	40.00	
18	守西	名古屋市	矢田川 右岸　3.9Km（国）	庄内川流域	34.35	
19	宮前	名古屋市	矢田川 左岸　7.1Km（県）	堀川から流域変更	28.33	

＜庄内川排水ポンプ場運転調整連絡系統図＞

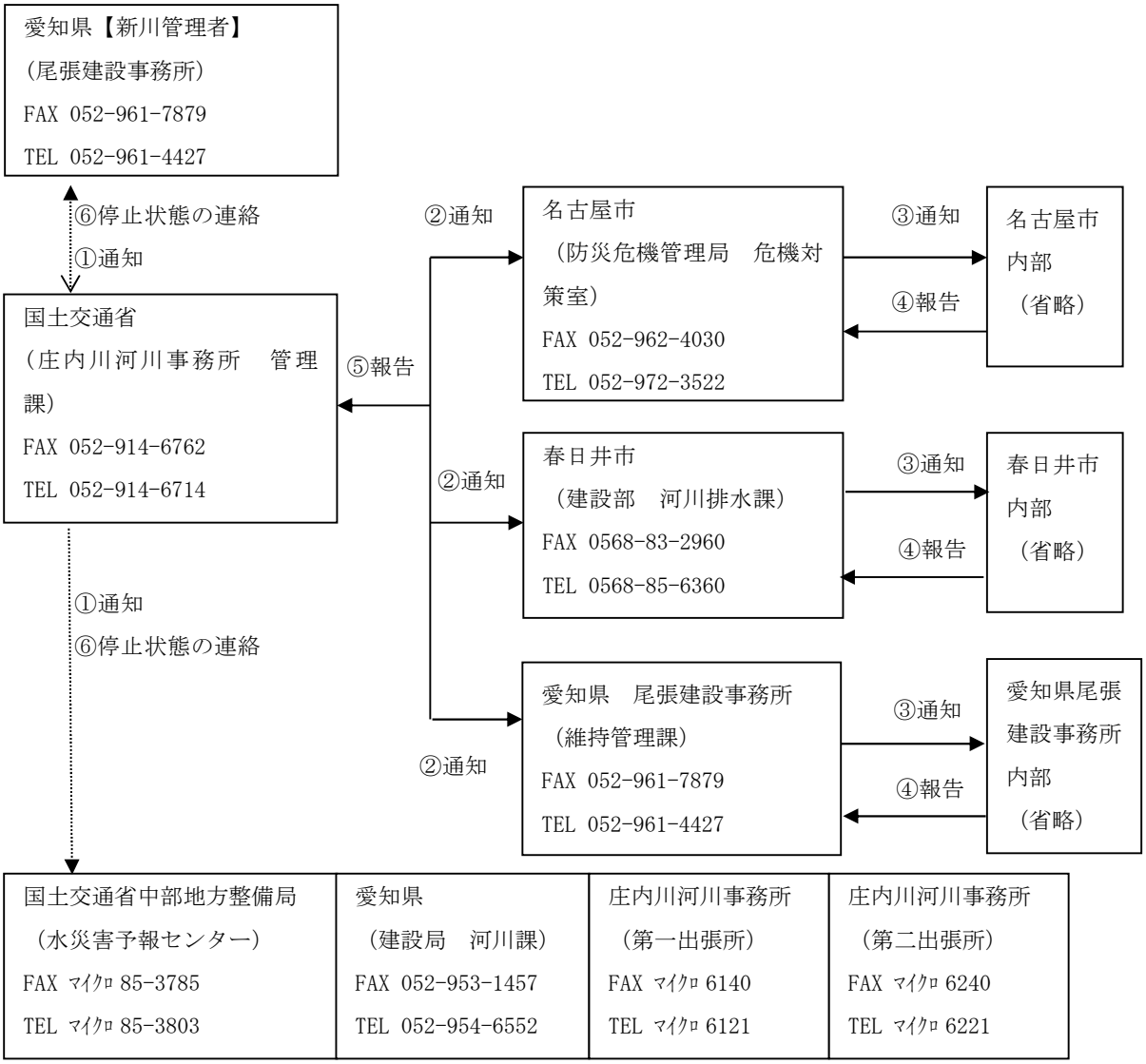
（準備水位の通知）：枇杷島水位（T.P.6.40m）

（基準水位の通知）：枇杷島橋水位（T.P.9.10m）

（その他超過洪水による発令）：庄内川堤防越水・破堤



（新川が排水調整時、かつ、庄内川の洪水が新川洗堰を越流する時の通知）



２　新川流域排水調整要綱

(1)　新川流域排水調整要綱

（排水調整の目的）

第一条　一級河川庄内川水系新川流域において、流域の排水のために設置された排水機の排水調整は、現在の河川の整備水準を上回る洪水（高潮を含む）に見舞われ、河川からの越水及び破堤などによる氾濫のおそれがあるとき、外水氾濫による沿川の甚大な浸水被害の発生を回避し、人的被害の防止並びに財産及び経済的被害を軽減することを目的として実施するものである。

（用語の定義）

第二条　この要綱で用いる用語は、以下のように定義する。

一　排水機　流域内の降雨に対し一定の計画規模内で浸水被害の解消を目的に設置された排水機をいう。排水機には、河川管理者が管理する河川排水機及び河川管理者以外の者が管理する内水排水機とが存する。

二　排水調整　現在の河川の整備水準を上回る洪水時に排水機の運転を調整し、河川への排水を停止することをいう。

三　河川の整備水準　河川からの越水又は破堤などすることなく安全に洪水を流下させる河川の疎通能力をいう。

四　外水氾濫　河川からの越水又は破堤などにより、河川を流下する洪水が沿川の流域に流出して浸水することをいう。

五　排水調整対象流域　基準地点の水位に対応して排水調整を実施すべき流域をいい、単独あるいは複数の単位流域から構成される。

六　単位流域　排水調整を実施するにあたっての最小の流域区分として、基準地点に対応して分割した流域をいう。

七　基準地点　排水調整を判断する河川水位を観測する水位観測所をいう。

八　準備水位　基準地点の河川水位が当該の水位に到達した場合に、排水調整に必要な措置を迅速に実施できるように準備を開始する水位をいう。

九　停止水位　基準地点の河川水位が当該の水位に到達した場合に、排水調整を行う水位をいう。

十　再開水位　排水調整を行ったのち、基準地点の河川水位が当該の水位を下回った場合に、排水調整を解除し、排水機の排水を再開する水位をいう。

（排水調整の法的根拠並びに通知及び発令を行う者）

第三条　排水調整は、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第一条及び第二条の規定に基づく河川管理及び排水機の管理者が排水機の操作の一環として実施する。ただし、河川管理者においても河川水位情報に関することについて関係機関に通知するものとする。また、準用河川及び普通河川においては、法定管理者がこの要綱に基づく措置又は通知をするものとする。

２　河川からの越水及び破堤が生じた場合の排水調整は河川管理者が発令する。ただし、準用河川及び普通河川においては、法定管理者がこの要綱に基づいて発令する。

（対象流域）

第四条　この要綱に基づき、排水調整を行う流域は、一級河川庄内川水系新川及び五条川流域とする。

（単位流域と対象排水機）

第五条　単位流域は以下の三区域とする。別図第一に三区域の分割を、別表第一に各単位流域に属する市町村を示す。

一　新川下流域　五条川合流点より下流の新川が直接排水を担う流域

二　新川上流域　五条川合流点より上流の新川が排水を担う流域

三　五条川流域　五条川が排水を担う流域

２　単位流域内の排水調整を行う排水機は、当該区域内の一級河川、準用河川及び普通河川に排水を行う排水機とする。ただし、準用河川及び普通河川においては、法定管理者が、この要綱に基づく措置を講ずるものとする。各単位流域の対象排水機を別表第二に示す。

（基準地点と排水調整対象流域）

第六条　排水調整の基準となる基準地点は、別表第三の水位観測所とする。

２　各基準地点に対応する排水調整対象流域は別表第四の単位流域とする。

（排水調整の事前通知等）

第七条　基準地点の水位が別表第五に示す準備水位に到達したとき、河川管理者から第五条第二項に定めた排水調整対象流域の排水機の管理者に河川の水位情報を通知するものとする。

２　前項に定める準備水位を下回ったときについては、前項に定める排水機の管理者に河川の水位情報を通知するものとする。

（排水調整の通知及び発令）

第八条　基準地点の水位が別表第五に示す停止水位に到達したとき、河川管理者から第五条第二項に定めた排水調整対象流域の排水機の管理者に河川の水位情報を通知するものとする。

２　新川及び五条川において、停止水位以下の場合で河川からの越水又は破堤が発生したとき、河川管理者は越水又は破堤した地点から基本として上流の排水機を停止すべき旨を発令するものとする。また、準用河川及び普通河川においては、法定管理者がこの要綱に基づき発令するものとする。

（排水調整の解除の通知及び解除の発令）

第九条　第八条第一項の排水調整は、単位流域毎に別表第四に定める基準地点の水位が別表第五に示す再開水位を下回ったとき、河川管理者から当該の単位流域の排水機の管理者に河川水位情報を通知するものとする。ただし、越水または破堤が生じた場合は、次項の定めによるものとする。

２　第八条第二項の排水調整の解除は、越水又は破堤した箇所の応急復旧が完了したとき、若しくは河川の水位が低下し排水機の運転による破堤箇所などからの浸水のおそれがなくなったときに、河川管理者から排水機の管理者に発令するものとする。また、準用河川及び普通河川においては、法定管理者がこの要綱に基づき発令するものとする。

（通知及び発令の内容）

第十条　排水機の排水調整の発令等の内容は、別表第六のとおりとする。

（通知及び発令の伝達先）

第十一条　河川管理者は、前条の発令等を関係機関に伝達する。

２　前項の伝達先機関及び伝達方法は、別途設置する新川流域排水調整連絡協議会にお

いて定めるものとする。

（排水機管理者への伝達及び報告）

第十二条　前条の伝達を受けた機関は、排水機の管理者に伝達し周知する。

２　前項の伝達を受けた排水機の管理者は、排水調整を実施し、その内容を、伝達した機関に速やかに報告する。

３　前項の報告を受けた機関は、排水調整の実施内容を別表第六に定める様式により河川管理者に速やかに報告する。

（他の河川の排水調整）

第十三条　一級河川庄内川の洪水が新川洗堰を越流し、一級河川新川上流域もしくは新川下流域において排水調整を行っているとき、新川洗堰から上流の庄内川運転調整対象の排水機は排水調整を行うものとする。

（操作規則）

第十四条　第十五条の規定に基づき、各排水機管理者は、運転調整の内容を明記した操作規則を制定後、河川法第二十六条第一項の許可を受けるものとする。

（経過措置）

第十五条　この要綱は、新川流域に排水することを目的として設置する排水機に定められる操作規則に規定するものとする。ただし、既設の排水機にあっては、操作規則に定めるまでの間の操作にも適用するものとする。

（雑則）

第十六条　この要綱に定めるもののほか、排水機の排水調整に必要な事項は新川流域水害対策協議会において定めるものとする。

２　この要綱に定める内容に疑義が生じた場合、または河川改修の進捗、気象状況及び排水調整の実態等の変化によりこの要綱を変更する必要が生じた場合には、新川流域水害対策協議会に諮り適宜変更するものとする。

附　則

この要綱は、平成 13 年６月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 17 年５月 23 日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 18 年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 21 年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 22 年６月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 23 年６月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 26 年５月 12 日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 27 年５月 13 日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 28 年５月 31 日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 29 年５月 16 日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 30 年５月 28 日から施行する。

附　則

この要綱は、令和元年５月 27 日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年３月６日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年５月 27 日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年６月７日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年７月７日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

（別表第一：第五条第一項関係）各単位流域の市町

分割区域	新川下流域	新川上流域	五条川流域
名古屋市	○	○	
一宮市			○
春日井市		○	
犬山市		○	○
江南市			○
小牧市		○	○
稲沢市			○
岩倉市			○
清須市		○	○
北名古屋市		○	○
あま市	○		○
豊山町		○	
大口町		○	○
扶桑町		○	○
大治町	○		

（別表第二：第五条第二項関係）各単位流域の排水機一覧

区分		NO.	排水機場名	管理者	位置			集水面積	現況排水量		備考
					距離標	左岸	右岸	(km2)	排水量 (m3/s)	比流量 (m3/s/km2)	
新川下流	新川	1	藤前	名古屋市：(上下水道局)	0k100		○	1.08	14.95	13.84	
		2	藤高その1	藤高土地改良区	0k900		○	1.32	1.38	1.05	
		3	七島	藤高土地改良区	1k900		○	0.31	0.83	2.68	
		4	福田	名古屋市：(上下水道局)	3k120		○	2.54	20.75	8.17	
		5	助光	名古屋市：(上下水道局)	5k500	○		1.63	23.55	14.45	
		6	富田	名古屋市：(上下水道局)	6k560		○	2.96	20.25	6.84	
		7	伏屋	名古屋市：(上下水道局)	6k880	○		1.25	11.38	9.10	
		8	万場川東	名古屋市：(緑政土木局)	8k150	○		0.40	4.32	10.80	
		9	万場	名古屋市：(緑政土木局)	8k300		○	0.71	5.40	7.61	
		10	砂子第一	大治町	8k951	○		0.47	1.50	3.19	
		11	三本木	大治町	9k673		○	1.51	3.00	1.99	
		12	八ツ屋第一	大治町	9k994	○		0.28	1.10	3.93	
		13	八ツ屋第二	大治町	10k821	○		0.05	0.21	4.20	
		14	萱津	あま市	11k470		○	1.58	1.60	1.01	
	合計							16.09	110.22	6.85	
新川上流	新川	15	下河原ポンプ場	清須市	12k740	○		0.12	0.14	1.17	
		16	土器野ポンプ場	清須市	13k600	○		0.32	5.13	16.03	
		17	二ツ杁ポンプ場	清須市	13k750	○		1.02	5.68	7.35	＊17,18,21を一体として比流量を算出
		18	芳野ポンプ場（旧）	清須市	13k770	○		二ツ杁の一部	1.20	7.35	
		19	芳野ポンプ場（新）	清須市	13k891	○		0.63	6.22	9.90	
		20	豊田川ポンプ場	清須市	14k000		○	1.67	12.58	7.53	
		21	芳野樋門ポンプ場	清須市	14k308	○		二ツ杁の一部	0.60	7.35	
		22	助七ポンプ場	清須市	14k662		○	2.08	6.40	3.07	
		23	小場塚ポンプ場	清須市	14k800	○		2.02	14.40	7.72	23,24を一体として比流量を算出
		24	弁天ポンプ場	清須市	14k940	○		小場塚の一部	1.20	7.72	
		25	水場川	河川施設（尾張建設）	16k000		○	11.32	40.00	3.53	
		26	中小田井	名古屋市：(上下水道局)	16k250	○		1.81	15.60	8.62	R3.4.1時点
		27	第二平田	名古屋市：(緑政土木局)	16k420		○	0.47	1.00	2.13	
		28	平田処理場	名古屋市：(上下水道局)	16k830		○	2.23	19.67	8.82	
		29	第一平田	名古屋市：(緑政土木局)	17k350		○	0.18	1.00	5.56	
		30	電車川	北名古屋市	17k900		○	0.90	7.50	8.33	
		31	鴨田川	河川施設（尾張建設）	18k000		○	7.10	25.00	3.52	
		32	鴨田川	北名古屋市	18k000		○	0.32	2.17	6.78	
		33	上小田井	名古屋市：(緑政土木局)	18k650	○		3.68	20.97	5.70	
		34	久地野ポンプ場	北名古屋市	19k517		○	0.40	7.42	18.55	
		35	久地野	北名古屋市	19k700		○	1.49	0.68	0.46	
		36	喜惣治	名古屋市：(上下水道局)	20k750		○	2.64	19.67	7.45	
	小計							40.40	214.23	5.30	
	合瀬川	37	高田寺	北名古屋市	0k600		○	0.68	0.84	1.24	
		38	中江川	河川施設（尾張建設）	1k180	○		6.35	25.00	3.94	
		39	自才ポンプ場	小牧市	8k870	○		0.39	1.25	3.20	
	小計							7.42	27.09	3.65	
	原川	40	大輪	小牧市	0k040		○	0.05	0.95	18.27	
		41	向町	小牧市	0k420	○		0.04	0.63	15.75	R1.6.28完了 R1.7.1供用開始
	小計							0.09	1.58	17.17	
	大山川	42	久田良木川	準用河川施設（豊山町）	0k750	○		4.80	9.90	2.06	R8 23.00m³/s
	小計							4.80	9.90	2.06	
合計								52.71	252.80	4.80	
五条川	五条川	43	中萱津	あま市	0k450		○	0.53	0.50	0.94	
		44	堀江ポンプ場	清須市	0k740	○		0.89	5.75	6.46	
		45	上萱津	あま市	0k850		○	0.79	0.33	0.42	
		46	梶村	あま市	2k000		○	0.31	4.00	12.90	
		47	西清洲ポンプ場	清須市	3k400		○	0.10	0.42	4.20	
		48	古城ポンプ場	清須市	3k800		○	0.08	1.50	18.75	
		49	春日	清須市	4k962		○	1.68	2.53	1.51	
		50	春日第二	清須市	6k307		○	0.60	1.17	1.95	
		51	下津	稲沢市	7k540		○	4.75	7.64	1.61	
		52	五日市場	一宮市	8k900		○	2.97	6.00	2.02	
		53	伝法寺	一宮市	9k600		○	0.03	0.70	25.74	
		54	鍛冶ヶ一色調整池	北名古屋市	10k083	○		0.51	0.56	1.10	
		55	北島	岩倉市	10k200		○	0.14	2.80	19.44	
		56	野寄	岩倉市	10k300		○	0.21	3.00	14.42	
		57	川井	岩倉市	10k500		○	0.56	0.75	1.33	
		58	大山寺	岩倉市	12k080		○	0.16	1.75	10.87	
		59	曽野	岩倉市	13k700		○	0.13	0.50	3.76	
	小計							14.45	39.90	2.76	
	巾下川	60	藤島	小牧市	0k040	○		0.58	3.00	5.17	
		61	小木	小牧市	0k500	○		4.51	3.30	0.73	
		62	大市場	岩倉市	6k600		○	0.32	4.60	14.38	
	小計							5.41	10.90	2.01	
	矢戸川	63	東町	岩倉市	1k000		○	0.32	0.50	1.56	
	小計							0.32	0.50	1.56	
	青木川	64	小山	一宮市	5k880		○	0.04	0.13	3.56	
		65	下浅野	一宮市	普通河川0k486		○	0.68	0.70	1.03	新般若井筋
	小計							0.72	0.83	1.16	
	縁葉川	66	猿海道	一宮市	1k000		○	0.40	0.25	0.63	
		67	猿海道第二	一宮市	1k075		○	0.15	0.50	3.33	
		68	あずら	一宮市	1k350	○		0.07	0.40	5.71	
		69	猿海道第三	一宮市	1k393		○	0.04	0.31	7.75	
	小計							0.66	1.46	2.21	
	合計							21.48	53.583	2.49	
総合計								90.19	416.44	4.62	

（別表第三：第六条第一項、第九条第一項関係）基準地点

単位流域	新川下流域	新川上流域	五条川流域
基準点	下之一色水位観測所	水場川外水位観測所	春日水位観測所
位置	新川 3k/240 左岸	新川 16k/000 右岸	五条川 6k/650 左岸
設置場所	名古屋市中川区下之一色町三角	清須市阿原	清須市春日振形 127-1
管理者	愛知県尾張建設事務所	愛知県尾張建設事務所	愛知県尾張建設事務所

（別表第四：第六条第二項関係）基準地点と排水調整対象流域

		基準地点		
		下之一色	水場川外水位	春日
排水調整対象流域	新川下流域	●	—	—
	新川上流域	●	●	—
	五条川流域	●	—	●

（別表第五：第五条第二項、第七条、第八条第一項、第九条第一項関係）各基準地点の基準水位

単位流域	新川下流域	新川上流域	五条川流域
基準地点	下之一色	水場川外水位	春日
準備水位	TP2.20m	TP3.90m	TP4.60m
停止水位	TP3.00m	TP5.20m	TP5.55m
再開水位	TP2.80m	TP5.00m	TP5.35m

（別表第六：第七条、第八条、第九条、第十条、第十二条関係）伝達様式一覧

伝達内容	条　項		基　準　地　点			排水調整報告
			下之一色	水場川外水位	春日	
準備	第七条	第一項	様式１－１	様式１－２	様式１－３	
		第二項	様式１－４			
停止	第八条	第一項	様式２－１	様式２－２	様式２－３	様式４
		第二項	様式２－４			

伝達内容	条　項		基　準　地　点			排水調整報告
			下之一色	水場川外水位	春日	
解除	第九条	第一項	様式３－１	様式３－２	様式３－３	様式４
		第二項	様式３－４			

受報時間	受報者
月　日 時　分	

別紙　様式１－１

緊急連絡第＿＿号

令和＿＿年＿＿月＿＿日
＿＿時＿＿分　発表

関　係　機　関　殿

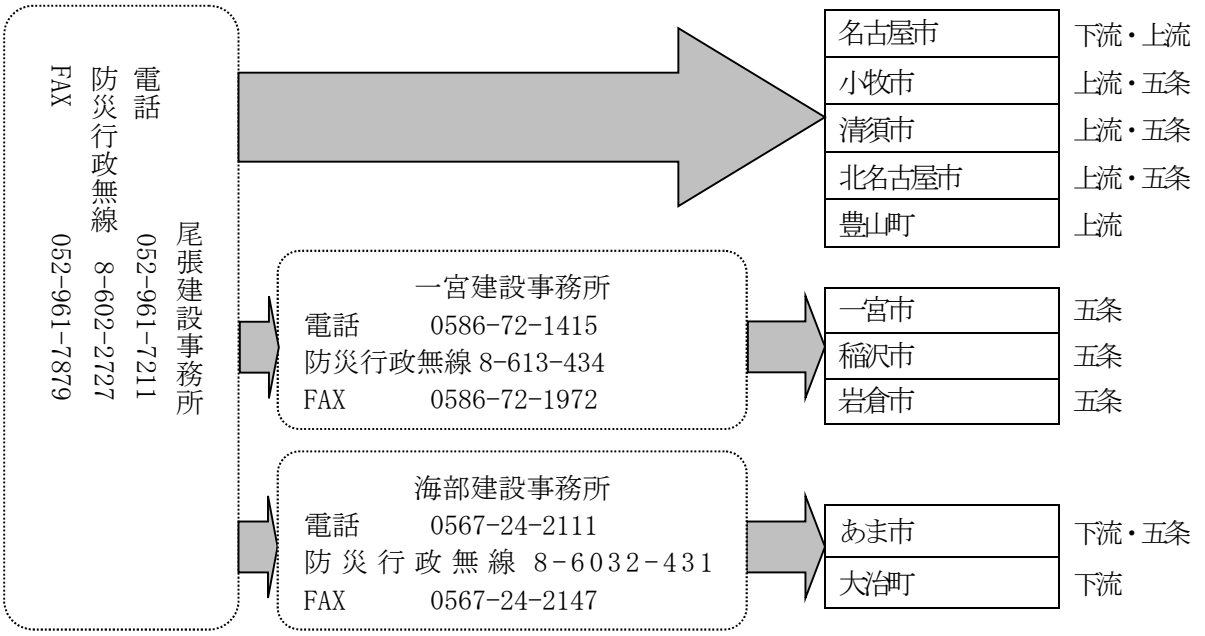
河川管理者
愛知県知事　大　村　秀　章

新川流域の排水調整(停止)準備水位の通知

１　新川下流域排水調整基準点・下之一色水位観測所の水位が
２　令和＿＿年＿＿月＿＿日＿＿時＿＿分に
３　排水停止準備水位Ｔ．Ｐ．２．２０ｍに達しました。
４　排水調整(停止)準備対象流域は、全域(新川下流域、新川上流域、五条川流域)です。

連絡先　尾張建設事務所
電　話　　052－961－7211
防災行政無線　　８－602－2727
ﾌｧｯｸｽ　　052－961－7879

注１　新川流域排水調整要綱に基づく水位情報通知です。
　２　このﾌｧｯｸｽを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。
　３　次の機関は発報確認をしてください。



受報時間	受報者
月　日 時　分	

別紙　様式１－２

緊急連絡第＿＿号

令和＿＿年＿＿月＿＿日
＿＿時＿＿分　発表

関　係　機　関　殿

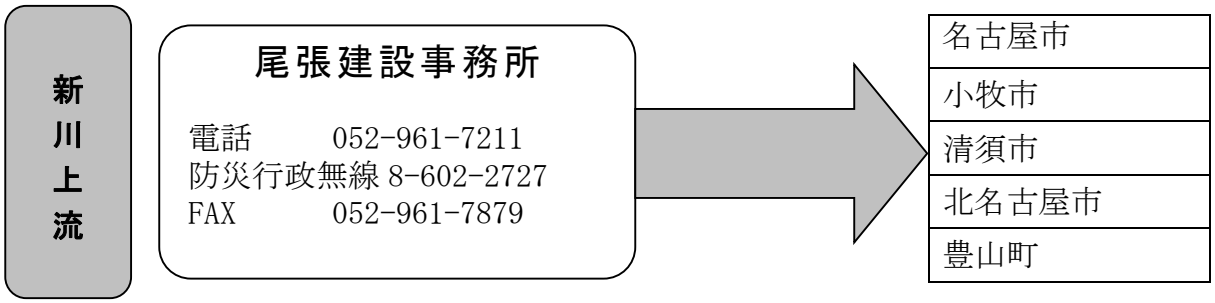
河川管理者
愛知県知事　大　村　秀　章

新川流域の排水調整(停止)準備水位の通知

１　新川上流域排水調整基準点・水場川(外水位)水位観測所の水位が
２　令和＿＿年＿＿月＿＿日＿＿時＿＿分に
３　排水停止準備水位Ｔ．Ｐ．３．９０ｍに達しました。
４　排水調整(停止)準備対象流域は、新川上流域です。

連絡先　尾張建設事務所
電　話　052－961－7211
防災行政無線　8－602－2727
ﾌｧｯｸｽ　052－961－7879

注１　新川流域排水調整要綱に基づく水位情報通知です。
　２　このﾌｧｯｸｽを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。
　３　次の機関は発報確認をしてください。



受報時間	受報者
月　日 時　分	

別紙　様式１－３

緊急連絡第＿＿号

令和＿＿年＿＿月＿＿日
＿＿時＿＿分　発表

関　係　機　関　殿

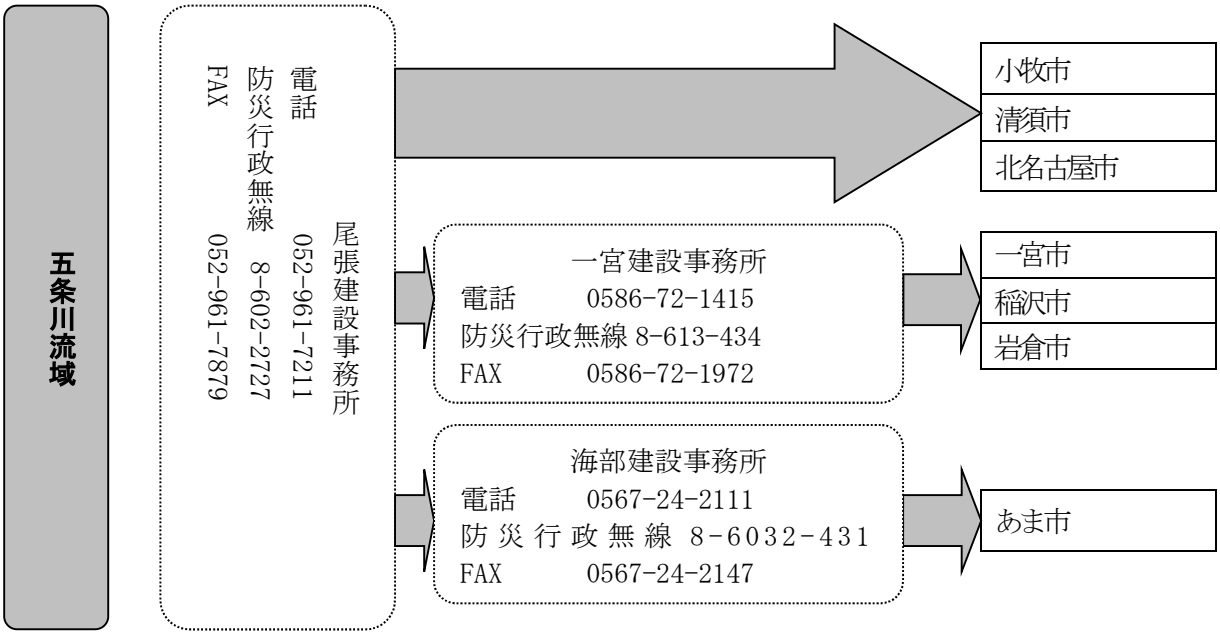
河川管理者
愛知県知事　大　村　秀　章

新川流域の排水調整(停止)準備水位の通知

１　五条川流域排水調整基準点・春日水位観測所の水位が
２　令和＿＿年＿＿月＿＿日＿＿時＿＿分に
３　排水停止準備水位Ｔ．Ｐ．４．６０ｍに達しました。
４　排水調整(停止)準備対象流域は、五条川流域です。

連絡先　尾張建設事務所
電　話　052－961－7211
防災行政無線　8－602－2727
ﾌｧｯｸｽ　052－961－7879

注１　新川流域排水調整要綱に基づく水位情報通知です。
　２　このﾌｧｯｸｽを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。
　３　次の機関は発報確認をしてください。



受報時間	受報者
月　日 時　分	

別紙　様式１－４

緊急連絡第＿＿号

令和＿＿年＿＿月＿＿日
＿＿時＿＿分　発表

関　係　機　関　殿

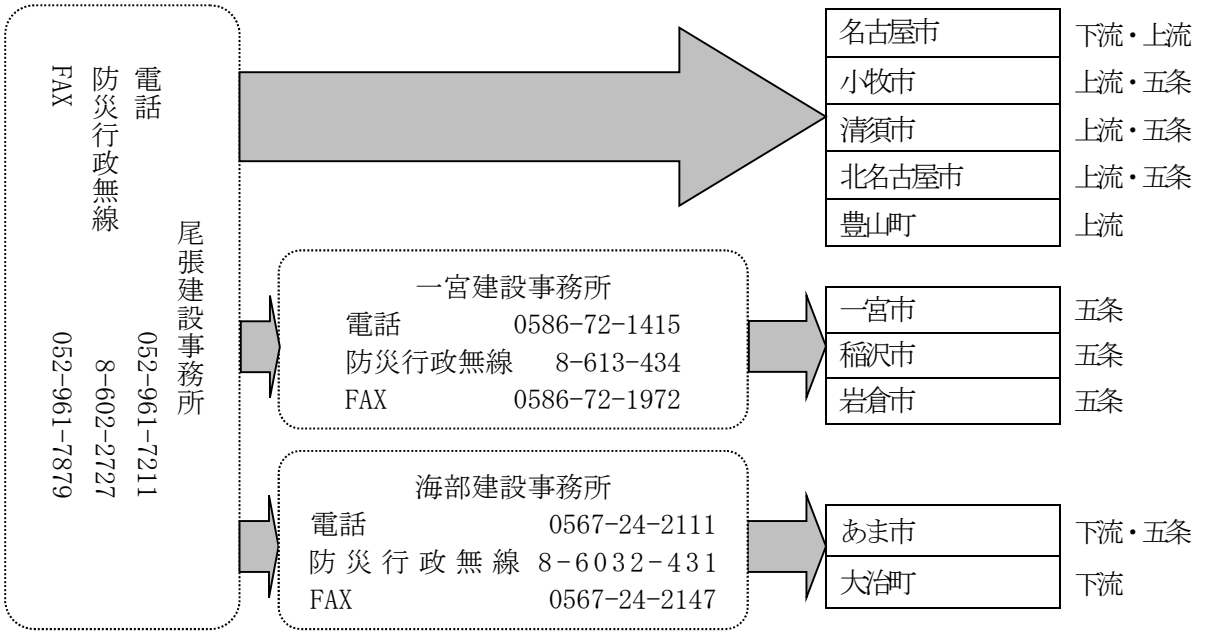
河川管理者
愛知県知事　大　村　秀　章

新川流域の排水調整(停止)準備水位に係る通知

1 （・新川下流域排水調整基準点・下之一色水位観測所
・新川上流域排水調整基準点・水場川(外水位)水位観測所
・五条川流域排水調整基準点・春日水位観測所）の水位が
2　令和＿＿年＿＿月＿＿日＿＿時＿＿分に
3　排水停止準備水位（・Ｔ．Ｐ．２．２０ｍ(新川下流域)
・Ｔ．Ｐ．３．９０ｍ(新川上流域)
・Ｔ．Ｐ．４．６０ｍ(五条川流域)）を
4　下回りました。

連絡先　尾張建設事務所
電　話　052－961－7211
防災行政無線　8－602－2727
ﾌｧｯｸｽ　052－961－7879

注１　新川流域排水調整要綱に基づく水位情報通知です。
　２　このﾌｧｯｸｽを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。
　３　次の機関は発報確認をしてください。



受報時間	受報者
月　日 時　分	

別紙　様式２－１

緊急連絡第＿＿号

令和＿＿年＿＿月＿＿日
＿＿時＿＿分　発表

関　係　機　関　殿

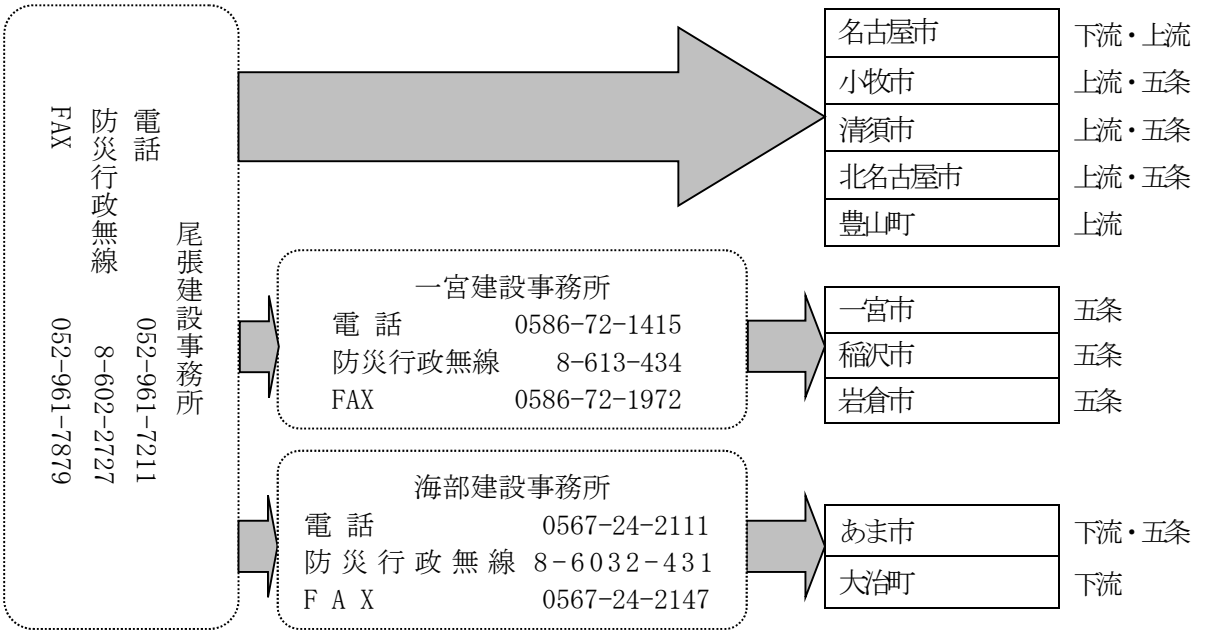
河川管理者
愛知県知事　大　村　秀　章

新川流域の排水停止水位の通知

１　新川下流域排水調整基準点・下之一色水位観測所の水位が
２　令和＿＿年＿＿月＿＿日＿＿時＿＿分に
３　排水停止水位Ｔ．Ｐ．３．００ｍに達しました。
４　排水停止対象流域は、全域(新川下流域、新川上流域、五条川流域)
　です。
５　各排水機管理者は、排水機調整状況報告をお願いします。

連絡先　尾張建設事務所
電　話　052－961－7211
防災行政無線　8－602－2727
ﾌｧｯｸｽ　052－961－7879

注１　新川流域排水調整要綱に基づく水位情報通知です。
　２　このﾌｧｯｸｽを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。
　３　次の機関は発報確認すると伴に、各市町村は措置後、排水機調整状況報告(様式４)を提出してください。



受報時間	受報者
月　日 時　分	

別紙　様式２－２

緊急連絡第＿＿号

令和＿＿年＿＿月＿＿日
＿＿時＿＿分　発表

関　係　機　関　殿

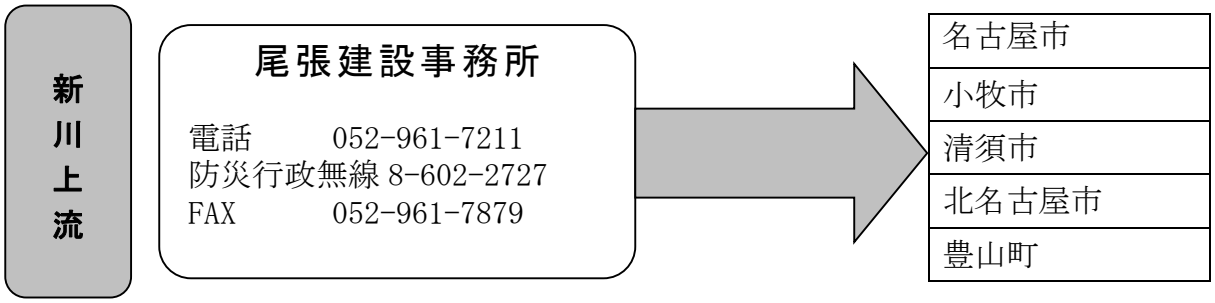
河川管理者
愛知県知事　大　村　秀　章

新川流域の排水停止水位の通知

１　新川上流域排水調整基準点・水場川(外水位)水位観測所の水位が
２　令和＿＿年＿＿月＿＿日＿＿時＿＿分に
３　排水停止水位Ｔ．Ｐ．５．２０ｍに達しました。
４　排水停止対象流域は、新川上流域です。
５　各排水機管理者は、排水機調整状況報告をお願いします。

連絡先　尾張建設事務所
電　話　052－961－7211
防災行政無線　8－602－2727
ﾌｧｯｸｽ　052－961－7879

注１　新川流域排水調整要綱に基づく水位情報通知です。
　２　このﾌｧｯｸｽを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。
　３　次の機関は発報確認すると伴に、各市町村は措置後、排水機調整状況報告(様式４)を提出してください。



受報時間	受報者
月　日 時　分	

別紙　様式２－３

緊急連絡第＿＿号

令和＿＿年＿＿月＿＿日
＿＿時＿＿分　発表

関　係　機　関　殿

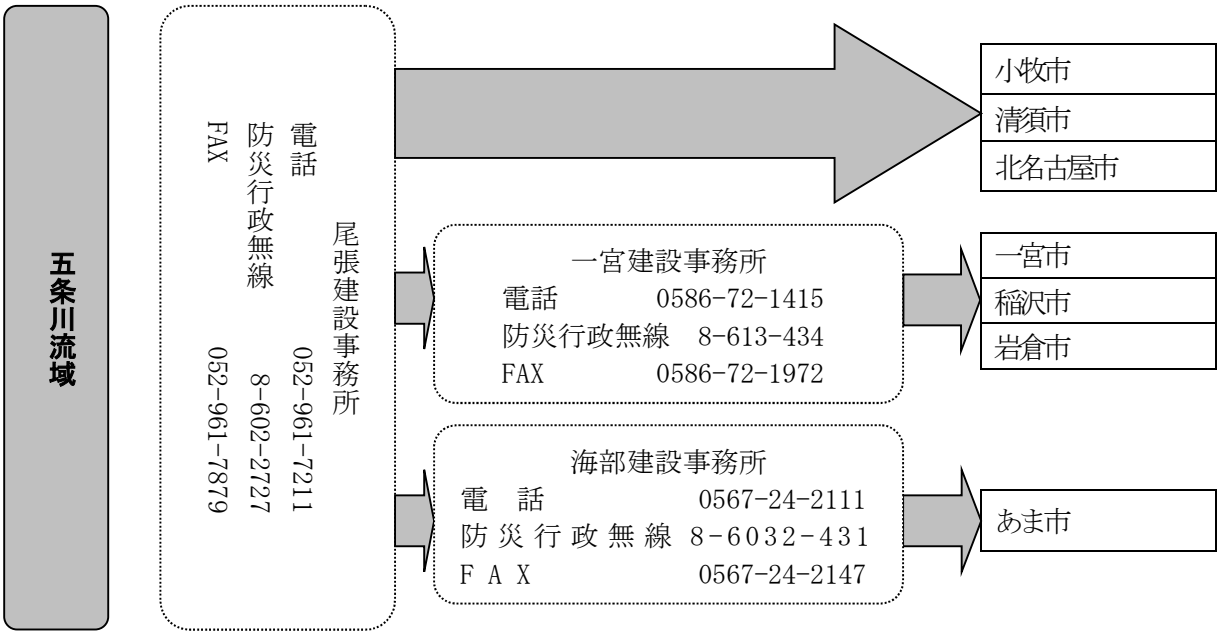
河川管理者
愛知県知事　大　村　秀　章

新川流域の排水停止水位の通知

１　五条川流域排水調整基準点・春日水位観測所の水位が
２　令和＿＿年＿＿月＿＿日＿＿時＿＿分に
３　排水停止水位Ｔ．Ｐ．５．５５ｍに達しました。
４　排水停止対象流域は、五条川流域です。
５　各排水機管理者は、排水機調整状況報告をお願いします。

連絡先　尾張建設事務所
電　話　052－961－7211
防災行政無線　8－602－2727
ﾌｧｯｸｽ　052－961－7879

注１　新川流域排水調整要綱に基づく水位情報通知です。
　２　このﾌｧｯｸｽを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。
　３　次の機関は発報確認すると伴に、各市町村は措置後、排水機調整状況報告(様式４)を提出してください。



受報時間	受報者
月　日 時　分	

別紙　様式２－４

緊急指令第＿＿号

令和＿＿年＿＿月＿＿日
＿＿時＿＿分　発表

関　係　機　関　殿

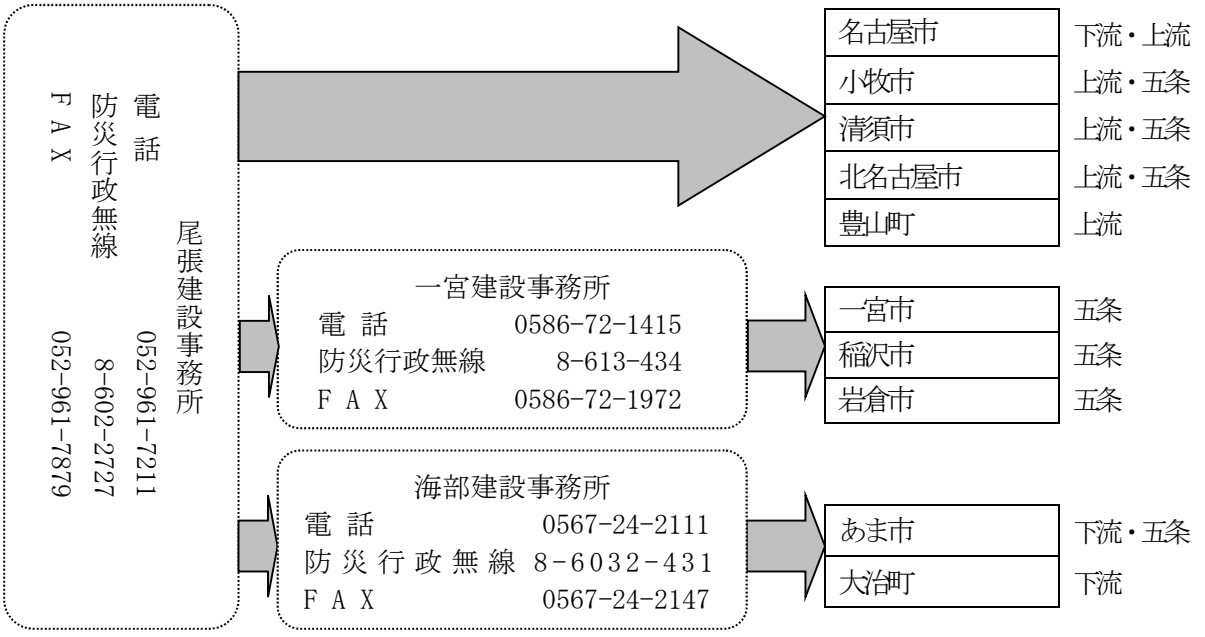
河川管理者
愛知県知事　大　村　秀　章

新川流域の排水停止について

１　＿＿＿＿＿川＿＿＿＿＿＿地先＿＿＿＿＿において
２　令和＿＿年＿＿月＿＿日＿＿時＿＿分頃
３　越水　・　破堤　しましたので
４　新川下流域の　から上流
　　新川上流域の　から上流　の、
　　五条川流域の　から上流
５　排水機の排水を停止することを命じます。
６　各排水機管理者は、排水機調整状況報告をお願いします。

連絡先　尾張建設事務所
電　話　052－961－7211
防災行政無線　8－602－2727
ﾌｧｯｸｽ　052－961－7879

注１　新川流域排水調整要綱に基づく水位情報通知です。
　２　このﾌｧｯｸｽを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。
　３　次の機関は発報確認すると伴に、各市町村は措置後、排水機調整状況報告(様式４)を提出してください。



受報時間	受報者
月　日 時　分	

別紙　様式３－１

緊急連絡第＿＿号

令和＿＿年＿＿月＿＿日
＿＿時＿＿分　発表

関　係　機　関　殿

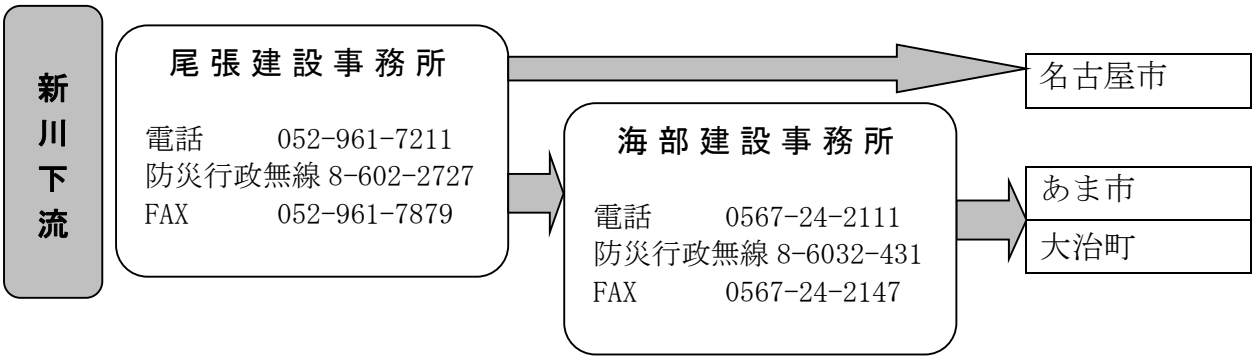
河川管理者
愛知県知事　大　村　秀　章

新川流域の排水再開水位の通知

１　新川下流域排水調整基準点・下之一色水位観測所の水位が
２　令和＿＿年＿＿月＿＿日＿＿時＿＿分に
３　排水再開水位Ｔ．Ｐ．２．８０ｍに下回りました。
４　排水再開対象流域は、新川下流域です。
５　各排水機管理者は、排水機調整状況報告をお願いします。

連絡先　尾張建設事務所
電　話　052－961－7211
防災行政無線　8－602－2727
ﾌｧｯｸｽ　052－961－7879

注１　新川流域排水調整要綱に基づく水位情報通知です。
　２　このﾌｧｯｸｽを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。
　３　次の機関は発報確認すると伴に、各市町村は措置後、排水機調整状況報告(様式４)を提出してください。



受報時間	受報者
月　日 時　分	

別紙　様式３－２

緊急連絡第＿＿号

令和＿＿年＿＿月＿＿日
＿＿時＿＿分　発表

関　係　機　関　殿

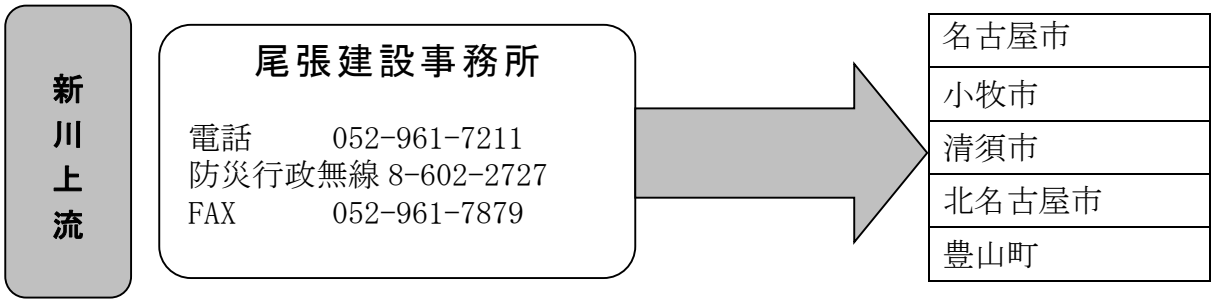
河川管理者
愛知県知事　大　村　秀　章

新川流域の排水再開水位の通知

１　新川上流域排水調整基準点・水場川(外水位)水位観測所の水位が
２　令和＿＿年＿＿月＿＿日＿＿時＿＿分に
３　排水再開水位Ｔ．Ｐ．５．００ｍを下回りました。
４　新川下流域排水調整基準点・下之一色水位観測所の水位も
５　排水再開水位Ｔ．Ｐ．２．８０ｍに下回っています。
６　排水再開対象流域は、新川上流域です。
７　各排水機管理者は、排水機調整状況報告をお願いします。

連絡先　尾張建設事務所
電　話　052－961－7211
防災行政無線　8－602－2727
ﾌｧｯｸｽ　052－961－7879

注１　新川流域排水調整要綱に基づく水位情報通知です。
　２　このﾌｧｯｸｽを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。
　３　次の機関は発報確認すると伴に、各市町村は措置後、排水機調整状況報告(様式４)を提出してください。



受報時間	受報者
月　日 時　分	

別紙　様式３－３

緊急連絡第＿＿号

令和＿＿年＿＿月＿＿日
＿＿時＿＿分　発表

関　係　機　関　殿

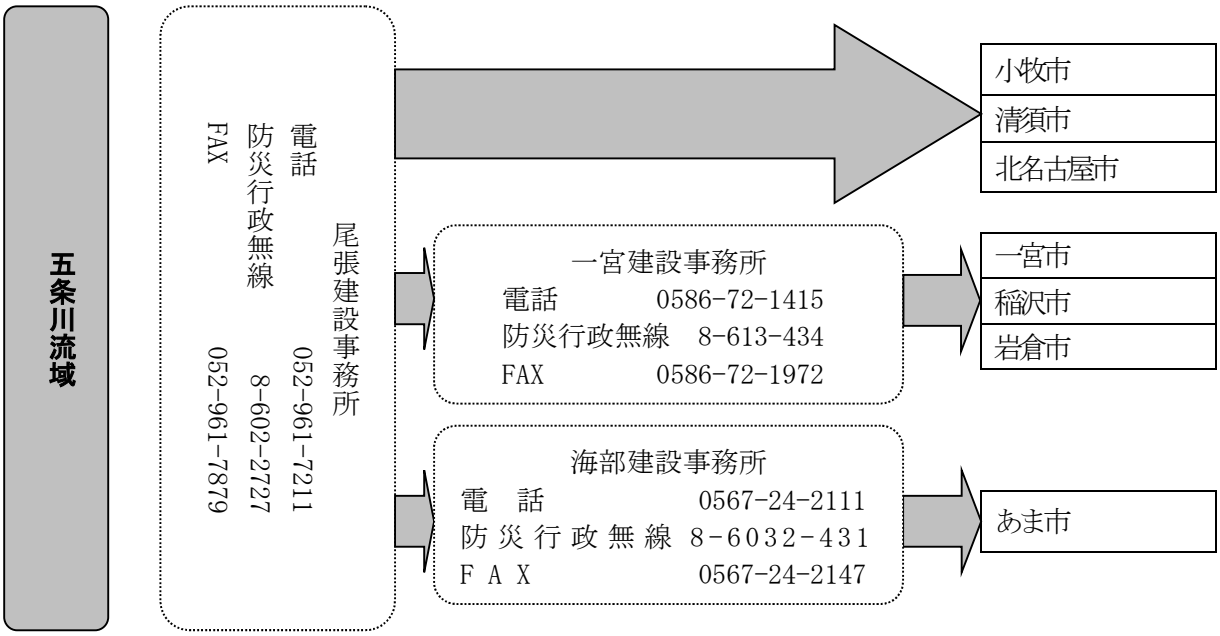
河川管理者
愛知県知事　大　村　秀　章

新川流域の排水再開水位の通知

１　五条川流域排水調整基準点・春日水位観測所の水位が
２　令和＿＿年＿＿月＿＿日＿＿時＿＿分に
３　排水再開水位Ｔ．Ｐ．５．３５ｍを下回りました。
４　新川下流域排水調整基準点・下之一色水位観測所の水位も
５　排水再開水位Ｔ．Ｐ．２．８０ｍに下回っています。
６　排水再開対象流域は、五条川流域です。
７　各排水機管理者は、排水機調整状況報告をお願いします。

連絡先　尾張建設事務所
電　話　052－961－7211
防災行政無線　8－602－2727
ﾌｧｯｸｽ　052－961－7879

注１　新川流域排水調整要綱に基づく水位情報通知です。
　２　このﾌｧｯｸｽを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。
　３　次の機関は発報確認すると伴に、各市町村は措置後、排水機調整状況報告(様式４)を提出してください。



受報時間	受報者
月　日 時　分	

別紙　様式３－４

緊急指令第＿＿号

令和＿＿年＿＿月＿＿日
＿＿時＿＿分　発表

関　係　機　関　殿

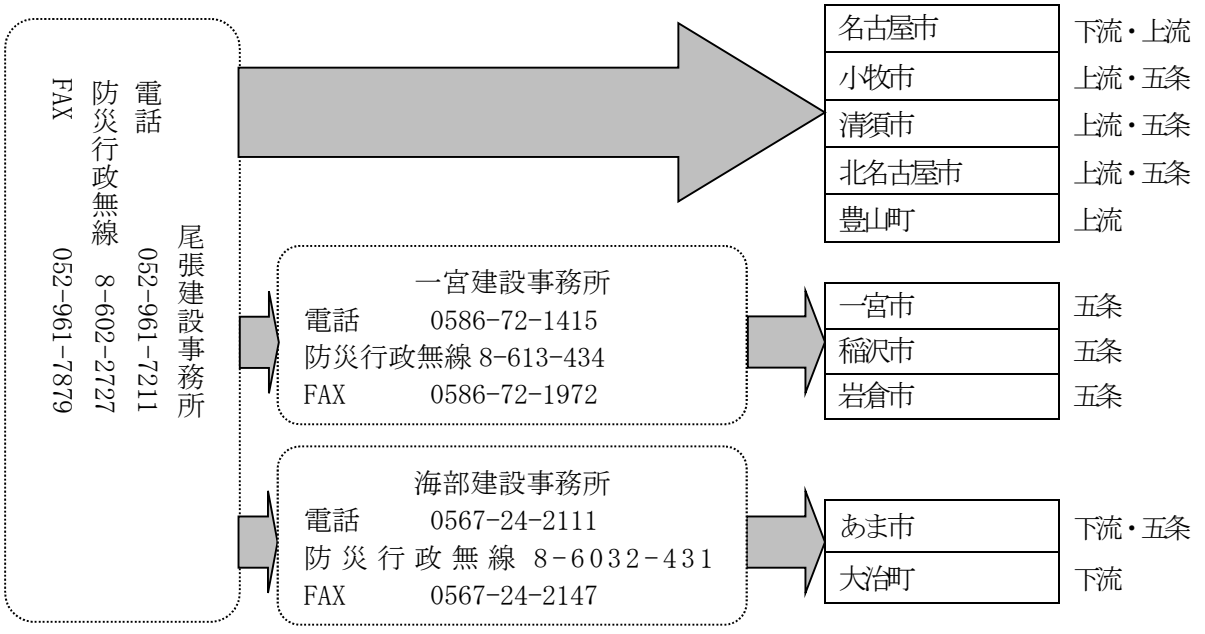
河川管理者
愛知県知事　大　村　秀　章

新川流域の排水停止の解除について

１　＿＿＿＿＿川＿＿＿＿＿＿地先＿＿＿＿＿において
２　令和＿＿年＿＿月＿＿日＿＿時＿＿分頃
３　越水　・　破堤　に対する応急復旧が完了し、なおかつ、河川の水位が低下し排水機の運転による破堤箇所などからの浸水のおそれがなくなったので
４　新川下流域の　から上流
　　新川上流域の　から上流　の、
　　五条川流域の　から上流
５　排水機の排水停止措置を解除します。
６　各排水機管理者は、排水機調整状況報告をお願いします。

連絡先　尾張建設事務所
電　話　052－961－7211
防災行政無線　8－602－2727
ﾌｧｯｸｽ　052－961－7879

注１　新川流域排水調整要綱に基づく水位情報通知です。
　２　このﾌｧｯｸｽを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。
　３　次の機関は発報確認すると伴に、各市町村は措置後、排水機調整状況報告(様式４)を提出してください。



別紙　様式４

令和　　年　　月　　日

河川管理者愛知県知事　殿

排水機管理者　　長

新川流域の排水機調整状況について(第　報)

令和　年　月　日　時　分現在の管内排水機の排水調整状況は下記のとおりです。

区分	番号	排水機場名	運転停止日時	運転再開日時	備考
新川下流域		排水機場名	日　時　分停止	日　時　分再開	
		排水機場名	日　時　分停止	日　時　分再開	
		排水機場名	日　時　分停止	日　時　分再開	
		排水機場名	日　時　分停止	日　時　分再開	
		排水機場名	日　時　分停止	日　時　分再開	
		排水機場名	日　時　分停止	日　時　分再開	
		排水機場名	日　時　分停止	日　時　分再開	
	小計	排水機場	排水機場	排水機場	
新川上流域		排水機場名	日　時　分停止	日　時　分再開	
		排水機場名	日　時　分停止	日　時　分再開	
		排水機場名	日　時　分停止	日　時　分再開	
		排水機場名	日　時　分停止	日　時　分再開	
		排水機場名	日　時　分停止	日　時　分再開	
		排水機場名	日　時　分停止	日　時　分再開	
		排水機場名	日　時　分停止	日　時　分再開	
	小計	排水機場	排水機場	排水機場	
五条川流域		排水機場名	日　時　分停止	日　時　分再開	
		排水機場名	日　時　分停止	日　時　分再開	
		排水機場名	日　時　分停止	日　時　分再開	
		排水機場名	日　時　分停止	日　時　分再開	
		排水機場名	日　時　分停止	日　時　分再開	
		排水機場名	日　時　分停止	日　時　分再開	
		排水機場名	日　時　分停止	日　時　分再開	
	小計	排水機場	排水機場	排水機場	
合計		排水機場	排水機場	排水機場	

報告担当者　　市役所(町・村役場)　　課　氏名

連　絡　先　　電話番号

注１　本表番号欄、排水機場名は、新川流域排水調整要綱別表第２の記載と一致させること。

２　報告担当者連絡先は現在確実に連絡できる電話番号を記載すること。

３　再開報告にあたっては、停止報告時の報告書の運転再開日時欄に記入し、第二報等とすること。

(2)　新川流域排水調整連絡協議会設置要綱

（目的）

第一条　一級河川庄内川水系新川流域において、河川の越水及び破堤による氾濫のおそれがあるとき、「新川流域排水調整要綱」（平成13年６月１日制定）に基づき、河川及び内水の排水のために設置された排水機の運転調整（以下「排水調整」という）を実施するために必要となる防災及び水防機関への通知並びに情報の伝達、収集を円滑に実施することを目的に新川流域排水調整連絡協議会（以下「連絡協議会」という）を設置する。

（連絡協議会の職務）

第二条　連絡協議会は前条の目的を達成するため、以下の事項について定める。

一　防災、水防に関する関係機関相互の情報の収集、伝達方法

二　河川管理者が発した排水調整の発令などの通知、伝達方法及び通知先機関

三　前各号に掲げるもののほか、排水調整を実施することにより必要となる事項

（組織）

第三条　連絡協議会は、別表に掲げる行政機関の職にあるものにより構成する。

２　連絡協議会には、会長を置く。

３　連絡協議会には事務局を置く。

（会長）

第四条　連絡協議会の会長は、愛知県建設局河川課長とする。

２　会長に事故があるときは、事務局が指名する連絡協議会の行政機関が会長の職務を代行する。

３　会長は議事その他の会務を総括する。

（連絡協議会の開催）

第五条　連絡協議会の開催は、会長が招集する。

（事務局）

第六条　連絡協議会の事務局は、愛知県建設局河川課におく。

２　事務局は、会長の指示により連絡協議会の会務を処理する。

（雑則）

第七条　この要綱に定めるもののほか、連絡協議会の運営に必要な事項は別に定めることができるものとする。

２　この連絡協議会において定めた事項は、地域防災計画及び水防計画に記載し、関係者に周知を図るものとする。

附　則

この要綱は平成 13 年６月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 17 年５月 23 日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 18 年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 20 年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 21 年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 22 年６月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年３月６日から施行する。

＜別表＞

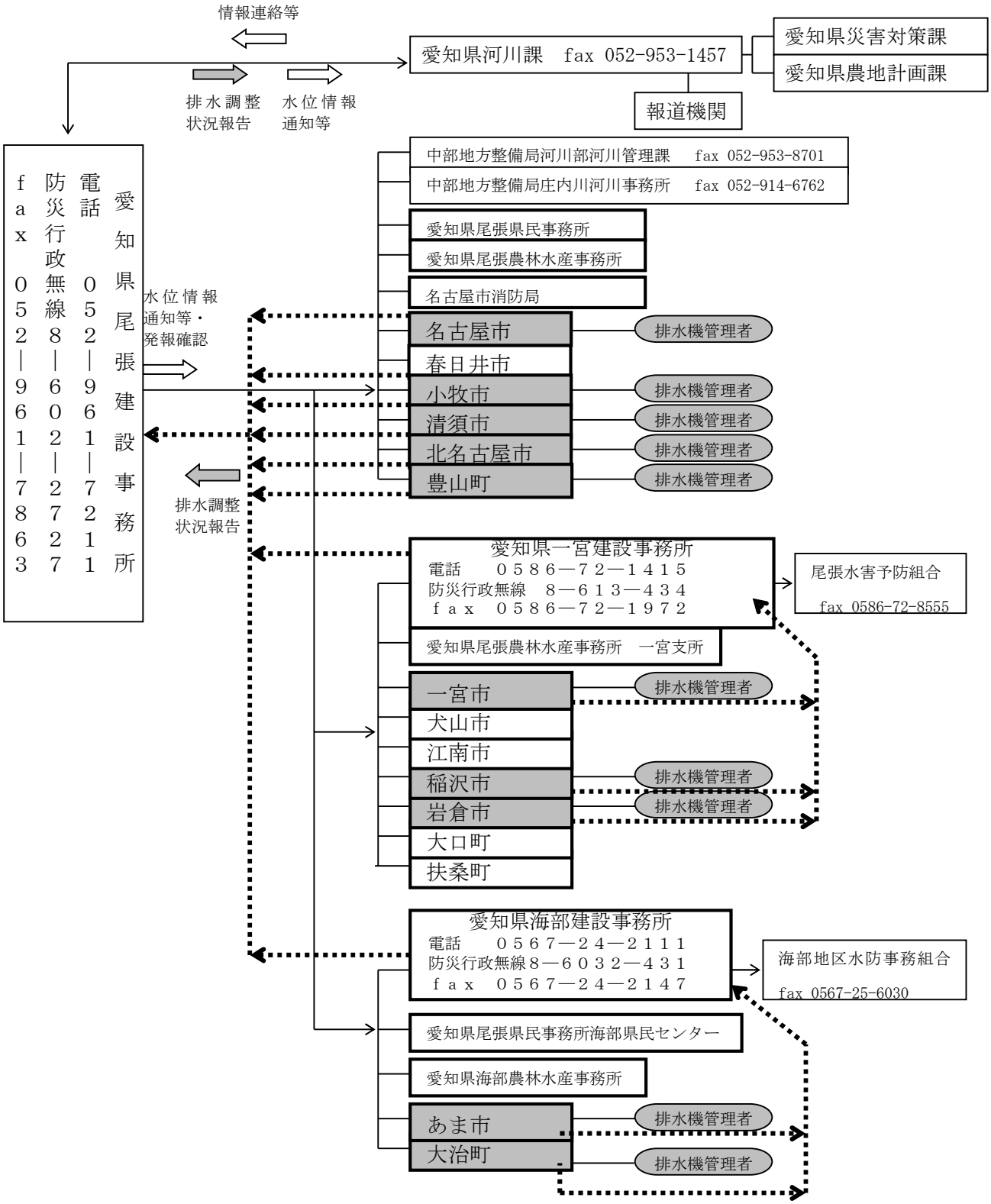
機関	部局	官職
国土交通省	中部地方整備局河川部	河川管理課長
	庄内川河川事務所	管理課長
愛知県	防災安全局	災害対策課長
	農林基盤局　農地部	農地計画課長
	建設局	河川課長
	尾張県民事務所	主務課長
	尾張県民事務所　海部県民センター	同上
	尾張農林水産事務所	建設課長
	同一宮支所	同上
	海部農林水産事務所	同上
	尾張建設事務所	維持管理課長
	一宮建設事務所	同上
	海部建設事務所	同上
名古屋市	防災・水防部局	主務課長
一宮市	同上	同上
春日井市	同上	同上
犬山市	同上	同上
江南市	同上	同上
小牧市	同上	同上
稲沢市	同上	同上
岩倉市	同上	同上
清須市	同上	同上
北名古屋市	同上	同上
あま市	同上	同上
豊山町	同上	同上
大口町	同上	同上
扶桑町	同上	同上
大治町	同上	同上
尾張水害予防組合		事務局長
海部地区水防事務組合		同上

新川流域の流域別排水調整の通知・伝達系統図

＜新川下流域（下之一色水位観測所）＞

□の市町及び各機関は愛知県高度情報通信ネットワーク（ＦＡＸ一斉指令）により直接尾張建設事務所から水位情報等の通知がある。

■の市町は排水調整対象の排水機があり、県に対し排水調整報告を行う。

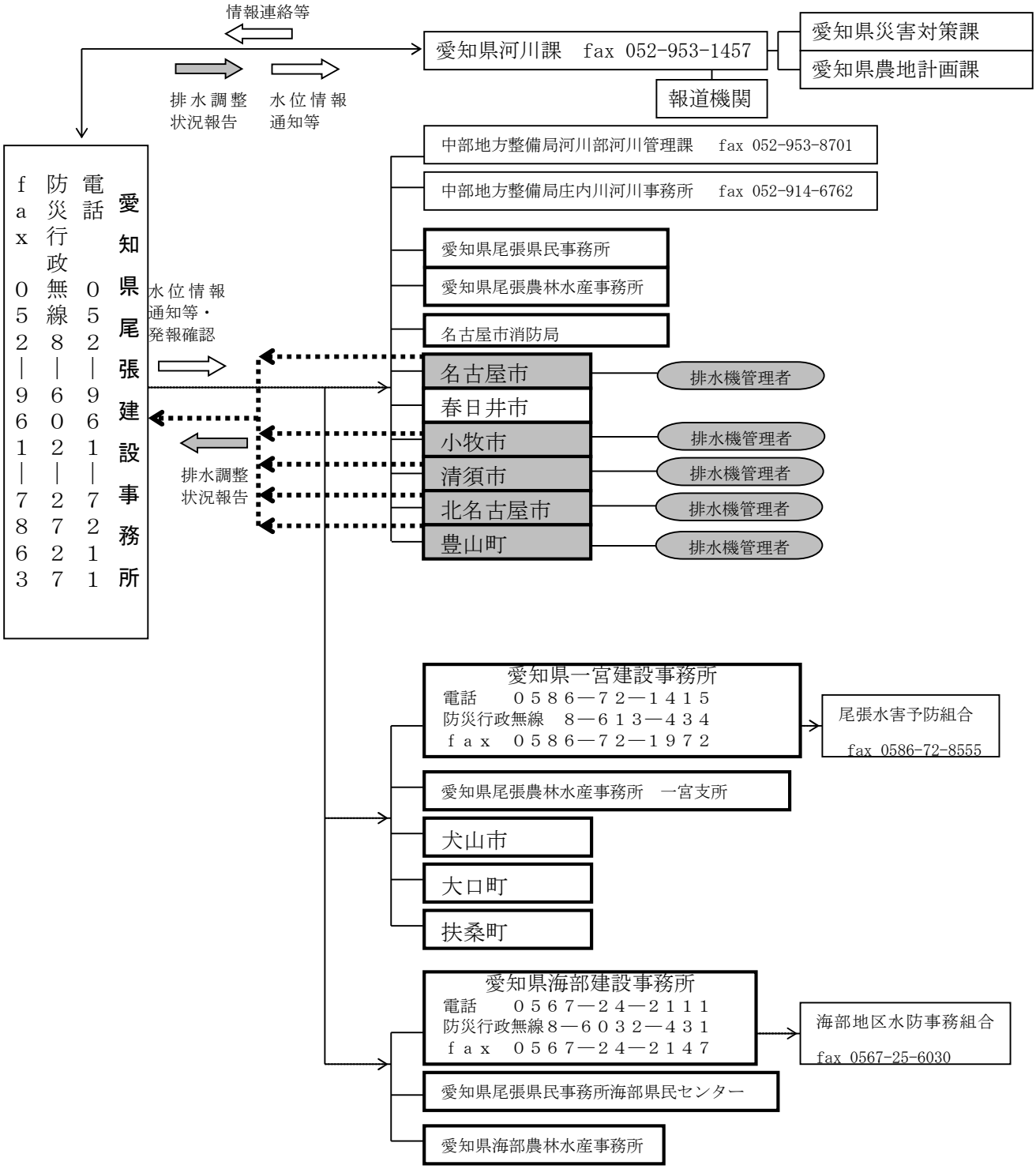


例　水位情報通知は尾張建設事務所から全機関に発信されますが、その発報確認は、排水機がある市町に対して管轄する一宮建設事務所が行い、尾張建設事務所に報告する。排水状況報告も同じ経路とする。

＜新川上流域（水場川外水位観測所）＞

□の市町及び各機関は愛知県高度情報通信ネットワーク（ＦＡＸ一斉指令）により直接尾張建設事務所から水位情報等の通知がある。

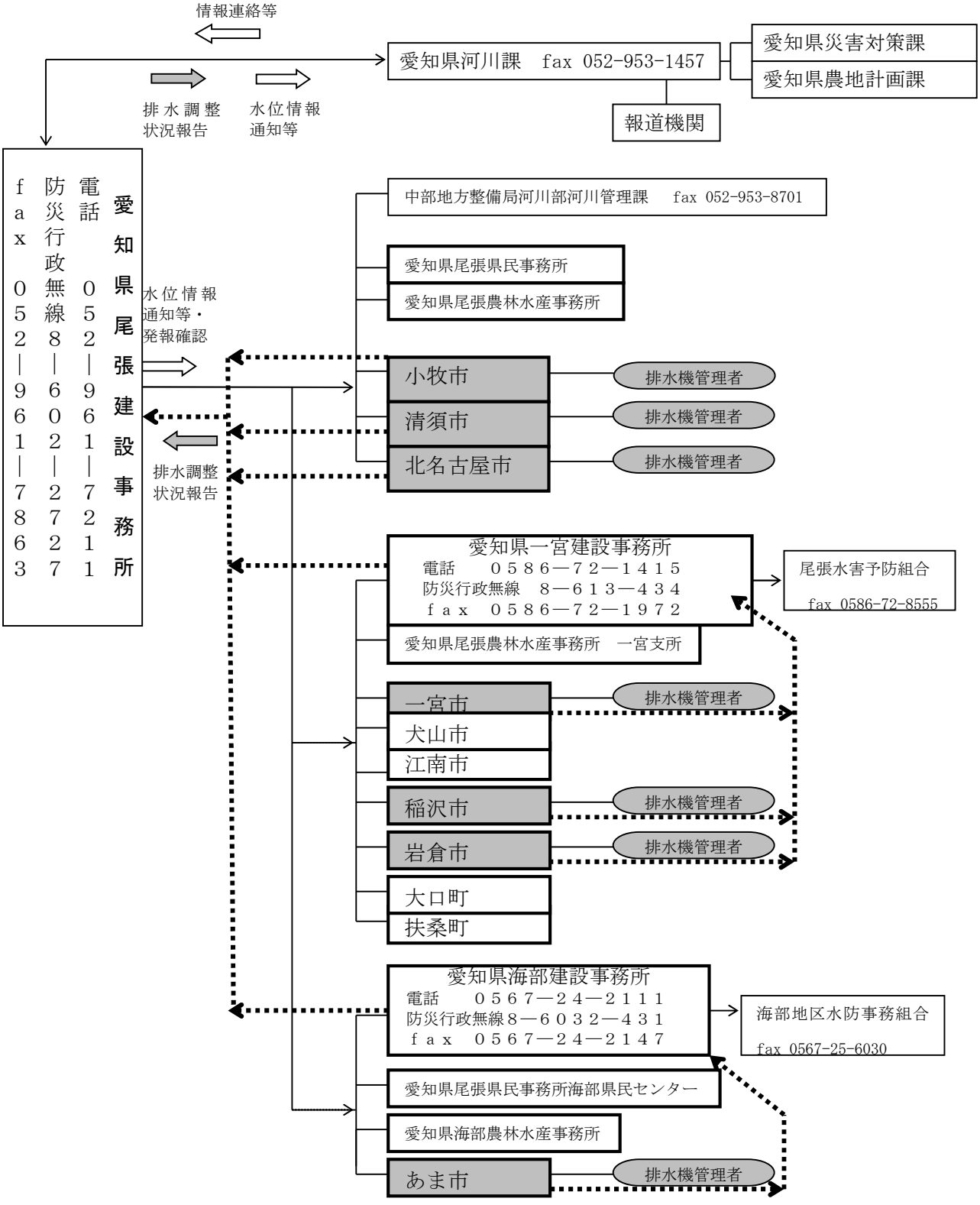
■の市町は排水調整対象の排水機があり、県に対し排水調整報告を行う。



＜五条川流域（春日水位観測所）＞

□の市町及び各機関は愛知県高度情報通信ネットワーク（ＦＡＸ一斉指令）により直接尾張建設事務所から水位情報等の通知がある。

■の市町は排水調整対象の排水機があり、県に対し排水調整報告を行う。



３　日光川流域排水調整要綱

(1) 日光川流域排水調整要綱

（排水調整の目的）

第一条　昭和 52 年９月１日に施行された「日光川水系排水対策調整連絡会議要綱」の趣旨に基づき、二級河川日光川流域において、流域の排水のために設置された排水機の排水調整は、現在の河川の整備水準を上回る洪水に見舞われ、河川からの越水及び破堤などによる氾濫のおそれがあるとき、外水氾濫による沿川の甚大な浸水被害の発生を回避し、人的被害の防止並びに財産及び経済的被害を軽減することを目的として、実施するものである。

（用語の定義）

第二条　この要綱で用いる用語は、以下のように定義する。

一　河川管理者　二級河川日光川（以下「日光川」という。）の河川管理者をいう。

二　戸田川管理者　二級河川戸田川の河川管理者をいう。

三　排水機　流域内の降雨に対し一定の計画規模内で浸水被害の解消を目的に設置された排水機をいう。排水機には、河川管理者が管理する河川排水機（日光川の河口に設置した排水機及び一級河川木曽川等他流域に排水する排水機を除く。）並びに河川管理者以外の者が管理する内水排水機とを含む。

四　排水調整　現在の河川の整備水準を上回る洪水時に排水機の運転を調整し、河川への排水を停止することをいう。

五　河川の整備水準　河川から越水又は破堤などすることなく安全に洪水を流下させる河川の疎通能力をいう。

六　外水氾濫　河川からの越水又は破堤などにより、河川を流下する洪水が沿川の流域に流出して浸水することをいう。

七　排水調整対象流域　基準地点又は副基準地点(以下「基準地点等」という。)の水位に対応して排水調整を実施すべき流域をいい、単独あるいは複数の単位流域から構成される。

八　単位流域　排水調整を実施するにあたっての最小の流域区分として、基準地点等に対応して分割した流域をいう。

九　関係機関　別途定める「日光川流域排水対策調整連絡会議要綱」において掲げる行政機関等をいう。

十　基準地点　日光川における排水調整を判断するために設定する河川水位を観測する水位観測所をいう。

十一　副基準地点　日光川の支川における排水調整を判断するために設定する河川水位を観測する水位観測所をいう。

十二　準備水位　基準地点等の河川水位が当該の水位に到達した場合に、排水調整に必要な措置を迅速に実施できるように準備を開始する水位をいう。

十三　停止水位　基準地点等の河川水位が当該の水位に到達した場合に、排水調整を行う水位をいう。

十四　排水再開水位　排水調整を行ったのち、基準地点等の河川水位が当該の水位を下回った場合に、排水調整を解除し、排水機の排水を再開する水位をいう。

（排水調整の法的根拠等）

第三条　排水調整は、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号。以下「法」という。）第一条及び第二条の規定に基づく河川管理及び排水機の管理者が排水機の操作の一環として実施する。ただし、河川管理者又は戸田川管理者(以下「河川管理者等」という。)においても河川水位情報に関することについて関係機関に通知するものとする。また、準用河川及び普通河川については、それぞれの管理者がこの要綱に準じて措置又は通知を実施する。

２　河川からの越水及び破堤が生じた場合は河川管理者が排水調整を発令する。また、準用河川及び普通河川については、それぞれの管理者がこの要綱に準じて発令する。

（対象流域）

第四条　この要綱に基づき、排水調整を行う流域は、二級河川日光川水系の全流域とする。

（単位流域と対象排水機）

第五条　単位流域は以下の三区域とし、別表第一に各単位流域に属する市町村を示す。

一　日光川下流域　西尾張中央道（新日光川橋）より下流の日光川が排水を担う流域

二　日光川上流域　西尾張中央道（新日光川橋）より上流の日光川が排水を担う流域

三　戸田川流域　戸田川排水機場より上流の戸田川が排水を担う流域

２　単位流域内の排水調整を行う排水機は、前項に定める流域内の二級河川、準用河川及び普通河川に排水を行う排水機とする。ただし、準用河川及び普通河川については、それぞれの管理者が、この要綱に準じて措置をとるものとする。なお、各単位流域の対象排水機は別表第二のとおりとする。

（基準地点等と排水調整対象流域）

第六条　排水調整の基準となる基準地点等は、別表第三の水位観測所とする。

２　各基準地点等に対応する排水調整対象流域は別表第四の単位流域とする。

（排水調整の事前通知等）

第七条　基準地点等の水位が別表第五に示す準備水位に到達したときは、河川管理者等から関係機関へ河川の水位情報を通知するものとし、関係機関のうち通知を受けた第五条第１項各号に定める単位流域内の該当市町村（以下「単位流域内の該当市町村」という。）は同条第２項に定める排水調整を行う排水機の管理者（以下「排水機の管理者」という。）に伝達するものとする。

（排水調整の通知及び発令）

第八条　基準地点等の水位が別表第五に示す停止水位に到達したときは、河川管理者等から関係機関へ河川の水位情報を通知するものとし、単位流域内の該当市町村は、同条第２項に定める排水調整を行う排水機の管理者に伝達するものとする。

２　基準地点の水位が別表第五に示す停止水位以下の場合であっても、別図に示す日光川の地点において河川からの越水又は破堤が発生したときは、河川管理者は関係機関へ排水機を停止すべき旨を発令するものとし、流域(戸田川流域を除く。)内の全ての該当市町村は、排水機の管理者に排水調整を発令するものとする。

（排水調整の解除等の通知及び発令）

第九条　前条第一項の排水調整を実施したときに、基準地点等の水位が別表第五に示す排水再開水位を下回ったときは、河川管理者等から関係機関へその旨を通知するものとし、単位流域内の該当市町村は、排水機の管理者に伝達するものとする。

２　第七条に定める準備水位を下回ったときは、河川管理者等から関係機関へ河川の水位情報を通知するものとし、単位流域内の該当市町村は排水機の管理者に伝達するものとする。

３　前条第二項の排水調整の解除は、越水又は破堤した箇所の応急復旧が完了したとき、若しくは河川の水位が低下し排水機を運転しても破堤箇所等からの浸水のおそれがなくなったときに、河川管理者から関係機関へその旨を通知するものとし、流域(戸田川流域を除く。)内の全ての該当市町村は、排水機の管理者に伝達するものとする。

（通知及び発令の内容）

第十条　排水機の排水調整の通知等の内容は、別表第六のとおりとする。

（排水機管理者への伝達及び報告）

第十一条　第七条から第九条までに定める通知又は発令を市町村から伝達された排水機の管理者は、排水調整を実施し、その内容を当該市町村に速やかに報告する。

２　前項の報告を受けた市町村は、排水調整の実施内容を別表第六に定める様式により、当該市町村を管轄する河川管理者に速やかに報告するものとする。

３　戸田川流域については、第１項の報告を受けた戸田川管理者は、排水調整の実施内容を別表第六に定める様式により、河川管理者に速やかに報告するものとする。

（通知等の方法）

第十二条　第七条から第九条まで、及び第十一条に定める通知及び伝達等の方法は、別途設置する日光川流域排水対策調整連絡会議において定めるものとする。

（操作規則の制定）

第十三条　各排水機管理者は、排水調整の内容を明記した操作規則を制定し、二級河川及び準用河川に存する排水機に係るものにあっては法第二十六条第一項の規定による許可を受けるものとする。

２　前項に定める操作規則には、各排水機の排水地点の上下流において越水又は破堤のおそれがある場合の排水調整の実施についても明記するものとする。

（操作規則の位置付け）

第十四条　この要綱は、日光川流域の各河川に排水することを目的として設置される全ての排水機について定められる操作規則において位置付けるものとする。ただし、既設の排水機にあっては、操作規則が改定されるまでの間に行われる操作についてもこの要綱の規定によるものとする。

（雑則）

第十五条　この要綱に定めるもののほか、排水調整に関し必要な事項は関係市町村の長（名古屋市は副市長）及び県関係部局長で構成する日光川流域治水対策協議会において定めるものとする。

２　この要綱に定める内容に疑義が生じた場合、又は河川改修の進捗、気象状況及び排水調整の実態等の変化により、この要綱を変更する必要が生じた場合には、日光川流域治水対策協議会に諮り、変更するものとする。

ただし、別表第二の対象排水機場の新設、廃止、更新等による変更については、日光川流域治水対策協議会の幹事（市町村）への書面による確認の上で変更できるものとする。

附　則

この要綱は平成 22 年７月１日から施行する。

なお、昭和 52 年９月１日施行の日光川水系排水対策調整連絡会議要綱はこの要綱の施行の日に廃止する。

附　則

この要綱は平成 23 年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は平成 25 年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は平成 27 年３月６日から施行する。

附　則

この要綱は平成 28 年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は平成 29 年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は平成 30 年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は平成 31 年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は令和２年３月６日から施行する。

附　則

この要綱は令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は令和４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は令和５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は令和６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は令和７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は令和８年４月１日から施行する。

（別表第一：第五条第一項関係）各単位流域の市町村

分割区域	日光川下流域	日光川上流域	戸田川流域
名古屋市	○		○
一宮市		○	
津島市		○	
稲沢市		○	
愛西市		○	
弥富市	○		
あま市	○	○	
大治町	○		
蟹江町	○	○	
飛島村	○		

（別表第二：第五条第二項関係）日光川流域の排水機一覧

No.	機場名	所在地	※1市町村	管理者名	排出先河川名	位置			許可排水量（㎥/s）	備考
						距離標	左岸	右岸		
1	東 小 川	名古屋市	名古屋市	名古屋市	日光川（準用東小川）	−3k 552	○		（14.60）	※２
2	戸 田 川	名古屋市	名古屋市	名古屋市	日光川	−3k 100	○		（50.00）	※２
3	工場排水	名古屋市	名古屋市	名古屋中川金属工業団地協同組合	日光川	−2k 600	○		0.94	
4	新 茶 屋	名古屋市	名古屋市	茶屋後土地改良区	日光川	−1k 400	○		3.70	
5	福田川河口	名古屋市	名古屋市	福田悪水土地改良区	日光川	−0k 800	○		60.00	
6	福田川河口第二	名古屋市	名古屋市	愛知県（建設）	日光川	−0k 800	○		（30.00）	※２
7	協　和	名古屋市	名古屋市	協和土地改良区	日光川	−0k800	○		1.60	
8	福田前第2	名古屋市	名古屋市	協和土地改良区	日光川	−0k 275	○		0.17	
9	蟹 江 川	名古屋市	−	愛知県（建設）	日光川	−0k 200	○		（52.00）	※２
10	福　屋	名古屋市	名古屋市	西福田土地改良区	福田川	0k800	○		0.70	
11	井　箱	名古屋市	名古屋市	協和土地改良区	福田川	1k600		○	0.16	
12	福屋第一	名古屋市	名古屋市	福田川排水対策協議会	福田川	1k800	○		2.30	
13	千音寺	名古屋市	名古屋市	名古屋市	福田川	6k100	○		0.13	
14	名西団地	名古屋市	名古屋市	名古屋市	福田川	6k900	○		0.50	
15	西福田第2	名古屋市	名古屋市	協和地区湛水防除協議会	蟹江川	0k000	○		0.87	
16	小　川	名古屋市	名古屋市	小川土地改良区	戸田川	0k050		○	0.54	
17	海東南	名古屋市	名古屋市	海東土地改良区	戸田川	2k300		○	0.47	
18	海東北	名古屋市	名古屋市	海東土地改良区	戸田川	3k100		○	0.24	
19	富　永	名古屋市	名古屋市	富田町土地改良区	戸田川	4k500		○	1.36	
20	水　里	名古屋市	名古屋市	名古屋市(下水)	戸田川	5k150		○	8.40	
21	戸　田	名古屋市	名古屋市	名古屋市(下水)	戸田川	6k900		○	16.34	
小計									245.02	※４

22	新 堀 川	一宮市	一宮市	一宮市	日光川 (準用新堀川)	19k 300	○		(20.00)	※２
23	玉　野	一宮市	一宮市	一宮市	日光川	20k 050		○	4.67	
24	萩　原	一宮市	一宮市	一宮市	日光川	21k 050	○		0.60	
25	稔　川	一宮市	一宮市	一宮市	日光川	21k 500	○		4.80	
26	小　信	一宮市	一宮市	一宮市	日光川	22k 300		○	12.16	
27	三　条	一宮市	一宮市	一宮市	日光川	23k 700		○	14.30	
小 計									56.53	※４
28	十三沖永	津島市	津島市	十三沖永悪水土地改良区	日光川	4k330	○		(0.00)	令和 10 年 3 月 19.20 ㎥/s切り替え予定
29	十三沖永神明	津島市	津島市	十三沖永悪水土地改良区	日光川	4k830	○		(18.90)	十三沖永排水機場供用開始後使用停止
30	市場(新)	津島市	津島市	日光川西悪水土地改良区	日光川	5k739		○	7.29	
31	市場(旧)	津島市	津島市	日光川西悪水土地改良区	日光川	5k739		○	4.30	
32	十三沖永越津	津島市	津島市	十三沖永悪水土地改良区	日光川	7k200	○		10.40	
33	越　津	津島市	津島市	十三沖永悪水土地改良区	日光川	7k244	○		4.20	
34	古　瀬	愛西市	愛西市	愛西市	目比川	0k500		○	3.28	
35	五 八	津島市	津島市	五八悪水土地改良区	目比川	1k200	○		4.90	
36	葉 苅 (西)	津島市	津島市	十三沖永悪水土地改良区	目比川	1k300		○	(0.31)	令和 11 年葉苅西排水機場供用開始後廃止予定
37	葉苅(西)(新)	津島市	津島市	十三沖永悪水土地改良区	目比川	1k300		○		令和 11 年 3 月 0.31 ㎥/s切り替え予定
38	葉 苅(東)	津島市	津島市	十三沖永悪水土地改良区	目比川	1k300	○		0.14	
39	五八第2	津島市	津島市	五八悪水土地改良区	目比川	1k700	○		5.15	
40	又 吉	津島市	津島市	領内川用悪水土地改良区	新堀川	1k500	○		0.10	
41	向　島	津島市	津島市	領内川用悪水土地改良区	新堀川	2k100	○		2.80	
42	向島第2	津島市	津島市	領内川用悪水土地改良区	新堀川	2k100		○	4.30	
小 計									66.07	※４
43	城　西	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	日光川	10k 550		○	0.26	
44	黒　田	稲沢市	稲沢市	稲沢市日光川水系排水対策協議会	日光川	10k 600	○		5.00	

45	嫁　振	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	日光川	10k 800		○	0.32	
46	宮　浦	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	日光川	11k 400		○	2.20	
47	平　和	稲沢市	稲沢市	稲沢市日光川水系排水対策協議会	日光川	11k 500	○		5.80	
48	半　六	稲沢市	稲沢市	稲沢市日光川水系排水対策協議会	日光川	11k 690	○		1.50	
49	下　起	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	日光川	12k 200		○	0.04	
50	西 光 坊	稲沢市	稲沢市	稲沢市日光川水系排水対策協議会	日光川	12k 480	○		0.76	
51	西 光 坊	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	日光川	12k 750		○	0.22	
52	西光坊杁上	稲沢市	稲沢市	稲沢市日光川水系排水対策協議会	日光川	13k 625	○		0.60	
53	丸　渕	稲沢市	稲沢市	稲沢市日光川水系排水対策協議会	日光川	14k 100		○	2.83	
54	片原一色	稲沢市	稲沢市	稲沢市日光川水系排水対策協議会	日光川	15k 470	○		1.20	
55	三 宅 川	稲沢市	稲沢市	稲沢市日光川水系排水対策協議会	三宅川	1k500	○		2.05	
56	中 三 宅	稲沢市	稲沢市	稲沢市日光川水系排水対策協議会	三宅川	2k500		○	0.40	
57	井　堀	稲沢市	稲沢市	稲沢市日光川水系排水対策協議会	三宅川	3k600	○		2.30	
58	須ヶ谷東	稲沢市	稲沢市	稲沢市日光川水系排水対策協議会	三宅川	3k600		○	1.43	
59	儀 長 東	稲沢市	稲沢市	稲沢市日光川水系排水対策協議会	三宅川	4k950	○		0.10	
60	儀　長	稲沢市	稲沢市	稲沢市日光川水系排水対策協議会	三宅川	5k300		○	0.07	
61	三 ヶ 月	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	領内川	0k300	○		2.20	
62	平　六	稲沢市	稲沢市	稲沢市建設部治水課	領内川	0k300		○	0.47	
63	六輪見取	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	領内川	0k400		○	0.07	
64	塩川第1 〈塩川〉	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	領内川	0k600	○		0.31	
65	塩川第2	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	領内川	0k800	○		0.23	
66	六輪第1 〈六輪〉	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	領内川	1k450	○		0.23	
67	六輪第2	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	領内川	1k450	○		0.83	
68	五ツ屋第3	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	領内川	5k272	○		0.05	

69	五 ツ 屋	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	領内川	5k300	○		0.16	
70	甲 新 田	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	領内川	5k800	○		2.00	
71	甲 新 田第2	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	領内川	5k800	○		1.69	
72	牧川第2	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	領内川	6k885		○	3.60	
73	二 俣	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	領内川	7k100	○		5.22	
74	流新田	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	領内川	7k100		○	0.12	
75	牧川第1	稲沢市	稲沢市	領内川用悪水土地改良区	領内川	7k800		○	4.24	
76	光堂川第 1	稲沢市	稲沢市	稲沢市日光川水系排水対策協議会	光堂川	0k450		○	1.50	
77	光堂川第 2	稲沢市	稲沢市	稲沢市日光川水系排水対策協議会	光堂川	1k200		○	2.33	
78	千 代 田	稲沢市	稲沢市	稲沢市日光川水系排水対策協議会	目比川	3k100		○	6.00	
79	千代田第2	稲沢市	稲沢市	稲沢市日光川水系排水対策協議会	目比川	3k100	○		14.30	
80	千代田第3	あま市	稲沢市	稲沢市日光川水系排水対策協議会	目比川	3k100		○	0.10	
小計									73.83	※4
81	目比川河口	愛西市	愛西市	目比川流域排水対策協議会	日光川	8k800	○		30.00	
82	勝 幡	愛西市	愛西市	勝幡地域排水機運営協議会	日光川	10k000	○		4.33	
83	渕 高	愛西市	愛西市	愛西市	日光川	13k000		○	0.32	
84	千 引	愛西市	愛西市	勝幡地域排水機運営協議会	目比川	1k300		○	(0.65)	令和 11 年千引排水機場供用開始後廃止予定
85	千引(新)	愛西市	愛西市	勝幡地域排水機運営協議会	目比川	1k300		○		令和 11 年 3 月 0.65 ㎥/s切り替え予定
86	佐 折	愛西市	愛西市	勝幡地域排水機運営協議会	目比川	1k700		○	0.19	
87	源 左 橋	愛西市	愛西市	勝幡地域排水機運営協議会	目比川	2k400		○	0.33	
88	大 縄 場	愛西市	愛西市	勝幡地域排水機運営協議会	三宅川	0k100	○		0.11	
89	根 高	愛西市	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	0k700		○	7.00	
90	根高第2	愛西市	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	0k800		○	7.00	
91	五 軒 家	愛西市	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	1k900		○	0.65	
92	須ヶ脇第1 〈須ヶ脇〉	愛西市	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	2k250	○		4.15	

93	元足立	愛西市	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	2k250	○		0.50	
94	草　平	愛西市	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	2k450		○	0.12	
95	川　田	愛西市	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	2k550		○	0.80	
96	阿　原	愛西市	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	3k000	○		0.33	
97	西 川 端	愛西市	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	3k000	○		2.75	
98	西川端第2	愛西市	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	3k000	○		5.00	
99	鷹　場	愛西市	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	3k500		○	2.40	
100	鷹場第 2	愛西市	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	3k500		○	3.00	
101	上　兼	愛西市	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	4k200	○		0.12	
102	開　治	愛西市	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	4k600		○	4.00	
103	開治第 2	愛西市	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	4k600		○	1.20	
104	杁ノ戸	愛西市	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	4k900	○		0.05	
105	下東川	愛西市	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	5k607		○	0.45	
106	東川<野田>	愛西市	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	5k800		○	(2.30)	八開排水機場供用開始後使用停止
107	八　開	愛西市	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	5k800		○	(0.70)	令和 13 年 4 月 2.28 ㎥/s切り替え予定
108	八開第 2	愛西市	愛西市	領内川用悪水土地改良区	領内川	5k800		○	1.20	
小計									79.65	※4
109	大神場第1	弥富市	弥富市	十四山土地改良区	宝川	0k200		○	3.70	
110	大神場第 2	弥富市	弥富市	十四山土地改良区	宝川	0k200		○	2.21	
111	六　箇	弥富市	弥富市	十四山土地改良区	宝川	0k800	○		3.10	
112	新孫宝	弥富市	弥富市	孫宝排水土地改良区	宝川	1k000		○	28.00	
113	孫宝第 2	弥富市	弥富市	孫宝排水土地改良区	宝川	1k000		○	19.80	
小計									56.81	※4
114	土 吐 川	あま市	あま市	福田川排水対策協議会	福田川 (普通土吐川)	9k600		○	9.70	
115	小 切 戸 <小切戸1>	あま市	あま市	小切戸湛水防除事業協議会	蟹江川	4k700	○		3.64	

116	小切戸第2	あま市	あま市	小切戸湛水防除事業協議会	蟹江川	4k700	○		2.56	
117	鯰　橋	あま市	あま市	宝南悪水土地改良区	蟹江川	4k750	○		1.84	
118	鷹　居	あま市	あま市	宝南悪水土地改良区	蟹江川	5k300	○		3.06	
119	神　尾	あま市	あま市	蟹江大澪悪水土地改良区	蟹江川	5k600		○	0.65	
120	四ヶ村	あま市	あま市	宝南悪水土地改良区	蟹江川	6k400	○		1.05	
121	秋　竹	あま市	あま市	秋竹排水機組合	小切戸川	3k200	○		0.91	
122	篠　田	あま市	あま市	篠田悪水土地改良区	蟹江川	8k200	○		14.00	
123	篠田第2	あま市	あま市	篠田悪水土地改良区	蟹江川	9k350	○		10.70	
124	木　田	あま市	あま市	木田排水機組合	蟹江川	9k500		○	1.70	
125	蜂須賀	あま市	あま市	蜂須賀区	目比川	2k500	○		1.90	
126	花ノ木	あま市	あま市	蜂須賀区	目比川	2k600		○	0.31	
127	甚目寺第1	あま市	あま市	福田川排水対策協議会	福田川	9k600		○	1.70	
128	新居屋橋	あま市	あま市	あま市	福田川	10k 120	○		0.08	
129	甚目寺第3	あま市	あま市	福田川排水対策協議会	福田川	10k 400		○	1.75	
130	新居屋	あま市	あま市	あま市	福田川	10k 400		○	0.23	
131	甚目寺第2	あま市	あま市	福田川排水対策協議会	福田川	10k 660	○		3.35	
小計									59.13	※4
132	西　條	大治町	大治町	福田川排水対策協議会	福田川	7k300	○		2.56	
133	西條第1	大治町	大治町	大治町	福田川	7k300	○		1.64	
134	西條第3	大治町	大治町	大治町	福田川	7k550	○		1.50	
135	円 楽 寺	大治町	大治町	福田川排水対策協議会	福田川	8k300	○		(5.80)	R11 年 10 月円楽寺排水機場供用開始後廃止予定
136	円楽寺(新)	大治町	大治町	福田川排水対策協議会	福田川	8k350	○			R11 年 10 月切り替え予定
137	円 楽 寺	大治町	大治町	大治町	福田川	8k300	○		1.07	
138	円楽寺第2	大治町	大治町	福田川排水対策協議会	福田川	8k300	○		3.02	

139	西條小切戸川	大治町	－	愛知県(建設)	福田川	8k800	○		(7.30)	※２
小計									22.89	※４
140	鍋蓋新田(二)	蟹江町	蟹江町	鍋蓋水利組合	日光川	−1k000		○	0.32	
141	蟹江大澪	蟹江町	蟹江町	蟹江大澪悪水土地改良区	日光川	0k382	○		9.00	
142	蟹江大澪第3	蟹江町	蟹江町	蟹江大澪悪水土地改良区	日光川	0k464	○		9.00	
143	大 海 用	蟹江町	蟹江町	蟹江大澪悪水土地改良区	日光川	0k735	○		0.50	
144	大　膳	蟹江町	蟹江町	日光川西悪水土地改良区	日光川	2k173		○	3.00	
145	観 音 寺	蟹江町	蟹江町	蟹江大澪悪水土地改良区	日光川	3k300	○		6.50	
146	鍋蓋新田	蟹江町	蟹江町	鍋蓋地区湛水防除協議会	善太川	0k000	○		1.40	
147	善 太 新	蟹江町	蟹江町	日光川西悪水土地改良区	善太川	2k000		○	23.49	
148	善太第3	蟹江町	蟹江町	日光川西悪水土地改良区	善太川	2k000		○	10.90	
149	善太第2	蟹江町	蟹江町	日光川西悪水土地改良区	善太川	2k000	○		13.00	
150	舟　入	蟹江町	蟹江町	蟹江町土地改良区	蟹江川	0k950	○		1.45	
151	宝	蟹江町	蟹江町	蟹江町土地改良区	蟹江川	2K005	○		3.20	
152	本町舟入(四)	蟹江町	蟹江町	蟹江町土地改良区	蟹江川	2k000	○		2.50	
153	本町舟入(五)	蟹江町	蟹江町	蟹江町	蟹江川	2k000	○		0.27	
154	今	蟹江町	蟹江町	蟹江町土地改良区	蟹江川	3k000	○		1.50	
155	須　成	蟹江町	蟹江町	小切戸湛水防除事業協議会	蟹江川	3k600	○		3.52	
156	蟹　宝	蟹江町	蟹江町	小切戸湛水防除事業協議会	蟹江川	3k600	○		2.01	
小計									91.56	※４
157	両　郷	飛島村	飛島村	飛島土地改良区	日光川	−4k000		○	0.44	
158	服　岡	飛島村	飛島村	飛島土地改良区	日光川	−1k940		○	4.10	
小計									4.54	※４
合計									756.03	※４

※１　市町村とは、第７条に規定する「単位流域内の該当市町村」を言う。
※２　河川管理施設の排水機場のため、許可排水量ではないので括弧書きとする。
※３　排水機場の増強と廃止を一体として行っている場合、現況どのくらいの量の排水を行っているか把握するために、許可排水量の欄には括弧書きで現況の排水量を記入し、備考欄に許可排水量が把握できるようにする。
※４　排水量の小計、合計は括弧書きのものを含む。

（別表第三：第六条第一項関係）基準地点

単位流域	日光川下流域	日光川上流域	戸田川流域
基準地点等	日光川内水位観測所	古瀬水位観測所	戸田水位観測所
位置	日光川 -4k/800	日光川 9k/800	戸田川 1k/050
設置場所	海部郡飛島村大字梅之郷字宮東日光川排水機場	愛西市古瀬町村前 14 番地先	名古屋市港区南陽町大字茶屋後新田字二ノ割 1275
管理者	愛知県海部建設事務所	愛知県海部建設事務所	愛知県尾張建設事務所

（別表第四：第六条第二項関係）基準地点と排水調整対象流域

		基準地点		副基準地点
		日光川内水位観測所	古瀬水位観測所	戸田水位観測所
排水調整対象流域	日光川下流域	●	－	－
	日光川上流域	－	●	－
	戸田川流域	－	－	●

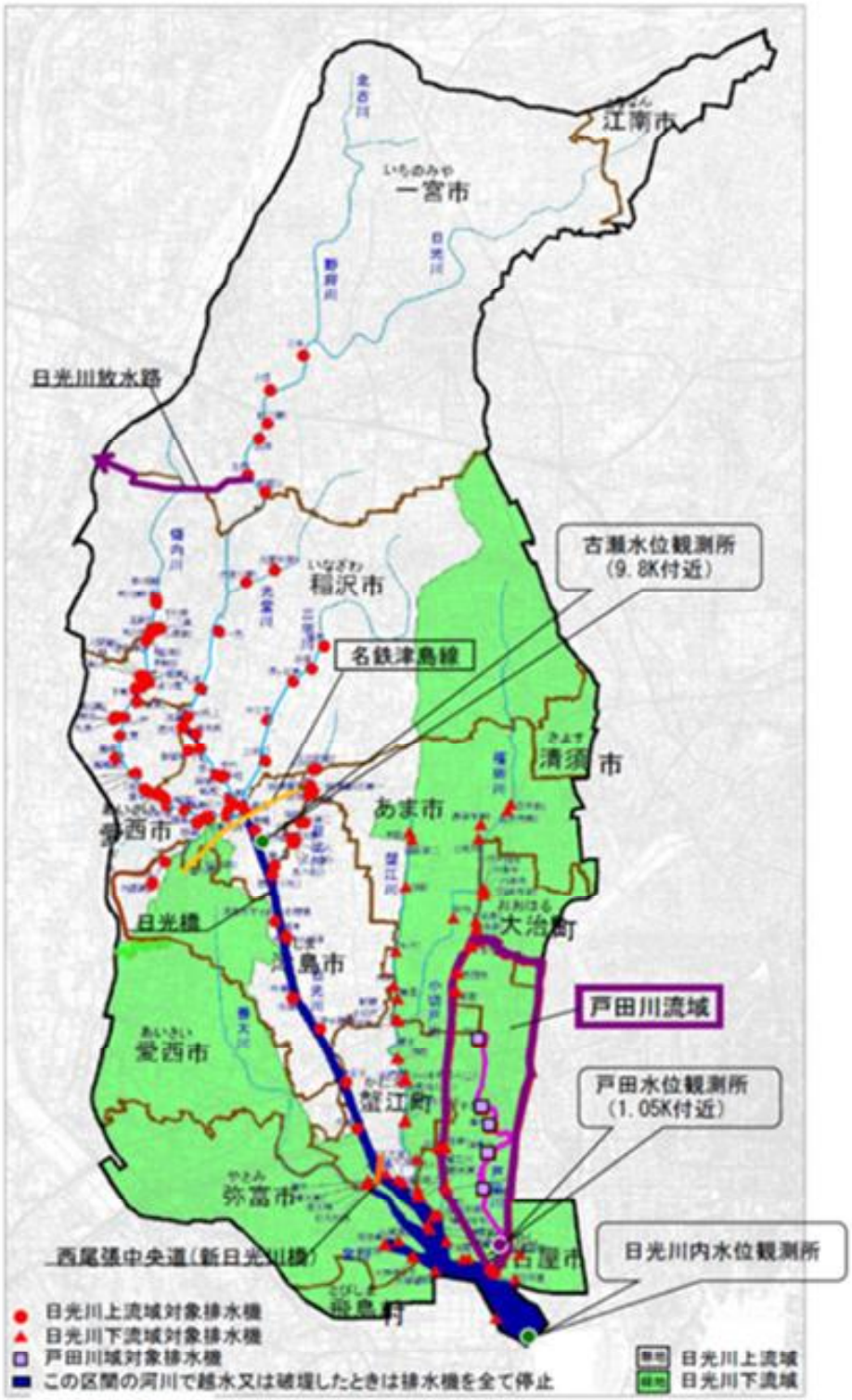
（別表第五：第七条第一項、第八条第一項、第九条第一項関係）基準地点の基準水位

河川名	日光川		戸田川
基準地点	日光川内水位観測所	古瀬水位観測所	戸田水位観測所
準備水位	T.P.1.05m	T.P.1.5m	T.P.-1.90m
停止水位	T.P.1.35m	T.P.1.8m	T.P.-1.70m
排水再開水位	T.P.1.25m	T.P.1.65m	T.P.-1.75m

（別表第六：第七条、第八条、第九条、第十条、第十一条関係）通知等の様式一覧

通知等の内容	条　項		基準地点		副基準地点
			日光川内水位観測所	古瀬水位観測所	戸田水位観測所
準備	第七条		様式１－１		様式１－２
停止	第八条	第１項	様式２－１		様式２－３
		第２項	様式２－２		
再開	第九条	第１項	様式３－１		様式３－４
解除	第九条	第２項	様式３－２		様式３－５
		第３項	様式３－３		
通知等の内容	条　項		排水調整報告		
停止	第八条	第１項	様式４―１		様式４－２
		第２項			
再開	第九条	第１項			様式４－２
解除	第九条	第２項			様式４－２
		第３項			

（別図：第八条第二項関係）



（戸田川に排水する内水排水機を除く。）
排水機全数：157箇所

受報時間	受報者
月　日 時　分	

別紙　様式１－１

緊急連絡第＿＿号

令和＿＿年＿＿月＿＿日
＿＿時＿＿分　発表

関　係　機　関　殿

河川管理者
愛知県知事　大　村　秀　章

日光川流域の排水調整準備水位の通知

１　日光川流域排水調整基準地点 { 日光川内水位観測所 / 古瀬水位観測所 } の水位が

２　令和＿＿年＿＿月＿＿日＿＿時＿＿分に

３　排水調整準備水位 { Ｔ．Ｐ．１．０５ｍ / Ｔ．Ｐ．１．５ｍ } に達しました。

４　排水調整準備対象流域は、{ 日光川下流域 / 日光川上流域 }です。

連絡先　海部建設事務所
電　話　0567－24－2111
防災行政無線　8－6032－431
ﾌｧｯｸｽ　0567－24－2147

注１　日光川流域排水対策調整連絡会議要綱に基づく水位情報通知です。
２　このﾌｧｯｸｽを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。
３　各建設事務所は発報確認をしてください。

発報確認経路

海部建設事務所
電話　0567-24-2111
防災行政無線 8-6032-431
FAX　0567-24-2147

津島市　（上流）
愛西市　（上流）
弥富市　（下流）
あま市　（上流・下流）
大治町　（下流）
蟹江町　（上流・下流）
飛島村　（下流）

尾張建設事務所
電話　052-961-7211
防災行政無線 8-602-2727
FAX　052-961-7879

名古屋市　（下流）

一宮建設事務所
電話　0586-72-1415
防災行政無線 8-613-414
FAX　0586-72-1972

一宮市　（上流）
稲沢市　（上流）

受報時間	受報者
月　日 時　分	

別紙　様式１－２

緊急連絡第＿＿号

令和＿＿年＿＿月＿＿日
＿＿時＿＿分　発表

関　係　機　関　殿

戸田川管理者
名古屋市長　広　沢　一　郎

戸田川流域の排水調整準備水位の通知

１　日光川流域排水調整副基準地点　　戸田水位観測所　　の水位が

２　令和＿＿年＿＿月＿＿日＿＿時＿＿分に

３　排水調整準備水位　　Ｔ．Ｐ．－１．９０ｍ　に達しました。

４　排水調整準備対象流域は、　戸田川流域　です。

連絡先　名古屋市緑政土木局河川工務課
電　話　　052-972-2895
ﾌｧｯｸｽ　　052-972-4165

注１　日光川流域排水対策調整連絡会議要綱に基づく水位情報通知です。
　２　このﾌｧｯｸｽを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。

受報時間	受報者
月　日 時　分	

別紙　様式２－１

緊急連絡第＿＿号

令和＿＿年＿＿月＿＿日
＿＿時＿＿分　発表

関　係　機　関　殿

河川管理者
愛知県知事　大　村　秀　章

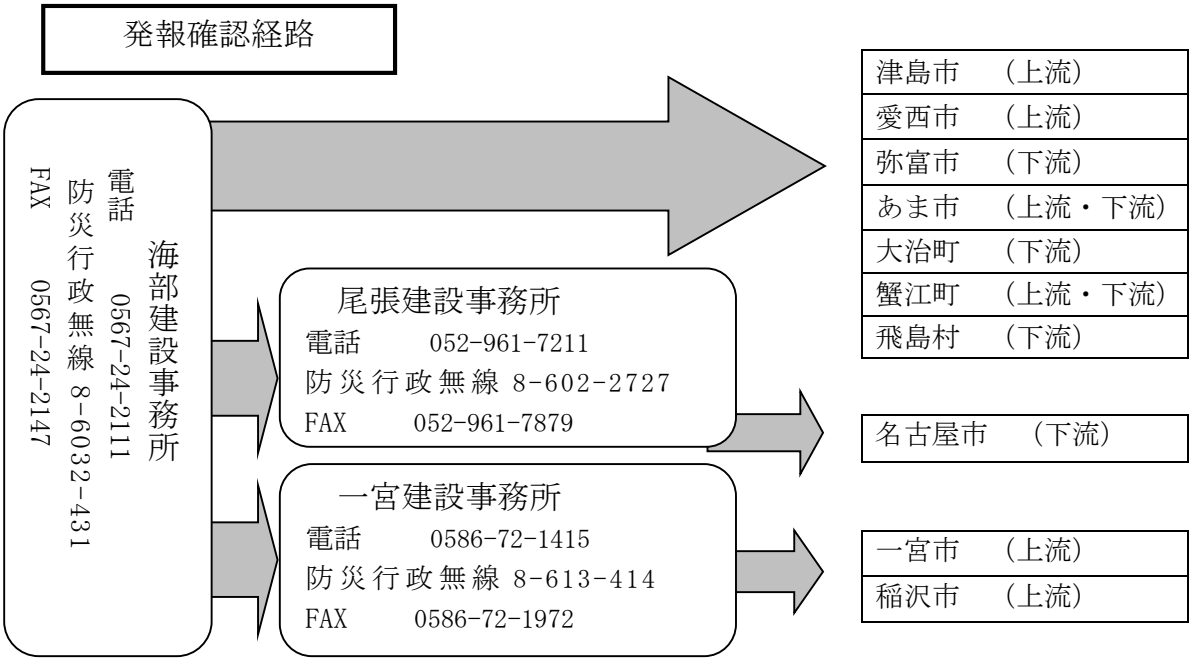
日光川流域の排水停止水位の通知

1　日光川流域排水調整基準地点 { 日光川内水位観測所 / 古瀬水位観測所 } の水位が
2　令和＿＿年＿＿月＿＿日＿＿時＿＿分に
3　排水停止水位 { Ｔ．Ｐ．１．３５ｍ / Ｔ．Ｐ．１．８ｍ } に達しました。
4　排水停止対象流域は、{ 日光川下流域 / 日光川上流域 } です。
5　各市町村は、排水調整状況報告をお願いします。

連絡先　海部建設事務所
電　話　0567－24－2111
防災行政無線　8－6032－431
ﾌｧｯｸｽ　0567－24－2147

注1　日光川流域排水対策調整連絡会議要綱に基づく水位情報通知です。
　2　このﾌｧｯｸｽを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。
　3　各建設事務所は発報確認をしてください。
　4　各市町村は措置後、排水調整状況報告(様式4)を提出してください。

発報確認経路



受報時間	受報者
月　日 時　分	

別紙　様式２－２

緊急指令第＿＿号

令和＿＿年＿＿月＿＿日
＿＿時＿＿分　発表

関　係　機　関　殿

河川管理者
愛知県知事　大　村　秀　章

日光川流域の排水停止について

1　＿＿＿＿＿川＿＿＿＿＿＿地先＿＿＿＿＿において
2　令和＿＿年＿＿月＿＿日＿＿時＿＿分頃
3　｛越水／破堤｝しましたので
4　日光川流域排水機の排水を停止することを命じます。

5　排水停止対象流域は、　戸田川流域を除く全ての流域　　です。

6　各市町村は、排水調整状況報告をお願いします。

連絡先　海部建設事務所
電　話　0567－24－2111
防災行政無線　8－6032－431
ﾌｧｯｸｽ　0567－24－2147

注1　日光川流域排水対策調整連絡会議要綱に基づく水位情報通知です。
2　このﾌｧｯｸｽを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。
3　各建設事務所は発報確認をしてください。
4　各市町村は措置後、排水調整状況報告(様式4)を提出してください。

発報確認経路

海部建設事務所
電話　0567-24-2111
防災行政無線 8-6032-431
FAX　0567-24-2147

津島市　（上流）
愛西市　（上流）
弥富市　（下流）
あま市　（上流・下流）
大治町　（下流）
蟹江町　（上流・下流）
飛島村　（下流）

尾張建設事務所
電話　052-961-7211
防災行政無線 8-602-2727
FAX　052-961-7879

名古屋市　（下流）

一宮建設事務所
電話　0586-72-1415
防災行政無線 8-613-414
FAX　0586-72-1972

一宮市　（上流）
稲沢市　（上流）

受報時間	受報者
月　日 時　分	

別紙　様式２－３

緊急連絡第＿＿号

令和＿＿年＿＿月＿＿日
＿＿時＿＿分　発表

関　係　機　関　殿

戸田川管理者
名古屋市長　広　沢　一　郎

戸田川流域の排水停止水位の通知

１　日光川流域排水調整副基準地点　　戸田水位観測所　　の水位が

２　令和＿＿年＿＿月＿＿日＿＿時＿＿分に

３　排水停止水位　　Ｔ．Ｐ．－１．７０ｍ　　に達しました。

４　排水停止対象流域は、　　戸田川流域　　です。

５　関係機関は、排水調整状況報告をお願いします。

連絡先　名古屋市緑政土木局河川工務課
電　話　　052-972-2895
ﾌｧｯｸｽ　　052-972-4165

注１　日光川流域排水対策調整連絡会議要綱に基づく水位情報通知です。
２　このﾌｧｯｸｽを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。
３　受報機関は状況確認をしてください。
４　戸田川管理者は措置後、排水調整状況報告(様式4)を提出してください。

受報時間	受報者
月　日 時　分	

別紙　様式３－１

緊急連絡第＿＿号

令和＿＿年＿＿月＿＿日
＿＿時＿＿分　発表

関　係　機　関　殿

河川管理者
愛知県知事　大　村　秀　章

日光川流域の排水再開水位の通知

日光川内水位観測所
１　日光川流域排水調整基準地点　　の水位が
古瀬水位観測所
２　令和＿＿年＿＿月＿＿日＿＿時＿＿分に
３　排水再開水位 { Ｔ．Ｐ．１．２５ｍ / Ｔ．Ｐ．１．６５ｍ } を下回りましたので、排水機の運転が再開できます。
４　排水停止対象流域は、{ 日光川下流域 / 日光川上流域 }です。
５　各市町村は、排水調整状況報告をお願いします。

連絡先　海部建設事務所
電　話　0567－24－2111
防災行政無線　8－6032－431
ﾌｧｯｸｽ　0567－24－2147

注１　日光川流域排水対策調整連絡会議要綱に基づく水位情報通知です。
　２　このﾌｧｯｸｽを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。
　３　各建設事務所は発報確認をしてください。
　４　各市町村は措置後、排水調整状況報告(様式4)を提出してください。

発報確認経路

海部建設事務所
電話　0567-24-2111
防災行政無線 8-6032-431
FAX　0567-24-2147

津島市　（上流）
愛西市　（上流）
弥富市　（下流）
あま市　（上流・下流）
大治町　（下流）
蟹江町　（上流・下流）
飛島村　（下流）

尾張建設事務所
電話　052-961-7211
防災行政無線 8-602-2727
FAX　052-961-7879

名古屋市　（下流）

一宮建設事務所
電話　0586-72-1415
防災行政無線 8-613-414
FAX　0586-72-1972

一宮市　（上流）
稲沢市　（上流）

受報時間	受報者
月　日 時　分	

別紙　様式３－２

緊急連絡第＿＿号

令和＿＿年＿＿月＿＿日
＿＿時＿＿分　発表

関　係　機　関　殿

河川管理者
愛知県知事　大　村　秀　章

日光川流域の排水調整準備水位に係る通知

１　日光川流域排水調整基準地点 { 日光川内水位観測所 / 古瀬水位観測所 } の水位が

２　令和＿＿年＿＿月＿＿日＿＿時＿＿分に

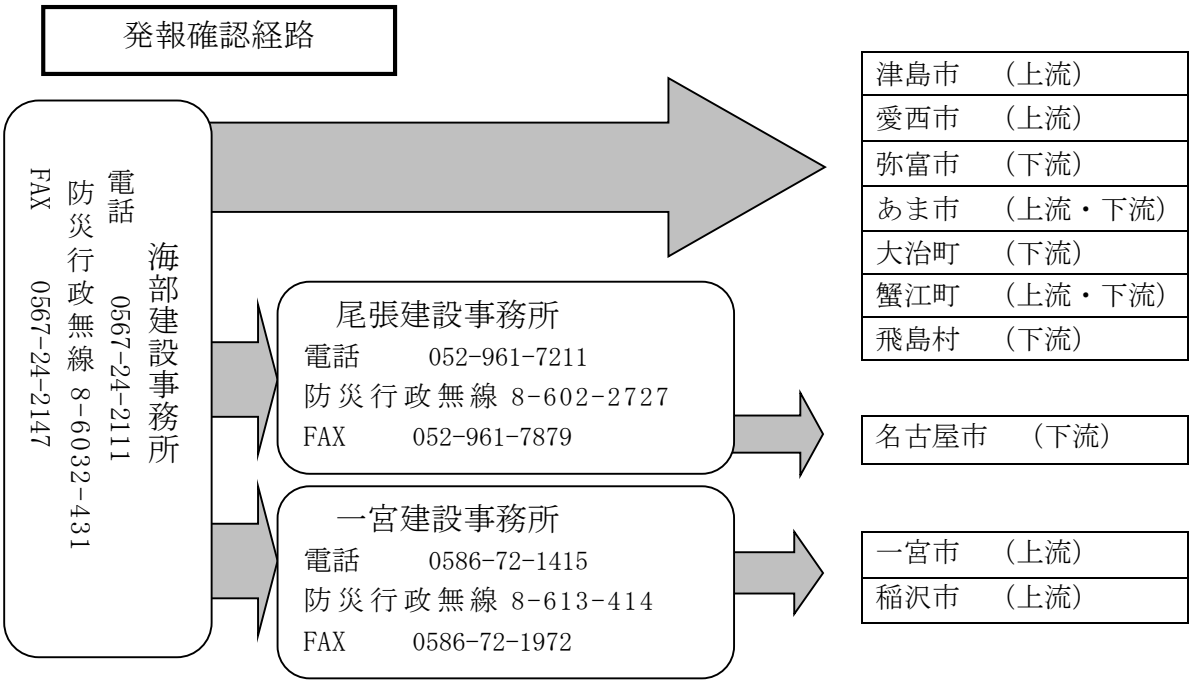
３　排水調整準備水位 { Ｔ．Ｐ．１．０５ｍ / Ｔ．Ｐ．１．５ｍ } を下回りましたので、排水調整準備は、解除になります。

４　排水調整準備対象流域は、{ 日光川下流域 / 日光川上流域 }です。

連絡先　海部建設事務所
電　話　0567－24－2111
防災行政無線　8－6032－431
ﾌｧｯｸｽ　0567－24－2147

注１　日光川流域排水対策調整連絡会議要綱に基づく水位情報通知です。
２　このﾌｧｯｸｽを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。
３　各建設事務所は発報確認をしてください。

発報確認経路



受報時間	受報者
月　日 時　分	

別紙　様式３－３

緊急指令第＿＿号

令和＿＿年＿＿月＿＿日
＿＿時＿＿分　発表

関　係　機　関　殿

河川管理者
愛知県知事　大　村　秀　章

日光川流域の排水停止の解除（排水再開）について

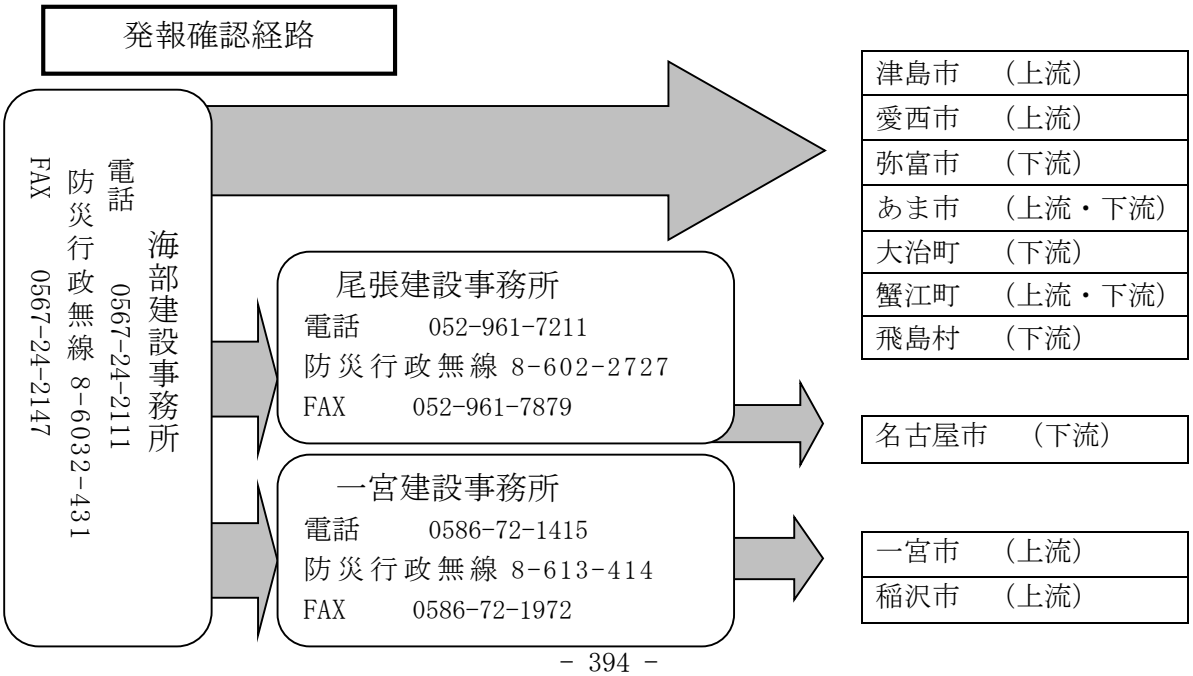
1　＿＿＿＿＿川＿＿＿＿＿＿地先＿＿＿＿＿において
2　令和＿＿年＿＿月＿＿日＿＿時＿＿分頃
3　越水／破堤　に対する応急復旧が完了し、なおかつ、河川の水位が低下し排水機の運転による破堤箇所などからの浸水のおそれがなくなったので、排水機の排水停止措置を解除します。したがって、排水機の運転が再開できます。

4　排水調整停止解除対象流域は、　戸田川流域を除く全ての流域　　です。

5　各市町村は、排水調整状況報告をお願いします。

連絡先　海部建設事務所
電　話　0567－24－2111
防災行政無線　8－6032－431
ﾌｧｯｸｽ　0567－24－2147

注1　日光川流域排水対策調整連絡会議要綱に基づく水位情報通知です。
2　このﾌｧｯｸｽを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。
3　各建設事務所は発報確認をしてください。
4　各市町村は措置後、排水調整状況報告(様式4)を提出してください。



受報時間	受報者
月　日 時　分	

別紙　様式３－４

緊急連絡第＿＿号

令和＿＿年＿＿月＿＿日
＿＿時＿＿分　発表

関　係　機　関　殿

戸田川管理者
名古屋市長　広　沢　一　郎

戸田川流域の排水再開水位の通知

１　日光川流域排水調整副基準地点　　戸田水位観測所　　の水位が

２　令和＿＿年＿＿月＿＿日＿＿時＿＿分に

３　排水再開水位　　Ｔ．Ｐ．－１．７５ｍ　を下回りましたので、排水機の運転が再開できます。

５　排水停止対象流域は、　　戸田川流域　　です。

６　関係機関は、排水調整状況報告をお願いします。

連絡先　名古屋市緑政土木局河川工務課
電　話　　052-972-2895
ﾌｧｯｸｽ　　052-972-4165

注１　日光川流域排水対策調整連絡会議要綱に基づく水位情報通知です。
２　このﾌｧｯｸｽを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。
３　受報機関は状況確認をしてください。
４　戸田川管理者は措置後、排水調整状況報告(様式4)を提出してください。

受報時間	受報者
月　日 時　分	

別紙　様式３－５

緊急連絡第＿＿号

令和＿＿年＿＿月＿＿日
＿＿時＿＿分　発表

関　係　機　関　殿

戸田川管理者
名古屋市長　広　沢　一　郎

戸田川流域の排水調整準備水位に係る通知

１　日光川流域排水調整副基準地点　　戸田水位観測所　　の水位が

２　令和＿＿年＿＿月＿＿日＿＿時＿＿分に

３　排水調整準備水位　　Ｔ．Ｐ．－１．９０ｍ　　を下回りましたので、排水調整準備は、解除になります。

４　排水調整準備対象流域は、　　戸田川流域　　です。

連絡先　名古屋市緑政土木局河川工務課
電　話　　052-972-2895
ﾌｧｯｸｽ　　052-972-4165

注１　日光川流域排水対策調整連絡会議要綱に基づく水位情報通知です。
　２　このﾌｧｯｸｽを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。

別紙　様式４―１

令和　　年　　月　　日

河川管理者　愛知県知事　殿

（市町村長）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

日光川流域の排水調整状況について(第　報)

令和　年　月　日　時　分現在の管内排水機の排水調整状況は下記のとおりです。

区分	番号	排水機場名	運転停止日時	運転再開日時	備考
日光川下流域		排水機場	日　時　分停止	日　時　分再開	
		排水機場	日　時　分停止	日　時　分再開	
		排水機場	日　時　分停止	日　時　分再開	
		排水機場	日　時　分停止	日　時　分再開	
		排水機場	日　時　分停止	日　時　分再開	
		排水機場	日　時　分停止	日　時　分再開	
		排水機場	日　時　分停止	日　時　分再開	
		排水機場	日　時　分停止	日　時　分再開	
		排水機場	日　時　分停止	日　時　分再開	
		排水機場	日　時　分停止	日　時　分再開	
日光川上流域		排水機場	日　時　分停止	日　時　分再開	
		排水機場	日　時　分停止	日　時　分再開	
		排水機場	日　時　分停止	日　時　分再開	
		排水機場	日　時　分停止	日　時　分再開	
		排水機場	日　時　分停止	日　時　分再開	
		排水機場	日　時　分停止	日　時　分再開	
		排水機場	日　時　分停止	日　時　分再開	
		排水機場	日　時　分停止	日　時　分再開	
		排水機場	日　時　分停止	日　時　分再開	
		排水機場	日　時　分停止	日　時　分再開	
		排水機場	日　時　分停止	日　時　分再開	
合計		排水機場	排水機場	排水機場	

報告担当者＿＿＿＿市役所(町・村役場)＿＿＿＿課　氏名＿＿＿＿＿＿

連　絡　先　電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

注 1　本表番号欄、排水機場名は、日光川流域排水調整要綱別表第二の記載と一致させること。

2　報告担当連絡先は現在確実に連絡できる電話番号を記載すること。

3　再開報告にあたっては、停止報告時の報告書の運転再開日時欄に記入し、第二報等とすること。

別紙　様式４―２

令和　　年　　月　　日

戸田川管理者　＿＿＿＿＿＿＿＿

殿

（河川管理者　愛知県知事）

（排水機管理者）　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（戸田川管理者　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

日光川流域の排水調整状況について（第　報）

令和　年　月　日　時　分現在の管内排水機の排水調整状況は下記のとおりです。

区分	番号	排水機場名	運転停止日時	運転再開日時	備考
戸田川流域		排水機場	日　時　分停止	日　時　分再開	
		排水機場	日　時　分停止	日　時　分再開	
		排水機場	日　時　分停止	日　時　分再開	
		排水機場	日　時　分停止	日　時　分再開	
		排水機場	日　時　分停止	日　時　分再開	
		排水機場	日　時　分停止	日　時　分再開	
		排水機場	日　時　分停止	日　時　分再開	
		排水機場	日　時　分停止	日　時　分再開	
		排水機場	日　時　分停止	日　時　分再開	
		排水機場	日　時　分停止	日　時　分再開	
合計		排水機場	排水機場	排水機場	

報告担当者＿＿＿＿市役所（町・村役場）＿＿＿＿課　氏名＿＿＿＿＿＿

連　絡　先　電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿

注 1　本表番号欄、排水機場名は、日光川流域排水調整要綱別表第二の記載と一致させること。

2　報告担当連絡先は現在確実に連絡できる電話番号を記載すること。

3　再開報告にあたっては、停止報告時の報告書の運転再開日時欄に記入し、第二報等とすること。

4　戸田川管理者から河川管理者へ報告する場合は、（　　）内の名称を使用すること。

(2)　日光川流域排水対策調整連絡会議要綱

（目的）

第一条　二級河川日光川流域において、河川の越水及び破堤による氾濫のおそれがあるとき、「日光川流域排水調整要綱」（平成 22 年７月１日制定）に基づき、河川及び内水の排水のために設置された排水機の運転調整（以下「排水調整」という。）を実施するために必要となる防災及び水防機関への通知並びに情報の伝達、収集を円滑に実施することを目的に日光川流域排水対策調整連絡会議（以下「連絡会議」という）を設置する。

（連絡会議の職務）

第二条　連絡会議は前条の目的を達成するため、以下の事項について定める。

一　防災、水防に関する関係機関相互の情報の収集、伝達方法

二　河川管理者が発した排水調整の発令などの通知、伝達方法及び通知先機関

三　前各号に掲げるもののほか、排水調整を実施することにより必要となる事項

（組織）

第三条　連絡会議は、別表に掲げる行政機関の職にあるものにより構成する。

２　連絡会議には、会長を置く。

３　連絡会議には、副会長を置く。

４　連絡会議には事務局を置く。

（会長等）

第四条　連絡会議の会長は、愛知県建設局河川課長とする。

２　連絡会議の副会長は、愛知県海部建設事務所流域調整監とする。会長に事故があるときは、副会長が会長の職務を代行する。

３　会長は議事その他の会務を総括する。

（連絡会議の開催）

第五条　連絡会議の開催は、会長が招集する。

（事務局）

第六条　連絡会議の事務局は、愛知県建設局河川課におく。

２　事務局は、会長の指示により連絡会議の会務を処理する。

（雑則）

第七条　この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に必要な事項は別に定めることができるものとする。

２　この連絡会議において定めた事項は、各市町村が定める地域防災計画及び水防計画に記載し、関係者に周知を図るものとする。

附　則

この要綱は平成 22 年７月１日から施行する。

附　則

この要綱は平成 23 年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は平成 25 年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は令和２年３月６日から施行する。

＜別表＞

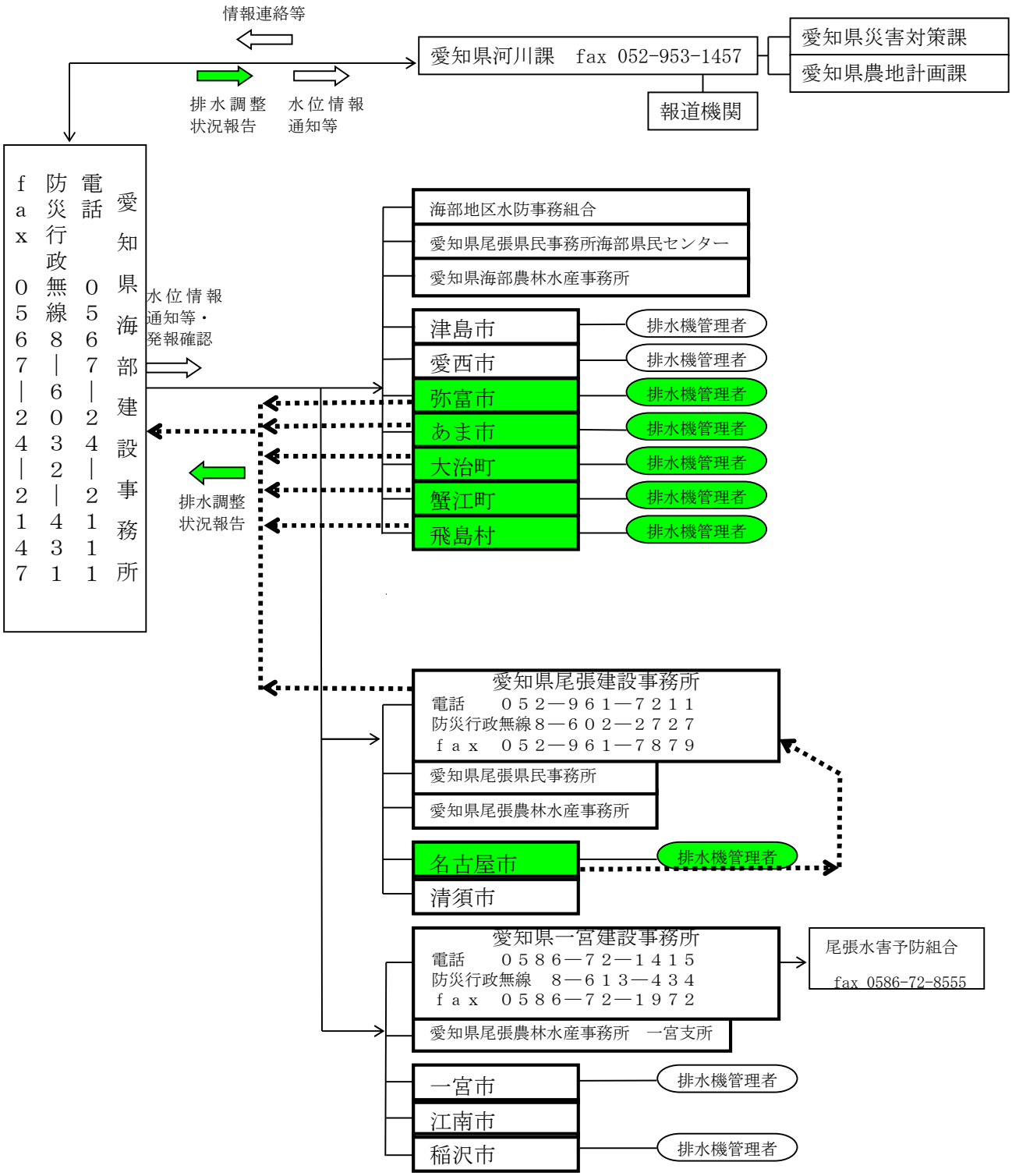
機関	部局	官職
愛知県	防災安全局	災害対策課長
	農林基盤局　農地部	農地計画課長
	建設局	河川課長（会長）
	尾張県民事務所	防災保安課長
	同海部県民センター	県民安全防災課長
	尾張農林水産事務所	建設課長
	同一宮支所	同上
	海部農林水産事務所	同上
	尾張建設事務所	維持管理課長
	一宮建設事務所	同上
	海部建設事務所	流域調整監（副会長）
名古屋市	防災・水防部局	主務課長
一宮市	同上	同上
津島市	同上	同上
江南市	同上	同上
稲沢市	同上	同上
愛西市	同上	同上
清須市	同上	同上
弥富市	同上	同上
あま市	同上	同上
大治町	同上	同上
蟹江町	同上	同上
飛島村	同上	同上
愛知県尾張水害予防組合		事務局長
海部地区水防事務組合		同上

日光川流域の排水調整の通知・伝達系統図

＜日光川下流域（日光川内水位観測所）＞

□の市町及び各機関は愛知県高度情報通信ネットワーク（ＦＡＸ一斉指令）により直接海部建設事務所から水位情報等の通知がある。

■の市町村は排水調整対象の排水機があり、県に対し排水調整報告を行う。



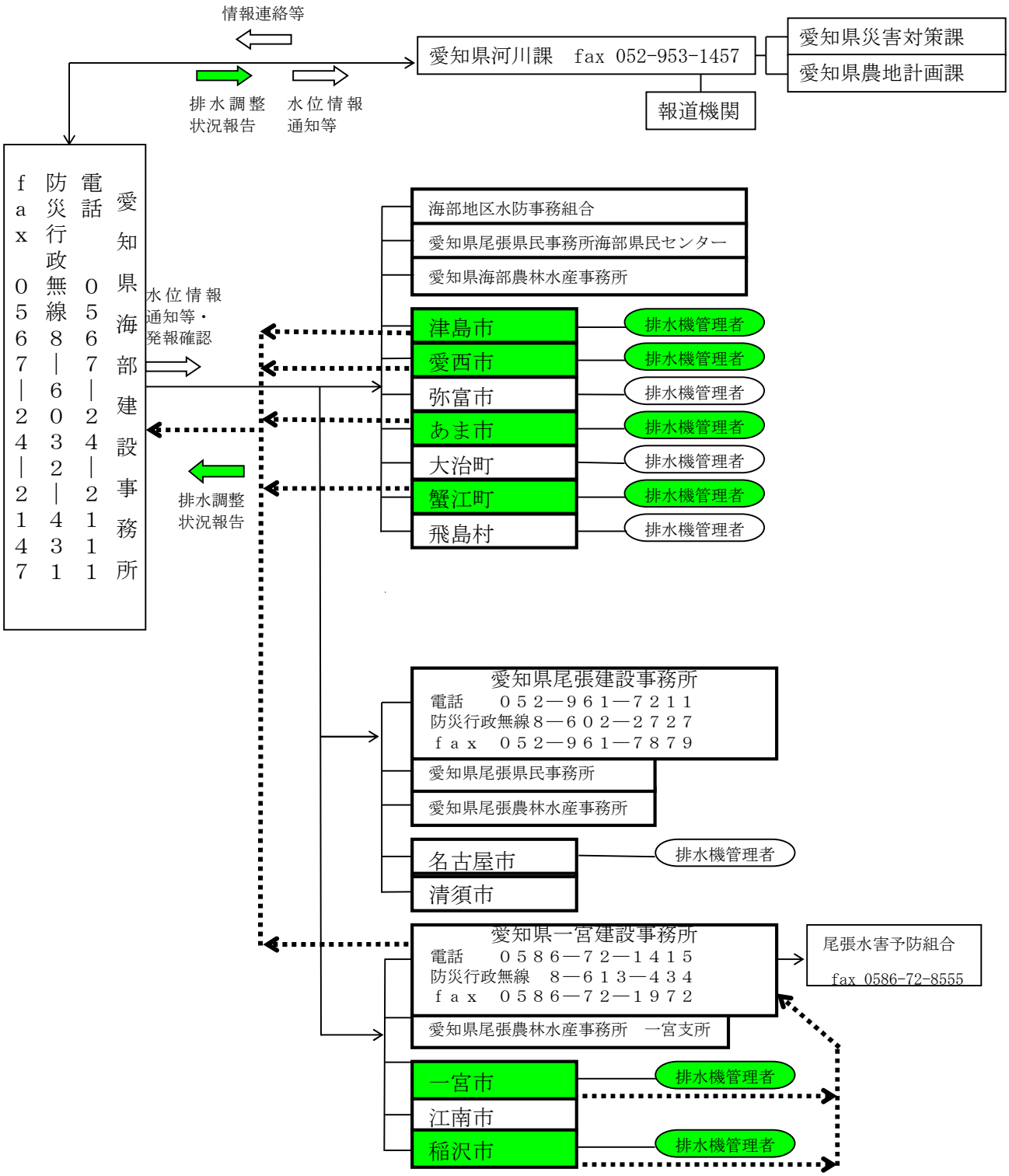
例　水位情報通知等は海部建設事務所から全機関に発信されますが、その発報確認は、尾張建設事務所の管内については、排水機がある市に対して尾張建設事務所が行い、尾張建設事務所はその旨を海部建設事務所に報告する。排水状況報告も同じ経路により行う。

日光川流域の排水調整の通知・伝達系統図

＜日光川上流域（古瀬水位観測所）＞

□ の市町及び各機関は愛知県高度情報通信ネットワーク（ＦＡＸ一斉指令）により直接海部建設事務所から水位情報等の通知がある。

■ の市町は排水調整対象の排水機があり、県に対し排水調整報告を行う。

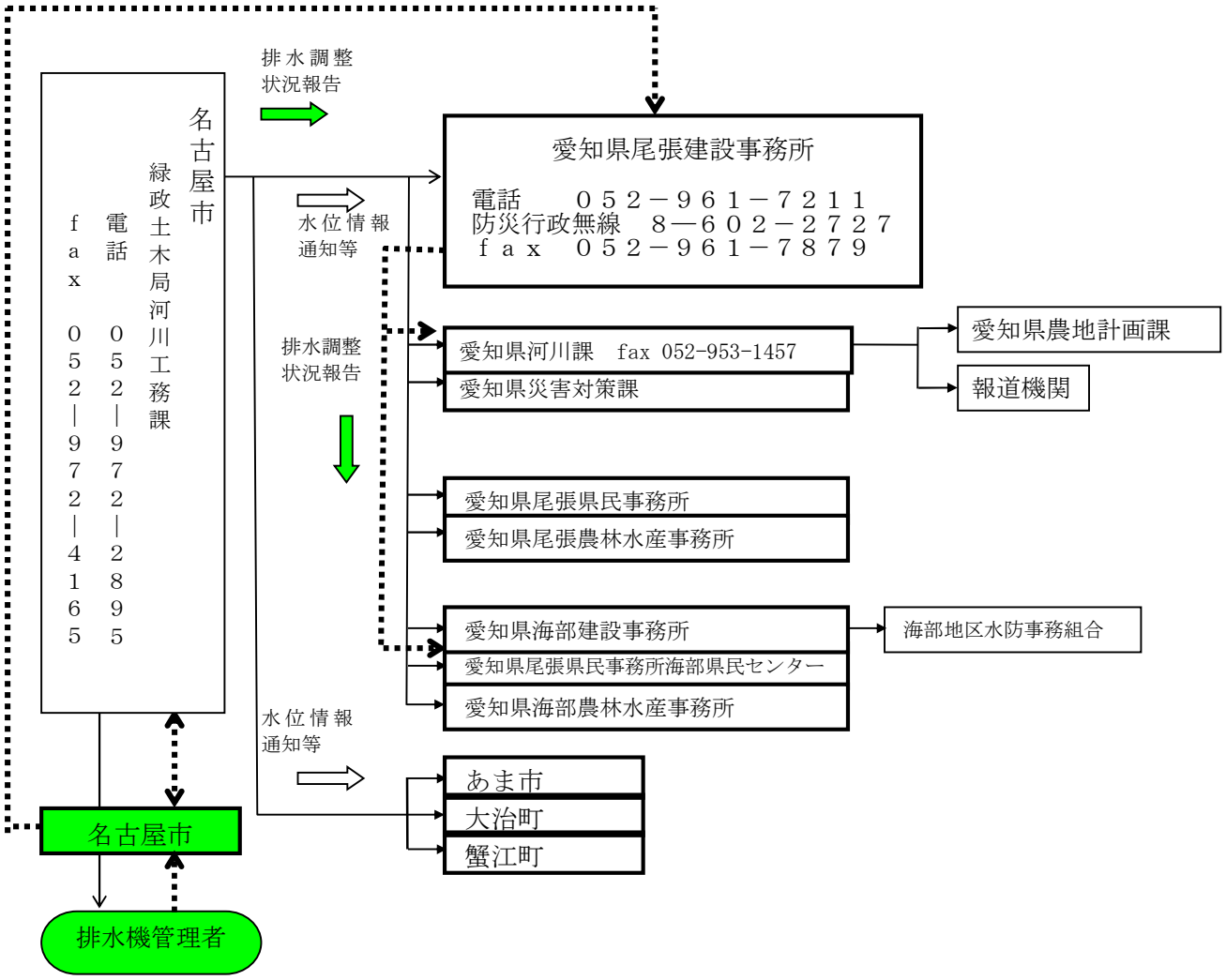


例　水位情報通知等は海部建設事務所から全機関に発信されますが、その発報確認は、一宮建設事務所の管内については、排水機がある市に対して一宮建設事務所が行い、一宮建設事務所はその旨を海部建設事務所に報告する。排水状況報告も同じ経路により行う。

日光川流域の排水調整の通知・伝達系統図

＜戸田川流域（戸田水位観測所）＞

□の愛知県各機関及び関係市町は愛知県高度情報通信ネットワーク（ＦＡＸ一斉指令）により名古屋市河川工務課から水位情報等の通知がある。



例　水位情報通知等は名古屋市から排水機管理者と県関係機関及び関係市町に発信します。排水状況報告は名古屋市から愛知県尾張建設事務所へ行い、愛知県尾張建設事務所は愛知県建設局河川課及び愛知県海部建設事務所へ報告する。

４　境川・猿渡川流域排水調整要綱

(1) 境川・猿渡川流域排水調整要綱

（排水調整の目的）

第一条　二級河川境川流域及び猿渡川流域において、流域の排水のために設置された排水機の排水調整は、現在の河川の整備水準を上回る洪水に見舞われた際、外水氾濫による沿川の甚大な浸水被害の発生を回避し、人的被害の防止並びに財産及び経済的被害を軽減することを目的として実施するものである。

（用語の定義）

第二条　この要綱で用いる用語は、以下のように定義する。

一　排水機　流域内の降雨に対し一定の計画規模内で浸水被害の解消を目的に設置された排水機をいう。排水機には、河川管理者が管理する河川排水機及び河川管理者以外の者が管理する内水排水機が存する。

二　排水調整　現在の河川の整備水準を上回る洪水時に排水機の運転を調整し、河川への排水を停止することをいう。

三　河川の整備水準　洪水を安全に流下させる河川の疎通能力をいう。

四　外水氾濫　河川からの越水又は破堤などにより、河川を流下する洪水が沿川の流域に流出して浸水することをいう。

五　停止水位　河川水位が当該の水位に到達した場合に、排水調整を行う水位をいう。

再開水位　排水調整を行ったのち、河川水位が当該の水位を下回った場合に、排水調整を解除し、排水機の排水を再開する水位をいう。

（排水調整の法的根拠並びに発令を行う者）

第三条　排水調整は、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第一条及び第二条の規定に基づく河川管理及び排水機の管理者が排水機の操作の一環として実施する。

２　河川からの越水及び破堤が生じた場合の排水調整は河川管理者が発令する。

（対象流域）

第四条　この要綱に基づき、排水調整を行う流域は、二級河川境川水系境川流域及び二級河川猿渡川水系猿渡川流域とする。

（対象排水機）

第五条　排水調整を行う排水機は、二級河川に排水を行う別表１に示す排水機とする。

（排水調整の実施）

第六条　各排水機地点の水位が別表１に示す停止水位に到達したとき、排水機管理者は、排水調整を実施するものとする。

２　河川からの越水又は破堤が発生したとき、越水又は破堤した地点から基本として上流の排水機の排水調整を実施するものとする。なお、対象となる排水機管理者に対しては、河川管理者が排水調整を発令するものとする。

（排水調整の解除）

第七条　前条第１項により排水調整を実施した場合は、各地点の水位が別表１に示す再開水位を下回ったとき、排水を再開できるものとする。

２　前条第２項により排水調整を実施した場合は、越水又は破堤した箇所の応急復旧が完了し

たとき、若しくは河川の水位が低下し排水機の運転による破堤箇所などからの浸水のおそれがなくなったときに、河川管理者から排水機管理者に再開が可能となった旨を通知するものとする。

（情報伝達及び報告）

第八条　排水機の運転調整にかかる連絡体制は別紙１のとおりとする。

２　排水調整を実施した場合は、排水調整及び再開について、排水機の管理者は別紙１のとおり速やかに河川管理者に報告するものとする。

（通知及び発令等の内容）

第九条　排水機の排水調整の発令等の内容は、別表２のとおりとする。

（操作規則）

第十条　第十一条の規定に基づき、各排水機管理者は、運転調整の内容を明記した操作規則を制定後、河川法第二十六条第一項の許可を受けるものとする。

（経過措置）

第十一条　この要綱は、境川流域、猿渡川流域に排水することを目的として設置する排水機に定められる操作規則に規定するものとする。ただし、既設の排水機にあっては、操作規則に定めるまでの間の操作にも適用するものとする。

（準用河川及び普通河川について）

第十二条　準用河川及び普通河川については、それぞれの管理者が、この要綱に準じて措置を講ずるものとする。

（雑則）

第十三条　この要綱に定めるもののほか、排水機の排水調整に必要な事項は境川・猿渡川流域水害対策協議会において定めるものとする。

２　この要綱に定める内容に疑義が生じた場合、または河川改修の進捗、気象状況及び排水調整の実態等の変化によりこの要綱を変更する必要が生じた場合には、境川・猿渡川流域水害対策協議会に諮り適宜変更するものとする。

附　則

この要綱は、令和２年６月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年６月７日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年７月７日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年４月 23 日から施行する。

別表１

排水先河川名			排水機場名		管理者		設置年	排水機場位置			ポンプ操作に係る水位	
本川	一次支川	二次支川						排水先河川	距離標 (km)	現況排水量 (m^3/s)	排水調整ポンプ停止水位 (T.P.m)	排水調整ポンプ再開水位 (T.P.m)
境 川			境-01	村木江川排水機場	東浦町	土木管理課	H元	境川	2.000	4.000	2.76	2.56
			境-02	五箇村川第二排水機場	大府市	水緑公園課	H20	境川	3.900	3.700	3.65	3.45
			境-03	横根川排水機場	大府市	水緑公園課	S61	境川	4.000	8.700	3.65	3.45
			境-04	五箇村川第三排水機場	大府市	水緑公園課	S48	境川	6.800	7.000	5.27	5.07
			境-05	今川排水機場	刈谷市	雨水対策課	S54	境川	7.400	10.600	5.73	5.53
			境-06	発杭川排水機場	愛知県	知立建設事務所	H16	境川	8.300	15.300	6.59	6.39
			境-07	阿野排水機場	豊明市	土木課	H14	境川	8.800	3.300	5.82	5.62
			境-08	大久伝排水機場	豊明市	土木課	S49	境川	11.400	9.160	12.06	11.86
			境-09	井ヶ谷排水機場	刈谷市	雨水対策課	S58	境川	12.200	2.000	13.52	13.32
			境-11	福田第2雨水ポンプ場	みよし市	下水道課	H29	境川	14.902	2.070	19.62	19.42
	石ヶ瀬川		石-01	森岡ポンプ場	東浦町	水循環管理課	H22	石ヶ瀬川	0.708	2.700	3.81	3.61
			石-02	島田排水機場	大府市	水緑公園課	H13	石ヶ瀬川	1.800	0.340	5.17	4.97
			石-03	深田ポンプ場	大府市	水道工務課	H12	石ヶ瀬川	2.312	0.770	6.12	5.92
		鞍流瀬川	鞍-01	江端ポンプ場	大府市	水道工務課	S63	鞍流瀬川	0.120	6.150	5.38	5.18
			鞍-02	伊勢木ポンプ場	大府市	水道工務課	H16	鞍流瀬川	1.430	4.010	7.43	7.23
	正戸川		正-01	大脇排水機場	豊明市	土木課	H13	正戸川	0.200	3.150	5.30	5.10
境 川	逢妻川		逢-01	中市流作新田排水機場	刈谷市	雨水対策課	R2	逢妻川	0.300	2.600	3.65	3.45
			逢-02	市原ポンプ場	刈谷市	雨水対策課	S57	逢妻川	1.900	3.083	3.65	3.45
			逢-03	亀城ポンプ場	刈谷市	雨水対策課	S54	逢妻川	2.300	3.083	3.65	3.45
			逢-04	熊排水機場	刈谷市	雨水対策課	S53	逢妻川	3.000	0.267	3.65	3.45
			逢-05	弁天排水機場	刈谷市	雨水対策課	S53	逢妻川	3.300	2.420	3.65	3.45
			逢-06	弁天第二排水機場	刈谷市	雨水対策課	H16	逢妻川	3.400	8.130	3.65	3.45
			逢-07	高津波排水機場（移設建替）	刈谷市	雨水対策課	H18	逢妻川	3.400	0.230	3.65	3.45
			逢-08	小山排水機場（一部建替）	刈谷市	雨水対策課	S45	逢妻川	4.900	1.740	3.80	3.60
			逢-09	九郎兵衛排水機場	刈谷市	雨水対策課	S57	逢妻川	5.500	0.320	3.80	3.60
			逢-10	泉田排水機場（移設建替）	刈谷市	雨水対策課	H16	逢妻川	5.950	2.950	4.20	4.00
			逢-11	馬瀬口排水機場	刈谷市	雨水対策課	S55	逢妻川	7.650	0.620	4.82	4.62
			逢-12	新馬瀬口排水機場	刈谷市	雨水対策課	H18	逢妻川	7.650	3.700	4.82	4.62
			逢-13	水干川排水機場	愛知県	知立建設事務所	S57	逢妻川	8.500	7.500	5.17	4.97
			逢-14	流れ川第１排水機場	愛知県	知立建設事務所	S57	逢妻川	8.440	3.000	5.17	4.97
			逢-15	流れ川第２排水機場	愛知県	知立建設事務所	H9	逢妻川	8.750	6.000	5.31	5.11
			逢-16	落合ポンプ場	知立市	下水道課	S56	逢妻川	9.720	3.633	5.73	5.53
			逢-17	丸坪排水ポンプ	知立市	土木課	H4	逢妻川	10.320	0.092	5.98	5.78
		逢妻女川	女-01	不毛排水機場	豊田市	農地整備課	S42	逢妻女川	0.600	0.120	6.61	6.41
境 川	五箇村川		五-01	成実新田排水機場	東浦町	土木管理課	H11	五箇村川	0.200	5.300	2.13	1.93
			五-02	緒川第二排水機場	東浦町	土木管理課	S50	五箇村川	0.900	1.840	2.23	2.03
			五-03	緒川ポンプ場	東浦町	水循環管理課	H16	五箇村川	0.950	5.100	3.65	3.45
			五-04	辰新田排水機場	東浦町	土木管理課	S61	五箇村川	1.000	0.500	2.25	2.05
			五-05	五箇村川第一排水機場	東浦町	土木管理課	H8	五箇村川	1.200	6.400	2.29	2.09
猿渡川			猿-01	前新田排水機場	刈谷市	雨水対策課	S58	猿渡川	0.300	2.600	3.65	3.45
			猿-03	北浦排水機場	刈谷市	雨水対策課	S55	猿渡川	0.800	1.560	3.65	3.45
			猿-04	神明排水機場	刈谷市	雨水対策課	H18	猿渡川	2.100	1.800	3.65	3.45
			猿-05	五新田排水機場	刈谷市	雨水対策課	H14	猿渡川	2.500	1.100	3.65	3.45
			猿-06	高須排水機場	刈谷市	雨水対策課	H7	猿渡川	2.700	1.100	3.65	3.45
			猿-07	三ツ又排水機場	刈谷市	雨水対策課	H20	猿渡川	3.600	1.200	3.65	3.45
			猿-08	重原排水機場	刈谷市	雨水対策課	S55	猿渡川	4.000	0.120	3.65	3.45
	下り松川		下-01	天王排水機場	刈谷市	雨水対策課	S53	下り松川	0.800	0.260	2.36	2.16
			下-02	高松排水機場	刈谷市	雨水対策課	S53	下り松川	2.300	1.040	2.92	2.72

（別表２：第六条、第七条、第八条、第九条関係）伝達様式一覧

伝達内容	条　項		排水調整 発令・通知	排水調整報告
停止	第六条	第１項	－	様式３
		第２項	様式１－１～８	
解除	第七条	第１項	－	様式３
		第２項	様式２－１～８	

受報時間	受報者
月　日 時　分	

別紙　様式１－１

緊急指令第＿＿号

令和＿＿年＿＿月＿＿日
＿＿時＿＿分　発表

関　係　機　関　殿

河川管理者
愛知県知事　大　村　秀　章

境川・猿渡川流域（境川）の排水停止について

１　＿＿＿＿＿川＿＿＿＿＿＿地先＿＿＿＿＿＿において
２　令和＿＿年＿＿月＿＿日＿＿時＿＿分頃
３　越水　・　破堤　しましたので
４　境川の　　から上流の
５　排水機の排水を停止することを命じます。
６　各排水機管理者は、排水機調整状況報告をお願いします。

連　絡　先　知立建設事務所
電　　話　0566-82-6461
防災行政無線　8-617-458
ファックス　0566-82-3226

注1　境川・猿渡川流域排水調整要綱に基づく通知です。
　2　このﾌｧｯｸｽを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。
　3　次の機関は発報確認すると伴に、各市町村は措置後、排水機調整状況報告(様式3)を提出してください。

受報時間	受報者
月　日 時　分	

別紙　様式１－２

緊急指令第＿＿号

令和＿＿年＿＿月＿＿日
＿＿時＿＿分　発表

関　係　機　関　殿

河川管理者
愛知県知事　大　村　秀　章

境川・猿渡川流域（石ヶ瀬川）の排水停止について

１　＿＿＿＿＿川＿＿＿＿＿＿地先＿＿＿＿＿において
２　令和＿＿年＿＿月＿＿日＿＿時＿＿分頃
３　越水　・　破堤　しましたので
４　石ヶ瀬川の　　から上流の
５　排水機の排水を停止することを命じます。
６　各排水機管理者は、排水機調整状況報告をお願いします。

連　絡　先　知多建設事務所
電　　話　0569-21-9075
防災行政無線　8-617-426
ファックス　0569-21-3232

注1　境川・猿渡川流域排水調整要綱に基づく通知です。
　2　このﾌｧｯｸｽを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。
　3　次の機関は発報確認すると伴に、各市町村は措置後、排水機調整状況報告(様式3)を提出してください。

受報時間	受報者
月　　日 時　　分	

別紙　様式１－３

緊急指令第＿＿号

令和＿＿年＿＿月＿＿日
＿＿時＿＿分　発表

関　係　機　関　殿

河川管理者
愛知県知事　大　村　秀　章

境川・猿渡川流域（鞍流瀬川）の排水停止について

１　＿＿＿＿＿川＿＿＿＿＿＿地先＿＿＿＿＿において
２　令和＿＿年＿＿月＿＿日＿＿時＿＿分頃
３　越水　・　破堤　しましたので
４　鞍流瀬川の　　から上流の
５　排水機の排水を停止することを命じます。
６　各排水機管理者は、排水機調整状況報告をお願いします。

連　絡　先　知多建設事務所
電　　話　0569-21-9075
防災行政無線　8-617-426
ファックス　0569-21-3232

注1　境川・猿渡川流域排水調整要綱に基づく通知です。
　2　このﾌｧｯｸｽを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。
　3　次の機関は発報確認すると伴に、各市町村は措置後、排水機調整状況報告(様式3)を提出してください。

受報時間	受報者
月　日 時　分	

別紙　様式１－４

緊急指令第＿＿号

令和＿＿年＿＿月＿＿日
＿＿時＿＿分　発表

関　係　機　関　殿

河川管理者
愛知県知事　大　村　秀　章

境川・猿渡川流域（正戸川）の排水停止について

１　＿＿＿＿＿川＿＿＿＿＿＿地先＿＿＿＿＿＿において
２　令和＿＿年＿＿月＿＿日＿＿時＿＿分頃
３　越水　・　破堤　しましたので
４　正戸川の　　から上流の
５　排水機の排水を停止することを命じます。
６　各排水機管理者は、排水機調整状況報告をお願いします。

連　絡　先　尾張建設事務所
電　　話　052-961-7211
防災行政無線　8-602-2727
ファックス　052-961-7879

注１　境川・猿渡川流域排水調整要綱に基づく通知です。
　２　このﾌｧｯｸｽを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。
　３　次の機関は発報確認すると伴に、各市町村は措置後、排水機調整状況報告(様式3)を提出してください。

受報時間	受報者
月　　日 時　　分	

別紙　様式１－５

緊急指令第＿＿号

令和＿＿年＿＿月＿＿日

＿＿時＿＿分　発表

関　係　機　関　殿

河川管理者

愛知県知事　大　村　秀　章

境川・猿渡川流域（逢妻川）の排水停止について

１　＿＿＿＿＿川＿＿＿＿＿＿地先＿＿＿＿＿において

２　令和＿＿年＿＿月＿＿日＿＿時＿＿分頃

３　越水　・　破堤　しましたので

４　逢妻川の　　から上流の

５　排水機の排水を停止することを命じます。

６　各排水機管理者は、排水機調整状況報告をお願いします。

連　絡　先　知立建設事務所

電　　話　0566-82-6461

防災行政無線　8-617-458

ファックス　0566-82-3226

注1　境川・猿渡川流域排水調整要綱に基づく通知です。

2　このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。

3　次の機関は発報確認すると伴に、各市町村は措置後、排水機調整状況報告(様式3)を提出してください。

受報時間	受報者
月　　日 時　　分	

別紙　様式１－６

緊急指令第＿＿号

令和＿＿年＿＿月＿＿日
＿＿時＿＿分　発表

関　係　機　関　殿

河川管理者
愛知県知事　大　村　秀　章

境川・猿渡川流域（逢妻女川）の排水停止について

１　＿＿＿＿＿川＿＿＿＿＿＿地先＿＿＿＿＿において
２　令和＿＿年＿＿月＿＿日＿＿時＿＿分頃
３　越水　・　破堤　しましたので
４　逢妻女川の　　から上流の
５　排水機の排水を停止することを命じます。
６　各排水機管理者は、排水機調整状況報告をお願いします。

連　絡　先　豊田加茂建設事務所
電　　話　0565-35-9319
防災行政無線　8-618-428
ファックス　0565-35-1648

注１　境川・猿渡川流域排水調整要綱に基づく通知です。
　２　このﾌｧｯｸｽを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。
　３　次の機関は発報確認すると伴に、各市町村は措置後、排水機調整状況報告(様式3)を提出してください。

受報時間	受報者
月　　日 時　　分	

別紙　様式１－７

緊急指令第＿＿号

令和＿＿年＿＿月＿＿日
＿＿時＿＿分　発表

関　係　機　関　殿

河川管理者
愛知県知事　大　村　秀　章

境川・猿渡川流域（五箇村川）の排水停止について

１　＿＿＿＿＿川＿＿＿＿＿＿地先＿＿＿＿＿において
２　令和＿＿年＿＿月＿＿日＿＿時＿＿分頃
３　越水　・　破堤　しましたので
４　五箇村川の　　から上流の
５　排水機の排水を停止することを命じます。
６　各排水機管理者は、排水機調整状況報告をお願いします。

連　絡　先　知多建設事務所
電　　話　0569-21-9075
防災行政無線　8-615-426
ファックス　0569-21-3232

注１　境川・猿渡川流域排水調整要綱に基づく通知です。
　２　このﾌｧｯｸｽを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。
　３　次の機関は発報確認すると伴に、各市町村は措置後、排水機調整状況報告(様式3)を提出してください。

受報時間	受報者
月　　日 時　　分	

別紙　様式１－８

緊急指令第＿＿号

令和＿＿年＿＿月＿＿日
＿＿時＿＿分　発表

関　係　機　関　殿

河川管理者
愛知県知事　大　村　秀　章

境川・猿渡川流域（猿渡川・下り松川）の排水停止について

１　＿＿＿＿＿川＿＿＿＿＿＿地先＿＿＿＿＿において
２　令和＿＿年＿＿月＿＿日＿＿時＿＿分頃
３　越水　・　破堤　しましたので
４　猿渡川・下り松川の　　から上流の
５　排水機の排水を停止することを命じます。
６　各排水機管理者は、排水機調整状況報告をお願いします。

連　絡　先　知立建設事務所
電　　話　0566-82-6461
防災行政無線　8-617-458
ファックス　0566-82-3226

注１　境川・猿渡川流域排水調整要綱に基づく通知です。
　２　このﾌｧｯｸｽを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。
　３　次の機関は発報確認すると伴に、各市町村は措置後、排水機調整状況報告(様式3)を提出してください。

受報時間	受報者
月　　日 時　　分	

別紙　様式２－１

緊急指令第＿＿号

令和＿＿年＿＿月＿＿日
＿＿時＿＿分　発表

関　係　機　関　殿

河川管理者
愛知県知事　大　村　秀　章

境川・猿渡川流域（境川）の排水停止の解除について

１　＿＿＿＿＿川＿＿＿＿＿＿地先＿＿＿＿＿において
２　令和＿＿年＿＿月＿＿日＿＿時＿＿分頃
３　越水　・　破堤　に対する応急復旧が完了し、なおかつ、河川の水位が低下し排水機の運転による破堤箇所などからの浸水のおそれがなくなったので
４　境川の　　から上流の
５　排水機の排水停止措置を解除します。
６　各排水機管理者は、排水機調整状況報告をお願いします。

連　絡　先　知立建設事務所
電　　話　0566-82-6461
防災行政無線　8-617-458
ファックス　0566-82-3226

注１　境川・猿渡川流域排水調整要綱に基づく通知です。
　２　このﾌｧｯｸｽを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。
　３　次の機関は発報確認すると伴に、各市町村は措置後、排水機調整状況報告(様式3)を提出してください。

受報時間	受報者
月　　日 時　　分	

別紙　様式２－２

緊急指令第＿＿号

令和＿＿年＿＿月＿＿日
＿＿時＿＿分　発表

関　係　機　関　殿

河川管理者
愛知県知事　大　村　秀　章

境川・猿渡川流域（石ヶ瀬川）の排水停止の解除について

１　＿＿＿＿＿川＿＿＿＿＿＿地先＿＿＿＿＿において
２　令和＿＿年＿＿月＿＿日＿＿時＿＿分頃
３　越水　・　破堤　に対する応急復旧が完了し、なおかつ、河川の水位が低下し排水機の運転による破堤箇所などからの浸水のおそれがなくなったので
４　石ヶ瀬川の　　から上流の
５　排水機の排水停止措置を解除します。
６　各排水機管理者は、排水機調整状況報告をお願いします。

連　絡　先　知多建設事務所
電　　話　0569-21-9075
防災行政無線　8-617-426
ファックス　0569-21-3232

注1　境川・猿渡川流域排水調整要綱に基づく通知です。
　2　このﾌｧｯｸｽを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。
　3　次の機関は発報確認すると伴に、各市町村は措置後、排水機調整状況報告(様式3)を提出してください。

受報時間	受報者
月　　日 時　　分	

別紙　様式２－３

緊急指令第＿＿号

令和＿＿年＿＿月＿＿日
＿＿時＿＿分　発表

関　係　機　関　殿

河川管理者
愛知県知事　大　村　秀　章

境川・猿渡川流域（鞍流瀬川）の排水停止の解除について

１　＿＿＿＿＿川＿＿＿＿＿＿地先＿＿＿＿＿において
２　令和＿＿年＿＿月＿＿日＿＿時＿＿分頃
３　越水　・　破堤　に対する応急復旧が完了し、なおかつ、河川の水位が低下し排水機の運転による破堤箇所などからの浸水のおそれがなくなったので
４　鞍流瀬川の　　から上流の
５　排水機の排水停止措置を解除します。
６　各排水機管理者は、排水機調整状況報告をお願いします。

連　絡　先　知多建設事務所
電　　話　0569-21-9075
防災行政無線　8-617-426
ファックス　0569-21-3232

注1　境川・猿渡川流域排水調整要綱に基づく通知です。
　2　このﾌｧｯｸｽを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。
　3　次の機関は発報確認すると伴に、各市町村は措置後、排水機調整状況報告(様式3)を提出してください。

受報時間	受報者
月　　日 時　　分	

別紙　様式２－４

緊急指令第＿＿号

令和＿＿年＿＿月＿＿日
＿＿時＿＿分　発表

関　係　機　関　殿

河川管理者
愛知県知事　大　村　秀　章

境川・猿渡川流域（正戸川）の排水停止の解除について

１　＿＿＿＿＿川＿＿＿＿＿＿地先＿＿＿＿＿において
２　令和＿＿年＿＿月＿＿日＿＿時＿＿分頃
３　越水　・　破堤　に対する応急復旧が完了し、なおかつ、河川の水位が低下し排水機の運転による破堤箇所などからの浸水のおそれがなくなったので
４　正戸川の　　から上流の
５　排水機の排水停止措置を解除します。
６　各排水機管理者は、排水機調整状況報告をお願いします。

連　絡　先　尾張建設事務所
電　　話　052-961-7211
防災行政無線　8-602-2727
ファックス　052-961-7879

注１　境川・猿渡川流域排水調整要綱に基づく通知です。
　２　このﾌｧｯｸｽを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。
　３　次の機関は発報確認すると伴に、各市町村は措置後、排水機調整状況報告(様式3)を提出してください。

受報時間	受報者
月　日 時　分	

別紙　様式２－５

緊急指令第＿＿号

令和＿＿年＿＿月＿＿日

＿＿時＿＿分　発表

関　係　機　関　殿

河川管理者

愛知県知事　大　村　秀　章

境川・猿渡川流域（逢妻川）の排水停止の解除について

１　＿＿＿＿＿川＿＿＿＿＿＿地先＿＿＿＿＿において

２　令和＿＿年＿＿月＿＿日＿＿時＿＿分頃

３　越水　・　破堤　に対する応急復旧が完了し、なおかつ、河川の水位が低下し排水機の運転による破堤箇所などからの浸水のおそれがなくなったので

４　逢妻川の　　から上流の

５　排水機の排水停止措置を解除します。

６　各排水機管理者は、排水機調整状況報告をお願いします。

連　絡　先　知立建設事務所

電　　話　0566-82-6461

防災行政無線　8-617-458

ファックス　0566-82-3226

注1　境川・猿渡川流域排水調整要綱に基づく通知です。

2　このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。

3　次の機関は発報確認すると伴に、各市町村は措置後、排水機調整状況報告(様式3)を提出してください。

受報時間	受報者
月　日 時　分	

別紙　様式２－６

緊急指令第＿＿号

令和＿＿年＿＿月＿＿日

＿＿時＿＿分　発表

関　係　機　関　殿

河川管理者

愛知県知事　大　村　秀　章

境川・猿渡川流域（逢妻女川）の排水停止の解除について

１　＿＿＿＿＿川＿＿＿＿＿地先＿＿＿＿＿において

２　令和＿＿年＿＿月＿＿日＿＿時＿＿分頃

３　越水　・　破堤　に対する応急復旧が完了し、なおかつ、河川の水位が低下し排水機の運転による破堤箇所などからの浸水のおそれがなくなったので

４　逢妻女川の　　から上流の

５　排水機の排水停止措置を解除します。

６　各排水機管理者は、排水機調整状況報告をお願いします。

連　絡　先　豊田加茂建設事務所

電　　話　0565-35-9319

防災行政無線　8-618-428

ファックス　0565-35-1648

注1　境川・猿渡川流域排水調整要綱に基づく通知です。

2　このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。

3　次の機関は発報確認すると伴に、各市町村は措置後、排水機調整状況報告(様式3)を提出してください。

受報時間	受報者
月　　日 時　　分	

別紙　様式２－７

緊急指令第＿＿号

令和＿＿年＿＿月＿＿日

＿＿時＿＿分　発表

関　係　機　関　殿

河川管理者

愛知県知事　大　村　秀　章

境川・猿渡川流域（五箇村川）の排水停止の解除について

１　＿＿＿＿＿川＿＿＿＿＿＿地先＿＿＿＿＿において

２　令和＿＿年＿＿月＿＿日＿＿時＿＿分頃

３　越水　・　破堤　に対する応急復旧が完了し、なおかつ、河川の水位が低下し排水機の運転による破堤箇所などからの浸水のおそれがなくなったので

４　五箇村川の　　から上流の

５　排水機の排水停止措置を解除します。

６　各排水機管理者は、排水機調整状況報告をお願いします。

連　絡　先　知多建設事務所

電　　話　0569-21-9075

防災行政無線　8-615-426

ファックス　0569-21-3232

注1　境川・猿渡川流域排水調整要綱に基づく通知です。

2　このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。

3　次の機関は発報確認すると伴に、各市町村は措置後、排水機調整状況報告(様式3)を提出してください。

受報時間	受報者
月　　日 時　　分	

別紙　様式２－８

緊急指令第＿＿号

令和＿＿年＿＿月＿＿日

＿＿時＿＿分　発表

関　係　機　関　殿

河川管理者

愛知県知事　大　村　秀　章

境川・猿渡川流域（猿渡川・下り松川）の排水停止の解除について

１　＿＿＿＿＿川＿＿＿＿＿＿地先＿＿＿＿＿において

２　令和＿＿年＿＿月＿＿日＿＿時＿＿分頃

３　越水　・　破堤　に対する応急復旧が完了し、なおかつ、河川の水位が低下し排水機の運転による破堤箇所などからの浸水のおそれがなくなったので

４　猿渡川・下り松川の　　から上流の

５　排水機の排水停止措置を解除します。

６　各排水機管理者は、排水機調整状況報告をお願いします。

連　絡　先　知立建設事務所

電　　話　0566-82-6461

防災行政無線　8-617-458

ファックス　0566-82-3226

注1　境川・猿渡川流域排水調整要綱に基づく通知です。

2　このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。

3　次の機関は発報確認すると伴に、各市町村は措置後、排水機調整状況報告(様式3)を提出してください。

別紙　様式３

令和　年　月　日

河川管理者愛知県知事　殿

排水機管理者　　長

境川・猿渡川流域の排水機調整状況について(第　　報)

令和　　年　　月　　日　　時　　分　現在の管内排水機の排水調整状況は下記のとおりです。

区分	番号	排水機場名	運転停止日時	運転再開日時	備考
境川・石ヶ瀬川・鞍流瀬川・正戸川		排水機場名	日　時　分停止	日　時　分停止	
		排水機場名	日　時　分停止	日　時　分停止	
		排水機場名	日　時　分停止	日　時　分停止	
		排水機場名	日　時　分停止	日　時　分停止	
		排水機場名	日　時　分停止	日　時　分停止	
		排水機場名	日　時　分停止	日　時　分停止	
		排水機場名	日　時　分停止	日　時　分停止	
		排水機場名	日　時　分停止	日　時　分停止	
		排水機場名	日　時　分停止	日　時　分停止	
		排水機場名	日　時　分停止	日　時　分停止	
		排水機場名	日　時　分停止	日　時　分停止	
	小計	排水機場	排水機場	排水機場	
逢妻川・逢妻女川		排水機場名	日　時　分停止	日　時　分停止	
		排水機場名	日　時　分停止	日　時　分停止	
		排水機場名	日　時　分停止	日　時　分停止	
		排水機場名	日　時　分停止	日　時　分停止	
		排水機場名	日　時　分停止	日　時　分停止	
		排水機場名	日　時　分停止	日　時　分停止	
		排水機場名	日　時　分停止	日　時　分停止	
		排水機場名	日　時　分停止	日　時　分停止	
		排水機場名	日　時　分停止	日　時　分停止	
	小計	排水機場	排水機場	排水機場	
猿渡川・下り松川		排水機場名	日　時　分停止	日　時　分停止	
		排水機場名	日　時　分停止	日　時　分停止	
		排水機場名	日　時　分停止	日　時　分停止	
		排水機場名	日　時　分停止	日　時　分停止	
		排水機場名	日　時　分停止	日　時　分停止	
		排水機場名	日　時　分停止	日　時　分停止	
		排水機場名	日　時　分停止	日　時　分停止	
		排水機場名	日　時　分停止	日　時　分停止	
	小計	排水機場	排水機場	排水機場	
五箇村川		排水機場名	日　時　分停止	日　時　分停止	
		排水機場名	日　時　分停止	日　時　分停止	
		排水機場名	日　時　分停止	日　時　分停止	
		排水機場名	日　時　分停止	日　時　分停止	
		排水機場名	日　時　分停止	日　時　分停止	
	小計	排水機場	排水機場	排水機場	
合計		排水機場	排水機場	排水機場	

報告担当者　　市役所(町役場)　　課　　氏名

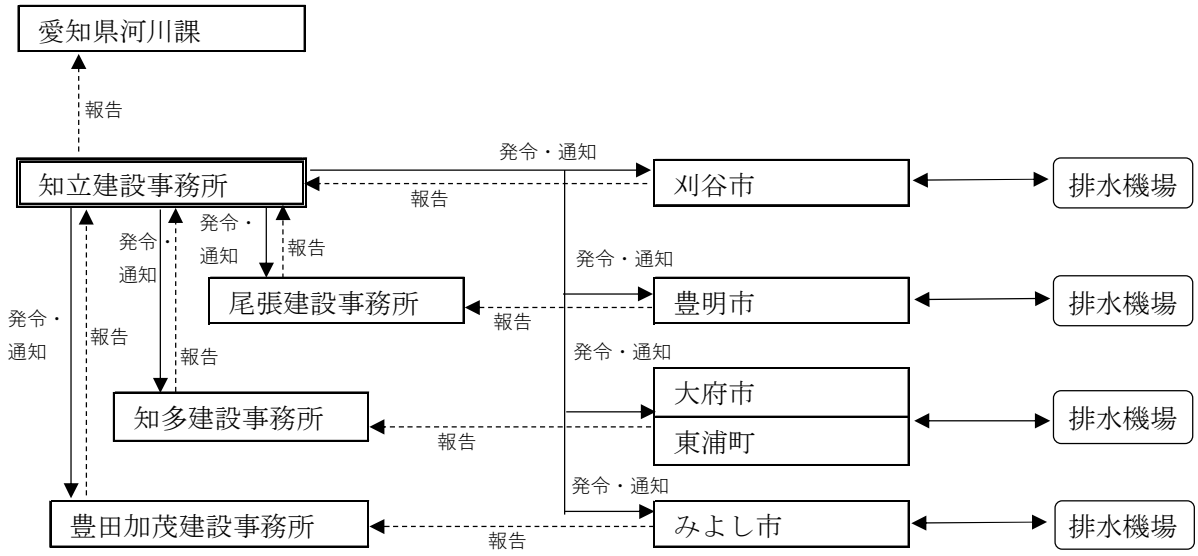
連　絡　先　　電話番号

注 1　本表番号欄、排水機場名は、境川・猿渡川排水調整要綱別表の記載と一致させること。
　 2　報告担当者連絡先は現在確実に連絡できる電話番号を記載すること。
　 3　再開報告にあたっては、停止報告時の報告書の運転再開日時欄に記入し、第二報等とすること。

別紙 1

○連絡体制：境川

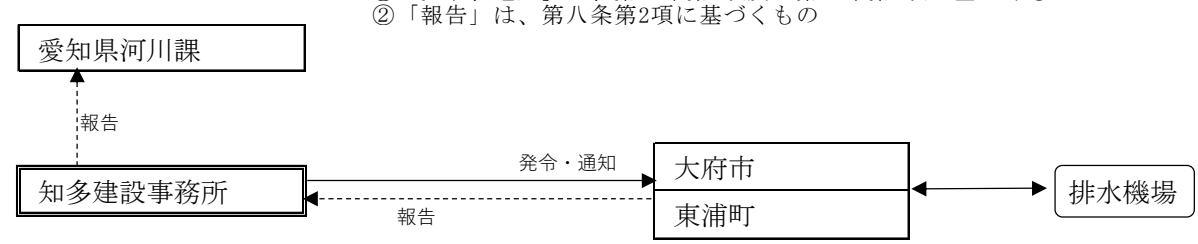
①「発令、通知」は、第六条第2項及び第七条第2項に基づくもの
②「報告」は、第八条第2項に基づくもの



※ 発令・通知：高度情報通信ネットワーク
報告：高度情報通信ネットワーク、NTTファックス

○連絡体制：石ヶ瀬川

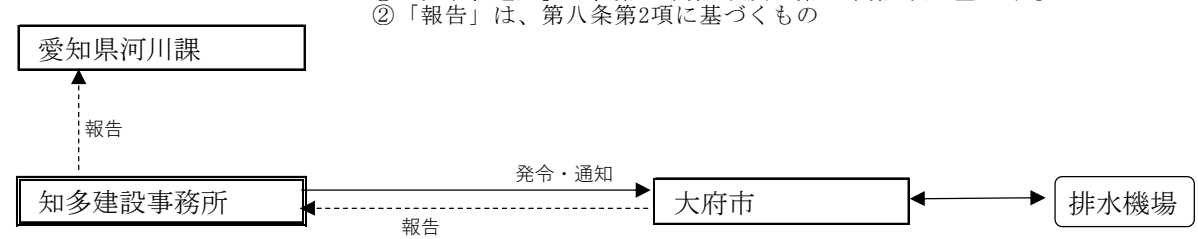
①「発令、通知」は、第六条第2項及び第七条第2項に基づくもの
②「報告」は、第八条第2項に基づくもの



※ 発令・通知：高度情報通信ネットワーク
報告：高度情報通信ネットワーク、NTTファックス

○連絡体制：鞍流瀬川

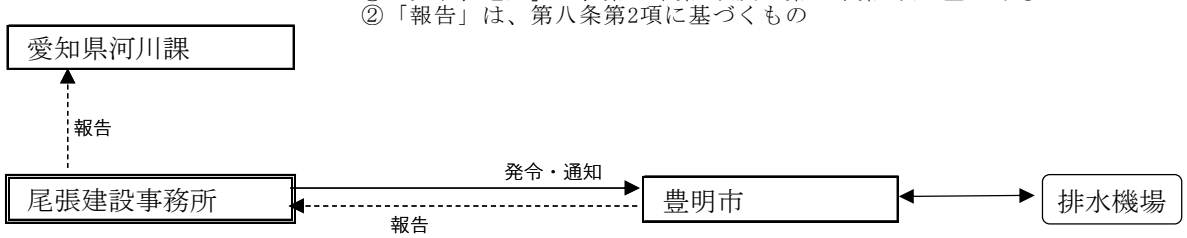
①「発令、通知」は、第六条第2項及び第七条第2項に基づくもの
②「報告」は、第八条第2項に基づくもの



※ 発令・通知：高度情報通信ネットワーク
報告：高度情報通信ネットワーク、NTTファックス

○連絡体制：正戸川

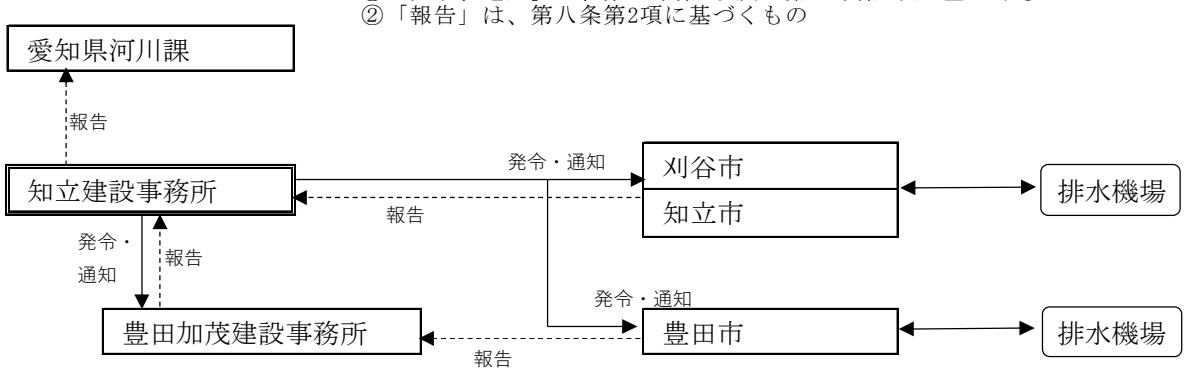
①「発令、通知」は、第六条第2項及び第七条第2項に基づくもの
②「報告」は、第八条第2項に基づくもの



※ 発令・通知：高度情報通信ネットワーク
報告：高度情報通信ネットワーク、NTTファックス

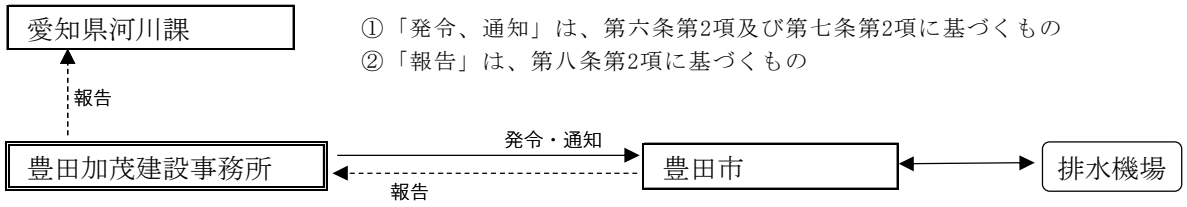
○連絡体制：逢妻川

①「発令、通知」は、第六条第2項及び第七条第2項に基づくもの
②「報告」は、第八条第2項に基づくもの



※ 発令・通知：高度情報通信ネットワーク
報告：高度情報通信ネットワーク、NTTファックス

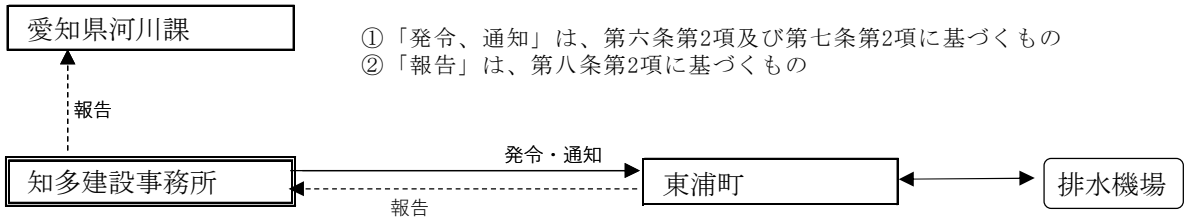
○連絡体制：逢妻女川



①「発令、通知」は、第六条第2項及び第七条第2項に基づくもの
②「報告」は、第八条第2項に基づくもの

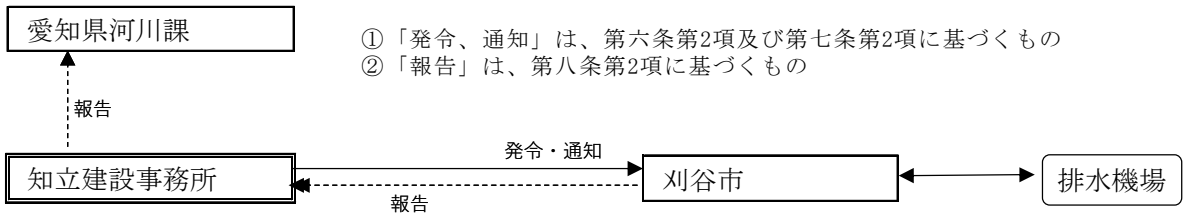
※ 発令・通知：高度情報通信ネットワーク
報告：高度情報通信ネットワーク、NTTファックス

○連絡体制：五箇村川



※ 発令・通知：高度情報通信ネットワーク
報告：高度情報通信ネットワーク、NTTファックス

○連絡体制：猿渡川、下り松川



※ 発令・通知：高度情報通信ネットワーク
報告：高度情報通信ネットワーク、NTTファックス

○境川・猿渡川流域排水調整　連絡体制　連絡先一覧表(1/2)

境川　連絡先一覧

所属		電話番号	FAX番号
愛知県	河川課	052-954-6555 8-600-2735	052-953-1457
	尾張建設事務所	052-961-4421 8-602-2727	052-961-7879
	知多建設事務所	0569-21-9075 8-615-426	0569-21-3232
	知立建設事務所	0566-82-6461 8-617-458	0566-82-3226
	豊田加茂建設事務所	0565-35-9319 8-618-428	0565-35-1648
刈谷市	雨水対策課	0566-62-1066	0566-23-2087
豊明市	土木課	0562-92-1116	0562-92-1141
大府市	水緑公園課 水道工務課	0562-45-6236	0562-47-3347
東浦町	土木管理課	0562-83-3111	0562-84-6421
みよし市	道路河川課	0561-32-8020	0561-34-4429
	下水道課	0561-32-8022	

石ヶ瀬川　連絡先一覧

所属		電話番号	FAX番号
愛知県	河川課	052-954-6555	052-953-1457
	知多建設事務所	0569-21-9075 8-615-426	0569-21-3232
大府市	水緑公園課	0562-45-6236	0562-47-3347
	水道工務課		
東浦町	水循環管理課	0562-83-3111	0562-84-6421

鞍流瀬川　連絡先一覧

所属		電話番号	FAX番号
愛知県	河川課	052-954-6555	052-953-1457
	知多建設事務所	0569-21-9075 8-615-426	0569-21-3232
大府市	水道工務課	0562-45-6236	0562-47-3347

正戸川　連絡先一覧

所属		電話番号	FAX番号
愛知県	河川課	052-954-6555	052-953-1457
	尾張建設事務所	052-961-4421 8-602-2727	052-961-7879
豊明市	土木課	0562-92-1116	0562-92-1141

○境川・猿渡川流域排水調整　連絡体制　連絡先一覧表(2/2)

逢妻川　連絡先一覧

所属		電話番号	FAX番号
愛知県	河川課	052-954-6555	052-953-1457
	知立建設事務所	0566-82-6461 8-617-458	0566-82-3226
	豊田加茂建設事務所	0565-35-9319 8-618-428	0565-35-1648
刈谷市	雨水対策課	0566-62-1066	0566-23-2087
知立市	土木課	0566-95-0163	0566-83-1141
	下水道課	0566-95-0159	
豊田市	農地整備課	0565-34-6647	0565-33-8149

逢妻女川　連絡先一覧

所属		電話番号	FAX番号
愛知県	河川課	052-954-6555	052-953-1457
	豊田加茂建設事務所	0565-35-9319 8-618-428	0565-35-1648
豊田市	農地整備課	0565-34-6647	0565-33-8149

五箇村川　連絡先一覧

所属		電話番号	FAX番号
愛知県	河川課	052-954-6555	052-953-1457
	知多建設事務所	0569-21-9075 8-615-426	0569-21-3232
東浦町	土木管理課	0562-83-3111	0562-84-6421
	水循環管理課		

猿渡川、下り松川　連絡先一覧

所属		電話番号	FAX番号
愛知県	河川課	052-954-6555	052-953-1457
	知立建設事務所	0566-82-6461 8-617-458	0566-82-3226
刈谷市	雨水対策課	0566-62-1066	0566-23-2087

第十三章　その他

第十三章　その他

第一節　水防訓練

１　県の水防訓練

県の水防に関する訓練は水防工法、避難立退き、通信連絡及び応急救護等を関係機関の協力を得て実施する総合訓練と水防工法、通信連絡を中心とした地区訓練の２種とする。

２　指定水防管理団体の水防訓練

(1) 水防訓練実施要項

指定水防管理団体の水防訓練は、次の項目について行い、非常時にとるべき行動を手順通り実践することにより実地に役立つものとする。また、住民の積極的な参加を得るよう努め、水防への関心を高める。

ア　観測（水位、潮位、雨量、風速）

イ　通報（電話、無線、インターネット、電子メール、携帯電話、口頭伝達）

ウ　動員（水防団、消防団、居住者、ボランティア）

エ　輸送（資器材、人員）

オ　工法（水防工法）

カ　樋門等の操作

キ　避難（避難指示等の放送・伝達、居住者の避難）

(2) 水防訓練の実施時期

ア　指定水防管理団体の水防訓練の実施時期は、４月から８月までの間（出水期前が望ましい）とし、必ず１回以上実施するものとする。

イ　非指定水防管理団体にあっても、指定水防管理団体に準じて実施するよう努めるものとする。

第二節　水防管理団体の水防計画の基準と指導方針

１　水防管理団体の水防計画策定要領

(1) 指定水防管理団体の水防管理者は、水防計画を愛知県水防計画及び次に示す基準により策定し、及び毎年検討を加え、変更したときは遅延なく知事に届け出なければならない。（法第33条）

(2) 非指定水防管理団体は指定水防管理団体に準じて水防計画を策定し、知事に提出する。

(3) 水防計画は、あらゆる事態を想定した上で、実際に役立つよう、一読して容易に内容を理解できる記述により、県水防計画より詳細かつ具体的に策定する。また、策定した水防計画は、水防団員、消防団員、水防管理団体始め関係機関の職員及び住民に、その内容を周知徹底するよう努める。

２　水防管理団体の水防計画作成基準

水防管理団体が水防の目的を完全に達成するため組織の整備、資器材、特に通信施設の充実を、最新の技術又は機器を導入するなどして通信連絡方法の合理的な運営を図るとともに、現場に則しあらゆる事象を想定して詳細かつ具体的な計画を策定するものとする。

(1) 総則
ア　目的
イ　水防管理団体の責任
ウ　住民の義務
エ　水防計画の周知方法［配布数量、配布先、説明会の開催］
(2) 水防組織
ア　水防本部［組織及び事務分担を定める］
イ　水防団［事務分担、分担区域、責任者、人員］
ウ　非常配備［水防管理団体の水防本部、水防団・消防団］
(3) 水防施設
ア　重要水防箇所［河川名、位置、対応水防工法、重要水こう門等］
イ　水防資器材［水防倉庫の位置、備蓄水防資器材の種類・数量、土のう用土砂の存在位置・土量］
(4) 水防活動
ア　気象・水位・潮位　［雨量、水防団待機水位（通報水位）、氾濫注意水位（警戒水位）、出動水位、氾濫危険水位（危険水位）、潮位］
イ　各種通報　［気象予警報、水防警報、洪水予報、水位情報、ダム警報］
ウ　通信　［連絡責任者、系統図、連絡先、連絡方法、連絡事項、停電等非常時の連絡手段の確保］
エ　巡視警戒　［責任者、分担区域、人員、巡視方法、異常発見時の連絡方法］
オ　水こう門、排水ポンプ場、堰堤、ため池等の操作　［操作規則、操作要領、操作責任者、連絡体制、停電時の排水能力の確保］
カ　水防作業の実施　［水防工法］
キ　避難指示・立退きの指示　［勧告・指示の発令基準、住民・災害時要援護者等への伝達方法、視聴覚障害者等への伝達手段、避難者の搬送、避難所の位置、備蓄食糧・物品］
ク　堤防等の決壊による氾濫　［連絡先、連絡方法、処置］
ケ　非常輸送　［輸送車両・舟艇、対象物品、輸送ルート、輸送機関との協定内容］
コ　水防信号及び標識
サ　公用負担　［証票の標示］
シ　他機関との応援協力　［協定］
ス　水防報告　［県水防計画に準じて作成］
(5) 水防訓練
実施時期、実施内容、参加機関

第三節　水防協力団体

1　水防協力団体の指定、監督、情報の提供

水防管理団体は、２に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。また、水防管理団体は水防協力団体が適正かつ確実な実施を確保するため水防計画に位置付けるとともに、その業務について報告させることができる。なお、国、都道府県及び水防管理団体は水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報提供、

指導若しくは助言をするものとする。

２　水防協力団体の業務

(1) 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
(2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
(3) 水防に関する情報又は資料の収集、提供
(4) 水防に関する調査研究
(5) 水防に関する知識の普及、啓発
(6) 前各号に附帯する業務

３　水防協力団体と水防団等の連携

水防協力団体は、水防団との密接な連携の下に前項の業務を行わなければならない。また、水防協力団体は、毎年水防団及び消防機関が行う水防訓練に参加するものとする。

津波災害警戒区域に係わる水防協力団体は、津波防災地域づくりに関する法律に規定された津波避難訓練に参加する。（法第32条の３）

４　水防協力団体の申請・指定及び運用

水防管理団体は、資料１を参考として水防協力団体指定要領を作成し、水防協力団体の申請があった場合は、指定要領を参考として指定することとする。また指定の際は、合わせて水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

水防協力団体の業務の運用にあたっては、業務が適正かつ確実に行われるように、資料５に示す活動実施要領の内容を水防管理団体の水防計画に規定する。

資料１　水防協力団体指定要領（例）

○○市（区、町、村、水防事務組合、水害予防組合）水防協力団体指定要領

１．通則

○○市(区、町、村、水防事務組合、水害予防組合)における水防協力団体の指定は、水防法(以下「法」という。)及び国土交通省令(以下「省令」という。)その他の法令並びに関連通知のほか、この要領に定めるところにより行う。

２．水防協力団体の要件(法36条第1項関係)

水防協力団体の指定に当たっては、法第36条に基づき、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして省令で定める団体(以下「法人等」という。)であり、かつ、反社会的勢力でないことをその要件とする。

３．水防協力団体の業務(法37条関係)

水防協力団体は、次に掲げる業務の範囲内で行うものとし、業務を行うに当たっては、水防管理者の所轄下にある水防団又は消防機関が行う水防活動と調和を図るものとする。

（１)河川巡視、土のうの袋詰め及び運搬、避難支援などの水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力することとし、構成員の安全を確保した上で行うことが可能な活動

（２)水防に必要な器具、資材又は設備の保管及びその提供

（３)水防協力団体の業務や活動を含む水防に関する広報活動、水防に関する情報の収集及びその提供

（４)水防に関する意識調査、実態調査等の水防に関する調査研究

（５)講習会や研修会等の実施等の水防に関する知識の普及及び啓発

（６)水防意識の高揚を図るための自主的なパンフレットの作成、各種行事等の開催等の前各号に掲げる業務に附帯する業務

４．水防協力団体の申請方法(法36条第1項・第3項関係)

（１)水防協力団体の要件を満たす者で、○○市(区、町、村、水防事務組合、水害予防組合)水防協力団体の指定を受けようとする者は、水防管理者あてに「○○市(区、町、村、水防事務組合、水害予防組合)水防協力団体指定申請書」(資料17－２)に「水防協力団体活動業務計画書」(資料17－３)及び「水防協力団体組織体制一覧表(連絡先)」(任意様式)を添えて申請するものとする。

（２)水防協力団体の名称、住所、事務所の所在地、業務内容、組織体制の変更をする場合も同様とする。(任意様式)

５．水防協力団体の指定(法第36条第2項・第4項関係)

（１)水防管理者は、前項の申請の審査を行い、業務を適正かつ確実に行うことができる法人等であると認められる場合は、水防協力団体として指定することができる。また、指定をしたときは、当該水防協力団体に対し、「○○市(区、町、村、水防事務組合、水害予防組合)水防協力団体認定書」(資料17－４)を交付するとともに、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示する。

（２)水防協力団体の名称、住所又は事務所の所在地の変更の届出があったときは、当該届出に係る事項を公示する。

６．その他

（１)この要領を変更する必要が生じたときは、関係機関と調整の上、改訂するものとする。

（２)その他この要領の実施に必要な事項については、別途定めるものとする。

附則

この要領は、○○年○○月○○日から施行する。

資料２　水防協力団体指定申請書様式（例）

○○市(区、町、村、水防事務組合、水害予防組合)水防協力団体指定申請書

年　月　日

○○市(区、町、村、水防事務
組合、水害予防組合)水防管理
者○○市(区、町、村) 長 様

住　　所
(事務所所在地)
団体の名称
代表者氏名

水防法第36条第１項及び○○市(区、町、村、水防事務組合、水害予防組合)水防協力団体指定要領第４の規定に基づき、○○市(区、町、村、水防事務組合、水害予防組合)水防協力団体の指定を受けたいので、別途「水防協力団体協力活動業務計画書」(資料17－３)を添えて申請します。

資料３　水防協力団体協力活動業務計画書（例）

年　月　日

○○市(区、町、村、水防事務組合、水害予防組合)水防管理者○○市(区、町、村) 長 様

住所
(事務所所在地)
法人等の名称
代表者氏名

水防協力団体協力活動業務計画書

○○市(区、町、村、水防事務組合、水害予防組合)の実施する水防活動に協力するため、以下の業務を実施します。

(自由記載)

【記載例】

平時の活動事例

・土のう袋など水防資器材や設備等の保管場所の提供
・水防団員・消防団員の募集ポスターや水防に関する動画等の広報資料を水防協力団体のオフィスや店舗等に掲示
・講習会や研修会の実施を通じた水防知識の普及啓発
・小中学校や自治会に対する出前講座等の実施
・水防意識高揚のためのパンフレット作成や各種行事の開催
・水防演習や避難訓練への参加、物資提供、ブース出展

など

災害時の活動事例

・土のうの袋詰めや運搬
・子どもやお年寄りなどの救護
・住民の避難誘導、避難所開設・運営への支援
・土のう袋など水防資器材の設備等の提供
・水防団員・消防団員の休憩場所の提供

など

資料４　水防協力団体認定書様式（例）

○○市（町）水防協力団体認定書

年　月　日

住　　所
（事務所所在地）
団体の名所
代　表　者　　様

○○市（町）水防管理者
○○市（町）長

水防法第36条第１項及び○○市（町）水防協力団体指定要領第４の規定に基づき、貴団体を○○市（町）水防協力団体に指定します。

資料５　水防協力団体との水防協働活動実施要領（例）

○○市（町）における水防協力団体との水防協働活動実施要領

1．趣旨

○○市（町）における水防活動は、○○市（町）水防計画書に活動内容を明記しているところであるが、水防法が一部改正され、水防協力団体制度が創設されたことに伴い、本市(町)において水防協力団体を指定した際に水防団及び水防活動を行う消防機関と水防協力団体との水防活動の連携、協働業務等について本要領に定めるものとする。

２．水防団等と水防協力団体との連携（水防法38条関係）

水防法第36条及び○○市（町）水防協力団体指定要領に基づき指定された水防協力団体が行う水防活動は、水防団又は水防を行う消防機関による水防活動に対する協力業務であり密接な連携な下、活動を行うものとする。

３．活動報告書の提出（水防法第39条関係）

連携して行われる水防の効果が最大限発揮されるよう、指定された水防協力団体に対し、水防活動の活動記録についてその内容を明記した「水防協力団体活動報告書」（資料17－６）を提出させることができる。

４．情報提供等（水防法第40条関係）

水防関係者は、○○市（町）水防協力団体指定要領４に基づき提供された「水防協力団体活動業務計画書」や前項の「水防協力団体活動報告書」で示された活動内容について、その活動の実施に関し、必要な情報や指導、助言を行う。

５．その他

（１）この要領に変更が生じたときは、関係機関と調整し、その都度改訂するものとする。

（２）その他この要領の実施に必要な事項については、別途定めるものとする。

附則

この要領は、令和○○年○○月○○日から施行する。

資料６　水防協力団体協力活動報告書様式（例）

○○市（町）水防協力団体協力活動報告書

年　月　日

○○市（町）水防管理者
○○市（町）長　　様

住　　所
(事務所所在地)
団体の名称
代表者氏名

別紙のとおり水防活動を実施しましたので、○○市（町）水防協力団体指定要領第６の規定に基づき提出します。

資料編

第１　水防資器材の備蓄数量

（第三章　水防施設　関係）

1　県の備蓄数量

（1）総括

建設事務所名	水防倉庫棟数	主要資材							主要器材													
		土嚢用袋（袋）	なわ・ロープ（kg）	ビニールシート（枚）	くい木（本）	鉄線（kg）	ビニールパイプ（本）	鉄筋ぐい（本）	たこづち（丁）	掛矢（丁）	シャベル（丁）	のこぎり（丁）	おの（丁）	ペンチ（丁）	なた・かま（丁）	つるはし（丁）	ハンマー（丁）	クリッパー（丁）	一輪車（台）	照明具（台）	発電機（台）
尾張	4 棟	69,190	404	103	4,145	1,650	80	200	25	162	288	43	43	100	75	55	49	20	16	12	4
一宮	10 棟	140,800	206	659	11,015	2,881	99	598	68	180	623	210	111	123	304	112	133	46	22	14	6
海部	6 棟	71,050	2,036	740	3,799	900	66	865	54	111	241	56	27	41	83	72	100	28	26	16	7
知多	4 棟	35,400	2,504	222	1,218	350	0	0	1	87	195	50	27	45	61	33	87	13	12	5	3
西三河	5 棟	30,090	4,230	1,208	2,992	3,425	105	446	25	59	144	18	39	16	26	31	25	15	30	10	6
知立	3 棟	33,600	834	523	3,129	900	80	800	43	85	160	27	27	43	58	53	80	16	11	16	4
豊田加茂	3 棟	27,531	545	590	4,316	1,310	66	947	44	100	114	15	26	56	27	47	53	22	14	15	4
新城設楽	3 棟	11,660	1,043	379	896	820	55	514	29	53	102	41	30	32	64	34	54	11	15	10	3
東三河	5 棟	56,586	2,132	924	2,943	1,898	54	1,390	38	93	207	48	49	75	98	69	102	28	18	29	5
計	43 棟	475,907	13,934	5,348	34,453	14,134	605	5,760	327	930	2,074	508	379	531	796	506	683	199	164	127	42

（2）尾張建設事務所管内

番号	倉庫名	所在地			面積（㎡）	対象河川海岸	主要資材							主要器材											
		郡市	町村（区）	大字（町）			土嚢用袋（袋）	なわ・ロープ（kg）	ビニールシート（枚）	くい木(本)	鉄線（kg）	ビニールパイプ（本）	鉄筋ぐい（本）	たこづち（丁）	掛矢（丁）	シャベル（丁）	のこぎり（丁）	おの（丁）	ペンチ（丁）	なた・かま（丁）	つるはし（丁）	ハンマー（丁）	クリッパー（丁）	一輪車（台）	照明具（台）	発電機（台）
1	勝川	名古屋市	守山区	幸心	132.21	庄内川	28,200	76	39	1,102	900	20	50	18	73	120	14	14	55	28	24	14	8	6	3	1
2	上条	春日井市		上条町	49.69	庄内川	20,420	0	2	1,151	200	20	50	2	30	57	10	10	15	19	1	7	0	3	3	1
3	守山	名古屋市	守山区	鳥羽見	49.58	庄内川	11,600	60	22	1,162	150	20	50	2	24	45	8	8	12	6	15	10	5	3	3	2
4	天白	名古屋市	緑区	鳴海	73.01	天白川植田川	8,970	268	40	730	400	20	50	3	35	66	11	11	18	22	15	18	7	4	3	0
計	4 棟						69,190	404	103	4,145	1,650	80	200	25	162	288	43	43	100	75	55	49	20	16	12	4

（３）一宮建設事務所管内

番号	倉庫名	所在地			面積（㎡）	対象河川海岸	主要資材							主要器材											
		郡市	町村（区）	大字（町）			土嚢用袋（袋）	なわ・ロープ（kg）	ビニールシート（枚）	くい木(本)	鉄線（kg）	ビニールパイプ（本）	鉄筋ぐい（本）	たこづち（丁）	掛矢（丁）	シャベル（丁）	のこぎり（丁）	おの（丁）	ペンチ（丁）	なた・かま（丁）	つるはし（丁）	ハンマー（丁）	クリッパー（丁）	一輪車（台）	照明具（台）	発電機（台）
1	木津	犬山市		木津	38.9	木曽川	8,400	10	59	823	0	10	50	1	16	16	19	10	8	20	10	10	3	2	1	1
2	草井	江南市		草井	84.8	木曽川	13,200	19	59	978	100	8	100	20	30	123	20	8	6	26	10	30	3	2	1	0
3	宮田	江南市		宮田	115.4	木曽川	22,400	12	59	1,936	300	10	50	3	15	47	18	10	6	20	10	10	3	2	1	0
4	北方	一宮市		北方町北方	38.9	木曽川	14,600	9	59	800	50	10	50	1	13	45	19	11	8	20	10	10	3	2	1	1
5	奥町	一宮市		奥町	38.9	木曽川	15,200	39	49	976	250	10	50	3	15	45	19	11	8	20	10	10	3	2	1	0
6	起	一宮市		起	38.9	木曽川	18,000	9	49	1,340	200	10	50	2	15	44	19	11	8	21	10	10	3	2	1	0
7	西中野	一宮市		西中野	41.4	木曽川	17,200	0	29	1,071	150	10	50	2	13	43	19	9	5	20	10	10	3	2	1	0
8	神明津	稲沢市	祖父江町	神明津	123.9	木曽川	12,800	9	19	2,192	900	10	50	3	15	48	19	11	9	22	10	10	3	2	1	0
9	萩原	一宮市		萩原町萩原	180.18	管内全般	15,800	100	187	861	650	20	100	30	40	134	31	13	13	30	32	23	8	2	2	1
10	本部	一宮市		今伊勢町本神戸	37.5	管内全般	3,200	0	90	38	281	1	48	3	8	78	27	17	52	105	0	10	14	4	4	3
計	10 棟						140,800	206	659	11,015	2,881	99	598	68	180	623	210	111	123	304	112	133	46	22	14	6

（４）海部建設事務所管内

番号	倉庫名	所在地			面積（㎡）	対象河川海岸	主要資材							主要器材											
		郡市	町村（区）	大字（町）			土嚢用袋（袋）	なわ・ロープ（kg）	ビニールシート（枚）	くい木(本)	鉄線（kg）	ビニールパイプ（本）	鉄筋ぐい（本）	たこづち（丁）	掛矢（丁）	シャベル（丁）	のこぎり（丁）	おの（丁）	ペンチ（丁）	なた・かま（丁）	つるはし（丁）	ハンマー（丁）	クリッパー（丁）	一輪車（台）	照明具（台）	発電機（台）
1	本部	津島市		西柳原町	54.94	管内全般	2,000	120	80	20	200	0	290	5	10	60	5	2	3	14	27	36	2	3	4	2
2	立田松田	愛西市		松田町	115.44	木曽川	5,600	244	180	1,070	150	47	50	15	29	51	18	9	15	24	14	22	10	6	3	1
3	立田杁先	愛西市		森川町	115.44	木曽川	4,000	864	180	515	100	19	85	16	30	47	18	9	15	24	14	20	10	6	3	1
4	水明台	海部郡	蟹江町	宝3丁目	74.41	福田川	14,450	324	140	633	100	0	180	6	19	55	4	3	0	0	8	12	4	5	0	1
5	東末広	弥富市		東末広町	14.65	筏川	600	80	20	0	0	0	0	2	4	8	2	1	2	2	2	3	1	1	3	1
6	鍋蓋新田	海部郡	蟹江町	鍋蓋新田	84.64	蟹江川	44,400	404	140	1,561	350	0	250	10	19	20	9	3	6	19	7	7	1	5	3	1
計	6 棟						71,050	2,036	740	3,799	900	66	855	54	111	241	56	27	41	83	72	100	28	26	16	7

（５）知多建設事務所管内

番号	倉庫名	所在地			面積（㎡）	対象河川海岸	主要資材							主要器材											
		郡市	町村（区）	大字（町）			土嚢用袋（袋）	なわ・ロープ（kg）	ビニールシート（枚）	くい木(本)	鉄線（kg）	ビニールパイプ（本）	鉄筋ぐい（本）	たこづち（丁）	掛矢（丁）	シャベル（丁）	のこぎり（丁）	おの（丁）	ペンチ（丁）	なた・かま（丁）	つるはし（丁）	ハンマー（丁）	クリッパー（丁）	一輪車（台）	照明具（台）	発電機（台）
1	本部	半田市		瑞穂町	34.02	管内全般	8,400	100	53	0	50	0	0	1	27	18	21	18	17	11	5	22	1	2	2	0
2	1号水防	半田市		瑞穂町	54.2	管内全般	9,000	600	24	660	30	0	0	0	20	62	17	2	6	15	16	17	4	3	1	1
3	2号水防	半田市		東洋町	66.24	管内全般	15,500	1,500	45	428	20	0	0	0	20	65	2	2	9	16	7	21	3	4	1	1
4	常滑	常滑市		新開町	54.2	伊勢湾沿岸	2,500	304	100	130	250	0	0	0	20	50	10	5	13	19	5	27	5	3	1	1
計	4 棟						35,400	2,504	222	1,218	350	0	0	1	87	195	50	27	45	61	33	87	13	12	5	3

（６）西三河建設事務所管内

番号	倉庫名	所在地			面積（㎡）	対象河川海岸	主要資材							主要器材											
		郡市	町村（区）	大字（町）			土嚢用袋（袋）	なわ・ロープ（kg）	ビニールシート（枚）	くい木(本)	鉄線（kg）	ビニールパイプ（本）	鉄筋ぐい（本）	たこづち（丁）	掛矢（丁）	シャベル（丁）	のこぎり（丁）	おの（丁）	ペンチ（丁）	なた・かま（丁）	つるはし（丁）	ハンマー（丁）	クリッパー（丁）	一輪車（台）	照明具（台）	発電機（台）
1	久後崎	岡崎市		久後崎町	77.76	乙川	5,520	195	279	830	2,800	20	0	10	16	35	2	21	1	10	14	5	2	4	2	1
2	日名	岡崎市		日名北町	39.66	矢作川	8,200	1,100	190	500	0	20	120	5	10	31	5	5	4	3	5	4	2	7	2	1
3	中之郷	岡崎市		中之郷町	42.32	矢作川	3,250	765	224	262	50	25	180	4	14	24	5	5	4	8	4	4	2	4	2	1
4	江原	西尾市		江原町	115.44	矢作古川	6,870	1,498	250	1,102	475	20	146	3	9	26	3	5	4	3	3	6	7	7	2	2
5	一色	西尾市	一色町	一色	132.86	海岸	6,250	672	265	298	100	20	0	3	10	28	3	3	3	2	5	6	2	8	2	1
計	5 棟						30,090	4,230	1,208	2,992	3,425	105	446	25	59	144	18	39	16	26	31	25	15	30	10	6

（７）知立建設事務所管内

番号	倉庫名	所在地			面積（㎡）	対象河川海岸	主要資材							主要器材											
		郡市	町村（区）	大字（町）			土嚢用袋（袋）	なわ・ロープ（kg）	ビニールシート（枚）	くい木(本)	鉄線（kg）	ビニールパイプ（本）	鉄筋ぐい（本）	たこづち（丁）	掛矢（丁）	シャベル（丁）	のこぎり（丁）	おの（丁）	ペンチ（丁）	なた・かま（丁）	つるはし（丁）	ハンマー（丁）	クリッパー（丁）	一輪車（台）	照明具（台）	発電機（台）
1	本部	知立市		上重原町	56.97	管内全般	8,800	392	233	0	500	0	270	19	33	58	14	14	21	40	23	46	11	5	9	4
2	知立	知立市		山町	79.33	管内全般	17,000	230	240	2,629	200	75	480	17	36	72	9	6	19	8	24	29	5	4	7	0
3	鷲塚	碧南市		鷲林町	39.67	矢作川	7,800	212	50	500	200	5	50	7	16	30	4	7	3	10	6	5	0	2	0	0
計	3 棟						33,600	834	523	3,129	900	80	800	43	85	160	27	27	43	58	53	80	16	11	16	4

（８）豊田加茂建設事務所管内

番号	倉庫名	所在地			面積（㎡）	対象河川海岸	主要資材							主要器材												
		郡市	町村（区）	大字（町）			土嚢用袋（袋）	なわ・ロープ（kg）	ビニールシート（枚）	くい木(本)	鉄線（kg）	ビニールパイプ（本）	鉄筋ぐい（本）	たこづち（丁）	掛矢（丁）	シャベル（丁）	のこぎり（丁）	おの（丁）	ペンチ（丁）	なた・かま（丁）	つるはし（丁）	ハンマー（丁）	クリッパー（丁）	一輪車（台）	照明具（台）	発電機（台）
1	森町	豊田市		森町	119.73	矢作川	18,300	250	220	922	660	16	450	16	44	46	7	6	29	7	13	31	12	7	6	1
2	長興寺	豊田市		長興寺	29.82	矢作川	5,384	100	161	204	450	20	207	12	24	42	7	6	11	14	14	7	4	3	4	1
3	東梅坪	豊田市		落合町	60	籠川	3,847	195	209	3,190	200	30	290	16	32	26	1	14	16	6	20	15	6	4	5	2
計	3 棟						27,531	545	590	4,316	1,310	66	947	44	100	114	15	26	56	27	47	53	22	14	15	4

（９）新城設楽建設事務所管内

番号	倉庫名	所在地			面積（㎡）	対象河川海岸	主要資材							主要器材												
		郡市	町村（区）	大字（町）			土嚢用袋（袋）	なわ・ロープ（kg）	ビニールシート（枚）	くい木(本)	鉄線（kg）	ビニールパイプ（本）	鉄筋ぐい（本）	たこづち（丁）	掛矢（丁）	シャベル（丁）	のこぎり（丁）	おの（丁）	ペンチ（丁）	なた・かま（丁）	つるはし（丁）	ハンマー（丁）	クリッパー（丁）	一輪車（台）	照明具（台）	発電機（台）
1	庭野	新城市		庭野	39.74	豊川	2,860	363	120	471	210	19	181	11	20	36	11	10	10	22	11	18	4	5	4	1
2	本部	新城市		片山	35.4	管内全域	2,500	330	140	275	310	18	161	9	15	32	14	10	13	21	12	18	3	7	3	1
3	設楽支所	北設楽郡	設楽町	田口	37.8	北設楽全域	6,300	350	119	150	300	18	172	9	18	34	16	10	9	21	11	18	4	3	3	1
計	3 棟						11,660	1,043	379	896	820	55	514	29	53	102	41	30	32	64	34	54	11	15	10	3

(10) 東三河建設事務所管内

番号	倉庫名	所在地			面積（㎡）	対象河川海岸	主要資材							主要器材												
		郡市	町村（区）	大字（町）			土嚢用袋（袋）	なわ・ロープ（kg）	ビニールシート（枚）	くい木(本)	鉄線（kg）	ビニールパイプ（本）	鉄筋ぐい（本）	たこづち（丁）	掛矢（丁）	シャベル（丁）	のこぎり（丁）	おの（丁）	ペンチ（丁）	なた・かま（丁）	つるはし（丁）	ハンマー（丁）	クリッパー（丁）	一輪車（台）	照明具（台）	発電機（台）
1	下地	豊橋市		下地町	105.78	管内全域	16,116	800	309	1,453	637	20	490	10	32	57	17	18	26	33	20	22	10	6	11	1
2	下条	豊橋市		下条西町	77.76	管内全域	22,060	990	250	470	686	11	350	12	26	77	12	12	19	25	16	35	7	5	7	1
3	玉川	豊橋市		石巻本町	48.6	管内全域	7,200	104	145	572	300	5	220	8	13	29	7	7	12	18	11	12	4	3	4	1
4	田原	田原市		田原町	33.12	管内全域	5,100	104	100	258	120	9	150	4	10	20	6	6	8	10	10	15	3	2	3	1
5	渥美	田原市		西山町	39.75	管内全域	6,110	134	120	190	155	9	180	4	12	24	6	6	10	12	12	18	4	2	4	1
計	5 棟						56,586	2,132	924	2,943	1,898	54	1,390	38	93	207	48	49	75	98	69	102	28	18	29	5

2　水防管理団体の備蓄数量

（1）総括

建設事務所名	水防倉庫棟数	主要資材								主要器材																				
		くい木(本)	ﾋﾞﾆｰﾙ袋(袋)	麻袋(袋)	空俵(袋)	かます(枚)	むしろ(枚)	なわ(kg)	鉄線(kg)	たこづち(丁)	掛矢(丁)	かつぎ棒(本)	シャベル(丁)	のこぎり(丁)	おの(丁)	ペンチ(丁)	もっこ(枚)	なた･かま(丁)	み(丁)	つるはし(丁)	ハンマー(丁)	とうぐわ(丁)	なわとおし(丁)	クリッパー(丁)	はしご(基)	照明具(台)	発電機(台)	舟艦(そう)	一輪車(台)
尾張	6棟	34,343	192,360	3,555	0	540	4,082	7,885	12,175	468	1,081	44	4,027	1,202	852	266	100	1,978	274	1,356	863	309	405	382	22	237	145	35	344
一宮	28棟	21,347	334,700	5,590	0	0	1,684	2,480	2,481	186	377	0	1,422	153	154	118	0	633	209	90	280	16	348	77	1	9	2	9	60
海部	48棟	29,423	1,694,440	0	0	0	0	3,584	5,702	481	813	254	2,390	339	325	192	240	738	946	187	672	1	132	268	71	71	88	56	310
知多	42棟	8,991	235,918	0	0	0	0	143	1,112	104	215	17	885	217	55	67	0	158	118	75	80	20	0	62	39	209	71	2	99
西三河	45棟	14,928	146,680	0	0	0	0	773	3,784	200	306	95	1,096	194	206	241	91	418	146	115	160	119	38	148	32	33	49	3	110
知立	33棟	5,610	192,020	140	150	0	21	3,755	3,249	137	280	108	839	197	101	151	76	293	74	164	219	28	37	87	34	84	11	4	92
豊田加茂	22棟	7,531	252,855	40	0	0	0	0	254	223	647	0	3,101	799	132	198	0	1,072	999	234	211	29	0	205	23	60	55	16	253
新城設楽	9棟	2,510	5,500	250	0	470	50	32	125	4	26	0	73	78	31	11	0	64	27	26	17	60	0	2	4	34	25	0	9
東三河	30棟	7,372	110,850	6,030	0	50	234	2,053	1,840	176	385	10	972	192	156	132	0	404	129	133	120	51	20	117	0	4	14	4	66
計	263棟	132,055	3,165,323	15,605	150	1,060	6,071	20,705	30,722	1,979	4,130	528	14,805	3,371	2,012	1,376	507	5,758	2,922	2,380	2,622	633	980	1,348	226	741	460	129	1,343

（2）尾張建設事務所管内

所管団体名	倉庫名	所在地			面積(㎡)	対象河川海岸	主要資材								主要器材																	
		郡市	町村(区)	大字(町)			くい木(本)	ﾋﾞﾆｰﾙ袋(袋)	麻袋(袋)	空俵(袋)	かます(枚)	むしろ(枚)	なわ(kg)	鉄線(kg)	たこづち(丁)	掛矢(丁)	かつぎ棒(本)	シャベル(丁)	のこぎり(丁)	おの(丁)	ペンチ(丁)	もっこ(枚)	なた･かま(丁)	み(丁)	つるはし(丁)	ハンマー(丁)	とうぐわ(丁)	なわとおし(丁)	クリッパー(丁)	はしご(基)	照明具(台)	発電機(台)	舟艦(そう)	一輪車(台)
名古屋市	小幡	名古屋市	守山区	小幡	33.00	庄内川・矢田川	550	2,300				100	180	200	10	11		85	16	15	3		40		25	10		5	3		3			2
名古屋市	松川橋	名古屋市	守山区	川北町	33.00	庄内川・矢田川	550	2,200				50	180	200	8	18		33	15	15	3		29	5	20	10	5	5	7				2	2
名古屋市	下志段味	名古屋市	守山区	下志段味	25.90	庄内川・矢田川	850	2,400				60	180	200	12	10		32	15	14	3		27		20	10	6	5	4					2
名古屋市	森孝	名古屋市	守山区	白山　四丁目	33.00	矢田川・香流川	550	2,000				150	180	200	6	11		47	12	14	3		30		20	10	11	5	3				3	2
名古屋市	米が瀬	名古屋市	北区	米が瀬町	33.00	庄内川・矢田川	500	2,000				150	30	220	6	10		30	12	15	3		25		20	12	5	5	3					4
名古屋市	中切	名古屋市	北区	中切町	35.10	庄内川・矢田川・合瀬川・新川	550	3,000				100	80	140	6	10		30	12	15	3		26	4	20	10	5	5	1		4			2
名古屋市	味鋺	名古屋市	北区	東味鋺三丁目	33.00	庄内川・八田川	650	2,000				100	40	130	6	10		30	12	15	3		27		20	12	5	5	3					2
名古屋市	上飯田東	名古屋市	北区	上飯田東町	33.00	庄内川・八田川	550	2,000				100	70	150	6	9		31	12	15	3		27		20	10	5	5	3					2
名古屋市	西味鋺	名古屋市	北区	落合町	33.00	庄内川	300	2,000				60	40	130	6	12		30	9	15	3		18		20	10	5	5	5					2
名古屋市	新出来	名古屋市	東区	出来町二丁目	33.00	矢田川	590	2,000				180	260	500	12	19		40	18	17	3		27	8	45	22	5	5	5		5	3	1	5
名古屋市	長母寺	名古屋市	東区	矢田町	33.00	矢田川	580	2,000				150	220	200	6	9		120	14	15	7		27	6	34	10	5	5	2					9
名古屋市	京命	名古屋市	千種区	京命　一丁目	33.00	矢田川・香流川	348	2,000				100	180	150	6	11		45	12	15	3		27	17	20	10	5	19	7					8
名古屋市	名東	名古屋市	名東区	上社四丁目	33.00	植田川・香流川	820	2,000				125	350	150	10	17		70	21	16	6		31		35	14	13	32	6		4	1		8
名古屋市	城西	名古屋市	西区	城西　三丁目	33.00	庄内川・新川	750	2,000					60	200	5	11		41	7	18	3		19	5	12	10		21	8	1	1	1		1

名古屋市	大野木	名古屋市	西区	大野木二丁目	33.00	庄内川	550	3,000				100	70	300	6	8		65	10	10	3		10	7	35	14	5	7	3	1				2
名古屋市	平田	名古屋市	西区	山木 二丁目	33.00	新川	550	2,000				100	70	200	14	24		100	15	25	3		27	10	30	10	5	5	3	1				5
名古屋市	橋下	名古屋市	中村区	橋下町	33.00	庄内川	560	1,000				7	180	210	6	10	14	30	12	8	2		26	0	20	10	5	5	3					1
名古屋市	岩塚第3	名古屋市	中村区	岩塚町	33.00	庄内川	465	2,000				50	180	200	10	2	10	30	12	14	3		28	0	10	9	5	19	2	1	5			3
名古屋市	岩塚第1	名古屋市	中村区	岩塚町	33.00	庄内川	560	1,400					180	210	6	10	10	30	12	15	3		20	0	17	10	3		7					3
名古屋市	岩塚第2	名古屋市	中村区	八社 一丁目	33.00	庄内川	890	1,800					180	200	6	10	10	27	8	13	3		26	10	20	10	4	10	3					2
名古屋市	香取	名古屋市	中村区	香取町	32.70	庄内川	160	2,000				300	120	200	10	15		30	20	21	18		40	12	20	14	10	10	6		1	1		16
名古屋市	川原	名古屋市	昭和区	川原通四丁目	31.70	山崎川・新堀川	580	800	20			95	100	100	11	10		40	24	14	7		31	18	29	18	18	13	10	4	6	2		8
名古屋市	島田	名古屋市	天白区	島田 一丁目	33.00	天白川	370	2,000				160	120	30	12	15		90	12	18	3		25	12	20	11	3		8					2
名古屋市	天白	名古屋市	天白区	横町	33.00	天白川	500	2,000				80	164	400	6	12		31	12	15	4		38	10	13	10	5		3	1	2	2		7
名古屋市	弥富	名古屋市	瑞穂区	師長町	33.00	天白川・山崎川・新堀川	550	2,000	100			100	180	200	6	11		85	12	17	3		27	15	20	14	5	27	3		2		1	5
名古屋市	神宮	名古屋市	熱田区	神宮 四丁目	33.00	堀川・新堀川	173	1,200				80	164	400	7	15		30	16	15	4		48	9	20	12	5	9	3	1				6
名古屋市	富船	名古屋市	中川区	富船町	33.00	庄内川・新川	601	2,600				95	200	200	10	25		64	12	15	3		32	31	21	14	10	30	12					13
名古屋市	清船	名古屋市	中川区	清船町	33.00	戸田川・福田川	500	2,100				90	200	250	6	12		48	13	15	4		38	8	30	14	5	5	3		4			7
名古屋市	万場	名古屋市	中川区	富田町	33.00	庄内川	580	2,000				100	180	200	6	10		41	12	17	3		29		25	14	5	10	4					2
名古屋市	前田	名古屋市	中川区	富田町	33.00	庄内川	1,140	2,500	1,300			100	200	200	6	10		49	12	20	4		30		25	14	6	10	4					2
名古屋市	大蟷螂	名古屋市	中川区	大蟷螂町	33.00	庄内川	580	2,200	570				200	200	6	10		50	13	20	3		28		20	10	5	7	3					2
名古屋市	富田	名古屋市	中川区	春田三丁目	33.00	新川・戸田川・福田川	550	2,400				100	200	200	6	10		66	12	19	3		34		20	10	9	7	4					2
名古屋市	正色	名古屋市	中川区	下之一色町	34.02	庄内川	550	3,900				100	380	450	10	16		56	12	15	3		28		39	20	5	10	6				2	4
名古屋市	茶屋後	名古屋市	港区	南陽町	33.00	新川・日光川・東小川・福田川・西小川	1,000	2,000				180	190	400	6	10		40	12	15	3		33		30	8	5		2					2
名古屋市	川園	名古屋市	港区	川園三丁目	33.00	戸田川・福田川・日光川	620	1,800					130	100	6	10		48	38	25	3		39		30	10	8		5					2
名古屋市	藤高新田	名古屋市	港区	藤高五丁目	33.00	戸田川・福田川・日光川・東小川	1,140	5,000				180		100	6	10		40	12	20	3		30		30	10	9	1	5					2
名古屋市	土古	名古屋市	港区	港北町	33.00	庄内川・荒子川	960	1,600					192	100	6	10		36	12	15	3		30		20	10	5	5	2					2
名古屋市	明徳橋	名古屋市	港区	明正 二丁目	33.00	荒子川・山崎川	660	1,600					240	100	11	10		32	18	20	3		30		20	10	5	13	1					3
名古屋市	十一屋	名古屋市	港区	十一屋一丁目	33.00	新川・日光川・東小川・戸田川・福田川・西小川	495	800					35		3	5		15	6		2	50	15			5	3		2					1
名古屋市	十一屋(第2)	名古屋市	港区	十一屋一丁目	33.00	新川・日光川・東小川・戸田川・福田川・西小川	495	800					35		3	5		15	6		1	50	15			5	2		1					1
名古屋市	築盛	名古屋市	港区	築盛町	33.00	庄内川・臨海沿岸	520	1,600				5	140	100	6	21		59	14	13	3		27		11	15	2	17	3					9

名古屋市	多加良浦	名古屋市	港区	多加良浦町三丁目	33.00	庄内川・新川	600	2,000					180	200	6	10		30	12	15	3		27		20	10	5	4	3					2
名古屋市	七島	名古屋市	港区	七島二丁目	33.00	庄内川・新川	600	2,000					180	120	8	10		30	53	15	3		38		20	10	5	3	3					2
名古屋市	元塩	名古屋市	南区	元塩町	33.00	天白川・大江川・山崎川	750	2,000				110	208	220	6	10		30	16	23	5		46		20	13	5	5	3					2
名古屋市	千竈	名古屋市	南区	汐田町	33.00	天白川・大江川・山崎川	550	2,200				110	160	240	8	11		30	12	15	3		32		20	10	5	5	3					2
名古屋市	明円	名古屋市	南区	明円町	33.00	天白川・大江川・山崎川	700	2,000				120	116	240	6	10		30	12	9	3		27		20	10	5	5	3					2
名古屋市	呼続	名古屋市	南区	大堀町	33.00	天白川・大江川・山崎川	770	2,000				100	100	200	6	14		30	12	15	3		20		20	10	5	5	3					2
名古屋市	港東	名古屋市	南区	港東通	33.00	天白川・大江川・山崎川	640	2,000				120	320	390	10	14		30	12	15	3		37	8	24	10	5	5	3					2
名古屋市	汐田	名古屋市	緑区	鳴海町	33.00	天白川・扇川	526	1,200					30	400	6	9		30	11	19	3		15	3	22	16	6	0	6	1	3		1	5
名古屋市	新海池	名古屋市	緑区	鳴海町	33.00	天白川・扇川	170	2,000				60	27	75	10	31		50	33	24	1		29	8	15	16	10	18	5				1	8
小計	50棟						29,743	101,400	1,990	0	0	4,067	7,601	10,105	368	603	44	2,201	729	778	176	100	1,435	206	1,087	576	283	397	203	11	40	10	11	192
瀬戸市	本署	瀬戸市		苗場町	19.70	瀬戸川	125	1,810	530		30		8	50	5	18		141	81				121		21	39	10		34					5
瀬戸市	東分署	瀬戸市		品野町	13.00	瀬戸川	110	600					6	80	6	4		33	55				23		4	13			22					2
瀬戸市	陶原	瀬戸市		蔵所町	16.50	瀬戸川	200	2,000						0	1	20									2								
瀬戸市	団訓練場	瀬戸市		熊野町	1.60	瀬戸川		1,000								3		16								2							2
瀬戸市	水野	瀬戸市		中水野町	17.00	水野川	220	600			100		5			2		11					10		1	2							
瀬戸市	幡山	瀬戸市		幡山町	39.30	矢田川	750	5,000	120		210		21	400		9		10	8				15		11								1
瀬戸市	品野	瀬戸市		品野町	13.70	水野川	413	2,800			50		4	50					15				5			5							
瀬戸市	東明	瀬戸市		西窯町	17.50	赤津川	195	1,200			100		10	200		2		5	17				10		2		1		4				
瀬戸市	南分署	瀬戸市		南山口町	13.70	矢田川	60	500	15				5	50		9		38	40				28		1	7	1		3					2
瀬戸市	效範	瀬戸市		汗干町	17.00	瀬戸川	178	2,200					1	200		3		15					7		1	5							
瀬戸市	水南	瀬戸市		北松山町	16.80	瀬戸川	50	2,100	800		50		75	600	4	20		60					7			5							
小計	11棟						2,301	19,810	1,465	0	540	0	135	1,630	16	90	0	329	216	0	0	0	226	0	43	78	12	0	63	0	0	0	0	12
春日井市	熊野	春日井市		熊野町	38.88	庄内川・内津川		4,800					3	2	4	10		81	3	1	3		3		9	5			1		3	3		
春日井市	穴橋	春日井市		穴橋町	38.88	地蔵川・内津川	45	800						1	2	18		55	5	4	7		18		3	6			4	4	4			2
春日井市	上田楽	春日井市		上田楽町	39.83	西行堂川	28	7,000					2	1		3		38	2		1	.			10	5			1	2	1			
春日井市	追進	春日井市		追進町	39.83	八田川	190	9,400					1	3	1	4		83	1	1	2		7		9	4			1			1		6
春日井市	花長	春日井市		花長町	10.90	八田川		500					4		1	1		1	1	1			1						1					
小計	5棟						263	22,500	0	0	0	0	10	7	8	36	0	258	12	7	13	0	29	0	31	20	0	0	8	6	8	4	0	8
小牧市	第一	小牧市		安田町	47.56	大山川・合瀬川	780	13,800					84	180	28	79		106	51		31		43		10	73			14	2		0		0
小牧市	第二	小牧市		大字池之内	16.00	大山川・八田川	470	5,400																										
小牧市	消防署北支署	小牧市		久保新町	7.05	木津用水・薬師川		4,000																										

小牧市	林防災倉庫	小牧市		大字林	40.24	大山川	350							50	3	10		50	20		20		20		3	9			10		10	2		5
小牧市	消防署南支署	小牧市		下小針中島	3.50	合瀬川																												
小牧市	市役所防災倉庫	小牧市		堀の内	73.36	大山川・合瀬川													30				30									9		8
小牧市	藤島ポンプ場倉庫	小牧市		藤島	55.00	巾下川		600																									1	5
小牧市	さかしまかわ広場倉庫	小牧市		大字藤島町	25.86	巾下川		550										5					5											2
小牧市	パークアリーナ	小牧市		間々原新田	70.20	合瀬川																									18			
小計	8棟						1,600	24,350	0	0	0	0	84	230	31	89	0	161	101	0	51	0	98	0	13	82	0	0	24	2	28	11	1	20
尾張旭市	東部防災	尾張旭市		下井町	156.00	市内全域	30					5		0	11	35		70																
尾張旭市	西部防災	尾張旭市		印場元町	148.73	市内全域	10						3	0		55		150	55	3			38		100	40			68		0	0		
尾張旭市	南部防災	尾張旭市		上の山町	148.53	市内全域										45		180		35					45									
小計	3棟						40	0	0	0	0	5	3	0	11	135	0	400	55	38	0	0	38	0	145	40	0	0	68	0	0	0	0	0
豊明市	水防倉庫	豊明市	阿野町	登	58.27	市内全域	0	4,000					0	30	8	56		68	1	20	3		41	50		13			0					7
日進市	日進市防災倉庫	日進市		蟹甲町	103.88	市内全域	30	2,000	0				10		2	4		40	12	5	9		15	7		4			1		9	38		4
東郷町	防災倉庫	愛知郡	東郷町	春木	153.75	町内全域	100	4,000	100			10	10	5	2	10		66	13		1		18	6	11	5	14		2	2	19	16		24
長久手市	長久手市防災倉庫	長久手市		岩作城の内	104.00	市内全域									0	0		20	25				10		0	5			5		46	17		
長久手市	長久手市北駐車場倉庫	長久手市		岩作城の内	14.72	市内全域		800					1		2	1		25						5	3	5								5
長久手市	長久手南部防災倉庫	長久手市		卯塚一丁目	107.44	市内全域																									12	7		
小計	3棟						0	800	0	0	0	0	1	0	2	1	0	45	25	0	0	0	10	5	3	10	0	0	5	0	58	24	0	5
豊山町	役場倉庫	西春日井郡	豊山町	豊場	59.00	町内全域	2	2,300					4	16		14		66	4	2	3		1		11	3			4	1		4	4	2
豊山町	神明倉庫	西春日井郡	豊山町	青山	18.61	町内全域	18	1,000					2	16		3		18	0	1	0		2		2	1			0					
豊山町	磯吉浦倉庫	西春日井郡	豊山町	豊場	213.75	町内全域	55	2,000					0	32	0	3		112	0	0	0		0		0	0			0			2		56
小計	3棟						75	5,300	0	0	0	0	6	64	0	20	0	196	4	3	3	0	3	0	13	4	0	0	4	1	0	6	4	58
北名古屋市	水防資材倉庫	北名古屋市		片場	129.00	市内全域	100	0					0	0	0	26		68	0		0		0	0		0			0	0	0	1	1	5
北名古屋市	防災倉庫	北名古屋市		西之保	292.00	市内全域	80	0			0	0	0	4	1	6		0	4	1	5		0	0	3	0			0	0	14	9	0	9
小計	2棟						180	0	0	0	0	0	0	4	1	32	0	68	4	1	5	0	0	0	3	0	0	0	0	0	14	10	1	14
清須市	西田中	清須市		西田中	365.08	五条川	0	0					0		6	0		134	8	0	0		0		2	12		0	0		39	6	2	
清須市	市役所	清須市		須ケ口	85.80	新川・五条川・庄内川		3,100					5	50		5		25	11		5		13		5	4		8	4		15	8	1	
清須市	水防センター	清須市		西枇杷島町北枇杷池	80.34	庄内川・新川	11	5,100					20	50	13	0		26	5	0	0		52			15		0	0				0	
清須市	防災センター	清須市		中河原	300.00	新川・五条川・庄内川									0	0		5	6				0			0					7	12	13	
清須市	五条川防災センター	清須市		清洲	403.92	五条川									0	0																	2	

清須市	西枇杷島備蓄倉庫	清須市		西枇杷島町花咲	20.00	新川・庄内川										0		5	0						0	0									
小計	6棟						11	8,200	0	0	0	0	25	100	19	5	0	195	30	0	5	0	65	0	7	31	0	8	4	0	61	26	18	0
計	94棟						34,343	192,360	3,555	0	540	4,082	7,885	12,175	468	1,081	44	4,027	1,202	852	266	100	1,978	274	1,356	863	309	405	382	22	237	145	35	344

(3) 一宮建設事務所管内

所管団体名	倉庫名	所在地			面積（㎡）	対象河川海岸	主要資材								主要器材																					
		郡市	町村（区）	大字（町）			くい木（本）	ﾋﾞﾆｰﾙ袋（袋）	麻袋（袋）	空俵（袋）	かます（枚）	むしろ（枚）	なわ（kg）	鉄線（kg）	たこづち（丁）	掛矢（丁）	かつぎ棒（本）	シャベル（丁）	のこぎり（丁）	おの（丁）	ペンチ（丁）	もっこ（枚）	なた・かま（丁）	み（丁）	つるはし（丁）	ハンマー（丁）	とうぐわ（丁）	なわとおし（丁）	クリッパー（丁）	はしご（基）	照明具（台）	発電機（台）	舟艦（そう）	一輪車（台）
尾張水害予防組合	木津	犬山市		木津	39.60	木曽川	650	10,000	990			52	80	65	5	10		40	5	5	4		20	5	3	7			2				1	2
尾張水害予防組合	扶桑	丹羽郡	扶桑町	小淵	39.75	木曽川	689	10,000				52	80	170	5	10		40	5	5	4		20	5	3	7		28	2				1	2
尾張水害予防組合	草井	江南市		草井町	39.75	木曽川	690	10,000				52	80	90	5	10		40	5	5	4		24	5	3	7		25	2					2
尾張水害予防組合	宮田神明	江南市		宮田神明町	39.75	南派川	735	10,000				52	80	140	5	10		40	5	5	4		20	5	3	7		13	2					2
尾張水害予防組合	四ッ谷	江南市		宮田町	39.75	南派川	715	10,000				52	80	80	5	10		40	5	5	4		23	5	3	7		20	2					2
尾張水害予防組合	宮田	江南市		宮田町	39.75	南派川	600	10,000				52	80	140	5	10		40	5	5	4		20	5	3	7		54	2				1	2
尾張水害予防組合	浅井	一宮市		浅井町河田	39.75	南派川	685	10,000				52	80	89	5	10		40	5	5	4		20	5	3	7		25	2					2
尾張水害予防組合	光明寺	一宮市		光明寺	39.75	南派川	733	10,000				52	80	90	5	10		40	5	5	4		20	5	3	7		25	2					2
尾張水害予防組合	北方	一宮市		北方町北方	39.75	木曽川	700	10,000				52	80	65	5	10		40	5	5	4		25	5	3	7		25	2				1	2
尾張水害予防組合	里小牧	一宮市		木曽川町里小牧	39.75	木曽川	670	10,000				56	80	90	5	10		40	5	5	4		25	5	3	7			2					2
尾張水害予防組合	玉ノ井	一宮市		木曽川町玉ノ井	39.75	木曽川	820	10,000				48	80	140	5	10		40	5	5	3		20	5	3	7		20	2				1	2
尾張水害予防組合	奥	一宮市		奥町	39.75	木曽川	630	10,000				52	80	70	5	10		40	5	5	4		20	5	3	7	3		2					2
尾張水害予防組合	小信中島	一宮市		小信中島	39.75	木曽川	750	10,000				52	80	40	5	10		40	5	5	4		20	5	3	7	3	3	2				1	2
尾張水害予防組合	冨田	一宮市		冨田	39.75	木曽川	1,255	15,000				104	80	97	5	10		40	5	5	4		20	6	3	7			2					2
尾張水害予防組合	西中野	一宮市		西中野	39.75	木曽川	680	15,000				52	160	70	10	20		80	10	10	8		41	10	6	14	4	5	4					4
尾張水害予防組合	四貫	稲沢市		祖父江町四貫	39.75	木曽川	739	10,000				52	80	80	6	17		40	8	10	5		30	7	3	7	6	3	2				1	4
尾張水害予防組合	犬山	犬山市		富岡新町	39.75	郷瀬川・新郷瀬川	660	10,000				52	80	40	5	10		40	5	5	4		23	5	3	7		19	2					2
尾張水害予防組合	羽黒	犬山市		羽黒	39.75	新郷瀬川五条川	825	12,400				82	80	125	5	10		80	5	5	4		20	5	3	7		20	2					2
尾張水害予防組合	大口	丹羽郡	大口町	下小口	34.94	五条川・合瀬川	730	10,000				52	80	80	5	10		40	5	5	4		22	5	3	7		6	2					2
尾張水害予防組合	岩倉	岩倉市		鈴井町	35.67	五条川	690	10,000				52	80	36	5	10		40	5	5	4		20	5	3	7			2				1	2
尾張水害予防組合	布袋	江南市		五明町	39.75	青木川	880	10,000				52	80	80	5	10		40	5	5	4		24	5	3	7		15	2					2
尾張水害予防組合	丹陽	一宮市		丹陽町九日市場	39.75	青木川	880	11,000				52	80	90	5	10		40	5	5	4		20	5	3	7		20	2					2
尾張水害予防組合	萩原	一宮市		萩原町戸苅	39.75	日光川	699	10,000	1,500			52	80	90	5	10		40	5	5	4		20	5	3	7			2					2
尾張水害予防組合	西島	稲沢市		西島町	39.75	日光川	815	10,000				52	80	130	5	10		40	5	5	4		20	5	3	7			2					2
尾張水害予防組合	平和	稲沢市	平和町	西光坊	39.75	日光川	795	10,000				52	80	90	5	10		40	5	5	4		20	5	3	7			2					2
尾張水害予防組合	坂田	稲沢市		坂田町	100.00	三宅川	750	27,000	3,100			52	80	80	5	10		40	5	5	4		20	5	3	7			2				1	2

尾張水害予防組合	日下部	稲沢市		日下部北町	39.75	福田川	600	10,000				52	80	100	5	10		40	5	5	4		10	5	3	7			2					2
尾張水害予防組合	神戸	一宮市		神戸町	115.50	管内全域	1,282	34,300				198	240	24	45	90		262	10	9	6		46	66	6	84		22	21	1	9	2		2
計	28棟						21,347	334,700	5,590	0	0	1,684	2,480	2,481	186	377	0	1,422	153	154	118	0	633	209	90	280	16	348	77	1	9	2	9	60

(4) 海部建設事務所管内

所管団体名	倉庫名	所在地			面積(㎡)	対象河川海岸	主要資材								主要器材																				
		郡市	町村(区)	大字(町)			くい木(本)	ﾋﾞﾆｰﾙ袋(袋)	麻袋(袋)	空俵(袋)	かます(枚)	むしろ(枚)	なわ(kg)	鉄線(kg)	たこづち(丁)	掛矢(丁)	かつぎ棒(本)	シャベル(丁)	のこぎり(丁)	おの(丁)	ペンチ(丁)	もっこ(枚)	なた･かま(丁)	み(丁)	つるはし(丁)	ハンマー(丁)	とうぐわ(丁)	なわとおし(丁)	クリッパー(丁)	はしご(基)	照明具(台)	発電機(台)	舟艦(そう)	一輪車(台)
海部地区水防事務組合	中一色(北山)	津島市		中一色町	71.04	日光川・目比川	1,300	31,400					99	48	15	35	8	47	8	10	2	8	16	20	3	14		5	3	3	1	4	2	5
海部地区水防事務組合	葉苅	津島市		葉苅町	54.00	日光川・目比川	600	37,000					79	112	19	15	6	80	7	5	3	6	11	20	3	14		5	1	1	0	1	2	7
海部地区水防事務組合	百町	津島市		百町	50.00	日光川	950	52,000					65	16	10	19	9	75	7	5	3	9	11	20	3	13		3	1	1	1	2	2	7
海部地区水防事務組合	埋田	津島市		埋田町	72.00	日光川	1,120	50,800					102	112	15	20	15	166	10	10	5	14	14	25	3	28		4	8	2	2	1	2	14
海部地区水防事務組合	中一色(清光坊)	津島市		中一色	45.10	日光川	950	57,000					56	160	10	15	8	26	5	10	3	13	10	20	3	14		5	3	1	1		1	5
海部地区水防事務組合	萩原	津島市		萩原町	25.92	蟹江川	400	40,000					40	48	5	20	9	40	5	5	3	9	8	20	3	10		3	1	1	1	1		5
海部地区水防事務組合	七宝第二	あま市		七宝町	40.70	蟹江川・福田川・小切戸川		23,000					204	381	45	57	12	180	26	23	15		75	60	15	38		6	25	3	3	2	2	19
海部地区水防事務組合	美和	あま市		木田	50.00	蟹江川・目比川	820	34,750					99	148	13	12	6	68	2	5	9	3	24	25	20	13		5	9	2	0	0	1	6
海部地区水防事務組合	美和(花正)	あま市		花正	60.00	蟹江川・目比川	200	24,700					27	82	10	19		22	8		5		15	18	5	15		3	15	1	4	5	1	4
海部地区水防事務組合	篠田	あま市		篠田	49.69	蟹江川・目比川	100	24,600					13	82	5	5		30	5	5	3		5	20	5	10			5	2				5
海部地区水防事務組合	甚目寺	あま市		甚目寺	95.98	庄内川・新川・福田川	630	74,900					99	128	10	17	7	93	11	5	6	6	41	20	5	14		5	6	3	4	1	2	3
海部地区水防事務組合	甚目寺第二	あま市		上萱津	49.69	五条川	100	21,000					18	49	5	10		18	3		3		8	10	3	10			3	2			1	5
海部地区水防事務組合	大治(西条)	海部郡	大治町	西条	105.60	庄内川・新川・福田川	1,640	49,900					141	288	15	41	6	84	23	20	10	6	48	20	20	13		5	8	2	1	9	2	10
海部地区水防事務組合	大治(八ツ屋)	海部郡	大治町	八ツ屋	30.00	庄内川	80	46,000					14	49	5	5		20	5		5		10	15		10			10	2	1		1	6
海部地区水防事務組合	大治(三本木)	海部郡	大治町	三本木	221.44	庄内川・新川・福田川	200	25,600					14	82	8	10		29	9		5		10	20		20			15	2	1	4	2	3
海部地区水防事務組合	蟹江(旭)	海部郡	蟹江町	旭	105.60	日光川	1,850	73,200					99	176	25	35	9	70	10	12	6	9	20	20		3		5	11	2	5	4	2	9
海部地区水防事務組合	蟹江本町	海部郡	蟹江町	宝三丁目	54.19	福田川	950	42,000					65	64	10	15	6	30	8	10	3	6	5	20		14		3	1	1	0	1	1	2

海部地区水防事務組合	蟹江(今)	海部郡	蟹江町	今	45.00	蟹江川	900	25,000					65	64	5	10	6	65	8	10	3	6	5	20		14		4	1	1	0	1		7
海部地区水防事務組合	蟹江（西之森）	海部郡	蟹江町	西之森	50.00	日光川	700	33,600					58	80	5	15	13	40	10	4	2	13	17	20	5	14		5	1	2	0	1	1	7
海部地区水防事務組合	蟹江（希望の丘）	海部郡	蟹江町	新千秋	49.69	日光川	300	79,200					40	64	10	30	10	60	5	10	3	10	10	20		10		5	1	1	1	0	2	5
海部地区水防事務組合	十四山	弥富市		海屋町	42.35	宝川・善太川	350	98,000					85	112	14	23	16	35	11	10	6	16	35	30	15	24		0	8	2	0	0	5	11
海部地区水防事務組合	飛島（大宝）	海部郡	飛島村	大宝	67.04	筏川・宝川	200	38,600					79	146	15	18	3	58	7	10	3	6	20			15		3	1	1	3	4	3	7
海部地区水防事務組合	飛島（飛島）	海部郡	飛島村	飛島新田	48.60	筏川・飛島海岸	500	52,200					48	32	3	15	6	23	8	10	3	6	7	20		10		5	1	1		1	1	7
海部地区水防事務組合	新政成	海部郡	飛島村	新政成	40.00	筏川・飛島海岸	820	24,800					36	48	3	3	9	65	8	5	3	6	17	30	2	19			7	2	1	1		7
海部地区水防事務組合	前ヶ須	弥富市		前ケ須町	39.60	筏川・鍋田川	650	30,200				0	206	180	5	7	6	20	3	10	7	6	5	47				8		1	3	5	2	3
海部地区水防事務組合	加稲	弥富市		加稲町	33.00	筏川・鍋田川	300	48,400	0				0	0	5	15	6	20	5	5		6	5	30		10			3	1				5
海部地区水防事務組合	加稲山	弥富市		加稲山町	41.25	筏川・鍋田川	480	72,300	0				28	90	8	10	6	15	5	10	3	6	10	30	10	20		5	4	1			1	7
海部地区水防事務組合	鍋田	弥富市		鍋田町	50.00	弥富海岸	1,560	54,750					70	111	25	19	12	35	9	10	6	10	25	30	10	20		3	8	3	1	1	2	7
海部地区水防事務組合	下平	愛西市		西保町	90.00	木曽川・日光川	1,744	69,390	0				633	1,565	33	43	6	88	16	19	2	6	65	28	0	73		0	16	2	3	1	2	10
海部地区水防事務組合	葛木	愛西市		葛木町	33.00	木曽川	720	22,000	0		0		116	122	8	15	6	18	4	10	4	6	10	10		10		4		2	0	0	1	7
海部地区水防事務組合	大成	愛西市		三和町	33.00	木曽川	960	50,000	0		0		116	106	8	10	6	15	5	5	4	6	12	10				5	14	2		0	0	7
海部地区水防事務組合	小家	愛西市		立田町	33.00	木曽川	570	26,000	0				112	16	5	10	6	14	9	5	4	6	10	10				3	8	1	0			2
海部地区水防事務組合	森川	愛西市		森川町	49.69	木曽川・鵜戸川	100	19,000			0		14	127	10	25	0	20	5	0	5	0	10	10	10	15		0	2	1	1	11	2	10
海部地区水防事務組合	鵜多須	愛西市		鵜多須町	40.50	木曽川	800	33,950					36		10	16	9	40	11	3	1	9	18	37		13			5	2	1	3	2	11
海部地区水防事務組合	給父	愛西市		給父町	33.00	木曽川	383	21,200					106		5	34	6	170	0	6	2	6	8	18	5	17		5	4	1	0		0	7
海部地区水防事務組合	高畑	愛西市		高畑町	41.25	木曽川	740	25,000					144	160	27	10	6	25	10	5	3	6	10	20		17		5	5	1	0			7
海部地区水防事務組合	下大牧	愛西市		下大牧町	28.87	木曽川	300	39,800	0				16	16		5	3	20	3	5	3	3	7	20		15			3	1				2
海部地区水防事務組合	塩田	愛西市		塩田町	33.00	木曽川	632	27,000					116	68	8	10	6	20	5	5	3	6	5	30		15		5		1			1	2

海部地区水防事務組合	鷹場	愛西市		鷹場町	71.04	領内川・日光川	1,462	30,500					99	114	15	24	6	65	5	4	6	6	23	20	10	15		5	10	4	2	0	0	12
海部地区水防事務組合	古瀬	愛西市		古瀬町	50.00	目比川・日光川	100	22,000					14	82	5	5		30	5	5	5		15	20	5	15			10	2		1	2	7
海部地区水防事務組合	日光川水防センター	愛西市		諸桑町	61.10	日光川	300	10,000					70	96	10	20		48	10	10	10		20	20	10	20			5	2	4	0	2	5
小計	41棟						27,461	1,660,740	0	0	0	0	3,541	5,424	467	742	254	2,087	319	301	180	240	700	903	173	634	0	127	242	69	45	65	53	277
津島市	老松	津島市		老松町	79.49	日光川・新堀川	140	3,700					13			4		21	2						3					3		1	2
愛西市	佐屋倉庫	愛西市		稲葉町	175.05	管内全域																							1	9	2		17
愛西市	西船頭平	愛西市		立田町	32.00	管内全域	272	3,000					30		2	2		5	3	2	2		3					5			0			
愛西市	佐織倉庫	愛西市		諏訪町	126.00	管内全域	50	16,000						30	3	20		145								10			2		2	2		4
小計	3棟						322	19,000	0	0	0	0	30	30	5	22	0	150	3	2	2	0	3	0	0	10	0	5	2	1	11	4	0	21
大治町	防災倉庫	海部郡	大治町	馬島	92.80	全域	1,500	600							6	40		24	13	13	4		5	10	10	8			10	1	3	2		10
蟹江町	防災倉庫	海部郡	蟹江町	学戸	416.02	全域	0	10,400					0	248	3	5		108	2	9	6		30	33	1	20	1		14		5	9		
弥富市	役場	弥富市	前ケ須町		72.00	全域																									4	8	2	
小計	1棟						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	8	2	0
計	48棟						29,423	1,694,440	0	0	0	0	3,584	5,702	481	813	254	2,390	339	325	192	240	738	946	187	672	1	132	268	71	71	88	56	310

(5) 知多建設事務所管内

所管団体名	倉庫名	所在地			面積(㎡)	対象河川海岸	主要資材								主要器材																				
		郡市	町村(区)	大字(町)			くい木(本)	ﾋﾞﾆｰﾙ袋(袋)	麻袋(袋)	空俵(袋)	かます(枚)	むしろ(枚)	なわ(kg)	鉄線(kg)	たこづち(丁)	掛矢(丁)	かつぎ棒(本)	シャベル(丁)	のこぎり(丁)	おの(丁)	ペンチ(丁)	もっこ(枚)	なた・かま(丁)	み(丁)	つるはし(丁)	ハンマー(丁)	とうぐわ(丁)	なわとおし(丁)	クリッパー(丁)	はしご(基)	照明具(台)	発電機(台)	舟艦(そう)	一輪車(台)
半田市	港	半田市		港	33.79	半田港	300	4,200					50	20	2	8		36	5	0	2		3	16		3			0	1				2
半田市	東洋	半田市		東洋	99.12	市全域	530	200					75	20	6	5		52	0	6	6		16	16	2	6			2	2	2			2
小計	2棟						830	4,400	0	0	0	0	125	40	8	13	0	88	5	6	8	0	19	32	2	9	0	0	2	3	2	0	0	4
常滑市	矢田	常滑市		矢田	30.05	矢田川	150	2,000						25	5	4		15	3	2	2		5	3					2					5
常滑市	小倉	常滑市		小倉	28.98	前山川	500	4,000						25	5	6		17	4	2	2		5	3					2					4
常滑市	前山	常滑市		金山	40.48	前山川	1,000	3,600						25	4	5		10	2	2	2		5	3					2					3
常滑市	大野	常滑市		大野	23.05	矢田川	10	4,000						50	4	5		10	4	2	2		5	3					2					3
常滑市	蒲地	常滑市		小林	24.57	蒲池海岸及び鬼崎下水路	500	4,500						25	5	5		15	2	2	2		4	3					2					3
常滑市	榎戸	常滑市		港	48.92	榎戸海岸	500	4,000						40	5	5		19	6	2	2		4	3					4					7
常滑市	多屋	常滑市		大和	40.48	井口川	600	3,200						40	4	5		22	2	2	2		4	3					2					3
常滑市	古場	常滑市		古場	34.04	境川	600	4,000						25	4	5		10	2	2	2		4	3					2					3
常滑市	本部	常滑市		新開	69.81	市全域	7	11,400						25	11	11		59	8	5	4		37	21					3					17
小計	9棟						3,867	40,700	0	0	0	0	0	280	47	51	0	177	33	21	20	0	73	45	0	0	0	0	21	0	0	0	0	48
東海市	本部	東海市		中央	1145.65	市全域	90	2,200					5		0	17		39	9	0	8		5	0	10	16	0		3	0	3	1		2
小計	1棟						90	2,200	0	0	0	0	5	0	0	17	0	39	9	0	8	0	5	0	10	16	0	0	3	0	3	1	0	2

知多市	新舞子	知多市		新舞子	57.71	日長川	100	1,000					2			2		3	2				1		1	2			2					0
知多市	八幡東部	知多市		八幡	54.00	阿久比川	100	1,000					2			2		3	2				1		1	2			2					0
知多市	緑町	知多市		緑	50.00	信濃川	100	8,000					2			2		3	2				1		1	2			2					0
知多市	岡田	知多市		岡田	37.20	日長川	100	1,000					2			2		3	2				1		1	2			2					0
知多市	八幡	知多市		八幡	54.00	信濃川	100	1,000					2			2		3	2				1		1	2			2					0
小計	5棟						500	12,000	0	0	0	0	10	0	0	10	0	15	10	0	0	0	5	0	5	10	0	0	10	0	0	0	0	0
東浦町	防災倉庫	知多郡	東浦町	緒川	120.00	町全域		4,548						15	5	10		34	84	21	3		7		9	10			3		28	7		
美浜町	河和	知多郡	美浜町	河和	22.40	東部	4	3,900						1.5	0	6	0	24	2	1			5	8	2	5								1
美浜町	野間	知多郡	美浜町	野間	63.00	西部	70	3,600						0.0	7	9	7	16	0	0			0	3	5	5								0
小計	2棟						74	7,500	0	0	0	0	0	2	7	15	7	40	2	1	0	0	5	11	7	10	0	0	0	0	0	0	0	1
大府市	本部	大府市		中央	102.40	東部		12,000						0	0	2		30	4				0		1				2	1	25	7		3
大府市	大府	大府市		中央	19.44	石ヶ瀬川鞍流瀬川		1,200						50		6		23	4		1		3		1	2	2		2	2	9	2		3
大府市	横根	大府市		横根	16.49	明神川・砂川	0	1,400						50	0	8		20	5		2		1		4	2	1		1	1	6	2		3
大府市	横根杭	大府市		横根	16.20	明神川・砂川	100								0																		
大府市	北崎杭	大府市		神田	24.30	市全域	1,400								0																		
大府市	北崎	大府市		神田	20.00	皆瀬川・五ヶ村川		1,200						50		3		16	5		2		2		3	3	1		1	2	11	2		2
大府市	共和西	大府市		共和	16.70	鞍流瀬川		400						50		7		17	5		2		2		10	2	1		1	1	14	2		3
大府市	長草	大府市		長草	16.80	長草川・鞍流瀬川		1,000						100		10		16	3		1		6		3	2	2		1	1	9	2		3
大府市	吉田	大府市		吉田	16.20	石ヶ瀬川・半月川		600						100		8		19	3		1		3		4	2	5		1	1	9	2		3
大府市	森岡	大府市		森岡	21.60	石ヶ瀬川		400						50		7		18	5		1		2		4	1	2		1	1	8	2		3
大府市	共和東	大府市		追分	16.20	鞍流瀬川		1,270						100		3		16	5		1		2		2	2	1			4	8	2		2
大府市	石ヶ瀬	大府市		江端	24.00	石ヶ瀬川・鞍流瀬川		1,400						0				15	3		2								1	2	10	2		3
大府市	横根山	大府市		梶田	24.00	鞍流瀬川		1,600						0				15			2								1	1	10	2		3
大府市	大府西中基幹防災倉庫	大府市		長草	43.65	西部		4,400							8	5		60	8		0		0							1	14	3		4
大府市	大府西中基幹防災倉庫	大府市		長草	43.65	西部		4,400							8	5		60	8		0		2							1	14	3		4
大府市	中央防災倉庫	大府市		一屋	744.94	全域		88,000							6											2					2	1	3
小計	16棟						1,500	119,270	0	0	0	0	0	550	22	64	0	325	58	0	15	0	23	0	32	18	15	0	12	19	147	35	1	42
阿久比町	丸山	知多郡	阿久比町	椋岡	68.23	阿久比川	800	39,000					3	150	4	3		80	6	6	3		6			0			6		2	2	1	2
阿久比町	東部北	知多郡	阿久比町	宮津	28.35	阿久比川	1,000	1,200						15	2	2		10								1								
阿久比町	東部南	知多郡	阿久比町	横松	22.68	阿久比川	50	600						15	1	1		10																
阿久比町	草木	知多郡	阿久比町	草木	28.35	草木川	40	500						30	4	6		10																
阿久比町	英比	知多郡	阿久比町	卯坂	28.35	阿久比川	240	2,000						15	4	3		7								1								
小計	5棟						2,130	43,300	0	0	0	0	3	225	15	15	0	117	6	6	3	0	6	0	0	2	0	0	6	0	2	2	1	2
南知多町	役場	知多郡	南知多町	豊浜	18.00	全域	0	2,000					0	0	0	20	10	50	10	0	10	0	15	30	10	5	5	0	5	17	27	26		
計	42棟						8,991	235,918	0	0	0	0	143	1,112	104	215	17	885	217	55	67	0	158	118	75	80	20	0	62	39	209	71	2	99

(6) 西三河建設事務所管内

所管団体名	倉庫名	所在地			面積（㎡）	対象河川海岸	主要資材								主要器材																		
		郡市	町村（区）	大字（町）			くい木（本）	ﾋﾞﾆｰﾙ袋（袋）	麻袋（袋）	空俵（袋）	かます（枚）	むしろ（枚）	なわ（kg）	鉄線（kg）	たこづち（丁）	掛矢（丁）	かつぎ棒（本）	シャベル（丁）	のこぎり（丁）	おの（丁）	ペンチ（丁）	もっこ（枚）	なた・かま（丁）	み（丁）	つるはし（丁）	ハンマー（丁）	とうぐわ（丁）	なわとおし（丁）	クリッパー（丁）	はしご（基）	照明具（台）	発電機（台）	舟艦（そう）	一輪車（台）
岡崎市	下細川	岡崎市		細川町	34.58	矢作川	500	1,000					10	50	5	6	5	16	2	2	3	5	6	2	2	1	3	2	2	1				1
岡崎市	仁木	岡崎市		細川町	33.09	矢作川	630	1,000					10	100	5	6	5	16	2	2	3	5	6	2	2	1	3	2	2	1				1
岡崎市	青木	岡崎市		青木町	32.40	青木川	460	1,000					10	50	5	6	5	16	2	3	3	5	6	2	2	1	3	2	2	1				1
岡崎市	百々	岡崎市		百々町	31.75	青木川	530	1,000					10	50	5	6	5	16	2	2	3	5	6	2	3	1	3	2	2	1				1
岡崎市	大門	岡崎市		大門3丁目	36.50	矢作川	400	1,000					10	100	5	6	5	16	2	2	3	5	6	2	2	1	3	2	2	1				1
岡崎市	上八帖	岡崎市		八帖北町	31.50	矢作川	330	1,000					10	100	5	5	5	16	2	2	3	5	6	2	1	1	3	2	2	1				1
岡崎市	下八帖	岡崎市		八帖南	34.58	矢作川	230	1,000					10	100	5	5	5	16	2	2	3	5	5	2	1	2	3	2	2	1				1
岡崎市	天白	岡崎市		天白町	33.09	矢作川	1,500	1,000					10	100	5	5	5	16	2	2	3	5	6	2	1	1	3	2	2	1				1
岡崎市	北野	岡崎市		北野町	31.50	矢作川	400	1,000					10	150	5	5	5	16	2	2	3	5	6	2	2	1	2	2	2	1				1
岡崎市	森越	岡崎市		森越町	34.58	矢作川	400	1,000					10	100	5	5	5	16	2	2	3	5	6	3	2	1	3	2	2	1				1
岡崎市	中園	岡崎市		中園町	28.12	矢作川	630	1,000					10	100	5	5	5	16	2	2	3	5	6	2	2	1	3	2	2	1				1
岡崎市	渡	岡崎市		渡町	34.78	矢作川	360	1,000					10	100	4	5	5	16	2	2	3	5	6	2	1	1	3	2	2	1				1
岡崎市	下佐々木	岡崎市		下佐々木町	45.50	矢作川	530	1,000					10	150	4	5	5	16	2	2	3	5	6	2	1	1	3	2	2	1				1
岡崎市	久後崎	岡崎市		久後崎町	38.88	乙川	1,650	1,000					10	100	4	5	5	16	2	2	3	5	6	2	1	1	2	2	2	1				1
岡崎市	下六名	岡崎市		六名1丁目	33.09	乙川	650	1,000					10	150	4	5	5	16	2	2	3	4	6	2	2	1	2	2	2	1				1
岡崎市	赤渋	岡崎市		赤渋町	41.04	矢作川	550	1,000					10	150	4	5	5	16	4	2	3	5	6	2	2	1	2	2	2	1				1
岡崎市	合歓木	岡崎市		合歓木町	31.32	矢作川	320	1,000					10	150	4	5	5	16	2	4	3	5	6	2	2	1	2	2	2	1				1
岡崎市	定国	岡崎市		定国町	31.11	広田川	670	1,000					10	100	4	5	5	16	2	2	3	5	6	2	1	1	2	2	2	1				1
岡崎市	舞木	岡崎市		舞木町	14.05	山綱川	40	500					10	50	4	5	5	16	2	2	2	2	6	2	1	1	2	2	2	1				1
小計	19棟						10,780	18,500	0	0	0	0	190	1,950	87	100	95	304	40	41	56	91	113	39	31	20	50	38	38	19	0	0	0	19
西尾市	防災センター	西尾市		志貴野町	406.75	市内全域	96	9,000					190	200	16	16		62	16	32	16		16	16	16	32	16		16	1	6	6		16
西尾市	中畑水防倉庫	西尾市		中畑町	42.09	矢作川	450	1,000					3	32	5	5		5																
西尾市	江原防災倉庫	西尾市		江原町	189.00	矢作古川	1,085	24,200					1	32	26	50		220	51	45	92		108	10		50			14					13
西尾市	室場水防倉庫	西尾市		室町	19.74	須美川	260	5,100					1	32		5		10															
西尾市	寺津地域漁民センター	西尾市		巨海町	340.65	寺津漁港海岸		1,000					1	32	5	2		30	5				5	5									4
西尾市	消防本部防災倉庫	西尾市		矢曽根町	270.76	市内全域		5,800						278	3	8		55		4			13	13	3				8				7
西尾市	消防署西分署	西尾市		楠村町	325.46	矢作川		800						90	1	6		11	5	5	5		12	5					3				4
西尾市	消防署北出張所	西尾市		米津町	357.68	矢作川		2,800						96		2		10	5	5	5		5			2			2				2
西尾市	消防署東出張所	西尾市		米野町	385.29	矢作古川		2,500						92		2		10	5	5	5		5			2			2				2

西尾市	治明水防倉庫	西尾市	一色町	治明	18.00	一色全域		1,000										18												1	1			
西尾市	一色水防倉庫	西尾市	一色町	一色	9.36	一色全域		1,000																						1	1			
西尾市	松木島水防倉庫	西尾市	一色町	松木島	18.52	一色全域		1,000										28												1	1			
西尾市	吉良水防倉庫	西尾市	吉良町	上横須賀	82.69	吉良全域	1,517	16,400					150	50	25	16		53	24	24	24		48	18	27	29	24		25					14
西尾市	きら市民交流センター	西尾市	吉良町	荻原	2388.66	吉良全域	690	12,980					237	500	25	29		81	20	27	26		46	34	21	10	23		22					22
小計	14棟						4,098	84,580	0	0	0	0	583	1,434	106	141	0	593	131	147	173	0	258	101	67	125	63	0	92	1	9	9	0	84
幸田町	消防署	額田郡	幸田町	菱池	142.56	町内全域	0	1,600						0	1	1		14	3	2	4		15	6	1	2	6		1	4		1	3	3
幸田町	防災倉庫	額田郡	幸田町	野場	162.00	町内全域		12,800					0	80	2	16		80					0						3		3	6	0	2
幸田町	1分団1部	額田郡	幸田町	坂崎	130.00	相見川										2		5	2	2	1		4		2	1			1	1	2	3		
幸田町	1分団2部	額田郡	幸田町	大草	130.00	相見川										2		5	2	2	1		4		2	1			1	1	2	3		
幸田町	2分団1部	額田郡	幸田町	芦谷	162.00	広田川										2		5	2	2	1		4		2	1			1	1	2	3		
幸田町	2分団2部	額田郡	幸田町	菱池	130.00	広田川										2		5	2	2	1		4		2	1			1	1	2	3		
幸田町	3分団1部	額田郡	幸田町	野場	130.00	赤川										2		5	2	2	1		4		2	1			1	1	2	3		
幸田町	3分団2部	額田郡	幸田町	須美	138.52	須美川										2		5	2	2	1		4		2	1			1	1	2	3		
幸田町	4分団1部	額田郡	幸田町	深溝	132.37	拾石川										2		5	2	2	1		4		2	1			1	1	2	3		
幸田町	4分団2部	額田郡	幸田町	上六栗	130.00	広田川										2		5	2	2	1		4		2	1			1	1	2	3		
幸田町	北部防災倉庫	額田郡	幸田町	高力	252.80	相見川	30	18,200	0				0	270	2	16		50											3		3	6		1
幸田町	南部防災倉庫	額田郡	幸田町	深溝	68.12	拾石川	20	11,000						50	2	16		15	4				0			5			3		2	3		1
小計	12棟						50	43,600	0	0	0	0	0	400	7	65	0	199	23	18	12	0	47	6	17	15	6	0	18	12	24	40	3	7
計	45棟						14,928	146,680	0	0	0	0	773	3,784	200	306	95	1,096	194	206	241	91	418	146	115	160	119	38	148	32	33	49	3	110

(7) 知立建設事務所管内

所管団体名	倉庫名	所在地			面積（㎡）	対象河川海岸	主要資材								主要器材																					
		郡市	町村（区）	大字（町）			くい木（本）	ﾋﾞﾆｰﾙ袋（袋）	麻袋（袋）	空俵（袋）	かます（枚）	むしろ（枚）	なわ（kg）	鉄線（kg）	たこづち（丁）	掛矢（丁）	かつぎ棒（本）	シャベル（丁）	のこぎり（丁）	おの（丁）	ペンチ（丁）	もっこ（枚）	なた･かま（丁）	み（丁）	つるはし（丁）	ハンマー（丁）	とうぐわ（丁）	なわとおし（丁）	クリッパー（丁）	はしご（基）	照明具（台）	発電機（台）	舟艦（そう）	一輪車（台）
碧南市	雨池	碧南市		雨池	555.30	市内全域	1,200	570					40	292	15	19	90	151	41	14	34	6	108		12	11	5	24	21		6	2		5
碧南市	旭	碧南市		旭町	80.99	市内全域	60	600					28	100	2	2		15	6	2	4		10		2	4	1	3	3		6	1		2
小計	2棟						1,260	1,170	0	0	0	0	68	392	17	21	90	166	47	16	38	6	118	0	14	15	6	27	24	0	0	3	0	7
刈谷市	本部	刈谷市		高須町	110.76	市内全域	150	7,000					370	100	8	16		30	10	5	8		10		10	15	1		3	1	3	1		2
刈谷市	水干	刈谷市		一ツ木町	105.00	市内全域	155	5,000					299	100	8	16		30	5	5	8		10		10	15	1		3	1	3			2
刈谷市	今川	刈谷市		今川町	105.00	市内全域	100	5,000					299	100	8	16		30	5	5	8		10		10	15	1		3	1	3			2
刈谷市	刈谷	刈谷市		司町	20.25	境川・逢妻川		1,000					176	75	5	10		20	7	3	4		6		6	10	1		2	1	3			2
刈谷市	元刈谷	刈谷市		天王町	23.26	衣浦港・逢妻川		5,000					176	75	5	10		20	7	3	5		6		6	10	1		3	1	3			2
刈谷市	熊	刈谷市		熊野町	20.25	境川・逢妻川	250	5,400					176	50	4	7		10	7	3	4		6		6	6	1		2	1	3			2
刈谷市	小山	刈谷市		日高町	33.12	逢妻川・恩田川	235	5,000					176	50	4	7		10	8	3	4		6		6	6	1		2	1	3			2
刈谷市	高津波	刈谷市		三田町	33.12	境川・逢妻川	330	5,000					176	50	4	10		10	7	3	5		6		6	7	1		2	1	3			2
刈谷市	半城土	刈谷市		半城土中町	39.61	猿渡川	50	5,400					176	75	5	10		20	2	3	5		6		6	10	1		3	1	3			2

刈谷市	小垣江	刈谷市		小垣江町	20.25	前川・衣浦港	200	6,000					176	75	5	10		20	6	3	5		6		6	10	1		3	1	3			2
刈谷市	一ツ木	刈谷市		一ツ木町	20.25	逢妻川	60	6,000					176	75	5	10		20	7	3	5		6		6	10	1		3	1	3			2
刈谷市	一里山	刈谷市		一里山町	20.26	逢妻川	120	3,000					176	75	5	10		20	3	3	5		6		6	10	1		3	1	3			2
刈谷市	泉田	刈谷市		泉田町	36.07	逢妻川・発杭川	120	3,000					176	75	5	10		20	3	3	5		6		6	10	1		3	1	3			2
刈谷市	築地	刈谷市		築地町	10.56	逢妻川	120	3,000					176	75	5	10		20	3	3	5		6		6	10	1		3	1	3			2
刈谷市	今岡	刈谷市		今岡町	33.12	逢妻川	130	6,000					176	75	5	10		20	5	3	5		6		6	10	1		3	1	3			2
刈谷市	東境	刈谷市		東境町	20.37	発杭川	130	3,000					176	75	5	10		20	3	3	5		6		6	10	1		3	1	3			2
刈谷市	西境	刈谷市		西境町	31.99	境川	180	4,000					176	50	4	10		10	5	3	5		6		6	6	1		2	1	3			2
刈谷市	井ケ谷	刈谷市		井ケ谷町	22.42	境川・茶屋川	70	5,200					176	75	5	10		20	4	3	5		6		6	10	1		3	1	3			2
小計	18棟						2,400	83,000	0	0	0	0	3,608	1,325	95	192	0	350	97	60	96	0	120	0	120	180	18	0	49	18	54	1	0	36
安城市	村高	安城市		村高町	52.00	矢作川	350	19,900		150		0	8	300	4	6	9	10	8	4	3	10	8	9	3	5		2	3	1	5		1	4
安城市	福地	安城市		小川町	26.32	矢作川	200	16,000					6	300	3	6		10	11	6	3		8	10	2	5		2	3	1	4			7
安城市	天神水防監視所	安城市		小川町	49.17	矢作川	200	27,000				21	6	450	5	10		41	11	5	2		6	13	3	4		2	3	2	6			13
安城市	木戸	安城市		木戸町	40.00	矢作川	348	18,200					8	350	6	6	6	10	6	4	3	60	10	8	4	5		4	3	1	5			7
小計	4棟						1,098	81,100	0	150	0	21	28	1,400	18	28	15	71	36	19	11	70	32	40	12	19	0	10	12	5	20	0	1	31
高浜市	高取	高浜市		本郷町	40.88	稗田川	210	4,000	140				38	110	2	6	3	74	2	2	0	0	10	3	2	0	4		1					2
高浜市	稗田	高浜市		稗田町	43.20	稗田川	15	1,600						20		1		65			2					2			1		3	1	3	3
小計	2棟						225	5,600	140	0	0	0	38	130	2	7	3	139	2	2	2	0	10	3	2	2	4	0	2	0	3	1	3	5
知立市	広見	知立市		広見	93.00	知立全域		1,250					11	2		6		28	15	2	2		13	4	9	2				2	7	6		4
知立市	昭和	知立市		昭和	13.55	知立全域	125	2,500							2	7		9															
知立市	西町	知立市		西町	20.88	知立全域		1,000								4		10						20									
知立市	新池	知立市		新池	11.71	知立全域	122	3,600								5		5								1							1
知立市	八橋	知立市		八橋	11.71	知立全域	75	1,000								5		5															0
知立市	上重原	知立市		上重原	48.60	知立全域												20															4
小計	6棟						322	9,350	0	0	0	0	11	2	2	27	0	77	15	2	2	0	13	24	9	3	0	0	0	2	7	6	0	9
衣浦東部広域連合	弘法	知立市		弘法	18.00	知立全域	305	11,800					2		3	5		36	0	2	2		0	7	7					9				4
計	33棟						5,610	192,020	140	150	0	21	3,755	3,249	137	280	108	839	197	101	151	76	293	74	164	219	28	37	87	34	84	11	4	92

(8) 豊田加茂建設事務所管内

所管団体名	倉庫名	所在地			面積（㎡）	対象河川海岸	主要資材							主要器材																					
		郡市	町村（区）	大字（町）			くい木（本）	ﾋﾞﾆｰﾙ袋（袋）	麻袋（袋）	空俵（袋）	かます（枚）	むしろ（枚）	なわ（kg）	鉄線（kg）	たこづち（丁）	掛矢（丁）	かつぎ棒（本）	シャベル（丁）	のこぎり（丁）	おの（丁）	ペンチ（丁）	もっこ（枚）	なた・かま（丁）	みﾉ（丁）	つるはし（丁）	ハンマー（丁）	とうぐわ（丁）	なわとおし（丁）	クリッパー（丁）	はしご（基）	照明具（台）	発電機（台）	舟艦（そう）	一輪車（台）
豊田市	日之出	豊田市		日之出町	217.91	市内全域	712	28,000						20	23	99		304	54	25	10		124	170	20	20	20		17	1	8	5	0	21
豊田市	矢作川豊田防災ｽﾃｰｼｮﾝ	豊田市		森町	255.10	市内全域	672	19,805						30	22	88		384	31	14	13		100	137	19	15	9		10	3	3	2	2	19
豊田市	高岡	豊田市		高丘新町	60.48	市内全域	350	11,400						12	15	55		162	60	6	10		50	60	10	10			15	1	4	4	1	11
豊田市	北	豊田市		四郷町	63.00	市内全域	219	9,250						10	15	48		172	38	5	10		50	31	10	10			10	1	2	2	1	10
豊田市	室町	豊田市		室町	61.02	矢作川	600	10,050						10	15	50		200	40	5	10		50	50	10	15			10	1	2	2	0	10
豊田市	梅坪	豊田市		京町	68.08	籠川	680	10,100						10	15	50		200	39	5	10		67	50	10	15			10	1	2	2	0	10
豊田市	千足	豊田市		千足町	33.60	逢妻女川	485	5,000						5	10	29		100	39	5	10		50	50	10	5			10	1	2	2	0	10
豊田市	松平	豊田市		九久平町	60.00	巴川	333	9,850						10	10	50		169	40	5	10		50	50	10	10			10	1	2	2	1	10
豊田市	逢妻	豊田市		丸根町	50.00	逢妻女川	328	10,200						10	10	10		100	40	5	10		40	50	10	10			10	1	2	2	1	10
豊田市	南	豊田市		和会町	120.00	市内全域	397	23,250						20	22	20		201	40	5	10		50	40	20	10			10	1	6	6	2	18
豊田市	末野原	豊田市		鴛鴨町	60.48	市内全域	350	9,200						10	15	50		204	40	5	10		80	50	10	10			10	1	2	2	1	10
豊田市	東	豊田市		岩滝町	60.48	市内全域	428	10,800						10	10	10		100	40	5	10		50	50	10	10			10	1	2	2	1	20
豊田市	藤岡小原	豊田市		木瀬町	60.48	市内全域	278	9,600						10	5	10		100	40	5	10		50	50	10	10			10	1	4	4	1	17
豊田市	下山	豊田市		大沼町	60.48	市内全域	209	10,400						10	5	10		100	40	5	10		50	30	10	10			10	1	4	4	1	10

豊田市	足助	豊田市		桑田和町	92.40	市内全域	140	9,750						10	6	12		100	48	5	10		50	32	10	10			10	1	2	2	1	10
豊田市	旭	豊田市		浅谷町	63.77	市内全域	100	9,850						10	4	10		100	30	5	10		50	20	10	11			10	1	2	2	1	10
豊田市	稲武	豊田市		稲武町	60.48	市内全域	100	11,550						10	0	10		100	40	10	10		50	20	10	10			10	1	2	2	1	12
豊田市	小原	豊田市		小原町	63.76	市内全域	100	9,400						10	0	10		100	40	5	10		20	20	10	10			10	2	2	2	0	10
豊田市	西	豊田市		聖心町	63.96	市内全域	100	9,800						7	0	10		100	40	5	10		20	20	10	5			10	2	2	2	1	10
小計	19棟						6,581	227,255	0	0	0	0	0	224	202	631	0	2,996	779	130	193	0	1,051	980	219	206	29	0	202	23	55	51	16	238
みよし市	莇生	みよし市		莇生町	20.00	境川	800	1,000					0	20	21	13		5		0				19									13
みよし市	みよし市役所	みよし市		三好町	54.00	市域全域	30	2,400					0	10	0	3		70	20	2	5		21	0	8	5			3		5	4		2
みよし市	みよし市拠点防災備蓄倉庫	みよし市		三好町	369.00	市内全域	120	22,200	40									30							7									
小計	3棟						950	25,600	40	0	0	0	0	30	21	16	0	105	20	2	5	0	21	19	15	5	0	0	3	0	5	4	0	15
計	22棟						7,531	252,855	40	0	0	0	0	254	223	647	0	3,101	799	132	198	0	1,072	999	234	211	29	0	205	23	60	55	16	253

(9) 新城設楽建設事務所

所管団体名	倉庫名	所在地			面積(㎡)	対象河川海岸	主要資材								主要器材																			
		郡市	町村(区)	大字(町)			くい木(本)	ﾋﾞﾆｰﾙ袋(袋)	麻袋(袋)	空俵(袋)	かます(枚)	むしろ(枚)	なわ(kg)	鉄線(kg)	たこづち(丁)	掛矢(丁)	かつぎ棒(本)	シャベル(丁)	のこぎり(丁)	おの(丁)	ペンチ(丁)	もっこ(枚)	なた･かま(丁)	み(丁)	つるはし(丁)	ハンマー(丁)	とうぐわ(丁)	なわとおし(丁)	クリッパー(丁)	しご(基)	照明具(台)	発電機(台)	舟艦(そう)	一輪車(台)
新城市	八名井	新城市		八名井	33.00	豊川	450	1,000			350		1	50	2	3		3	2	1	1		3	6			4		1			1		
新城市	豊島	新城市		豊島	70.00	豊川･杉川	140	600	150		70	30	19	25	2	2		2	2		2		3	6			7					1		
新城市	鳳来総合支所	新城市		長篠	10.00	鳳来地区全般		100	0							10		18							20	9				17	11		
新城市	作手総合支所	新城市		作手高里	17.00	作手地区全般	300	1,400	100							5		5	5				5	10		3	3			2	2		3
小計	4棟						890	3,100	250	0	420	30	20	75	4	20	0	28	9	1	3	0	11	22	20	12	14	0	1	0	19	15	0	3
設楽町	設楽町役場	北設楽郡	設楽町	田口	10.00	鹿島川					50	20	10	15		2		20	30	30	3		30		5	2	30				3	2		2
設楽町	津具総合支所	北設楽郡	設楽町	津具	10.00	大入川		1,000						10		1		10	10		1			0			10				8	2		0
小計	2棟						0	1,000	0	0	50	20	10	25	0	3	0	30	40	30	4	0	30	0	5	2	40	0	0	0	11	4	0	2
東栄町	東栄町役場	北設楽郡	東栄町	本郷	40.00	大千瀬川	20	200					2	5		2		10	15		2		15	3	1	2	3		1	1	1	2		2
豊根村	豊根村役場	北設楽郡	豊根村	下黒川	13.00	大入川	1,600	1,000						10				3	3		2			2	0	1			1	2	1		2
豊根村	富山支所	北設楽郡	豊根村	富山	10.00	漆島川		200						10		1		2	11				8		0		3			2	1	3	0	
小計	2棟						1,600	1,200	0	0	0	0	0	20	0	1	0	5	14	0	2	0	8	2	0	1	3	0	0	3	3	4	0	2
計	9棟						2,510	5,500	250	0	470	50	32	125	4	26	0	73	78	31	11	0	64	27	26	17	60	0	2	4	34	25	0	9

(10) 東三河建設事務所

所管団体名	倉庫名	所在地			面積(㎡)	対象河川海岸	主要資材								主要器材																			
		郡市	町村(区)	大字(町)			くい木(本)	ﾋﾞﾆｰﾙ袋(袋)	麻袋(袋)	空俵(袋)	かます(枚)	むしろ(枚)	なわ(kg)	鉄線(kg)	たこづち(丁)	掛矢(丁)	かつぎ棒(本)	シャベル(丁)	のこぎり(丁)	おの(丁)	ペンチ(丁)	もっこ(枚)	なた･かま(丁)	み(丁)	つるはし(丁)	ハンマー(丁)	とうぐわ(丁)	なわとおし(丁)	クリッパー(丁)	しご(基)	照明具(台)	発電機(台)	舟艦(そう)	一輪車(台)
豊橋市	下条	豊橋市		下条東町	38.88	豊川	200	2,000						60	8	16		43	5	5	8		12		10	7			3					2
豊橋市	下地	豊橋市		下地町	38.88	豊川	200	2,000						60	8	16		43	5	5	8		12		10	7			3					2
豊橋市	野依	豊橋市		野依町	32.40	梅田川･西ノ川	200	2,000						60	8	16		43	5	5	8		12		10	7			3					2
豊橋市	牟呂	豊橋市		牟呂外神町	39.20	海岸	200	2,000						60	8	16		43	5	5	8		12		10	7			3					2
豊橋市	花中	豊橋市		花中町	81.55	梅田川･柳生川	200	2,000						60	8	16		43	5	5	8		12		10	7			3					2
豊橋市	渡津	豊橋市		清須町	41.44	豊川	200	2,000						60	8	16		43	5	5	8		12		10	7			3					2

小計	6棟						1,200	12,000	0	0	0	0	0	360	48	96	0	258	30	30	48	0	72	0	60	42	0	0	18	0	0	0	0	12
豊川市	向河原	豊川市		向河原町	35.90	豊川	650	5,000	400			50	630	50	8	16		30	4		2		14						3			1		
豊川市	行明	豊川市		行明町	34.78	豊川・豊川放水路	650	5,000	300				670	50	8	16		30	4		2		17	4					3			1		
豊川市	西分署	豊川市		御油町	23.10	音羽町・西古瀬川	536	5,000	30			74	175	75	9	15		31	3				13	2	1				3					2
豊川市	本署	豊川市		諏訪3丁目	219.87	白川・佐奈川	210	5,000				10	70	80	3	3		14	1				21		2	2			1			2		2
豊川市	東上	豊川市		東上町	51..84	豊川	74	5,000	0			0	5	10	1	13		10	5	4	5		13		2	3	3		5				1	
豊川市	江島	豊川市		江島町	72.36	豊川	500	2,400	600			100		20	2	3		12			2		5		3		2						
豊川市	金沢	豊川市		金沢町	7.00	豊川	90	4,000					4	20	0	2		10	3	0	3		0	0		2	0		3					
豊川市	豊津	豊川市		豊津町	82.70	豊川	70	1,000							6	9		10	5	9	11		19	5	5	3	10					3	1	3
豊川市	赤坂分団詰所	豊川市		赤坂町	61.96	音羽川・山陰川		600					5			3		7	2				13									1		
豊川市	長沢分団詰所	豊川市		長沢町	94.50	音羽川	35	600					5		1	2		3	6	6			7	3								1		
豊川市	萩分団詰所	豊川市		萩町	63.76	山陰川	50	600					5		1	3		5	6				24	5								1		
豊川市	御津西部防災水防倉庫	豊川市		御津町	124.20	御津川・紫川・海岸	200	1,000	300				9	30	3	7		25	6	5	7		11	10	4	6	1		2				2	3
豊川市	御津東部防災水防倉庫	豊川市		御津町	124.20	音羽川・白川・海岸		600								5		17	3		4		5	5	5	3			1					
豊川市	坂下水防倉庫	豊川市		小坂井町	93.70	善光寺川・豊川放水路	150	2,000					15	30		8		22			2				5						4		
豊川市	小坂井第1分団詰所	豊川市		小坂井町	172.23	佐奈川	145	2,000						15	5	4		47	5	2	12			5	4				12					1
小計	15棟						3,360	39,800	1,630	0	0	234	1,593	380	47	109	0	273	53	26	50	0	162	39	31	19	16	0	33	0	0	14	4	11
蒲郡市	大塚	蒲郡市	大塚町	平原	39.96	市内全域	413	0					50	200	5	20		50	5		6		5			7		4	5					2
蒲郡市	蒲郡	蒲郡市	港町		26.40	市内全域	610	14,700					65	150	5	29		50	5		6		17			7		4	5					2
蒲郡市	清田	蒲郡市	清田町	上大内	38.88	市内全域	374	0					90	150	5	20		56	5		6		5			7		4	5					2
蒲郡市	塩津	蒲郡市	竹谷町	今御堂	32.94	市内全域	200	1,050					170	100	35	20	10	47	10		6		3	15		7		4	5					2
蒲郡市	西浦	蒲郡市	西浦町	川東	42.32	市内全域	189	4,000					40	0	5	20		44	5		6		5			4		4	5					2
小計	5棟						1,786	19,750	0	0	0	0	415	600	55	109	10	247	30	0	30	0	35	15	0	32	0	20	25	0	0	0	0	10
田原市	田原市	田原市	田原町	二ツ坂	114.22	市内全域	200	600	4,400		50		40	80	4	6		10	8	4	4		43		6				3					
田原市	江比間	田原市	江比間町	前田	33.00	今堀川・紺屋川・新堀川	180	9,400						190	5	22		70	21	20			19	26	5	7	6		11		2			10
田原市	福江	田原市	福江町	中羽根	33.00	免々田川・蛇籠川・大川	324	7,500						80	5	21		69	12	21			24	29	19	14	19		12		2			7
田原市	中山	田原市	西山町	須賀	33.00	天白川	322	21,800					5	150	12	22		45	38	55			49	20	12	6	10		15					16
小計	4棟						1,026	39,300	4,400	0	50	0	45	500	26	71	0	194	79	100	4	0	135	75	42	27	35	0	41	0	4	0	0	33
計	30棟						7,372	110,850	6,030	0	50	234	2,053	1,840	176	385	10	972	192	156	132	0	404	129	133	120	51	20	117	0	4	14	4	66

資料編

第２　名古屋港における推算潮位

名古屋港における推算潮位

（基準面は基本水準潮：D.L）

6月・7月			満潮				干潮			
			時刻（時分）	潮位（cm）	時刻（時分）	潮位（cm）	時刻（時分）	潮位（cm）	時刻（時分）	潮位（cm）
6/1	（月）		5:34	220	19:10	229	0:08	109	12:27	26
2	（火）		6:05	219	19:45	225	0:41	110	13:00	27
3	（水）		6:37	217	20:20	220	1:13	111	13:34	31
4	（木）		7:11	212	20:56	213	1:47	113	14:08	37
5	（金）		7:49	204	21:35	208	2:23	116	14:45	46
6	（土）		8:34	195	22:18	203	3:06	119	15:26	56
7	（日）		9:33	186	23:06	201	4:01	120	16:13	68
8	（月）	下弦	10:49	179	23:58	201	5:13	117	17:11	81
9	（火）		12:17	179	*	*	6:31	106	18:18	93
10	（水）		0:53	203	13:43	188	7:38	87	19:29	103
11	（木）		1:48	208	15:00	203	8:35	65	20:38	110
12	（金）		2:39	215	16:06	221	9:27	42	21:42	114
13	（土）		3:29	222	17:04	236	10:18	22	22:40	116
14	（日）		4:16	229	17:57	246	11:09	6	23:34	117
15	（月）	朔	5:04	234	18:47	251	12:00	−3	*	*
16	（火）		5:51	236	19:35	250	0:23	117	12:50	−6
17	（水）		6:40	234	20:21	244	1:09	116	13:39	−1
18	（木）		7:30	228	21:04	236	1:54	115	14:25	11
19	（金）		8:22	218	21:45	227	2:40	114	15:10	30
20	（土）		9:19	205	22:25	218	3:28	113	15:54	52
21	（日）		10:22	192	23:05	211	4:24	112	16:39	75
22	（月）	上弦	11:34	181	23:47	205	5:32	108	17:28	98
23	（火）		12:58	177	*	*	6:46	100	18:27	117
24	（水）		0:35	202	14:27	181	7:54	89	19:37	130
25	（木）		1:30	200	15:39	192	8:51	76	20:47	135
26	（金）		2:27	202	16:32	205	9:39	64	21:48	135
27	（土）		3:18	205	17:15	217	10:22	53	22:38	131
28	（日）		4:02	210	17:53	225	11:02	44	23:20	126
29	（月）		4:42	215	18:28	230	11:41	37	23:57	120
30	（火）	望	5:19	220	19:01	233	12:17	33	*	*
7/1	（水）		5:55	223	19:33	233	0:31	115	12:51	31
2	（木）		6:30	224	20:05	232	1:05	111	13:24	31
3	（金）		7:08	223	20:36	230	1:38	108	13:56	35
4	（土）		7:48	219	21:08	227	2:14	106	14:28	43
5	（日）		8:32	212	21:40	224	2:52	104	15:02	55
6	（月）		9:24	204	22:14	221	3:35	102	15:39	70
7	（火）		10:25	196	22:52	216	4:27	98	16:22	90
8	（水）	下弦	11:39	191	23:38	212	5:31	92	17:18	111
9	（木）		13:08	191	*	*	6:43	82	18:33	130
10	（金）		0:35	209	14:46	200	7:55	66	20:04	141
11	（土）		1:46	209	16:06	217	9:03	49	21:30	143
12	（日）		2:59	215	17:07	234	10:06	31	22:39	137
13	（月）		4:04	224	17:58	247	11:04	15	23:34	127
14	（火）	朔	5:01	235	18:42	254	11:57	4	*	*
15	（水）		5:53	242	19:23	256	0:21	117	12:45	1
16	（木）		6:42	245	20:00	254	1:03	107	13:28	6
17	（金）		7:29	241	20:34	248	1:42	100	14:07	19
18	（土）		8:15	232	21:05	241	2:21	95	14:43	39
19	（日）		9:01	219	21:34	233	3:00	93	15:15	63
20	（月）		9:51	204	22:02	224	3:41	93	15:47	89
21	（火）	上弦	10:48	189	22:32	215	4:29	95	16:22	114
22	（水）		12:03	178	23:10	206	5:31	97	17:10	136
23	（木）		13:54	177	*	*	6:50	96	18:32	153
24	（金）		0:05	197	15:35	188	8:09	89	20:21	157
25	（土）		1:28	192	16:31	203	9:13	78	21:40	151
26	（日）		2:50	196	17:10	217	10:06	66	22:33	140
27	（月）		3:49	204	17:43	227	10:50	55	23:12	129
28	（火）		4:34	214	18:14	234	11:30	45	23:47	119
29	（水）	望	5:13	224	18:43	240	12:05	37	*	*
30	（木）		5:49	232	19:11	244	0:19	109	12:37	32
31	（金）		6:25	237	19:38	246	0:50	100	13:07	32

（基準面は基本水準潮：D.L）

8月・9月			満潮				干潮			
			時刻（時分）	潮位（cm）	時刻（時分）	潮位（cm）	時刻（時分）	潮位（cm）	時刻（時分）	潮位（cm）
8/1	（土）		7:02	238	20:04	246	1:22	92	13:36	37
2	（日）		7:41	236	20:31	244	1:55	86	14:04	47
3	（月）		8:23	230	20:57	240	2:29	82	14:33	62
4	（火）		9:10	221	21:24	233	3:06	79	15:04	82
5	（水）		10:03	209	21:54	225	3:49	79	15:39	106
6	（木）	下弦	11:11	196	22:33	215	4:44	80	16:25	131
7	（金）		12:49	189	23:33	204	5:59	79	17:43	155
8	（土）		15:00	198	*	*	7:31	73	20:06	164
9	（日）		1:17	199	16:19	217	8:55	58	21:48	153
10	（月）		3:01	208	17:08	236	10:04	40	22:46	136
11	（火）		4:11	225	17:48	250	11:00	24	23:31	118
12	（水）		5:05	241	18:23	258	11:48	14	*	*
13	（木）	朔	5:52	252	18:56	261	0:09	101	12:29	12
14	（金）		6:36	256	19:26	260	0:45	87	13:06	20
15	（土）		7:17	252	19:53	256	1:19	77	13:38	36
16	（日）		7:57	243	20:17	250	1:52	72	14:07	56
17	（月）		8:36	229	20:40	241	2:25	72	14:34	79
18	（火）		9:18	213	21:01	231	2:58	75	14:59	103
19	（水）		10:05	196	21:25	220	3:35	82	15:25	126
20	（木）	上弦	11:08	182	21:54	206	4:21	91	15:58	147
21	（金）		13:13	175	22:41	192	5:34	100	17:13	165
22	（土）		15:37	187	*	*	7:23	100	20:21	167
23	（日）		0:34	181	16:23	203	8:49	91	21:43	153
24	（月）		2:41	187	16:54	217	9:48	77	22:25	137
25	（火）		3:42	201	17:21	229	10:32	63	22:58	121
26	（水）		4:26	217	17:47	239	11:09	50	23:28	106
27	（木）		5:03	231	18:12	247	11:41	41	23:58	91
28	（金）	望	5:39	242	18:37	253	12:12	37	*	*
29	（土）		6:15	250	19:01	256	0:28	78	12:41	38
30	（日）		6:52	253	19:25	256	0:58	67	13:09	46
31	（月）		7:31	251	19:48	253	1:29	59	13:37	59
9/1	（火）		8:12	243	20:11	247	2:02	54	14:05	77
2	（水）		8:56	230	20:36	237	2:37	55	14:34	100
3	（木）		9:48	214	21:03	225	3:17	60	15:05	124
4	（金）	下弦	10:56	196	21:38	209	4:11	70	15:45	149
5	（土）		12:58	187	22:48	192	5:34	79	17:23	171
6	（日）		15:21	201	*	*	7:25	78	20:58	164
7	（月）		1:42	189	16:14	220	8:53	64	21:59	142
8	（火）		3:18	207	16:50	237	9:57	48	22:39	118
9	（水）		4:15	229	17:22	249	10:47	35	23:15	96
10	（木）		5:02	246	17:52	257	11:28	30	23:48	77
11	（金）	朔	5:43	257	18:19	260	12:04	33	*	*
12	（土）		6:23	260	18:44	260	0:20	62	12:36	43
13	（日）		7:00	256	19:07	256	0:51	53	13:05	58
14	（月）		7:36	247	19:28	250	1:20	50	13:31	76
15	（火）		8:12	234	19:47	241	1:49	51	13:56	95
16	（水）		8:50	219	20:07	231	2:19	58	14:20	114
17	（木）		9:32	203	20:29	217	2:50	68	14:45	132
18	（金）		10:26	187	20:55	202	3:28	81	15:15	149
19	（土）	上弦	12:07	176	21:33	184	4:26	95	16:11	166
20	（日）		15:06	183	23:48	170	6:20	104	20:26	164
21	（月）		15:51	198	*	*	8:09	97	21:28	145
22	（火）		2:26	178	16:18	213	9:14	84	22:01	126
23	（水）		3:26	197	16:43	226	9:59	70	22:30	106
24	（木）		4:08	216	17:07	238	10:35	59	22:59	86
25	（金）		4:46	233	17:30	247	11:08	51	23:29	67
26	（土）		5:23	248	17:54	254	11:40	49	23:59	50
27	（日）	望	6:01	258	18:18	258	12:11	52	*	*
28	（月）		6:40	261	18:43	257	0:31	36	12:41	62
29	（火）		7:20	258	19:07	253	1:03	28	13:12	77
30	（水）		8:03	248	19:31	244	1:38	27	13:42	96

（基準面は基本水準潮：D.L）

10月			満潮				干潮			
			時刻（時分）	潮位（cm）	時刻（時分）	潮位（cm）	時刻（時分）	潮位（cm）	時刻（時分）	潮位（cm）
10/1	（木）		8:49	232	19:57	231	2:15	33	14:13	117
2	（金）		9:43	212	20:26	215	2:58	45	14:47	138
3	（土）	下弦	10:58	194	21:08	196	3:56	62	15:36	158
4	（日）		13:07	188	23:16	177	5:28	76	19:03	167
5	（月）		14:55	201	*	*	7:16	77	20:59	145
6	（火）		2:04	185	15:42	216	8:37	69	21:42	118
7	（水）		3:17	206	16:15	230	9:35	59	22:17	93
8	（木）		4:08	226	16:45	240	10:21	54	22:50	71
9	（金）		4:51	241	17:12	247	11:00	54	23:22	53
10	（土）		5:31	250	17:37	250	11:35	60	23:52	40
11	（日）	朔	6:08	253	18:00	250	12:06	69	*	*
12	（月）		6:44	250	18:22	247	0:22	33	12:34	81
13	（火）		7:19	244	18:43	241	0:51	31	13:01	93
14	（水）		7:54	234	19:04	233	1:19	34	13:28	106
15	（木）		8:30	221	19:27	222	1:48	42	13:55	118
16	（金）		9:09	206	19:52	209	2:19	53	14:24	131
17	（土）		9:57	192	20:22	194	2:56	67	14:59	143
18	（日）		11:10	180	21:06	176	3:45	82	16:02	155
19	（月）	上弦	13:16	178	23:12	162	5:09	95	19:25	153
20	（火）		14:40	189	*	*	7:00	96	20:42	134
21	（水）		1:44	168	15:20	202	8:16	89	21:20	111
22	（木）		2:54	187	15:49	216	9:09	79	21:53	88
23	（金）		3:42	208	16:16	228	9:51	71	22:24	64
24	（土）		4:25	228	16:42	239	10:30	67	22:57	41
25	（日）		5:06	244	17:09	246	11:07	67	23:30	22
26	（月）	望	5:48	255	17:36	250	11:43	72	*	*
27	（火）		6:30	259	18:04	249	0:05	8	12:18	81
28	（水）		7:14	255	18:34	244	0:42	2	12:54	94
29	（木）		8:00	244	19:05	234	1:22	4	13:29	109
30	（金）		8:49	228	19:39	220	2:05	14	14:07	124
31	（土）		9:46	211	20:21	202	2:54	30	14:53	138

（参考）任意港の満潮及びその時刻の求め方

地名	改正数 潮時差	潮高比	摘要
前芝	+ 0時 20分	0.74	標準港：名古屋港
蒲郡	+ 0時 00分	0.90	標準港：名古屋港
武豊	+ 0時 10分	0.93	標準港：名古屋港
師崎	+ 0時 00分	0.81	標準港：名古屋港
常滑	+ 0時 25分	0.84	標準港：名古屋港

（公式）

(1) 任意港における潮時差
（標準港の潮時）＋（潮時差）

(2) 任意港における潮位
{（標準港の潮位）－（標準港の平均水面の高さ）}×（潮高比）＋（その港の水深の基準面から平均水面までの高さ）

(3) T.P.＝D.L.－1.41m

第３　愛知県水防計画付図
（県管理河川水防情報）

※付図については愛知県建設局河川課ウェブページ「愛知県水防計画」の「令和８年度　愛知県水防計画　資料編　第３」を参照してください。

（https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kasen/）